

# 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会報告書

平成21年3月

市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市



# 目次

序章	調査研究の概要.....	1
(1)	研究の背景.....	1
(2)	研究の目的.....	5
(3)	研究会の構成・スケジュール.....	6
(4)	研究の流れと最終報告書の位置づけ.....	7
第1章	圏域の現状.....	9
(1)	位置.....	9
(2)	人口.....	10
(3)	産業.....	15
(4)	交通.....	25
(5)	人口動態と住宅着工の状況.....	31
(6)	財政状況（平成17年度決算・普通会計）.....	36
(7)	まとめ.....	42
第2章	既存政令市との比較から見た圏域の現状.....	43
(1)	政令市の主な指定要件.....	43
(2)	主要指標からみた4市の特徴（既存政令市との比較）.....	44
(3)	主な指定要件からみた4市の政令市移行の可能性.....	61
第3章	人口及び財政の推計から見た課題.....	62
(1)	将来人口推計.....	62
(2)	合併しない場合の将来的な財政状況.....	64
第4章	圏域の課題と方向性.....	74
(1)	圏域の課題とポテンシャル.....	74
(2)	社会経済環境の動向.....	75
(3)	まちづくりの方向性.....	77
第5章	合併及び政令市移行により期待される効果.....	79
(1)	4市が合併する場合に期待される効果.....	79
(2)	政令市に移行する場合に期待される効果.....	82
第6章	合併及び政令市移行に伴う財政への影響.....	86
(1)	合併に伴う財政への影響.....	86
(2)	政令市移行に伴う財政への影響.....	92
(3)	財政への影響のまとめ.....	98
第7章	合併や政令市移行に伴って懸念される事項等.....	100
(1)	合併により懸念される事項と対応の方向性.....	100
(2)	政令市移行に伴い留意すべき事項.....	103
第8章	新市の将来像.....	106
(1)	将来像検討の視点・手法.....	106
(2)	有識者との勉強会の概要.....	109

(3)	避けるべきシナリオ .....	113
(4)	将来像の基本的な考え方 .....	116
(5)	新市の将来像 .....	118
第9章	新市の将来像を実現する柱と施策 .....	120
(1)	将来像を実現する7つの柱 .....	120
(2)	柱・施策の全体像 .....	122
(3)	柱・施策の詳細 .....	124
第10章	新市の将来像と政令市制度等 .....	161
(1)	7つの柱の実現と政令市制度等との関係 .....	161
(2)	7つの柱の実現と行政区制度の関係 .....	165
(3)	7つの柱の実現と都市ブランド効果等 .....	170
第11章	圏域住民の意見を踏まえた検討結果等 .....	171
(1)	住民アンケート等の目的と方法 .....	171
(2)	新市の将来像について .....	173
(3)	7つの柱について .....	177
(4)	合併・政令市移行への意見について .....	189
(5)	研究活動について .....	194
第12章	本研究のまとめと今後の課題 .....	197
(1)	これまでの振り返り .....	197
(2)	3つの選択肢についての研究会の考え方 .....	202
(3)	今後の検討課題等 .....	203
(4)	結びに代えて .....	205
参考1	4市の現状と経緯 .....	207
(1)	4市の成り立ち（合併の歴史） .....	207
(2)	総合計画等に見る基本理念・将来像 .....	209
(3)	地域の一体性 .....	211
参考2	4市の主要事業比較 .....	217
参考3	将来人口推計の詳細 .....	225
(1)	基本的な考え方 .....	225
(2)	コーホート要因法の詳細と本推計における仮定の設定について .....	225
(3)	将来人口推計の結果について .....	227
参考4	財政シミュレーションの詳細 .....	228
(1)	基本的な考え方 .....	228
(2)	合併しない場合の財政シミュレーションの詳細 .....	229
(3)	合併する場合の財政シミュレーションの詳細 .....	243
(4)	政令市に移行する場合の財政シミュレーションの詳細 .....	258
参考5	先行政令市の事例研究 .....	266
(1)	千葉市の例 .....	266
(2)	堺市、新潟市、浜松市の例 .....	273

(3)	さいたま市、川崎市、相模原市の例 .....	281
参考6	リレーシンポジウムの概要報告 .....	286
(1)	開催日時・会場・来場者 .....	286
(2)	シンポジウムの内容 .....	286
参考7	住民アンケート等の概要報告 .....	295
(1)	4市住民アンケート .....	295
(2)	その他のアンケート等 .....	326
参考8	東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会規約等 .....	334
(1)	研究会規約 .....	334
(2)	研究会ワーキンググループ運営要領 .....	336



## 序章 調査研究の概要

この報告書は、「東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会」（会の概要はP6参照）が平成19年度～20年度に実施した共同研究結果を最終報告書として取りまとめたものである。

### （1）研究の背景

地方分権の進展や少子高齢・人口減少時代の到来等の流れの中、地方自治体にはこれまで以上に行財政基盤を強化し、地域特性を生かした独自の行政経営を行うことが求められている。本研究の背景となるこうした時代状況や国・県の動向としては、以下の諸点が挙げられる。

#### ① 少子高齢・人口減少時代の到来

全国規模で少子高齢化と人口減少が進行している。本圏域の4市（市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市）は、現時点での高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は相対的に低いものの、人口急増都市として発展してきた特性上、団塊の世代の高齢化等に伴って今後は急速に高齢化が進むものと予測される。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成15年12月推計）によれば、4市の老年人口（65歳以上）は、平成12年（2000年）の約19万人から平成42年（2030年）の約42万人へと30年間で2.2倍、実数で約23万人増加し、一方この間に、生産年齢人口（15歳～64歳）は約25万人減少するものと見込まれている（※<sup>1</sup>）。

生産年齢人口の減少による税収の減少と、老年人口の増大による扶助費等の増大が同時に進行することは、4市の財政状況に大きな影響を与えると予想され、必要なサービスを持続的に提供し続けるためには、大幅な行政改革とともに、行財政基盤の抜本的な強化、行政能力の向上等が必要と想定される。

#### ② 地方分権の進展と基礎自治体の役割の拡大

平成12年施行の「地方分権一括法」により機関委任事務が廃止されるなど国と地方の役割分担が整理され、平成16年から18年にかけての三位一体改革（国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲を一体的に進める改革）によって財源移譲が一定程度行われるなど、地方分権が進められてきた。更に、平成19年4月には「地方分権改革推進法」が施行され、平成22年の「（仮称）地方分権改革一括法」に向けて、現在、第二期地方分権改革が進行中である。

この流れの中で、国は国家の存立にかかわる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本に、地方自治体への権限移譲等が進められようとしている。

---

※<sup>1</sup> 平成12年の国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成15年12月推計）は、すでに現状との乖離が大きいため、本研究（第3章）では独自に人口推計を行い、財政シミュレーション等の基礎として活用した。

県から市町村への事務移譲は、県条例による事務処理の特例制度（平成12年の地方分権一括法により制度化）に基づき、年々進展しており、千葉県では平成19年4月現在、86項目907事務が「市町村が処理する事務」となっている。

国と地方の役割分担や税源配分のあり方等の改革の具体的な方向性については、地方分権改革推進委員会等における更なる議論が待たれるところであるが、地方分権という大きな流れは確実に進行し、地方自治体、中でも住民に最も近い基礎自治体（市町村）の役割は、ますます大きくなると考えられる。

地方分権によって国・県から移譲される権限を担い、自らの判断と責任において地域の実情に即した行政経営を行えるよう、行政能力を高め、財政基盤を強化することが、基礎自治体には求められている。

### ③ 生活圏の拡大と広域的な取組みの必要性

現在の4市の枠組みがほぼ形作られた「昭和の大合併」（※<sup>2</sup>）から50年余りが経過し、社会経済状況や市民の暮らしは大きく変化した。交通機関や情報通信網の発達に伴い、通勤・通学や日常的な行動範囲、経済活動の範囲は市域を越えて広がるようになり、交通対策や医療・福祉、まちづくり、防災、環境問題等の様々な面で、現在の市域を越えた広域的な取組みが必要となっている。

特に本圏域においては、市境を跨いで市街地が連続している箇所も多く、市境の存在が住民の利便性を損なうケースも想定される。

また、各市とも厳しい財政状況の中、市域を越えた広域的な取組みによって、事務の効率化を図る、公共施設の有効利用を図るといった、行政改革効果も期待される。

### ④ 地域間競争への対応

全国規模で人口減少が進行していく中、より魅力的な地域、住みよい地域を求める住民が、利便性や、医療や福祉、教育、文化などのライフスタイルごとに必要となる多様な行政サービス、生活環境・自然環境等によって、居住地を選び移り住む傾向が、現在以上に強まるものと予測される。

本圏域は、首都・東京に近い立地を生かして発達してきたが、地域間競争の時代においても持続的に発展しつづけるためには、都市としての魅力や環境、行政サービスの質等を更に高めることが必要と考えられる。そのためには、行財政基盤を強化して、より自立性の高い都市経営を行うとともに、都市ブランドの確立を図ることが求められる。

---

※<sup>2</sup> 昭和28年の町村合併促進法と31年の新市町村建設促進法により、全国的に進められた市町村合併。市川市は昭和30年に行徳町、31年に南行徳町を、船橋市は昭和28年に二宮町、29年に豊富村を、松戸市は昭和29年に東葛市（現・柏市）の一部となっていた旧小金町地区、31年に沼南村の一部を合併して、現在の市域を形作った。鎌ケ谷市は明治以来合併を経験せず、ほぼ現在の区域を保っている。



## ⑤ 「平成の大合併」と政令市の指定の弾力化

「地方分権一括法」に伴い、平成 11 年に「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が改正され、いわゆる「平成の大合併」が全国的に進行した。その中で、国の合併支援策の一環として、政令指定都市（以下、政令市という）の指定要件が緩和された（※<sup>3</sup>）。

この結果、静岡市（平成 17 年 4 月移行）、堺市（平成 18 年 4 月移行）、浜松市・新潟市（平成 19 年 4 月移行）と、人口 70～80 万人規模の政令市が相継いで誕生している。更に、中核市である岡山市と相模原市が近隣の市町村を合併し、政令市への移行準備を進めている。（岡山市は平成 21 年度に移行予定、相模原市は平成 22 年度を目標年度に掲げている。）

こうした中、人口 58 万人の中核市である船橋市はもとより、40 万人台の人口を有する松戸市・市川市にとっても、近隣市との合併による政令市への移行という道が、現実性のある選択肢の一つとなってきた。

政令市は、現行の都市制度の中で最も高い自主性・自立性を有し、地方分権が保証された都市であると言われており、本圏域の各市が、行財政基盤の強化や行政能力の向上、より自立した行政経営を目指す上で、政令市への移行という可能性についても検討する必要性が生じている。

## ⑥ 「平成の大合併・第 2 ステージ」と「千葉県市町村合併推進構想」

「平成の大合併」により千葉県内では 11 地区 35 市町村において合併が行われ、平成 15 年度末に 80 あった市町村が平成 18 年度末までに 56 に再編されたが、本圏域の 4 市においては、この間、周辺市町村との合併に関する協議等は行われなかった。

その後、平成 17 年度末に旧合併特例法が失効し、平成 18 年 4 月からは「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」が施行されている。

合併新法下のいわゆる「平成の大合併・第 2 ステージ」において、千葉県は、市町村合併を、①分権型社会への転換、②地域社会の課題克服、地域活性化のための有効な手段と考えて、自主的な市町村合併の取組みを推進していく方針をとり、平成 18 年 12 月 28 日に「千葉県市町村合併推進構想」を策定した。

この「構想」で、県は 4 市を含む東葛飾・葛南地域（市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市の 11 市）について、「各市とも人口 10 万人以上を有し、基礎自治体として一定程度の自立性・総合性を備えており、政令市のメリット等を自主的に調査・研究していることから、合併構想の対象市町村とはしない（組合せを示さない）が、地域の状況等から、更に充実した行政権能等を有する政令市を目指すべき『更なるステップアップが望まれる地域』として、県の考え方を整理」（千葉県市町村合併推進構想から抜粋・編集）している。

---

※<sup>3</sup> 政令市への移行要件は一般に人口 100 万人以上といわれてきたが、「市町村合併支援プラン」（市町村合併支援本部・平成 14 年 8 月）及び「新市町村合併支援プラン」（市町村合併支援本部・平成 17 年 8 月）で、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」とされた。

「構想」中のこうした位置づけは、本圏域における各市の動きや研究を方向づけるものではないが、4市独自の課題として、「平成の大合併・第2ステージ」以降の分権型社会推進の中での圏域のあり方、県内における役割等を検討する必要性が生じている。

## ⑦ 道州制をめぐる動向と導入後を見据えた展望の必要性

全国をいくつかのブロックに分けて、広域的な行政体＝「道」や「州」を設置するという道州制に関する議論は、戦前からたびたび行われてきたが、地方分権の流れの中で近年、改めて議論が活発化している。

国の第28次地方制度調査会は、平成18年2月の「道州制のあり方に関する答申」の中で、道州制は「国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有効な方策となる可能性を有している」とした上で、道州制の制度設計として、

- 都道府県に代えて道州を置き、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
  - 現在の国（特に地方支分部局）の事務はできる限り道州に移譲し、都道府県の事務は大幅に市町村に移譲する
  - 道州に議会と長を置き、道州の住民の直接選挙で選出する
  - 税源移譲や地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現する
- 等の考え方（同答申から抜粋・編集）を示した。また、全国を9道州・11道州・13道州に分ける3種類の区域例を示している。

道州制をめぐるのはその後、平成18年12月に、北海道をモデルとして国から8項目の権限移譲を行う「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立した。

また、平成19年1月に政府が「道州制ビジョン懇談会」を設置して、「道州制ビジョン」の策定に向けた議論を開始。更に同月、全国知事会も「道州制に関する基本的考え方」を公表し、地方自治体や政党、経済界、学会等からも提言や研究報告等が相次ぐなど、各方面において検討が進んでいる。

道州制については様々な主張があり、具体化には更なる議論が必要であるが、地方分権を推進する点は共通していることから、導入される場合には、住民に最も近い基礎自治体としての市町村の役割が飛躍的に拡大することが見込まれる。

また、議論の中では、現在の中核市程度の事務がすべての市町村に移譲されるとの考え方（※<sup>4</sup>）も示されており、受け皿となる市町村の規模や能力、更なる再編等の問題についても検討が進むことが想定される。

道州制下では、中核市と一般市との違いがなくなる事態も想定される一方で、十分な規模と能力を有する市（現行の政令市等）については、更なる事務移譲や、より独立性の高い道州との関係等も議論されている。道州制下における大都市のあり方も含めて、議論の動向を

---

※<sup>4</sup> 第28次地方制度調査会の第31回専門小委員会では、「具体的には、現在都道府県から特例市ないし中核市に移譲されている事務は、道州制の下では、すべての市町村に移譲することを基本とする。現在の指定都市については、現行制度と同様の事務配分の特例を設ける」との議論が行われている。

見守るとともに、導入後を見据えた本圏域の将来的なあり方を模索していくことが必要と考えられる。

## （２） 研究の目的

本圏域の４市（市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市）は、立地や成り立ちに共通性をもち、前節のような時代認識、将来に向けた課題意識等を共有することから、圏域の将来的なあり方について、共同で研究を実施するものである。

合併を含む研究は、各市単独での実施が困難なため４市による共同研究としたが、この組合せによる合併及び政令市移行を前提あるいは目的とするものではない。

本研究では、地方分権の進展や少子高齢・人口減少時代の到来等によって社会経済状況が大きく転換する中、本圏域の各市がいかにして、２０年、３０年後の将来にも持続可能な行財政経営を実現し、分権型社会の確かな担い手となり、住みよい街・魅力溢れる都市づくりを進めるかという観点から、圏域の将来的な方向性を模索する一環として、合併・政令市移行という選択肢を取り上げて調査・研究を行うものである。

この研究の結果を、市政の現状と将来を広く住民に考えていただくための議論の素材として提供するとともに、各市が政策判断を行う際の資料として活用することを目的とする。

### 【研究の目的】

- ① ４市の現状や将来推計等に関する事項を分析し、圏域の課題や方向性等について、広く住民に考えていただくための資料として提供すること。
- ② ４市の合併及び政令市移行を将来的な選択肢の一つとして取り上げ、その効果と影響を政策・財政の両面から調査・研究するとともに、政令市となった新市の将来像（試案）を提示し、住民による議論の素材に供するとともに、政策判断の資料として活用すること。

### (3) 研究会の構成・スケジュール

本研究会は、4市の企画担当部長職（相当）で構成し、平成19～20年度の2年間で、合併・政令市移行の効果・影響等を含む調査・研究を実施した。

なお、県は4市の自主的・主体的な研究を尊重する立場から、本研究会にオブザーバーとして参加し、資料や情報の提供といった側面的な支援・協力を行った。

#### 【研究会の概要】

- 名称： 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会
- 設立年月日： 平成19年4月27日
- 構成団体： 市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市
- 役職・委員：

		平成19年度	平成20年度
会長	船橋市	企画部長 三橋 勝吾	企画部長 鈴木 俊一
副会長	市川市	企画部長 杉山 公一	企画部長 能村 研三
監事	松戸市	総務企画本部長 中島 道博	総務企画本部長 鈴木 貞夫
監事	鎌ヶ谷市	市長公室参事 川尻 秋重	総務企画部長 北村 眞一

- オブザーバー： 千葉県 市町村合併担当課長  
(19年度：板倉正典氏、20年度：鈴木一郎氏)
- 下部組織： 研究会委員が指定する者によるワーキンググループを設置
- 事務局： 船橋市（企画部企画調整課広域行政推進班）
- スケジュール

平成19年4月27日	第1回	規約、役員、予算等について
平成19年10月25日	第2回	調査研究業務の進捗状況について
平成20年3月28日	第3回	中間報告について
平成20年4月25日	第4回	今後の進め方について
平成20年11月5日	第5回	最終報告書案について
平成21年3月30日	第6回	最終報告書の取りまとめ

#### **(4) 研究の流れと最終報告書の位置づけ**

研究の流れは、次頁のとおりである。平成19年度は、まず圏域の現状と、既存政令市との比較からみた現状を分析するとともに、将来的な人口・財政推計を実施し、そこから抽出された4市の課題とポテンシャルをもとに、将来的な方向性を導出した。

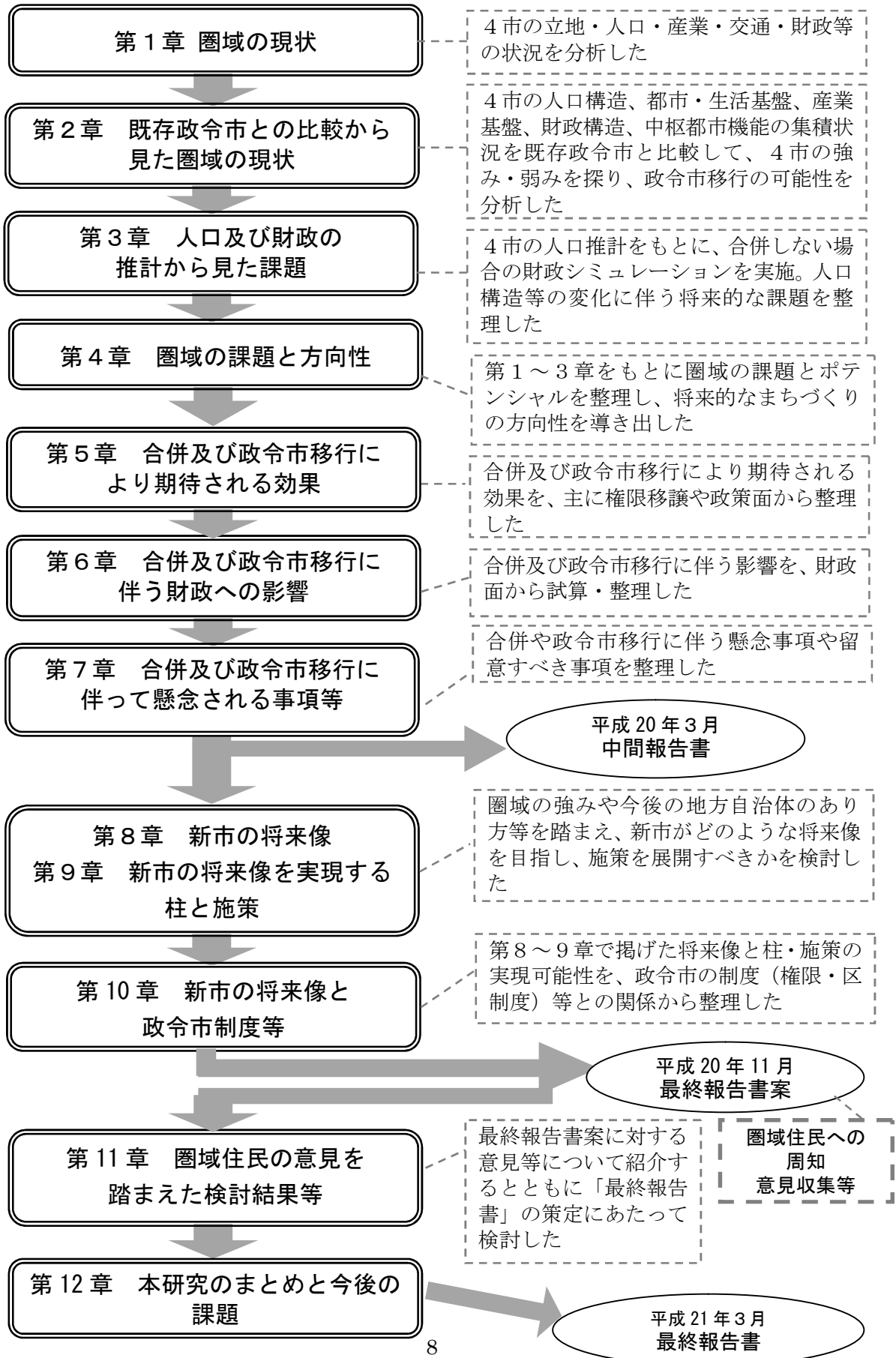
その後、合併及び政令市移行の効果と影響を、政策・財政の両面から分析し、最後に、今後の検討課題を整理した。

このほか、4市の成り立ち（合併の歴史）の研究、総合計画等に見る基本理念等の比較、地域の一体性の整理、4市の主要事業の比較、先行政令市（千葉市・堺市・新潟市・浜松市）の事例研究等（P266 参照）を実施し、平成20年3月に、本研究会の「中間報告書」として公表した。

平成20年度は更に、政令市移行の意義や必要性、都市像等を検討し、圏域住民の意見を喚起する目的から、合併・政令市移行後の新しい市の具体的なイメージまでを整理し、「最終報告書案」として公表した。

その後、「最終報告書案」を住民へ周知し、意見収集等（P295 参照）を行い、先行政令市等（川崎市・さいたま市・相模原市）の事例研究を実施し、平成21年3月に本研究会の「最終報告書」として取りまとめ、公表したところである。

## 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会の研究の流れ



## 第 1 章 圏域の現状

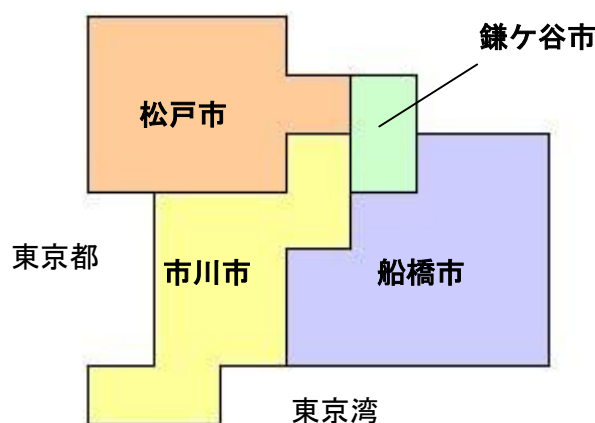
この章では、本圏域を構成する 4 市（市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市）の位置や人口、産業、財政構造等の特色を概観する。

※ なお、4 市の成り立ち（合併の歴史）、総合計画等に見る基本理念・将来像、地域の一体性については、「参考 1 4 市の現状と経緯」（P207）に、4 市の主要事業の概要については「参考 2 4 市の主要事業比較」（P217）に掲載している。

### （1）位置

4 市は、千葉県北西部の東葛飾・葛南地域に位置し、江戸川をはさんで市川市は東京都江戸川区と、松戸市は東京都葛飾区及び埼玉県三郷市と隣接している。船橋市と市川市は東京湾に面し、市川市の東側に船橋市及び鎌ヶ谷市が、北側に松戸市が隣接した立地である。

都心から、市川市・船橋市・松戸市は 20km 圏内に、鎌ヶ谷市は 25km 圏内に位置している。



4 市の面積及び東京駅からの所要時間

	面積 ※1	各市役所の最寄駅	東京駅からの所要時間 ※2
市川市	57.44k m <sup>2</sup>	本八幡駅	24 分
船橋市	85.69k m <sup>2</sup>	船橋駅	25 分
松戸市	61.33k m <sup>2</sup>	松戸駅	26 分
鎌ヶ谷市	21.11k m <sup>2</sup>	新鎌ヶ谷駅	38 分
合計	225.57k m <sup>2</sup>		

※1 総務省「統計でみる市区町村のすがた 2007」より

※2 各市役所最寄駅までのおおよその所要時間(乗換時間を含まず)

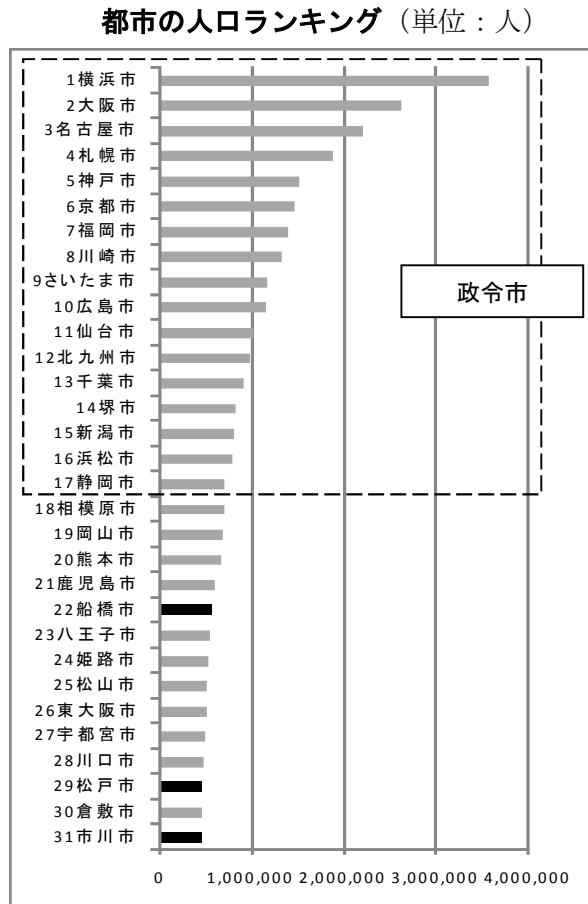
【参考】千葉市 272.08k m<sup>2</sup>

## (2) 人口

### ① 規模

人口は、船橋市が約 58 万人、松戸市が約 48 万人、市川市が約 47 万人、鎌ヶ谷市が約 11 万人である。千葉県内では、最大の千葉市（約 92 万人）に次ぎ、2 位・船橋市、3 位・松戸市、4 位・市川市の人口規模となっている。

全国の都市（東京都の特別区を除く）と比較すると（右図参照）、船橋市が 22 位、松戸市が 29 位、市川市が 31 位の規模である。政令市（1～17 位）以外では、それぞれ、5 位、12 位、14 位となる。



出所) 平成 17 年国勢調査  
(平成 19 年 10 月 1 日までの合併分を反映)

### ② 昼間人口、年齢階層・産業別人口等

昼間人口（常住人口に、通勤・通学に伴う人口の流入・流出を加減して算出した人口）は、4 市合計で約 129 万人である。

昼夜間人口比率（常住人口を 100 とした場合の昼間人口）は、83.7（船橋市）～73.9（鎌ヶ谷市）と低く、いわゆるベッドタウンに多くみられる特徴を示している。

4 市の人口を年齢別にみると、15 歳未満の年少人口が 13.3%（全国 13.7%、千葉県 13.5%）、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が 70.1%（全国 65.8%、千葉県 68.6%）、65 歳以上の老年人口が 15.8%（全国 20.1%、千葉県 17.5%）となっており、全国との比較においても千葉県内との比較においても、生産年齢人口が多く老年人口が少ない活力のある地域であるといえる。

また、就業者数を産業 3 部門別にみると、第 1 次産業就業者が就業者全体の 1.0%（全国 4.8%、千葉県 3.7%）、第 2 次産業就業者は 19.9%（全国 26.1%、千葉県 21.7%）、第 3 次産業就業者が 75.9%（全国 67.2%、千葉県 72.0%）となっており、第 3 次産業の割合が高い傾向がみられる。



#### 4 市の人口関係基礎データ

	常住人口 H19.9.1※1 (人)	H17 年国勢 調査人口 (人)	人口密度 1k m <sup>2</sup> あたり (人)	人口増加率 H12 から H17	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率 ※2
市川市	470,198	466,608	8123.4	4.0%	358,614	78.0
船橋市	583,826	569,835	6650.0	3.6%	473,490	83.7
松戸市	476,685	472,579	7705.5	1.7%	379,315	80.7
鎌ヶ谷市	104,383	102,812	4870.3	0.2%	75,917	73.9
合 計	1,635,092	1,611,834	7145.6	2.9%	1,287,336	80.5

	年少人口 比率 (0～14 歳)	生産年齢 人口比率 (15～64 歳)	老年人口 比率 (65 歳～)	第1次産業 就業者率	第2次産業 就業者率	第3次産業 就業者数
市川市	13.0%	71.4%	14.1%	0.7%	19.2%	76.7%
船橋市	13.3%	69.6%	16.4%	1.1%	19.0%	77.4%
松戸市	13.6%	69.6%	16.3%	0.9%	20.6%	74.5%
鎌ヶ谷市	13.6%	69.1%	17.2%	2.1%	24.3%	71.1%
合 計	13.3%	70.1%	15.8%	1.0%	19.9%	75.9%

出所) ※1 は各市統計。他は平成 17 年国勢調査 ※2 は、常住人口(年齢不詳者を除く)を 100 とした場合の昼間の人口

15 歳以上就業者の従業地(通勤先)を見ると、市川市の場合は、約 50%が東京都に通い、34%が市内で従業していることが分かる。他の 3 市においては、自市内で働く人と、東京都内に通う人の割合がほぼ同程度となっている。4 市を通してみると、3～5 割が都内で従業しており、圏域全体が、東京の都市雇用圏(中心都市と、そこへの通勤率が 10%以上の周辺市町村を合わせた圏域)の一部を構成していることが分かる。

#### 4 市の 15 歳以上就業者の従業地

従業地→ ↓ 常住地	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	東京都
市川市	34.4%	3.9%	1.4%	0.2%	49.8%
船橋市	3.9%	38.3%	1.1%	1.1%	38.4%
松戸市	2.3%	1.9%	41.8%	0.9%	39.0%
鎌ヶ谷市	4.0%	12.5%	6.3%	30.4%	28.8%

※濃い網掛けは、各市の最も高い数字を、薄い網掛けは 2 番目に高い数字を示す

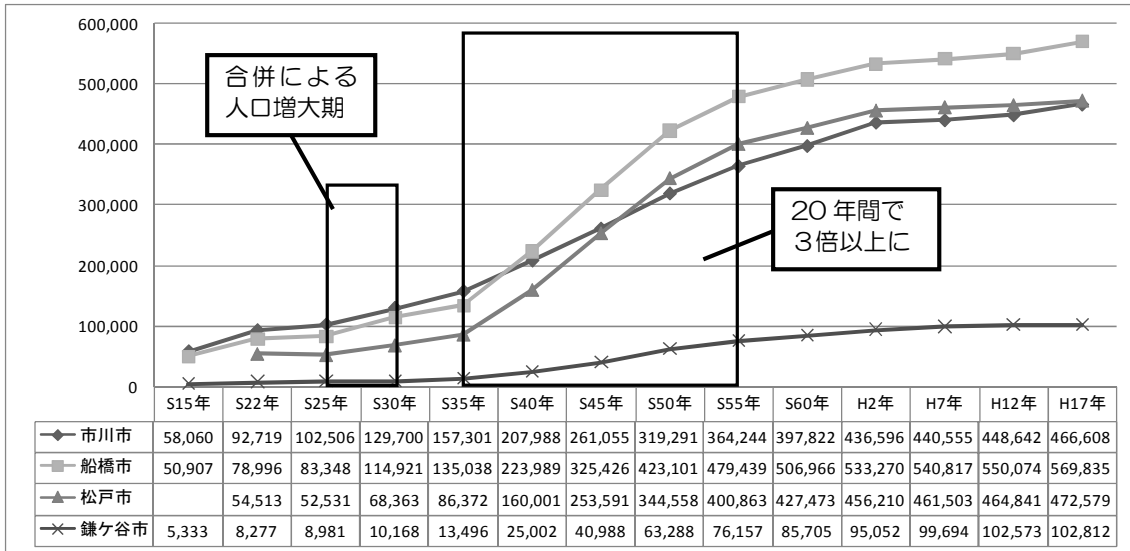
出所) 平成 17 年国勢調査

### ③ 人口の推移

市川市・船橋市・松戸市が相次いで市制を施行した時期である昭和15年から平成17年までの4市の人口の推移は下の図のようになる。

4市の人口の推移

(単位：人)



出所) 国勢調査

市川市・船橋市・松戸市は、昭和の大合併（昭和28年の町村合併促進法と昭和31年の新市町村建設促進法により、全国的に進められた合併）の時代に、近隣町村を編入して市域を拡大しているが（4市の合併の歴史は「参考1 4市の現状と経緯」（P207）参照）、その時期よりも急激な人口の増加を、昭和35年から55年頃に経験していることがわかる。船橋市・松戸市はこの時期、毎年1～2万人のペースで、市川市も、毎年1万人前後のペースで人口増を記録しており、4市圏域の合計では、昭和35年から55年の20年間に、人口が3.36倍に膨れ上がっている。

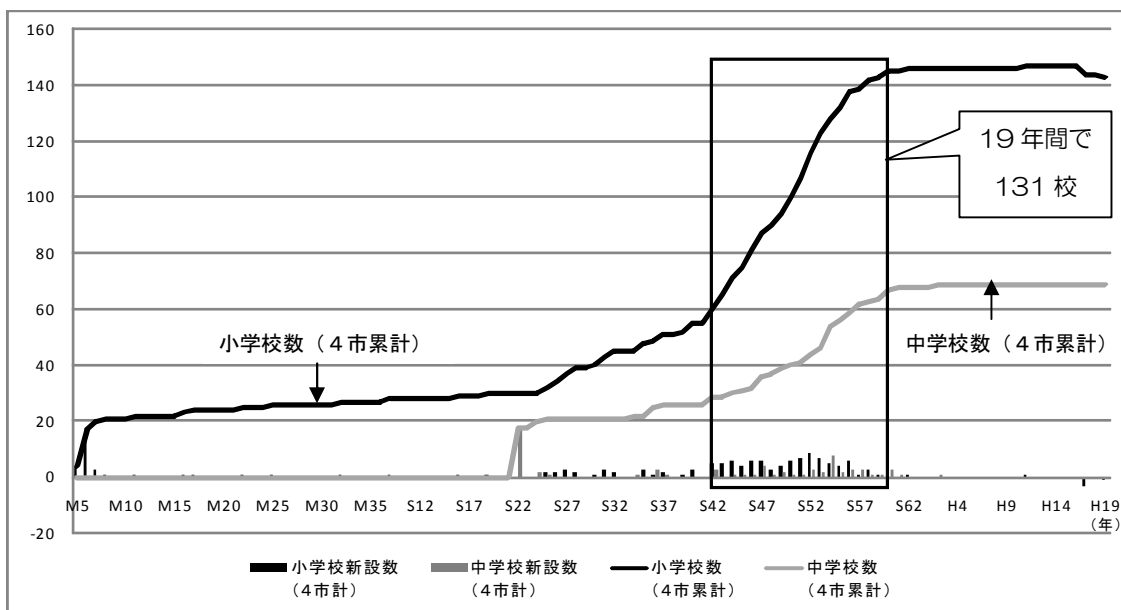
#### ■（参考）学校数の推移

この人口急増期（昭和35年～55年頃）の後を追うように、昭和42年から60年にかけて、4市においては小・中学校の新設が続いた。次頁の図は、公立小・中学校の新設数（毎年）と小・中学校数（累計）であるが、この19年間に4市で小・中併せて131校、毎年7校弱が開校していたこととなる。

昭和61年以降は小・中学校とも新設が減り、平成17年から19年には4校（松戸市3校、船橋市1校）が児童数の減少等により閉校となっている。

### 4 市の公立小・中学校の新設実績と数の推移

(単位：校)



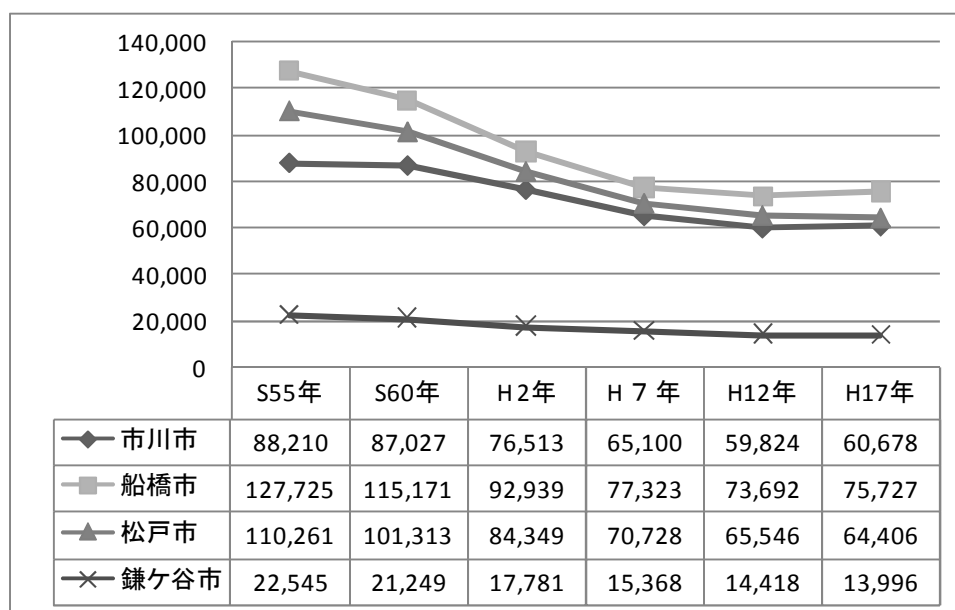
出所) 各市データ

### ④ 年齢階層別の人口推移

昭和 55 年以降の 4 市の人口推移を年齢階層別にみると、15 歳未満の年少人口は、減少傾向にあることがわかる (ただし、市川市・船橋市においては、平成 12 年から 17 年にかけて増えている)。

#### 年少人口 (0~14 歳) の推移

(単位：人)

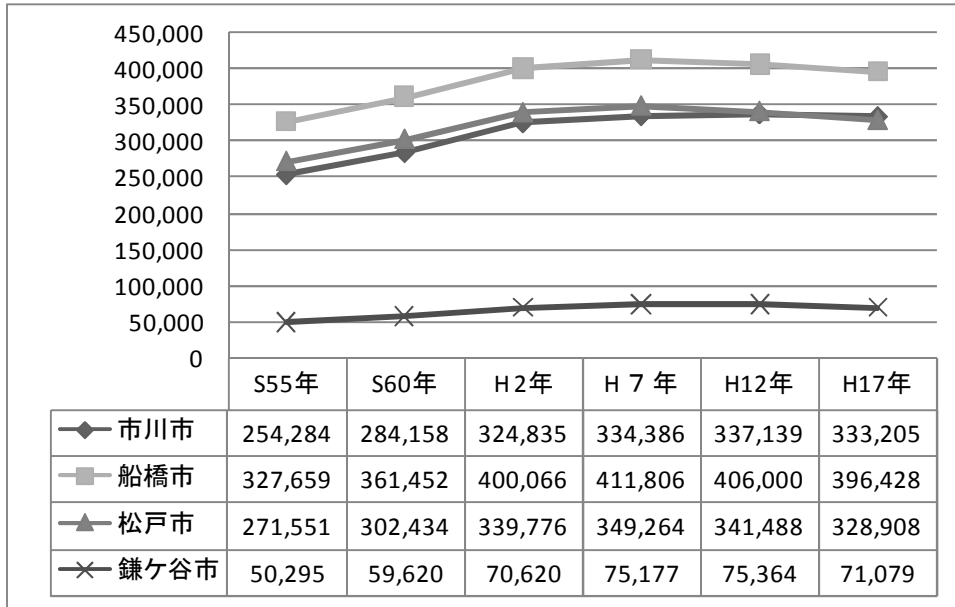


出所) 国勢調査

15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、平成7年（船橋市・松戸市）又は12年（市川市・鎌ヶ谷市）をピークに、その後は徐々に減少している。

生産年齢人口（15～64歳）の推移

（単位：人）

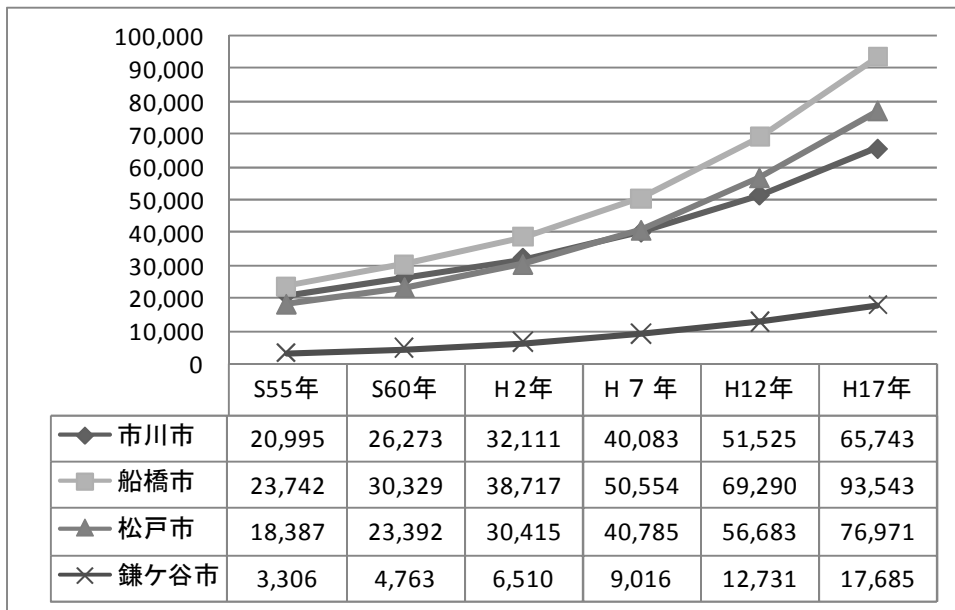


出所) 国勢調査

65歳以上の老年人口は、4市とも、急激に増加していることが分かる。

老年人口（65歳～）の推移

（単位：人）



出所) 国勢調査

### (3) 産業

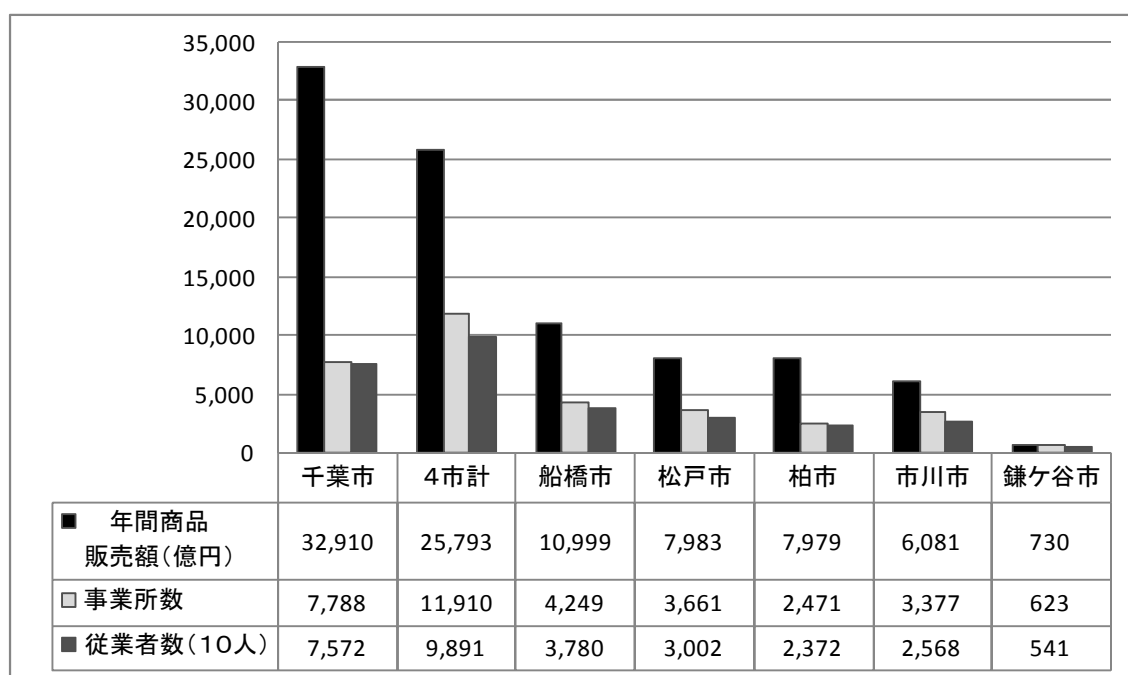
#### ① 商業

平成 16 年度の卸・小売業を合わせた年間商品販売額をみると、千葉県内では、千葉市が最大規模の 3 兆円超、続いて船橋市（2 位）が約 1 兆 1 千億円、松戸市（3 位）と柏市がほぼ同規模の約 8 千億円、市川市（5 位）が約 6 千億円となっている。

4 市圏域の合計は約 2 兆 6 千億円であり、千葉市の年間商品販売額の約 8 割に当たる。

一方、事業所数は、千葉市の約 1.5 倍、従業員数は約 1.3 倍となる。

#### 4 市及び千葉市・柏市の年間商品販売額・事業所数・従業者数（卸・小売業）



出所) 平成 16 年商業統計調査

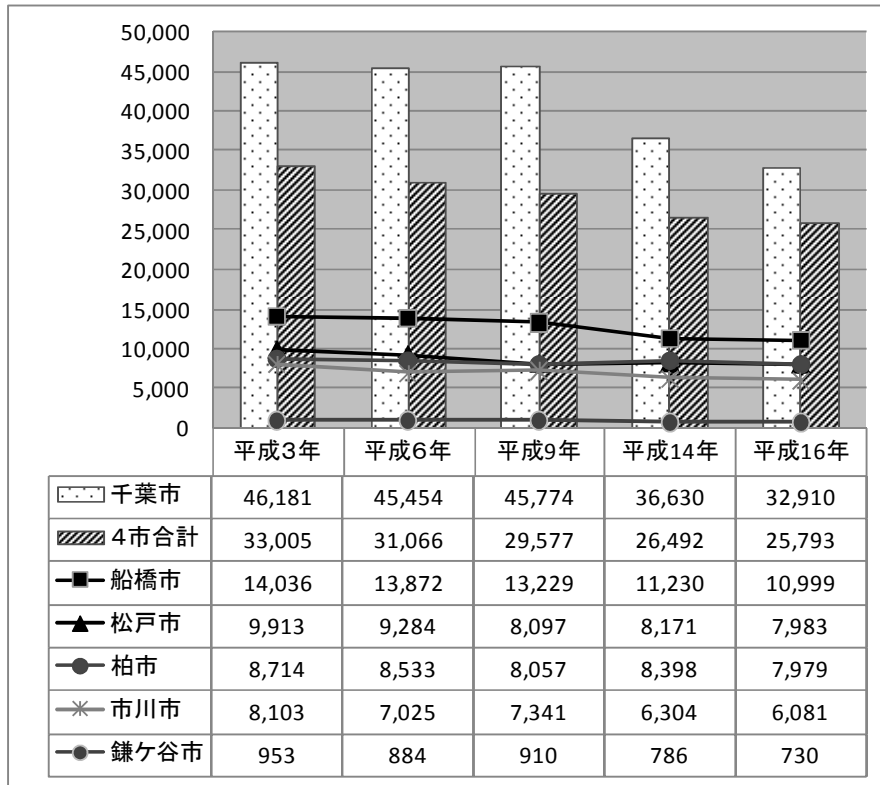
平成 3 年度から 16 年度の年間商品販売額の推移は次頁図のとおりである。

この間の全国の年間商品販売額は 25% 減の状況であるが、近隣では、千葉市が 29% 減、市川市が 25% 減、鎌ヶ谷市が 23% 減、船橋市が 22% 減、松戸市が 19% 減、柏市が 8% 減となっている。

一方、売場面積は、この間、全国では 31% 増であるが、近隣では、千葉市が 62% 増、鎌ヶ谷市 63% 増、柏市 41% 増、市川市 30% 増、松戸市 18% 増、船橋市 6% 増であった。

4市及び千葉市・柏市の年間商品販売額の推移（卸・小売業）

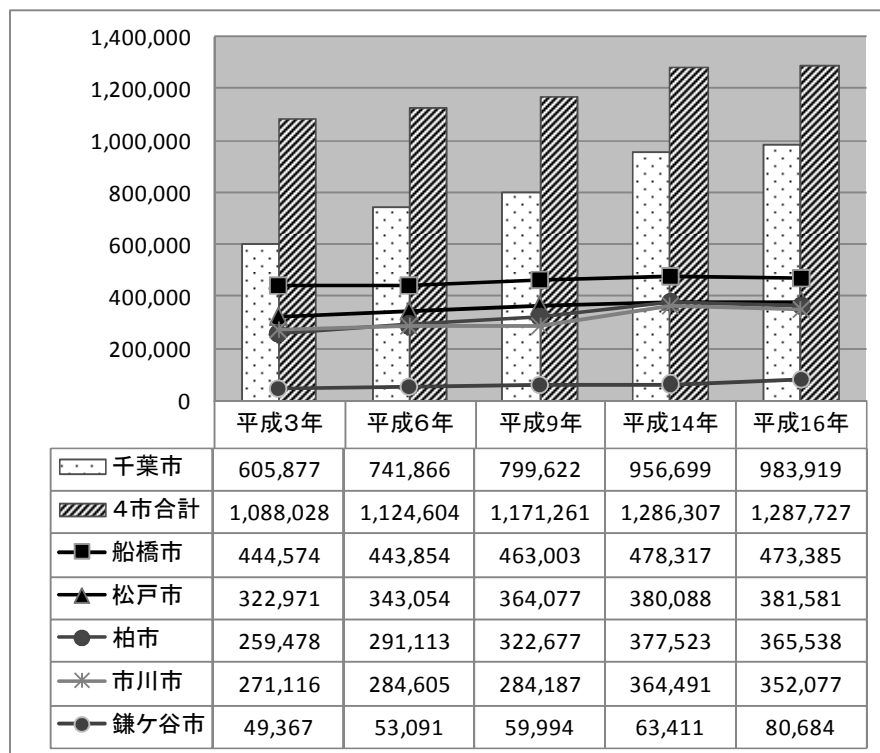
（単位：億円）



H3～16年の推移	
千葉市	-29%
4市合計	-22%
船橋市	-22%
松戸市	-19%
柏市	-8%
市川市	-25%
鎌ヶ谷市	-23%

4市及び千葉市・柏市の売り場面積の推移（卸・小売業）

（単位：㎡）



H3～16年の推移	
千葉市	62%
4市合計	18%
船橋市	6%
松戸市	18%
柏市	41%
市川市	30%
鎌ヶ谷市	63%

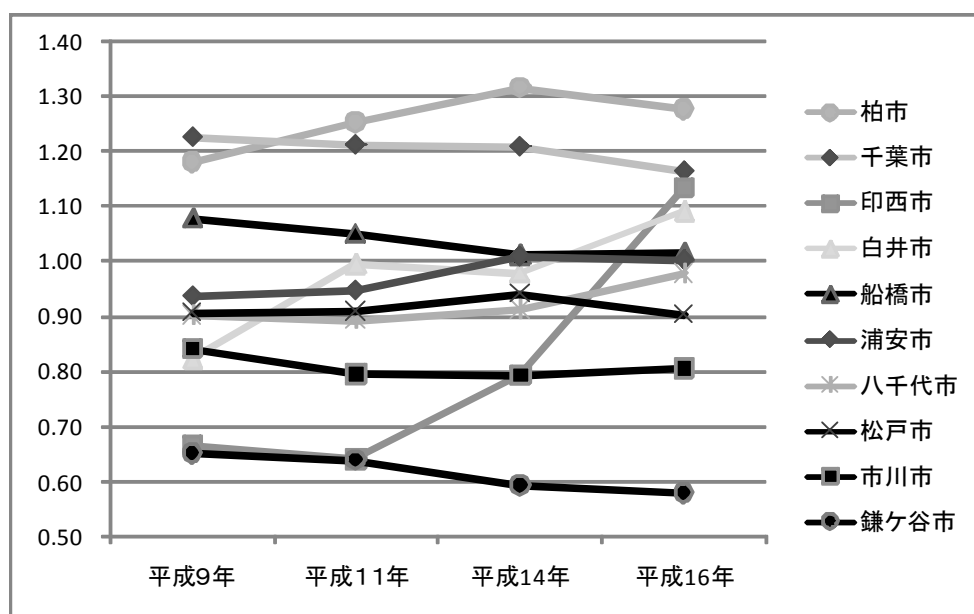
出所) 商業統計調査

小売業について、各市の商業施設等が周辺地域から、どれだけの顧客を集めているかを見るため、「小売吸引力指数（当該市の一人当たり年間商品販売額を、県平均の一人当たり年間商品販売額で除した数。この値が1以上ならば県内の他市から客を引き付け、市域の購買力以上の売上を得ていることを示し、1未満ならば客が県内の他市に流出していることを示すといわれる。他県の都市との比較はできない）」を、下の図及び表のとおり算出した。

平成9年度から16年度の推移を見ると、柏市、印西市、白井市、浦安市で指数が上昇し、かつ1以上となっており、八千代市でも指数が上昇。一方、千葉市、船橋市においては、指数が1以上であるものの下降していることがわかる。松戸市は0.9前後、市川市は0.8前後の水準を保ち、鎌ヶ谷市は下降して0.6以下となっている。

周辺都市の商業発展に伴い、「商都」といわれてきた船橋市の小売業における競争力が、近年、低下しつつあるものと考えられる。

4市及び近隣市の小売吸引力指数の推移



小売吸引力指数

＝市の一人当たり商品販売額÷県平均の一人当たり商品販売額

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
柏市	1.18	1.25	1.32	1.28
千葉市	1.23	1.21	1.21	1.16
印西市	0.67	0.64	0.79	1.13
白井市	0.82	0.99	0.98	1.09
船橋市	1.08	1.05	1.01	1.02
浦安市	0.94	0.95	1.01	1.00
八千代市	0.90	0.89	0.91	0.98
松戸市	0.91	0.91	0.94	0.90
市川市	0.84	0.79	0.79	0.81
鎌ヶ谷市	0.65	0.64	0.59	0.58

※行の網掛けは4市。数字の網掛けは、指数が上昇し、かつ1以上のもの

出所) 商業統計調査及び各市の住民基本台帳人口(各年10月1日現在)から作成

■（参考）購買行動と商圈構造

千葉県が3～5年ごとに実施している「消費者購買動向調査」（県内の公立中学校1～2年生のいる世帯を対象に衣料品や日用品など17項目の購買行動を調査するもの）から、4市圏域近隣における商圈構造の変化を見る。

商圈とはある市町村の顧客吸引力（周辺から顧客を引き付ける力）が及ぶ範囲をいい、商圈の中心都市には、商業中心都市、準商業中心都市、単独商圈都市の3種類がある（定義は下表右欄のとおり）。地元購買率（自市内で買う割合）と吸引力（周辺市町村から吸引している割合）によって決まる概念であり、絶対量としての販売額の大きさを示すものではない。

圏域近隣における商業中心都市・準商業中心都市・単独商圈都市の変動

	平成13年	平成18年	
商業中心都市	千葉市 成田市 柏市 船橋市	千葉市 成田市 柏市	※商業中心都市とは 地元購買率が70%で、他の5市町村以上から10%の吸引力をもつ または、地元購買率が80%以上で、他3市町村以上から10%以上の吸引力をもつ都市
準商業中心都市	松戸市 野田市	船橋市 八千代市 印西市	※準商業中心都市とは 地元購買率が60%で、他2市町村以上から10%の吸引力をもつ または、地元購買率が70%以上で、他1市町村以上から10%以上の吸引力をもつ都市
単独商圈都市	八千代市 習志野市 市川市 浦安市 我孫子市 佐倉市	松戸市 野田市 市川市 浦安市 我孫子市 佐倉市	※単独商圈都市とは 地元購買率が60%で、他の特定都市への流出が20%未満の都市

出所）千葉県消費者購買動向調査

上の表は、平成13年度調査と18年度調査の結果である。船橋市が商業中心都市から準商業中心都市に、松戸市が準商業中心都市から単独商圈都市に移動していることがわかる。市川市は両年度とも単独商圈都市であった。

商圈中心都市としての船橋市及び松戸市の相対的な地位の低下がうかがえる。



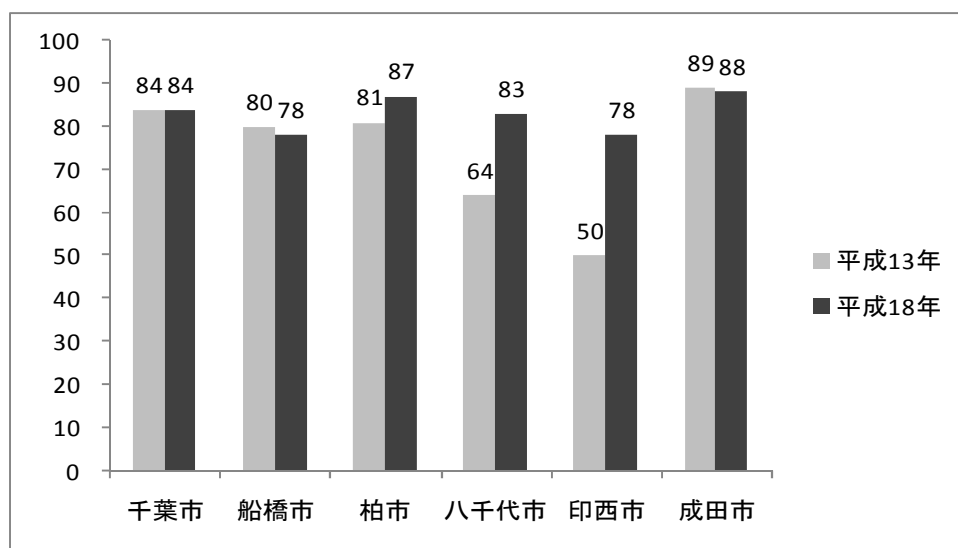
次に、平成13年度調査と18年度調査における、近隣商業中心都市・準商業都市（千葉市～成田市）の地元購買率及び吸引力を比べたものが、下の2つの図である。

平成13年から18年の間に、八千代市及び印西市の地元購買率と吸引力が、ともに大きく上昇している。一方、船橋市は、地元購買率が80%から78%に低下したため、商業中心都市の定義から外れて準商業中心都市になった。

この間に、八千代市及び印西市に大型の商業施設が進出しており、商圈が分散している様子がわかる。

### 近隣商業中心都市・準商業中心都市における地元購買率の変化

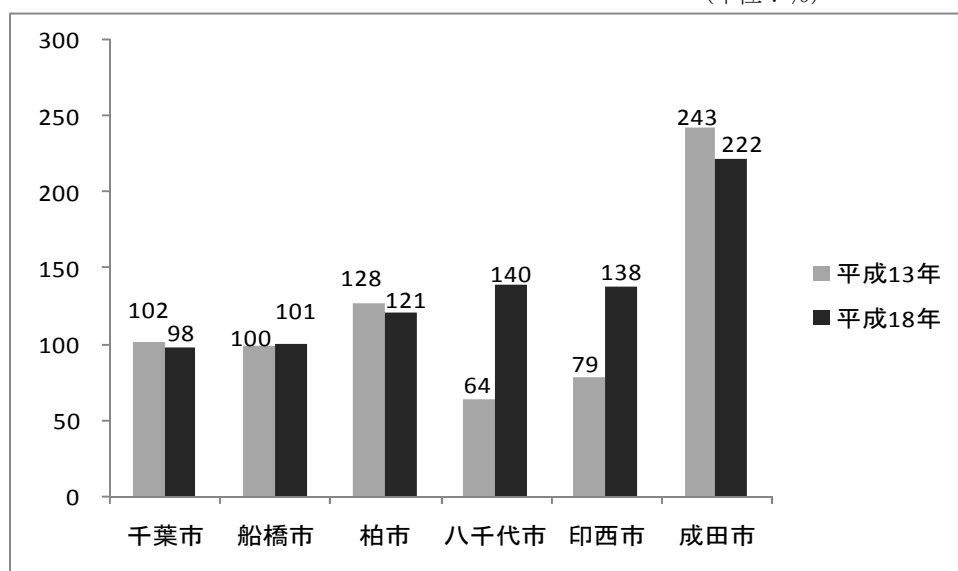
(単位：%)



出所) 千葉県消費者購買動向調査

### 近隣商業中心都市・準商業中心都市における吸引力の変化

(単位：%)

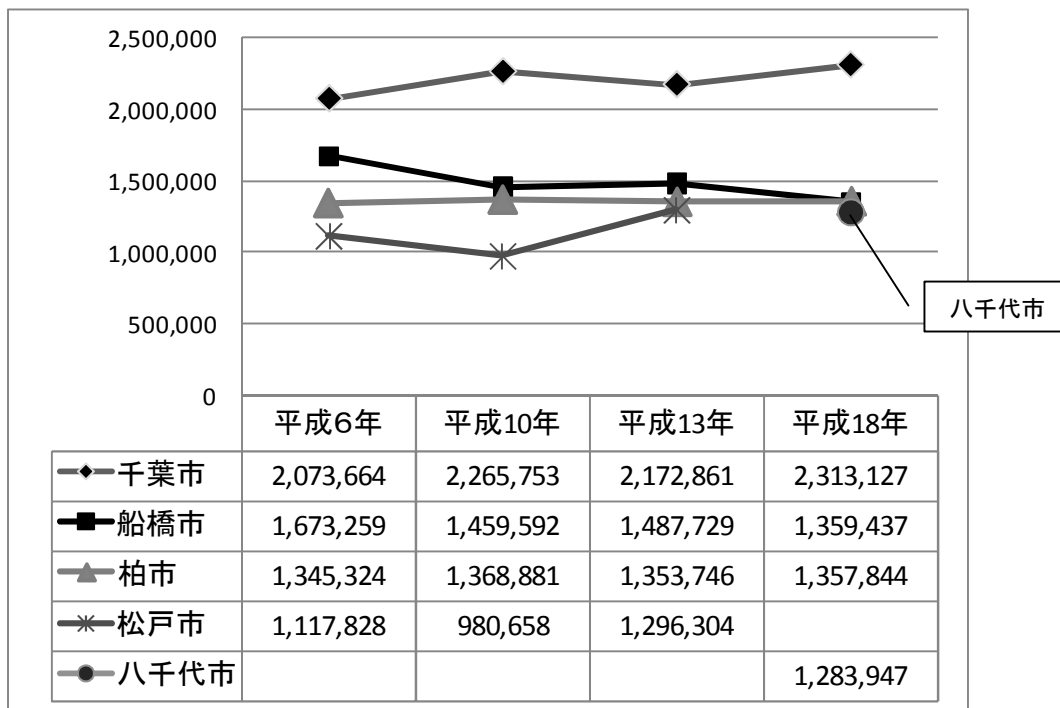


出所) 千葉県消費者購買動向調査

更に、平成6年から18年までの近隣の商業中心都市・準商業中心都市における商圏人口の推移を見る。平成6年には、千葉市の商圏人口が200万人強で県内1位、続いて船橋市の商圏人口が170万人弱で県内2位、柏市が約135万人で3位、松戸市が約100万人と続いていた。それが、18年度調査では、千葉市が230万人強へと商圏人口を増やす一方で、船橋市の商圏人口は約30万人減り、柏市とほぼ同レベルになっている。

近隣の商業中心都市・準商業中心都市における商圏人口の推移

(単位：人)



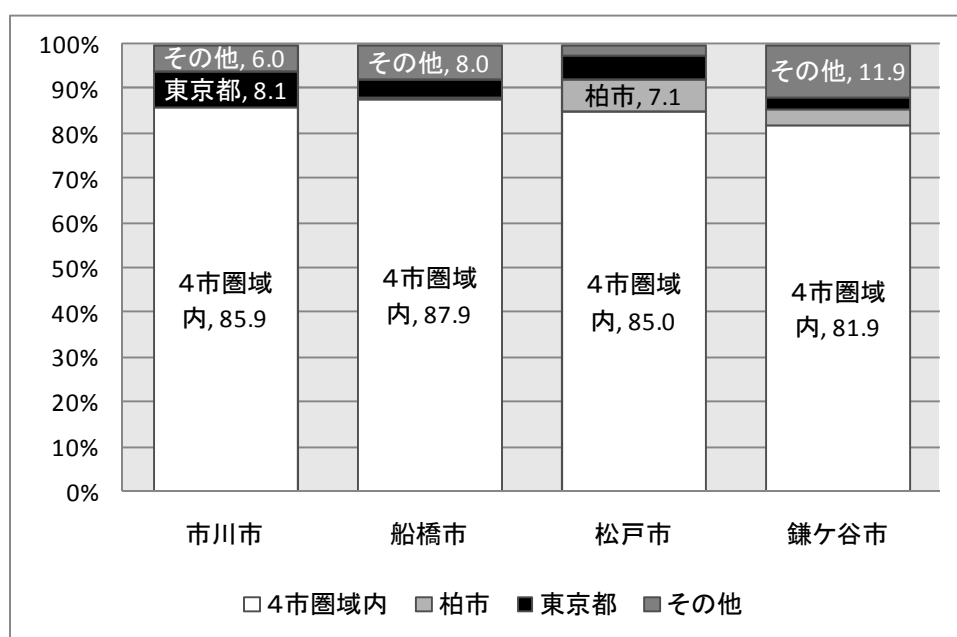
※松戸市の平成18年、八千代市の平成6・10・13年は、準商業中心都市でないため空欄  
出所) 千葉県消費者購買動向調査

一方、4市の市民が買い物をする地区を、衣料品・耐久品等の「買回品」について見たのが下のデータである。4市圏域内での購入が、80～90%程度であることがわかる。

圏域外での購入が5%を超えるのは、市川市民の東京都(8.1%)、松戸市民の柏市(7.1%)、船橋市民のその他(8.0%。うち高い順に八千代市2.9%、印西市1.5%)、市川市民のその他(6.0%。うち高いのは浦安市3.8%)、鎌ヶ谷市民のその他(11.9%。うち高い順に白井市4.5%、印西市2.9%)である。中学校1～2年生のいる世帯を対象とした本調査の結果を見る限りでは、市川市以外の3市については、東京都内への大きな購買の流出は見られない。

平成18年度4市住民の買回品の購買地区

(単位：%)



買回り品の購入地区

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	柏市	東京都	その他
市川市	68.1	12.5	4.3	1.0	0.0	8.1	6.0
船橋市	10.1	76.9	0.2	0.7	0.1	4.0	8.0
松戸市	0.1	1.0	83.7	0.2	7.1	5.4	2.5
鎌ヶ谷市	1.3	32.2	0.9	47.5	3.7	2.5	11.9

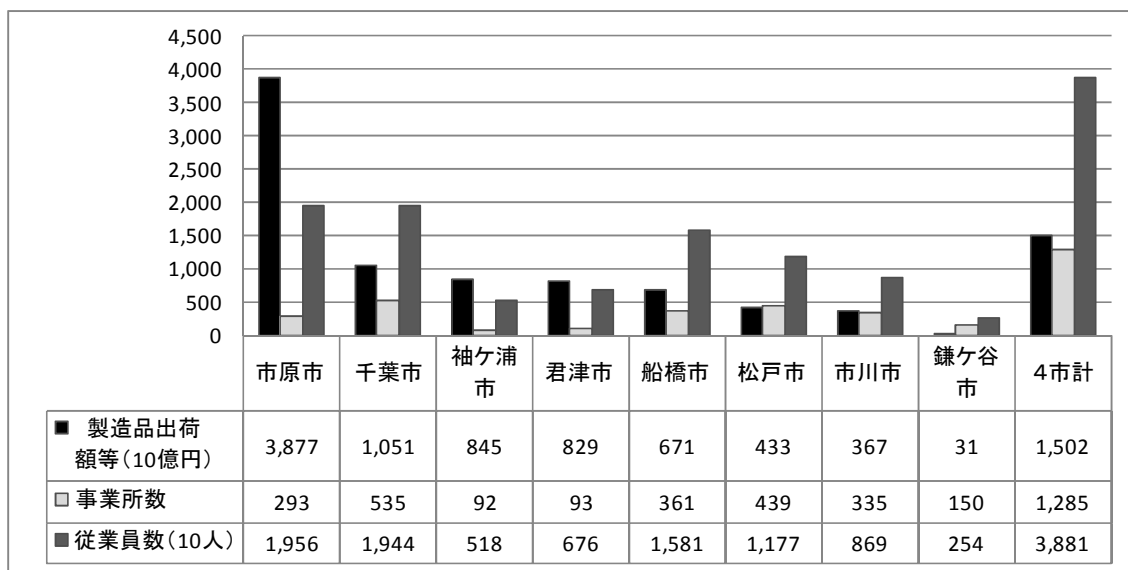
※濃い網掛けが、購入割合の最も高い地域(4市とも自市)。薄い網掛けが2番目に購入割合の高い地域(出所)平成18年度千葉県消費者購買動向調査

## ② 工業

工業については、製造品出荷額等をみると、県内では京葉臨海コンビナートの市原市が約3兆9千億円と最も高く、千葉市、袖ヶ浦市、君津市がこれに続く。

4市圏域では、船橋市が6千億円台、松戸市が4千億円台、市川市が3千億円台と続いており、県内5位・6位・7位の規模である。4市合計は約1兆5千億円で、千葉市の製造品出荷額等の約1.5倍、事業所数では約2.4倍、従業員数では約2倍となっている。

4市及び市原市・千葉市・袖ヶ浦市・君津市の  
製造品出荷額等・事業所数・従業者数（製造業計）

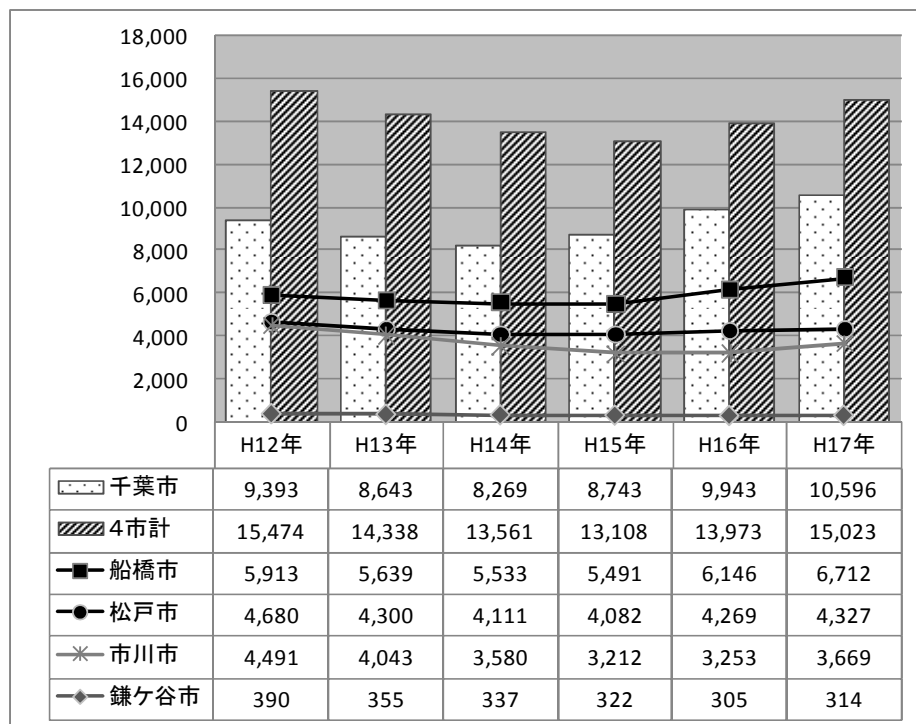


出所) 平成17年工業統計調査

また、平成12年度から17年の製造品出荷額等の推移を見ると、千葉市が13%増、船橋市も14%増であるが、松戸市・市川市・鎌ヶ谷市が減少していることから4市合計では3%減となっている。しかしながら、平成15年から17年にかけては、鎌ヶ谷市を除く全市（千葉市・船橋市・松戸市・市川市）で、増加傾向を示している。

4市及び千葉市の製造品出荷額等の推移（製造業計）

（単位：億円）



H12～17年の推移	
千葉市	13%
4市合計	-3%
船橋市	14%
松戸市	-8%
市川市	-18%
鎌ヶ谷市	-19%

出所) 工業統計調査

■（参考）工業団地・工業地区

4市の中で、工業団地（工業地区）を有しているのは、船橋市、松戸市の2市である。

工業地区・工業団地一覧

市	名称	面積	用途地域
船橋市	南習志野工業地区	69 ha	工業地域
	北船橋工業地区	31 ha	準工業地域
	山手工業地区	81 ha	工業地域
	臨海工業地区	277 ha	工業専用・工業・準工業地域
	北部工業地区 (船橋ハイテクパーク)	49 ha	工業地域
松戸市	北松戸工業団地	100 ha	工業専用・準工業地域
	稔台工業団地	92 ha	工業専用・準工業地域
	松飛台工業団地	71 ha	工業専用・準工業地域

出所) 船橋市、松戸市

### ③ 農業・漁業

4市は、大消費地である東京に近い立地を生かし、野菜・果実を中心に付加価値の高い都市近郊型農業を展開している。千葉県全体に占める割合をみると、耕地面積は2%、農家数・人口は4%でありながら、農業産出額は6%となっている。

また、船橋市・市川市は市の南側に、東京湾に残る貴重な干潟「三番瀬」を有しており、江戸時代には「徳川家の御菜浦」と呼ばれた豊かな漁場を舞台に、のり養殖やあさり等の漁業を行っている。

#### 4市の農業・漁業の概要

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	4市計	対千葉県
農家数(戸)	716	1,355	1,040	478	3,589	4%
農家人口(人)	3,410	6,534	5,196	2,334	17,474	4%
耕地面積(ha)	577	1,410	811	482	3,280	2%
農業産出額(千万円)	459	1,020	731	441	2,651	6%
うち野菜	37%	73%	88%	46%		
うち果実	58%	18%	9%	52%		
漁業世帯(世帯)	116	103	0	0	219	4%
漁業就業者数(人)	144	127	0	0	271	4%
漁獲高(t)	1,109	4,863	0	0	5,972	3%
特徴	県内一の梨を始め、ねぎ、シクラメン等が主力。水産業はのり等の伝統的漁業。	にんじん、ほうれんそう、ねぎ等が主。漁業はのり養殖、貝類漁業が中心。	ねぎ、かぶ、梨が中心。	梨が基幹でだいこん、ねぎが主力。		

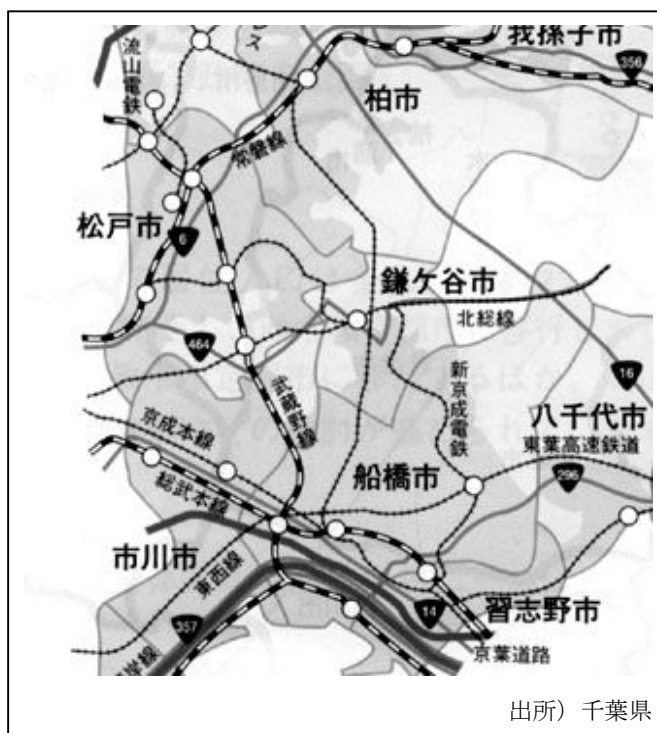
出所) 農林水産省ホームページ「グラフと統計で見る農林水産業」  
(平成19年4月1日現在)

## (4) 交通

### ① 鉄道

東京から放射状に延びる鉄道路線として、J R 常磐線・総武線・京葉線、東京メトロ東西線及び東葉高速線、都営地下鉄新宿線、京成本線、北総線がある。また、環状方向の路線として、J R 武蔵野線、新京成電鉄、東武鉄道野田線、総武流山電鉄がある。

結節点としては、船橋駅（J R 総武線、東武鉄道野田線、京成本線）、西船橋駅（J R 総武線、J R 武蔵野線、東京メトロ東西線、東葉高速線）、新鎌ヶ谷駅（東武鉄道野田線、新京成電鉄、北総線）、本八幡駅（J R 総武線、京成本線、都営地下鉄新宿線）、松戸駅（J R 常磐線、新京成電鉄）、新松戸駅（J R 武蔵野線、J R 常磐線）等がある。



路線数及び駅数

	路線数	駅数
市川市	7	16
船橋市	9	35
松戸市	6	23
鎌ヶ谷市	3	8
4市合計	12	82

(参考) 圏域周辺の駅（J R 線）の乗車人員数等

(単位：人)

順位	駅名	1日平均	順位	駅名	1日平均
21	船橋	132,972	63	舞浜	64,114
23	柏	126,721	72	市川	58,338
25	西船橋	108,717	74	本八幡	58,105
28	千葉	105,746	90	稲毛	49,770
31	津田沼	103,414	91	海浜幕張	49,561
34	松戸	101,480			

※網掛けは圏域内の駅

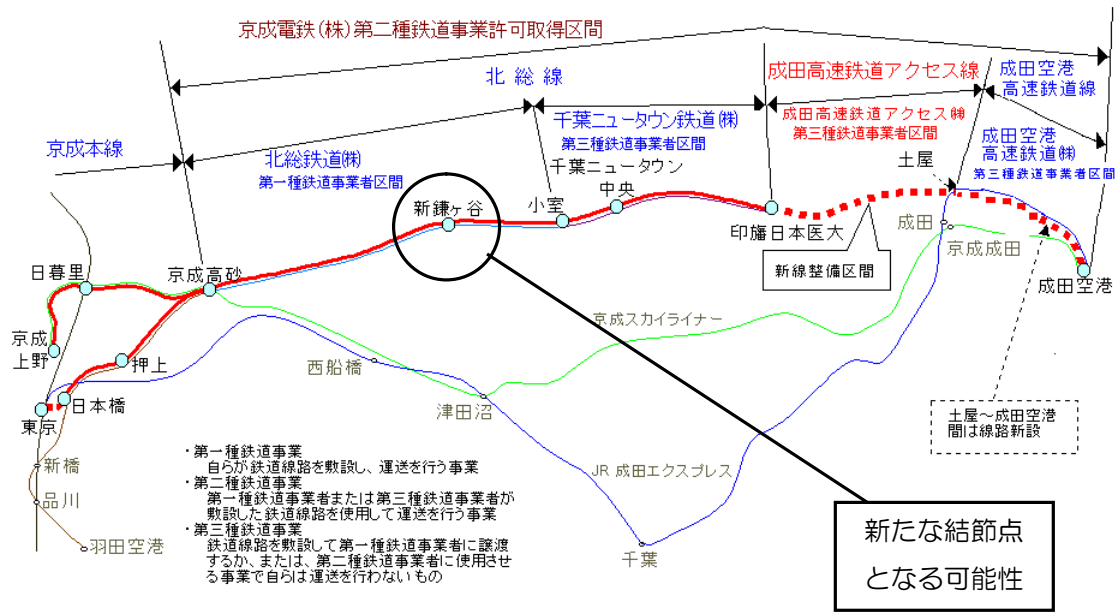
出所) J R 東日本 2006 年度乗車人員ベスト 100 より県内分を抜粋

また、成田新高速鉄道（都心～成田空港、次頁図参照。このうち新線建設区間は印旛日本医大～成田空港間 19.1 k m。改良区間は京成高砂～印旛日本医大間 32.2 k m。平成 22 年度完成予定）が現在整備中であり、開通後は、新鎌ヶ谷駅が成田空港への新たな結節点となる

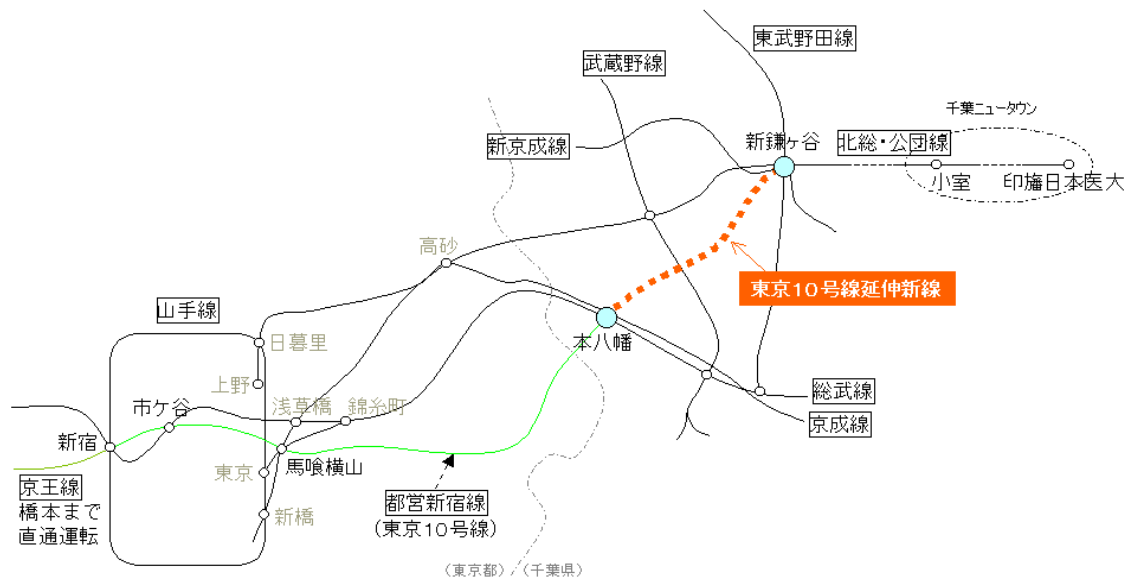
可能性がある。

計画路線としては、東京11号線（東京メトロ半蔵門線、次頁図参照）の押上～松戸間約6kmの延伸（完成時期未定）と、東京10号線（都営地下鉄新宿線）の本八幡～新鎌ヶ谷間9.3kmの延伸新線（北千葉線、下図参照。完成時期未定）がある。

### 成田新高速鉄道整備図



### 東京10号線延伸新線（北千葉線）整備図



出所) 千葉県ホームページ





## ② 道路

4市圏域においては、東京から放射状に京葉道路・東関東自動車道・国道6号・国道14号・国道357号・国道464号が伸び、環状方向に国道16号が走っている。地域内外を結ぶネットワーク化が進んでおり、都心や空港・港湾等へのアクセスが整備されている。

更に現在は、首都圏の3環状道路の一部となる東京外かく環状道路が整備中である。また、成田空港と本圏域をつなぐ北千葉道路の整備も開始されており、第二湾岸道路の計画もある。

### ■東京外かく環状道路

首都圏には3つの環状道路と都心から延びる9つの放射状の高速道路を結ぶ計画がある。首都圏の道路交通の骨格として、3環状9放射のネットワークが計画されたのは、いまからおよそ40年前であり、以来、東名、中央、関越、東北道など放射方向の高速道路は整備されてきたが、環状方向の整備は遅れていた。その結果、都心に用のないクルマが都心環状線に集中し、慢性的な渋滞が発生している。「3環状道路」が整備されれば、この通過するだけのクルマが環状道路を利用するようになり、都心の渋滞解消が期待される。

4市圏域内は、南北方向へアクセスする道路が少なく、慢性的な渋滞が発生している。また、渋滞を避けようとする車が、生活道路などに入り込んで事故を増加させるなど、「交通環境の悪化」が問題となっている。これらの問題を解消する松戸市・市川市の中心的な道路としての、東京外かく環状道路の役割が期待されている。

東京外かく環状道路 整備図



千葉県区間は、松戸市小山から市川市高谷に至る延長約12.1kmの区間。平成27年度の全線開通を目標に整備を進めている。

出所) 国土交通省ホームページ

### 東京外かく環状道路 千葉県区間



出所) 国土交通省ホームページ

#### ■北千葉道路

市川市と成田地域を結ぶ道路である。平成 13 年 8 月に都市再生プロジェクト第二次決定において、大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上に向けて、「首都圏北部と成田空港間のアクセス時間を大幅に短縮する新たな道路アクセスルートとして、東京外環自動車道の東側区間の早期整備と北千葉道路の計画の早期具体化」と位置づけられている。

そのうち、印旛～成田は、成田新高速鉄道との一体的な整備が開始されており、残る、西側区間(市川～鎌ヶ谷)の完成により、空港アクセスの改善と地域内交通ネットワークの充実が期待される。

■第二東京湾岸道路（東京湾岸道路とともに湾岸地域のネットワークを強化）

東京湾臨海部の幹線道路として東京湾岸道路が整備されてきたが、臨海部では東京臨海副都心、幕張新都心、レジャー施設等の大規模開発計画が進行するなど、更なる発展が予想されることから、増大する交通需要を高速、かつ円滑に処理できる高規格な幹線道路の整備が必要とされている。

第二東京湾岸道路は、こうした状況に対応すると共に、湾岸地域の諸都市を東京湾岸道路と一体となって相互に連絡することにより、広域的な発展に寄与するものであり、地域高規格道路の候補路線に指定されている。

第二東京湾岸道路



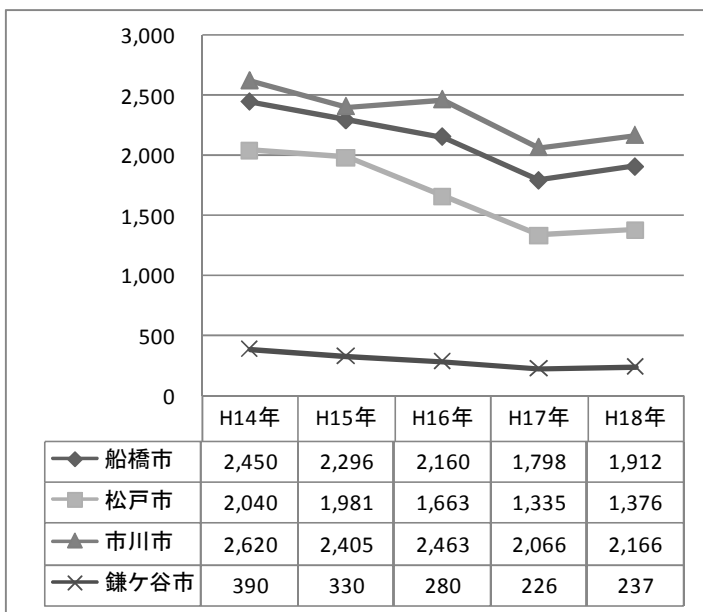
出所) 国土交通省ホームページ

## (5) 人口動態と住宅着工の状況

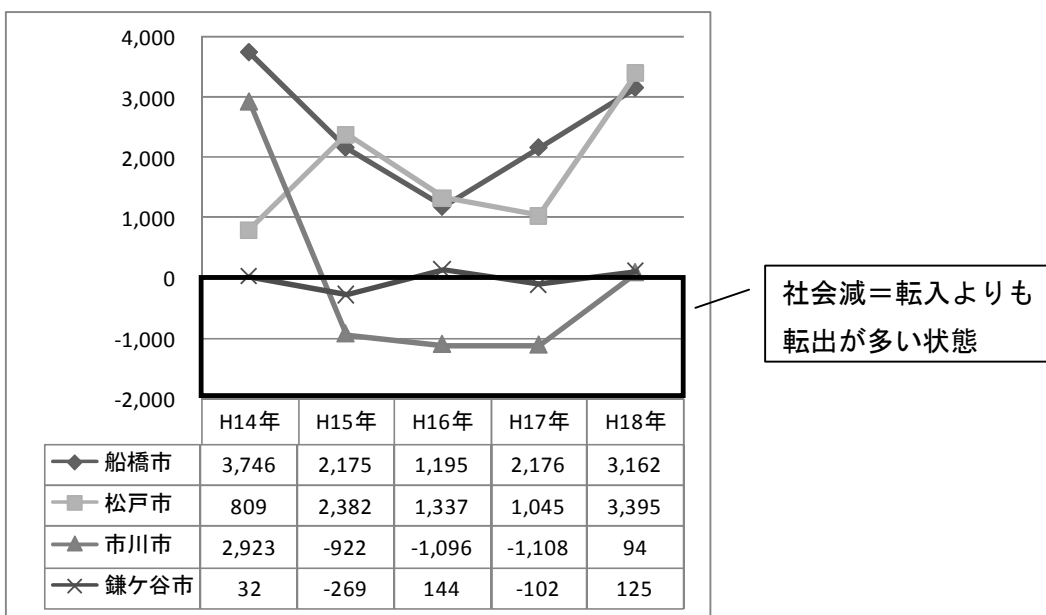
### ① 人口動態（自然増減・社会増減）

平成 14 年（1 月～12 月計）から平成 18 年（1 月～12 月計）までの、各市の人口動態（人口増減）を、出生数と死亡数の差から求められる自然増減と、転入数と転出数の差から求められる社会増減に分けて示したものが、下の 2 つの図である。

#### 4 市の自然増減（出生・死亡数の差）の推移（単位：人）



#### 4 市の社会増減（転入・転出数の差）の推移（単位：人）



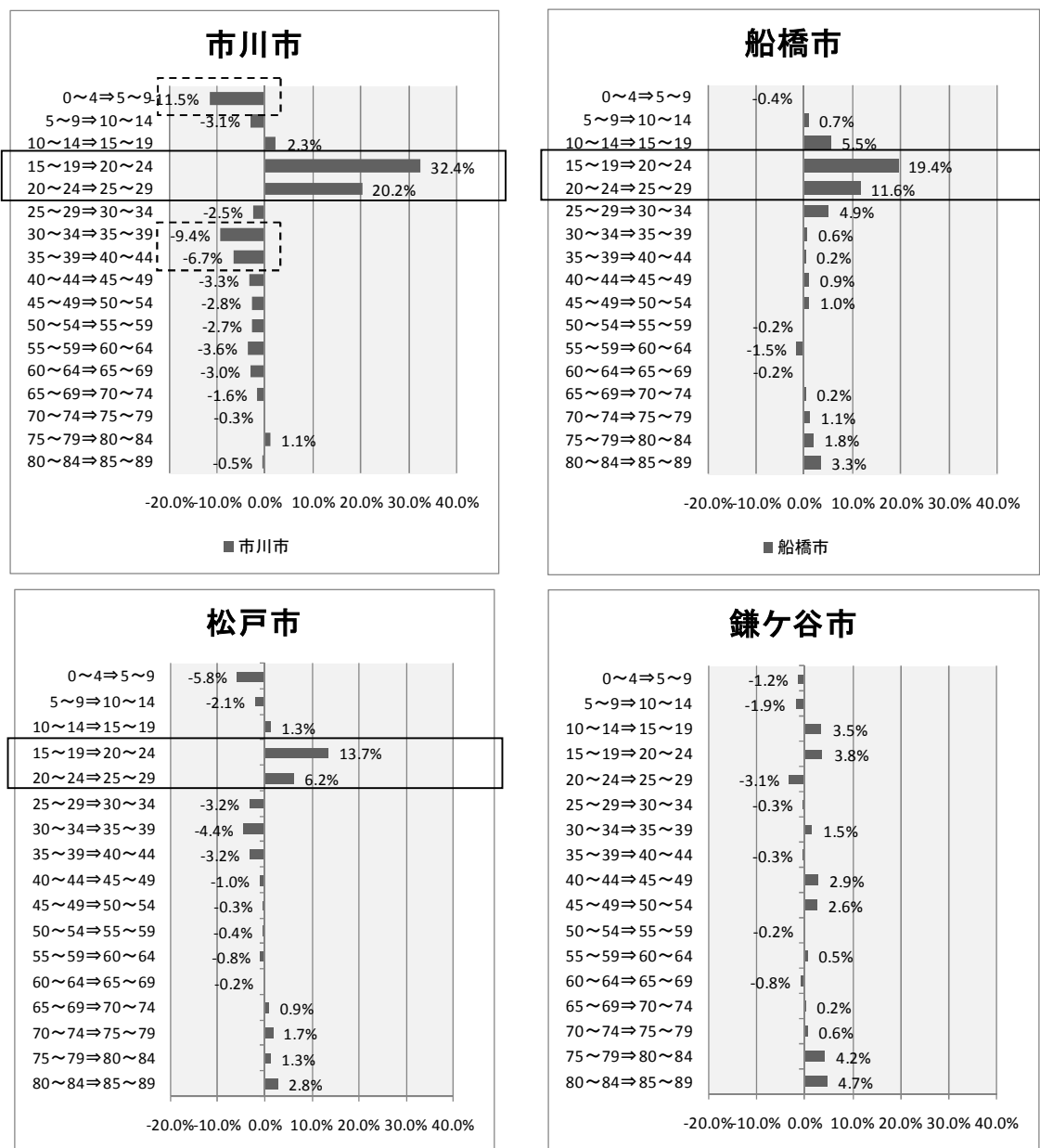
出所) 各市統計（住民基本台帳・外国人登録に基づく。毎月の増減数を足し上げて年ごとの数値を作成）

自然増減については、この期間、4市とも増加（出生超過）を続けているが、徐々にその数値が減っている様子が見える。社会増減については、船橋市、松戸市においては5年間社会増（転入超過）の状態が続いていたが、市川市、鎌ヶ谷市においては、社会減（転出超過）に転じる年がみられた。

## ② 年齢階層別の人口移動の状況

平成14年から19年までの5年間に、住民が転出入した割合を5歳きざみの年齢階層別に見た「純移動率」（プラスは転入、マイナスは転出を意味する）は下図のとおりである。

4市の年齢階層別の純移動率



出所) 各市データをもとに作成。「0～4⇒5～9」は、「0歳から4歳の子どもが5歳から9歳になるまでの5年間に、転入・転出した割合」を意味する。

市川市、船橋市、松戸市においては、15～24歳人口の、その後の5年間に転入する率（□で囲んだ部分）が著しく高い。高校や大学を卒業して進学や就職をする際の、転居先として選ばれているためではないかと推察される。

市川市、船橋市、松戸市の違いを見ると、船橋市においては、転出が著しい（マイナスの値が大きい）年齢階層は特にないが、市川市においては、0～9歳及び25～64歳において、2%以上転出している。特に0～4歳と30～39歳の転出率は6%以上と高い（破線で囲んだ部分）。同市は、15～24歳人口の転入率（□で囲んだ部分）が、3市の中で最も高いが、0～9歳人口及び30～64歳人口の転出率も3市の中で最高となっている。松戸市においては、船橋市と市川市の間隔的な様相を見せている。鎌ヶ谷市については、大きな特徴は見られない。

市川市においては、結婚や出産、子どもの成長等を機に市外に転出する人（30歳代で幼児のいる世帯等）が多いのではないかと推測される。船橋市においては、市外に出ず、そのまま（転居しても）市内に住み続けるか、転入が転出と同程度いるため、均衡しているのではないかと推察される。

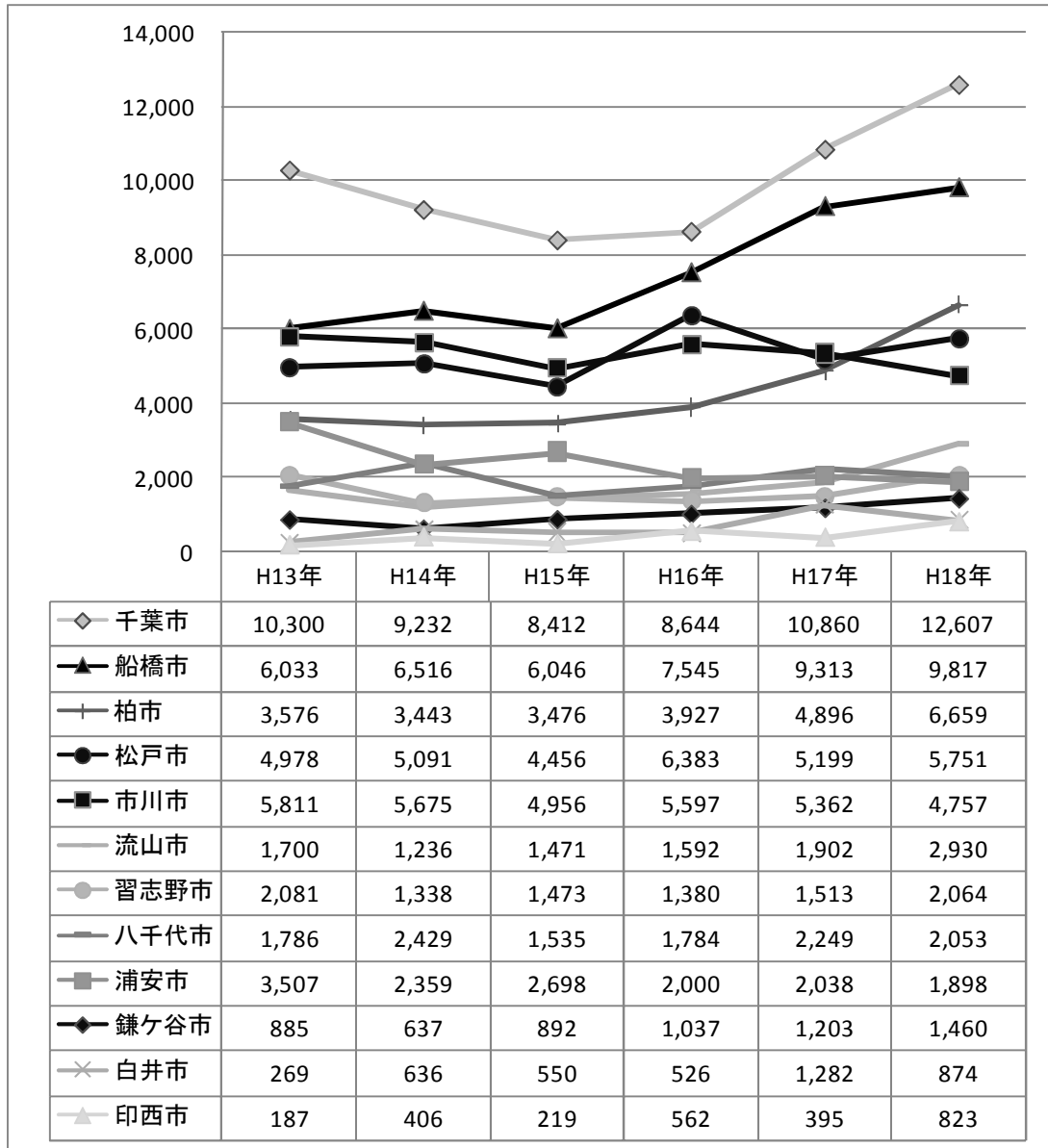
### ③ 新設住宅着工の状況

4市及び近隣市における新設住宅の着工状況（次頁図）を見ると、平成18年の着工戸数は、千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市の順に多い。平成17年には5位であった柏市が18年は3位に上昇している。増え方に注目すると、平成15～18年の船橋市と、平成16～18年の千葉市・柏市で著しいことが見て取れる。（※<sup>5</sup>）

---

※<sup>5</sup> ただし、平成19年の着工状況では、県内全体で着工戸数が減少しており、千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市の順はかわらないものの、千葉市が-19.0%、船橋市-25.2%、柏市-27.8%、松戸市-31.6%、市川市-19.2%という状況である（出所：「千葉県内における平成19年の建築着工の状況について」千葉県県土整備部建築指導課）。

近隣市の新設住宅着工状況 (単位：戸)



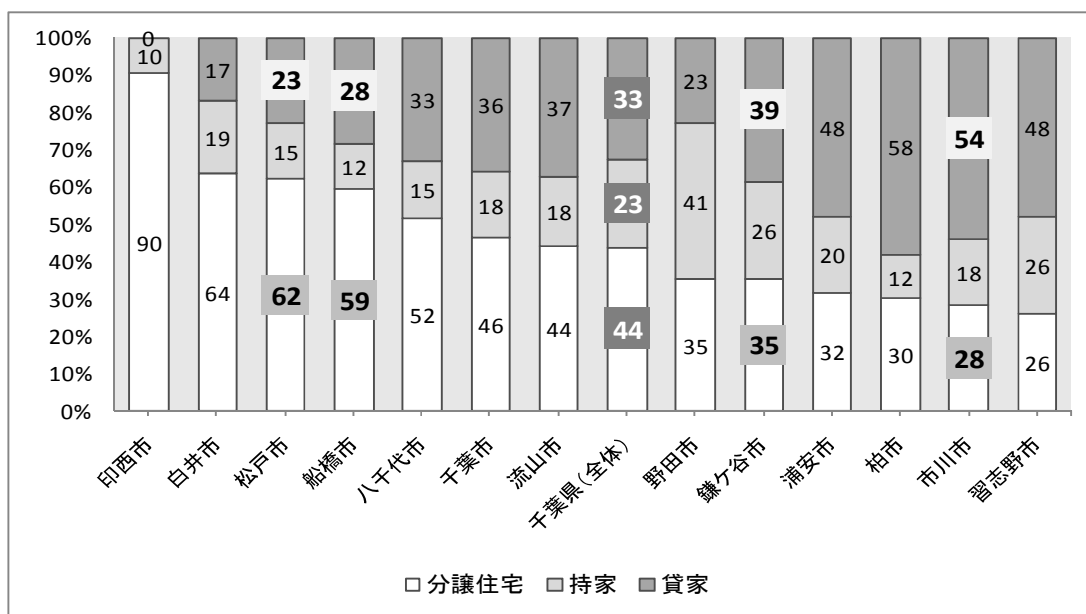
出所) 千葉県建築着工統計

また、平成 18 年における近隣市の新設住宅の着工状況を、利用関係別（分譲住宅・持家・貸家）の割合で見ると、次図のとおりである。千葉県全体では、新設住宅の 44%が分譲住宅、33%が貸家、23%が持家であるが、松戸市・船橋市は分譲住宅の割合が約 60%と県平均より高く、鎌ヶ谷市・市川市は 30%前後と低くなっている。逆に、貸家の割合は市川市（及び柏市）が 50%超と高い。

前節(②年齢階層別の人口移動の状況)と併せて考えると、貸家の供給が多い市川市では、30 歳代前後に子どもを連れて、分譲住宅を求めて市外に転出する人が多く、分譲住宅の供給が多い船橋市では、それを求めて転入・転居する人の数と、貸家から転出・転居する人の数とが均衡しているものと推察される。



平成 18 年近隣市の新設住宅着工状況における利用関係別割合 (単位：%)



出所) 千葉県建築着工統計

## (6) 財政状況（平成17年度決算・普通会計）

### ① 財政規模

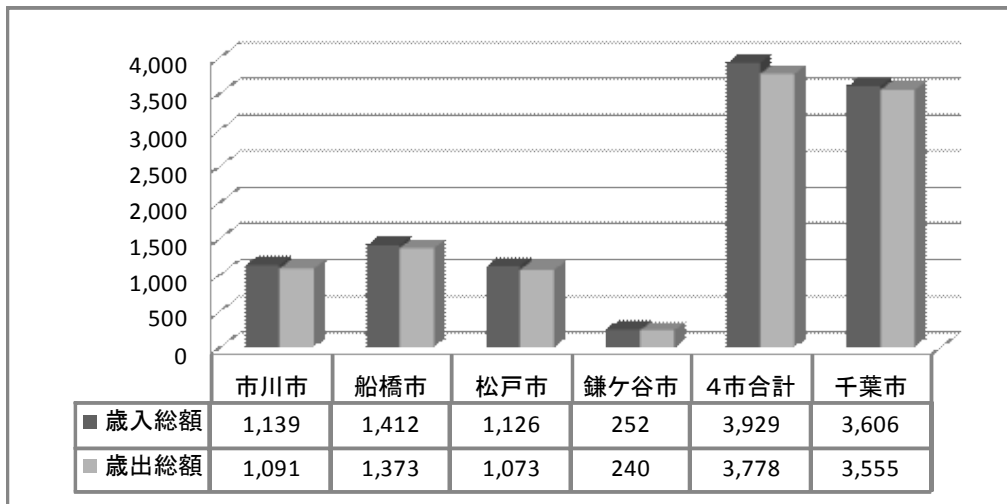
平成17年度決算（普通会計）の歳入・歳出総額から、各市の財政規模をみると、下図のとおりとなる。市によって大きなばらつきがあるが、人口規模の大きな市ほど額が大きい傾向がみられる。

しかし、4市の合計額は千葉市の額の1.1倍程度であり、人口規模が1.8倍に近い（4市合計：160万人 対 千葉市：90万人）ことと比べると、相対的に財政規模が小さいことがわかる。

ただし、政令市である千葉市と4市（船橋市は中核市、他の3市は一般市）とでは、財源移譲や事務移譲により歳入・歳出の構造が異なっているため、注意が必要である。

4市及び千葉市の財政規模（平成17年度決算・普通会計）

（単位：億円）



出所) 市町村財政の状況（千葉県）

### ② 歳入

人口一人当たりで換算して、4市及び千葉市の歳入の額と内訳を見てみると、次図のようになる。市民一人当たりの歳入の合計が、千葉市においては約40万円、4市においては23～25万円と、1.6倍の差があることが分かる。

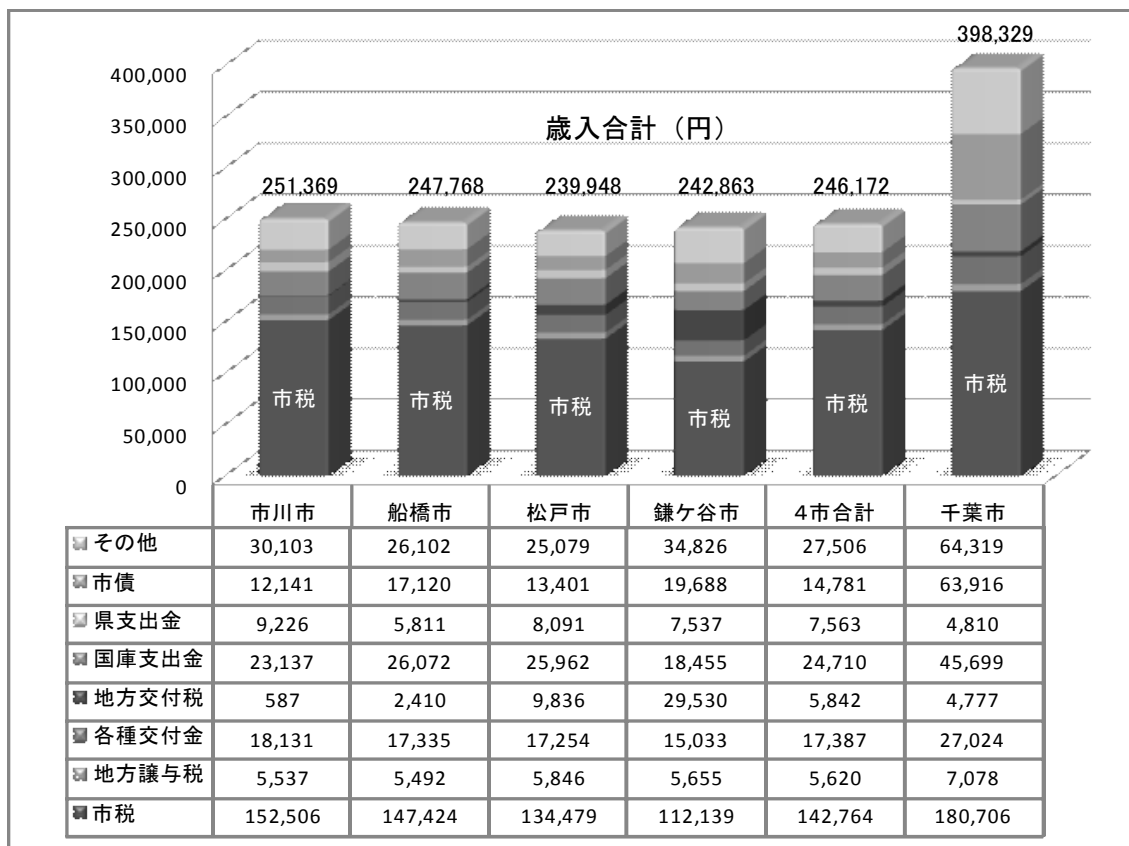
内訳を見ると、市税は、鎌ヶ谷市が最も低く（約11万円）、市川市が4市の中では最も高い（約15万円）。一方、千葉市は約18万円であり、4市合計の1.27倍に当たる。しかしながら、歳入全体に占める割合では、4市にとっての市税が全体の約58%に当たるのに対し、千葉市の場合は約45%であり、他の財源による収入も多いことがわかる。

市税以外の項目について、4市と千葉市を比べると、地方譲与税、各種交付金、国庫支出金による収入は千葉市が多く、県支出金については少ないことがわかる。市債による収入（国や銀行等からの借金）も、千葉市は4市の3～5倍と大きい。

地方交付税は、鎌ヶ谷市が最も多く、市民一人当たり約3万円、続いて松戸市が約1万円となっている。

4 市及び千葉市の人口一人当たりの歳入の状況

(単位：円)



出所) 市町村財政の状況 (千葉県)

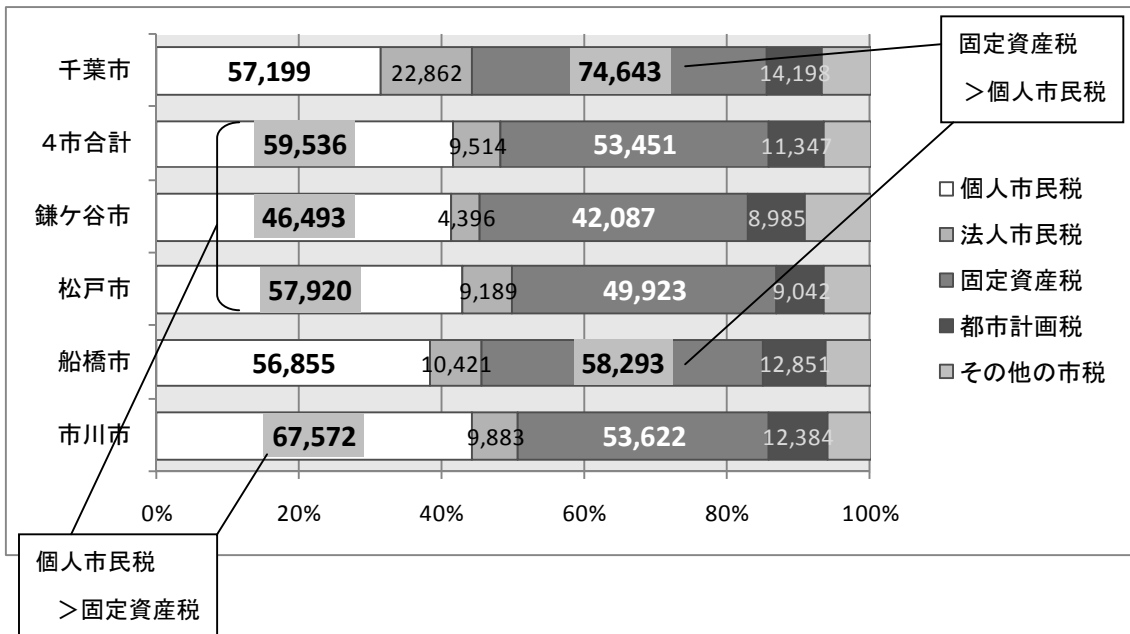
人口一人当たりで換算して、4市及び千葉市の市税の額と内訳を見てみると、次頁図のようになる。個人市民税からの収入が最も高いのが市川市（人口一人当たり約 68,000 円、全体の約 44%）であり、市税全体に占める割合も最も大きい。一方、額が最も低いのは鎌ヶ谷市（約 46,000 円）であるが、市税全体に占める割合が一番小さいのは、千葉市（約 57,000 円、約 32%）となっている。

千葉市において、人口一人当たりの収入額が大きく割合も高いのは、法人市民税と固定資産税である。次頁の図で、個人市民税からの収入と固定資産税からの収入を比べると、前者が大きいのは、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市であり、船橋市はわずかに固定資産税の方が大きく、千葉市は圧倒的に固定資産税が大きいことがわかる。

人口一人当たりの法人市民税では、千葉市の額（人口一人当たり約 23,000 円）が、鎌ヶ谷市の額の 5 倍以上、他の 3 市にとっても 2 倍以上となっている。

4 市及び千葉市の人口一人当たりの市税の状況

(単位：円)



出所) 市町村財政の状況 (千葉県)

**【用語説明】**  
 ●地方交付税：地方自治体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこでも標準的な行政サービスを受けられるように、地方自治体の財源を保障する制度。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を総額として、一定の基準により国が地方に交付する。

③ 歳出

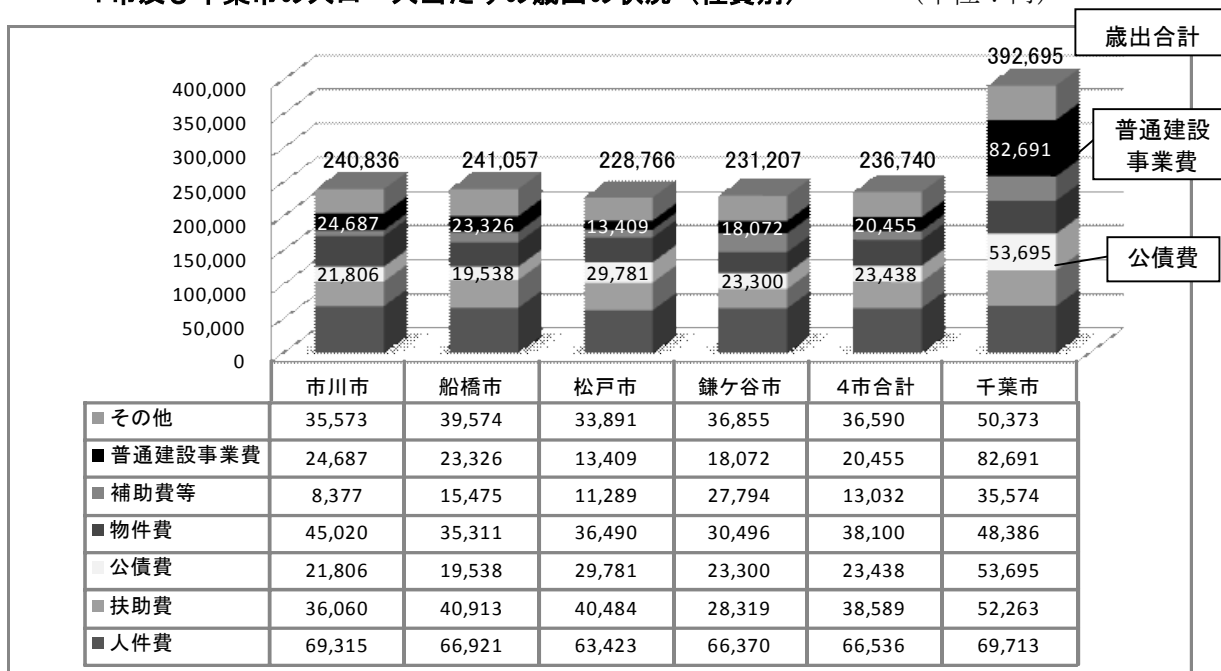
4 市及び千葉市の、人口一人当たりの歳出の額と内訳 (次頁上の図) を見てみると、内訳の中で、市による差が大きいのは、普通建設事業費 (道路・橋りょう・学校・庁舎等の建設事業に要する投資的経費) と公債費 (市債の元利償還に要する経費) である。いずれも、千葉市が 4 市に比べて高く、普通建設事業費は 4 市合計の 4 倍、公債費も 2 倍以上となっている。4 市の中では松戸市において、普通建設事業費が他市より低く、公債費が高い傾向がみられる。

また、扶助費 (社会保障制度として児童・高齢者・生活困窮者等を援助する経費) も、千葉市は 4 市の 1.3~1.8 倍程度と高くなっている。補助費等 (各種団体や公営企業等への補助金、負担金等) も大きい。人件費や物件費については、市による差があまり見られない。

更に、人口一人当たりの歳出を、行政目的別に分類した内訳 (次頁下の図) を見ると、公債費、教育費、土木費、商工費、民生費 (福祉等に係る経費) 等で、千葉市における人口一人当たりの支出が 4 市のそれよりも高くなっている。

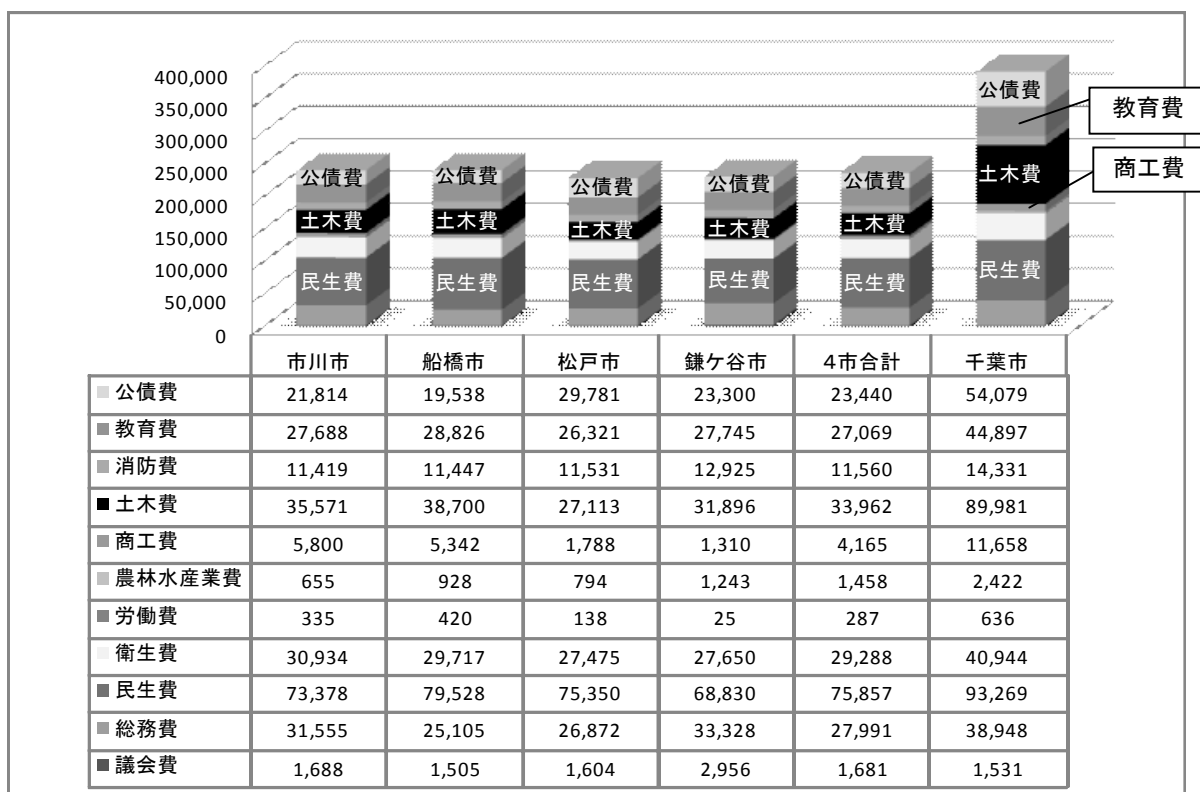
4 市及び千葉市の人口一人当たりの歳出の状況（性質別）

（単位：円）



4 市及び千葉市の人口一人当たりの歳出の状況（目的別）

（単位：円）



出所）市町村財政の状況（千葉県）

#### ④ 財政指標

4市及び千葉市について、主要な財政指標を比較すると以下のとおりである。

財政力指数は、鎌ヶ谷市以外の3市及び千葉市で、ほぼ1に近く、財政力が強いといえる。しかし、経常収支比率は、いずれの市も85%を超えており、投資的な目的などに使える経費が少なくなっている。財政の弾力性がかなりの程度失われていると考えられる。

公債費等に関する3指標、公債費負担比率・実質公債費比率・起債制限比率については、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市はいずれの指標も警戒ラインより低く、健全な財政状況といえる。松戸市においては公債費負担比率が15%を超え、警戒が必要である。

一方、千葉市は、公債費負担比率が危険ラインに迫っており、実質公債費比率が18%以上であることから、市債の発行に国の許可が必要である。前節(③歳出)で見た歳出内訳の特徴と併せて考えると、千葉市と比較して4市においては、都市基盤の整備や公共施設の建設等にかかる地方債発行額が少なかったものと考えられる。

4市及び千葉市の主要な財政指標の状況(平成17年度決算)

	財政力指数 (過去3年平均)	経常収支比率 (%)	公債費負担比率 (%)	実質公債費比率 (%)	起債制限比率 (%)
市川市	1.07	86.2	10.4	10.4	7.5
船橋市	0.97	93.5	10.1	12.2	7.1
松戸市	0.92	89.7	15.3	13.8	12.1
鎌ヶ谷市	0.77	94.4	11.5	16.7	8.9
千葉市	0.97	94.8	19.4	23.0	15.8

※網掛けは、指標ごとに、5市の中でもっとも好ましい数字

出所) 地方財政状況調査

##### 【用語説明】

●**財政力指数** : 市町村の財政力の強弱を示す指標。想定される必要な行政需要に対し、想定される収入がどの程度かを表す。数値が大きいほど財政力は強いという意味になり、財政力指数が1を超えると、普通交付税の不交付団体となる。

●**経常収支比率** : 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。一般的には、70~80%が妥当とされており、80%を著しく超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

●**公債費負担比率** : 公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合。この比率が高いほど財政運営の硬直性が高い。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

●**実質公債費比率** : 18年度から導入された新しい指標。この数字が18%以上(18年度の場合)の団体は、地方債の発行に国の許可が必要となる。公債費だけでなく、債務償還経費やPFI事業経費、一部事務組合に対する負担金、公営企業会計に対する繰出金等も「実質的な公債費」ととらえるのが特徴。

●**起債制限比率** : 地方債の許可制限に係る指標。この数値が20%以上になると地方債の一部の発行が、30%以上になるとほとんどの地方債(公営企業債の一部を除く)の発行が制限される。

### ⑤ 地方債・債務負担行為額と財政調整基金の状況

4市の状況を人口一人当たりで考えると、自由に使える貯金（財政調整基金現在高）が1万2千～1万7千円程度であるのに、借金（地方債現在高）やローン（債務負担行為額）が、23万～26万円程度残っていることになる。

平成17年度末の地方債現在高及び債務負担行為額、及び基金残高の状況（単位：千円）

	地方債現在高		債務負担行為額		財政調整基金現在高	
	総額	人口一人当たり	総額	人口一人当たり	総額	人口一人当たり
市川市	77,248,127	170	28,060,567	62	6,537,078	14
船橋市	111,607,410	196	12,877,133	23	9,900,000	17
松戸市	110,100,423	235	10,193,310	22	5,590,279	12
鎌ヶ谷市	23,669,186	228	2,318,292	22	1,212,680	12
4市合計	322,625,146	202	53,449,302	33	23,240,037	15
千葉市	679,853,885	751	111,761,072	123	1,847,325	2

出所) 地方財政状況調査

**【用語説明】**

- 地方債現在高：地方自治体が資金調達のために借り入れる借金（地方債）の元金残高。事業を実施するためには、起債（借金）も必要であり、その残高が高いことが好ましくないと一概には言えない面もあるが、適正な額を超えて増える場合は、後の財政を圧迫するものと考えられる。
- 財政調整基金現在高：急激な税の落ち込みや災害などによる出費等に備えるため、地方自治体が、利用目的を特定せずに行っている貯金（財政調整基金）の現在高。
- 債務負担行為額：市町等が大規模な建設事業等に際し、複数年度にわたって支出を行う場合の債務のこと。翌年度以降に必ず支出しなければならない額。

## (7) まとめ

### 【位置・人口】

- ・東京に近接しており、通勤・通学等に便利。市川市・船橋市は東京湾に面している。
- ・県内では、2位・船橋市、3位・松戸市、4位・市川市の人口規模である。
- ・昼間人口は夜間人口の8割程度で、いわゆるベッドタウンに多い特徴を有する。
- ・生産年齢人口の割合が約7割と高く、老年人口の比率が少ない。活力のある地域である。
- ・第3次産業就業者の割合が高い。
- ・就業者の約4割が都内に通勤し、東京雇用圏の一部となっている。

### 【産業】

- ・卸・小売業の年間商品販売額は4市合計で千葉市の約8割に当たる。一方、事務所数は約1.5倍、従業員数は約1.3倍に当たり、事務所数・従業員数に比して販売額が小さい傾向。
- ・小売業では船橋の商圈人口が減少、周辺市の成長に伴い相対的な地位の低下が見られる。
- ・工業の製造品出荷額等は4市合計で千葉市の約1.5倍に当たる。一方、事業所数は約2.4倍、従業員数は約2倍に当たり、事業所数・従業員数に比して出荷額等が小さい傾向。
- ・農業は、東京に近い立地を生かし、付加価値性の高い都市近郊型農業を展開している。
- ・東京湾（三番瀬）を有する市川市・船橋市では、のり養殖等の漁業も営まれている。

### 【交通】

- ・JR、私鉄、地下鉄等の鉄道路線が、東京からの放射状・環状方向に伸びており、結節点となる駅も多く、鉄道交通が至便である。
- ・計画路線として、東京11号線の押上～松戸間の延伸、東京10号線の本八幡～新鎌ヶ谷間の延伸があるが、ともに完成時期が未定である。成田新高速鉄道（平成22年完成予定）の開通後は、新鎌ヶ谷駅が成田空港への新たな結節点となる可能性がある。
- ・地域内外を結ぶ幹線道路によるネットワーク化が進んでおり、都心や主要都市、空港・港湾等へのアクセスが整備されている。
- ・東京外かく環状道路の整備により南北方向の移動の改善が、北千葉道路の整備により成田空港とのアクセス改善と地域内ネットワークの充実が期待される。

### 【人口動態と住宅着工の状況】

- ・船橋市、松戸市では社会増（転入が転出より多い）状態が続いている。
- ・市川市、船橋市、松戸市では進学・就職時期に当たる10歳台後半～20歳台での転入が多く、特に市川市でこの傾向が著しい。分譲住宅の供給が多い船橋市では、30歳台以降の転出超過が見られないが、貸家の新築が多い市川市では30歳台を中心に転出超過が見られる。

### 【財政状況】

- ・政令市の千葉市に比べ、財政規模が小さい（4市合計の人口は1.8倍、財政規模は1.1倍）。
- ・歳入総額に占める市税の比率が高く（58%）、特に個人市民税への依存度が高い傾向。
- ・歳出では、千葉市と比べると普通建設事業費（土木費）と公債費の割合が小さい。
- ・鎌ヶ谷市を除き財政力は強い。公債費の負担は小さく健全な財政と言える。しかし、経常収支比率は高く、財政の硬直化が進んでいる（投資的経費が捻出しにくい）。



## 第2章 既存政令市との比較から見た圏域の現状

この章では、圏域の現状を既存政令市と比較し、相対的な状況を把握する。

併せて、主要指標の比較をもとに、4市が合併する場合、政令市移行の主な要件を満たすか否かを検討する。

### (1) 政令市の主な指定要件

政令市への移行の要件は、地方自治法第252条の19第1項の規定によれば、「政令で指定する人口50万人以上の市」と定められているが、一般には、①人口が100万人（指定弾力化措置（※<sup>6</sup>）により70万人）以上であること、②人口密度が2,000人/k㎡以上であること、③第一次産業就業人口の比率が10%以下であること、④府県から移譲される事務を適切かつ能率的に処理できる能力など大都市の経営に対応できる行財政能力が備わっていること、⑤行政・経済・文化などの中枢都市機能が備わっていること（特別な行政需要があること）、⑥行政区を設置し、区の事務を処理する体制（区役所）が実質的に整っていること、⑦政令市移行について府県と市の意見が一致していること、の7つが要件とされている。

政令市の主な指定要件

	一般的な指定要件	過去の政令市移行の際に求められた内容等
人口	・人口が100万人（指定弾力化措置により70万人）以上であること	・人口が70万人を超えていること ・人口が成長していることが望ましい
都市・生活基盤	・人口密度が2,000人/k㎡以上であること	・人口密度などが既存政令市と遜色ないこと ・人口集中地区（DID）人口密度が既存政令市と遜色ないこと ・道路や都市公園の整備が既存政令市と遜色ない水準にあること ・公共施設の整備水準が既存政令市と遜色のない水準にあること ・大都市にふさわしい風格を備えていること
産業基盤	・行政・経済・文化などの中枢都市機能が備わっていること ・第一次産業就業人口比率が10%以下であること	・行政・経済・文化などの中枢都市機能が備わっており、既存政令市と遜色ないこと ・拠点性があること（昼間人口が多いこと） ・都市型産業従業者（サービス業や商業等）が既存政令市と遜色ないこと
財政基盤	・県から移譲される事務を適切かつ能率的に処理できる能力など、大都市の経営に対応できる行財政能力が備わっていること	・財政状況が将来にわたって健全であること ・職員数が適切であること ・高度な行財政運営能力を習得していること ・大都市制度を活用した政策展開（市民ニーズに沿った政策展開）ができること
体制	・行政区を設置し、区の事務を処理する体制（区役所）が実質的に整っていること ・政令市移行について府県と市の意見が一致していること	

※<sup>6</sup> P3の注※<sup>3</sup>参照。なお、この措置が合併新法の期限である平成22年3月末以降も継続されるかは不明。

政令市と中核市、一般市との間では、事務移譲により基準財政需要額や事務処理に必要な人員に差があり、単純な比較ができないが、ここでは、政令市の主な指定要件に関する主要指標を用いて本圏域の4市と既存の17政令市との比較をすることで、4市の政令市移行の可能性を検討することとする（ただし、要件のうち「体制」については現段階では未定であるため除く）。

## （2） 主要指標からみた4市の特徴（既存政令市との比較）

人口構造、都市・生活基盤、産業基盤、財政基盤の4つの側面から、4市と既存の17政令市との比較を行う。

### ① 人口構造

人口は政令市移行のためのあらゆる要件の中で最も重要なものである。4市の人口は161万人であり、札幌市に次いで多くなっている。人口集中地区（DID）の人口も154万人で5位、人口増加率は平成12年から17年にかけて2.9%伸びており、18市中で7位となっている。

人口構造の比較 ～人口は札幌市に次いで5位～

指標	単位	出所	4市	17政令市平均	18市中順位
国勢調査人口	人	国勢調査(H17年)	1,611,834	1,439,364	5
人口集中地区(DID)人口	人	国勢調査(H17年)	1,539,506	1,336,546	5
人口増加率	%	国勢調査(H12・H17年)	2.9	2.1	7
人口集中地区(DID)人口密度	人/k㎡	国勢調査(H17年)	9,626	8,089	5

### ② 都市・生活基盤

4市の市域面積は226k㎡で、18市中14位の面積となっている。このうち、都市計画区域面積は22,447haで15位であるが、都市計画区域人口は1,566千人で5番目に大きい。また、人口密度も7,146人/k㎡で、指定の目安である2,000人/k㎡を大きく上回っており、18市中で4位となっている。

一方、1人当たり都市公園面積は3㎡であり、最下位の水準であり、公共下水道整備率(50.1～76.4%)も政令市平均を大きく下回っている。

次に施設の整備水準をみると、老人福祉施設数は6位、高等学校数は7位で、人口規模の順位に近い状況であるが、病院・診療所数は10位、保育所数は11位となっており、人口規模に比して低位となっている。

**都市・生活基盤の比較** ～道路、下水道、都市公園等の整備水準は低い～

指標	単位	出所	4市	17政令市平均	18市中順位
市域面積	k m <sup>2</sup>	全国都道府県市区町村面積調 (H18年)	226	612	14
都市計画区域面積	ha	都市計画年報 (H18年)	22,447	35,874	15
都市計画区域人口	千人	都市計画年報 (H18年)	1,566	1,388	5
人口密度	人/k m <sup>2</sup>	国勢調査(H17年)	7,146	3,975	4
人口集中地区(DID)面積	k m <sup>2</sup>	国勢調査(H17年)	160	158	5
道路実延長	Km	公共施設状況調 (H17年)	3,093	4,326	15
市道道路舗装率	%	公共施設状況調 (H15年)	95	88	5
都市公園等数	箇所	公共施設状況調 (H15年)	982	1,166	10
公園面積(都市計画区域内人口1人当たり)	m <sup>2</sup>	公共施設状況調 (H15年)	3	9	18
公共下水道整備率	%	都市計画年報 (H18年)	50.1-76.4	83	※
市民会館数	館	公共施設状況調 (H15年)	10	16	10
博物館・美術館数	館	公共施設状況調 (H15年)	7	8	9
保育所数	箇所	厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育所の状況等について」(H18年)	149	175	11
病院・診療所数	箇所	厚生労働省「医療施設調査」(H16年)	1,043	1,353	10
老人福祉施設数	箇所	社会福祉施設調査 (H16年)	92	85	6
高等学校数	校	学校基本調査報告書 (H16年)	45	47	7
大学数	校	HP等より作成	4	10	16

**③ 産業基盤**

4市の事業所数(民営のみ)は43,392であり18市中で11位、また従業者数は398千人で12位となっており、市の人口(5位)に比して産業基盤は弱い。これは、東京への通勤者が多いためであり、昼夜間人口比率も80(最下位)と拠点性は低い。

次に、4市の製造業出荷額等をみると1兆3,973億円で12位である。また、年間商品販売額は2兆5,793億円で17位となっており、人口規模に比して下位にある。しかし、サービス業従業者の比率は38%と高く、都市的な従業構造になっている。

**産業基盤の比較** ～人口規模に比して産業基盤は弱い～

指標	単位	出所	4市	17政令市平均	18市中順位
事業所数(民営)	事業所	事業所・企業統計 (H16年)	43,392	65,989	11
事業所数(民営)増加率(H16/H13)	%	事業所・企業統計 (H13・H16年)	-10	-9	13
従業者数(民営)	人	事業所・企業統計 (H16年)	398,544	656,903	12
サービス業従業者比率	%	事業所・企業統計 (H16年)	38	35	3
製造品出荷額等	百万円	工業統計 (H16年)	1,397,273	2,077,909	12
年間商品販売額	百万円	商業統計 (H16年)	2,579,343	9,327,305	17
大型店舗数	店	全国大型小売店舗総覧 (H18年)	163	193	10
昼夜間人口比率	%	国勢調査(H12年)	80	103	18

#### ④ 財政基盤

4市の歳入額をみると3,918億円となっており、18市中で12位である。人口規模（5位）に比べて4市の歳入額が小さいのは、政令市が固有の財源を持っていることも一因であるが、人口が118万人で4市同様に東京への流出の多いさいたま市と同水準となっている。歳入額が少ないことから、一人当たり歳出は23.8万円と政令市平均を大きく下回っており、18市中で最下位となっている。また、普通建設事業費も378億円で17位となっている。

一方、歳入に占める地方税の比率は57.0%で最も高い。また、財政力指数も比較的高く、財政は健全な状況といえる。

なお、職員数の削減が求められる中、4市の職員数は10,903人で9位、職員一人当たりの人口は148人で1位となっていることから、過剰感はない。

#### 財政基盤の比較

～歳入、普通建設事業費は人口に比して少ない。財政状況は比較的に健全～

指標	単位	出所	4市	17政令市平均	18市中順位
歳入額	百万円	市町村別決算状況調（H16年）	391,378	645,167	12
歳入のうち地方税構成比	%	市町村別決算状況調（H16年）	57	40	1
歳出額	百万円	市町村別決算状況調（H16年）	375,471	638,136	13
1人当たり歳出額	千円	市町村別決算状況調（H16年）	238.3	435.4	18
1人当たり普通建設事業費	円	市町村別決算状況調（H16年）	23,747	67,352	18
普通建設事業費	百万円	市町村別決算状況調（H16年）	37,706	92,902	17
歳出に占める普通建設事業費の割合	%	市町村別決算状況調（H16年）	10.0	16.0	17
普通会計歳出額増加率	%	市町村別決算状況調（H15・16年）	-0.8	-2.1	7
財政力指数		市町村別決算状況調（H17年）	0.77-1.07	0.82	※
職員数	人	地方公共団体定員管理調査（H17年）	10,903	15,362	9
職員1人当たり人口	人	地方公共団体定員管理調査（H17年）、国勢調査（H17年）	148	104	1

### ⑤ 中枢都市機能の集積状況

#### (ア) 分析方法

事業所・企業統計（平成13年）を用いて、都市の中枢性の高さを示すと思われる業種を抽出し、中枢都市機能を、以下のような10に分類し、機能ごとの従業者数、従業者千人当たり従業者数を、既存政令市と4市で比較分析する。

中枢都市機能の定義（業種分類との対応）

大分類	中分類	小分類	中枢性の高さを示している理由
行政管理業務機能	国家行政管理業務機能	国家公務	国家機能である。
	地方行政管理業務機能	地方公務	県庁職員は広域的な行政事務管理に携わっており、都市の中枢的機能といえる（但し、市町村職員も含まれている）。
学術・研究機能	学術研究機能	高等教育機関	大学・大学院は学術を中心として広く知識を授けるとともに、専門の学術を探究する機関である。
	技術・製品研究開発機能	自然科学研究所	高度な学術知識や経験が必要であり、高学歴者が従事することが多い。
物財生産機能	経済社会研究機能	人文・社会科学研究所	
	電子系高度技術生産機能	電気機械器具製造業	機械系4業種はわが国製造業の中でも最も国際競争力が高い。
		精密機械器具製造業	
	機械系高度技術生産機能	一般機械器具製造業	総合化学や合繊各社は業界構造の変化に対応し、競争力の高い製品を生産している（＝付加価値が高い）。
		輸送用機械器具製造業	
	化学系重生産機能	化学繊維製造業	アジアを中心に高い製品ブランドが確立しつつあり、主要企業はアジア展開を拡大している。
		化粧品・歯磨等化粧品用調整品製造業	わが国のプラスチック射出成形技術は国際的な競争力がある。
		プラスチック製品製造業	また、プラスチックフィルム等は付加価値が高い。
	金属系重生産機能	非鉄金属製造業	光ファイバーなどの情報通信ケーブルや、自動車向けワイヤーハーネスの国際競争力はきわめて高く、世界的なシェアを拡大している。
			この業種の企業の収益性は好不況の波を比較的受けにくく、安定している。研究開発により、絶えず消費者ニーズに合致した製品を製造している。
素材系軽生産機能	食品製造業	製造業の中でも研究開発比率が高い業種であり、多くの研究所が従事している。また、付加価値が高い。	
		情報通信機器（ハードウェア）と並び、IT産業を構成する重要な要素である。	
ソフト生産機能	産業ソフトウェア機能	ソフトウェア業	コンサートや演劇等、都市的なエンターテインメントを供給する。
	文化ソフトウェア機能	興行団	情報通信機器（ハードウェア）と並び、IT産業を構成する重要な要素である。
		映画、ビデオ制作・配給業	創造力とそれを表現する技術が必要であり、高度な職能を有する者が従事する。
		著述業・芸術家業	
財販売機能	生産財卸売機能	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	生産者と小売業者をつなぐ機能であり、市場情報や製品に関する情報を扱うと共に、経験や専門知識を元にした仲介機能が求められる。
		機械器具卸売業	
	消費財卸売機能	その他の卸売業	
		各種商品卸売業	
		繊維・衣服等卸売業	
消費財小売機能	百貨店	デパートの客層は広範囲に広がる。	
サービス機能	教育サービス機能	専修学校・各種学校	実践的な職能を有する人材育成に必要な教職員が従事している。
		その他の教育施設	
	文化サービス機能	映画館	都市的なエンターテインメントを供給する。
		劇場・興行場	
		映画・ビデオサービス業	
	レジャーサービス機能	社会教育	学校教育外の教養、技能、技術を習得し生涯教育を支えるための職員が従事している。
		旅館	
		スポーツ施設提供業	
		公園、遊園地	
		その他の娯楽業	
	医療・保健サービス機能	スポーツ・娯楽用品賃貸業	ホテル等における宴会やコンベンションは、都市部を中心に成立する。
		個人教授所	
	個人基礎生活サービス機能	医療業	今日の医療は高度化しており、都市部以外での医療機関の経営は厳しくなっている。
		保健衛生	
		その他の洗濯・理容・浴場業	都市的なライフスタイルが確立されている地域を中心に事業が成立する。
その他生活関連サービス業			
専門事業サービス機能	各種物品賃貸業	ペット等愛玩動物の診療は、都市部において成立する。	
	自動車賃貸業		
	獣医療	企業集積の多い都市部を中心に事業が成立する。	
	産業用機械器具賃貸業		
	事務用機械器具賃貸業	専門知識に基づいた高度な職能が必要とされる。	
	広告業		
	法律事務所・特許事務所	創造力とそれを表現する技術が必要であり、高度な職能を有する者が従事する。	
	公証人役場、司法書士事務所		
	公認会計士事務所、税理士事務所	企業集積の多い都市部を中心に事業が成立する。	
	土木建築サービス業		
デザイン業			
その他の専門サービス業			
その他の事業サービス業			

出所) 事業所・企業統計（平成13年）の分類に基づき作成

中枢都市機能の定義（業種分類との対応）（続き）

大分類	中分類	小分類	中枢性の高さを示している理由
サービス機能	地域サービス機能	鉄道業	航空と並び、全国的な交通サービスを提供する。
		道路旅客運送業	タクシーや乗合バスは、都市部を中心に供給されるサービスである。
		不動産取引業	人口の流入が多い都市部において成立する。
		不動産賃貸・管理業	人口の流入が多い都市部において成立する。
		駐車場業	需要の多い都市部において成立する。
		機械・家具等修理業	プラントや電気機械等のメンテナンスは、特定の技術を有する人材のいる都市部が主である。
		その他の物品賃貸業	人口の流入が多い都市部において成立する。
		事業協同組合	人口集積の多い地域で成立する。
		経済団体	企業集積の多い都市部が中心である。
		労働団体	高度な学術・文化知識や経験を有する人材の多い都市部が多い。
		学術・文化団体	高度な学術・文化知識や経験を有する人材の多い都市部が多い。
		政治団体	国家行政、地方行政機関の多い都市部が中心である。
		他に分類されない非営利的団体	国家行政、地方行政機関の多い都市部が中心である。
		集会場	人口の多い都市部が中心である。
物流・保管機能	物流機能	道路貨物運送業	今後成長が見込まれるサービス業は都市部が主である。
		水運業	人口や企業の集積の多い都市部やその周辺に立地することが多い。
		航空運輸業	貨物取り扱い量の多い都市部を港を中心に立地している。
		運輸に付帯するサービス業	空港、国際空港の周辺に立地している。
		倉庫業	人口や企業の集積の多い都市部やその周辺に立地することが多い。
情報通信機能	情報生産流通機能	新聞業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		出版業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		印刷業(謄写印刷業を除く)	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		製本業	専門的な知識と技術を有する人材が従事する。
		製本業、印刷加工業	専門的な知識と技術を有する人材が従事する。
		印刷業に伴うサービス業	専門的な知識と技術を有する人材が従事する。
		公共放送業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		民間放送業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		有線放送業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		情報提供サービス業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		その他の情報サービス業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		ニュース供給業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		興信所	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		電気通信業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
金融機能	情報通信処理機能 金融機能	情報処理サービス業	国内外の情報を収集・分析し、新たな情報を発信するための専門人材が従事する。
		銀行・信託業	人口や企業の集積の多い都市部やブロックの中心都市に立地することが多い。
		中小企業等金融業	人口や企業の集積の多い都市部やブロックの中心都市に立地することが多い。
		農林水産金融業	人口や企業の集積の多い都市部やブロックの中心都市に立地することが多い。
		政府関係金融機関	人口や企業の集積の多い都市部やブロックの中心都市に立地することが多い。
		貸金業、投資業等非預金信用機関	人口や企業の集積の多い都市部やブロックの中心都市に立地することが多い。
		補助的金融業、金融付帯業	人口の多い都市部が中心である。
		証券業、商品取引業	人口の多い都市部が中心である。
		保険業(保険媒介代理業等を含む)	人口の多い都市部が中心である。
		建設機能	建設機能

出所) 事業所・企業統計(平成13年)の分類に基づき作成

(イ) 中枢都市機能の集積状況(従業者数ベース)

4市の中枢都市機能(従業者数ベース)と順位を、既存の17政令市と比較した結果は次ページの表のとおりである。4市の中枢都市機能従業者数は22.4万人で、全体としては18市中で15位となっており、人口規模(5位)に比して集積はかなり少ない。

機能別にみると、東京と成田空港(航空貨物)・千葉港(港湾貨物)の間に位置していることから、物流・保管機能の集積がみられる(7位)。一方で、ソフト生産機能は17位、財販売機能、情報通信、建設機能は15位にとどまっている。中でも、ソフト生産機能は、東京に近接した川崎市で4位の集積(24,426人)があり、また、千葉市でも4市の5倍以上の集積があり、差が大きい。

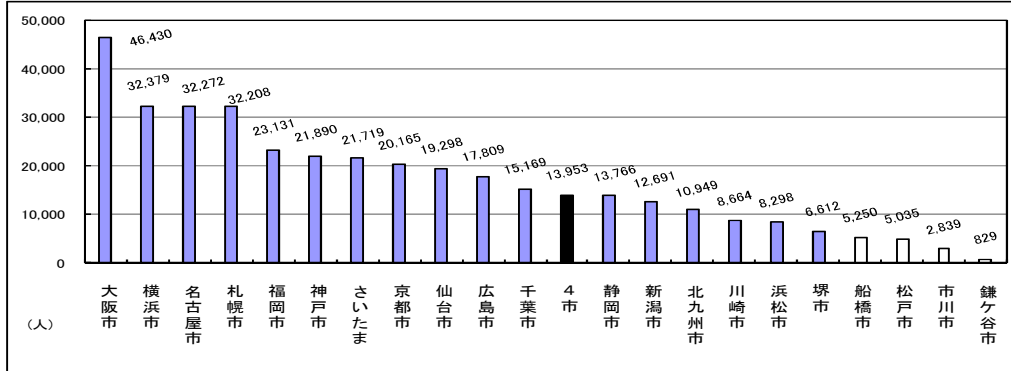
**4 市の中核都市機能（従業者数ベース）～人口規模（5 位）に比して集積はかなり少ない～**

中核都市機能	4 市の従業者数（人）	順位	政令市平均（人）
行政管理	13,953	12	20,203
学術・研究	5,717	11	8,913
物財生産	29,924	12	53,730
ソフト生産	936	17	12,757
財販売	30,673	15	89,596
サービス	85,239	14	173,277
物流・保管	25,824	7	29,224
情報通信	7,250	15	21,335
金融	11,766	14	24,253
建設	12,889	15	25,660
合計	224,171	15	458,949

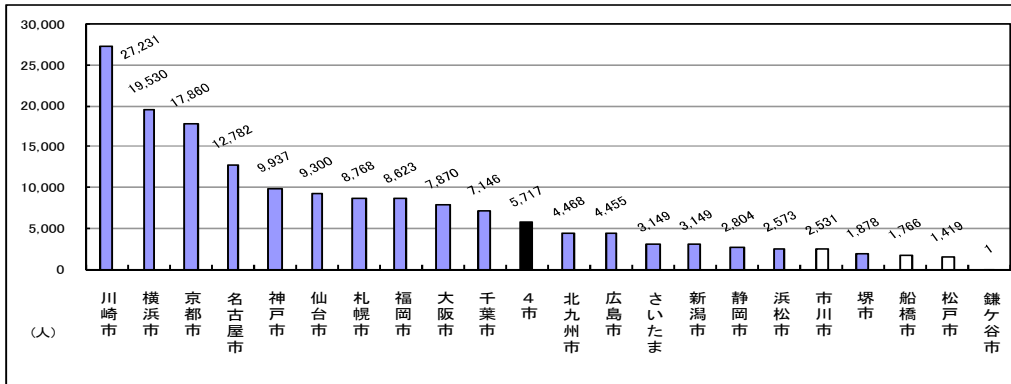
出所) 事業所・企業統計

中枢都市機能の集積状況比較（従業者ベース）

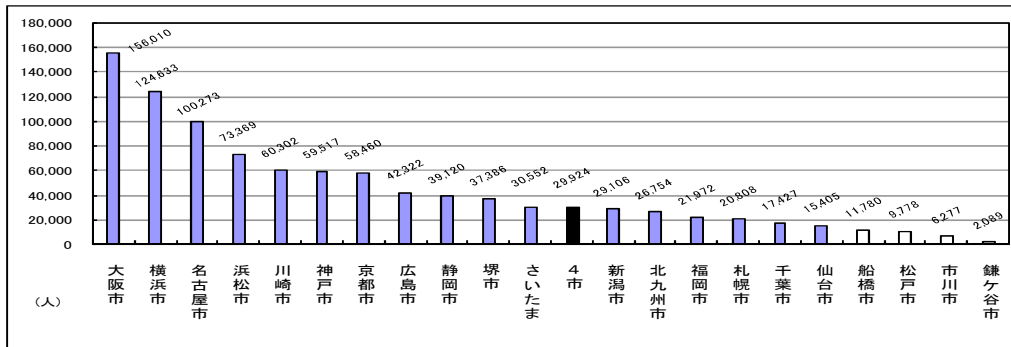
■行政管理機能（国家公務員+地方公務員）



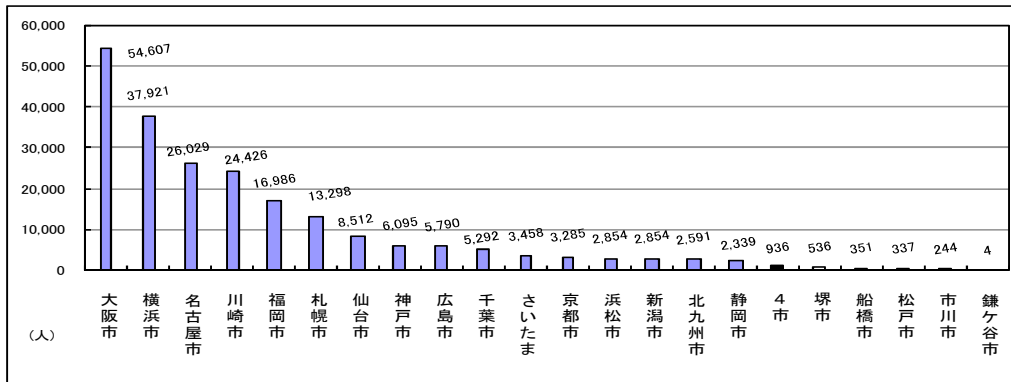
■学術研究機能（官民の研究所、大学等の高等教育機関等）



■物財生産機能（ハイテク等国際競争力のある製造業）

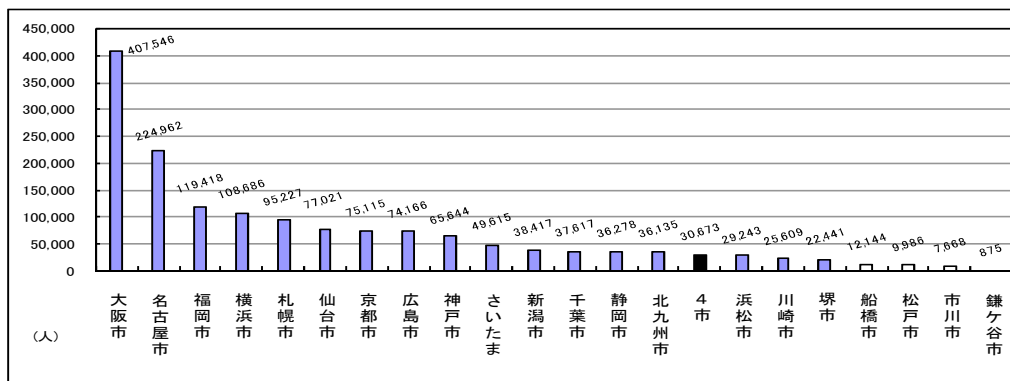


■ソフト生産機能（ソフトウェア開発等）

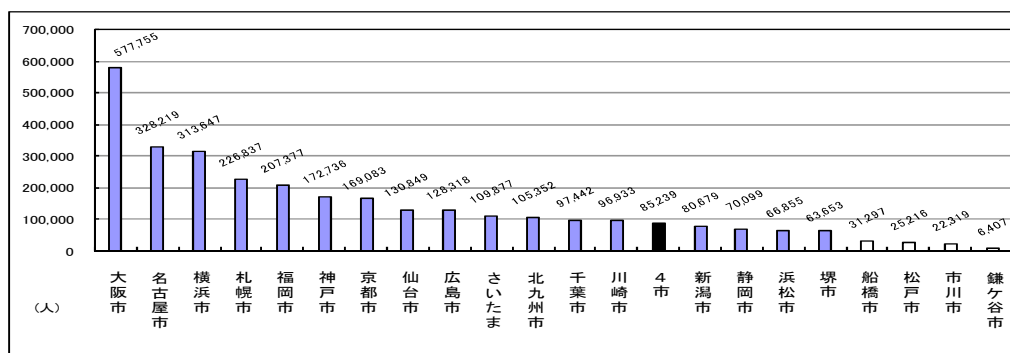




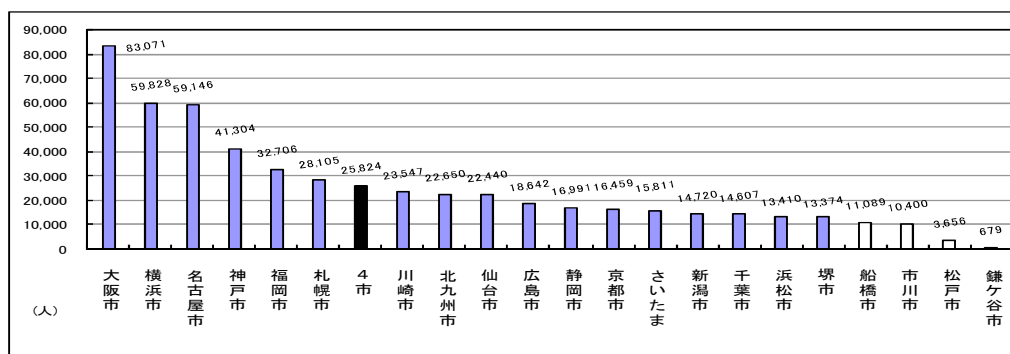
■財販売機能（百貨店等）



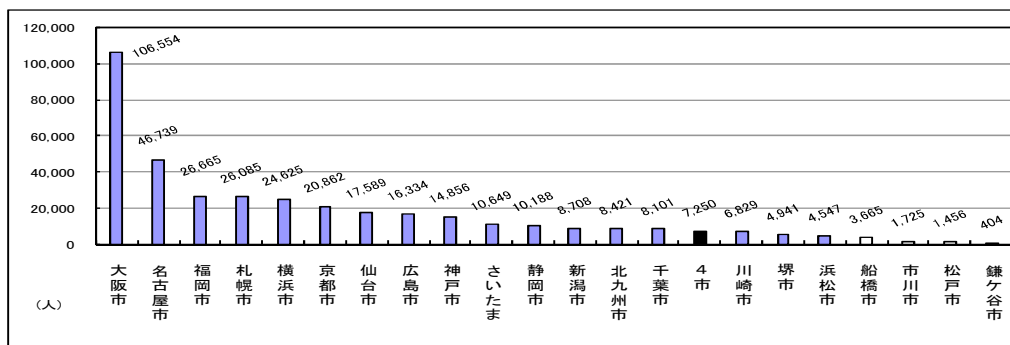
■サービス機能（事業所サービスや高次の消費者サービス業）



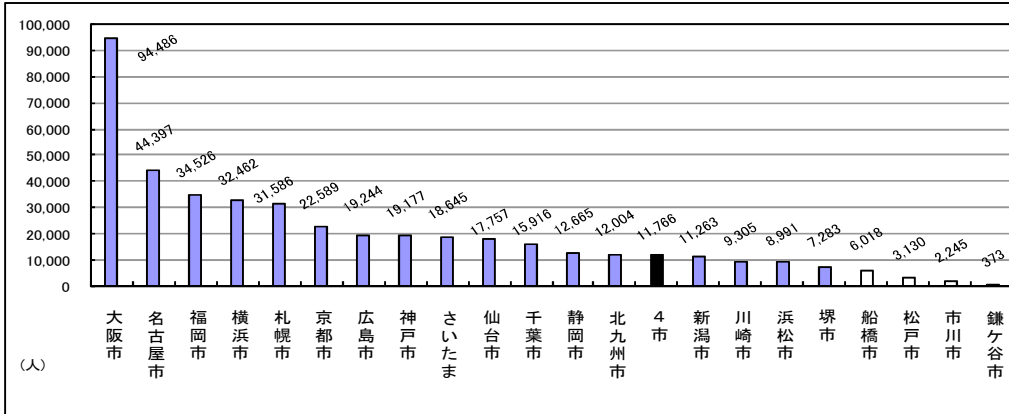
■物流・保管機能（物流業、倉庫業）



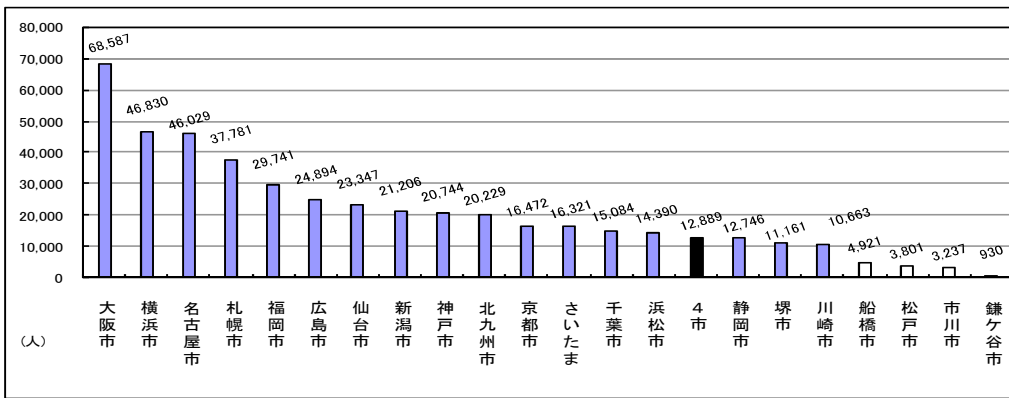
■情報通信機能（放送、新聞、出版等）



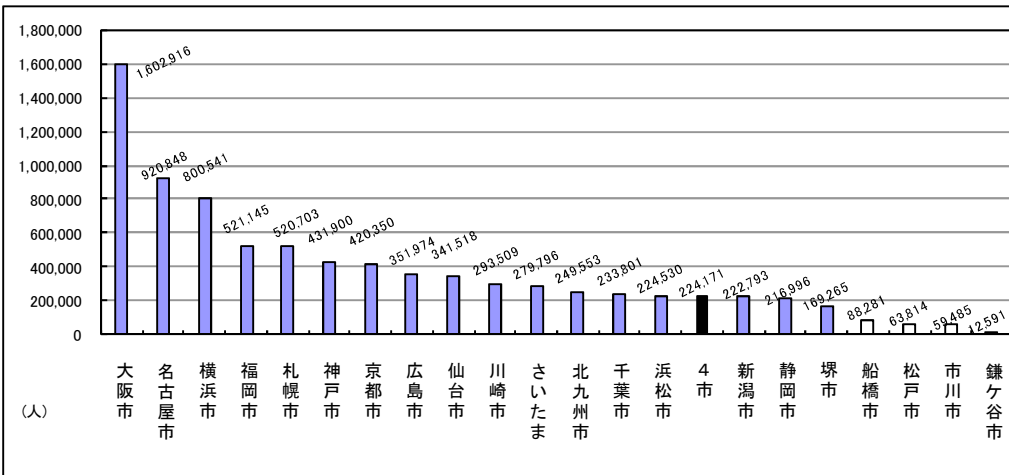
■ 金融機能（銀行、信託、証券等）



■ 建設機能（総合建設業）



■ 合計



**(ウ) 中枢都市機能の集積状況（従業者千人当たり従業者数ベース）**

従業者千人あたり従業者数と順位は以下のとおりであり、18 市中で最下位となっている。機能別には、物流・保管機能が 2 位と高くなっている。学術・研究機能も 7 位と一定水準にある一方、ソフト生産、財販売、サービスについては 17 位にとどまっている。

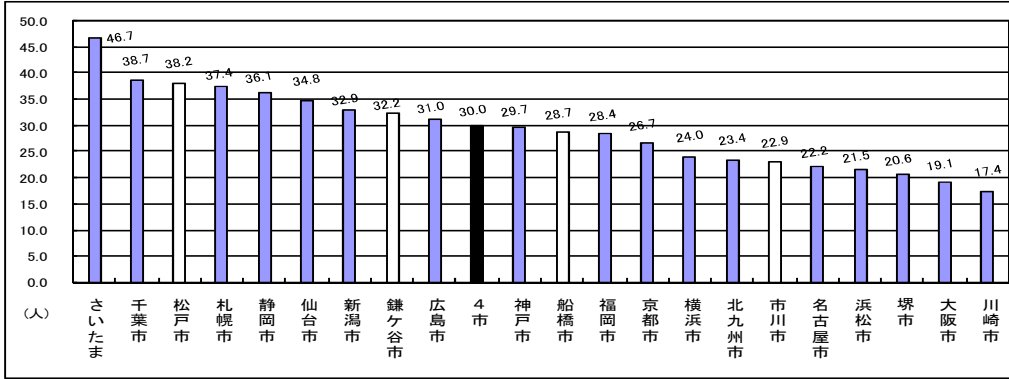
**4 市の従業者千人当たり中枢都市機能従業者数と順位～18 市中で最下位～**

中枢都市機能	4 市の従業者数（人）	順位	政令市平均（人）
行政管理	30.0	8	28.9
学術・研究	12.3	7	13.3
物財生産	64.4	12	77.0
ソフト生産	2.0	17	14.2
財販売	66.0	17	105.2
サービス	183.4	17	223.5
物流・保管	55.6	2	39.3
情報通信	15.6	15	24.5
金融	25.3	14	31.0
建設	27.7	16	35.8
合計	482.4	18	592.7

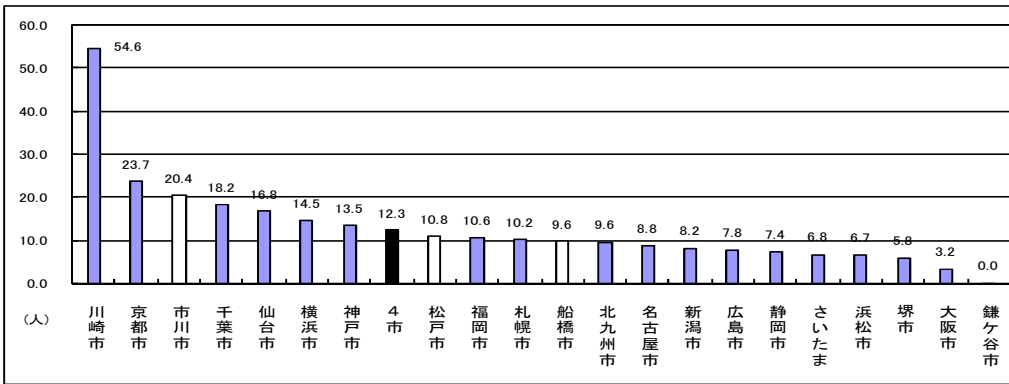
出所) 事業所・企業統計

中枢都市機能の集積状況比較（従業者1,000人あたり従業者数）

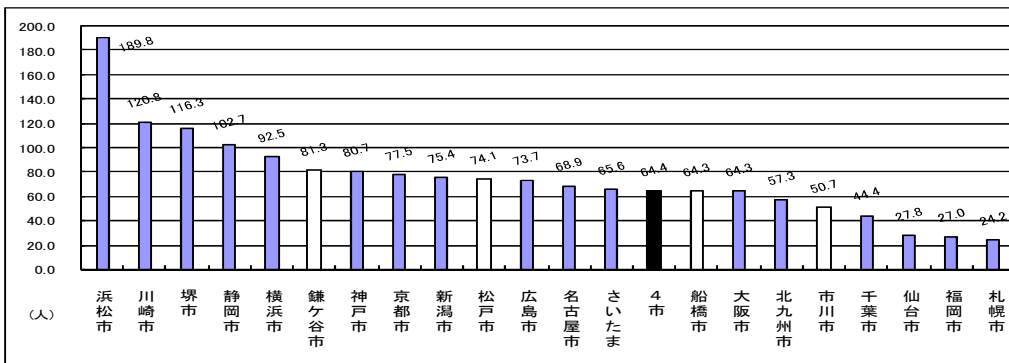
■行政管理機能（国家公務員+地方公務員）



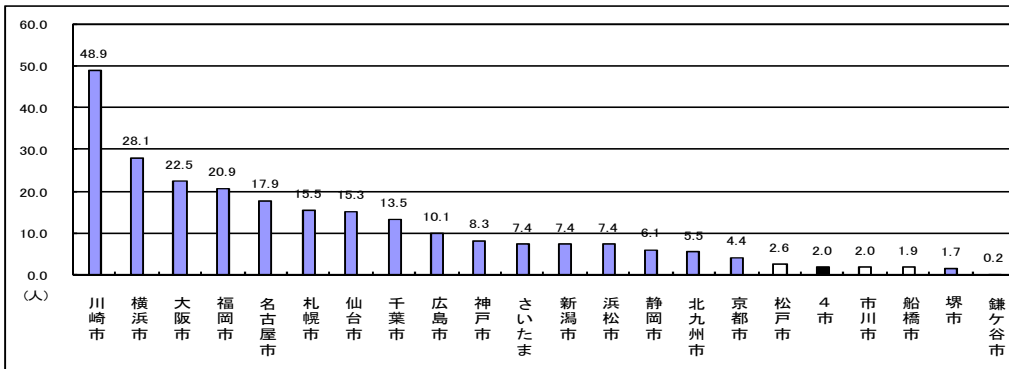
■学術研究機能（官民の研究所、大学等の高等教育機関等）



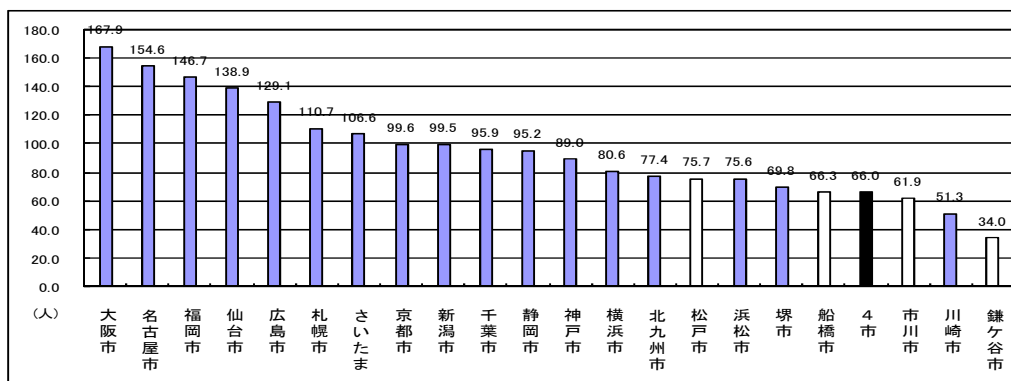
■物財生産機能（ハイテク等国際競争力のある製造業）



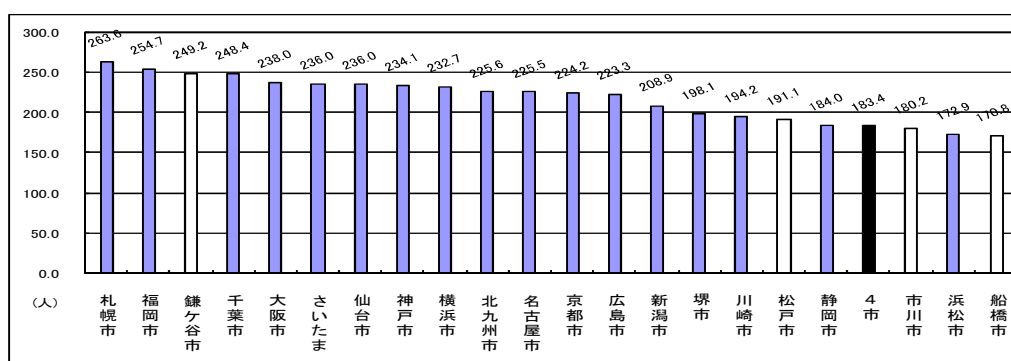
■ソフト生産機能（ソフトウェア開発等）



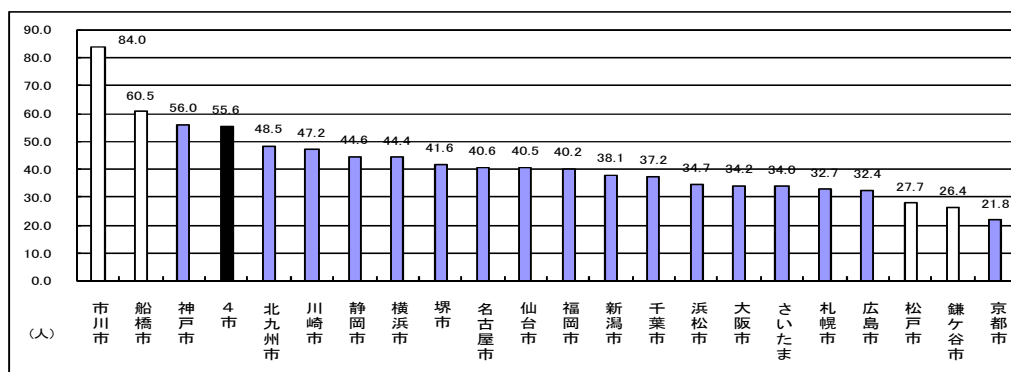
■財販売機能（百貨店等）



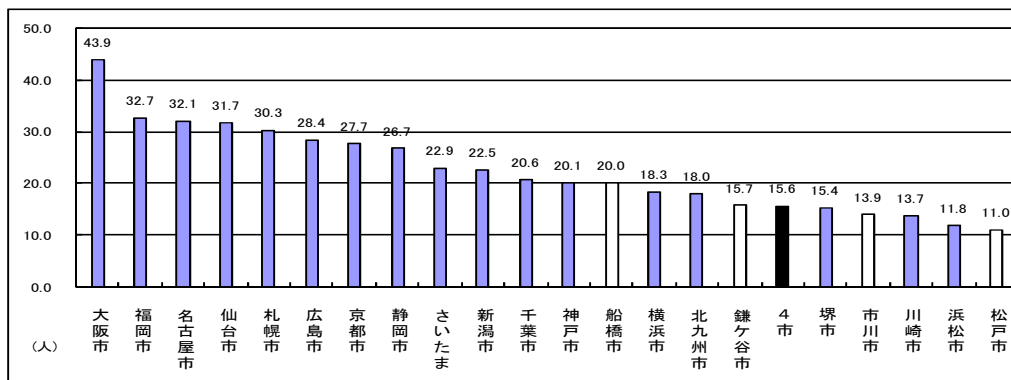
■サービス機能（事業所サービスや高次の消費者サービス業）



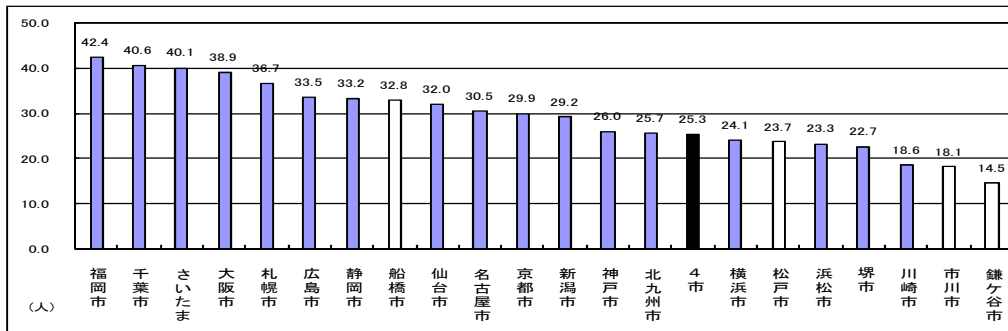
■物流・保管機能（物流業、倉庫業）



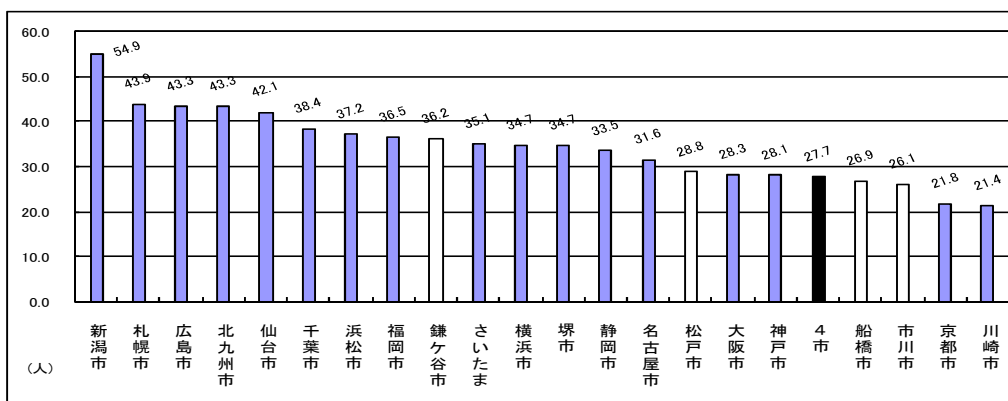
■情報通信機能（放送、新聞、出版等）



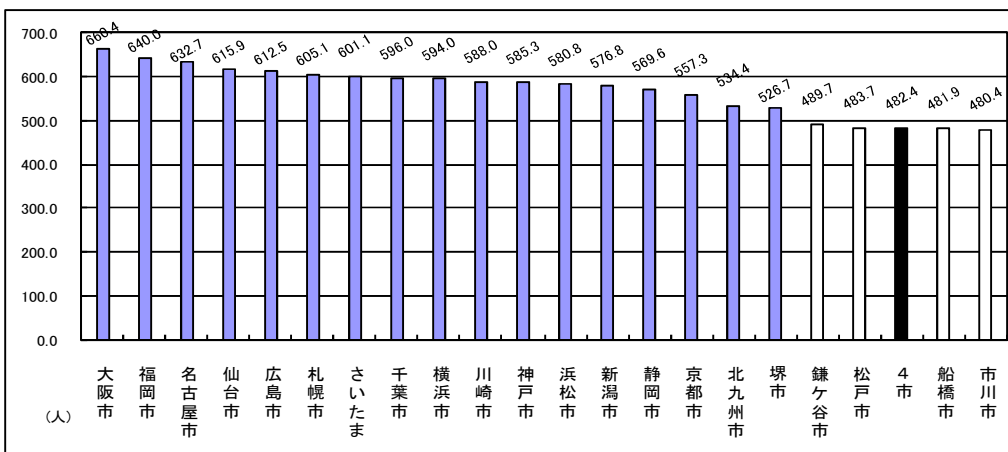
■金融機能（銀行、信託、証券等）



■建設機能（総合建設業）



■合計



### （エ） 中枢都市機能のバランス

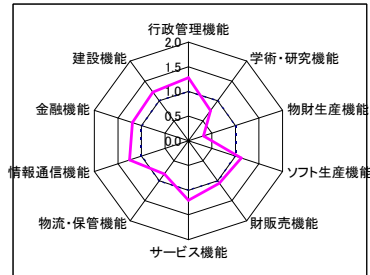
10 の中枢都市機能（従業者千人あたりの従業者数）が政令市平均に比較してどの程度突出しているのか、またどの程度少ないのか（特化度という）をみることは、政令市としての性格をみる上で参考になる。

次の頁に、17 の政令市についてレーダーチャートとして結果を示す。

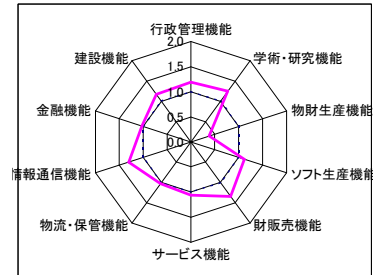
これによると、4市は物流・保管機能において特化度が1.4となっており、神戸市とほぼ同程度になっている。また、行政管理業務機能においても、特化度は1.0をやや上回っている。その他の機能は1.0を下回っており、特に、ソフト生産、情報通信の特化度は小さい。

中枢都市機能の特化度（対政令市平均）

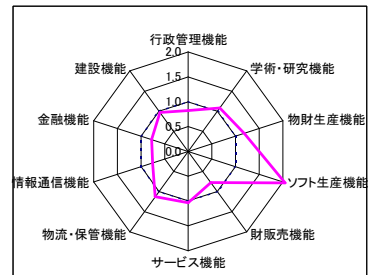
■札幌市



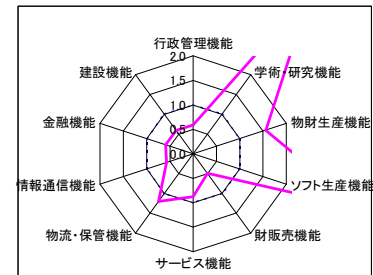
■仙台市



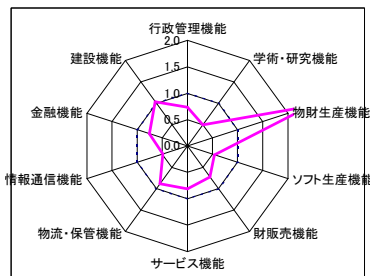
■横浜市



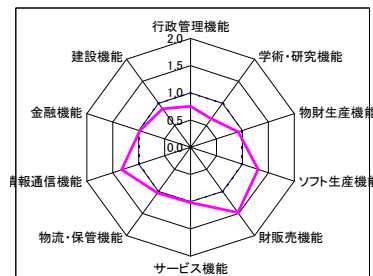
■川崎市



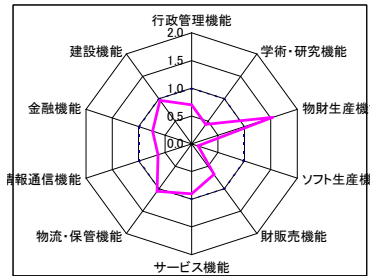
■浜松市



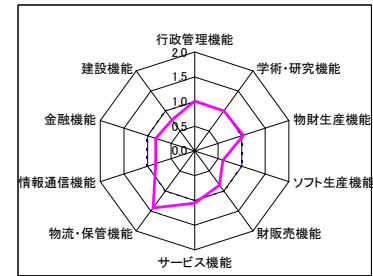
■名古屋市



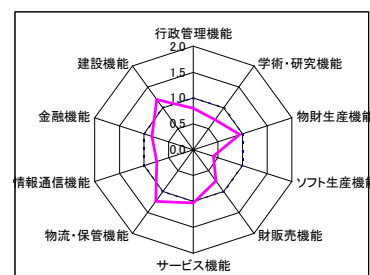
■堺市



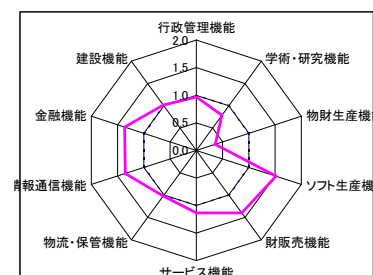
■神戸市



■北九州市

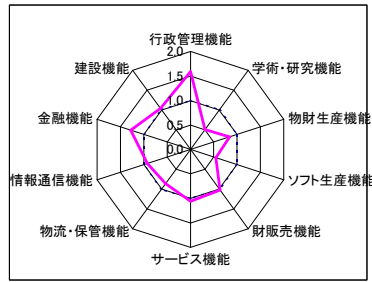


■福岡市

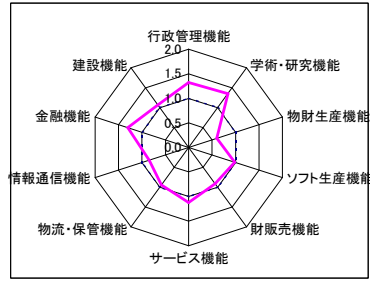




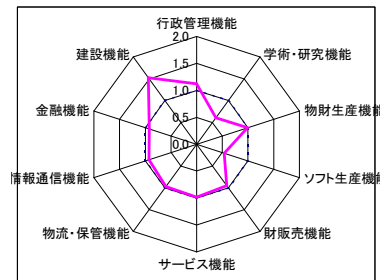
■さいたま市



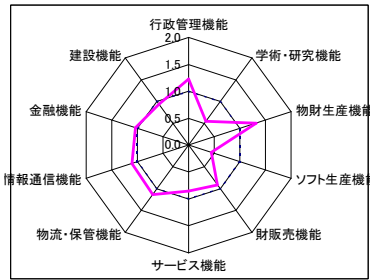
■千葉市



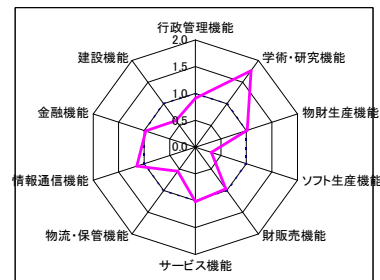
■新潟市



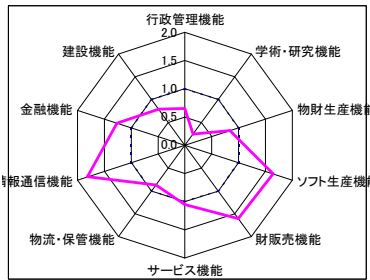
■静岡市



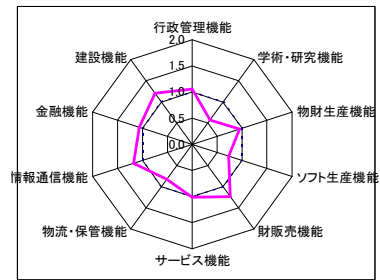
■京都市



■大阪市

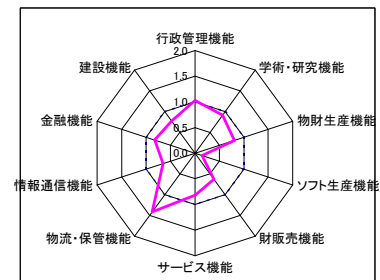


■広島市



注)特化度とは、各機能従業者の当該市の従業者数に占める構成比を、政令市における各機能従業者の全従業者に占める構成比で割ったもの。事業所・企業統計(H13)をもとにNRI作成

■4市「船橋市・市川市・松戸市・鎌ヶ谷市」



4市

### ⑥ 既存政令市との比較にみる4市の強み・弱み

4市の人口構造、都市・生活基盤、産業基盤、財政基盤、中枢都市機能の集積状況について、既存政令市と比較した強み、弱みを整理すると以下のようになる。

#### 4市の強み・弱み

人口構造	<p>【強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の人口は161万人であり、札幌市に次いで多くなっている。人口集中地区（DIDD）の人口も154万人で5位、人口増加率は平成12年から17年にかけて2.9%伸びており、18市中で7位となっている。</li> <li>・人口は引き続き増加しており、活力がある（人口増加率は7位）。</li> </ul> <p>【弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
都市・生活基盤	<p>【強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の都市計画区域面積は22,447haで15位であるが、都市計画区域人口は1,566千人で5番目に大きい。また、人口密度も7,146人/k㎡で、指定の目安である2,000人/k㎡を大きく上回っており、18市中で4位となっている。</li> <li>・老人福祉施設数は6位、高等学校数は7位で、人口規模の順位に近い状況である。</li> </ul> <p>【弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の1人当たり都市公園面積は3㎡で最下位の水準であり、公共下水道整備率（50.1～76.4%）も政令市平均を大きく下回っている。</li> <li>・病院・診療所数は10位、保育所数は11位となっており、人口規模に比して低位となっている。</li> </ul>
産業基盤	<p>【強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス業従業者の比率は38%と高く、都市的な従業構造になっている。</li> </ul> <p>【弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の事業所数（民営のみ）は43,392であり18市中で11位、また従業者数は398千人で12位となっており、人口（5位）に比して産業基盤は弱い。</li> <li>・4市の製造業出荷額等をみると1兆3,973億円で12位、年間商品販売額は2兆5,793億円で17位となっており、人口規模に比して下位にある。</li> </ul>
財政基盤	<p>【強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入に占める地方税の比率は57%で最も高い。</li> <li>・財政力指数も比較的が高く、財政は健全な状況といえる。</li> <li>・職員一人当たりの人口は148人で1位となっていることから、過剰感はない。</li> </ul> <p>【弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の歳入額をみると3,918億円となっており、18市中で12位である。</li> <li>・一人当たり歳出は23.8万円と政令市平均を大きく下回っており、18市中で最下位となっている。</li> <li>・普通建設事業費も378億円で17位となっている。</li> </ul>

#### 4市の強み・弱み（つづき）

中 枢 都 市 機 能 の 集 積 状 況	<p><b>【強み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の中枢都市機能の集積を量（従業者数）で見ると、物流・保管機能は4市の立地特性から7位である。</li> <li>・中枢都市機能の集積を質（従業者千人当たりの従業者数）で見ると、物流・保管機能は2位で、1位の神戸市と並ぶ水準となっており、学術・研究機能も7位の水準である。</li> <li>・10の中枢都市機能（従業者千人当たりの従業者数）の政令市平均に対する特化度をみると、4市は物流・保管機能において特化度が高く、神戸市とほぼ同程度になっている。また、行政管理業務機能においても、特化度は1.0をやや上回っている。</li> </ul> <p><b>【弱み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4市の中枢都市機能の集積を量（従業者数）で見ると、機能全体で18市中で15位の水準である。中枢都市機能のうち、ソフト生産、財販売、情報通信、建設などの機能では低位である。</li> <li>・中枢都市機能の集積を質（従業者千人当たりの従業者数）で見ると、機能全体で18市中最下位である。ソフト生産、財販売、サービスの機能は17位にとどまっている。</li> <li>・10の中枢都市機能（従業者千人当たりの従業者数）の政令市平均に対する特化度をみると、物流・保管、行政管理以外の機能は1.0を下回っており、特に、ソフト生産、情報通信の特化度は小さい。</li> </ul>
---	---

### （3） 主な指定要件からみた4市の政令市移行の可能性

中枢都市機能の特化度（P58～59）からは、旧五大都市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）や地域ブロックの中心都市（札幌市、福岡市、仙台市、広島市等）ほど各指標の集積度合が高く、バランスのよい形を示している傾向がみてとれる。

一方、4市が合併する場合、人口は全国5位（161万人）の規模となり、政令市の一般的な指定要件（人口、人口密度等）を満たすと言えるが、過去の政令市移行の際に求められた内容等からみると、都市基盤の整備水準、中枢都市機能の集積、拠点性等に弱みがあると考えられる。

また、移行に際しては、政令市となってどのような都市を目指すのか、移行の目的（理由）も重要になるものと考えられる。

## 第3章 人口及び財政の推計から見た課題

この章では、まず、4市の将来人口の推計を行い、次に、この将来人口の推計に基づき、4市が合併しない場合の将来的な財政状況を推計する。これらの分析に基づき、定量的な側面から現状のまま推移した場合の4市の将来像を明らかにすることによって、主として、財政面における4市の将来的な課題を示すこととする。

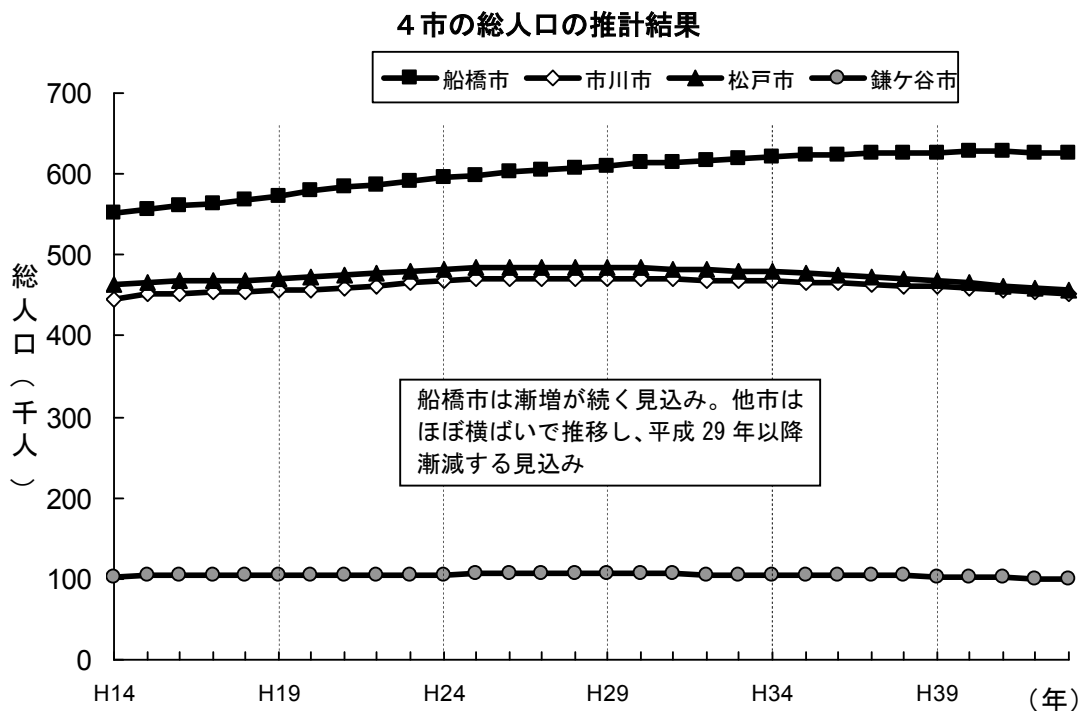
### (1) 将来人口推計

人口構成は地方自治体の財政状況に大きな影響を及ぼす。特に生産年齢人口は税収に、老年人口は扶助費などに影響を及ぼす。よって、4市の財政シミュレーションを行うためには、まず4市の将来の人口を推計する必要がある。なお、4市の将来人口推計結果は、既に国立社会保障・人口問題研究所により平成15年に公表されているが、5年前の推計ということもあり現状との乖離が大きい。そのため、本研究では国立社会保障・人口問題研究所と同様のコーホート要因法を用いて、住民基本台帳人口（平成19年10月1日現在）のデータに基づき独自に将来人口推計を行った。

#### ① 総人口の推計結果

4市の総人口の推計結果は下図のとおりである。

船橋市は、最近の転入超過が高水準であったことから、平成39年（2027年）頃まで人口が伸び続ける見込みである。一方、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市はほぼ横ばいで推移し、平成29年以降人口が漸減する見込みとなっている。

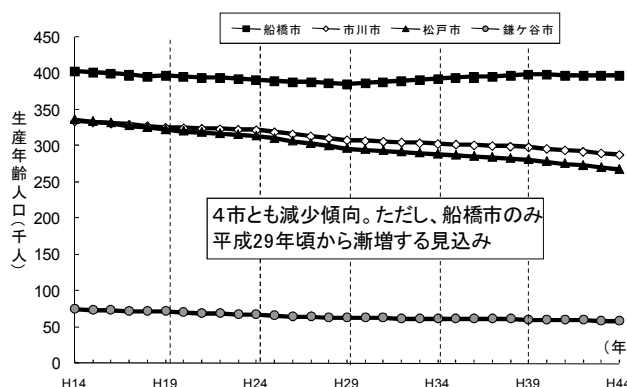


## ② 年齢階層別の将来人口推計結果

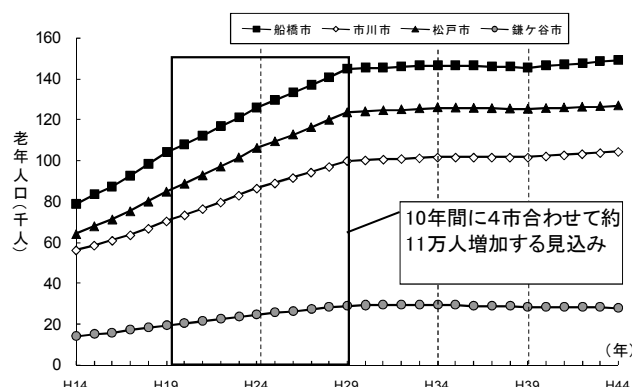
下図は、年齢階層別の将来人口推計結果である。これらから、概ね次のようなことが読み取れる。

- 生産年齢人口（15歳から64歳人口）は、各市とも減少傾向である。ただし、船橋市は、平成29年頃から漸増する見込みである。
- 老年人口（65歳以上人口）は、各市とも、平成29年前後まで急激に増加する見込みである。実数では、平成19年の約28万人に対し、平成29年には約11万人増の約39万人となり、今後10年間に約1.4倍となる見込みとなっている。
- 年少人口（14歳以下人口）は、船橋市は増加傾向にあるものの、他の3市は緩やかに減少していく見込みである。

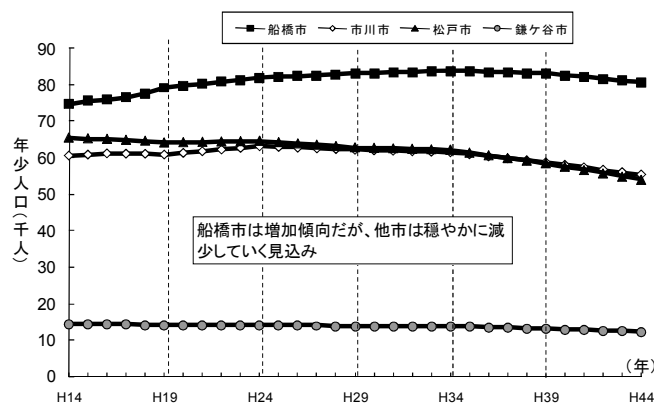
### 4市の生産年齢人口の推計結果



### 4市の老年人口の推計結果



### 4市の年少人口の推計結果



## ③ 将来人口推計のまとめ

4市とも総人口は、ほぼ横ばいで推移する（個別に見た場合、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市の3市については漸減傾向、船橋市について漸増傾向）ものの、年齢階層別の人口構成は大きく変化することが予測される。特に老年人口は平成29年頃まで増加しつづけ、平成42年頃には、全体の25%を占めることが予想されている。このことに伴い、扶助費等が増加し、4市の将来的な財政負担が大きくなると予測される。

## (2) 合併しない場合の将来的な財政状況

### ① 推計方法の概要

ここでは、平成13年度～平成18年度の4市の地方財政状況調査票の実績値や前述した将来人口推計データなどをもとに、下表に示した34の歳入科目・29の歳出科目について一定の条件を設定した上で推計を行う（推計期間は平成42年度（2030年度）まで）。なお、本シミュレーションは、あくまでも4市の各種施策が現状のまま継続されることを前提としたものであるため、将来的な施策の変更や社会情勢の変化、法令その他の制度等の変更による財政面への影響は見込んでいない。ただし、普通建設事業費については、各市の歳出に占める割合を考慮して、将来的な投資額を個別に設定している。

試算にあたって科目ごとに設定した主な前提条件は、以下のとおりである。

- 生活保護費等の老年人口との相関関係が強い科目については、老年人口の増加と連動して増えるものとしている。
- 個人市民税（所得割・均等割）は、主として生産年齢人口に属する住民が納めるものであるため、生産年齢人口の増減と連動して、増加、あるいは減少するものとしている。

### シミュレーションを行う推計科目

～34の歳入科目・29の歳出科目について推計を行う～

歳入科目		歳出科目		
地方税	市町村民税・個人（所得割）	人件費	議員報酬	
	市町村民税・個人（均等割）		委員等報酬	
	市町村民税・法人税割		特別職給	
	市町村民税・法人均等割		職員給	
	固定資産税		共済組合等負担金	
	上記以外の地方税		退職金	
地方譲与税	所得譲与税		恩給及び退職年金	
	所得譲与税以外		災害補償費	
利子割交付金			職員互助会補助金	
配当割交付金			その他	
株式等譲渡所得割交付金			老人福祉費	
地方消費税交付金			児童福祉費	
ゴルフ場利用税交付金			生活保護費	
特別地方消費税交付金			その他扶助費	
自動車取得税交付金			公債費	既発行分（17年度発行以前の地方債）
地方特例交付金				新発債（18年度以降発行の地方債）
地方交付税	地方交付税（普通）		物件費	
	地方交付税（特別）		維持補修費	
交通安全対策特別交付金			補助費等	
分担金・負担金			繰出金	国民健康保険事業会計
使用料				老人保健事業会計
手数料				介護保険事業会計
国庫支出金				上記以外
国有提供施設等交付金			投資・出資金	
県支出金			貸付金	
財産収入			普通建設事業費	
寄付金			災害復旧事業費	
繰入金			失業対策費	
繰越金			積立金	
諸収入				
地方債	臨時財政対策債			
	減税補てん債			
	減収補てん債			
	地方債（上記以外）			

### 主な推計科目の算出方法の概要

歳入科目		推計の考え方
地方税	個人市民税（所得割）	生産年齢人口 1 人当たり平均額（定率減税廃止の影響額、税源移譲の影響額を含む）×将来の生産年齢人口×経済成長率
	個人市民税（均等割）	生産年齢人口 1 人当たり平均額×将来の生産年齢人口
地方特例交付金		平成 19 年度の児童手当拡充分及び恒久減税分を計上。なお、恒久減税分は平成 21 年度までとする。
地方交付税		平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間は諮問会議提出の内閣府試算に基づき、削減幅を設定。
国・県支出金		平成 18 年度実績－普通建設事業（補助事業）の減少に伴う削減分＋生活保護費増分の 4 分の 3
繰入金		「参考 4 財政シミュレーションの詳細」（P193）参照
繰越金		「参考 4 財政シミュレーションの詳細」（P193）参照
地方債	臨時財政対策債	地方交付税と同様の考え方で推計
人件費	職員給	市川市、船橋市、松戸市が行っている独自の推計より平均削減率を計算し、4 市の削減率として平成 29 年度まで乗じる。
	共済組合等負担金	職員給の推移と連動
	退職手当	各市の推計による
扶助費	老人福祉費	平成 18 年度実績×老年人口の伸び率
	生活保護費	平成 18 年度実績×老年人口の伸び率
公債費	既発行分	各市の償還表による
繰出金	国民健康保険事業会計	平成 18 年度実績×老年人口の伸び率
	老人保健事業会計	平成 18 年度実績×老年人口の伸び率
	介護保険事業会計	平成 18 年度実績×老年人口の伸び率
	その他	平成 18 年度実績と同様
普通建設事業費		市ごとに、歳出に対する一定の割合を設定 ※参照

#### ※ 普通建設事業費の算出方法

普通建設事業にかかる費用の試算は、既存の社会資本ストックや社会経済情勢の変化によって影響を受けることから、事業費を積み上げ式に算出することは困難である。よって、本推計では、将来的な歳入歳出のバランスが大きく崩れないよう留意するとの観点から、市ごとに歳出総額に対する普通建設事業費の割合を設定し、その割合分の投資を維持することとした。各市に設定した割合は以下のとおりであり、これらは過去の実績データをもとに歳入の減少分を考慮して設定している。

#### 歳出に対する普通建設事業費の割合

	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
歳出に対する普通建設事業費の割合	7%	10%	5%	5%

※ただし、船橋市に関しては平成 20 年度 9%、平成 21 年度 8%、平成 22 年度以降 7%とする。

## ② 歳出・歳入全体における推計結果

次頁の図は、平成42年度までの歳出合計と繰入金を除いた歳入合計の推計結果である。推計結果から読み取れる各市の特色は次のとおりである。

### ○船橋市

- 船橋市は平成30年代までは、繰入金を除いた歳入合計が歳出合計を下回る結果となっている。これは船橋市の既発行分の地方債の償還によるものである。全体的には人口が増加傾向にあるため、既発行分の地方債を償還し終わると、繰入金を除いた歳入合計は歳出合計を上回る結果となる。

### ○市川市

- 市川市は他市と比べ現在の生産年齢人口比率が高く、老年人口の増加割合も相対的に小さいため、繰入金を除いた歳入合計は、平成30年代半ばまで歳出合計を上回る。
- 一方で、現在の生産年齢人口が老年人口にスライドしていくため、繰入金を除いた歳入合計は、平成30年代後半から歳出合計を下回る見込みである。

### ○松戸市

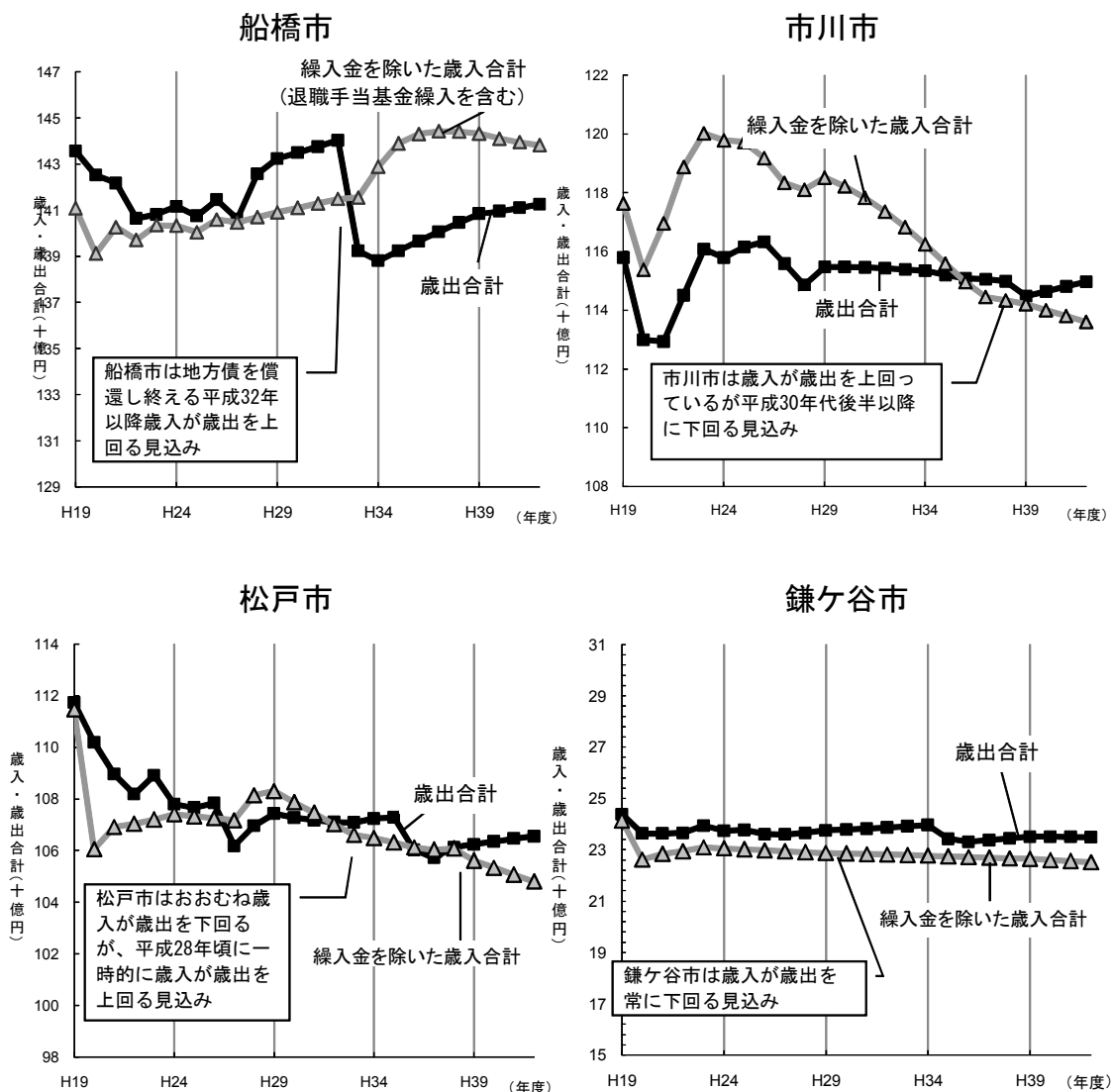
- 松戸市は地方交付税の削減により、繰入金を除いた歳入合計は、平成20年代頃まで歳出合計を下回る。
- その後、繰入金を除いた歳入合計が歳出合計を上回る時期があるが、現在の生産年齢人口の高齢化による税収減で平成30年代後半から歳出合計を下回る年が多くなる。

### ○鎌ヶ谷市

- 鎌ヶ谷市の基本的な財政構造は、平成18年度までの実績をみると、繰入金に大きく依存している。そのため、繰入金を除いた歳入合計は常に歳出合計を下回ることになる。
- また高齢化のスピードも4市の中では最も早いため扶助費などの負担が財政に影響している。



歳出合計と繰入金を除いた歳入合計との比較



なお本推計では、歳出合計と繰入金を除いた歳入合計とを比較しているが、前者が後者の値を上回る場合には、財政調整基金等から繰り入れがなされる。このため、上の図で「歳出合計」が「歳入合計」を上回ったとしても、直ちにその市の財政破綻を意味するというものではない点に留意が必要である。

### ③ 全体推計結果の主要因 ～税収の減少と扶助費等の増大～

前述のような推計結果となった各市に共通の要因として、生産年齢人口の減少に伴う税収減と高齢化に伴う扶助費等の増加があげられる。

特に、過去の実績値をみたところ、扶助費等のうちの社会福祉費・生活保護費及び国民健康保険事業会計・老人保健事業会計・介護保険事業会計への繰出金は、老年人口と高い相関関係にある。そこで、これらの歳出が老年人口の増加に伴って増えるというルールで推計し、今後の税収（個人市民税（所得割・均等割））と比較すると次頁のような図となった。

税収の減少と扶助費等の増加の間に乖離が生じ、4市合計すると、平成42年度時には約330億円の乖離となる見込みである。これらの乖離を埋めるための何らかの施策が必要であると考えられる。

各市のピーク時を例にとり、その状況を見ると下記のように分析できる。

#### ○船橋市

- 老年人口増加に伴い95億円ほどの歳出増が見込まれる。
- 4市の中で唯一税収増となっており17億円ほどの増加が見込まれる。
- これらの科目だけで78億円ほどの乖離が見込まれる。

#### ○市川市

- 老年人口増加に伴い75億円ほどの歳出増が見込まれる。
- 生産年齢人口の減少に伴い24億円ほどの税収減が見込まれる。
- これらの科目だけで100億円ほどの乖離が見込まれる。

#### ○松戸市

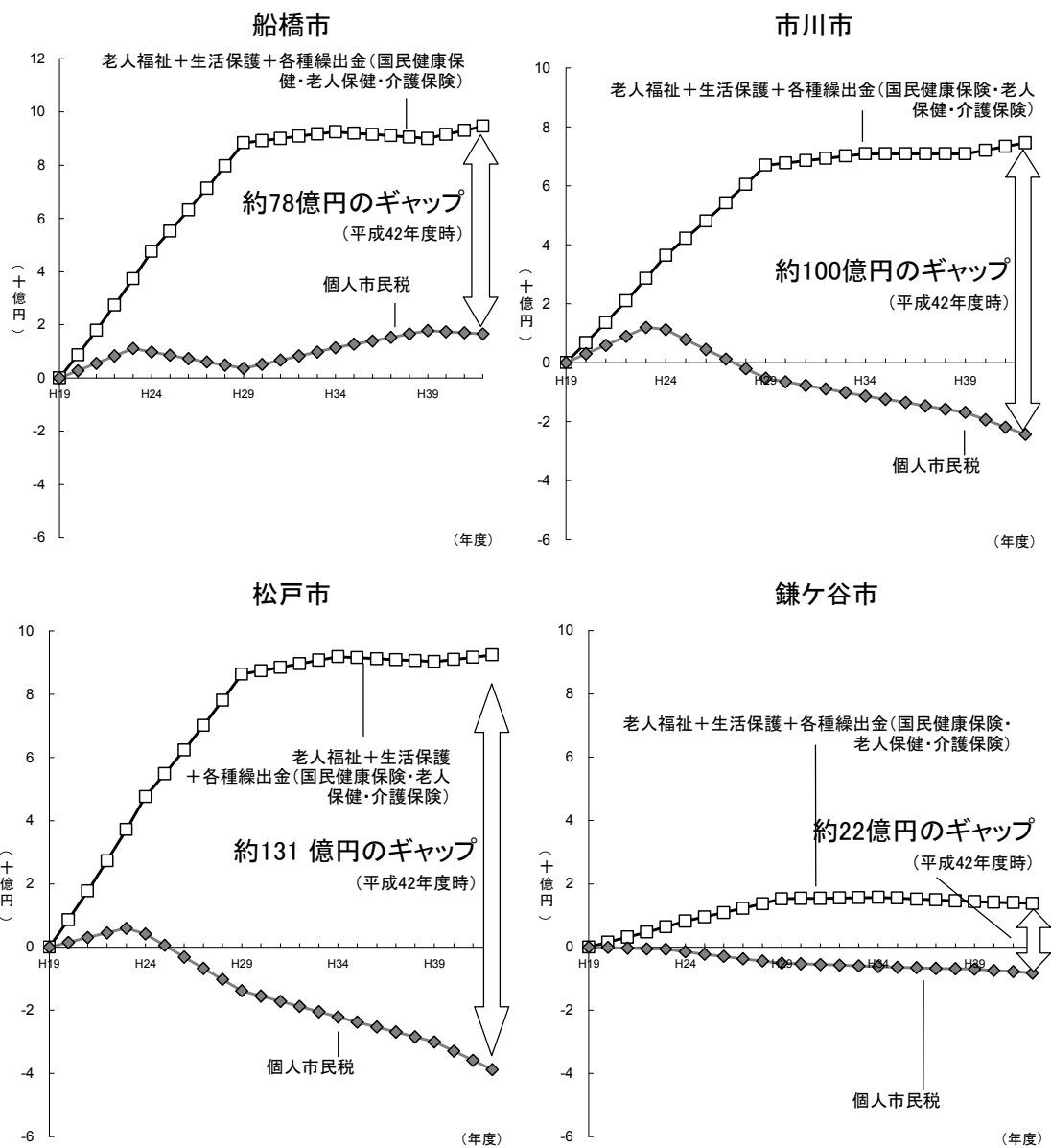
- 老年人口増加に伴い92億円ほどの歳出増が見込まれる。
- 生産年齢人口の減少に伴い39億円ほどの税収減が見込まれる。
- これらの科目だけで131億円ほどの乖離が見込まれる。

#### ○鎌ヶ谷市

- 老年人口増加に伴い14億円ほどの歳出増が見込まれる。
- 生産年齢人口の減少に伴い8億円ほどの税収減が見込まれる。
- これらの科目だけで22億円ほどの乖離が見込まれる。

※ なお、老人保健事業については、制度改正により平成20年度から後期高齢者医療事業に継承されている。

老年人口に関連のある科目と税収との比較（平成 19 年度推計値との差分）



#### ④ 公共建築物の将来的な更新需要

前述の扶助費等と異なり、今回の全体推計結果には反映されていないが、4市にとって更なる財政負担の要因となりうる事項として、公共建築物の更新需要が挙げられる。

##### (ア) 公共建築物の整備状況

昭和35年から55年頃に人口が急増した4市においては、大半の公共建築物の整備が昭和40年から50年代に行われている。公共建築物のおおよその耐用年数は40年（※<sup>7</sup>）といわれており、同時期に建設された公共建築物は、老朽化や少子高齢社会突入に伴うニーズの変化により更新及び再編の時期を迎えている。

具体的に、4市における学校施設・民生施設・体育施設・社会教育施設・住区施設・公営住宅・その他施設の現状の整備状況は下表のようになる。

4市の公共建築物の整備量

市	施設種	延床面積の合計(m <sup>2</sup> )	施設数
船橋市	学校施設	675,620	86
	民生施設	75,761	125
	体育施設	44,129	38
	社会教育施設	24,066	11
	住区施設	40,462	28
	公営住宅	47,278	11
	その他施設	4,662	3
市川市	学校施設	478,167	63
	民生施設	45,052	65
	体育施設	21,096	10
	社会教育施設	46,550	13
	住区施設	23,216	16
	公営住宅	132,100	49
	その他施設	3,872	1
松戸市	学校施設	582,904	66
	民生施設	23,307	29
	体育施設	33,150	13
	社会教育施設	86,576	26
	住区施設	4,497	1
	公営住宅	76,490	18
	その他施設	1,832	1
鎌ヶ谷市	学校施設	80,734	14
	民生施設	7,095	8
	体育施設	8,069	3
	社会教育施設	2,841	2
	住区施設	10,007	5
	公営住宅	9,972	4
4市総計		2,589,505	

出所) 各市集計 (平成18年度末)

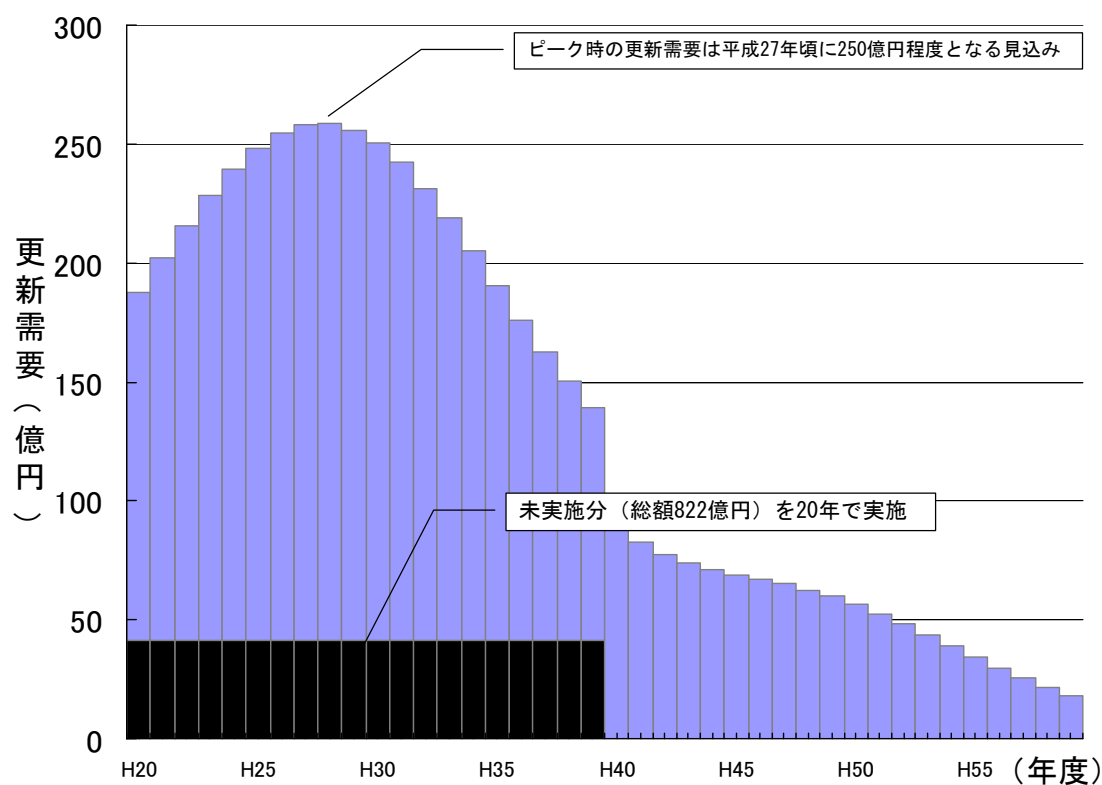
※<sup>7</sup> 内閣府政策統括官「日本の社会資本2007」(平成19年4月)

### (イ) 将来的な更新需要

4市の各公共建築物の更新時期が、耐用年数をピークとしたワイブル分布（詳細後述）に従うと考えると、今後40年間の更新需要は下図のようになる。平成27年前後に更新需要のピークを迎える。これは、昭和40～50年代に学校施設等の整備が集中的に行われたことが原因と考えられる。なお、下図の黒塗り部は、更新需要が訪れているにも関わらず未だ実施されていないものの更新費用の合計を今後20年間で更新するものと仮定して、延払い費用としたものである。

平成27年時の更新費用は約250億円である。4市合計の普通建設事業費の総額が年間約400億円という現状からすれば、公共建築物の更新だけで普通建設事業費の半分以上を占めることとなり、今後の財政を圧迫する要因となりうる。

公共建築物の更新需要（4市合計）

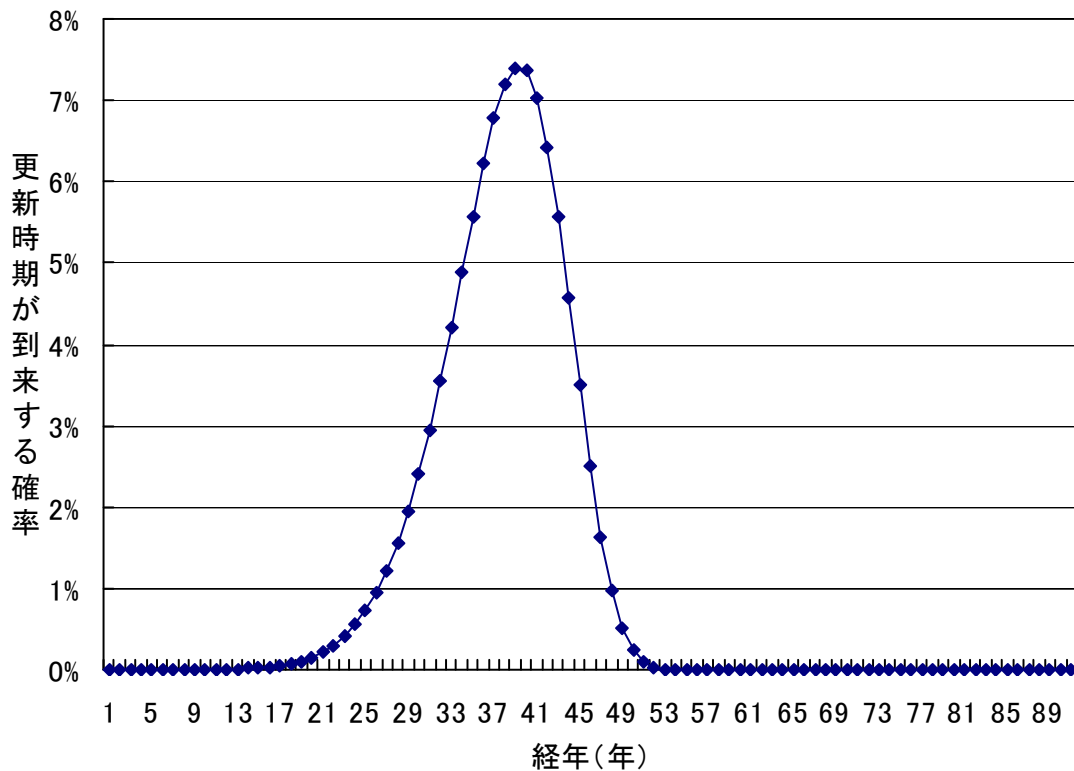


**ワイブル分布とは**

ワイブル分布とは、故障発生確率を表す分布関数として各研究分野（例：橋梁や道路付属物、機械の破壊確率（※<sup>8</sup>））で使用されている関数である。学校など各種建築物には耐用年数が定められているが、実際の現場では環境等の違いにより耐用年数とおりに更新されないのが実情である。そうした不確実性を考慮するため、本推計では各建築物の更新時期が、耐用年数時にピークとなるワイブル分布にしたがうものと仮定して更新需要を計算している。なお、ワイブル分布の形状係数を8、公営住宅の耐用年数を57年、その他の耐用年数を39年としている（※<sup>9</sup>）。

例えば、下図に示した学校施設に適用したワイブル分布は、学校施設の耐用年数である39年に更新需要のピークがくるようになっている。

**学校施設の更新時期を表すワイブル分布**



※<sup>8</sup> 津田 尚胤, 貝戸 清之, 山本 浩司, 小林 潔司 「ワイブル劣化ハザードモデルのベイズ推計法, 土木学会論文集F, Vol. 62, No. 3, pp. 473-491」 (2006)

※<sup>9</sup> 内閣府政策統括官「日本の社会資本 2007」(平成 19 年 4 月)

## ⑤ 今後の課題

将来人口推計・財政シミュレーション及び公共建築物の更新需要の予測から以下のようなことが言える。

- 生産年齢人口の減少に伴う税収減（船橋市除く）及び老年人口増加に伴う扶助費等の増加が見込まれ、今後4市の財政を圧迫する可能性がある。具体的には、税収と、老年人口と相関のある生活保護費・社会福祉費等との乖離を試算すると、平成42年度までの推計期間中に最大300億円強の財政負担増が見込まれる。
- 公共建築物の更新需要を試算したところ、平成27年頃に更新ピークを迎えることが見込まれ、今後の財政を圧迫する要因となりうる。

以上に試算された財政負担の増大への対応が、4市共通の将来的な課題であり、何らかの方策が必要と考えられる。

なお、財政シミュレーションの推計期間中に歳入が歳出を上回っている場合においても、公共建築物の更新需要など、不確定要素があることから、各市において将来需要の見極めが重要になってくるものと考えられる。

## 第4章 圏域の課題と方向性

この章では、ここまでに見てきた内容から圏域の課題とポテンシャルを整理し、今後予測される社会経済環境の動向等を踏まえながら、この圏域にとってのまちづくりの方向性を導き出す。

### (1) 圏域の課題とポテンシャル

第1章から第3章までに見てきた圏域の現状及び将来的な課題から、本圏域の課題とポテンシャルを、下表のとおり整理した。

圏域の課題とポテンシャル

	圏域のもつポテンシャル	現状及び将来的な課題
人口	<p><b>【160万の人口規模と市民の活力を生かす】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4市合計で約160万人（全国5位）という人口規模を有する。</li> <li>生産年齢人口の割合が高く、活力のある都市である。</li> <li>多様な人材の連携による市民活動のポテンシャルが大きい。</li> <li>団塊の世代の退職等により、元気な高齢者が急増する見込みであり、地域での活躍が期待される。</li> </ul>	<p><b>【昼間人口が少なく、今後急速に高齢化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅都市としての性格が強いため、産業集積が弱く、常住人口に比して昼間人口が少ない。</li> <li>今後約10年間で老年人口が急増する見込みであり、福祉・医療等の需要の増大が予測される。</li> </ul>
立地・交通	<p><b>【東京に近接、都心と空港を結ぶ立地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京に近く鉄道等の交通が至便であり、住宅都市としての需要が今後とも見込まれる。</li> <li>東京の高度な都市機能の活用、都心との機能分担が可能である。</li> <li>都心と成田空港・港湾（千葉港）を結ぶ立地を生かした、産業や集客等の可能性が考えられる。</li> <li>成田新高速鉄道、東京外かく環状道路等を整備中であり、更なるネットワークの充実が見込まれる</li> </ul>	<p><b>【慢性的な渋滞、交通環境悪化の懸念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内を南北方向に結ぶ道路が少なく、慢性的な渋滞が発生している。渋滞を避ける車が生活道路に入り込むこと等による交通環境の悪化が問題となっている。</li> <li>交通渋滞による経済的損失の発生等も懸念される。</li> </ul>



圏域の課題とポテンシャル（続き）

	圏域のもつポテンシャル	現状及び将来的な課題
産業	<p><b>【立地を生かした産業誘致、都市農業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地を生かした産業の誘致・育成の可能性が考えられる。</li> <li>付加価値の高い都市近郊型農業が存在し、約160万の人口規模を生かした地域ブランド化等の可能性が見込まれる。</li> </ul>	<p><b>【産業集積、雇用吸収力が低い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な産業政策が行われていない。</li> <li>産業集積や雇用吸収力が、既存政令市等に比して低い傾向。</li> </ul>
都市基盤・公共施設		<p><b>【整備水準が低く、将来的な財源不足の懸念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園や下水道等、都市基盤整備の水準が既存政令市に比して低い傾向。</li> <li>普通建設事業費の十分な確保が難しく、公共施設の耐震改修や必要な更新需要への対応も、将来的には困難になる見込み。</li> </ul>
財政	<p><b>【財政力が強く、健全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政力が比較的強く、鎌ヶ谷市を除く3市は、地方交付税がほぼ不交付の状況である。</li> <li>一般財源に占める公債費の負担や市債残高が比較的 low、健全な財政状況といえる。</li> </ul>	<p><b>【高齢化に伴う税収減、需要増への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税への依存度が高く、高齢化に伴い市税収入の減少が見込まれる。若年層の定住促進や、産業振興等によって、将来的な税源を確保する必要がある。</li> <li>財政規模が比較的小さく、投資的経費（普通建設事業費等）の割合が低い。</li> <li>公共建築物の更新需要が、ピーク時には年間250億円程度に達する見込み。</li> <li>福祉等のサービスや公共施設の更新等の需要に比して、歳入の深刻な不足が生じる見込みであり、何らかの方策が必要と考えられる。</li> </ul>

（2）社会経済環境の動向

本圏域を取り巻く今後の社会経済環境としては、以下のような諸点が考えられる。

○少子高齢・人口減少時代の到来

- 日本の総人口は減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成18年12月推計、中位仮定）によれば、平成67年（2055年）には現在の約7割にあたる8,993万人になるものと見込まれている。
- 人口減少と並行して全国規模での少子高齢化が進行している。その中であって4市の

将来人口は、第3章で行った今後約20年間の推計によれば、総数ではほぼ横ばいで推移するものの、急速な高齢化が進むことが予測されている。

#### ○都市の魅力が求められる

- ・ 序章（「(1)研究の背景 ④地域間競争への対応」（P2））においても述べたが、全国規模で人口減少が進行していく中で、人々がより魅力的な居住地を選ぶ傾向が強まるものと予測される。
- ・ 現在の市民が住み続けたいと思い、新たに住民となる層からも居住地として選ばれる都市となるためには、医療や福祉、教育などの水準とともに、安心して暮らせる都市基盤、豊かな自然環境、賑わい、うるおい等の都市の魅力を備えていることが、今後ますます重要になるものと見込まれる。
- ・ 企業や大学、医療機関等が進出する際にも、こうした都市の魅力を求める傾向が強まりつつある。

#### ○地方分権の加速、道州制の可能性

- ・ 序章（「(1)研究の背景 ②地方分権の進展と基礎自治体の役割の拡大」（P1）、「⑦道州制をめぐる動向と導入後を見据えた展望の必要性」（P4））においても述べたように、地方分権の流れが今後ますます加速するものと予測される。その一環として、道州制の導入に関する議論も活発化している。
- ・ 基礎自治体（市町村）の役割の拡大が見込まれるなかで、分権の担い手にふさわしい行財政能力を備えておくことが必要と考えられる。また、道州制導入の可能性を見据えた中で、本圏域の将来的なあり方を模索することが必要と考えられる。

#### ○都市内分権・協働社会の進展

- ・ 地方分権により市町村の事務や権限が拡大するのと並行して、都市自治体の内部でも、より住民に近い単位に意思決定や事務権限を分散させて、地域の実情に応じた施策を展開していこうという「都市内分権」の考え方が広がりつつある。
- ・ 同時に、地域の課題は行政だけでなく、住民、コミュニティ組織、NPO（民間非営利団体）、企業などの多様な主体の連携により解決しようという「協働」の社会づくりに向けた動きも活発化している。

#### ○首都圏では知識集約型産業の集積が進む

- ・ 日本の主要産業は、中国やインドなどの急速な経済成長に伴う厳しい国際競争に直面しており、今後は情報通信、自動車、バイオケミカル、エレクトロニクス等の先端業種への特化が進むものとみられている。
- ・ 本圏域が位置する首都圏においては、これら業種の中でも、研究開発部門の集積が進むものと予測されており、ITの高度化等による物流機能の再編も加速すると考えられる。

### (3) まちづくりの方向性

課題とポテンシャル、社会経済環境の動向を踏まえて、以下の7つの「まちづくりの方向性」を導き出した。

#### 【まちづくりの方向性】

- ① 暮らしの質の向上（文化・教育・子育て、福祉、保健・医療、安全）
- ② 市民の活力を生かしたまちづくり
- ③ 賑わいの創出
- ④ 産業機能の強化
- ⑤ 都市基盤の整備
- ⑥ 環境共生のまちづくり
- ⑦ 行財政能力の向上（行政能力の向上、財政基盤の拡充）

#### ①暮らしの質の向上（文化・教育・子育て、福祉、保健・医療、安全）

- ・ 都市の魅力が求められる中、人口規模及び市民の活力というポテンシャルと立地・交通の優位性を生かす方向性として、生活都市としての質を更に向上させて、各世代の定住を促進する「暮らしの質の向上」を設定した。
- ・ 具体的には、福祉・医療・文化等の施策を充実させて、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境をつくること。子育て支援や教育の充実、家庭と仕事の両立の支援、職住近接のまちづくり等を進めて、若い世代の転入・定住を促すこと。災害時等の危機管理や、安全性の高い都市基盤の整備、交通等の利便性の更なる向上、自然環境と調和したまちづくり等を進め、安全・快適・便利な都市づくりを行うこと等が考えられる。

#### ②市民の活力を生かしたまちづくり

- ・ 都市内分権・協働社会の進展の中で、人口規模及び市民の活力というポテンシャル、特に、多様な人材の連携の可能性や、団塊の世代等の元気な高齢者の活力を生かす方向性として、多様な市民の声や活力をまちづくりにつなげる「市民の活力を生かしたまちづくり」を設定した。
- ・ 住民自治や都市内分権の推進、市民協働の仕組みづくりと市民活動の活性化、コミュニティビジネス等の育成等が、そのための方策として考えられる。

#### ③賑わいの創出

- ・ 人口規模や立地の優位性、利便性等を生かし、商業施設や集客施設等の集積、拠点性を高めて、より魅力ある地域を目指す方向性として、「賑わいの創出」を設定した。

#### ④産業機能の強化

- ・ 首都圏では知識集約型産業の集積が進むものと想定される中、都心と空港、港湾を結

ぶ立地や人口の多さから見込まれる多様な人材等を生かし、本圏域に不足している産業集積を高める方向性として「産業機能の強化」を設定した。

- ・ 立地を生かした積極的な産業誘致等を行うとともに、道路をはじめとする都市基盤の整備や、「①暮らしの質の向上」で言及した家庭と仕事の両立の支援に関する施策等を進めて、職と住の調和した都市をつくる必要があると考えられる。

### ⑤ 都市基盤の整備

- ・ 人口急増都市としての歴史を持つ本圏域の各市は、人口急増期に学校の整備等が優先されて、既存政令市等と比べると都市基盤の整備水準が全体的に低い傾向にある。慢性的な渋滞等が課題となっていることから、道路や下水道、都市公園等の暮らしの質や産業を支える「都市基盤の整備」を、今後とも進めていくことが必要である。
- ・ 都市基盤は世代を超えて使用するものであるため、将来的な人口減少や高齢化等の動向、環境への配慮、後年度負担の適正化等、長期的な視野を持って総合的に検討し、持続可能な都市づくりを行っていくことが重要になるものと考えられる。

### ⑥ 環境共生のまちづくり

- ・ 今後のまちづくりにおいては、環境への配慮、自然環境との調和がますます重要になってくるものと考えられる。
- ・ 「①暮らしの質の向上」を目指すうえでも、本圏域に残された緑地や水辺の保全、緑豊かな住環境の維持・整備、環境対策へ取組み等の「環境共生のまちづくり」を積極的に行って、本圏域の魅力としていくことが必要な方向性と考えられる。

### ⑦ 行財政能力の向上（行政能力の向上、財政基盤の拡充）

- ・ 地方分権の加速や道州制の可能性等を背景に、分権時代にふさわしい「行財政能力の向上」が必要となっている。
- ・ 急激な高齢化による扶助費の増大や、公共建築物の更新需要が見込まれる中で、住民サービスやまちづくりを持続的に支える、財政基盤の拡充が急務となっている。
- ・ 特に財政面では、効率化等による経常経費の削減、市税収入の継続的な確保（定住の促進等）、個人市民税に過度に依存しない構造への転換（産業振興等）、新たな税財源の確保（国・県からの移譲）等を、並行して進めていくことが必要と考えられる。

## 第5章 合併及び政令市移行により期待される効果

前章で圏域の課題とポテンシャルについて分析し、今後のまちづくりの方向性として7つの柱を提示した。以下では、この7つの柱ごとに、合併する場合に期待される効果と政令市へ移行する場合に想定される効果を整理する。

### (1) 4市が合併する場合に期待される効果

#### ①「暮らしの質の向上」関連

##### ○利用可能な公共施設、福祉施設の増加

- ・ 図書館、スポーツ施設、市民会館、文化会館などの公共施設や福祉施設が現市域を越えて利用可能となるため、市民にとっての利便性が向上する。

##### ○小中学校、保育所の選択の幅の拡大

- ・ 現在、原則として認められていない小中学校への現市域を越えた就学が可能になるなど、学校を選択の幅が広がる。
- ・ 保育所についても現市域を越えた通園等が容易となる。とりわけ市境に住む住民等にとって利便性が高まる。
- ・ 市民が幅広い選択肢から学校や保育所を選ぶようになるため、施設間でサービスの向上を競い、高め合うようになることが期待される。

##### ○広域的な危機管理マネジメント（地震、洪水等の広域的災害対策）の推進

- ・ 本圏域においては、市街地等の住民の生活空間が4市の市境を越えて広がっていることから、一体的な危機管理の必要性が生じている。合併する場合には、現市域を越えて広域的に危機管理対策を進めることができるようになる。
- ・ 自然災害（地震や洪水、台風など）に加えて、テロなどの新しい脅威も存在している。これらの被害・影響は現市域を容易に越えて広がる可能性があるため、広域的な予防対策と事後対応が必要とされる（物資の備蓄、機材の融通、連絡体制の整備など）。

#### ②「市民の活力を生かしたまちづくり」関連

##### ○協働事業提案制度等の広がりによる行政との協働の推進

- ・ 現在市川市で行われている1%支援制度（市民活動団体支援制度（※<sup>10</sup>））など、特色ある制度が、現市域を越えて実施可能となることから、市民と行政との協働が推進される。

---

※<sup>10</sup> 地域づくりの主体であるボランティア団体やNPOなどの活動に対して、個人市民税納税者等が支援したい団体を選び、個人市民税額の1%相当額等（団体の事業費の2分の1が上限）を支援できるもの。

### ③「賑わいの創出」関連

#### ○観光資源の連携・規模拡大による交流人口の増加の促進

- ・ 4市には里見公園、弘法寺、ふなばしアンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、鎌ヶ谷大仏、観光梨園、本土寺、矢切の渡しなどの様々な観光資源があるものの、現状ではあまり連携しておらず、近接する東京のまち（浅草、秋葉原など）や舞浜などと比べると知名度も低い。
- ・ 合併する場合には、観光資源のネットワーク化を進め、1つの観光スポットを訪問した人が別のスポットにも行くように促すことが考えられる。
- ・ 花火大会や市民祭りなど類似するイベントについては、連携あるいは統合し、規模を大きくすることで、知名度を増し、交流人口の増加につなげることも考えられる。

### ④「産業機能の強化」関連

#### ○広域的な土地利用による物流拠点等の誘致

- ・ 本圏域は、東京や成田空港に近く、臨海部を有するため、物流拠点に適していると考えられる。合併する場合には、現市域を越えた広域的な視点から、土地利用を見直すことが可能になり、広大な物流拠点等の誘致を進めることが考えられる。

### ⑤「都市基盤の整備」関連

#### ○広域的な視点での市道等交通基盤の整備・充実

- ・ 通勤、通学、買い物などの生活圏は4市の市境を越えて広がっている。市道等の交通基盤は、現状では東京との関係が強いものとなっているが、合併する場合には4市間のネットワークをより強化し、より生活圏に沿ったものへ充実を図ることが考えられる。

### ⑥「環境共生のまちづくり」関連

#### ○緑地、水辺の保全、河川の水質改善等に関する広域的な施策の充実

- ・ 現市域を越えて広がる緑地や水辺などの自然環境保護や、河川の水質改善等に、一体的・広域的に取り組むことが可能となる。

#### ○環境都市としての積極的なPR

- ・ 合併する場合には約160万人という大きな都市となり、全国的、あるいは国際的な知名度の向上が期待される。この知名度を活用して、湾岸の自然保護など、環境都市としての積極的なPRを行うこと等も考えられる。

### ⑦「行財政能力の向上」関連

#### ○先進的なまちづくり施策や行財政制度の広がり

- ・ 各市の優れた施策や制度が、合併する場合には現市域を越えて採用されることにより、住民サービスの質や行財政コストの効率化が進むものと期待される。

### ○職員間の学習による職員の能力開発の促進

- ・ 4市それぞれから異なる専門能力、経験を持つ職員が集まり、互いの強みを生かし刺激を与え合うことにより、職員の人材育成・能力開発の促進が期待される。

### ○スケールメリットの生かされるサービス（総務事務、コールセンター等）の効率化と質の向上

- ・ 事務の量や対象者が増えれば増えるほど、単位当たり費用が安くなるサービスについては、合併する場合、より効率化が進み、早期に効果が期待できる。また、各市のノウハウや知見を共有することによって、サービスの質を高めることも期待される。

### ○その他財政上の効率化等の効果

- ・ 「財政基盤の拡充」に関する効果は、第6章で取り扱う。

### ■（参考）中核市移行の効果

合併効果の1つとして、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市については中核市へ移行することによる効果が見込まれる。既に中核市となっている船橋市の事例を参照すると、次の点で効果が期待できる。

#### ● 市民サービスの向上効果（全般）

保健、福祉、環境等、市民生活に密着した分野の事務が県から市へ移譲され、きめ細かな対応が可能になる。また、受付から許認可までの一連の事務処理を市が一括して行うことにより、事務処理期間が短縮される。

【例】身体障害者手帳の交付の期間が、約2か月から1か月程度に短縮

#### ● 地域保健衛生の推進（「暮らしの質の向上」関連）

保健所の運営主体となることにより、保健サービスの一元化、より身近で充実したサービスの提供が可能になる。

【例】難病対策等が市に移管され、市の福祉サービスとの緊密な連携が可能に

#### ● 総合的な環境保全の実施（「環境共生のまちづくり」関連）

県と市で分担していた大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止、廃棄物処理などの環境保全に関する事務を、市の一貫した体制のもとで行うことにより、地域の実情にあった総合的な環境対策が進められる。

【例】騒音、振動、悪臭に関する規制地域の指定、自動車騒音の常時監視等

#### ● 個性豊かなまちづくりの推進（「都市基盤の整備」関連）

都市計画や土地区画整理事業などのまちづくりに関する権限、屋外広告物の規制などの事務が移譲され、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進できる。

【例】市独自の屋外広告物条例に基づく、地域の特性に合った都市景観の形成

## (2) 政令市に移行する場合に期待される効果

政令市に移行する場合、県から広範な権限移譲を受けることになる。政令市（指定都市）が担う主な事務を、他の制度（中核市・特例市）と比較すると、下表のようになる。

### 政令市（指定都市）、中核市、特例市の主な事務の比較

<p><b>指定都市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○民政行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所の設置</li></ul></li><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定</li><li>・市街地開発事業に関する都市計画決定</li></ul></li><li>○土木行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の指定区間外の国道の管理</li><li>・市内の県道の管理</li></ul></li><li>○文教行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担教職員の任免、給与の決定</li></ul></li></ul>
<p><b>中核市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○民生行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の交付</li><li>・母子相談員の設置</li><li>・母子・寡婦福祉資金の貸付け</li><li>・養護老人ホームの設置認可・監督</li></ul></li><li>○保健所の設置（保健所設置市が行う事務）<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施</li><li>・飲食店営業等の許可</li><li>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可</li><li>・浄化槽設置等の届出</li><li>・温泉の供用許可</li></ul></li><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告物の条例による設置制限</li></ul></li><li>○環境保全行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出</li></ul></li><li>○文教行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担教職員の研修</li></ul></li></ul>
<p><b>特例市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li><li>・市街地開発事業の区域内における建築の許可</li><li>・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可</li><li>・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可</li><li>・土地区画整理組合の設立の許可</li><li>・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可</li><li>・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可</li><li>・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可</li></ul></li><li>○環境保全行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・騒音を規制する地域、規制基準の指定</li><li>・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定</li><li>・振動を規制する地域の指定</li></ul></li><li>○その他<ul style="list-style-type: none"><li>・計量法に基づく勧告、定期検査</li></ul></li></ul>

出所) 第27次地方制度調査会第15回専門小委員会資料



政令市になると、児童相談所の設置、都市計画決定の権限、国道、県道の管理、教職員の任免などの権限が強化される。また、行政区を設けて、区役所を設置することとなる。

こうした変化を踏まえると、政令市に移行する場合のまちづくりの可能性として、次のような点が考えられる。

なお、以下の記述うち、文頭に「◇」印を付した項目は、政令市の権限移譲等とは直接関係しないが、併せて実施することで、まちづくりの方向性を進める上での更なる効果が期待される施策等を示している。

## ①「暮らしの質の向上」関連

### ○きめ細かく総合的な福祉サービスの展開

- ・ 政令市になると、児童相談所を設置することになるほか、児童虐待のおそれがある場合の立入調査等が可能となる。
- ・ 精神保健関係事務、障害者更生相談所事務が行えるようになり、障害者に関する専門的な相談や指導を行うことも可能となる。
- ・ 上記の結果、従来の児童福祉や障害者福祉の施策と連携をとりながら、よりきめ細かく総合的で利用者のニーズに則したサービスの提供ができるようになるものと期待できる。

◇ 保育所整備や手当の充実、市民との協働など関連する施策を充実することにより、更に効果が高まるものと考えられる。

### ○地域ニーズを反映した教育の充実

- ・ 政令市になると、これまで県が行っていた市立小中学校の教員の任免を、市が行えるようになる。これにより、採用、異動、育成（研修等）を市が一貫して行えるようになるため、教育内容に地域のニーズを反映しやすくなる。

◇ 地域の特色ある教育プログラムを展開することにより、更に効果が高まるものと考えられる。

### ○首都圏と連携した危機管理対策の促進

- ・ 政令市になると、「八都県市首脳会議（※<sup>11</sup>）」への加入が可能となる。同会議の取組み等に県を介さず参加することで、首都圏とより密接に連携した施策が展開できると考えられる。
- ・ とりわけ、危機管理対策については、新市を越えた広域的な取組みが必要とされることから、災害時の帰宅困難者対策等で効果が期待できる。

---

※<sup>11</sup> 首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・神奈川県知事及び横浜市・川崎市の市長を構成員として昭和54年7月に六都県市首脳会議が設置された。その後千葉市とさいたま市が加わり、現在に至っている。

## ②「市民の活力を生かしたまちづくり」関連

### ○区制度を活用した都市内分権の推進

- ・ 区ごとに地域協議会（※<sup>12</sup>）を設けるなど、区や更に小さなコミュニティを単位とした都市内分権を進めることが期待できる。
- ・ 特に福祉や社会教育といった市民に身近なサービスについては、市民により身近な単位での施策が推進されることが考えられ、市民と行政との協働も進むことが考えられる。

◇ 併せて、県から NPO の認証手続き等の事務移譲を受ける場合には、NPO 活動を行いたいと考える市民に対して、より迅速な対応が可能となる。

## ③「賑わいの創出」関連

### ○市街地再開発や中心市街地活性化等の権限を活用した、特色あるまちづくり

- ・ 政令市になると、駅の交通結節機能の高度化を図るため、交通結節機能高度化構想を作成することが可能となる。また、中心市街地活性化を図るため、大規模小売店舗の迅速な立地を促す特例区域を定めることも可能となる。
- ・ これらの権限移譲を活用して、市が自立的に駅前開発や市街地活性化などに向けた施策を推進することが可能となる。

◇ 施策の効果を高めるためには、大型集客施設の誘致に向けたソフト施策（市の知名度向上を図る広報・シティセールスなど）を併せて強化することも考えられる。

## ④「産業機能の強化」関連

### ○権限移譲を活用した中小企業支援や新事業創出の促進

- ・ 政令市になると、中小企業支援事業の実施主体となることができる（ビジネスマッチング支援、人材育成支援、経営診断等）。
- ・ 新事業の中核的支援機関の認定なども可能となり、地域の資源（人材、技術など）を活用したベンチャービジネスの促進などを図ることも期待される。

◇ 今後の労働人口の減少への対応策として、女性や高齢者などの就労支援や起業支援を図ることも重要性が増すものと考えられる。

### ○都市計画決定の権限を活用した、物流拠点等の集積促進

- ・ 政令市になると、流通業務団地などの都市計画決定が可能となるため、東京や成田との近接性を生かして、物流拠点等の集積を進められる可能性がある。

---

※<sup>12</sup> 市町村は市町村の事務を分掌し、地域住民の意見を反映しやすくする仕組みとして、地域自治区を設けることができる（地方自治法 202 条の 4）。地域自治区には地域協議会を設け、市町村長、その他の市町村の機関に意見を述べるができる。

- ◇ 併せて、都市の魅力を積極的に売り込むこと（シティセールス）により、企業誘致（特に物流、研究機関等）を進めることが考えられる。

## ⑤「都市基盤の整備」関連

### ○道路の一元管理による渋滞緩和

- ・ 政令市になると、市内の国道（指定区間を除く）と県道、市道を市が管理することとなる。国県道の補修、歩道の整備、交差点の改良等をより地域の実情に合わせて迅速に行えるようになり、渋滞の緩和等が期待される。

- ◇ 併せて、新市の区域を越えたより広域な交通ネットワークの充実（東京外かく環状道路、北千葉道路など）や、新市の南北を結ぶ交通の強化などを推進することも考えられる。

### ○土地区画整理事業等の権限を活用した暮らしやすいまちづくりの推進

- ・ 政令市になると、土地区画整理事業や市街地再開発事業の都市計画決定を市が自立的に行うことが可能となり、暮らしやすいまちづくりに向けて、計画的に施策を推進することが可能となる。

## ⑥「環境共生のまちづくり」関連

### ○首都圏と連携した大気汚染対策や地球温暖化防止対策の促進

- ・ 「八都府県市首脳会議」の取組み等に積極的に参加することになり、首都圏とのより密接な連携の中で、環境保全に向けて、広域的に施策を実施することが考えられる。

## ⑦「行財政能力の向上」関連

### ○多様な行政経験を積むことによる政策形成能力の向上

- ・ 政令市に移行すると、様々な権限移譲を受け、職員にとっては行政経験が豊富となる。また、財源や施策の影響などのスケールが大きい仕事も増え、国との直接交渉や他の政令市との交流の機会も多くなるため、政策形成能力が高まるものと期待される。

### ○国との折衝による地域の実情に即した政策の実現

- ・ 政令市の市長で構成する「指定都市市長会」等の動きとも連携しつつ、国との直接交渉などを通じて、地域の実情に合った政策を実現できる可能性が高まるものと期待される。

### ○その他財政上の効率化等の効果

- ・ 「財政基盤の拡充」に関する効果は、第6章で取り扱う。

## 第6章 合併及び政令市移行に伴う財政への影響

この章では、4市が合併する場合及び政令市に移行する場合の影響を定量的に把握するため、一定の条件のもとに財政面からの試算を行う。

なお、試算に当たっては、合併時期を平成25年度、政令市移行時期を平成27年度と仮定し、合併の際には中核市に移行するものとしている。

### (1) 合併に伴う財政への影響

#### ① 基本的な考え方

##### (ア) 歳入

まず、歳入に関する合併の影響としては、総務省資料（※<sup>13</sup>）によると、主に次の2点が挙げられる。

- 税の徴収力強化による税収の増加
- 余剰施設の売却等による歳入の確保

このほかに、中長期的な視点でみると、産業誘致の促進等による増収効果が期待できるが、こうした歳入上の効果は、新市の地域特性や企業の立地意向等によって左右されるため、本研究においては、合併が具体化していない現段階で、産業誘致の促進等による歳入面の効果を定量化して推計することは困難であることから、実施しないものとした。

ただし、地方交付税（普通）については、4市が合併する場合の影響を試算する。

##### (イ) 歳出

次に、歳出に関する合併効果と財政面での影響として、次の事項があげられる。

合併効果	財政面での影響
管理部門の効率化による人件費の削減	職員給の削減
	物件費の削減（※ <sup>14</sup> ）
特別職と議員の削減による人件費の削減	議員報酬の削減
	特別職給の削減
	委員等報酬の削減
スケールメリットによる効率化（公共施設の統廃合による維持更新費の圧縮など）	物件費の削減
	普通建設事業費の削減
	維持管理費の削減
行財政改革の進展による効率化	補助費等の削減（※ <sup>15</sup> ）

出所) 総務省「市町村合併による効果について」、稲沢克祐「市町村合併の財政シミュレーション」をもとに作成

※<sup>13</sup> 総務省「市町村合併による効果について」（2006年）

[http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson\\_kenkyuukai\\_mokuji\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson_kenkyuukai_mokuji_1.pdf)

※<sup>14</sup> 本推計では、物件費の削減に関する合併効果を見込まない。詳細は参考4の「(3) 合併する場合の財政シミュレーションの詳細」（P243）参照。

※<sup>15</sup> 本推計では、補助費等の削減に関する合併効果を見込まない。詳細は同上。

これらの効果も新市の行財政経営方針や行政需要の変化等によっても左右されるが、職員数や公共施設のデータから、可能な限りの定量化を試みた。

### (ウ) 財政シミュレーションの基本的な考え方

以上を踏まえ、合併による財政面の影響を、歳出の削減（人件費の削減及びスケールメリットによる効率化によるもの）と、歳入のうち地方交付税に着目して試算する。

また、合併する場合の新市は中核市となるため、船橋市以外の3市分については、中核市の事務が県から移譲される。それに伴い、事務量や人員・体制等が変更となる。本推計では、既に中核市である船橋市の事例に基づいて、中核市事務移譲の影響を算出する。

## ② 合併に伴う推計結果

### (ア) 主な項目ごとの推計結果

以下に、主な項目ごとの推計結果を示す。

#### ○人件費の削減効果

人件費の削減効果は、合併に伴う議員・委員・特別職の数及び職員数の削減に伴うものである。

職員数については、議員・委員・特別職と連動するものと考えられる議会事務局・農業委員会事務局・秘書課の職員及びポストが重複する管理職の削減分を見込んだ。また、中核市の事務移譲に伴う増加分を見込んでいる。

この結果として算出された削減可能人数にそれぞれの単価を乗じたところ、合併10年後には単年度で、約40億8千万円の人件費削減効果が見込める結果となった。

人件費の削減効果の内訳（単位：億円）

議員報酬	8.7
委員報酬	0.7
特別職給	2.3
職員給	25.2
共済組合等負担金	3.9
計	40.8

#### ○スケールメリットによる効率化（公共施設統廃合効果）

合併に伴って、現在4市に5か所（柏市等との一部事務組合で処理している鎌ヶ谷市分を除く）あるごみ焼却施設を2か所に統合するものと仮定した。この仮定によって、更新時の建設費用と維持管理費（歳出科目としては、人件費・物件費・維持補修費・普通建設事業費）の削減を見込むことができる。

推計を行ったところ、単年度で約24億2千万円の経費削減が見込める結果となった。ただし、この効果が見込めるのは、施設を竣工した年（本推計では合併の翌年度と仮定）以降となる。

### ○地方交付税への影響

地方交付税については、普通交付税への影響を試算した。平成19年度の普通交付税の算定に用いた4市の基礎数値を合算し、新市の基礎数値として算定すると、50億円程度の財源超過となった。このため、新市は普通交付税の不交付団体になるものと見込まれる。

一方、合併しない場合の財政シミュレーションでは、平成25年度（仮定上の合併年度）時点で、鎌ヶ谷市に約22億6千万円の普通交付税が交付されるものと見込んでいるため、合併する場合には、歳入が約22億6千万円減少するものと見込まれる。

### ○中核市事務移譲の影響

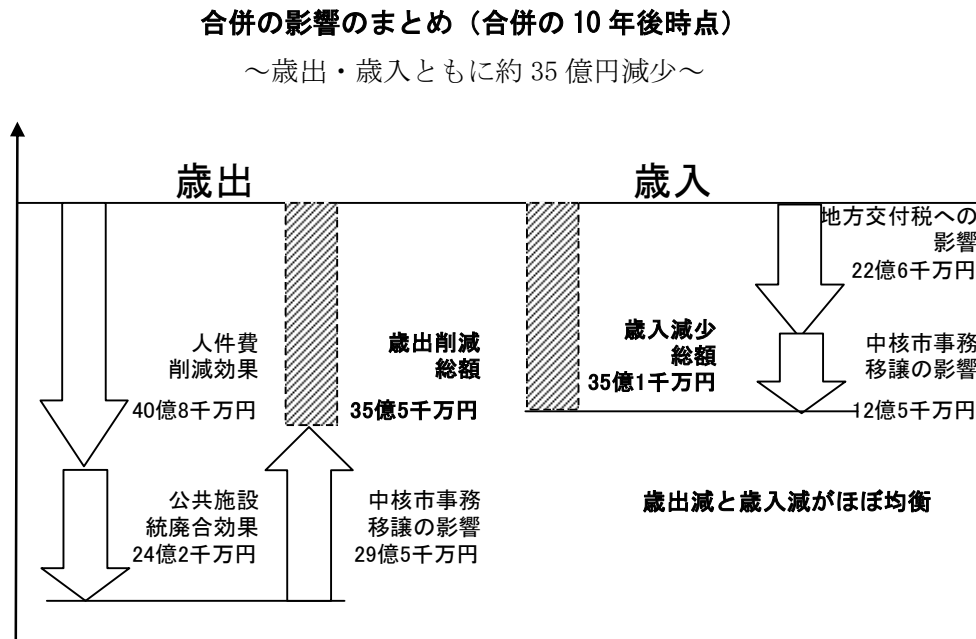
事務移譲に伴い、国庫支出金、県支出金（以上、歳入科目）、扶助費、物件費、補助費等、貸付金、普通建設事業費（以上、歳出科目）の変化額を推計した。船橋市の実績をもとにして推計を行ったところ、単年度で歳入は約12億5千万円の減少、歳出は約29億5千万円の増加が見込まれる結果となった。

### ○各種整備金

上記のほか、電算システムの統合に要する経費などが見込まれる。

### （イ）合併に伴う推計結果のまとめ

下図は、合併による財政面への影響（人件費の削減効果、公共施設統廃合効果、地方交付税への影響、中核市事務移譲の影響）の推計結果を、まとめたものである。



4市が合併して中核市にとどまる場合、歳入は約35億1千万円、歳出は約35億5千万円減少し、財政負担の増減はほぼ均衡するものと推計される。

■（参考）歳入歳出科目別の推計結果（合併の10年後時点）

合併に伴う影響の推計結果（歳入歳出科目別）

	科目名	見込まれる効果	合併10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度	
歳入変化額	国庫支出金	事務移譲の影響	1,343,771	合併年より	
	県支出金	事務移譲の影響	-2,591,842	合併年より	
	地方交付税(普通)	地方交付税への影響	-2,262,300	合併年より	
	歳入変化額合計		-3,510,371		
歳出変化額	人件費	議員報酬	人件費削減	-870,782	合併年より
		委員等報酬	人件費削減	-70,114	合併年より
		特別職給	人件費削減	-226,925	合併年より
		職員給	人件費削減	-2,517,790	合併年より10年間徐々に
			公共施設統廃合効果	-444,373	合併の1年後より
		共済組合等負担金	人件費削減	-389,824	合併年より10年間徐々に
	公共施設統廃合効果		-68,801	合併の1年後より	
	扶助費	老人福祉費	事務移譲の影響	2,294	合併年より
		生活保護費	事務移譲の影響	791	合併年より
		その他扶助費	事務移譲の影響	439,966	合併年より
	物件費	公共施設統廃合効果	-1,369,205	合併の1年後より	
		事務移譲の影響	365,694	合併年より	
	維持補修費	公共施設統廃合効果	-72,829	合併の1年後より	
	補助費等	事務移譲の影響	555,346	合併年より	
	貸付金	事務移譲の影響	205,454	合併年より	
	普通建設事業費	公共施設統廃合効果	-466,022	合併の1年後より	
		事務移譲の影響	1,378,493	合併年より	
歳出変化額合計		-3,548,626			

合併による推計結果(歳出変化額－歳入変化額) -38,255

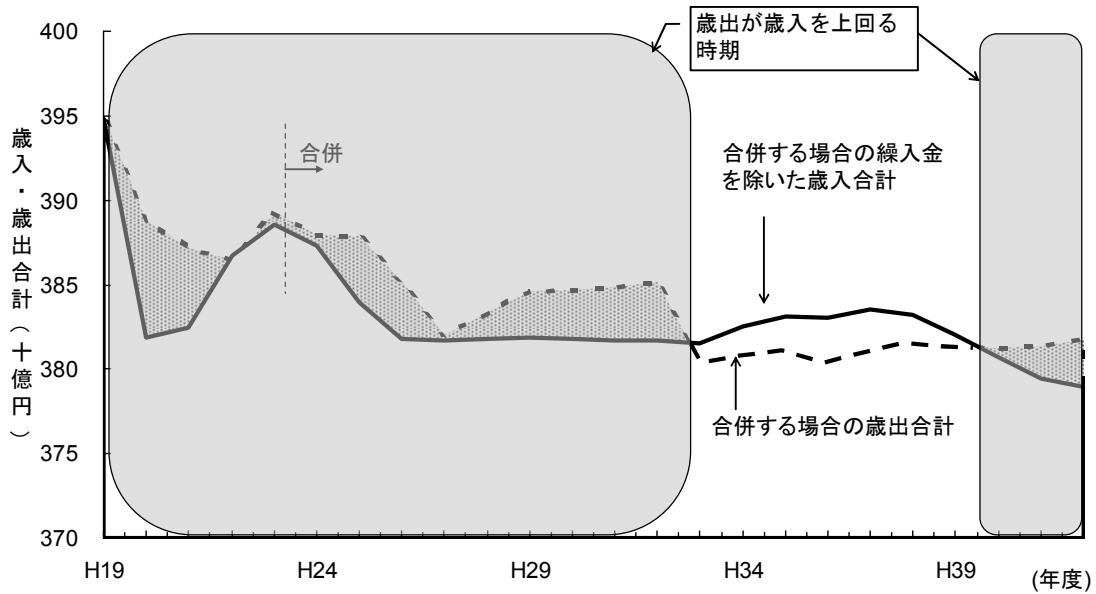
以上より、4市が合併して中核市にとどまる場合、歳入は計約35億1千万円の減少、歳出は計約35億5千万円の減少が見込まれ、財政負担の増減はほぼ均衡するものと推計される。

### ③ 合併に伴う歳入・歳出合計の比較

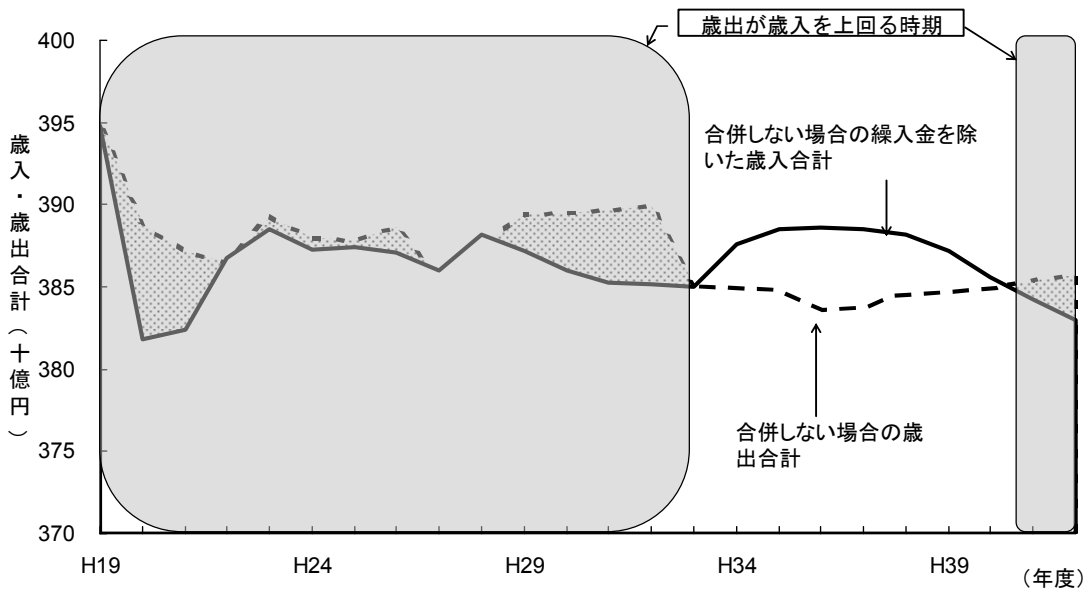
ここでは、合併する場合の、歳出合計と繰入金を除いた歳入合計を比較する。

合併して中核市にとどまる場合も、合併しない場合と同様に、平成30年代前半まで歳出合計が繰入金を除いた歳入合計を上回っており、合併による財政面での大きなメリットは見出せない。結果、財政調整基金からの繰入れが必要になるが、財政調整基金には限りがあることから、将来的に安定した財政運営に支障をきたす可能性があると考えられる。

合併する場合（新市・中核市）



合併しない場合（4市合計）



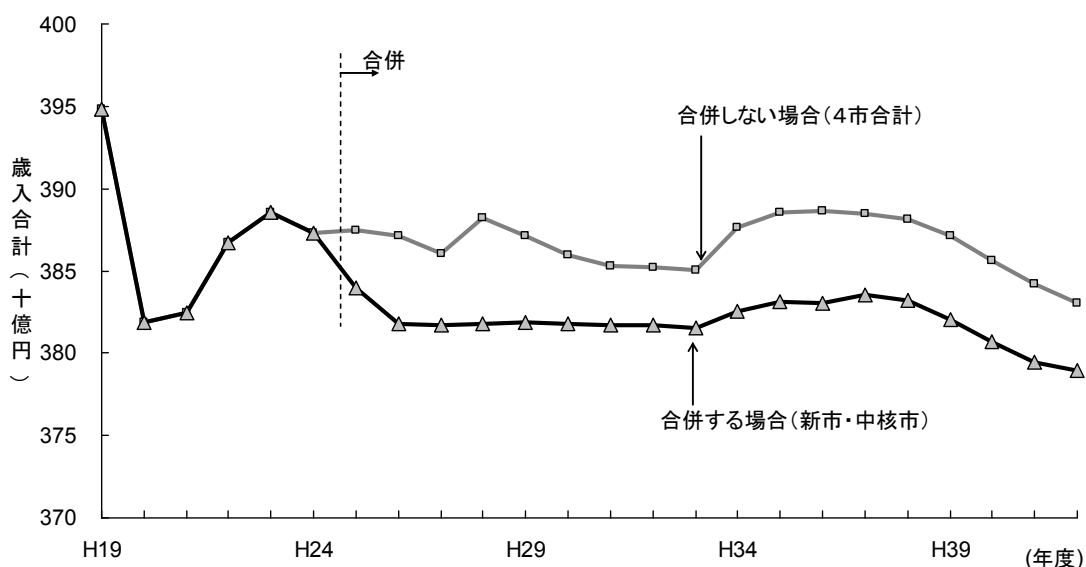


■（参考）合併に伴う財政規模の縮小（行財政経営の効率化等による）

繰入金を除いた歳入合計と歳出合計を、合併しない場合と合併した場合とで比較すると以下の図ようになる。歳入は、普通交付税の不交付及び中核市移行に伴う県支出金の減少により大きく低下していることがわかる。歳出も歳入と同様、人件費の削減などで規模が小さくなっていることがわかる。

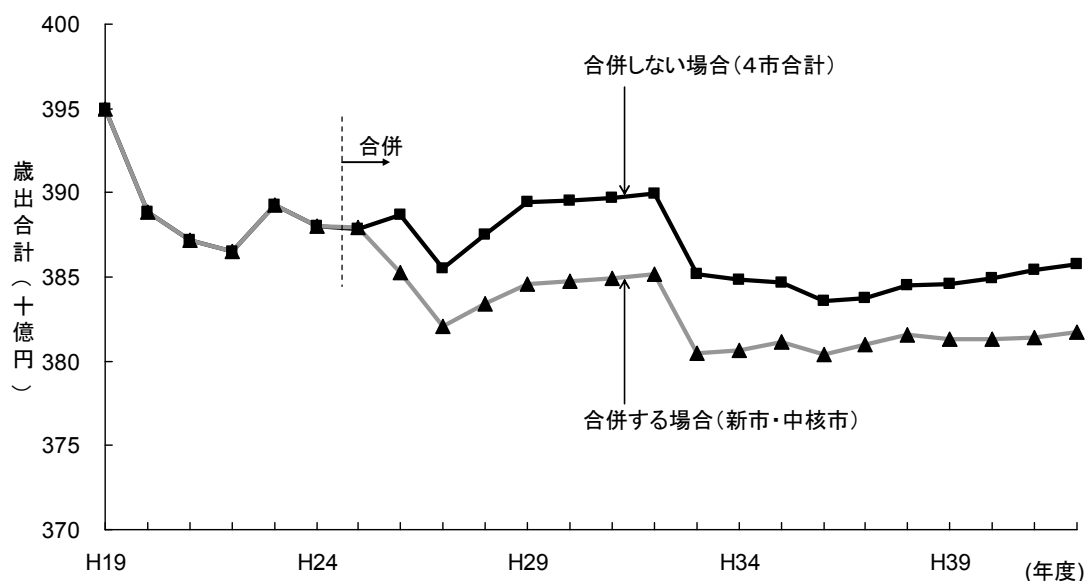
歳入合計の比較

～合併すると歳入が減少する～



歳出合計の比較

～合併すると歳出も減少する～



## （２） 政令市移行に伴う財政への影響

### ① 基本的な考え方

この節では、政令市移行に伴う財政面への影響を試算する。政令市移行により見込まれる効果としては、主に以下のものがあげられる。

#### ○事務移譲に伴う人件費の増加

政令市に移行すると県から市に事務事業が移譲される。それに伴い、移譲事務を担当する職員の増員が必要となり、職員給等の人件費が増加する。

#### ○事務移譲に伴う事業費・財源の増加

- ・ 国県道関係事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
- ・ 国県道関係事務以外の事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
- ・ 宝くじの発売ができるようになり、その収益金が配分される。

#### ○地方交付税への影響

普通交付税の算定に、政令市に移譲される事務事業に要する費用が算入され、また、政令市の権限に合わせた補正係数が用いられる。

#### ○各種整備金の発生

政令市移行に伴い、区役所などの整備が必要となる。

### ② 政令市移行に伴う推計結果

#### （ア） 主な項目ごとの推計結果

以下に、主な項目ごとの推計結果を示す。

#### ○事務移譲に伴う人件費の増加

県から市に移譲される事務事業及びそれに要する人員増を、既存政令市の事例をもとにして算出した。その結果、合併して中核市にとどまる（政令市に移行しない）場合と比較すると145名の増員が必要となり、職員給及び共済組合等負担金で約12億7千万円増加することが見込まれる。

#### ○事務移譲の影響（国県道関係）

道路財源については、千葉市の事例をもとに計算を行った。その結果、合併して中核市にとどまる場合と比較すると、道路財源（歳入）が約100億円増加することが見込まれる。

一方、国県道関係の事業費（歳出）に関しては、4市に移管される道路について、県が現状で維持管理に要している額から約10億円程度と見込まれる。この他に、県道路整備事業債元利償還金の負担や国直轄事業負担金等を支出することになるものと考えられるが、これらについては、県等との協議を要するため、現段階での額の算定は困難である。このため、本推計では実施しないものとした。

協議の結果、県債の償還金等を負担した上で、道路財源の余剰分が生じた場合は、4市の道路の新設改良事業に要する費用等に充てることが可能となるものと考えられる。

## ■（参考）国県道関係の政令市負担について

### ○道路法の規定

- ・国が直轄管理している国道 6号、16号、298号、357号 計4路線  
⇒国が行う維持等に要する費用のうち、4.5/10の割合の額を政令市が負担する。  
⇒国が行う新設改良（国直轄事業）に要する費用のうち1/3の割合の額を政令市が負担する。
- ・千葉県が管理している国道 14号、296号、464号 計3路線  
⇒管理を政令市が引き継ぎ、維持等に要する経常経費はすべて政令市が負担する。  
⇒政令市が行う新設改良の費用は国が1/2を限度に負担する。

### ○千葉市が政令市に移行した際の県債償還金の負担割合の決定方法

- ⇒政令市移行に伴い移管した国県道の整備のために、県が発行した地方債（県債）の元利償還金に係る政令市の負担金については、以下のとおり算出された。  
{(各年度の未償還元金・利子)－(借換債)－(交付税算入額)}×按分率  
なお、按分率については、千葉県・千葉市との間の覚書により、県債発行年度における事業費（県全体の道路事業費とそのうち千葉市分の事業費）の割合により按分している。

### ○事務移譲の影響（国県道関係事務を除く）

道路関係を除く事務移譲による事業費（歳出）及びそれに伴う財源（歳入）の増加を既存政令市の事例をもとにして算出した。その結果、歳入は約13億6千万円、歳出は約45億7千万円増加することが見込まれる。

### ○宝くじ収益金

政令市に移行すると宝くじが発行できるようになり、その収益の一部が市に配分される。市への配分割合は、宝くじの販売実績等を参考に県との協議によって決められる。千葉県と千葉市の配分割合は8：2となっており、平成18年度の千葉市への配当額は約31億円となっている。本推計においては、本圏域4市分の販売実績が把握できないため、千葉市への配当実績額相当の30億円を参考に、千葉市と4市の人口（平成17年度国勢調査人口）の比率を考慮して、30億円から45億円程度の配当額を見込むものとする。

宝くじ収益金は、住民サービスの向上や事務移譲による歳出増に対応する財源として活用される。

### ○地方交付税への影響

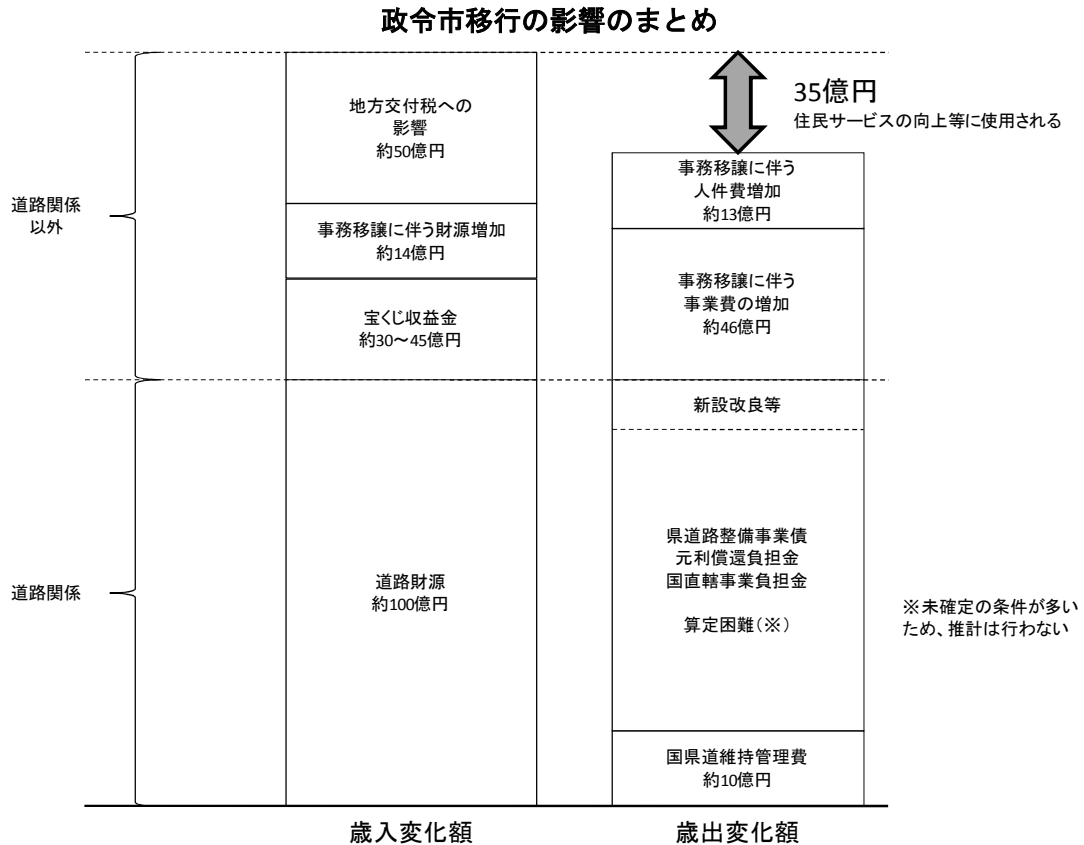
地方交付税のうち普通交付税の算定においては、政令市の事務移譲に伴い増加する事業費（道路橋りょう費など）が算入される。また、政令市の権限に合わせた補正係数が用いられることなどが影響して、基準財政需要額が増大する。この結果、普通交付税の交付額が、50億円程度となる見込みである。

○各種整備金

上記のほか、区役所の整備に要する経費が見込まれる。区役所の整備については、先行政令市の事例では、区役所を新設する場合、一施設当たり約20億円を要している。

(イ) 政令市移行に伴う推計結果のまとめ

下図は、政令市移行に伴う推計結果をまとめたものである。



～余剰分（35億円程度）は住民サービスの向上等に充てることが可能～

4市が合併後、政令市に移行する場合、道路関係を除いて35億円程度を住民サービスの向上等に活用できるものと見込まれる（ここでは、宝くじ収益金を30億円としている）。この他、道路関係については、県の償還金等を負担したうえで余剰分が生じた場合は、新設改良等に活用できる見込みである。

■（参考）歳入歳出科目別の推計結果

政令市移行に伴う影響の推計結果（道路関係以外）

	科目名	見込まれる効果	移行10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度
歳入変化額	地方交付税	地方交付税への影響	5,000,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	国支出金	事務移譲の影響	1,930,145	移行年度より
	県支出金	事務移譲の影響	-574,767	移行年度より
	諸収入(宝くじ収益金)	事務移譲の影響	3,000,000	移行年度より
	歳入変化額合計			9,355,379
歳出変化額	人件費	職員給	1,102,959	←合併する場合との差額、徐々に発揮
		共済組合等負担金	170,769	←合併する場合との差額、徐々に発揮
	扶助費	児童福祉費	2,475,815	移行年度より
		その他扶助費	1,135,425	移行年度より
		物件費	347,234	移行年度より
		補助費等	610,485	移行年度より
	歳出変化額合計			5,842,687

政令指定都市移行に伴う負担軽減額(歳入変化額-歳出変化額) 3,512,692

以上から、政令市に移行すると、財政負担が相対的に約 35 億円軽減することが試算された（ここでは、宝くじ収益金を 30 億円としている）。

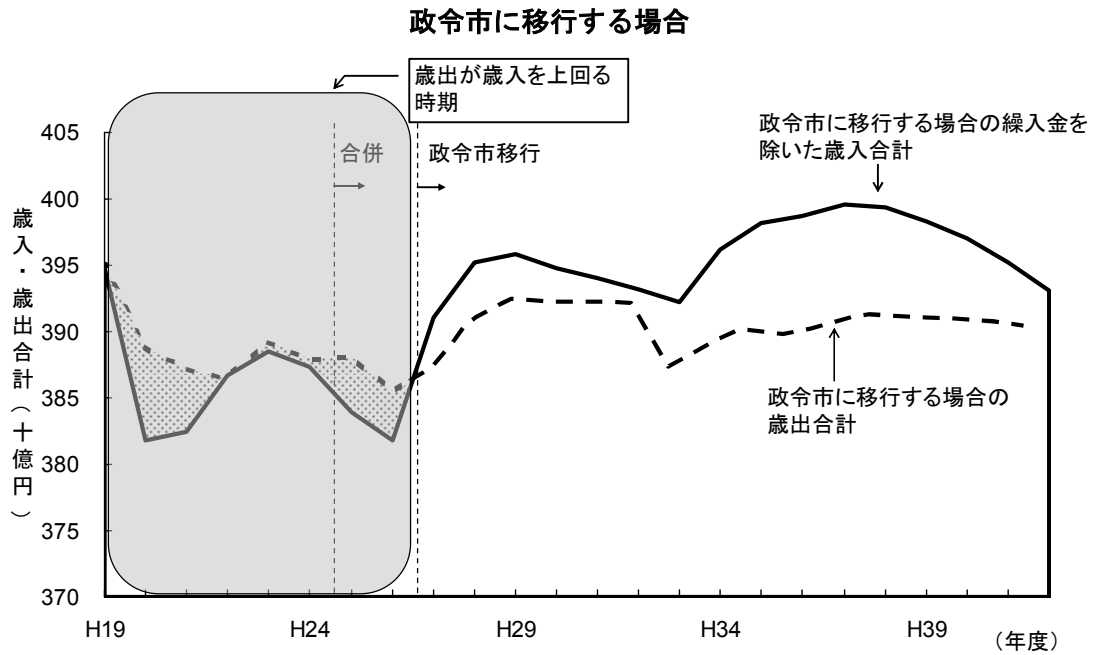
政令市移行に伴う影響の推計結果（道路関係）

	科目名	見込まれる効果	移行10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度
歳入変化額	石油ガス譲与税	事務移譲の影響(道路系)	60,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	軽油引取税交付金	事務移譲の影響(道路系)	7,780,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	地方道路譲与税	事務移譲の影響(道路系)	810,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	自動車取得税交付金	事務移譲の影響(道路系)	1,060,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	交通安全対策特別交付金	事務移譲の影響(道路系)	310,000	←合併する場合との差額、移行年度より
歳入変化額合計			10,020,000	移行年度より
歳出変化額	物件費	事務移譲の影響(道路系)	-	移行年度より
	維持補修費	事務移譲の影響(道路系)	1,005,763	移行年度より
	普通建設事業費	事務移譲の影響(道路系)	-	移行年度より
		新設改良事業に要する費	-	移行年度より
歳出変化額合計			10,020,000	移行年度より

以上より、道路関係の歳入増加額は、約 100 億円と見込まれる。

### ③ 政令市移行に伴う歳入・歳出合計の比較

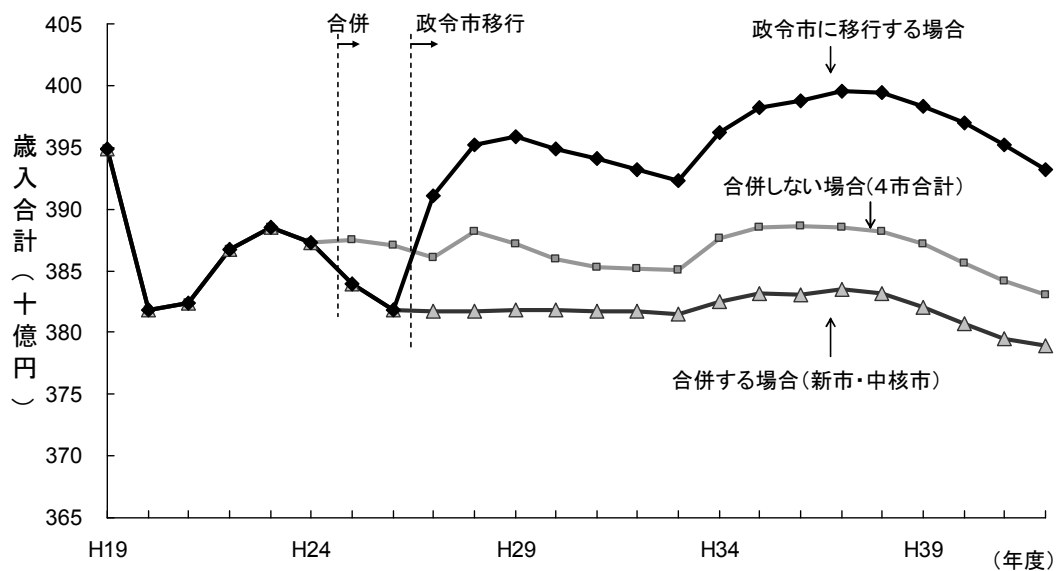
政令市に移行する場合の繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の比較を行ったところ、下図のようになった。歳入及び歳出ともに政令市に移行すると、額が大きく増加していることがわかる。また、繰入金を除いた歳入が歳出を下回ることではなく、財政調整基金の取り崩しも、ほぼ不要となる。



■（参考）政令市移行に伴う財政規模の拡大（権限・財源の移譲等による）

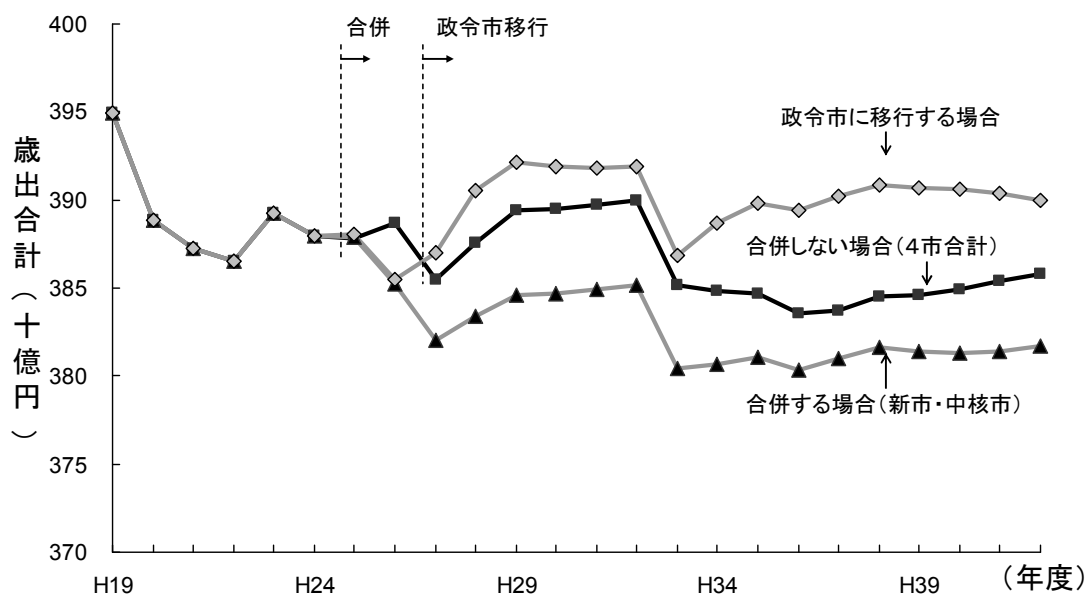
**歳入合計の比較**

～政令市に移行すると歳入が大きく増加する～



**歳出合計の比較**

～政令市に移行すると歳出も増加する～



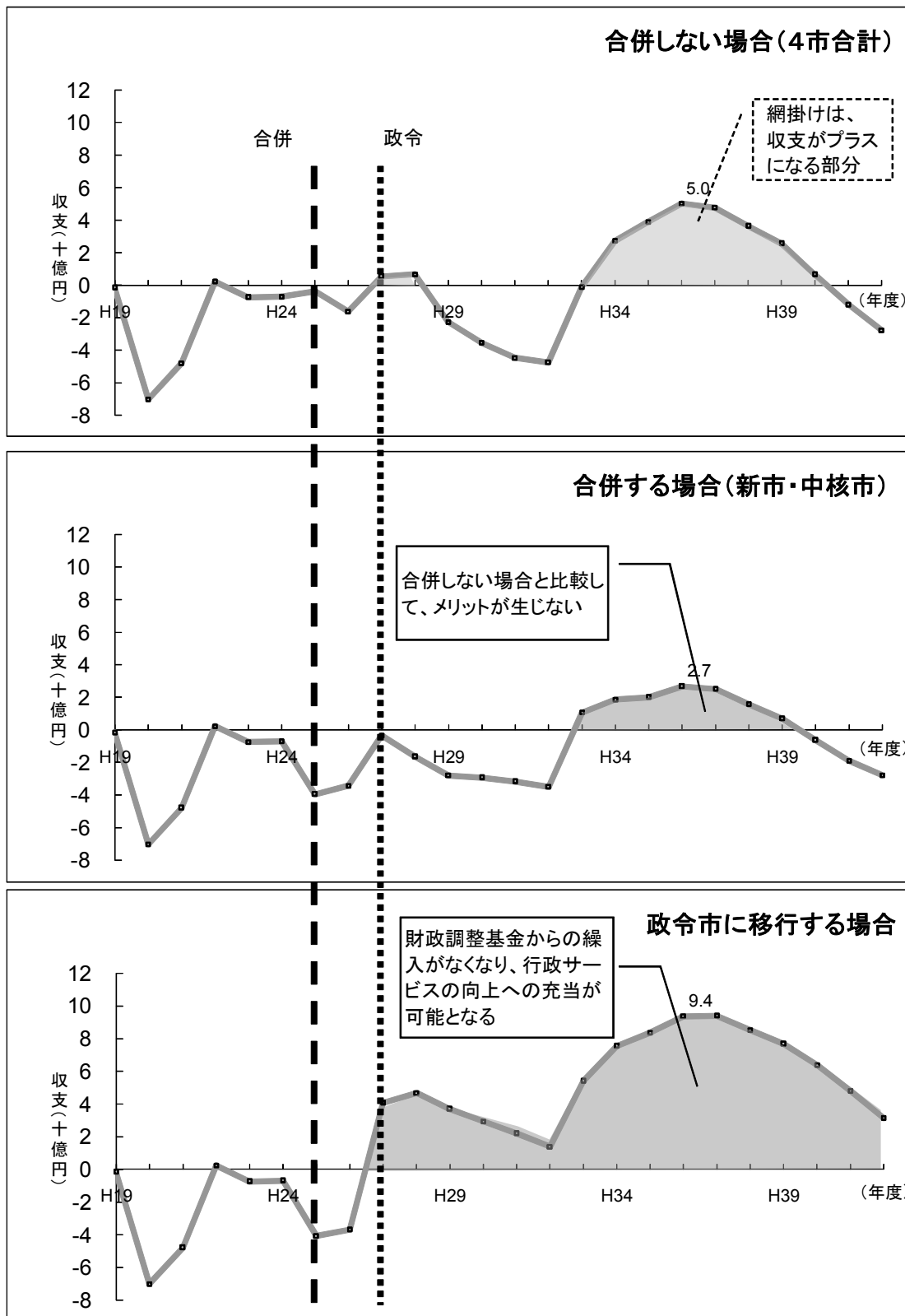
### （3） 財政への影響のまとめ

①合併しない場合、②合併して政令市へ移行しない場合、③政令市へ移行する場合の3ケースにおける繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の差を比較したところ、次頁図のようになった（網掛けは収支がプラスになる部分）。これらの図から次の点が指摘できる。

- 合併しない場合、平成30年代前半まで歳出が繰入金を除いた歳入を上回り、基金に負担が生じる。
- 合併する場合も、合併しない場合と同様に平成30年代前半まで歳出が繰入金を除いた歳入合計を上回り、基金に負担が生じる。
- 政令市に移行する場合は、繰入金を除いた歳入がほとんどの年で歳出を上回り、現状よりも財政基盤が強化されることが期待される。この結果、今後の課題となる扶助費の増加や公共建築物の更新需要等への対応可能性が高まるものと思われる。



各ケース（合併しない場合、合併する場合、政令市に移行する場合）  
 における繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の比較



## 第7章 合併や政令市移行に伴って懸念される事項等

この章では、合併や政令市移行に伴って懸念される事項や留意すべき事項を整理する。

### (1) 合併により懸念される事項と対応の方向性

合併して市が大きくなることに伴い市民が抱くことの多い心配として、一般的に以下のようなことがあげられる。ここでは、その一つひとつを、本圏域ではどうなのか、どういった対応が可能なのかといった点を交えながら、検討していく。

#### 【合併により一般的に懸念される事項】

- ① 市役所や公共施設が遠くなることによる利便性の低下
- ② 市民負担の増大、サービス水準の低下
- ③ 行政サービスの画一化
- ④ 議会への住民の声の反映の低下
- ⑤ 市民と行政の隔たり、監視力の低下
- ⑥ 地域内格差の拡大
- ⑦ 地域の連帯感や愛着の薄れ
- ⑧ 財政状況の良い市の財政悪化

#### ① 「市役所や公共施設が遠くなることによる利便性の低下」について

合併により市役所がなくなる（新市の市役所が置かれない）地域の住民にとっては、市役所が遠くなり、利便性が低下するのではないかという点が懸念される。

この点については、インターネット等による申請やコンビニでの支払いなどが進むなか、将来的にはますます、市役所に行く機会は減っていくものと想定されるが、住民が不安や不便を感じないように、合併前の市役所を支所等にして窓口サービスを継続するなどの対応が必要と考えられる。

なお、合併後数年で政令市に移行する場合には、旧市域が1つから複数の行政区となり、旧市役所で行えた手続き等の大半が区役所で行えるようになるため、懸念は軽減されるものと考えられる。

また、類似した課題として公共施設が統廃合を受けて、利便性が悪くなるのではないかという懸念も想定される。公共施設については財政的な観点のみからではなく、施設の社会的な効果や市民の利便性等も踏まえつつ、検討することが考えられる。

#### ② 「市民負担の増大、サービス水準の低下」について

現在、税金や使用料などの市民負担や、市民が市から受けるサービスの水準は市によって異なっている。合併に伴い統一する際には、市民負担の増大や住民サービスの低下が起こるのではないかという点が懸念される。

各市の主要事業については「参考2 4市の主要事業比較」(P217)において、比較して

いる。仮に合併する場合には、合併協議会で調整の方針等を定め、事業ごとに対応（統一するか否か、統一する場合はその方法等）を協議し、調整を行っていくこととなる。その際には、市民負担やサービスの水準、受益と負担の考え方や個々の制度における財政上の原則、新市の健全な財政運営等を総合的に勘案する必要があり、結果として、すべての分野において、4市の中でもっとも低い負担、最も高いサービス水準に統合されるとは限らないだろう。また、合併によるスケールメリット等を生かして、住民サービスの維持・向上を図ることも可能と考えられる。

合併協議会において、住民の意見を反映させながら十分な協議を行うとともに、その過程を逐次、公表・PRすることにより、多くの市民がともに考え、納得できるような形で、新市の制度を定めていくことが重要と考えられる。

### ③ 「行政サービスの画一化」について

合併後は160万人都市となるため、小中規模の市と比べ、地域の声が届きにくくなり、サービスが画一的になるのではないかという点が懸念される。

教育や福祉などの住民に身近なサービスについては、住民により近い主体で実施することが望ましいとされている（近接性の原則）。このため、こうした施策領域については、合併後も現4市の特色あるまちづくりを継続すること、また、現在の市域よりもより小さな単位でのまちづくりを推進することが重要と考えられる。

なお、合併後、政令市に移行する場合は、区役所が設置されるため、区役所を基点としながら、区役所単位やより小さなコミュニティ単位において、地域色の豊かなまちづくりを進めることが可能と考えられる。

### ④ 「議会への住民の声の反映の低下」について

合併すると市議会議員の数が減り、住民の声が反映されにくくなるのではないかという懸念が想定される。

4市が合併する場合、議員定数の合計は166人から72人に減ると想定され、議員一人当たりの住民の数は平均で2倍以上に増大する。このため、一人ひとりの議員の重みや議会の役割がますます大きくなると同時に、議会を通じた間接民主主義を補完していく仕組みの必要性も高まってくると考えられる。例えば、懇談会やアンケート、インターネットを通じて直接市民の意見を聞く方法、また、都市内分権型のまちづくりを進めるために、地方自治法に基づく地域自治区や地域協議会を設置することなどが考えられる。

なお、合併後政令市に移行する場合、市議会・県議会の議員は区を単位として選出されることになる。

### ⑤ 「市民と行政の隔たり、監視力の低下」について

合併後は160万都市となり4,000億円規模の財政を運営することとなる。また、政令市に移行する場合は権限も大幅に増える。市の規模や権限が大きくなるに伴って市民との隔たりが生まれ、市民のチェックが行き届かなくなることが懸念される。

こうした事態を防ぐためにも、市長と議会は自らを律するとともに相互に牽制し合い、市民はこれまで以上に市政を監視していくことが重要となる。

合併や政令市移行と並行して、市民等への情報公開・情報共有の徹底、行政に対する議会の監視の仕組みの強化などをより進めることが必要となる。

### ⑥ 「地域内格差の拡大」について

市役所がなくなった地域では街が寂れるのではないかと、周辺部への投資が十分に行われず、地域間の格差が生じたり拡大したりするのではないかと懸念が想定される。

本圏域の場合には、市街地や住宅地が全体に広がっており、市役所＝街の中心という意味合いが相対的に小さいため、仮に、旧市役所が支所等になったとしても、街の活力を大きく損なうとは考えにくい。しかしながら、合併協議の中では、こうした懸念にも配慮しつつ、住民の意見を反映させながら、新市のまちづくりについて十分に協議し、各地域に配慮した新市の基本計画を策定することが必要と考えられる。

### ⑦ 「地域の連帯感や愛着の薄れ」について

合併で市の名前が変わるとともに、地域の歴史や文化、伝統が失われ、地域の連帯感や愛着が薄れる、コミュニティが衰退するのではないかと懸念が想定される。

市の名前については、旧市の名称を、町名や学校等の名称として残す方法が考えられる。また、合併後、政令市に移行する場合には、旧市の名称を行政区の名前として残す方法もあり、既存政令市においては、区ごとのイベントやテーマカラー、広報の発行等によって、区民意識や区への愛着が育っている例も見受けられる。

### ⑧ 「財政状況の良い市の財政悪化」について

本圏域の場合、4市の財政状況には極端な差は見られないが、財政力指数や経常収支比率、債務や基金の残高等において、若干の違いがみられる。しかしながら、少子高齢化に伴う税収減と社会保障費の増加という傾向では、4市の将来的な課題は一致しており、合併した場合のスケールメリットが大きいこと等を考えると、長期的な視点での判断が必要と考えられる。

今後、合併の是非を検討していく過程では、できる限り具体的なデータを分かりやすく公表し、各市の市民が市の将来について、財政面も含めて考えられるように努めていくことが必要と考えられる。

## （２） 政令市移行に伴い留意すべき事項

政令市への移行を目指す場合に、国・県との協議過程を含めて、留意すべきと考えられる事項を以下のように整理する。

### ① 指定都市制度の課題と今後の動向

既存政令市（指定都市）の市長で構成する指定都市市長会は、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（平成20年度）の中で、「指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていない。更に、道府県負担教職員給与費の指定都市への移管が想定される状況にある。」と述べている。同報告書によれば、平成19年度予算における税制上の措置不足額は、既存政令市全体で2,935億円にのぼり、道府県負担教職員給与費が指定都市の負担とされた場合には、更に約8,400億円拡大する見込みだという。

大都市（指定都市）制度は、昭和22年に地方自治法に盛り込まれた特別市（都道府県の区域外に置かれ、法に特別定めのある事項以外は都道府県の規定が適用される）の制度が、指定の実例がないまま昭和31年に廃止されたのちに、暫定的な措置として、同年、設けられたものである。特別市とは異なり、都道府県に含まれる形で置かれ、事務配分・関与・行政組織上・財政上の特例が認められているものの、基本的には、一般の市町村と同一の制度が適用される。このため、都道府県並みの行財政能力を持ちながらも、以下のような問題点を有していると、指定都市市長会は主張している。

- 役割に見合った税財政制度が存在せず、事務移譲に伴う財源措置が不十分
- 一般の市町村と同じ制度が適用され、各分野の関連事務が一体的に配分されない
- 都道府県の役割が不明確であり、二重行政の弊害がある

こうした問題点を踏まえて、指定都市市長会では、大都市財政の実態に即応する財源の拡充等を要望するとともに、「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」（平成18年1月）においては、「基礎自治体優先の原則」を踏まえて、

- 大都市は真に広域自治体が担わなければならない事務以外の事務をすべて担うべき
- 事務権限に見合う自主財源の制度的保障

等を、視点とした提言を行っている。

以上のような指定都市の現状や課題に留意するとともに、より分権型社会にふさわしい大都市制度への転換の可能性等も見据えつつ検討を進める必要があると考えられる。

### ② 移譲事務協議の重要性

政令市移行の準備過程では、県・市間で協議を重ね、県から市に引き継ぐ事務（移譲事務）を確定する。移譲事務には、地方自治法第252条の19をはじめとする法令に基づくもの（法令必須・法令任意）のほか、国の要綱や通達に基づくもの、その他（県単独事務等）がある。

本来、政令市が、高い自立性を生かして地域の特性や課題に合わせた独自の政策を展開し、

住民に身近な基礎自治体として住民サービスの向上や一元的な実施を進めるためには、なるべく多くの事務権限を包括的に引き継ぐことが望ましい。

しかしながら一方で、前述のように、事務移譲に見合う財源措置が不十分という実態があること、また、移譲事務の中には補助金等の交付（肩代わり）や廃止が含まれること、新たな施設の整備や人材育成等が必要な場合もあること等にも留意が必要と考えられる。

同じ県内に政令市がある場合、移譲事務協議ではその事例がベースになるといわれており、千葉県の場合、平成4年に政令市に移行した千葉市が現在唯一の政令市であるため、本圏域が移行を希望する場合には、千葉市との整合性が重視されるものと考えられる。

移譲事務数については、市によって事務の数え方が異なることや、千葉市が政令市に移行した当時には中核市の制度がなく一般市からの移行であったため、中核市分の事務も含まれていること（下表の中で中核市からの移行は静岡市以下の各市）等を考えると、単純な比較は危険だが、それでも千葉市の場合は次表のとおり、他の既存政令市に比べて県単独事務事業等の移譲数が圧倒的に多いことがわかる。

**千葉市の移譲事務及びさいたま市・静岡市・堺市・新潟市・浜松市の県単独事務事業数**

	法令等に基づくもの		その他の事務			合計
	法令	要綱・通達	県の事務処理特例条例によるもの	その他、県単独補助金等以外の事務	県単独補助金等	
千葉市	64項目	123項目	※未制度化	47項目	350項目	584項目
さいたま市	331項目		147項目			478項目
静岡市	851項目	89項目	403項目		75項目	1418項目
堺市	958項目	56項目	36項目			1050項目
新潟市	842項目		315項目			1157項目
浜松市	1030項目	76項目	383項目		60項目	1549項目

※各市とも事務引継書の集計を用いた（千葉市：「政令指定市へのあゆみ」、さいたま市・新潟市：市のHP、静岡市：「政令指定都市への歩み」、堺市・浜松市：事務引継書をもとに作成）。参考5「先行政令指定都市の事例研究」（P266）中の堺・新潟・浜松市の数字は、基本協定書ベースのため一致していない。

更に、平成19年12月現在、千葉市と千葉県の間では、重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金（他の県内市町村は2分の1を県が補助。千葉市は18年度決算で約6億2千万円のうち県が1億円を定額補助）の打切りが問題となっており、千葉市の場合「県からの補助金は4項目、約1億2千万円。他の県内市町村と同じ扱いなら26項目、約14億円」（平成19年12月11日・千葉日報記事をもとに編集）であること、「都道府県が政令市に交付した県単独の補助金総額を住民1人あたりに換算すると、千葉市は全国最小の132円。2番目に少ない福岡市でも652円と約5倍」（平成19年12月19日・日本経済新聞）であることなどが報道されている。

本研究における政令市事務移譲経費の試算では、近年移行した他府県における先行政令市の事例をもとに分析を行ったが、仮に、県単独事務事業等の移譲が、千葉市に準拠となった場合、この経費が大きく増大する可能性もある。

こうした状況を考えると、本圏域が県との移譲事務協議を行う場合には、その重要性を十分に認識し、他府県の事例等も参考にしつつ、新市の住民福祉の向上や都市づくりにとって何が重要かといった方針をしっかりと持ってあたることが肝要と考えられる。

### ③ 大都市にふさわしい開発等と健全な財政運営のバランス

政令市移行の基本的な要件は人口規模であるが、過去の移行協議の事例では一般的に、都市・生活基盤や産業基盤において「既存政令市と遜色のないこと」が求められ、その一環として「大都市にふさわしい風格を備えていること」等も問われている。

都市・生活基盤、産業基盤等の整備は、市民の安心・安全・快適な生活や利便性の向上、企業誘致の促進等にとって重要な要素であり、本圏域にとっても必要性が高いと考えられる。

しかしながら、千葉市は「千葉市財政健全化プラン」（平成18年度～21年度）の中で、市債残高増嵩の原因の一つとして「大都市にふさわしい都市基盤整備」を挙げており、大規模な都市基盤整備が政令市の財政状況を悪化させる要因の一つになっている可能性は否めない。

特に本圏域は、住宅都市として発展してきたため、既存政令市と比較すると都市的集積が少ないが、仮に「大都市にふさわしい風格」を備えるために無理な開発や大規模な基盤整備等を行えば、整備費や、後年度の維持管理費、公債費負担等が増大して、新市の健全な財政運営を難しくする危険性がある。過度な地方債（市債）の発行は公債費負担比率を引き上げ、償還という形で将来世代の負担になる点に留意が必要である。

また、政令市移行の前後における財政規模の推移は、仙台市・千葉市・さいたま市においては10～20%増であったのに対して、近年移行した新潟市・堺市では5%増程度と近年は小さくなっている。

こうした政令市を取り巻く状況の変化や、人口減少という時代状況等も踏まえながら、将来にわたる健全な財政運営とのバランスの中で、新市の都市づくりを検討していくことが重要と考えられる。

## 第8章 新市の将来像

4市の組合せによる合併及び政令市移行によって期待される効果（政策面・財政面）及び懸念される事項等を、第5章から第7章で見てきた。以下の第8章から第10章では、さらに、合併・政令市移行によって拡大する権限や財源を活用して、新市が長期的にどのようなまちをめざし、どのような施策・事業を具体的に展開していったら良いのかという観点から検討した。

将来像とは、将来どのような都市・地域社会にしたいのかというビジョン、イメージのことをいう。また、施策とは、将来像を実現するために市民（企業やNPO等を含む）や行政が行うべき取組みやまちづくりの中身を指す。

現4市は、総合計画等によりそれぞれの将来像と施策を定めているが、ここで取り上げる将来像と施策は、4市が「仮に」合併・政令市となった場合の「試案」であり、既存の各市の総合計画等の内容と必ずしも一致するものではない。

また、実際に4市が合併・政令市を目指す場合には、本報告書の将来像に必ずしも縛られることなく、合併協議会等の場で市民を含む広範な議論を行って、改めて新市の将来像や基本計画を策定することとなる。

### （1） 将来像検討の視点・手法

新市の将来像と施策の検討にあたっては、以下に述べる視点・手法を採用した。

#### ① 専門的な視点と現場視点の両方を備えた検討

将来像等の検討にあたっては、有識者との勉強会を開催し、社会環境の変化や圏域の将来のあるべき姿を見据えた、専門的な視点からのアドバイスを受けた。

併せて、市民が求める行政サービスのニーズを検討結果に反映させるため、各市の市民意識調査の結果や統計資料なども盛り込み、現場視点も重視した。



有識者との勉強会の開催概要

氏名	役職等	専門分野	テーマ	開催日 (平成20年)
西村 幸夫	東京大学大学院 工学系研究科 教授	都市計画	本圏域の位置付けと都市づくりの方向性について	5月13日 16日
藻谷 浩介	日本政策投資銀行 地域振興部 参事役	産業振興・ 地域振興	首都圏の人口成熟と東葛葛南4市の勝ち残り戦略	5月27日 7月16日
岩崎 恭典	四日市大学 総合政策学部 教授	区制度・ 都市内分権・ 市民協働	160万都市における都市内分権のあり方等について	7月7日 14日

※敬称略、開催順

② ワークショップ形式によるコミュニケーションを重視した検討

本章で紹介する将来像及び施策等は、4市の中堅職員が中心となって作成した原案を、研究会において精査したものである。

言うまでもなく、正確に「将来」を見通すことは困難である。このため、原案の作成に当たっては、将来像と現状との両方を睨みながら、ワークショップ形式（※<sup>16</sup>）により、参加者の自由な討議・対話を通じて、一定の将来見通しを立てた。

※<sup>16</sup> ワークショップとは、講義など一方通行的な知識・情報伝達ではなく、対話を通じて参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で双方向的に学びあったり創り出したりする手法であり、自治体の総合計画策定の際などに用いられている。

ワークショップの開催概要

回数	開催日 (平成 20 年)	主な検討テーマ
第 1 回	5 月 1 日	・避けるべき将来シナリオ ・望ましい将来シナリオ
第 2 回	5 月 2 2 日	・避けるべき将来シナリオ ・新市の将来像を示すキーワード
第 3 回	6 月 1 7 日	・新市の将来像 ・将来像を実現する施策の柱
第 4 回	7 月 2 4 日	・新市の将来像 ・施策の柱、施策案
第 5 回	7 月 3 0 日	・新市の将来像 ・施策の柱、施策案
第 6 回	8 月 2 9 日	・施策案 ・指標案
第 7 回	9 月 1 7 日	・施策案 ・将来像と政令市制度
第 8 回	9 月 2 9 日	・将来像と政令市制度

③ 避けるべきシナリオを想定したうえでの望ましいシナリオの検討

先行事例においては、合併や政令市へ移行した場合の利点を中心とした「望ましいシナリオ」に力点が置かれる傾向が見受けられる。

しかし、第3章及び第6章で見たとおり、高齢化の進展による行政サービスに対する住民ニーズの質的な高度化と量的な増加等により、地方自治体を取り巻く行財政環境は楽観視できない状況にある。現在の行政水準を維持し続けることすらも困難な時代が目前に迫っているものと考えられる。

このため、本研究では、住民の生活を守るという観点から、敢えて、将来起こりうる最悪の事態（「避けるべきシナリオ」）を想定することとした。このシナリオは、現状の4市のままであっても、あるいは新市になっても起こりうるものである。

新市の将来像を検討するに当たっては、避けるべきシナリオに陥ることなく、住民がさらに安心・安全な生活を送るために、どのような施策を「戦略的」(※<sup>17</sup>)に展開するべきか、また、いかに、新市の強みを伸ばし、あるいは弱みを克服するかという観点を重視した。

※<sup>17</sup> 「戦略的」な施策展開とは、将来像に到達するための施策を重点的に、先手、先手で行うことを指す。場当たりのなどと対比される概念として用いている。

## （２） 有識者との勉強会の概要

前述したとおり、東京大学大学院教授の西村幸夫氏、日本政策投資銀行参事役の藻谷浩介氏、四日市大学教授の岩崎恭典氏の3名の有識者との勉強会を開催した。各氏からは、将来像等を整理する上で、大変示唆に富んだ指摘があった。その概要は以下のとおりである。

### 西村氏との勉強会での指摘内容

- 中間報告書では、本圏域の合併・政令市移行について、財政面を中心に検討されているが、地形や歴史、現状の土地利用等から見た場合の意義の検討が、ほとんどなされていないように見受けられる。
- 多くの合併議論においては、組み合わせが決まった後で将来的な都市空間像が描かれているが、都市計画の研究者の立場から言えば、こういう将来的な都市空間像が描けるから、こういう組み合わせで話がまとまる、という順序の検討が必要であると考えます。
- この地域の大きな特色は、海から里山まで、工業的な土地利用から農業的な土地利用までフルセットであること、また、明確な中心部がなく、中規模クラスの都市がモザイクのように分布していることだと思ふ。これは、核となる都市機能の周りに同心円状に市域が広がる今までの大都市とは違う。
- この地域の位置付けは、基本的には首都圏の住宅都市になると思ふが、核のない分散型配置という特色を逆手にとって、便利な街も豊かな自然も15分圏内という魅力をアピールできると思ふ。
- 南北方向の交通ネットワークが弱い。外環道（東京外かく環状道路）が開通すれば大きく変わる可能性があり、公共交通機関（新京成線、武蔵野線、東武野田線）もあるものの、市民の感覚からすると、東京とつながる路線に沿って生活があり、南北方向にはあまり行く用事もない、というのが現実だと思ふ。
- この4市で合併を考えるとすれば、生活圏の異なる複数の沿線を束ねることに意義を見出すことができるか否かが重要であると考えます。類似の構造を持つ市として、川崎市が参考になると思ふ。
- 東京から江戸川を渡るところで、河岸段丘の緑のつながりが見える。また、この4市の中央部（各市の市境付近）は市街化調整区域（緑地、農地）になっている。
- 市街化調整区域は辺縁としてみなされるのが普通であるが、広域計画である首都圏整備計画の中では、このあたりはグリーンベルトとして位置づけられており、逆に地域の特色としてアピールできる可能性があると思ふ。
- 江戸川や海はこの地域の辺縁部にあたるが、非常に大きな軸であり、水空間へのアクセス、河川の上流と中下流域をつなぐ施策など、何か共通の施策を打ち出せる可能性があると思ふ。
- 団塊の世代が全国から集まった地域なので、急速な高齢化が進むことによる問題（後期高齢者のケアなど）が非常に大きい。どう対処するか、議論する必要があると思ふ。
- この地域には、核がないからシンボルもないという難しさがあると思ふ。物理的、箱物的な

ものである必要はないが、市のアイデンティティとなる、求心力をもつシンボルを見い出す、もしくは作ることが重要であると思う。三番瀬、斜面緑地、梨畑でもよいので、住宅都市のイメージにあうものに名前（固有名詞）をつけてシンボル化すれば、連携する根拠になる。

○駅前再整備、都市的サービスの再配置（コンパクトシティ化）が、都市の魅力を高めるために重要であると思う。

### 藻谷氏との勉強会での指摘内容

○国勢調査と住民基本台帳の数字から、首都圏市区町村の2000年～2005年の人口流入と出生死亡を分析すると、船橋市と市川市は自然増加（出生者数＞死亡者）かつ社会増加（転入者＞転出者）であるが、松戸市と鎌ヶ谷市は自然増加だが社会減少となっている。

○ただし、船橋、市川についても、周辺の自治体と比べると自然増加かつ社会増加の割合は高いというわけではない。

○社会減少（人口流出）は、税金を払う人が出ていくこと、すなわち地域の体力が弱まることを意味している。立地条件が良いはずの市区町村でも人口流出しているところがある。

○本4市全体でも、何も対策を取らないでいると、遠からず人口が流出に転じる可能性がある。東京に近いという交通条件だけにあぐらをかかず、人口が流入するまちづくり、具体的には、良質な再開発や、地域イメージを高める取組みを地域全体で行うことが、地域の活力の維持・向上のために必要である。

○人口当たりの課税対象所得額（地域住民の所得水準）を市区町村ごとに比較すると、やはりイメージが良いところの方が高いことがわかる。この地域で最も低い鎌ヶ谷市でも、全国平均より高い。首都圏の中でも悪い方ではない。

○一方、人口当たりの小売商業販売額（地域の商業集積水準）を市区町村ごとに比較すると、この地域で最も高い船橋市でも全国平均より低く、柏市にも負けている。柏が北千住や松戸に比して大きな商業集積を作れたのは、地域の商業者と地権者が長期的ビジョンを持って努力したからであって、立地条件で集積が自然発生したわけではない。

○もっとも、船橋市とさいたま市の人口当たりの商業集積水準は同程度であり、さいたま市が政令市になれるなら船橋市がなっても別におかしくない。関係者に目指す意欲があるかどうかである。

○経済産業省の「商業統計表」によれば、東京特別区、本4市、全国ともに、バブル経済崩壊後（平成3年以降）も売場面積は一貫して増えている。ところが売上は、平成3年を100とした指数で見ると、平成16年の全国は95、東京特別区は87、本4市に至っては82と減少している。売り場が拡大しても売り上げは減少したということは、過当競争となっているということである。

○売上が減っている理由は、地域住民の個人所得の合計が減っているからである。総務省の「市町村税課税状況等の調」に準拠した課税対象所得額は、平成3年を100とした指数で見ると、平成16年の東京特別区は91、本4市は95と減っている。

○個人所得が減少しているのは、景気ではなく住民の加齢が原因である。国勢調査によれば、平成12年から平成17年の間に、総人口が首都圏一都三県においては106万人、うち本4市

においては4万6千人増加しているが、生産年齢人口（15～64歳人口）は、一都三県においては22万人、本4市においては3万人、それぞれ減っている。一方、65歳以上の人口は、一都三県においては118万人、本4市においては6万4千人、それぞれ増えている。この間に65歳を超えた住民の数が非常に多いためである。

○以上見てきたように、個人所得合計が減り、商業売上が減っているのは生産年齢人口が減っているからである。その一方で、高齢者人口が激増しているが、高齢者の所得は少なく、消費性向も低いのが現実である。

○現状の人口構成と人口動態から予測される今後の高齢者の増加、生産年齢人口の減少は深刻である。特に、団塊の世代が地方から大量に上京しているため、団塊の世代の加齢の影響は、地方よりも首都圏の方がより深刻である。

○国立社会保障・人口問題研究所予測に基づき、平成17年から平成27年の10年間の65歳以上人口の増加を見ると、日本で一番高齢化率の高い島根県での増加が2万3千人（+11%）に止まるのに対し、一都三県においては269万人（+45%）、うち本4市においては12万9千人（+51%）、もの増加が予測されている。更に後期高齢者（75歳以上）人口に至っては、島根県での増加が1万9千人（+18%）なのに対して、一都三県では154万人（+63%）、うち本4市において7万5千人（+81%）の増加が予測されている。

○高齢化率では島根県の方が深刻そうに見えるが、高齢者の増加の絶対数で見ると、首都圏や本4市の近未来は非常に深刻である。

○一方、生産年齢人口（15～64歳人口）は、同じ10年間に島根県において6万人（-13%）減少するのに対し、一都三県においては147万人（-8%）、うち本4市において12万8千人（-11%）も減少すると予測されている。地域間格差と言うが、この点についてさほどの格差はなく、むしろ大都市地域での今後の高齢者の激増の方が、気付かれていない格差とも言える。

○これだけ激増する高齢者への福祉をどうするか、少しでも状況を緩和すべく若い人を呼び込むにはどうしたらよいか、ということ、地域として真剣に考える必要がある。

○高齢者が激増し、生産年齢人口が減少するこれからの時代のまちづくりは、コンパクト化（住宅や諸機能の駅周辺への再集中）を目指すべきである。

○福祉サービスの対象者が広域に分散して居住していると、サービス側が移動に時間を取られ、効率が悪い。駅周辺の歩ける範囲になるべく集まっていれば、効率が良くなる。

○福祉・医療・学習・交流などの公共機能も、建替えの際には駅周辺に集中させる。直ちに実現させることは難しいが、長期的なビジョンを持って実現させるべきである。

○コンパクトシティというと容積率緩和と思っている人がいるが、生産年齢人口が減少していく中でいたずらに高層建築を増やすことは、遊休資産化しやすい建物を増やすことになり、スラム化の危険を増大させる。地域の価値を維持・向上させるためには、むしろ容積率を下げ、建築物に高さ制限をかけることが必要である。

○人口が減少し需要が減少するのに容積率を上げたら、供給過剰になって地価が暴落する。高層マンションは、維持改修にコストがかかりすぎて改修や解体が行われなくなる可能性が

高く、購買者が高齢化する近未来にはスラム化する懸念がある。また災害が発生して水道や電気が止まった時、高層階では居住困難になる。

- 高層化ではなく、建ぺい率を上げて周囲と連たんした中層化、美しい街並み・安定した住環境を作ることを都市の目標にすべきである。それが若い中流層を呼び込む要素になる。

### 岩崎氏との勉強会での指摘内容

- 地方分権の受け皿として、現行では政令市が一番ふさわしい都市制度と言えるだろう。
- 中間報告書では、中枢都市機能の集積不足が弱みとして挙げられているが、中枢都市機能の集積は政令市移行のための明確な法定要件ではないし、全国に政令市が増えており、ある意味、一般化してきているので、人口要件だけでクリアできると思う。
- 日本全体の人口は2005年をピークに減り始めているが、1975年に合計特殊出生率が2を割って（人口再生産に必要な合計特殊出生率は2.09）、それ以来一度も2を超えていないので、いつか人口が減少するということが、それが税収減につながるということは、かなり前から分かっていたいなければならなかったはずである。こうした問題を行政や議員はやっと認識し始めたが、住民は未だ真正面から見据えていないと思う。
- 日本の地方財政は、受益と負担が相応しない仕組みになっている。少子化で負担する人がこれからどんどん減っていく一方で、団塊の世代がリタイアし、負担を止めるだけではなくて、一方的な受益者に回っていくという状況は、避けなければいけない。
- 少子化対策が行われているが、これが直ちに功を奏したとしても、今生まれた子供たちが働いて税金を払ってくれるようになるまでには、最低でも15～20年はかかる。
- 今後も高齢者は増え続け、15年後には団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをする。今の受益と負担の関係のままで、何らの手も打たないと、医療や福祉が持たないと思う。
- 家の前のどぶの掃除や公園の草むしりなど、それまで住民各自が、または地域がやっていたことを、行政がやるようになっていった。人口・税収が右肩上がりの時代には、それが可能であったが、人口・税収が減っていく時代の中で、何でも引き受ける行政を続けていくことは無理だと思う。
- 合併や政令市移行の是非という問題の投げかけは、住民の皆さんにもう1回「仕事をお返しする」仕組み、今までとは違うこれからの行政の仕組みを、職員や住民の皆さんに考えてもらおう、よい機会になると思う。
- これまで行政がやってきた仕事は、狭い地域で行わなければ有効ではない仕事と、広い地域で行わなければ効果的とは言えない仕事に大きく分けられるのではないかとと思う。
- このうち、狭い地域で行わなければ有効ではない仕事に、住民の皆さんに返せる仕事が多く含まれていると思う。更に、小金を稼げる仕組みにして住民に返すことがポイントになると思う。
- 例えば、公園の維持管理を、いくらかのお金を出して地域の住民にやってもらう。本当にそういうことを地域の住民ができるのか、という話が出ると思うが、それをやれる団塊の世代が、特にこの地域には多く帰ってきているはずだと思う。

- 50～60代を対象にした調査を行った結果、何かしらの地域活動をしたいと思っているが、近隣の人々との縁が薄いために実行できない人が多数いることがわかった。
- そういう人たちをつなぐには、町内会や自治会だけでは難しい場合も多く、NPOやボランティアなども含めた仕組みを作るのが自治体の役割であろう。その場合、現在の市よりも小さな、小学校区や中学校区を単位にする必要があると思う。そして、政令市の場合には、それを束ねる形での区というものが設置できる。
- 政令市の行政区の内容について、地方自治法は細かく規定しておらず、行政区の組織のあり方の自由度は高いはずである。この地域が政令市への移行を検討する場合には、セーフティネットを守るという行政の役割を維持するためにも、その対として「住民に仕事をお返しすること」を見据えた行政区組織の設計が必要であると考えられる。

### （3）避けるべきシナリオ

#### ①避けるべきシナリオの内容

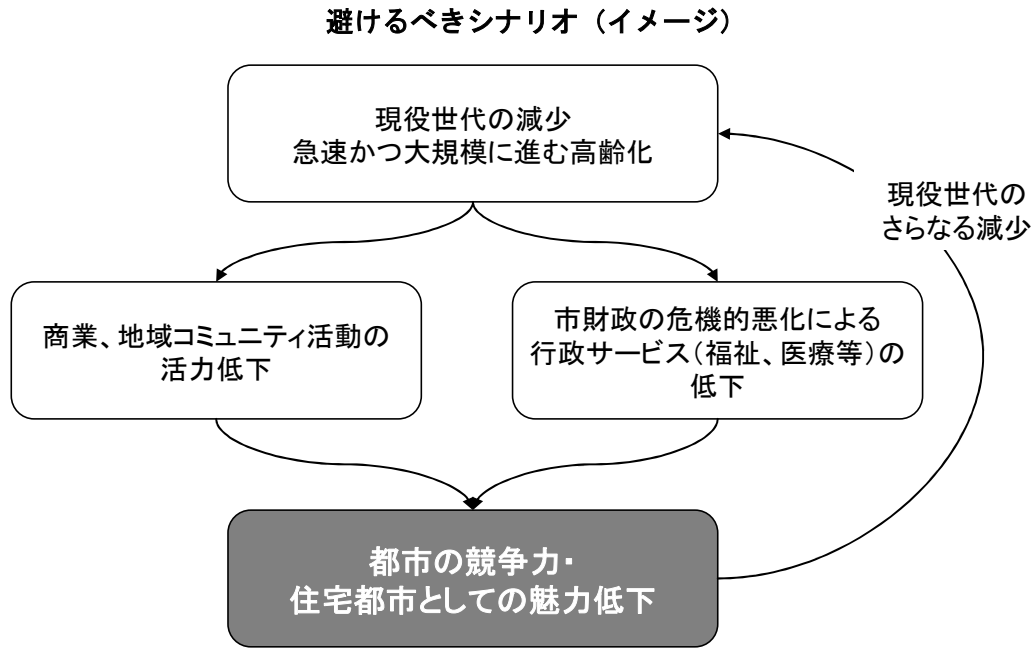
現4市はそれぞれ多様な個性・地域特性をもっているが、都心への通勤圏にあり、「住宅都市」としての性格が突出している点では共通している（※<sup>18</sup>）。この点は、産業都市としての機能も併せ持ち、多くの場合、行政・経済の両面で地域の中心となっている既存の政令市とは大きく異なる。こうした圏域の特徴は、例えば、個人市民税への依存度が高い財務体質にも表れている。

このため、新市にとっての最も避けるべきシナリオは、現役世代（※<sup>19</sup>）を中心とする「人口流入の減少」と「人口流出の増加」だと考えられる。つまり、住みたい、住み続けたいと多くの人が思えなくなってしまう「住宅都市としての魅力低下」である（次図表）。

有識者との勉強会においても同様の指摘があった。

※<sup>18</sup> 本研究会では「住宅都市」という言葉は、市内に居住する人や市内を訪れる人にとって、生活のしやすさ、住環境の重要性が高い都市という意味で用いており、経済活動や産業の重要性が高い「産業都市」や観光の重要性が高い「観光都市」などと対比させている。必ずしも住宅都市はいわゆるベッドタウンを意味しない。

※<sup>19</sup> 本研究会では「現役世代」という言葉を就業している人が多い世代という意味で用い、退職した人が多いリタイアメント世代などと対比させている。厳密に何歳から何歳までと定義できるものではない。



住宅都市としての魅力低下は、商業の活力低下（売り上げや利益の減少、店舗の減少等）、地域コミュニティ活動の活力低下、子育て・教育環境の悪化、治安の悪化など様々な要因によってもたらされるものであるが、それらの大きな背景としては、現役世代の減少（労働力人口の減少）と急速かつ大規模に進む高齢化、ならびに、市財政の危機的悪化による行政サービスの低下が考えられる。

#### ○商業の活力低下

既に人口減少社会に突入しており、勤労所得を得る人口が減るなかでは、地域の購買力が低下して、小売業を中心とする商業の販売は不振となっている。この傾向は将来更に強まることが予想される。地域の販売額の低迷は、本圏域においても統計データ上確認されている（P16 参照）。

#### ○地域コミュニティ活動の活力低下

今後は、退職した世代が地域活動等で活躍することが予想される一方で、高齢化はこれまでにないスピードと規模で進行するため、地域によっては、団地の過疎化などが進み、地域のコミュニティ活動の継続が難しくなるおそれがある。例えば、祭り、防犯活動、防災訓練、子育て支援などの地域活動の活力が低下することが予想される。

#### ○市財政の危機的悪化

現役世代の減少と急速かつ大規模に進む高齢化は、市税収の減少と歳出の増加をもたらし、市財政を圧迫することになる。現4市あるいは新市の財政は、他の地域に比べれば健全なほうであるとはいえ、非常に厳しい状況に陥る可能性も高い。これは、第3章、第6章の財政



推計の結果が示唆している。

財政が厳しくなる理由は、第1に、歳入の多くを個人市民税に依存しており、現役世代の減少の影響を大きく受けて、税収が減少するためである。第2に、現在進行中の人件費の削減や普通建設事業費（公共事業等）などの歳出削減努力を続けるのみでは、福祉等に要する経費（扶助費や病院運営経費）の大幅な増加に追いつかない可能性があるためである。第3に、公共建築物の更新需要が平成27年頃にピークを迎えることが予測され、その影響は財政推計の結果に含んでいないものの、今後の財政の逼迫要因となるためである。したがって、市財政の危機的な悪化は十分に起こりうる問題である。

#### ○行政サービスの低下

市財政の危機的な悪化は、高齢者福祉、地域医療などをはじめとするセーフティーネットともいべき施策の持続可能性の低下（サービスの低下等）を招くものであり、危機管理、災害対策、あるいは治安などにも大きな影響を及ぼす危険性を有している。

#### ○都市の競争力・住宅都市としての魅力低下

周辺自治体の充実した施策の影響を受け、本圏域の良好な住宅地としての魅力（例えば、暮らしへの安心感、子育てや教育・学習する場としての魅力、ショッピングや趣味、交流の場としての魅力など）は相対的に低下する可能性がある。本圏域の行政サービス水準を現状維持できたとしても、周辺自治体等のサービス水準が向上すれば、市民にとっては、本圏域に住む魅力は低下する可能性がある。仮に、市財政の悪化などの影響で行政サービスが低下することがあれば、事態は更に悪い方向へ進む。

#### ○現役世代の更なる減少

人々がより魅力的な都市を選択して移り住むことは「足による投票」とも呼ばれており、住宅都市としての魅力低下が起これば、現役世代の減少（近隣の都市への転出の増加や新市への転入してくる人の減少：人口の社会減）を招く可能性が高い。

もちろん、単純に人口を増やせばよいということではない。しかしながら、既に人口減少時代を迎えている現状においては、これまでと同じ施策を講じているだけでは、「足による投票」により、より優れた施策を展開する他の自治体に人々が流れ、更なる現役世代の減少を引き起こしかねない。

これは、圏域の商業・地域コミュニティ活動の活力を奪うとともに、市の財政を圧迫する。そして、市民の生活の質にも悪影響を与えると考えられる。この、いわば「悪循環（負の連鎖）」こそが、最も「避けるべきシナリオ」といえよう。

なお、現時点までの現4市の人口の社会増減は、「微増」から「微減」の範囲に収まっており、大幅な「社会減」は起こっていない。また、財政難により各市の行政サービスが目立って低下する事態にまでは至っていない。

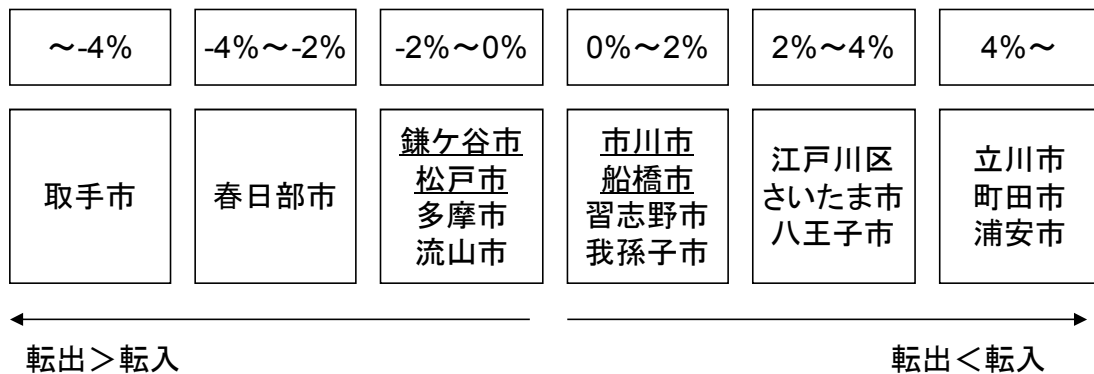
しかしながら、首都圏の自治体の人口の社会増減を比較してみると、2000年10月～2005

年10月の5年間だけでも、人口が大きく流入している都市（4%を超える社会増）から、大きく流出している都市（4%を超える社会減）まで存在している（下図）。藻谷氏によれば、こうした違いは、鉄道アクセスなどの立地条件の差だけでは説明が難しく、行政や市民が、より魅力的なまちづくりのために、戦略的に施策や地域活動等を展開してきたかどうか、人口の社会増減を引き起こす大きな要因になっているのではないかとのことである。

こうしたことから、市民と行政が将来像を共有しながら、より魅力的な都市にするために積極的な努力を行わない限り、避けるべきシナリオの悪循環は、十分に起こりうる事態であると考えられる。

**人口の社会増減率（2000年-2005年の変化）**

（転入者数－転出者数）÷人口



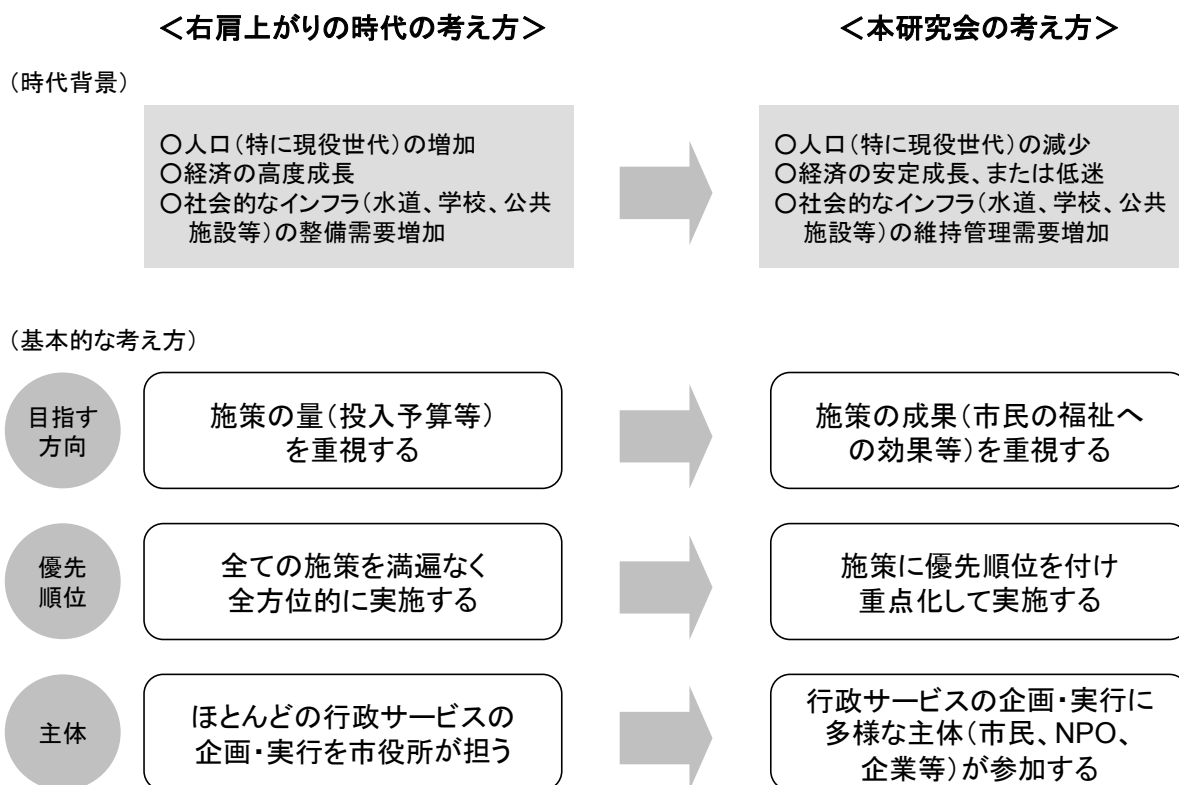
出所）藻谷氏勉強会資料をもとに作成

**（4） 将来像の基本的な考え方**

新市が、避けるべきシナリオに陥ることなく、多くの市民が住みたい、住み続けたいと思えるような都市となるためには、どのような考え方に立ち、将来像を描き、施策を行っていくべきだろうか。

日本全体の人口が確実に減少するこれからの時代にあっては、かつてのような、人口増加、高度経済成長が続いた「右肩上がりの時代」とは異なる考え方に立つ必要がある。すなわち、今まで以上に、意図的、戦略的に行政経営を行っていくことが重要と考えられる。

## 2種類の基本的な考え方



### ○施策の成果（市民の福祉への効果等）を重視する

これからの地方自治体では、施策の量ではなく成果、すなわち、施策が市民の生活にもたらす影響を重視する姿勢が、今まで以上に必要とされる。例えば、スポーツ施設の整備という施策であれば、どのくらいの予算を使い、どのような立派な施設ができたかだけでなく、どれだけの市民が利用したのか、あるいは健康づくり・リフレッシュの場として役立てた利用者はどの程度いるか、市民の幸福にどの程度寄与したのかといった成果をより重視するということである。

### ○施策に優先順位を付け、重点化して実施する

前述したとおり、人口減少に伴い、行政経営上の資源（人員、財源等）も減少する時代に突入することから、全ての施策を満遍なく全方位的に実施するという考え方を採ることは困難である。これからの時代は、施策に優先順位を付け、重点化を図るといった考え方が必要である。

施策の有効性（どのくらい効果があがったか）・施策と目標との関連性（本当にこの施策が成果につながったのか）や、施策の効率性（費用対効果、生産性）などを検証し、より効果的な施策により多くの資源を振り分け、効果が低いと判断されるものは必要性の有無や実施方法などを見直すことが重要である。もちろん、行政分野では、安易に廃止や削減を行うべきではないサービスも多いため、施策の重点化は慎重に検討する必要がある。

○行政サービスの企画・実行に多様な主体（市民、NPO、企業等）が参加する

行政サービスの企画・実行を全て行政が担うという発想ではなく、多様な主体が企画・実行に参加する中で行政が直接担当すべき領域を見直す必要がある。例えば、行政が住民の家の前のドブの掃除まで行う必要があるだろうか。岩崎氏の勉強会においても、「行政が地域に仕事をお返しする」という発想、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の選択を市民に求める」発想が、人口減少社会では必要ということが強調されていた。

行政は安易にその責任を投げ出したり、市民に役務を押し付けたりすることがあってはならないが、真にやるべきことにこそ、限られた資源（人員、財源等）を投入すべきであると考えられる。すなわち、従来は「市民にとって身近な行政サービス」は「行政が企画して実施するもの」と考えられてきたが、今後は「企画の段階から市民、NPO、企業等の多様な主体が参加し、共に実行するもの」と考えることが重要である。

## （5）新市の将来像

新市の将来的なあり方としては、

- ①住宅都市という性格を残しつつ、更なる施策の充実や必要な都市基盤整備等を通じて、将来的にも「住む人に選ばれる街」であり続けることを目指す方向
- ②大規模な基盤整備や産業誘致等を通じて、交通や産業などの点でも中枢性（※<sup>20</sup>）の高い大都市を目指す方向

という2つの方向性が考えられる。両者は必ずしも両立しないわけではないものの、前項の基本的な考え方において述べたように、限られた資源のなかでは、どちらの方向性を優先させるべきかを見定める必要がある。

これまで本圏域は都心に近いという立地を生かして、住宅都市として発展を続けてきたこと、産業集積の点では既存の政令市に劣ることなどを鑑みると、中枢性の高い横浜市や川崎市のような市を目指す②の方向性は、長い時間と膨大な投資を必要とするなど、実現可能性が低いと考えざるを得ない。

また、従来型の政令市には、地域の中心としての役割が大きいのが、都心に近い本圏域の場合、東京都や横浜市、千葉市等が持つ機能を、自前でそろえる必要性は少なく、むしろ首都圏の中で他の自治体と機能を分担し合うほうが有益と考えられる。

こうしたことから、本研究では、新市の将来像を検討する上で、「住宅都市としての魅力向上」を目指すこととした。

また、前項の基本的な考え方にもとづき、人口減少時代の価値観に則した、新しいスタイ

---

※<sup>20</sup> 中枢性とは第2章において既存政令市と本圏域を比較した際に参照したような都市機能の中枢性を指す。

ルの都市（新たな都市像、新たなライフスタイル、市民と行政の新しい関係）の創造を目指すこととした。そして、4市の最大の強みであり特色でもある「160万人」の人口、多彩な人材のもつ潜在力を最大限に生かす方向性を考えた。

このことから、本研究では、将来像として「160万人力の生活創造都市」を提案する。  
この都市像の内容は下記のとおりである。

## 新市の将来像： 160万人力の生活創造都市

### <将来像の内容>

#### ■160万人力とは

- ・新市に暮らす160万人もの規模となる市民のことを表わし、行政とともに互いに力を発揮することで市民生活のよりよい質を追求する。

#### ■生活創造都市とは

- ・施設や都市基盤の大規模な整備や重厚長大な産業の誘致を重視するのではなく、市民生活の質の向上という観点から、施設・基盤整備や産業振興の重点化を図る都市。
- ・これまでの生活のよき伝統は大切にし、継承しつつも、市民生活がより幸せとなる新しいライフスタイルを全国、世界に提案する都市。



- ・160万人の市民と行政が互いに力を発揮することで、生活の質を高める新しいライフスタイルを創造する都市。
- ・単なるベッドタウンではなく、生活する人がほこりに思える都市。多くの人に住みたい、住み続けたいと思われる都市。

## 第9章 新市の将来像を実現する柱と施策

### (1) 将来像を実現する7つの柱

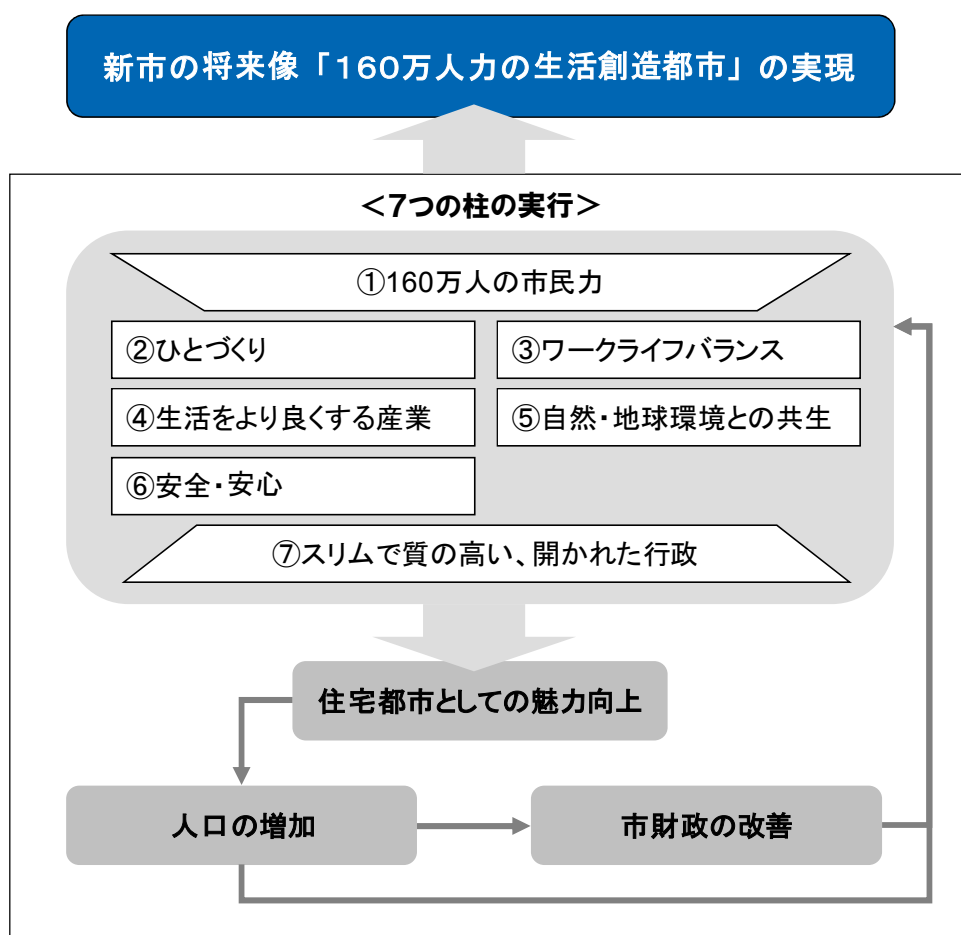
研究会では「160万人の生活創造都市」という将来像を実現するために、市民や行政はどのような取組み（施策）を推進すればよいのか、検討した。その結果として次の7つの大きな柱を立て、施策を組み立てることを提案する。

#### 将来像を実現する7つの柱と目指す姿

柱①	<b>160万人の市民力で支えあい創造する都市</b> (目指す姿)「市民が地域で互いに助け合い、また、市民の力がまちのにぎわいを生み出している」
柱②	<b>一人ひとりの成長を支援するひとつくり都市</b> (目指す姿)「子どもから大人まで質の高い教育・学習機会に恵まれ、学ぶことが市民の生きがいと成長につながっている」
柱③	<b>女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市</b> (目指す姿)「企業等におけるワークライフバランス（仕事と家庭との調和）の取組みが進展し、女性や若者をはじめ働く意欲のある多くの市民が働き続けている」
柱④	<b>生活をより良くする産業を創造する都市</b> (目指す姿)「生活の質の向上に関わる企業が連携・集積することで、イノベーション（革新）を生み出し、市民生活を豊かにしている」
柱⑤	<b>良好な自然環境・地球環境と共生する都市</b> (目指す姿)「市民と行政が協力して、今ある良好な自然を守り育てるとともに、地球温暖化などの地球規模の課題について、身近なところから持続的に地域で活動し続けている」
柱⑥	<b>徹底した安全と高い安心を保障する都市</b> (目指す姿)「防犯・交通安全対策の推進、危機管理対策の徹底、医療サービスの充実が図られることで、多くの市民が安心して暮らしている」
柱⑦	<b>持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政</b> (目指す姿)「住宅都市としての魅力を持続的に高める都市となるために、市民と行政との役割分担を進めながら、市民にとって成果の高い効率的な行財政経営が実践されている」

こうした7つの柱の実行を通じて、「住宅都市としての魅力向上」を図り、避けるべきシナリオとは異なった、良循環による将来像の実現を目指す（次図表）。

新市が目指すシナリオ（イメージ）



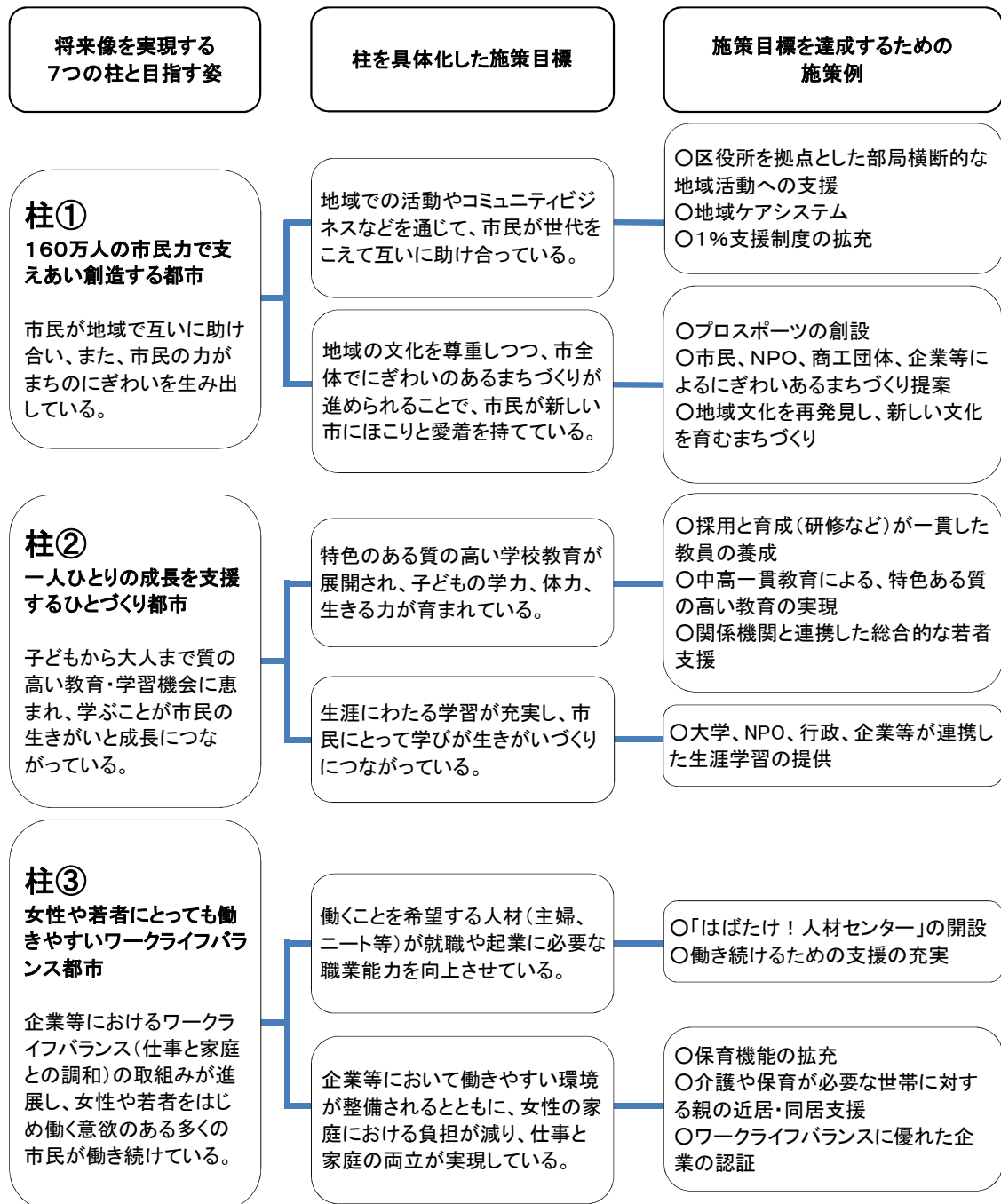
この循環が実現すれば、人口の増加や市財政の改善が期待できる。ただし、人口の増加や財政の改善は「目的」ではない。目的は、住宅都市としての魅力向上であり、多くの市民が住みたい、住み続けたいと思える都市を実現することである。人口の増加や財政の改善はその結果であると同時に、7つの柱を更に充実するための「手段・資源」である。

## (2) 柱・施策の全体像

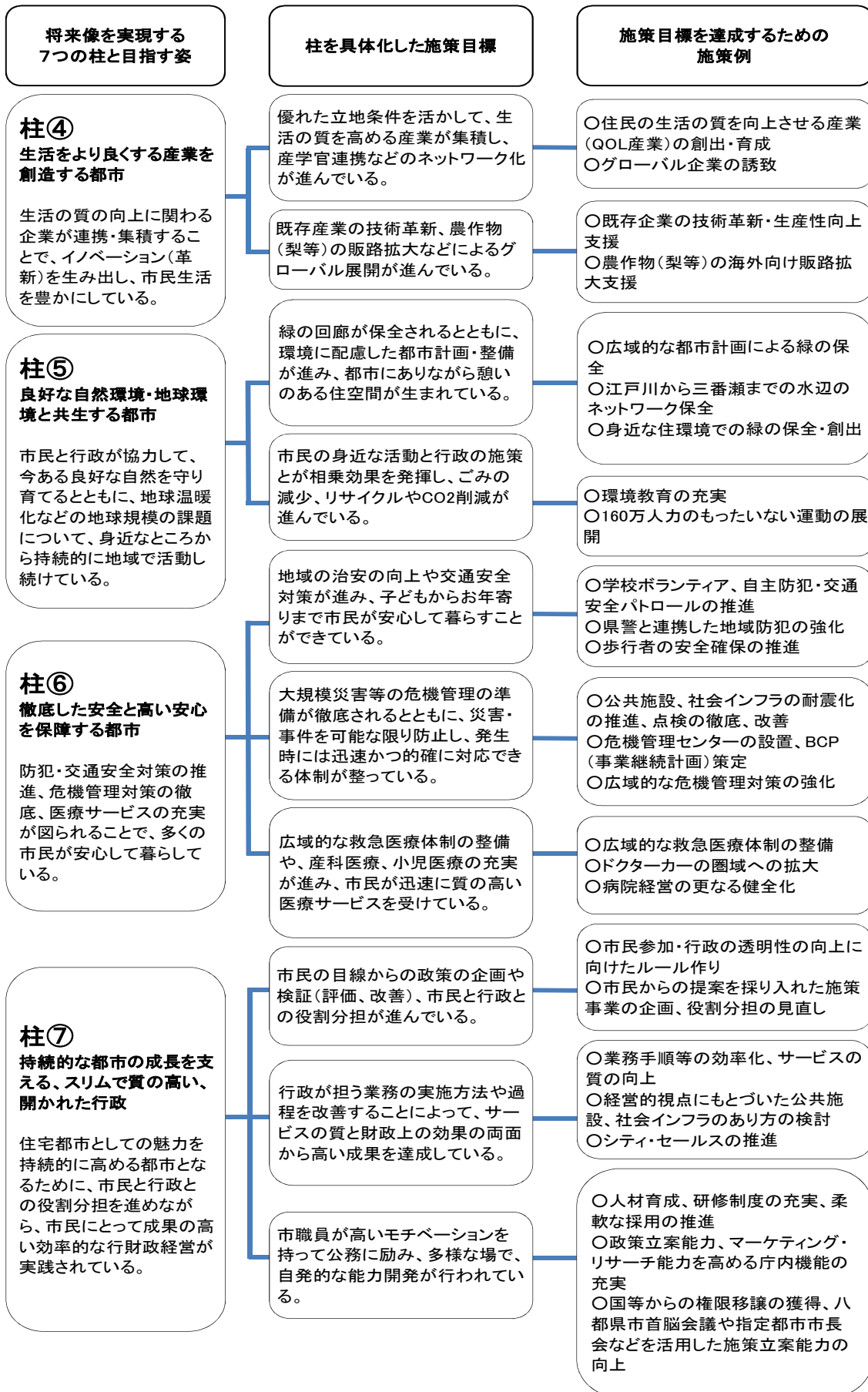
研究会では、単に将来像や柱という方向性を示すだけでは、抽象的な議論になりやすく、市民にとっては、具体的な都市像がイメージしにくいものと考えて、7つの柱を実現するための具体的な施策についても検討した。

ここで示されているもの以外にも重要な施策は存在するであろう。以下の施策はあくまで一例ではあるが、研究会において議論を重ね、限りある資源（人員、財源など）を、より効果的かつ効率的に投入すべきと考えられる施策を選択したものである。

### 7つの柱と施策目標、施策例







### (3) 柱・施策の詳細

#### 柱① 160万人の市民力で支えあい創造する都市

##### ■目指す姿

市民が地域で互いに助け合い、また、市民の力がまちのにぎわいを生み出している。

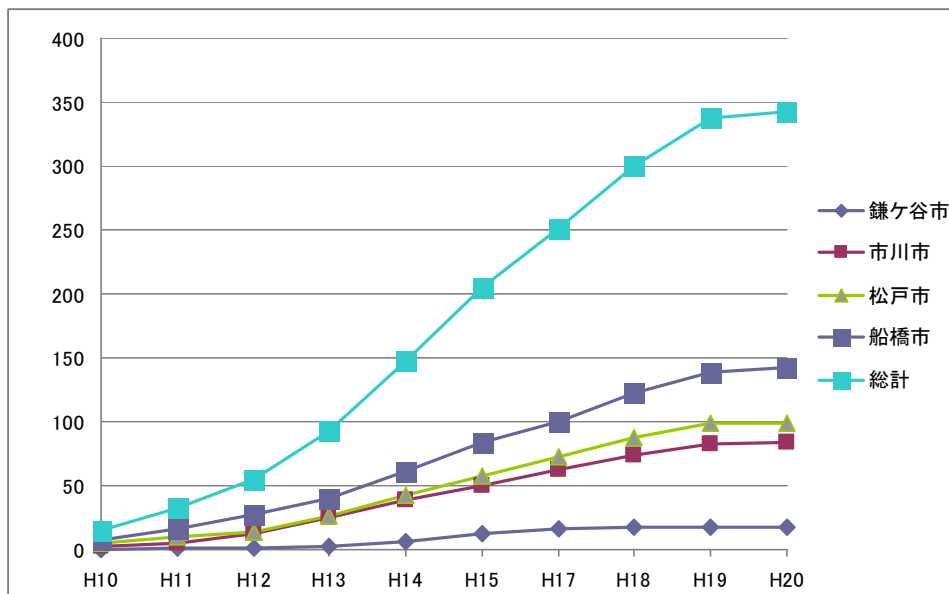
##### ■現況と課題

第2章で検討したように、新市の圏域は既存政令市とは異なり、大きな産業集積や行政集積、ランドマークとなるような目玉施設があるわけではない。新市の強みは、こうした既存政令市型のものではなく、人材、市民力にあると考えられる。

「市民力」を定義し、その高さを測定するのは容易ではないが、研究会では、市民が地域活動や市民間の交流に自主的に参加し、活躍することで生み出される力を市民力と考えた。

その目安のひとつに過ぎないが、例えば、NPO 法人の数を見ると、千葉県は東京都、大阪府、神奈川県、北海道に次いで全国5位であり、現4市においてもNPO 法人数は近年増え続け、平成18年以降は300以上に達している（次図表）。

本圏域におけるNPO 法人数の推移（単位：団体）

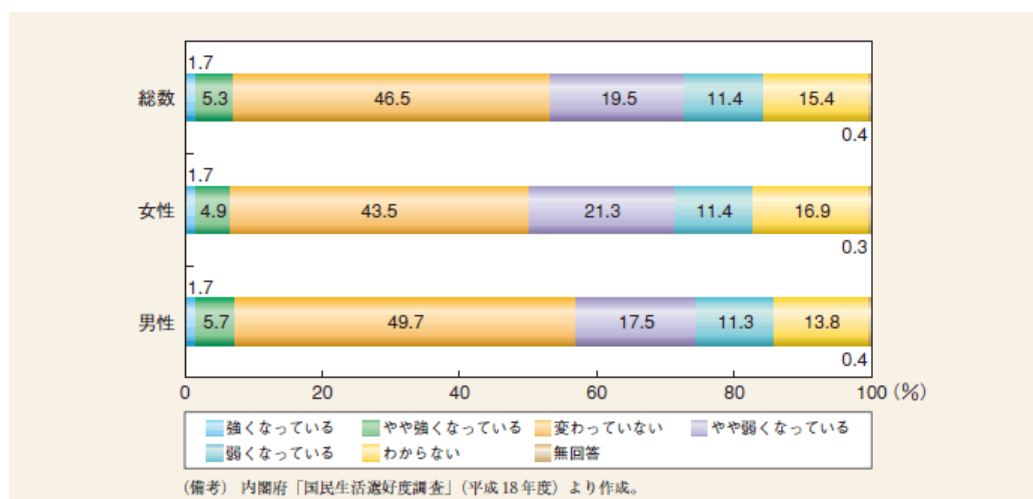


出所) 千葉県 HP「NPO 法人の設立認証等の状況について」

もっとも、NPO 等の活動は一部の市民のものにとどまっている可能性があり、地域活動が更に発展することは新市の課題である。市民活動に関する市民意識調査（船橋市）によると、約6割の市民が市民活動に関心があると回答しているものの、参加経験があるのは約3割である。これは町会・自治会といった伝統的な地域活動の活力の低下とも関係している。現4市の自治会（町会）の加入率は平均的には65%～80%程度であるが、地区によっては加

入率が極端に少ないところや、実際活動する人は少ないところもある。全国的な傾向をみても、約3割の人が地域との結びつきが10年前と比べて「弱くなっている」「やや弱くなっている」と感じている（次図表）。

### 地域とのつながり（10年前との比較）



出所) 男女共同参画白書(平成20年)

新市は160万人もの大きな人口となるため、市という単位での地域への愛着や帰属意識(「おらがまち意識」)は持ちにくいかもしれない。学校区などの小さな単位での地域活動の活性化を図りつつ、今後はこれを束ねて、全市という大きな単位での市民活動等の盛り上がりについても検討する必要がある。

また、団塊世代等の退職者の増加により、地域活動への参加者が多くなるという指摘(「アクティブシニア」)もあるが、どの程度の規模になるかは現時点では明らかではない。千葉県が実施した団塊世代への意識調査によると、定年退職後にフルタイムで働きたいという人は5割近く、短時間勤務で働きたいという人は3割となっており、就労への意欲が高いことはうかがえる。企業等での就労と地域活動との両立の可能性、あるいはコミュニティビジネスなど地域活動での就労の可能性については、今後の動向に注目しつつ、地域で活躍したいと考える退職する世代への支援を図る必要がある。

こうした市民力については、行政が一定の支援を行うことは可能であるものの、行政が音頭をとって活性化するという性質のものではない。むしろ、市民活動等の活性化の結果として、行政がよりよくなるという側面もあろう。実際イタリアやアメリカなどの研究では、市民力の程度が地方自治体のパフォーマンスの向上(効率的なサービスの提供や適切な社会改革など)、ひいては都市の発展に影響するという議論がある(ソーシャルキャピタル論)。日本でも、例えば、滋賀県長浜市などでは、市民を中心とした地域活動が伝統文化・祭りを継承・発展させるとともに、まちの景観とPR(「黒壁のまち」)を促進しており、実際交流人口(観光客数)の増加をもたらしている。市民力を活かしたまちづくりを行うことは、住宅

都市としての魅力向上を目指す将来像においては、なくてはならない視点であると考えられる。

また、高齢者や障害者等への福祉の充実、まちの治安・安全の向上などは、行政の努力だけでは限界がある。例えば、北九州市のように、学校区や日常生活圏域などの地域単位により身近な公共サービスを地域が担うことも検討されるべきであろう。

そして、とりわけ、第3章において述べたように、今後需要が一層高まる高齢者福祉（介護、介護予防、健康づくり、生きがいくくりなど）の一部を、市民の力、地域の力で支えることは重要な課題である。

市民力、地域の力を活かしたまちづくりの主体としては、市民ボランティア、民生委員、町会・自治会、商工団体、NPO、企業など、多様な担い手が考えられる。言うまでもないが、行政が何もしないということの意味するものではなく、誰もが健康で文化的な暮らしができるように、行政が高齢者や障害者等へ支援を行うことはこれまで通り重要と考えている。

こうした役割分担の中で、行政は、市民や地域で行うことが難しい領域における役割を担っていくことが、これからの都市経営における重要な視点になると考えられる。

### 福祉施策の成り立ちの推移

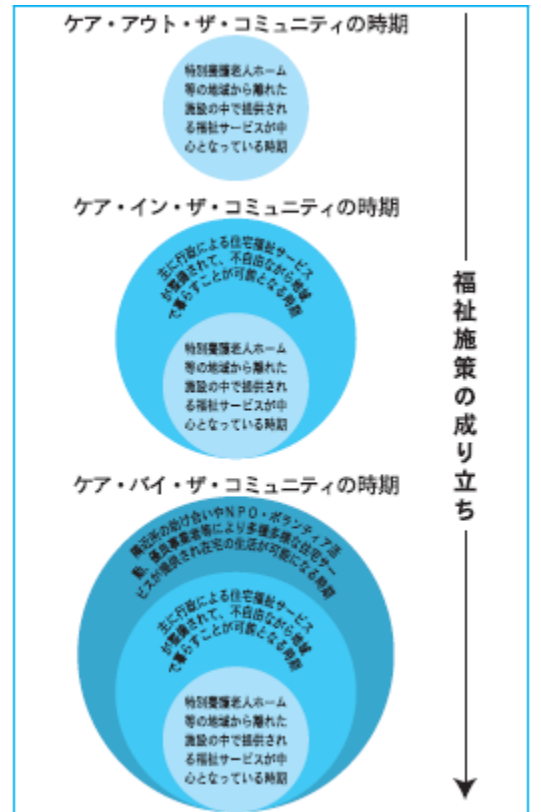
福祉施策の成り立ちの推移を、3つの段階に分けて考える理論がある（※<sup>21</sup>）。

第1段階は、地域コミュニティから離された特別養護老人ホーム等の施設で提供される段階（「ケア・アウト・オブ・ザ・コミュニティ」）である。

第2段階は、行政主体による在宅サービスが整備され、不十分ながらも地域での生活が可能となる段階（「ケア・イン・ザ・コミュニティ」）であり、現在の福祉施策は、この第2段階にあるものと考えられる。

第3段階は、行政によるサービスに加えて、市民、地域による福祉サービスが有機的に結びついて自立生活を支援する段階（「ケア・バイ・ザ・コミュニティ」）である。

柱①は、行政による施設サービスや在宅サービスに加えて、市民活動や地域による助け合い、福祉を重視するものであり、「ケア・バイ・ザ・コミュニティ」の考え方に近いものと考えている。



※<sup>21</sup> 船橋市地域福祉計画を参照。こうした考え方は、1973年にイギリスのM.ベイリーが提起した地域コミュニティの形態を表している。

## ■施策目標と施策例

以下では、上記のような課題認識を踏まえて、

- ・柱の目指すべき姿をより具体化した「施策目標」
- ・施策目標が達成できたかどうかを確認するための「指標案」
- ・こうした施策目標（成果指標）を達成するために、市民や行政が行う取組みの例である「施策例」。

の3点について、柱ごとに整理した。

（施策目標①）

○地域での活動やコミュニティビジネスなどを通じて、市民が世代をこえて互いに助け合っている。

（目標の達成状況を測定する指標案）

- ・地域活動、市民活動等に参加する市民の割合
- ・地域とのつながりの強さを感じる市民の割合

（施策例）

○区役所を拠点とした部局横断的な地域活動への支援

地域活動の多くは、行政の縦割りによる役割分担とは異なり、地域に根ざして分野横断的に活動を行っている。例えば、子育て支援活動は、児童福祉と幼児教育、学校教育に関わり、場合によっては国際交流にも関わるであろう。こうした市民による地域活動に対し、なんらかの行政支援（人的、財政的、情報提供など）が必要な場合には、より地域の実情に即した小さな単位で、かつ、きめ細かな部局横断的支援を行うことが望ましい。政令市となることで、区役所の設置が可能となり、この区役所を支援の拠点の1つとして活用できると考える。

とりわけ、福祉、教育等については、区役所よりも小さな地域単位（例えば学校区）で実施したほうが、市民ニーズをよりの確に反映できる場合や、効率的にサービスを提供できる場合があると考えられる。

こうしたことから、区役所は、小さな地域単位では解決の難しい課題に取り組む際の地域活動等の連携の拠点としての役割や市全体の活動に広げる役割を担うことが考えられる。

（詳しくは第10章を参照）

○地域ケアシステム

市川市では、「誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる地域社会の構築」を目指して、「地域ケアシステム」の取組みを行っている。14ある地区社会福祉協議会を単位として、自治会や公民館、学校などの拠点において、地域住民や団体、行政が協力して子育てや介護等の相談、交流の場となるサロン活動、見守り、高齢者や障害者への地域の支え合い活動を展開しようとするものである。

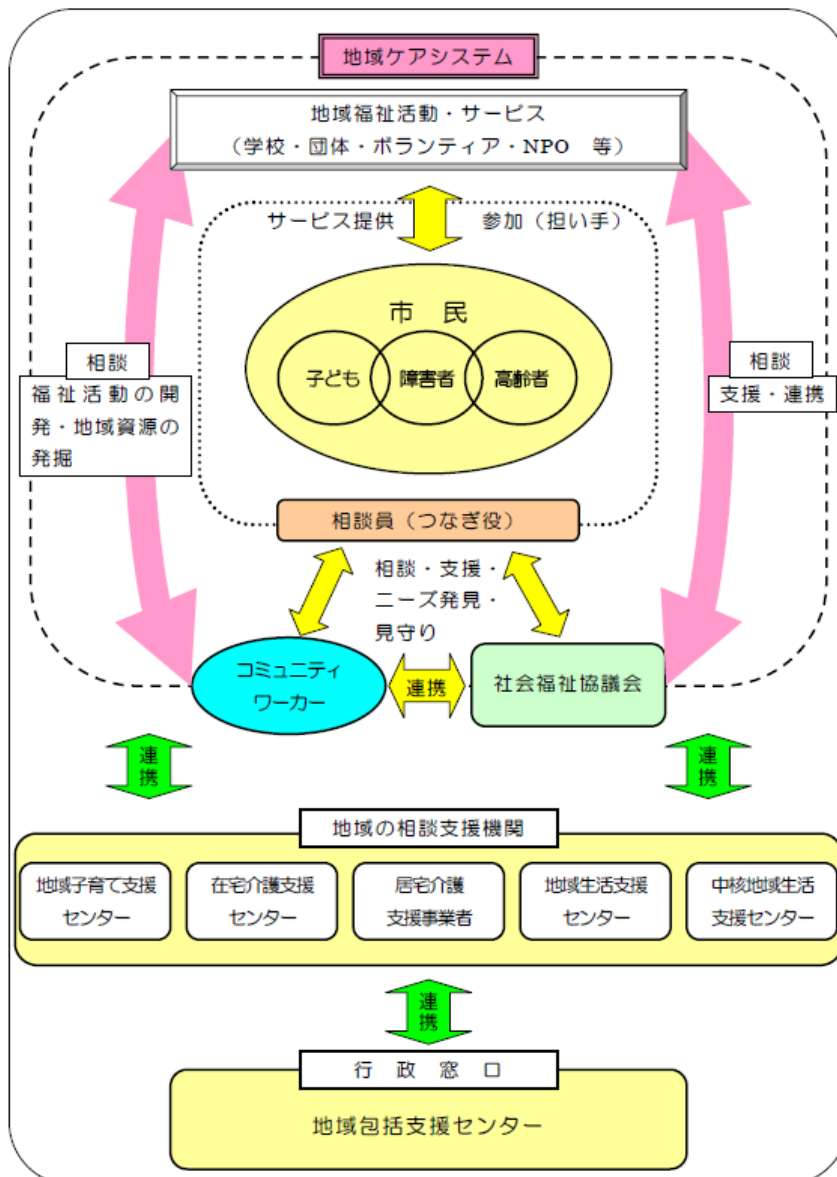
地域ケアシステムが目指す地域の姿は、「コミュニティワーカー」と呼ばれる人材が、行

政や社会福祉協議会、関係機関と地域とのコーディネーター役となることで、地域におけるさまざまな福祉関係者の連携を図っていこうとするものである。(次図表)

地域の多様な人材、資源を結びつけることによって地域福祉を実現していこうという点では、P126で紹介した「ケア・バイ・ザ・コミュニティ」という考え方にも近いといえる。

こうした市川市の経験を参考に、地域での助け合い、きめ細かな福祉サービスの提供を、先に掲げた区役所機能を活用しつつ広範な地域で実践する。

### 地域ケアシステムの目指す姿



出所) 第2期市川市地域福祉計画

### ○1%支援制度の拡充

市川市には納税者等が納めた個人市民税の1%相当額を、自ら選んだ市民活動団体への支援に活用できる「1%支援制度」がある。制度が始まった平成17年度から平成20年度までは、毎年6,000人～9,000人の市民が制度に参加し、80～100前後の団体への支援が実現した。

新市においては、こうした取組みを他の3市にも広げ、市民（納税者）が市民団体の活動を支援し促進するしくみを定着、充実させる。

### （施策目標②）

○地域の文化を尊重しつつ、市全体でにぎわいのあるまちづくりが進められることで、市民が新しい市にほこりと愛着を持っている。

### （目標の達成状況を測定する指標案）

- ・にぎわいのあるまちづくりが進んでいると感じる市民の割合

### （施策例）

#### ○プロスポーツの創設

市民が、自ら住む地域や新市へのほこり、愛着感を抱くことができ、帰属意識を高めていける方法のひとつとして、プロスポーツの存在は大きい。

鎌ヶ谷市には、プロ野球球団「北海道日本ハムファイターズ」のファーム（2軍）球場である「ファイターズタウン鎌ヶ谷」がある。「ファイターズタウン鎌ヶ谷」は、市の積極的な誘致活動により平成9年に完成し、市のシンボリックな存在となっている。また、球団と市民、市の一体となった取組みも活発に行われるなど、地域の活性化や市のイメージアップにも大きく寄与している。

新市においては、市民と行政が協力して、新市のシンボルとなるようなプロスポーツの積極的な誘致や育成を行う。

#### ○市民、NPO、商工団体、企業等によるにぎわいあるまちづくり提案

地域が持っている多様な資源、人材等を活かし、まちのにぎわいを復活させ、地域活性化につながる事業に、市民、企業、行政等が協力して取り組んでいくことが重要である。また、行政が企画立案するだけでなく、市民、NPO、商工団体、企業等からの提案を募り、企画から実施までの一連のプロセスに市民等の創意工夫が生きる仕組みを整える。

事例として、和歌山市ではNPO法人やボランティアグループ又は自治会などをはじめとする市民グループから事業提案を募集し、優秀な提案を行なった市民グループが提案した事業を実施する「わかやまの底力・市民提案実施事業」を展開しており、孤立しがちな転勤・転入者の交流会等の機会を提供する事業や、中心市街地の活性化・イメージの向上のための

コンサートの実施などについて、企画から実施までを市民団体が担っている（※<sup>22</sup>）。

#### ○地域文化を再発見し、新しい文化を育むまちづくり

市川市では、日ごろ埋もれがちな地域の文化財、名所・旧跡を広く知ってもらい、多くの人々が訪れることで街の活性化につなげるとの趣旨で、「街回遊展」を平成11年度から19年度まで10回実施している。地域ごとに開催する回遊展は、地域の公共施設、民間施設、寺社、自然などその全てが舞台となり、地域の魅力が再発見できるとともに、訪れる多くの方との交流を通して、自分たちの手づくりによる街づくりを実感できる良い機会となっている。

今ある文化を大切にし、良さを広めていくという取組みに加えて、新しい文化を育てるといいう取組みも重要である。

例えば、川崎市では「音楽のまち かわさき」として音楽を通じた文化活動、まちのPR、産業振興、人材育成を行っている。2004年には交響楽団や文化財団などの音楽に関係の深い団体、企業、大学等が参加する「音楽のまち・かわさき」推進協議会を発足し活動しており、市民、民間の力を活かした盛り上げを図っている。

また、映画やテレビ番組などのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッション活動は、千葉県、千葉市などで取り組まれており、地域文化の再発見や新しい文化資源のPRとなっている。

こうした、音楽等の文化芸術活動を通じて若い世代の表現の場を増やしていくことや、フィルムコミッション等の活動は、市の魅力とともに、市への愛着を高めるといいう意味からも重要な取組みと考えられる。

## **柱② 一人ひとりの成長を支援するひとつづくり都市**

### **■目指す姿**

子どもから大人まで質の高い教育・学習機会に恵まれ、学ぶことが市民の生きがいと成長につながっている。

### **■現況と課題**

教育（学校教育だけではない広い意味での教育、生涯学習なども含む）は市民の生活を豊かで質の高いものにするうえで、最も基本となる要素の1つである。柱①の「160万人の市民力で支えあい創造する都市」となるためにも、地域や世界で活躍できる人材を地域ぐるみで育てていくことが求められている。

昨今、学力や体力の低下、いじめ、不登校、心の問題、理不尽な要求をする親の増大など

※<sup>22</sup> 和歌山市の制度はにぎわいの創出に限らず、地域福祉や安全・安心に関わるような事業なども市民が提案できる。本研究会も、そうした広範な分野にわたるものがよいと考えているが、本文中では柱や施策目標と関わりの深い取組みを中心に説明した。



問題は山積している。加えて、青少年・若者による犯罪・非行、ニート（※<sup>23</sup>）など若者を巡る問題は、学校や家庭のみでは対応が困難な状況にも陥っている。

このように子ども・若者をめぐっては対応すべきことは多いが、共通する大きな課題は、学校の教員の質を今以上に高めること、また学校や家庭だけに頼らず、地域や行政機関が連携し、地域ぐるみで取り組んでいくことなどである。

また、生涯学習については、従来、高齢者が利用することの多いプログラムにやや偏っていた側面があったが、子どもから大人まで幅広く学習する機会をもち、市民力を高めていけるようにすることが重要である。学ぶことが生きがいつくりにも役立つような、質の高い生涯学習都市を目指す。

## ■施策目標と施策例

（施策目標①）

○特色のある質の高い学校教育が展開され、子どもの学力、体力、生きる力が育まれている。

（目標の達成状況を測定する指標案）

・学校評価による目標の達成度（※<sup>24</sup>）

（施策例）

○採用と育成（研修など）が一貫した教員の養成

子どもと向き合っ教育を行う教師には、さまざまな資質や能力（人間性、知識、指導力等）が必要とされる。こうした能力の高い教員は、優れた人材の採用から始まり、異動や研修等を含めた継続的な人材育成を行うことによって、養成されるものと考えられる。

政令市の権限の一つである市立小中学校の教員の任免権を有効に活用して、採用・異動・研修等を市が独自に包括的に行うことにより、指導力等の一層高い教員を養成していく。

こうした観点から、近年、横浜市など、採用前の人材育成に力を入れる自治体も現れ始めている。採用前の育成には賛否両論あり、また実際に行うためには、大学の教員養成課程との役割分担等も必要であるが、先行事例における取組みの成果と課題を分析しつつ、新市においても検討することが必要と考えられる。

○中高一貫教育による、特色ある質の高い教育の実現

中高一貫教育制度は、中等教育の多様化を図るため、平成11年度から制度化されているものである。高校入試のない安定した環境の中で、計画的・継続的な教育課程を展開できることや、6年間にわたって生徒を把握することにより、生徒一人ひとりの個性や才能を発見

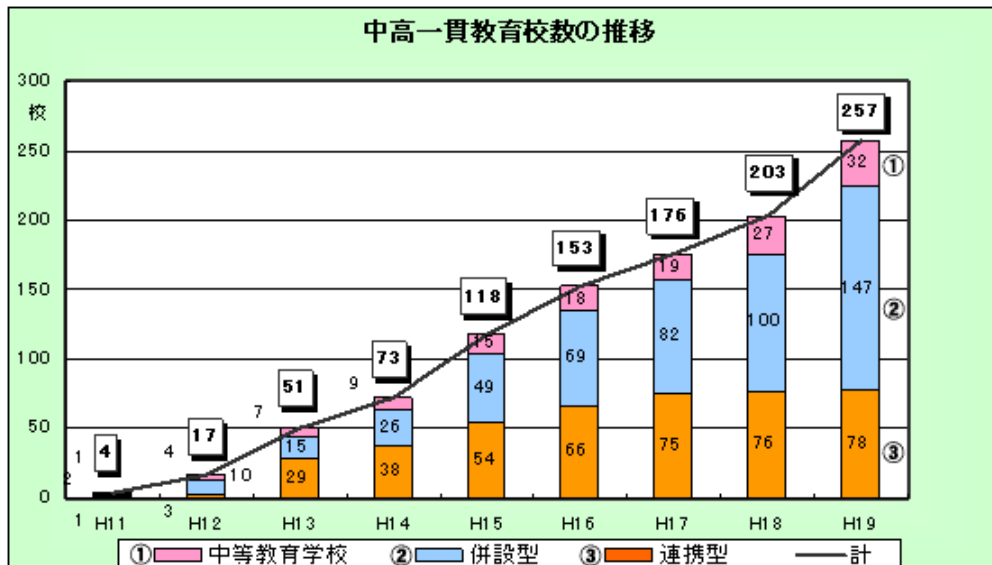
---

※<sup>23</sup> 「ニート」とは通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々を指す。

※<sup>24</sup> 学校評価とは、各学校が学校の教育活動、経営などについて目標を設定し、その目標の達成度を自己評価した後、改善に役立てる活動をいう。自己評価の結果を保護者等が点検する取り組み（学校関係者評価）などもある。

できることが期待されている。

こうした中高一貫教育は、平成19年度現在、全国で257校となっており、その数は、年々増加している（次図表）。



注) 「中等教育学校」は一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うものを指す。「併設型」は高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものを指す。「連携型」は市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するものを指す。

出所) 文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07080609.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07080609.htm)

ひとつの事例として、平成19年度に設置された「北海道登別明日中等教育学校」では、高校入試のない学校生活という利点を活用して、6年間を「基礎期」、「充実期」、「発展期」に分け、生徒の発達段階に応じた授業時数の設定を行っている。「基礎期」では習熟度別学習、少人数授業、ティームティーチング（授業を行う教師に加え、児童生徒の個別課題に対応する教師により進められる授業）等の工夫を行っているほか、生徒の将来の進路を多様な選択肢の中から発見していくためのキャリアカウンセリング、キャリアガイダンスなどの特色のあるカリキュラムが展開されている。

新市においても、2つの市立高等学校（現・市立船橋高等学校、市立松戸高等学校）の特色を伸ばし、差別化・個性化を図ることで、選択肢の多様性を確保するとともに、市立中学校教員の採用に関する権限を活用して、中高一貫した教育環境を提供することにより、特色ある質の高い教育の実現を目指す。

#### ○関係機関と連携した総合的な若者支援

不登校、いじめ、ひきこもり、非行・少年犯罪、ニート・フリーターなど、若者が抱える様々な課題に対しては、学校教育や行政等の特定の機関のみに期待しても解決は難しい。ま

た、こうした問題に悩む若者の多くは家庭での問題を抱えており、若者本人だけではなく、家族へのアプローチ、支援なども必要となる。また、関係機関にはそれぞれの領域（分野や対象年齢の制限など）があることから、役割分担しつつも、支援の手が届かない若者をつくらぬ体制づくりも重要である。こうした理由から、関係する多様な主体、機関がネットワークを構築し、協力して取り組むことが望まれる。

現4市においては、若者支援の取組みは県や警察に依存する部分が多いが、政令市に移行した場合、児童相談所の設置など、政令市独自の福祉機能も活用しつつ、民間の団体（NPOなど）とも協力して、総合的な支援を行うことが可能になってくるだろう。

先行事例として、横浜市、北九州市などでは、既にこうしたネットワークの構築が進みつつある。例えば、北九州市では、行政（児童相談所、少年補導センター、区役所福祉担当）、学校、少年鑑別所、警察、ハローワーク、有識者（大学教授など）が連携して、若者支援を担う人材の育成や、連携して取り組むべきケースの検討などを重ねている。

（施策目標②）

○生涯にわたる学習が充実し、市民にとって学びが生きがいつくりにつながっている。

（目標の達成状況を測定する指標案）

- ・市の生涯学習事業の参加者満足度

（施策例）

○大学、NPO、行政、企業等が連携した生涯学習の提供

市川市で行われている「いちかわ市民アカデミー講座」では、市内にある3つの大学を会場にNPO等と連携しながら、幅広い世代により質の高い学習の機会が提供されている。こうした事例のように、行政主体という従来型の生涯学習の提供だけでなく、大学、NPO、企業、市民など多様な主体と連携・協力して、バラエティに富んだ学習の機会を充実させることを目指す。

### **柱③ 女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市**

#### **■目指す姿**

企業等におけるワークライフバランス（仕事と家庭との調和）の取組みが進展し、女性や若者をはじめ働く意欲のある多くの市民が働き続けている。

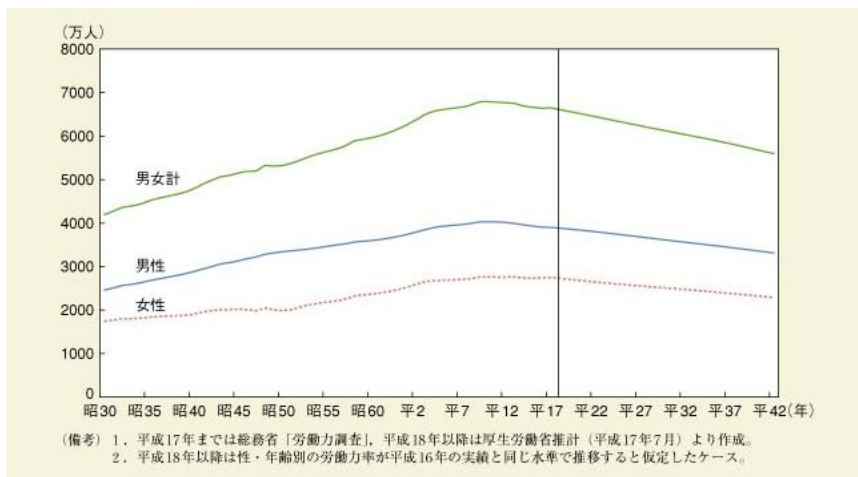
#### **■現況と課題**

多くの人にとって、働くことは、収入を得て生活水準を高めるうえで、また、生きがい、自己実現の場として、非常に重要である。ただし、子育てのために専業主婦・主夫のほうがいよいと考える場合など、外で働かないことを積極的に選択する場合もあろう。このため、以

下の柱③では、働きたいと思う人が、より働きやすくなることを課題と設定した。

次図表に示すように、人口減少の影響を受けて労働力人口（就業者と完全失業者の合計）は既に減少傾向にある。性・年齢別の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）がこのまま続いた場合、将来の労働力人口はますます減少することが予想されている。こうした労働力の減少は、経済の活性化を阻害する要因ともなりうる。

労働力人口の推移と見通し

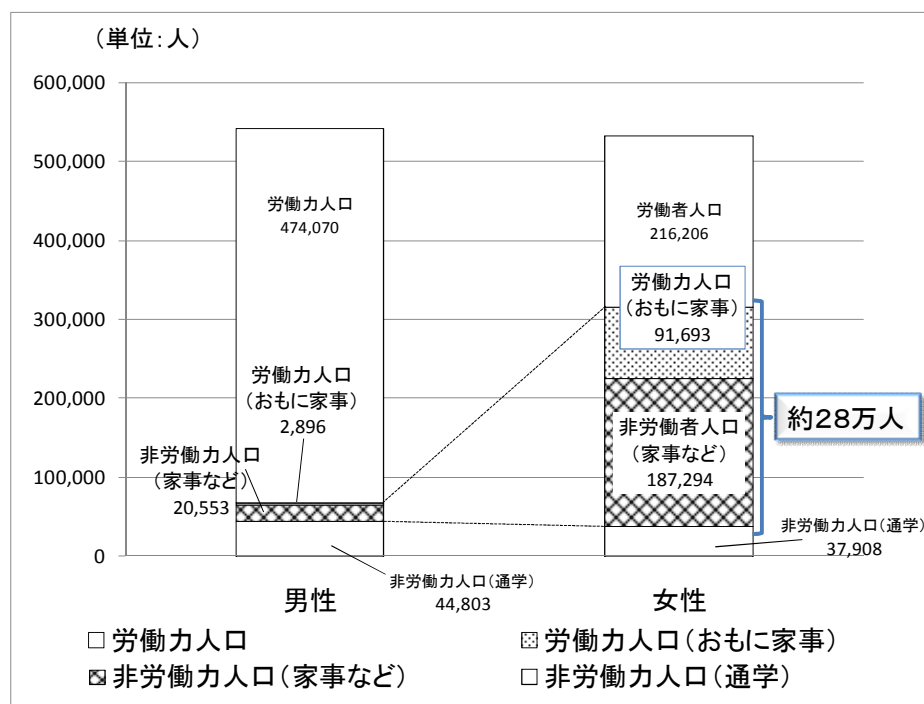


出所) 男女共同参画白書（平成18年）

この労働力減少への対応策は大きく分けて、労働力の量を増やすという方向性と、労働の質（生産性）を向上させるという方向性が考えられる。両方重要であるが、前者については柱③で、後者については後述する柱④で扱う。

次に、本圏域における男女別の生産年齢人口（15歳～64歳）の市民の就労状況のグラフを次図表に示す。

4市における生産年齢人口のうち男女別非労働力人口、労働力人口の数



出所) 国勢調査(平成17年)をもとに作成

4市の生産年齢人口のうち、主に家事に従事する人(専業主婦やパート労働者)は、男性の2万人強に対し、女性は約28万人と、女性のほうが圧倒的に多いことが分かる(この柱では女性のみを対象とするものではないが、潜在的な労働力の絶対数が多いことから、女性に注目した記述内容としている)。

働きたくても働くことができない要因のひとつとしては、子育てや介護など家庭での負担が重いことが考えられる。核家族化が進むなかではこうした負担を家庭内で分担する(分散させる)ことは難しくなっている。これを家庭のみの問題とせず、企業等においても、仕事と家庭が両立しやすい職場をつくることや、ワークシェアリング、育児休業後の復職などの多様な働き方を支援することが望まれる。

もうひとつはニート問題などのように、社会に出ることを本人が躊躇することであり、これには複雑な要因が考えられる。不登校・ひきこもりが続き、他者と人間関係を築くことが困難なケース、一度就労したものの挫折し立ち直れないケース、一定の年齢が過ぎてしまい就職口を見つけるのが困難なケースなどがある。

これまで就労支援については国や県が中心となって行ってきたが、市も国、県、民間を含む多様な主体の協力を得ながら、困難事由を抱える若者が就労先を見つける支援を行うほか、「働き続けることができる」ように就職後の支援を含めて検討する必要がある。

## ■施策目標と施策例

(施策目標①)

○働くことを希望する人材（主婦、ニート等）が就職や起業に必要な職業能力を向上させている。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・女性の就業者数、就業割合
- ・若者の就業者数、就業割合

(施策例)

○「はばたけ！人材センター」の開設

就労に関しては、人材開発、人材紹介のいずれにおいても、官民ともに取組みがなされているが、これらの機能は、就労希望者の経験や潜在的な能力、あるいは希望等のきめ細かなニーズに十分に応えられているとは言い難い。特に、圏域内に暮らす主婦等の「働くことを希望しながらも働くことができない人材」「高い潜在能力を持ちながら、十分に活かされていない人材」の就職や起業に必要な職業能力の向上という点では、より社会的なニーズに即した形でのユニークな取組みが必要と考えられる。

このため、若者を対象に能力向上と就労促進を支援する「ジョブカフェ」(※<sup>25</sup>) や、子どもが職業体験を通じて社会の仕組みを学ぶ「キッズニア」(※<sup>26</sup>)などを参考として、民間企業や大学等と連携し、体験型の能力開発支援や、企業インターンの推進による企業ニーズとのマッチングなどを通じて就職・起業までを一貫して支援する「はばたけ！人材センター」を開設する。

### 企業、NPO 等による女性の就労支援の事例

東京都に本社を置くコンピュータ企業（従業員数1,775人）では、地域のNPO、市民活動団体などとの協力により、「女性のためのUP(Unlimited Potential)プログラム」を実施している。

これは、ドメスティックバイオレンスの被害女性や、経済的な困難を抱えるシングルマ

※<sup>25</sup> ジョブカフェとは、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1ヵ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターのことである。平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたものであり、コーヒーを飲む感覚で気軽に立ち寄ることができるようにとの意味が込められている。本圏域内には、船橋市に「ジョブカフェ ちば」が設置されている。

<http://www.ccjc-net.or.jp/~jobcafe/>

※<sup>26</sup> キッズニアは、子ども向けの職業体験施設であり、消防士やキャビンアテンダント、モデル、医師など、具体的な仕事を体験することができる。子どもたちは、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができ、その教育的意義から、平成13年には、テーマ型エンターテイメント業界の「オスカー」と言われる Themed Entertainment Association の "2001 Best New Theme Park" を受賞している。日本では、平成18年にキッズニア東京（東京都江東区）がオープンしている。

<http://www.kidzania.jp/>

ザー、経済的理由から再就職を希望する主婦など、IT にアクセスする機会が少ない女性達を対象に、IT スキル習得のための研修を実施するものである。そして、このプログラムの受講により、ドメスティックバイオレンス被害女性達の自信回復や、経済的に困難な課題を抱える女性達の就労実現による社会的自立、再就職を希望する女性の労働市場への参画の促進等を目指している。

これまでのところ、NPO 法人 WING21、財団法人横浜市男女共同参画推進協会、東京ボランティア・市民活動センターの3団体と連携してプログラムを実施している。

出所) 男女共同参画白書 (平成 18 年)

#### ○働き続けるための支援の充実

ニート、フリーターの若者の自立支援にあたっては、就職口を見つけるまでの支援にとどまらず、「働き続ける」ための支援にも注目する必要がある。この点、立川市にある NPO 法人「育て上げ」ネットの取り組みが参考となる。同団体では、規則正しい生活に戻すことや、コミュニケーションの苦手意識の改善に向けて、清掃作業や農作業の手伝いなどから始めて、実際にオフィスに出かけて仕事を体験する企業実習を行っている。

就職活動の支援に加えて、卒業生のための「ウィークタイムプログラム」と呼ばれる就職後の支援活動も展開している。このプログラムの内容としては、①情報交換の場であり自分の成長を確認できる場である同窓会的な定例会（食事会、スポーツイベントなど）、②キャリアカウンセリング・就職・転職支援などを継続して行う個別支援、③保護者とのつながりから早期の問題解決につなげる保護者支援がある。

#### (施策目標②)

○企業等において働きやすい環境が整備されるとともに、女性の家庭における負担が減り、仕事と家庭の両立が実現している。

#### (目標の達成状況を測定する指標案)

- ・子育てに関する市民満足度
- ・ワークライフバランス協力企業数

#### (施策例)

##### ○保育機能の拡充

女性の就労・起業を促進するには、能力開発や就労を支援するだけでなく、保育所等の整備をより一層進めることが必要である。しかしながら、将来的な少子化傾向や、施設整備の財源が十分に確保できない現状においては、既存の社会資源を最大限に有効活用することが求められる。このため、既存幼稚園の預かり保育機能を強化するほか、事業所内保育所の設

置に対する支援や保育ママ（※<sup>27</sup>）の制度をより実態に即した形で運営できるような支援、病児（病後児）保育の充実などを行い、保育機能の拡充を図る。

#### ○介護や保育が必要な世帯に対する親の近居・同居支援

育児や介護をはじめとする家庭内の責任は、男女が共に担うべきものであるが、実際には、家庭の中で主に女性が受けもつ場合が多く、女性が働き続ける上での大きなネックとなっている。出産・育児が、女性の退職理由や再就職しないことの原因となるケースが多いことは、全国的なアンケート調査などからも指摘されている（※<sup>28</sup>）。近年は核家族化によって、親世帯と子ども世帯が離れて暮らしているため、必要な援助が受けられないことも、仕事と家庭の両立を難しくしている一因と考えられる。また、親の介護が必要な際にも近くに住んでいれば、仕事と両立できる可能性が高まるものと考えられる。

こうした取組みは、千代田区が、区内に在住する親との近居を支援する次世代育成助成制度を設けるなど、先行事例が現われ始めている。新市においても、ワークライフバランスを実現するため、介護や保育が必要な世帯を対象として、圏域内で親世帯と近居あるいは同居する場合に、住宅の取得や賃借の費用の一部を助成するなどの支援施策を導入する。

#### ○ワークライフバランスに優れた企業の認証

現在、仕事と家庭の調和、すなわち「ワークライフバランス」を重視する企業が増えている。企業にとって、ワークライフバランスの重視は、生産性の向上や優秀な人材の獲得・リテンション（流出防止）の点で重要であることに加えて、少子高齢時代においては、企業の社会的な責任の一環とも考えることができる。今後、行政は企業がワークライフバランスに積極的に取り組むような環境整備、動機付けを行うことが重要となる。

企業のワークライフバランスの取り組みの例として、マブチモーター（本社松戸市）では子どもが3歳になるまで育児休業を可能とするなどして女性社員の育児休業取得率を約90%としているほか、介護と仕事との両立を支援する休業制度なども用意している。また、イケア・ジャパン（本社船橋市）では、事業所内保育所を整備しているほか、男性社員の育児参加を促進するために子の出生時に15日間の有給休暇を与える取り組みを行っている。

行政は、ワークライフバランスに優れた企業の認証制度（厚生労働省が進める「ファミリー・フレンドリー企業」等）の取得を推進するため、認証企業の表彰、あるいは税制上の優遇措置などによって支援をしていく。

---

※<sup>27</sup> 保育士・看護師等の有資格者や子育て経験者を自治体が家庭的保育者（保育ママ）と認定し、保育ママが自宅等の施設を活用し、保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児の保育を行う事業である。しかしながら、保育ママ自身が保育施設を用意する必要があること、保育ママが病気になった時などの代替保育の確保など保育ママとなる者に求められる条件が厳しい状況にあるので、保育施設確保のため費用の助成や認可保育所との連携強化などの支援策を講じて利用しやすい制度を整える。

※<sup>28</sup> 厚生労働省「第2回21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）」（平成15年）



## **柱④ 生活をより良くする産業を創造する都市**

### **■目指す姿**

生活の質の向上に関わる企業が連携・集積することで、イノベーション（革新）を生み出し、市民生活を豊かにしている。

### **■現況と課題**

柱③では、働く人、人材に注目したが、その人材が活躍できる産業があること、活性化していることは新市にとって重要な課題のひとつである。本圏域には有力な企業もあるが、横浜市、川崎市、堺市などの既存政令市と比べると、産業の集積という点では見劣りする（第2章）。

既に日本はグローバル経済のなかにあり、生産拠点の移転や情報の通信、金融活動は国境を越えてスピーディーかつ大規模に行われている。こうしたなか、知的な資産や知的労働の付加価値・重要性が高まる知識社会化は既に起こりつつあるが、将来その傾向は更に強まることが予想される。知恵（新しいサービスや技術、ノウハウ）を生み出すプロセスは企業等の独自の努力に負うところが大きいものの、企業と企業が同業種・異業種問わず連携したり、産学官連携することにより、新たな知恵が生み出されることも少なくない。東京都に企業が集積する大きな理由のひとつとして、顔を合わせたコミュニケーションの容易さが挙げられる。これは、新たな知恵を生み出すためには一定の集積や連携が有効であることを示唆している。新市においても、一定規模の産業の集積、あるいは産学官の連携を図ることによって、革新的な商品やサービスを生み出すことを目指す。

ただし、あらゆる分野の産業の振興を目指すことは、限られた資源を活用するという観点からあまり有効・効率的とはいえない。新市の強みは160万人の市民力にある。その市民の活力を活かしながら、市民の生活の質（Quality Of Life：以下 QOL と呼ぶ）を高めることに密接に関わるサービス業を中心とする産業の集積を目指す。

なお、QOL は、医療や福祉の分野で使われることの多い用語であるが、ここではより一般的に、物質面・精神面の両面から見た「生活の質」と捉えて、私たちの生活を構成する各分野から、次図のようにイメージを整理した。

QOL 産業のイメージ



■ 施策目標と施策例

(施策目標①)

○ 優れた立地条件を活かして、生活の質を高める産業が集積し、産学官連携などのネットワーク化が進んでいる。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・ QOL 産業の事業所数、売上高

(施策例)

○ 住民の生活の質を向上させる産業（QOL 産業）の創出・育成

医療や福祉といった社会インフラに対する投資が官民ともに求められているところである。これらの分野は高齢化が進んだ社会においても高い需要が予想される。また、リサイクルやバイオ燃料などの環境、新エネルギーに関する産業も注目を集めている。こうした QOL 産業では、単体では収益性があまり高くはないものであっても、一定の集積によって、相互補完的に新たなビジネスチャンスとなることが十分に考えられる。

QOL 産業の集積やネットワーク化による産業振興の事例としては、仙台市の健康福祉産業、神戸市の医療産業都市などがある。

住民の生活の質の向上を目指す新市では、こうした分野の産業の積極的な集積を図ることを産業政策の主眼とし、税制上の優遇措置等を行うことにより、圏域内への誘致・創出を促進する。ただし、圏域内では、工業団地等の形で同じ場所に集積する土地を確保することが難しいため、企業間あるいは企業と消費者（生活者）の交流を促進し、情報交換のしくみをつくることで、QOL 産業の創出・育成を図るという視点が重要になる。

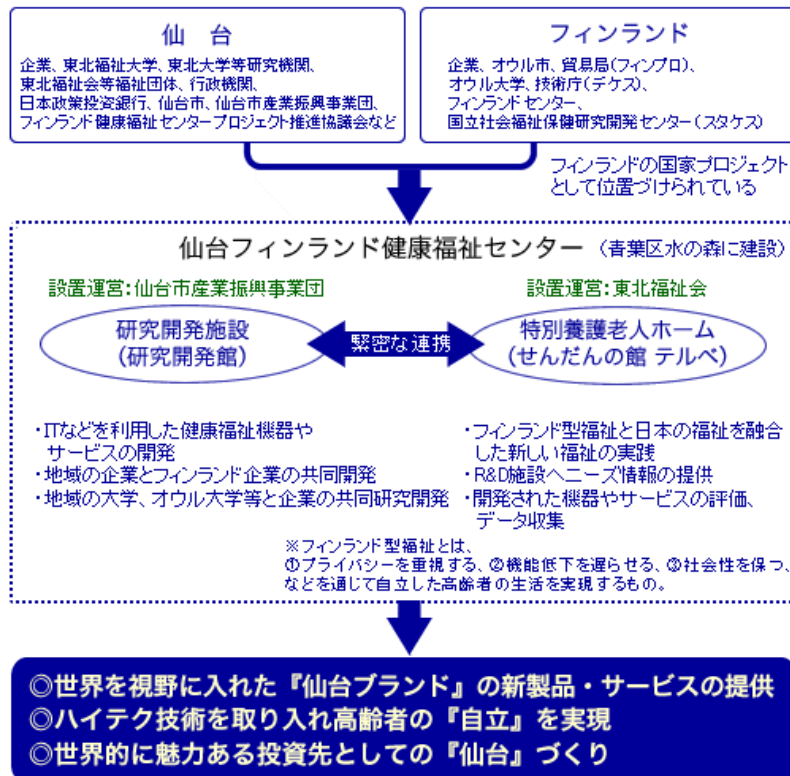
例えば、新市の人口規模と多様な人材という強みを生かして、新しい商品やサービスの開発のプロセスにおいて、企画の段階から消費者に参画してもらったり、テスト・マーケティングと呼ばれる試行的な調査の場としたりすることが考えられる。

### QOL 産業振興の事例①

#### ■仙台フィンランド健康福祉センター

仙台市とフィンランドは、フィンランドと日本の企業・大学が行うサービス・機器の開発を進め、高齢者の自立した生活を実現するために、仙台フィンランド健康福祉センター（平成17年3月オープン）を拠点とした国際的な共同プロジェクトを展開している。

このプロジェクトでは、東北地域における健康福祉産業クラスター形成を目指し、東北地域の企業・大学に対し国際市場に対応した商品開発・販路開拓等を支援している。



出所) 同センターホームページ ([http://sendai.fwbc.jp/project\\_gaiyo/index.htm](http://sendai.fwbc.jp/project_gaiyo/index.htm))

### QOL 産業振興の事例②

#### ■神戸先端医療特区

神戸市では、「神戸医療産業都市構想」のもとに、高度医療技術の研究開発拠点を整備し、医療関連産業の集積による神戸経済の活性化、市民福祉の向上、国際貢献を目指している。大阪北部の彩都構想や播磨科学公園都市などとの連携により、関西全体のライフサイエンス（生命科学）分野のスーパークラスター（研究・開発から事業化、産業化までを行う研究・教育機関や産業の広域的な集積）の形成が期待されている。



出所) 神戸市ホームページ

(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/kokusaikeizai/tokku/irou051201.pdf>)

○グローバル企業の誘致

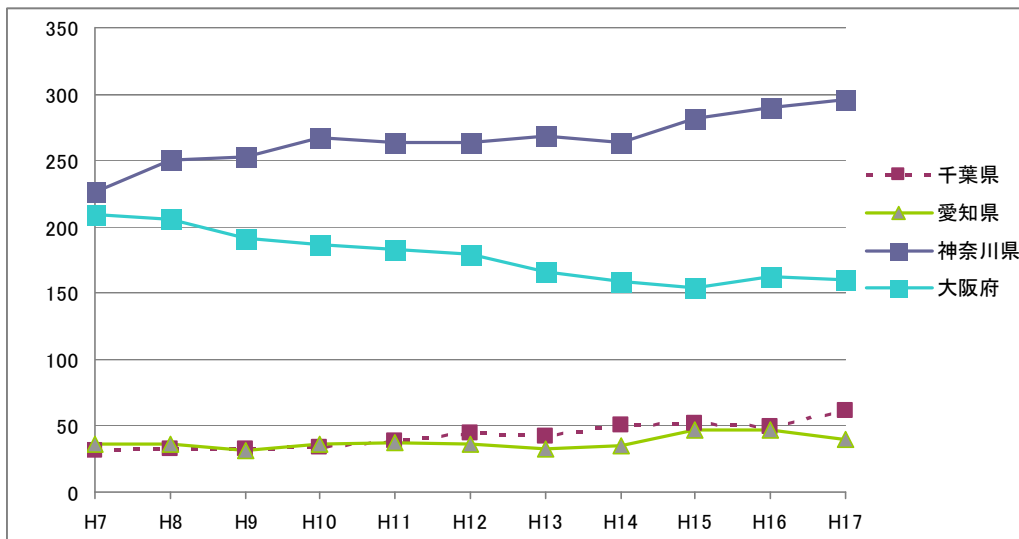
本圏域は成田と東京の中間に位置することから、外国資本の企業にとって魅力的な立地条件を備えているものと考えられる。全国の外資系企業の約74%が東京都に集中しており、近年では、千葉県における外資系企業の数は増加傾向にある（次図表）。

本圏域においても、多様で質の高い人材（柱②③）や良好な住環境（柱⑤⑥）をアピールするとともに、新市の立地条件を生かし、東京都等に立地する企業、あるいは新たな外資系企業を誘致することが考えられる。

圏域内には現在でも、バイエリアを中心として、スウェーデンの家具メーカーのイケアの本社及び店舗や、アメリカのネット販売会社アマゾンの物流センター、フランスのファッションブランド・シャネルの研究開発・研修・物流機能等が存在している。これは本圏域に企業立地の一定のポテンシャルがあることを示唆している。

新市においては、外資系企業が立地しやすいような環境を整備するとともに、積極的な企業誘致やシティ・セールスの展開といった施策を更に進めていく。

千葉県、愛知県、神奈川県、大阪府における外資系企業の立地状況（単位：社）



出所) 東洋経済「外資系企業総覧’96～2006」

(施策目標②)

○既存産業の技術革新、農作物(梨等)の販路拡大などによるグローバル展開が進んでいる。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・新市圏域産業の売上高
- ・農作物の輸出高

(施策例)

○既存企業の技術革新・生産性向上支援

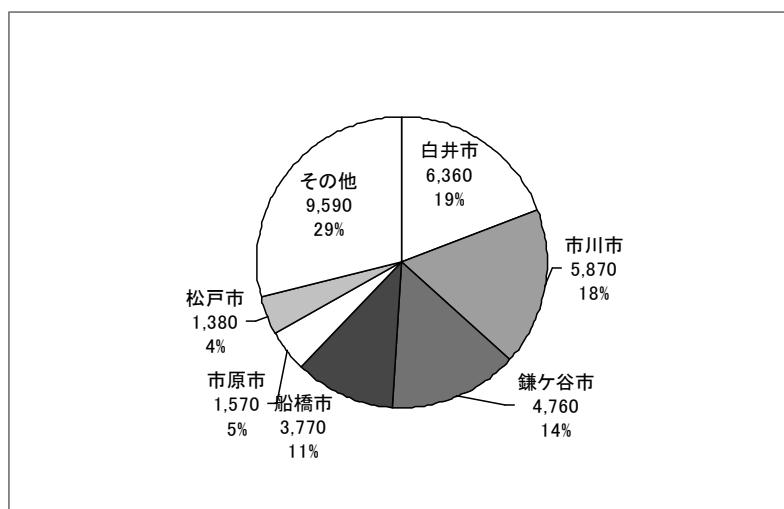
本圏域は、既存の政令市との比較では産業の集積はあまり多くないものの、地方都市との比較では工業分野の売上高は少なくない。圏域内の既存企業が、今後も高い競争力を維持していくことができるように、企業や大学との産学官連携を軸に、総合的な企業支援を行う施設を開設して、経営面での支援（経営診断・相談など）、技術開発面での支援（研究開発への助成など）、知的財産面での支援（特許出願への支援など）、交流の促進等を通じて、既存企業の技術革新と生産性向上を支援する。

○農作物（梨等）の海外向け販路拡大支援

本圏域は、大消費地である東京に隣接しているという立地から、都市農業が大変盛んであり、「新鮮さ」を大きな強みとしている。また、本圏域の梨は、出荷量が全国一である上に、その品質についても評価が高い。こうしたことから、東京と成田の中間地点という有利な立地を生かして、農作物の海外向け販路拡大を支援し、農作物のブランド化を海外に向けて発信していく。

既に鳥取県や北海道は、台湾、中国、ロシアなど向けに農作物の輸出を推進する施策を展開している。国内の価格の5倍以上で売れる作物もあり、美味しさはもちろん、安全安心などをPRすることによって、高付加価値商品として売り出せる可能性がある。

千葉県内における梨の出荷量のシェア（単位：t：％）



出所) 農林水産省「作物統計調査 (果樹・野菜)」

## 柱⑤ 良好な自然環境・地球環境と共生する都市

### ■目指す姿

市民と行政が協力して、今ある良好な自然を守り育てるとともに、地球温暖化などの地球規模の課題について、身近なところから持続的に地域で活動し続けている。

### ■現況と課題

環境は市民の生活にとって身近で大きなテーマとなっている。研究会では大きく2つのテーマに注目した。

第1に、良好な住環境を維持・向上させるために、緑を守り、増やすことである。現4市の緑地の割合（※<sup>29</sup>）は、船橋市約24%、市川市約18%、松戸市約19%、鎌ヶ谷市約35%であり、千葉市などと比べると緑がそれほど多いというわけではないものの、江戸川区（17%）、川口市（15%）など都心からの同距離に位置する自治体と比べるとやや多い（平成18年）。

また、西村氏との勉強会においても指摘があったように、新市は、船橋、松戸、市川、新鎌ヶ谷といった中心市街地がモザイクのように分布し、ネットワーク状に都市を形成している（P109）。これは核となる都市機能の周りに同心円状に市域が広がる今までの大都市とは異なる。この特徴を活かして、複数の市街地と市街地との間が緑であふれているようなまちを目指すことも考えられる。

第2に、地球規模の環境問題への対応である。CO<sub>2</sub>などの地球温暖化の問題、また、ごみなどの資源の減量・リサイクルの問題がある。国レベルにおいても対策が進められつつあるが、住民にとって最も身近な存在である市のレベルにおいても、中心に取り組むべき課題である。現4市のごみのリサイクル率（平成17年度）（※<sup>30</sup>）は20%台であり、他市と比べて特段高いわけではない（4市のなかでは松戸市28.8%が最も高い）。環境の先進都市となるためには、これまで以上に身近なところから着実に施策を展開する必要がある。

### ■施策目標と施策例

（施策目標①）

○緑の回廊が保全されるとともに、環境に配慮した都市計画・整備が進み、都市にありながら憩いのある住空間が生まれている。

（目標の達成状況を測定する指標案）

- ・緑ある住環境に満足している市民の割合
- ・水質・土壌の調査結果

※<sup>29</sup> 緑地の面積は、各市統計書をもとに、市の総面積に占める緑地及び公園の面積の割合をもとに算出した。

※<sup>30</sup> 千葉県「清掃事業の現況と実績」による。リサイクル率の算出方法は、再資源化総量÷（ごみの総処理量＋集団回収量）である。

(施策例)

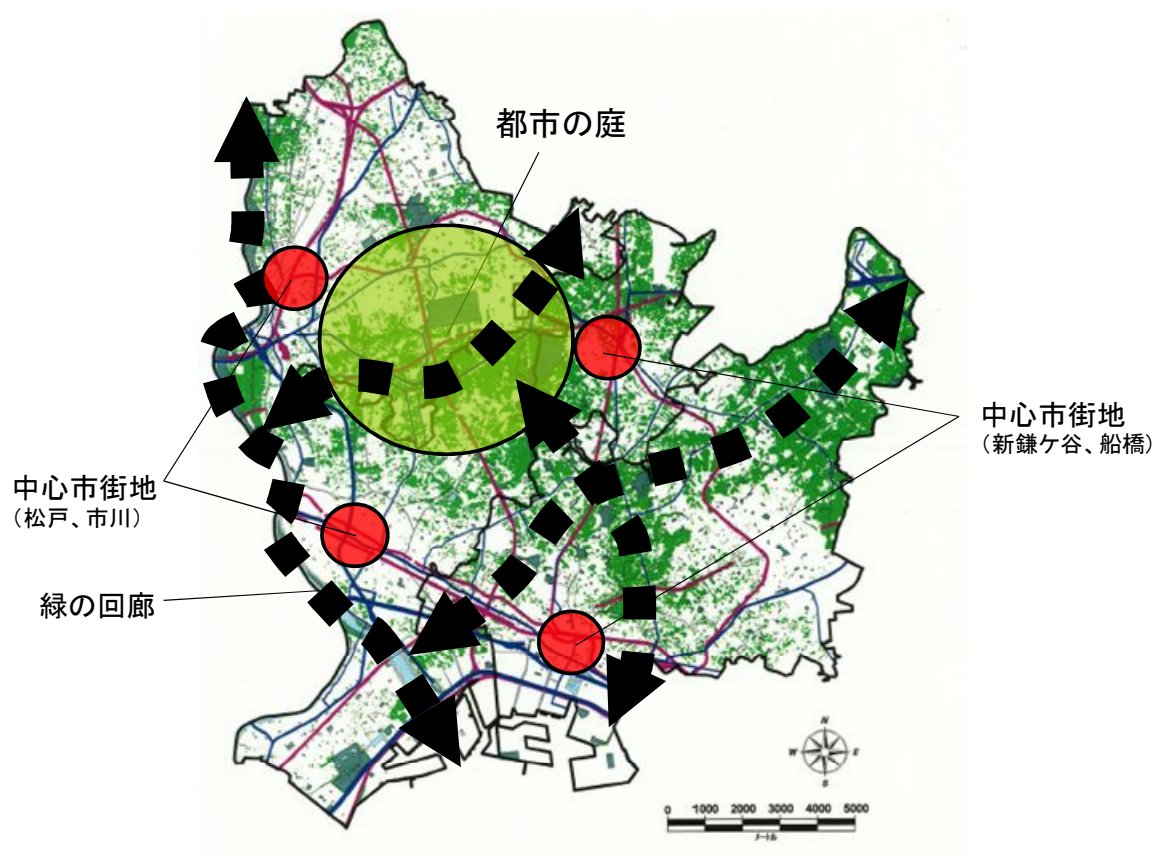
○広域的な都市計画による緑の保全

新市ではベイエリアの埋立地から平地、河岸段丘、台地へと続く地形のなかで、平地部及び台地部に点在する農地や緑地、谷津や河岸段丘の斜面緑地がそれぞれ特色をもった緑を形成している。

新市の中心部には、市街化調整区域が存在し、大規模な緑地になっている。また、都市と緑と住宅地がモザイク状に分布しているため、市民の居住地から市街地にも豊かな緑地にも、比較的短時間で行くことができる点も特徴となっている。これらは、既存政令市をはじめとする多くの大都市にはない新市の魅力（強み）である。

この緑地を拠点に、住宅地域や商業地域にある緑と、地形的に残されてきた緑を広域的かつ地域特性を活かした都市計画により保全し、住宅都市としての魅力を推進する。

**緑のある住環境のイメージ図**

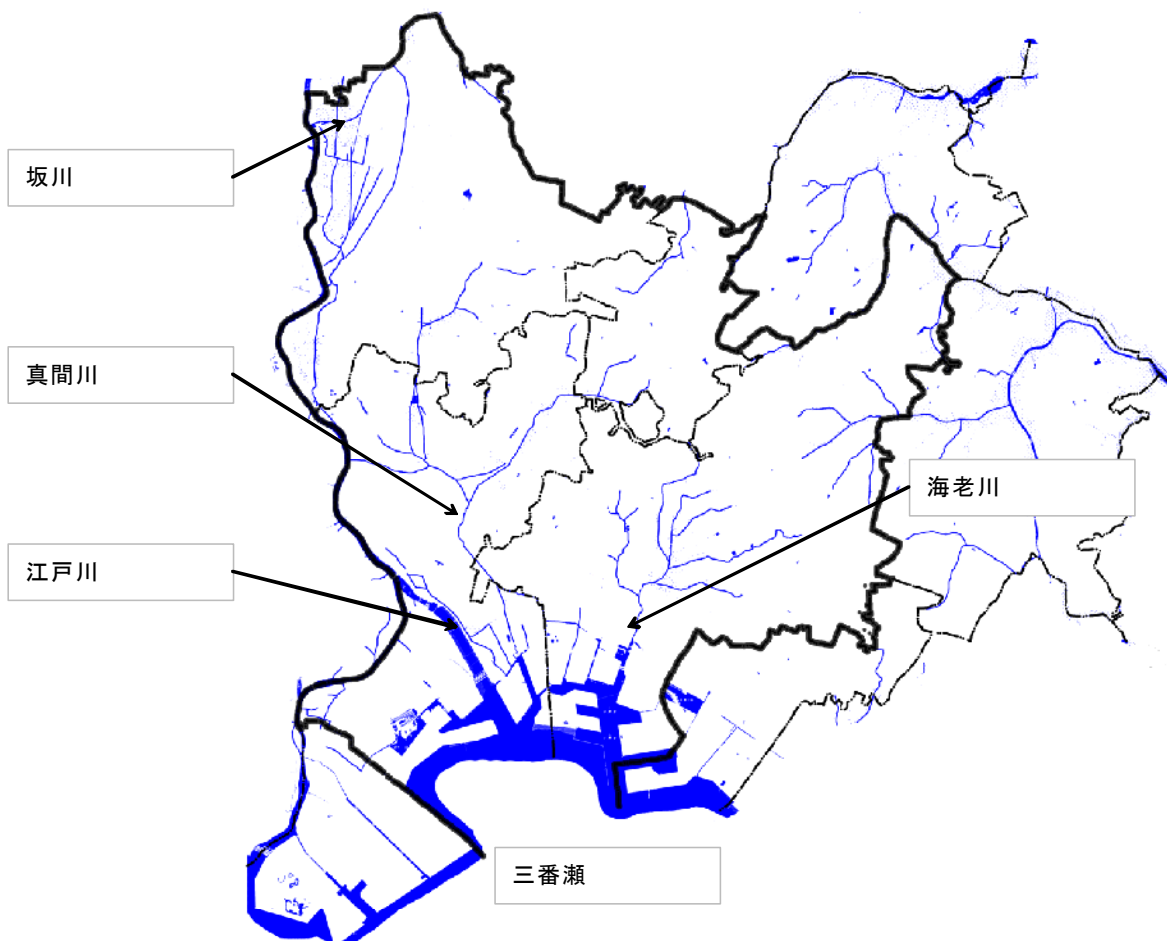


○江戸川から三番瀬までの水辺のネットワーク保全

江戸川、坂川、真間川、海老川等の一級、二級、準用河川及び都市水路を含む河川エリアと、三番瀬を含むベイエリアを結んで、ネットワーク状に水辺の保全を図る。また、排水に対するクリーン化への取組みや土壌・地下水に対する有害物質の調査・分析にも力を注ぐ。更には、自然共生型の環境づくりや水辺にふれあいをもたらす活動（親水、バードサンクチ

ユアリ（野鳥を主とした野生動物が安心して生息できる場所）の維持・確保等）を推進する。

### 新市（本圏域）の河川の分布状況



#### ○身近な住環境での緑の保全・創出

日常の生活空間から眺めている風景の中にある緑は、身近な住環境の緑として大切なものである。特に東京方面から江戸川を渡り圏域に入る際に見える風景の中で、松戸市の矢切地区に広がる斜面緑地等は、多くの市民にとって、帰宅、帰省時に安らぎや郷愁を感じさせるものとなっている。

また、快適な住環境の形成・維持のため、海浜、河川、農地、自然林等に残された貴重な自然を守り育てるとともに、生垣・屋上・公園・学校・道路植樹帯等を市民、地域、行政等の連携により身近な緑の環境として維持管理する。公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する「アダプト制度」に取り組む事例（アダプトとは養子のように自然を慈しむという意）や、市民団体が中心となり行政や企業と協力しながらグラウンドワークと呼ばれる実践的な環境活動（水辺環境の再生や絶滅種の復活など）に取り組む事例もある。更に、公共施設のオープンスペースにおいては、フラワースタンドやスポットガーデン等の憩いのある住環境の緑を保全・創出する。



(施策目標②)

○市民の身近な活動と行政の施策とが相乗効果を発揮し、ごみの減少、リサイクルや CO2 削減が進んでいる。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・市民1人当たりごみ排出量
- ・温室効果ガス排出量

(施策例)

○環境教育の充実

地球環境や地域をとりまく環境に対する取組みとして、市民、地域団体、企業、行政等の連携・協力を図り、ごみ減量化やエコ活動について、知識・技能を習得できる環境学習講座等の機会を設ける。例えば、子どもたちに、エコ活動を積極的に行っている企業からの出張授業や体験学習、環境について学べる教材の提供を行い、これからの地球環境や地域をとりまく環境保護の大切さを学び、家庭や地域で育む次世代環境教育を支援・充実させる。

○160 万人力のもったいない運動の展開

松戸市においては、「もったいない運動」に平成 17 年 11 月より取り組んでいる。これは、市民一人ひとりが家庭、学校、職場等において、ものを大切にし、ものが本来の使用目的をはたしても、なお、存在価値を十分に活用するためのものであり、ごみ削減 (Reduce)・再利用 (Reuse)・再資源化 (Recycle) の環境活動の 3R と、修理・修繕 (Repair)、更にかげがえのない地球資源に対する尊敬の念 (Respect) を込めたものである。

この運動の基本コンセプトは、「ひと、もの、しぜんを大切にすまじづくり～感謝する心、謙虚な心、優しい心～」であり、循環型社会の形成や地球温暖化防止を推進するため、環境等に対する事業を展開し、ごみの排出量及び温室効果ガス排出量を削減することを目指している。

新市においては、例えば、天ぷら油等の廃食油を軽油にかわるバイオディーゼル燃料として再利用するため、市民回収活動を拡大させることにより、もったいない運動のひとつとして大きな成果が得られるものと考えられる。

## **柱⑥ 徹底した安全と高い安心を保障する都市**

### **■目指す姿**

防犯・交通安全対策の推進、危機管理対策の徹底、医療サービスの充実が図られることで、多くの市民が安心して暮らしている。

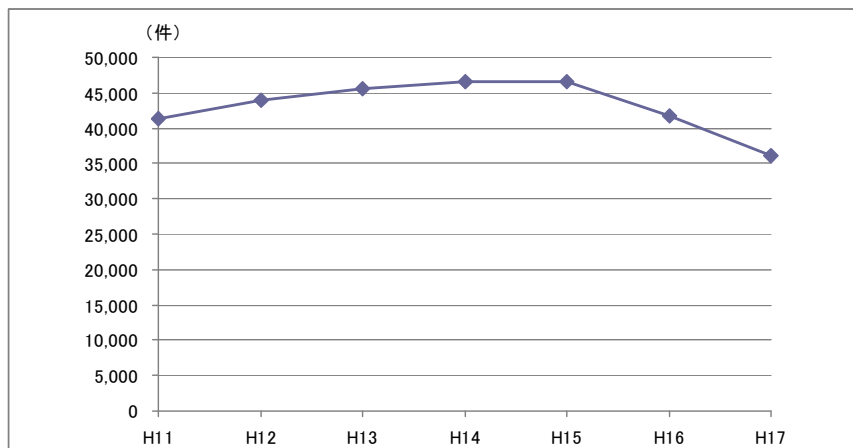
### **■現況と課題**

凶悪犯罪の増加、地震、洪水などの自然災害の発生、食の安全を揺るがす事件・事故の相

次ぐ発生、他市においては市民病院の閉鎖など、市民の生活の安全と安心に関わる社会情勢は、近年大変厳しいものとなっている。住宅都市としての魅力を考えた際に、安全・安心は市民の生命・財産の保護に直結する最も基礎的な市民ニーズである。転居先を検討する際に、その都市の治安や災害への強さを考慮することはごく自然な市民感覚であろう。

本圏域の情勢も楽観視できない。次図表で示すように、犯罪件数は近年減少傾向にあるものの、35,000件を超えている。

本圏域における犯罪件数（刑法犯認知件数）の推移



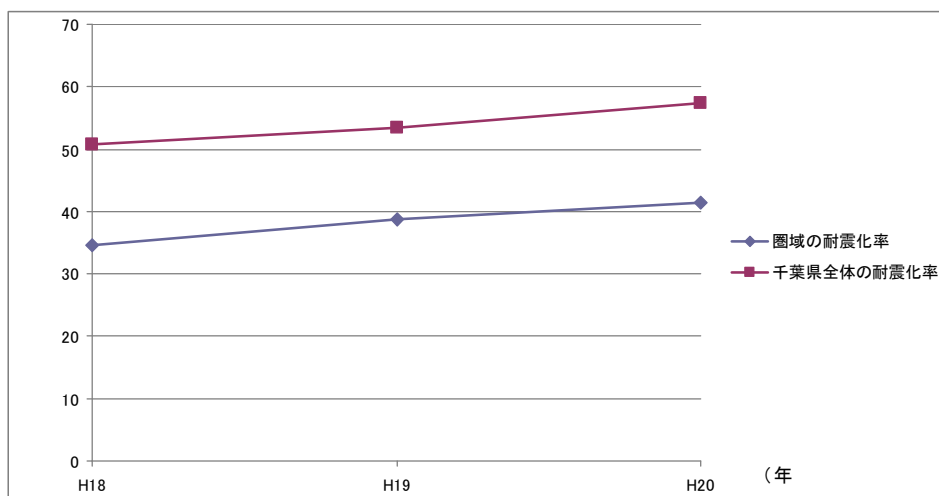
出所）千葉県警察本部「犯罪の概要」

また、本圏域は道路の交通量も多く、歩行者の安全などの交通安全対策も重要な課題である。

次に、災害対策の側面では、公共施設の耐震化が全国的な課題となっている。本圏域における耐震改修は着実に進められているが、千葉県全体と比べた場合、4市全体としては耐震化が進んでいるとはいえない（次図表）（※<sup>31</sup>）。

※<sup>31</sup> 公立学校施設の耐震化率は、校舎や体育館などの全棟数のうち、1981年の建築基準法改正以降に新しい耐震基準で建てられた棟と耐震補強済みの棟の割合を示す。公立学校の耐震診断や耐震化について、幼稚園や小中学校、市立高校は市町村が、県立高校、特別支援学校は県が担っている。

本圏域の公立学校施設の耐震改修状況の推移（単位：％）



出所) 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

加えて、災害対策は地震、洪水に代表される自然災害への対策のみならず、テロなどの人為的な災害への対策、更には新型インフルエンザなどの感染症への対策なども必要である。

市民の安全・安心に大きく関わる医療については、他市では近年医師不足や経営難などを理由に病院を廃止したり、診療科の数を減らしたりする病院も現れており、市民（特に高齢者や妊婦、子どもを持つ世帯など）の不安は高まっている。現4市の市民意識調査などを見ても、医療に対するニーズは高い。市民ニーズの充足という観点はもちろん、市財政の健全化という側面からも病院の健全な経営と医療サービスの質・量の充実を両立させることは重要な課題である。

また、本圏域ではないが、病院の“たらいまわし”という問題が起きている地域もある。救急車で運ばれる患者が市内の病院に受け入れられる割合は、船橋市では約80%、市川市では約74%であり、概ね近接する病院で迅速に対応できていることがうかがえるものの、救急医療体制の充実による市民の安心、信頼の獲得は新市においても重要である。

以上のことから、治安、災害対策、医療などの広い意味での危機管理を強固なものにする必要がある。

## ■ 施策目標と施策例

(施策目標①)

○地域の治安の向上や交通安全対策が進み、子どもからお年寄りまで市民が安心して暮らすことができる。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・ 刑法犯認知件数
- ・ 交通事故件数
- ・ 市民パトロールの協力者数

(施策例)

○学校ボランティア、自主防犯・交通安全パトロールの推進

身近に起こる犯罪や事故などに対応するため、地域の方による防犯組織の設置支援を行っていくことが重要である。

子どもたちが過ごす学校では、不審者からの被害防止や交通安全のための声かけなどを行う学校ボランティアが、また地域では、道路や通学路などに常に目を配るためパトロールを行う防犯パトロールなどが考えられ、こうした取組みを積極的に支援することで、地域の安心安全が向上すると考えられる。

更には、危険個所へのカメラの設置やインターネットを利用した登下校管理システムなどによる安全確保のための方策も考えられる。

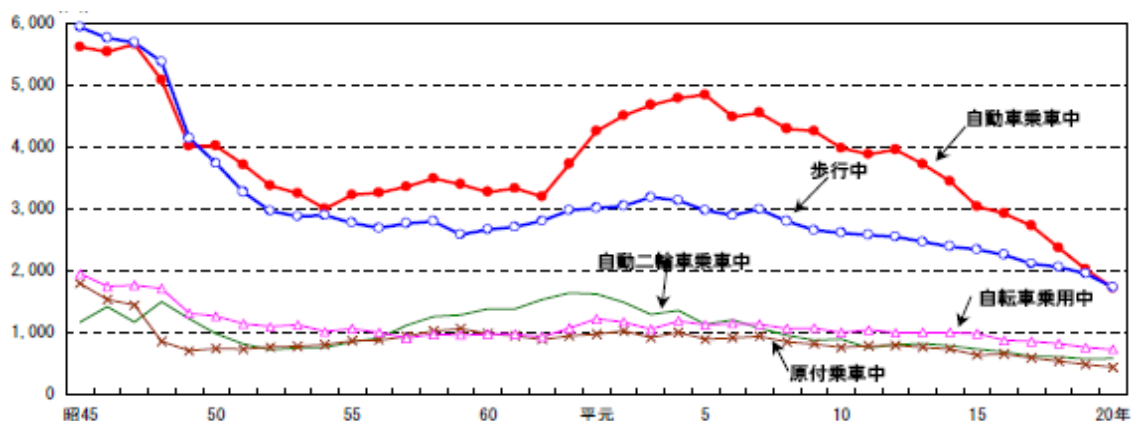
○県警と連携した地域防犯の強化

多くの市民が居住する住宅都市として、地域性に応じた防犯力の強化を推し進めることが重要と考えられるため、市と県警との協議を行うなどの連携を強化する。具体的には、地域のニーズを市から伝えるとともに、地域での講演・相談などの情報提供を県警と協力して行う。こうした連携を進めることは、現状でも可能ではあるが、関連する諸施策（柱②の総合的若者支援など）とも合わせて、より緊密に協力関係を築くことが重要と考えられる。

○歩行者の安全確保の推進

日本における交通死者数は近年減少傾向にあるが、内訳をみると、歩行中と自転車乗車中の事故が多い（次図表）。とりわけ、総死者数の約半数を占める高齢者（65歳以上）では歩行中の事故が多い。市は県警等と連携しながら、事故の発生状況や交通量、代替経路の有無などの地域の実情を踏まえて、歩車分離の推進、歩道・自転車道の整備、車両通行の時間制限などに一層取り組む必要がある。

状態別交通死者数の推移（各年 12 月末：人、全国）



出所) 警察庁「平成 20 年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」

### 施策目標②

○大規模災害等の危機管理の準備が徹底されるとともに、災害・事件を可能な限り防止し、発生時には迅速かつ的確に対応できる体制が整っている。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・耐震化率
- ・広域的に連携する施策の進捗率

(施策例)

○公共施設、社会インフラの耐震化の推進、点検の徹底、改善

阪神淡路大震災や新潟県中越地震においては、建築物に多数の被害が生じ、多くの尊い人命が失われた。国は、建築物の耐震改修等について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」であるとしている。

地震による被害を減らすためには、公共施設（公民館、学校など）、社会インフラ（道路、橋梁、下水道など）の耐震化に関する意識の醸成と施設・インフラの安全性の向上を図り、被害を最小限に留め、市民の安全の確保を目指していくことが重要である。

現に、平成 19 年に発生したアメリカのミネソタ州の橋梁の崩落（ミシシッピー川にかかる高速道路の橋梁が崩落した事故）は、平常時におけるインフラの安全性の確保の重要性を十二分に示唆している。日本でも、多くの自治体において、管理・保全よりも建設が優先される傾向にあり、道路、橋梁等の点検が遅れている。財政難がその状況を更に悪化させている。新市においては政令市となり拡大する権限、財源を活用しつつ、公共施設や社会インフラの耐震化を進めるとともに、安全性の確保のための点検を制度化し、運用・改善を徹底することが必要である。

○危機管理センターの設置、BCP（事業継続計画）策定

合併・政令市移行の場合、多くの市民が住み、市域が広域化することから、大規模災害や

テロ、新型インフルエンザなどが発生した際、迅速に対応するための仕組みが必要となる。

市の各部局や消防などからの情報収集、関係機関との連携を図り、市民の安全を守るための専門の拠点として危機管理センターを設置し、迅速かつ的確な対応を図る体制を整えることが重要である。また、初期対応においては、地域に応じた早急な対応が重要になることから、地域住民による自主防災組織の形成促進が考えられる。

更には、電力、ガス、通信などの会社では災害時に迅速に対応できる体制を整え、なるべく早期に機能の回復を図るための計画を定めた BCP (事業継続計画) の策定が進んでいる。自治体での策定事例は少ないが、既に国土交通省など中央省庁の一部では着手している。新市においても、合併に伴う指揮命令系統の整理を含めて、早期に BCP を策定し、いざというときには何を優先して対応すべきなのか、行政 (市役所) のみでできないことは何か、他の主体 (他の自治体、市民、企業等) とどのように連携するのか、などについて決めておく必要がある。また、単に計画を作るだけでなく、訓練も重要となる。

### 自治体における従来の防災計画等と今後望まれる BCP との相違点

地域防災計画、災害対応マニュアル等	BCP (事業継続計画)
<p>○守るべきモノとレベルが決められていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてが実現可能であるかのような総花的な計画となっている。</li> <li>・活動能力が限定される中での優先順位付けの考え方や社会的な許容範囲についての十分な議論が行われておらず、市民等との事前の合意形成がなされていない。</li> </ul>	<p>○守るべきモノとレベルが明確化されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政だけの力では守りきれないモノは何で、そのレベルはどの程度なのかを事前に明示し、社会全体における合意形成を促す。</li> <li>・守るべきモノとレベルを定めた上で、その実現に必要な優先業務を絞り込む。</li> </ul>
<p>○自らの対災性が評価されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標と自らの対災性との間に存在する具体的なギャップが認識できていない。</li> <li>・このギャップを埋めるための事前の備えや発災時の対応戦略の検討がなされていない。</li> </ul>	
<p>○官民連携の社会システムが不在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助、共助という言葉が盛んに使われるものの、想定される被害規模に対して、行政の対応限界を明確に示し、官民連携の具体的な戦略論を展開し、必要となる社会システムの構築を目指す例は少ない。</li> </ul>	<p>○官民連携の仕組みがつくられている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業に対して官民連携を促す場合には、企業が平時からメリットを得られる仕組みを用意する。</li> <li>・社会のあらゆるレベルにおいて、リスク対応力を強化する人材育成プログラムを充実させる。</li> <li>・リスクに関する適切な情報を共有化する。</li> <li>・災害時において、社会の様々なレベルの様々な主体がバラバラな方向に進まないように、共通の枠組みとルールを定める。</li> </ul>

出所) 浅野憲周・佐藤将史「自治体の事業継続計画 (BCP) 策定への課題」をもとに作成

○広域的な危機管理対策の強化

大規模な自然災害やテロ、新型インフルエンザなどの事態に対しては、市の単独の取組みでは限界がある。首都圏の都県と政令市が連携した八都県市の取組みでは、帰宅困難者対策が重要な課題のひとつとなっているが、こうした広域的なネットワークに新市も参加・協力し、危機管理をより強固なものにすることが必要である。

(施策目標③)

○広域的な救急医療体制の整備や産科医療、小児医療の充実が進み、市民が迅速に質の高い医療サービスを受けている。

(目標の達成状況を測定する指標案)

- ・圏域内での救急搬送の受入れ率

(施策例)

○広域的な救急医療体制の整備

全国的に地域医療が崩壊すると言われていた中であって、本圏域内には、重篤な傷病者の治療を行う三次救急医療施設が2施設開設されており、医療資源は恵まれた状況にあると言える。また、それほど広大ではない面積のなかに人口が集中していることが、この圏域にとっては、搬送時間の短縮というメリットにつながっている。こうした強みを生かし、現状よりもより迅速に適切な医療施設への救急搬送を可能とするよう、既存の医療施設のネットワーク化を図る。

小児医療については、船橋市が平成18年から夜間休日急病診療所において365日診療を実施している。また、市川市では21年度から急病の際に、病院・診療所がわからず困っている市民のための24時間テレホンサービスを始める予定である。新市においてはこうした取り組みを圏域内に広げることを検討する。

しかしながら、同時に、産科医療や小児医療については、近年医師不足や勤務医の過大な負担が全国的に問題となっている。緊急性の患者に適切な医療を提供できるように、圏域内外の大病院と診療所とのネットワーク化・連携を進めるとともに、救急医療・夜間診療の目的について市民の理解を一層深めることが重要となる。

○ドクターカーの圏域への拡大

船橋市の「ドクターカー」システムは、高度な医療設備を搭載した救急車に医師が同乗し、直接患者のもとに駆けつけるものであり、全国的にも大変優れた救急医療システムであると評価されている。この取組みは、地元の医師会や市立病院、消防との緊密な連携があって初めて実現するものであり、簡単に他の圏域で実現できるものではない。このシステムを、圏域全体へ拡大することによって、より救急医療体制の徹底を図る。

### ○病院経営の更なる健全化

病院経営の健全化は全国的な課題となっている。総務省は「公立病院改革ガイドライン」を示しており、各自治体は現在改革プランを策定しつつある。また、効率化に向けた事例としては、大阪の泉大津市立病院では、医療作業、滅菌、検査、清掃など従来は個々に発注・管理していた委託業務を1つにまとめるとともに、受託者側の民間から改善提案を受け改善を進めている。

もともと、診療科目によっては収入以上のコストをかけてでも継続するべきものもあるし、医師の過労問題なども大きな問題となっている。重要なセーフティーネットである病院の経営健全化に当たっては、市民の根幹的な安全・安心に関わるようなサービスの低下や、人材の質やモチベーションの低下につながるような安易な効率化は行わないように留意する必要がある。

新市においては、圏域内外の病院間での連携の強化、ITの活用、効果的なアウトソーシングの推進、業務の重要度に見合う人員の配置と処遇の見直しなどを進め、サービスの維持・向上と経営の健全化が同時に進む改善を目指す。

## **柱⑦ 持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政**

### **■目指す姿**

住宅都市としての魅力を持続的に高める都市となるために、市民と行政との役割分担を進めながら、市民にとって成果の高い効率的な行財政経営が実践されている。

### **■現況と課題**

これまで述べた柱①～⑥の施策を効果的に実施するためには、大きな財源を必要とする。しかし、既に何度も強調しているように、現4市あるいは新市の財政は決して楽観視できるものではない。加えて、お金さえあれば、うまくいくというものでもない。限られた資金をより効率的かつ効果的に活用するとの観点からは、施策の企画立案、実施、評価、改善のいずれの側面においても優れた人材力（人材の能力、知識、スキルなど）と組織力（戦略性やチームワークなどの組織としての強さ）が必要である。

人材力と組織力のともに高い行政となるために、研究会では次の3点に注目した。

#### ①スリムであること

行政が直接企画・実行すべき業務の範囲を見直し、スリムで効率的な組織とする。

#### ②質が高いこと

政策の企画、実行、評価、改善の各段階において、今以上に人材力が高い行政となる。また、市民生活をよりよくするための目標（施策目標等）を組織的に共有しており、その目標に向かってチームワークを発揮しながら、戦略的に（場当たりのではなく、目標達成のための道筋を見据えて）業務を行う。



### ③開かれていること

政策の企画、実行、評価、改善の各段階において、市民、NPO、地域団体、企業等の参加を得ることで、手続きの透明性（公開性）を向上させるとともに、政策の質を高める。

上記3点に関しては、既に、各市とも集中改革プランや財政計画、人材育成方針・計画などをもとに計画的な取組みが進んではいるが、新市では、こうした改革を更に加速、充実させる必要がある。

## ■施策目標と施策例

（施策目標①）

○市民の目線からの政策の企画や検証（評価、改善）、市民と行政との役割分担が進んでいる。

（目標の達成状況を測定する指標案）

- ・市民参加を得て、見直した施策の数
- ・行政改革に関する外部からの評価結果

（施策例）

○市民参加・行政の透明性の向上に向けたルール作り

既に現4市では情報公開条例やパブリックコメント、審議会の公募市民の募集などについて、条例、規則などの整備が進んでいるが、新市では、より市民にとって参加しやすい、透明性の高い行政経営とするべく、諸ルールの改善、整備を行う。例えば、市民等からの情報公開請求を受けた言わば受身の情報公開ではなく、市がより積極的に情報提供を行う取組みを推進させることや、川崎市などで導入実績のあるオンブズマン制度などを参考にした苦情、要望の相談機能の充実、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に向けた内部統制の仕組みの充実などを図る。これらのルール作りは現市においても十分可能であるものの、合併後は大きな市となるため、市民参加や透明性がより強く求められるところである。

○市民からの提案を採り入れた施策事業の企画、役割分担の見直し

本来、個人で解決できる問題は個人で解決し、地域（住民、ボランティア、NPO など）で解決できる問題は地域で解決することが基本であり、行政は個人や地域では解決できない問題に対応すべきである。

右肩上がりの時代には、個人や地域で解決すべき問題にも行政が「サービスの向上」として関与することが多くなったが、現役世代が減少する時代においては、勉強会での岩崎氏の指摘にもあったとおり、「行政が地域に仕事をお返し」していかなければ、セーフティーネットを守ること、また行政しか行えないようなサービスを提供するという行政本来の役割を維持することが困難になっていくと予想される（P112）。

行政サービスのあり方を改め、見直しを行うためには、施策の企画（計画）と検証の段階において、まず市民と行政とがそれぞれの担うべき役割を見直すことが必要である。

船橋市では、「市民と行政との役割分担を考える基準」を考案し、事業全般の見直しを行う「ふなばし行政サービス改善プラン」における第一段階として、同基準に基づく見直しを実施している。また、その診断には、市職員のみならず、市民と行政との協力・連携を推進する志を持つ市民の中からボランティアとして登録された「行政パートナー」にも参画を得る仕組みをとっている。

また、市川市が取り組んでいるeモニター制度（インターネットを活用した登録制のアンケート制度）は、郵送に比べて迅速かつ安価に市民の声を確認することができる優れた手法である。

他市の例としては、例えば、千葉県我孫子市や愛知県高浜市では、市のほとんどの事務事業の内容を公開し、市民（NPO、地域団体、企業等を含む）から事業の提案を募集している。これは、従来行政が担っていた業務のうち、市民が担うことができる業務を提案してもらい、あるいは行政の実施方法の改善アイデアを募集するものである。

こうした取り組みには課題もあるが、行政からの押し付けではなく、市民が自発的に政策の立案、検証に参加している点で注目される。

新市においても、市民の視点を加えて、市民から納得を得られる見直しを行っていく。また、見直す際には、十分に市民への説明を行うとともに、円滑に「地域に仕事をお返し」できるような仕組みづくりを併せて進めていく。

また、こうした市民参加は全市単位で行うことも可能であるが、市民に身近なサービスや、地域特有の課題については、区役所単位で進めることも有効と考えられる。

#### （施策目標②）

○行政が担う業務の実施方法や過程を改善することによって、サービスの質と財政上の効果の両面から高い成果を達成している。

（目標の達成状況を測定する指標案）

- ・改革、見直しによる効果額（歳入増加額、歳出削減額）
- ・市の施策等について新聞、雑誌等に紹介された（紹介した）件数

○業務手順等の効率化、サービスの質の向上

旅費等の経費の処理、予算編成に伴う庶務等の総務事務や決裁手続きは、行政には独特のルールややり方がある。それ自体は悪いことではないが、ともすれば非効率な側面がある（例えば、課ごとに庶務を実施することでスケールメリットが出ない、簡易な案件の決裁にも時間を要するなど）。合併することによって必然的に整理は必要となるが、安易に前例踏襲とせず、総務事務を中心に従来のやり方がよかったのかどうか、改善する余地はないか見直すことが必要である。

既に大阪市などでは、事務の方法や流れを見直し、総務事務センターを設置するなどして効率化を進めようとしている。更に、大阪市では、業務の見直しの対象をバスや病院などにも拡大している。例えば、市営病院については、全国の他の民間、公立病院の平均との比較や診療科目別の需給バランスも勘案し、赤字の要因を、公共目的に由来するもの、人事制度に由来するもの、運営上の非効率によるものなどに分類した分析を行っている（※<sup>32</sup>）。

また、徴収業務については、民間企業に一定範囲をアウトソーシング（外部委託など外部資源を活用）することで、歳出削減と歳入増加を図り、“一石二鳥”としている例がある。船橋市では、税の徴収担当である納税課内に「債権回収対策班」を組織し、国民健康保険料をはじめ介護保険料、保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金の未収金と市税の滞納分を一元的に徴収している。また、納税コールセンターの運営を、催告業務に精通した民間企業に委託し、現年度分の市税の滞納者に対して、電話専門オペレーターによる早期自主納付の催告を実施している。

新市においても、こうした方法の良い点と課題を分析、検討しつつ、最新の技術革新を活用しながら、サービスの質向上と効率化の両立を進める。

#### ○経営的視点にもとづいた公共施設、社会インフラのあり方の検討

経済及び生産年齢人口の右肩上がりの時代には、高まる行政需要に対応して公共施設（公民館、学校など）、社会インフラ（道路、橋梁、下水道など）を建設することが重要視されてきた。特に本圏域においては人口急増期に施設、インフラの整備が急激に進み、現在はそれらの老朽化と更新への対応が重要な課題となっている（将来の更新費の推計についてはP 71を参照）。

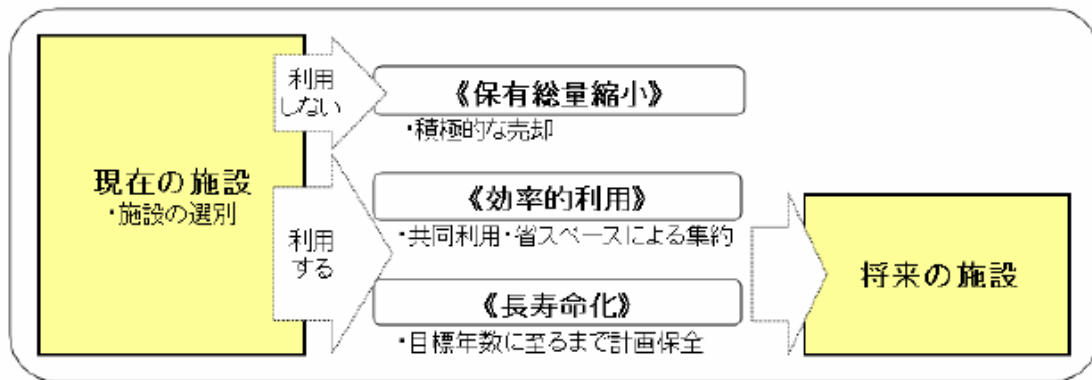
このため、今後は既存施設を有効活用するという視点が重要である。市が保有する必要性や、施設・インフラの価値（利用者のニーズ等）、ライフサイクルコスト（企画・建設から運用、解体までの生涯のコスト）等を検証・試算し、「維持」、「再生」、「転用」、「建替」、「売却」等の多様な選択肢を検討することが重要である。壊れたらなおすという発想ではなく、中長期的な展望と計画性をもった取り組みが求められる。

こうした経営的視点にもとづいた公共施設、社会インフラのあり方の検討は、既に青森県、東京都などで先行しており、公共施設、社会インフラのスリム化や効率的利用、長寿命化が進められている。

---

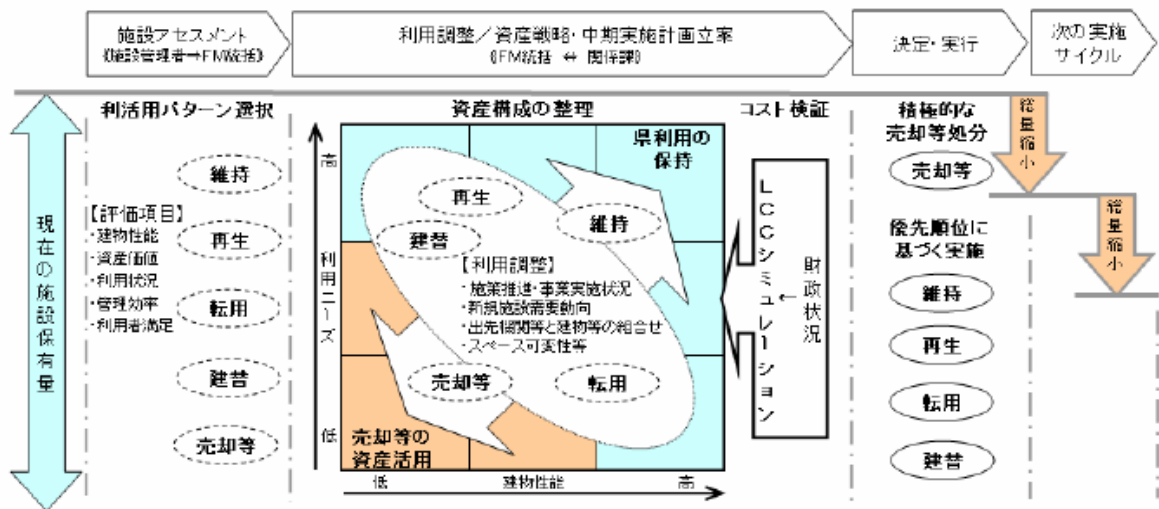
※<sup>32</sup> 上山信一「これからの自治体経営と財政再建」（日本経済新聞 2008年10月2日）

### 公共施設の有効活用に向けた考え方



出所) 青森県県有施設利活用方針 (平成 19 年 3 月)

### 公共施設の有効活用を検討する流れ、視点



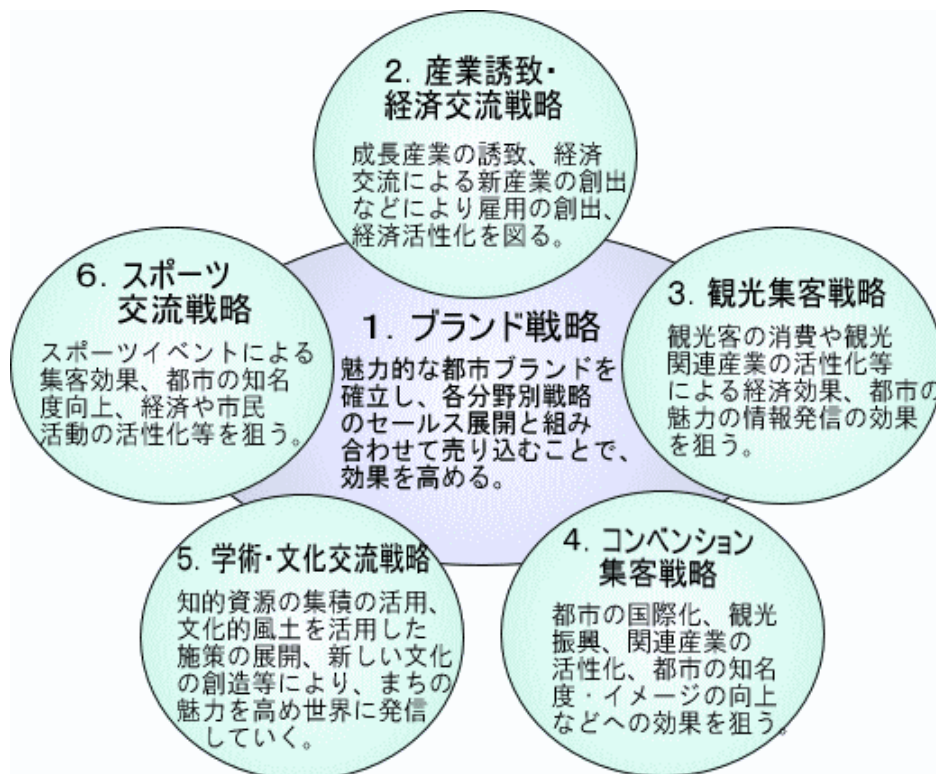
出所) 青森県県有施設利活用方針 (平成 19 年 3 月)

#### ○シティ・セールスの推進

柱①～⑥の施策を展開することによって、公共サービスの質を向上させ、市民の満足度等を高めることは当然重要であるが、その成果を積極的に PR することも必要である。行政が良い施策を行い、効果があれば、それだけで良いわけではなく、PR することで、人は動き、行政に反応が返ってくる。情報発信・交流は、政策担当者の励みや能力向上にもつながる。

仙台市や千葉市などでは、都市ブランドの浸透を目指してシティ・セールスという取組みを推進している（仙台市では基本戦略を、千葉市では戦略プランを策定している）。こうした取組みを参考にしつつ、市民力、住宅都市としての魅力など新市の強みを活かしたシティ・セールスを展開する。

### 仙台市におけるシティ・セールスの戦略（概要）



出所) 仙台市ホームページ

#### (施策目標③)

○市職員が高いモチベーションを持って公務に励み、多様な場で、自発的な能力開発が行われている。

#### (目標の達成状況を測定する指標案)

・仕事へのやりがい、人材育成等に関する職員に対する調査結果

#### (施策例)

○人材育成、研修制度の充実、柔軟な採用の推進

既に現4市においても研修、OJT（職場での仕事を通じた育成）は活発に行われているが、合併を契機に、これまでの経験等が異なる人材や職場文化が機能し、相乗効果を発揮できるように、人材育成や研修にはより力を入れる。

また、採用の段階では民間等からの人材の中途採用や任期付での専門職の充実など、より柔軟な運用を検討する。

○政策立案能力、マーケティング・リサーチ能力を高める庁内機能の充実

国や県が企画・決定した事項を市において着実に実行することが重要であった時代とは異

なり、地方分権下では、市が自ら政策を立案する能力がこれまでに増して重要となっている。また、施策の立案、実施、検証などの各段階で、市民の参加、NPO、民間企業等の活用を進めるとしても、市側には行政責任を担保する優れた管理体制が必要となる。

すなわち、市には市長の頭脳とも言うべき企画機能、戦略機能の部門の充実がより重要である。例えば、宇都宮市では、庁内の政策研究機関（うつのみや市政研究センター）が施策の立案の基礎材料となる情報を現局等に定期的に情報提供している（市政をめぐる情勢のレポートを毎年発行）。

また、現4市で取り組まれている市民意識調査や先に紹介したeモニター制度は、民間企業でのマーケティング・リサーチに該当し、施策の企画に役立てるものである。

こうした取組みを参考にしつつ、企画機能の充実を図る。

#### ○国等からの権限移譲の獲得、八都県市首脳会議や指定都市市長会などを活用した施策立案能力の向上

政令市となることにより、国や県に対しては対等な立場として、権限移譲や規制緩和を促し、より自立的な施策の展開を図れるようになれば、職員は、市独自のやりがいの大きい仕事を今まで以上に手がけられるようになる。また、これまで交流が少なかった他自治体の職員とも八都県市首脳会議や指定都市市長会などを通じて切磋琢磨できるようになる。

## 第 10 章 新市の将来像と政令市制度等

合併及び政令市移行にともなって期待される一般的な効果については、第 5 章で研究を行った。この章では、第 8 章から第 9 章で検討した「新市の将来像」とそのための柱・施策の実現可能性という観点から、政令市の制度（権限・区制度）及び付随する効果等との関係について検討する。

### （1） 7つの柱の実現と政令市制度等との関係

第 9 章で掲げた 7 つの柱の実現に関連すると考えられる「合併効果の例」「政令市制度の活用例」「付随する効果等」を下図のとおり整理した。

7つの柱	施策目標	合併効果の例	政令市制度の活用例	付随する効果等
柱① 160 万人の市民力で支えあい創造する都市	① 地域活動等を通じた市民の助け合い ② ほこりと愛着	● 「160 万人」という人口規模の新市が誕生 ● 現 4 市の優れた施策（1%支援制度等）を新市全体に拡大して展開	● 区役所を拠点とした地域活動の支援等 ● 市街地再開発や中心市街地活性化等の権限を活用した「にぎわい」の創出	● 都市ブランド効果、市のイメージの向上、住民の帰属意識の向上等が期待される
柱② 一人ひとりの成長を支援するひとつづくり都市	① 特色ある質の高い学校教育 ② 生涯学習の充実	● 市立高等学校が 2 つになる（現在の市立船橋高校、市立松戸高校）ため、差別化・特色づけが可能になる	● 市立小中学校の教員の任免権を活用して、採用・異動・育成を一貫して実施 ● 市独自の権限で特色ある教育（市立高校との中高一貫教育等）を実現 ● 児童相談所の機能を生かし、総合的な若者支援を実現	● 市の知名度の向上、都市ブランド効果等により、新たな高等教育機関等の進出等が期待される
柱③ 女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市	① 職業能力の向上 ② 仕事と家庭の両立の実現	● 現市域を越えた保育所等の活用が可能に。特に市境付近では利便性の向上が期待できる	※直接関係する権限移譲等は見当たらないが、柱④に関する権限、活動と連携した取組みが可能となる	● 市の政策実現能力の向上、新たな財源等を活用してこの分野に「投資」すれば、効果が期待できる

7つの柱	施策目標	合併効果の例	政令市制度の活用例	付随する効果等
柱④ 生活をより 良くする産 業を創造す る都市	①生活の質 を高める産 業の集積 ②既存産業 の技術革新、 販路拡大	●「160万人」 規模の市場が 出現、多様な人 材 ●広域的に土地 利用を見直すこ とで企業誘致等 の可能性が向上	●中小企業支援や新事業 創出等に関連する権限を 活用した産業政策の展開 ●都市計画決定の権限を 活用して、物流拠点等 の集積を進めることが可能 となる	●市の知名度の向 上、都市ブランド 効果、積極的なシ ティ・セールスに よる企業誘致等が 期待できる
柱⑤ 良好な自然 環境・地球環 境と共生す る都市	①緑の保全、 憩いのある 住空間 ②ごみの減 少、リサイク ル等	●現市域を越え て広がる緑地や 水辺の一体的な 保全等が可能に なる ●「160万人」 の規模を活かし たリサイクル等 の活動の展開が 可能になる	●都市計画決定の権限を 活用して、緑を保全した 空間整備が自立的に進め ることが可能となる	●市の知名度向上 により環境都市と しての積極的な PR、住民意識の醸 成が期待できる ●「八都県市首脳 会議」への加入で 首都圏との連携が 強まり、地球温暖 化防止対策等に効 果が期待できる
柱⑥ 徹底した安 全と高い安 心を保障す る都市	①地域の治 安の向上 ②防災、危機 管理 ③広域的な 医療体制	●現市域を越え た広域的な危機 管理対策が可能 になる ●現市域を越え た広域的な救急 医療体制の構築 が可能になる	●区役所を拠点とした地 域防犯体制の整備、地域 活動の支援等 ●移管される国・県道と 市道の一体的な管理によ る道路の安全性向上	●「八都県市首脳 会議」への加入で 首都圏との連携が 強まり、災害時の 帰宅困難者対策等 に効果が期待でき る
柱⑦ 持続的な都 市の成長を 支える、スリ ムで質の高 い、開かれた 行政	①市民参加、 市民と行政 との役割分 担 ②市役所業 務の改善 ③職員の自 発的能力開 発	●現4市の優れ た施策を新市全 体に拡大 ●内部事務等 の一元化による人 員・コストの削 減と質の向上	●県からの権限移譲によ る市の自立性の向上 ●「二重行政」による弊 害の減少 ●区役所を拠点に、地域 単位のきめ細かい施策の 企画、検証等が可能にな る	●職員の政策形成 能力の向上が期待 できる ●「指定都市市長 会」の活動や国と の交渉等により、 政策の実現能力の 向上が期待できる ●市の知名度の向 上を活かした積極 的なシティ・セー ルス



### ○柱① 160万人の市民力で支えあい創造する都市

合併により「160万人」の人口規模を有する都市が出現する。市川市の「1%支援制度」のような施策を、新市で拡充して展開すれば、より大きな効果が期待できる。

政令市制度の活用としては、地域での助け合いや市民活動の支援等を住民により身近な区（区役所）を拠点として部局横断的に実施することなどによって、市民力を活かしたまちづくりの可能性が高まるものと考えられる。また、にぎわいのあるまちづくりを進める際に、市街地再開発や中心市街地活性化等の権限が活用できる可能性もある。

更に、政令市の権限とは直接には関係しないが、いわゆる「都市ブランド」効果（後述）により市のイメージが向上し、住民の地域への愛着、帰属意識が高まることも期待される。

### ○柱② 一人ひとりの成長を支援するひとつづくり都市

合併により新市の市立高校は2つ（現・市立船橋高等学校、市立松戸高等学校）になる。また、政令市移行で市立小中学校の教員の任免権が市に移譲されるため、採用・異動・育成を一貫して行えるようになる。これらを活用して、市立高校を核とする中高一貫教育など、地域の実情に合った特色のある教育が、市独自に実施できるようになると期待される。

また、政令市移行に伴い新市で設置する児童相談所の機能を生かし、関係機関と連携した総合的な若者支援（非行、ひきこもり、ニート等への取組み）が可能になるものと考えられる。

更に、市の知名度の向上やいわゆる「都市ブランド」効果を生かし、積極的なシティ・セールスを行うことで、新たな高等教育機関等の誘致、進出の可能性が高まることも期待される。

### ○柱③ 女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市

この柱は働くことを希望する人材の育成を行う施策であり、育成した人材が活躍する場（産業）が必要であり、続く柱④のQOL産業の創出と大きく関係するため、柱④で述べる権限等を活用することで、柱③もより強力に進めることが可能となる。

ワークライフバランスに関する施策は、主として、国あるいは都道府県レベルで取り組まれている。また、この分野で政令市移行と直接関連する権限移譲等は見当たらない。

しかし、ワークライフバランスは、この圏域にとって重要かつ大きな特徴の一つになることから、政令市移行で向上が見込まれる政策実現能力を最大限に生かし、拡大が見込まれる財源を重点的に「投資」することによって、「はばたけ！人材センター」のような特徴ある施策を実現することが可能となると思われる。

### ○柱④ 生活をより良くする産業を創造する都市

合併後の新市は、「160万人」という規模の市場と多様な人材を有する都市になる。また、広域的に土地利用を見直すことで、産業誘致に必要な適地を確保する可能性も広がる。

政令市制度としては、中小企業支援事業（ビジネスマッチング支援、人材育成支援、経営診断等）の実施主体になることができるほか、新事業の創出促進に関する権限も移譲される

ため、これらを活用して既存産業の技術革新支援が可能になる。また、都市計画決定の権限を活用して、物流拠点等の集積を進められる可能性が考えられる。

更に、市の知名度の向上やいわゆる「都市ブランド」効果を生かし、積極的なシティ・セールスや企業誘致を進めれば、新たな産業が進出する可能性も高まると期待される。政令市移行を契機に産業を戦略的に捉え、外資系企業誘致や農産物の海外向け販路拡大などに踏み込むことによって、本圏域を世界に大きくアピールすることが可能になるものと考えられる。

### ○柱⑤ 良好な自然環境・地球環境と共生する都市

合併により、広域的な都市計画のもとでの適切な開発抑制や、緑地や水辺の一体的な保全が可能となる。また、「160万人」の市民がリサイクル等の身近な活動に取り組むことで、大きな効果が期待できる。

政令市制度との関係では、都市計画決定の権限を活用して、新市の中心部が広大な緑地となっていることや緑の回廊や水辺空間を残し、発展させていくための都市計画を、県等から自立して進めることができるようになる。

更に、政令市の権限とは直接には関係しないが、行政が広域的かつ戦略的に計画や事業を進め、市民が「160万人の市民力」を発揮すれば、大きな相乗効果が生まれるものと考えられる。

また、市の知名度を生かして、「環境都市」としての積極的なPRや住民意識の醸成が期待できるものと考えられる。

### ○柱⑥ 徹底した安全と高い安心を保障する都市

合併により、防災や危機管理対策、救急医療体制の構築において、現市域を越えた広域的な対応が可能になる。また、地域の安全・安心を支える大きな要素は、町会・自治会等を主体とする取組みであるが、「160万人」の市民の力で自主防犯パトロール等を展開すれば、圏域としての安全・安心に大きく貢献すると考えられる。

政令市制度との関係では、区役所を拠点にした地域活動の支援や、区制度を活用した地域防犯体制の整備等が考えられる。また、県から移管される国・県道と、市道を一体的に管理することにより、歩道の整備や交差点の改良などを進めて、道路の安全性を向上させることも可能と考えられる。また、柱②で述べた総合的な若者支援による非行等への対応により、治安の向上も期待される。

### ○柱⑦ 持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政

合併により、現4市の優れた施策を新市全体に拡大することが可能となる。また、総務や企画等の管理的な機能を一元化することで人員・コストの削減が可能となり、同時に、より質の高い戦略的なものに変化させることが可能と考えられる。

政令市制度との関係では、県からの権限移譲によって市の自立性が向上し、市独自の判断で行える政策の範囲が拡大するほか、県と市とのいわゆる「二重行政」による弊害が減少するものと期待される。また、区役所を拠点として、地域単位でのよりきめ細かい施策を住民

とともに企画、検証し、取り組むことが可能になると期待される。

更に、「指定都市市長会」の活動や国との直接交渉により、政策を実現する能力が向上するものと期待される。また、職員については、他の政令市との交流や行政経験の増加により、政策形成等の能力が向上するものと期待されるほか、市の知名度の向上等により、新たに採用される職員の質の向上等も期待される。また、柱④の産業振興で述べたように、市の知名度の向上を活かした積極的なシティ・セールスを展開することが考えられる。

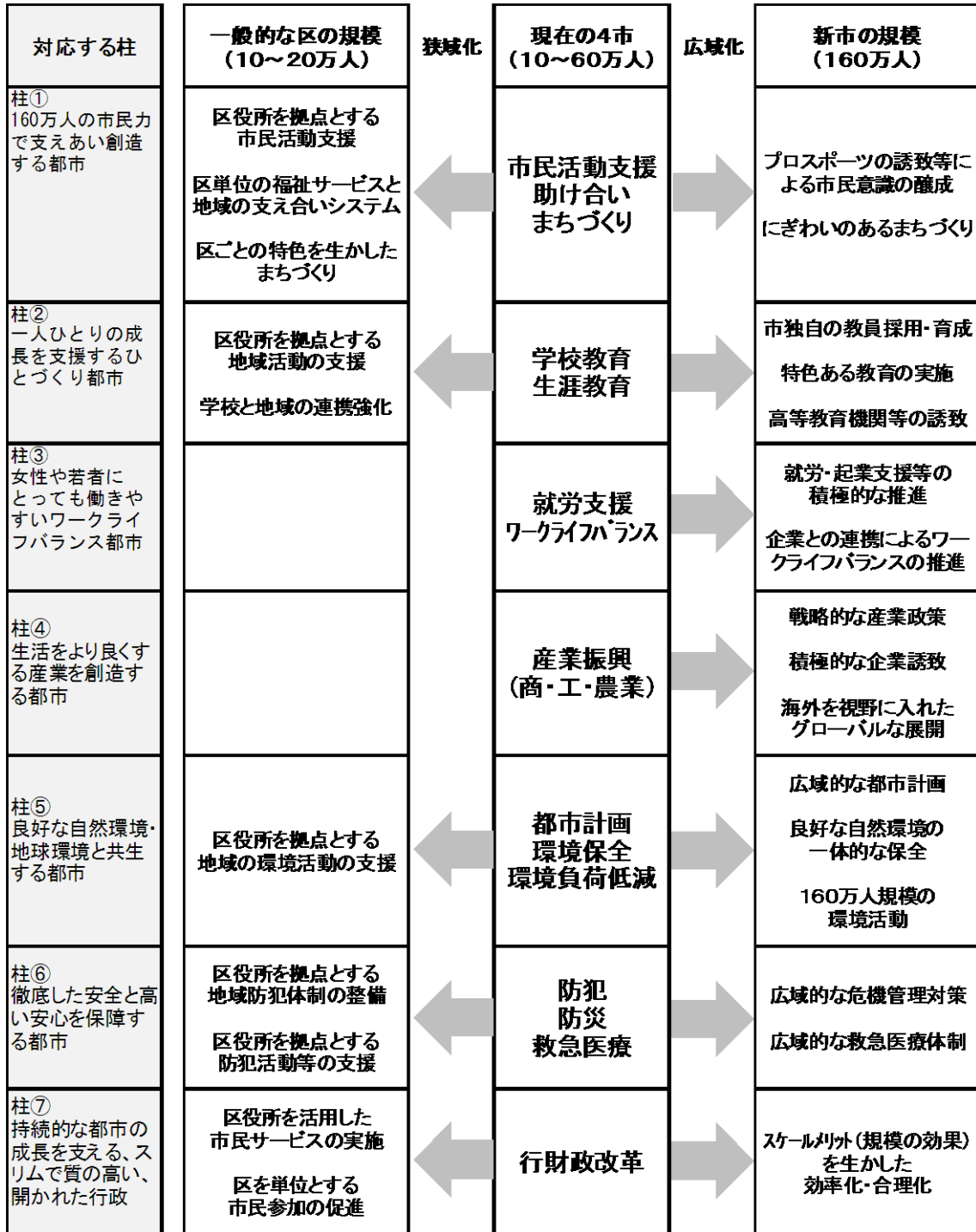
なお、政令市になると「八都県市首脳会議」（P83の注※11参照）への加入が可能になる。この会議の活動等を通じ、首都圏との密接な連携の中で、地球温暖化防止対策や災害時の対策等の広域的な課題にも、効果が発揮できるものと期待できる。

## （2） 7つの柱の実現と行政区制度の関係

### ①行政単位の広域化と狭域化

政令市の区の一般的な規模は、10～20万人程度といわれている。このため、現4市のうち、人口約10万人の鎌ヶ谷市を除く3市にとって、合併・政令市移行は、合併により行政単位を「大きくする」側面と、政令市となり区制度を敷くことで行政単位を「小さくする」側面を同時に有している。次図は、7つの柱のそれぞれについて、「広域化」（と同時に政令市となって「高度化」）することで実現可能性が高まる方向性と、区役所等を活用して「狭域化」することで実現可能性が高まる方向性を「期待できる効果等」として例示したものである。

行政単位の広域化・狭域化により期待できる効果等



## ②区（区役所）の機能と期待される役割

### ○区を単位（区役所を拠点）とする窓口・相談等の身近な行政サービスの提供

区役所の組織や機能は、既存政令市においても様々であるが、区役所の機能が小さい、いわゆる「小区役所制」をとる市であっても、戸籍や税金、保険、年金等の窓口サービスと、保健・福祉等の生活に密着したサービスは、区を単位（区役所を窓口）に受けられるようになっている。合併により市役所が遠くなるといった懸念をもつ市民は少なくないが、むしろ、住民にとって身近な行政サービスを区役所が拠点となり提供することができるようになるものと思われる。

### ○区を単位（区役所を拠点）とする地域活動の支援

施策目標①の施策例「区役所を拠点とした部局横断的な地域活動への支援」（P127）でも述べているが、地域活動の多くは、区よりも更に小さい単位で行なわれている。こうした地域に根差した活動の多くは、複数の行政部局をまたぐ横断的なテーマ・内容であることが多いものと思われる。そこで、これらの活動に対して、例えば、区役所内に活動拠点となるスペースの提供や、団体相互のネットワークの構築やその運営の支援、あるいは資金面での支援等を通じて、地域に密着した活動同士の連携を促し、区単位・市単位の大きな活動につなげる方向性が考えられる。

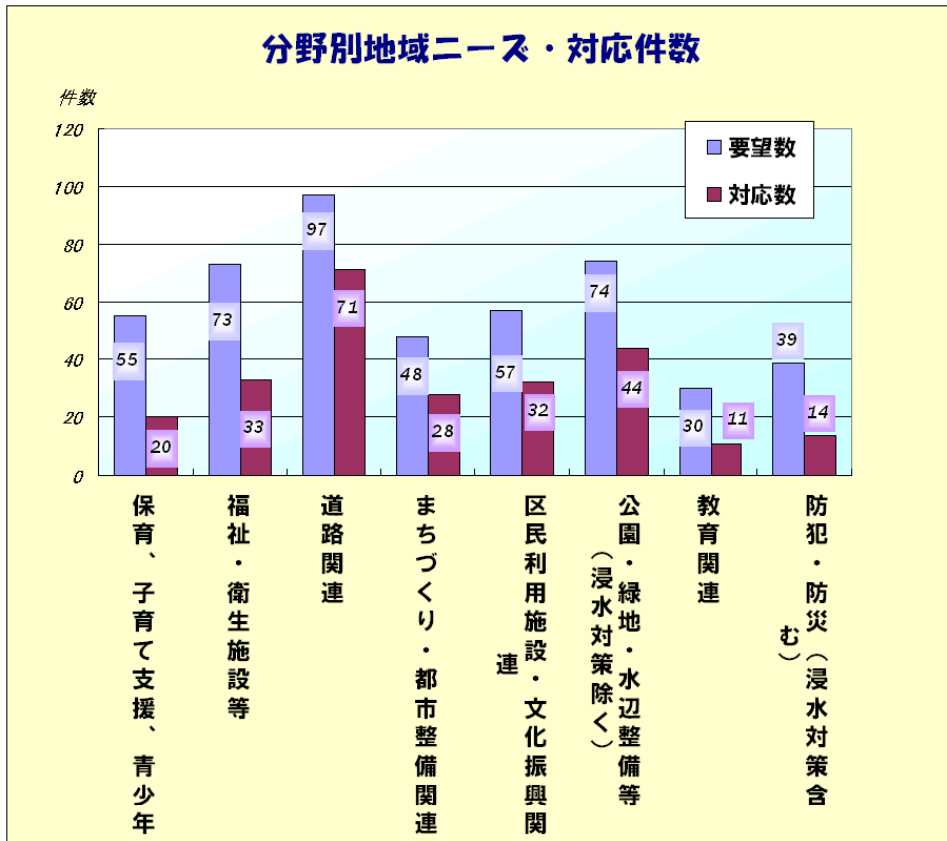
### ○区を単位とする住民参加と地域ニーズの反映

区を単位とする住民参加の事例として、「区民会議」（横浜市、さいたま市等）や「区地域協議会」（浜松市）等がある。各種組織の代表や公募等の区民で構成され、会議としての活動や行政への提言等を通じて、地域のニーズや意見を区政・市政につなげ、区民・市民と行政が協力してまちづくりを進める役割を果たしている。

また、横浜市では、地域のニーズや課題を区ごとに集約して、市の予算に反映させることで解決をめざすため、「地域ニーズ反映システム」を設けている。区は、局に対して地域ニーズを予算に反映させるよう要望し、局はこの要望を踏まえて予算編成を行う。平成20年度予算編成時には、各区から471項目の要望が出され、うち、257項目（54.6%）が予算に反映されたという（要望の一部が反映されたものを含む）。

更に、地域ニーズに即した特色あるまちづくりを進めるため、区ごとに総合計画（基本計画）を策定する例も見られる（福岡市）。

横浜市「地域ニーズ反映システム」分野別の地域ニーズ件数と20年度予算での対応状況



出所) 横浜市ホームページ

### ③区よりも小さな単位での市民が支えあう地域づくり

柱①②⑤⑥において述べた、高齢者の見守り等の地域での助け合いや、学校と地域の連携、自然環境の保護活動、地域防犯活動等についても、区役所が拠点となって、市民と行政との連携・協力で、体制づくりや各種支援を行うことが考えられる。

更には、取り組む内容によっては、区よりも小さな単位（例えば学校区）で地域活動等を支援したほうが効果的、効率的であることがある。一般的には、市民にとってより近い小さい単位がきめ細かな行政サービスを提供したほうがよいと言われている（「ニア・イズ・ベターの原則」、「近接性・補完性の原理」などと呼ばれる）。

この点で参考となるのが北九州市の取組みである。同市では、区よりも小さな小学校区、そして行政区、さらに市という3層構造による機能分担と連携による福祉サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。つまり、身近な福祉サービスは、住民にとって最も身近な小学校区単位で提供し、小学校区単位では対応が難しい場合や適切でない場合には区役所が補完し、更に、より高度で総合的な対応が必要とされる場合には市が担っている。

また、横浜市の大都市制度検討委員会では、大都市にふさわしい自治の仕組みとして、区よりも小さな地域単位に注目しており、公共空間の軽易な日常管理・運営、市民の支えあいによる身近な福祉サービス、地域振興、青少年育成活動、地域防犯、交通安全、防災活動、

街の美化、環境行動などの啓発・励行などは地域単位で合意形成し、実施することも考えられることを述べている。

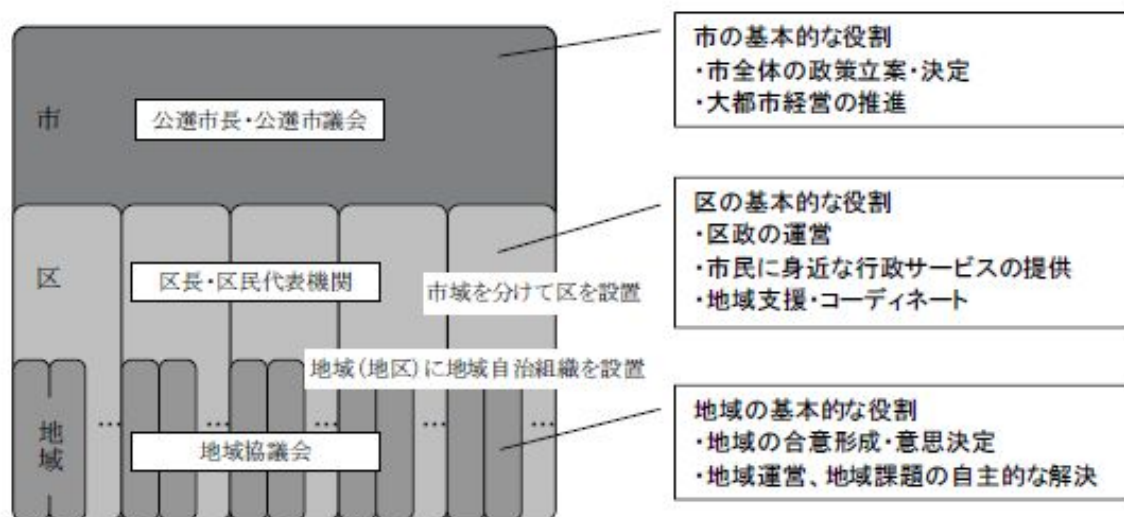
### 北九州市における3層構造の福祉サービス

区分	拠点施設	主な活動内容
小学校区	市民福祉センター	・地域住民の交流や保健福祉活動、生涯学習、コミュニティ活動など、あらゆる地域活動の拠点
行政区	区役所 まちづくり推進部	・総合的な保健福祉サービスの提供
市	総合保健福祉センター	・三層構造による保健・医療・福祉サービスの提供体制全体を専門的・技術的に支援 ・心身の健康づくり、リハビリテーション、福祉サービスなどを扱う
	子ども総合センター ※注	・研修機能や社会福祉に関する情報の収集・提供・相談などの機能を持つ ・民間の地域福祉活動の拠点でもある

注) 子ども総合センターは、児童相談所、少年相談センター、教育センター教育相談室を集約した拠点

出所) 北九州市ホームページをもとに作成

### 大都市内部の自治構造のイメージ



出所) 横浜市「新たな大都市制度創設の提案 最終報告」(平成21年1月)

### （3） 7つの柱の実現と都市ブランド効果等

「（1）7つの柱の実現と政令市制度等との関係」（P161～165）の中で、「付随する効果等」として、都市ブランド等について述べている。

政令市には、県から移譲される権限や財源等、根拠のあるもののほかに、副次的にもたらされるといわれるいくつかの効果があり、その一つが「都市ブランド」である。

実際、政令市に移行すると、新聞等の報道でも都道府県と並んで取り上げるため、マスコミへの露出が増え、全国的な知名度は向上する。また、一般的に政令市は都会的な印象が持たれやすく、都市イメージの向上や、住民にとっては市への愛着やほこりにつながるケースもあると考えられる。

こうした知名度やイメージを含めて、「都市ブランド」効果を挙げたが、本当のブランドは、その都市の魅力や品格、文化、歴史、住民の気質、行政の政策等の様々な要素が合わさって形成されるものであり、政令市に移行するだけで備わるものではない。

市民と行政とが協力して、7つの柱に基づく施策を循環させ、都市としての魅力を高めるとともに、住宅都市としての新しいスタイルを全国に向けて発信していくことが、長期的には「都市ブランド」の形成につながるものと考えられる。

なお、副次的にもたらされるものとしては、この他に、既存の政令市と比較され、職員同士が交流し切磋琢磨することにより、職員の資質が向上する効果、また「指定都市市長会」や「八都県市首脳会議」の一員となることにより、他の政令市や首都圏の都県・政令市とともに、広域的な課題に関するプロジェクトに参加して効果をあげられる可能性や、国に対する発言力の増大等が挙げられる。



## 第 11 章 圏域住民の意見を踏まえた検討結果等

研究会では、平成 20 年 11 月に「最終報告書案」を公表した後、住民アンケート等を実施して、圏域住民への周知と研究に対する意見の収集に努めてきた。この章では、住民意見の概要を紹介するとともに、「最終報告書」の策定にあたっての検討結果等を記載する。

### (1) 住民アンケート等の目的と方法

#### ① 目的と経緯

「最終報告書案」は、作成過程で有識者との勉強会を実施しているものの、基本的には 4 市の職員が主体となって、データの分析やワークショップ等を通じて作成した原案を、研究会において精査したものである。つまり、行政内部の検討により作られた「案」であり、これに対する市民の声を集めて、反映させる必要があった。

このため、「最終報告書」の策定にあたっては、同「案」の公表後に、その内容を紹介しながら住民意見を収集する機会として、下記のとおり「住民アンケート」と「リレーシンポジウム」を実施した。

このほか、「最終報告書案」の公表以前から、研究に関する情報提供のために開設していた研究会のホームページ上でも、インターネットを通じた「意見募集」を実施している。さらに、各市の担当職員らが「ご意見うかがい隊」を結成し、イベント会場等で簡易なアンケート調査を実施した。これらについても、補完的なものとして紹介する。

#### ② 方法

##### ○住民アンケート

「最終報告書案」公表後の平成 20 年 11 月 14 日～30 日に、4 市に居住する 20 歳以上の市民各千人、計 4 千人を住民基本台帳から無作為抽出し、郵送によるアンケート調査を行った。調査票には、「最終報告書案」のパンフレット版（8 ページ）を同封し、これに目を通したうえで回答してもらった形をとった。

設問は、「共同研究の認知度」「新市の将来的なあり方について」「7 つの柱の重要性について」「合併・政令市移行への賛否とその理由」「今後各市が取り組むべき事項」等である。

回収数は、1,726 件（市川市 401 件、船橋市 387 件、松戸市 430 件、鎌ヶ谷市 508 件）、回収率は 43.2%（市川市 40.1%、船橋市 38.7%、松戸市 43.0%、鎌ヶ谷市 50.8%）であった。結果概要は、「参考 7 住民アンケート等の概要報告」（P295）に掲載している。

##### ○リレーシンポジウム

「最終報告書案」公表後、下記の通り、リレーシンポジウムを開催した。

シンポジウムでは、「最終報告書案」のパンフレット版（8 ページ）を配布して概要を説明したのちに、有識者による基調講演、パネルディスカッション、質疑応答を行った。この概要は、「参考 6 リレーシンポジウムの概要報告」（P286）に掲載している。

また、この会場で来場者にアンケート調査を行った。設問は、「基調講演及びパネルディ

スカッションの感想」「最終報告書案が掲げる将来像への共感」「最終報告書案への意見」「合併・政令市移行への賛否」「共同研究及び合併・政令市移行に関する意見」等である。

回収数は、船橋会場 71 件、市川会場 38 件、鎌ヶ谷会場 59 件であった。アンケート結果の概要は、「参考7 住民アンケート等の概要報告」（P326）に掲載している。

	第1回	第2回	第3回
日時	平成20年11月21日(金) 18:30～21:00	平成20年12月22日(月) 18:30～21:00	平成21年1月21日(水) 18:30～21:00
会場	船橋市 市民文化創造館	市川市 文化会館小ホール	鎌ヶ谷市 総合福祉保健センター
来場者数(人)	144	80	160

### ○研究会ホームページでの「ご意見募集」

平成20年6月から研究会のホームページを開設し、研究の概要を紹介するとともに、インターネットを通じた意見募集を行っている。フォームからの投稿（自由記述、文字数制限なし）形式で、一定の設問項目を設けたアンケート調査は行っていない。

平成21年1月15日現在、102件（「合併・政令市移行に賛成とのご意見」41件、「合併・政令市移行に反対、あるいは懸念事項ありとのご意見」18件、「その他のご提案等」43件）のご意見が寄せられて、全件をほぼ原文のまま、ホームページ上で紹介している。

### ○「ご意見うかがい隊」によるアンケート調査

4市の担当職員等で構成された「ご意見うかがい隊」の活動として、平成20年7月以降、イベント会場等で、下記の通り、対面方式によるアンケート調査を実施した。

調査の際には、ポケット版のパンフレット『5分でわかる?! 政令指定都市研究のあらすじ』（A3判両面。ふなばし健康まつり以前の各回配布分は「中間報告書」まで、船橋市成人式での配布分は「最終報告書案」までの概要を掲載）を渡しながら、可能な範囲で概要を説明した。設問は、「共同研究の認知度」「合併・政令市移行への賛否とその理由」「考えられる合併の組合せ」等である。アンケート結果の概要は、「参考7 住民アンケート等の概要報告」（P329）に掲載している。

	日程	イベント名	回収数
1	平成20年7月26日(土)	ふなばし市民まつり	365件
2	平成20年8月9日(土)	平和の集い“ふなばし2008”	85件
3	平成20年8月22日(金) ～23日(土)	ご意見うかがいデスク (船橋駅前総合窓口センター内に設置)	60件
4	平成20年9月7日(日)	いちかわ産フェスタ	287件
5	平成20年10月18日(土)	市川市民まつり	222件
6	平成20年11月2日(日)	ふなばし健康まつり	203件
7	平成21年1月12日(祝)	船橋市成人式	136件

※回収数は4市いずれかの住民の分

## (2) 新市の将来像について

「最終報告書案」では、新市の将来的なあり方として、①住宅都市という性格を残しつつ、更なる施策の充実や必要な都市基盤整備等を通じて、将来的にも「住む人に選ばれる街」であり続けることを目指す方向性と、②大規模な基盤整備や産業誘致等を通じて、交通や産業などの点でも中枢性の高い大都市を目指す方向性の2つが考えられるが、限られた資源のなかで、本圏域の特色を考えれば、①を優先させるべきではないかとの考え方を示した。その上で、新市の将来像として、「160 万人力の生活創造都市」を提案したところである。

### ① 新市の将来的なあり方について

住民アンケートでは、「最終報告書案」で考えた新市の将来的なあり方に関連して、下記のような設問を設けて、意見を聞いている。

問3 「最終報告書案」では、この圏域は首都圏の住宅都市としての性格が強く、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積が既存の政令市と比べて少ないと分析しています。

その上で、限られた財源の中では、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を新たに図ることよりも、住宅都市としてのさらなる魅力の向上を図り、住む人に選ばれる街であり続けることを目指すことに重点を置くべきだと結論付けています。

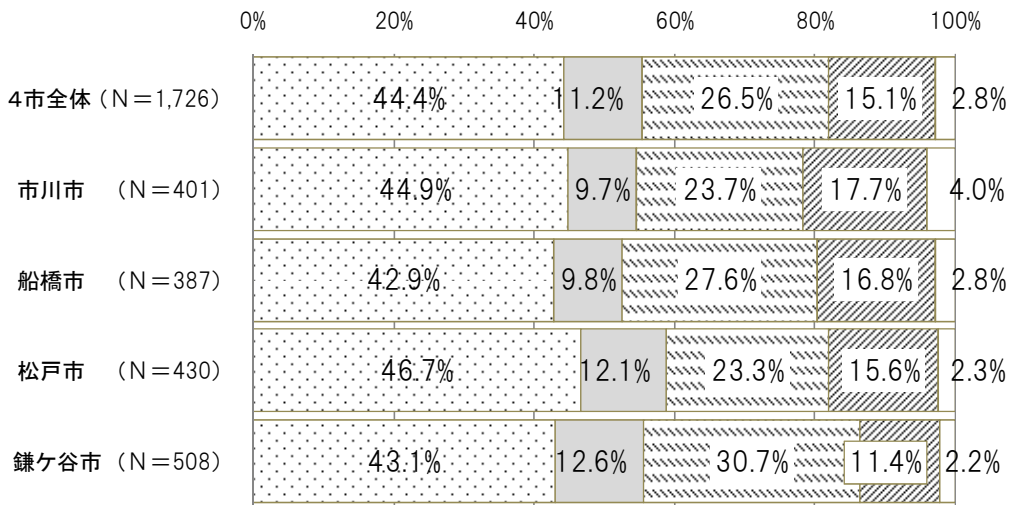
あなたはこの結論についてどう思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
2. 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う
3. 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
4. わからない

結果は、次頁図のように、1の「住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う」（4市全体で44.4%）が最も多く、これに、3の「将来負担が増すとしても～両方を追求すべきだと思う」（4市全体で26.5%）が続くものであった。2の「産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う」（4市全体で11.2%）という意見は、比較的少なかった。

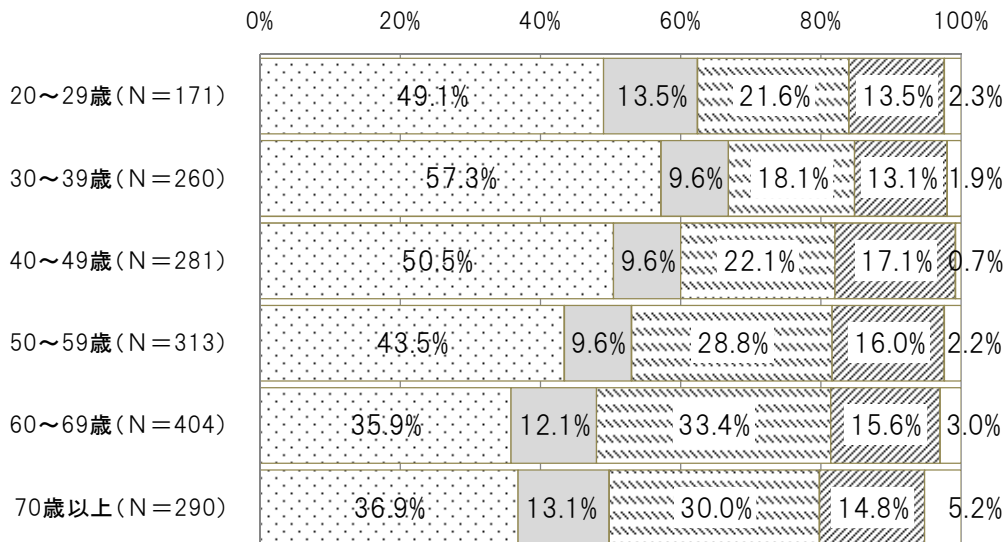
世代間では、年代が上がるほど「1」が減り「3」が増える傾向が見られたが、「最終報告書案」で提案した考え方が、おおむね肯定されたものと考えられる。

■新市の将来的なあり方に関する意見（住民アンケート）



- 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
- 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う
- 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
- わからない
- 無回答

■新市の将来的なあり方に関する意見・年代別（住民アンケート）



- 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
- 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う
- 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
- わからない
- 無回答

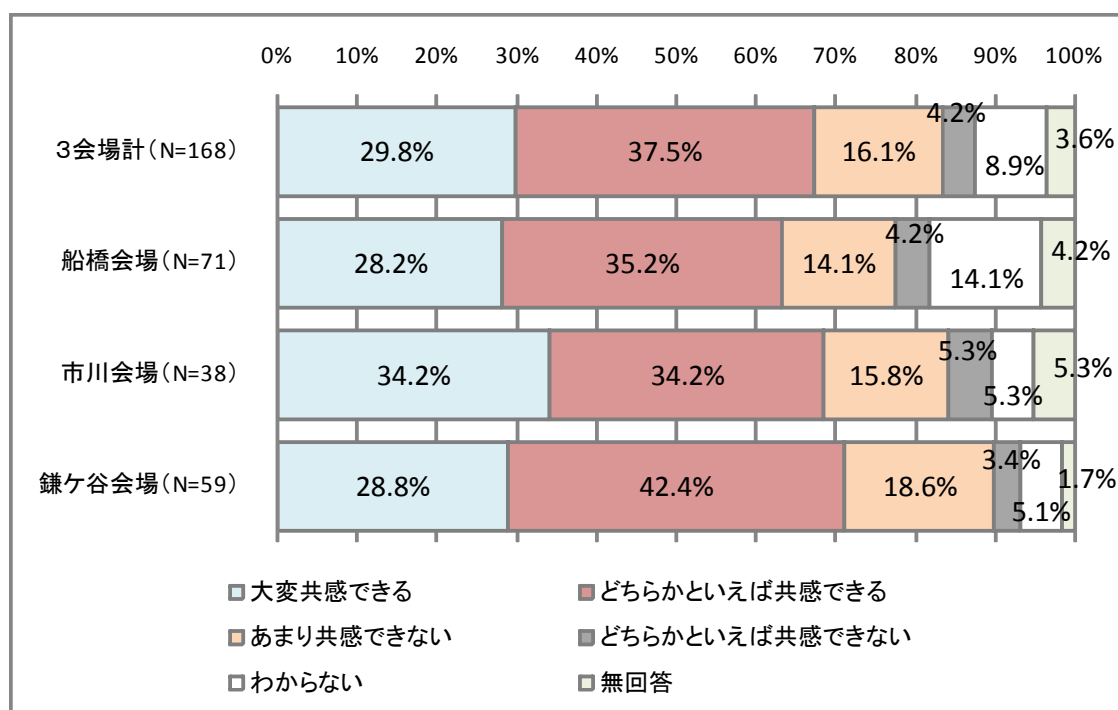
## ② 新市の将来像について

新市の将来像については、リレーシンポジウムの来場者へのアンケートで、下記のように聞いている。

4 「最終報告書案」では、仮に、この4市が合併して政令市に移行した場合に、目指すべき将来像を「160 万人力の生活創造都市」としています。この将来像について、どのように感じましたか。

- ① 大変共感できる      ② どちらかといえば共感できる  
③ あまり共感できない      ④ 全く共感できない      ⑤ わからない

### ■ 「160万人力の生活創造都市」への共感（リレーシンポジウム）



シンポジウムを聞いた上での回答であるため、講演内容等に影響を受けている可能性は高いものの、「大変共感できる」と「どちらかといえば共感できる」を合わせた『共感できる』人の割合は、3会場の合計で67.3%と高くなっており、「160万人力の生活創造都市」という「最終報告書案」で提案した都市像は、おおむね肯定されたものと考えられる。

なお、住民アンケートの自由記述欄にも、新市の将来像に関連する記述が数多く見られた（次頁）。

■新市の将来像に関連する自由記述意見（住民アンケートより抜粋・要約）

- 企業も商店も必要。住宅だけでは財政不足になるのではないか。
- 道路や下水道等の都市基盤が弱いので、政令市以前に当然力を入れるべき。
- 駅前開発、道路整備、マンションの高さ制限、私鉄・JR の相互乗り入れ等、人が自然に集まる都市化を希望する。
- 美しいものや文化的なものが少なく住環境が良いとは思えないので、他の県からも住みたいと思われる市に改善してほしい。
- 住みよい満足できる環境づくりが第一。人が集まる街になれば自然と産業も発展する。ただし、良質な産業の受け入れを。
- 関東圏の住宅地として一番に選ばれるようになってほしい。
- 東京の近郊に中枢都市はいくつもいない。住宅、そして産業が少しあれば良い。
- 若者が喜んで住める市街化と老人に対するきめ細かい行政を両立させてほしい。

■最終報告書への反映、修正検討結果

以上見てきたように、住宅都市として魅力の向上を図る最終報告書案の将来像については、肯定的な見解も多かった一方で、

ア：市民の生活にとって重要となる生活道路、下水道等の基盤整備を進めるべきである

イ：産業の誘致や育成という視点も大切にすべきである

ウ：政令市としての大規模インフラを整え、中枢機能の集積を図るべきである  
といった指摘も多く寄せられた。

上記のア、イはともに、研究会が提案した「住宅都市としての魅力向上」という観点からも重要な指摘である。そこで、アの生活道路等の基盤整備を進めるべきとの指摘については、柱⑥の安心・安全に関わるものとして、「最終報告書」では「歩行者の安全確保の推進」を施策例として追加した。また、イの産業の誘致等という視点を大切にすべきとの指摘については、最終報告書案でも、柱④の生活をより良くする産業の創出に関わるものとして位置づけているところである。

「160 万人力の生活創造都市」という将来像は、ア、イの内容を含め、多くの人が住み続けたいと思えるような市民生活の質の向上を目指している。ウのように従来の政令市に見られた中枢機能の集積を図る意見も少なくなかったが、住宅都市に優先順位を置く研究会の考え方には肯定的な意見も多く寄せられた。また、今後の財政状況や近隣の大都市（東京、横浜等）との機能分担を考えると、他の政令市に伍するような基盤整備（例えば、モノレールや地下鉄などの交通インフラやコンベンション施設などの大規模な公共施設）については、慎重であるべきと考えた。

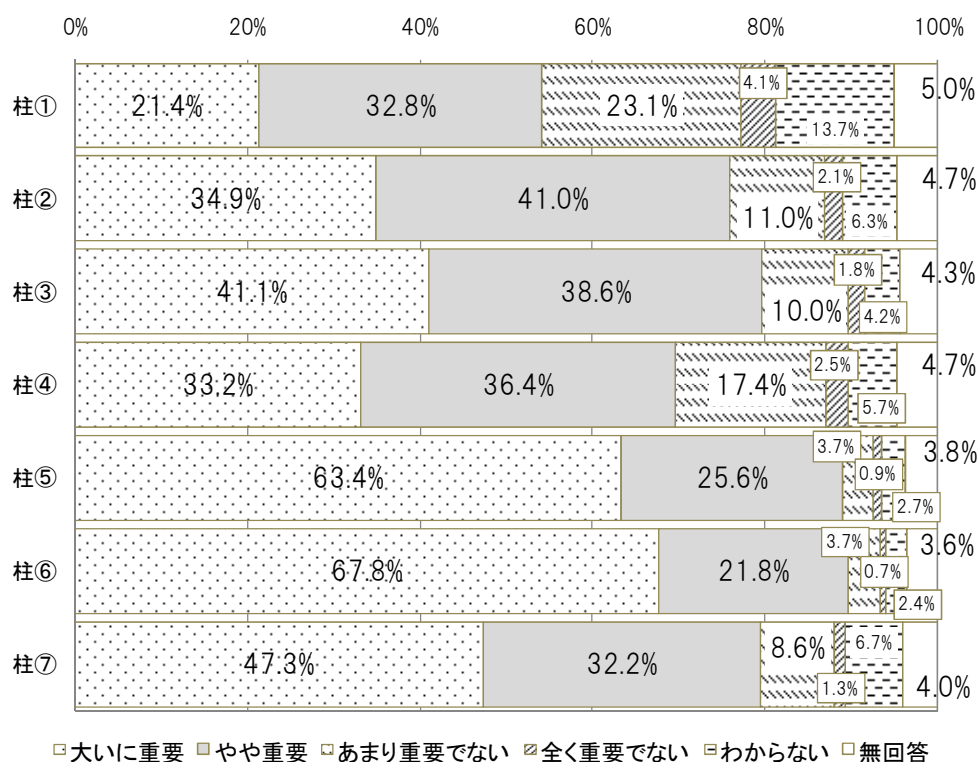
### (3) 7つの柱について

7つの柱の重要度については、住民アンケートで、下記のような設問を設けている。

問4 「最終報告書案」では、この圏域が目指す将来の都市像を実現するために、次に掲げる7つの柱（大目標）に据えました。あなたはこれらの柱がこの圏域にとってどの程度重要だと思いますか。それぞれの柱について、あなたの考え方に最も近いものに○をつけてください。

柱（大目標）		大いに重要	やや重要	あまり重要ではない	全く重要ではない	わからない
柱①	「160万人の市民力で創造する都市」	1	2	3	4	5
柱②	「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」	1	2	3	4	5
柱③	「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」	1	2	3	4	5
柱④	「生活をより良くする産業を創造する都市」	1	2	3	4	5
柱⑤	「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」	1	2	3	4	5
柱⑥	「徹底した安全と高い安心を保障する都市」	1	2	3	4	5
柱⑦	「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」	1	2	3	4	5

#### ■ 7つの柱の重要度（住民アンケート）



「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合は、柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」(89.6%)と柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」(89.0%)で9割近くに上り、柱③「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」(79.7%)と柱⑦「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」(79.5%)でも8割近かった。特に柱⑤と柱⑥は「大いに重要」のみでも7割近くに達しており、住民の関心やニーズの高さがうかがえる。

一方、柱①「160万人の市民力で創造する都市」(54.2%)は、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』が5割強(54.2%)と、他の柱に比べて低めであった。

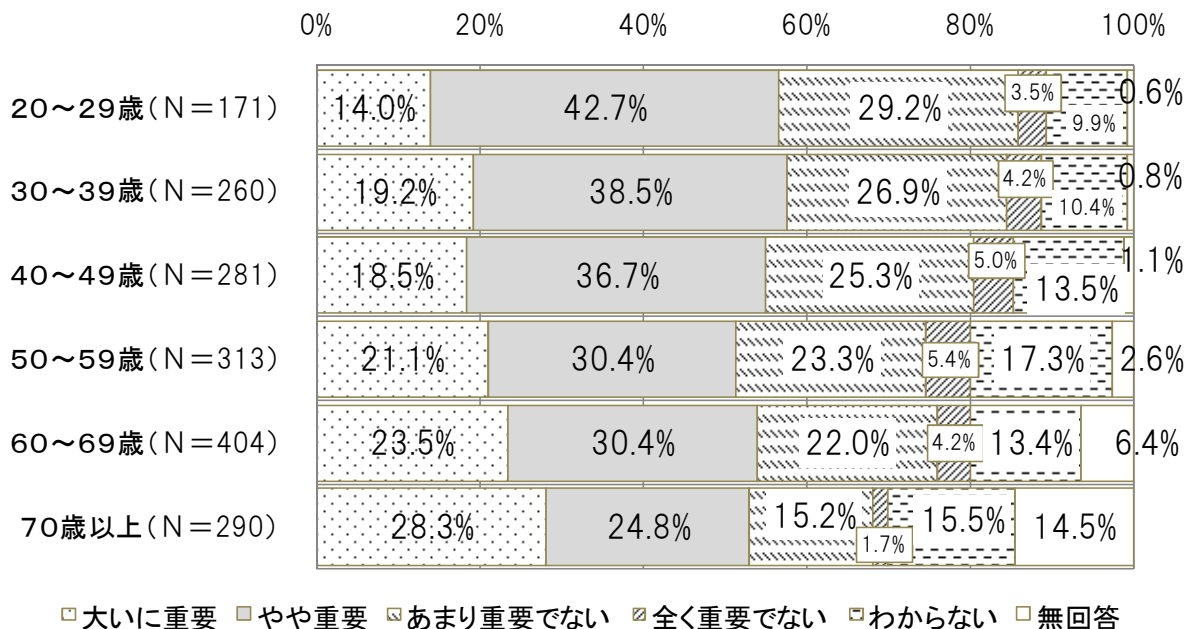
しかしながら、7つの柱のいずれについても『重要』との意見が過半数を占めたことから、おおむね肯定されたものと考えて、柱の追加や削除は行わなかった。

### ① 「柱①160万人の市民力で創造する都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合では、年代による差はほとんど見られないが、「大いに重要」の割合は年代が上がるほど高くなり、反対に「やや重要」と「あまり重要でない」の割合は減る傾向が見られた。

特に、「70歳以上」では、「大いに重要」(28.3%)が最も高く、これに「やや重要」(24.8%)が続く形となっている。

■柱①の重要度・年代別（住民アンケート）





### ■柱①に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 小規模な地域コミュニティづくりなどで実績を積み上げることが必要。高齢者の活用に今から取り組んでほしい。(b)
- 老後に住みやすい街であってほしい。合併してもしなくても問題はあろうが、住民が協力し合える範囲の大きさが良いように思う。(b)
- プロ球団等で知名度を上げるのは良いが、「自然を大切にする健康都市」等の考え方もあるだろう。(b)
- 住民との協働は難しいが今後重要。ぜひ地域の取り組みに参加していこうと思う。(b)
- 成功・不成功のカギは、地元コミュニティの力だと思う。(b)
- 商店街の活性化、住民と商店との交流により地域への愛着が増すのではないか。(a)
- 若者には自己表現できる場づくりが大切だと思う。若者を大事にする街づくりを。(a)
- 老人、子どもに優しいまちづくりをお願いする。(a)
- 文化面の展望がないのが残念。人間らしく生きるには経済よりも文化である。(b)
- 伝統文化の次世代への継承は大事。(a)
- 合併により、各市の特徴や伝統が欠けるのは悲しい。大きなデメリットだと思う。(c)
- プロスポーツの誘致を。本拠地になれば全国的な知名度も一段と上がると思う。(c)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見の中から、柱①に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

### ■最終報告書への反映、修正検討結果

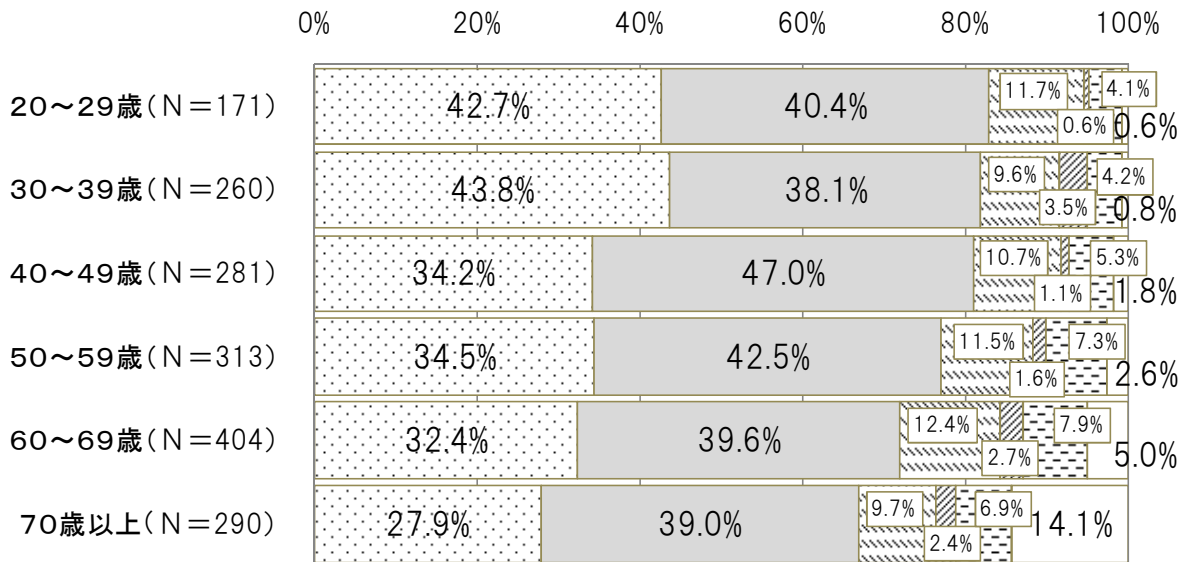
これらの意見のうち、地域コミュニティづくり、老後も住みやすい街、健康都市など市民活動、福祉に関係の深いものについては、柱①の現況と課題、施策目標①（P124～129）において、地域コミュニティ単位での市民活動や助け合いという視点から加筆した。商店街の活性化、住民と商店との交流、若者が自己表現できる場づくり、文化都市、地域文化・伝統の継承については、施策目標②（P129～130）において、にぎわいのあるまちづくり、文化を育むまちづくりという視点から追記した。

なお、柱①は重要と考える市民の割合が半数以上とはいえ、他の柱と比べ少なかった。「わからない」との回答も多かったことから、最終報告書では、柱の内容がより分かりやすく伝わるように、考え方の詳細や具体的な事例を追加することとした。

## ② 「柱②一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合では、年代が低いほど高くなる傾向が見られた。特に、20歳代から40歳代では、『重要』の割合が8割を超えている。

### ■柱②の重要度・年代別（住民アンケート）



□ 大いに重要 □ やや重要 □ あまり重要でない □ 全く重要でない □ わからない □ 無回答

### ■柱②に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 年をとっても学ぶことができるまちづくりをしてほしい。(a)
- 単なる学力の向上ではなく、社会に適応でき、自分の意見を持ち、有能な人物を作り上げることを目的とした教育を行ってほしい。(a)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見では、柱②に関連するものは比較的少なかった。

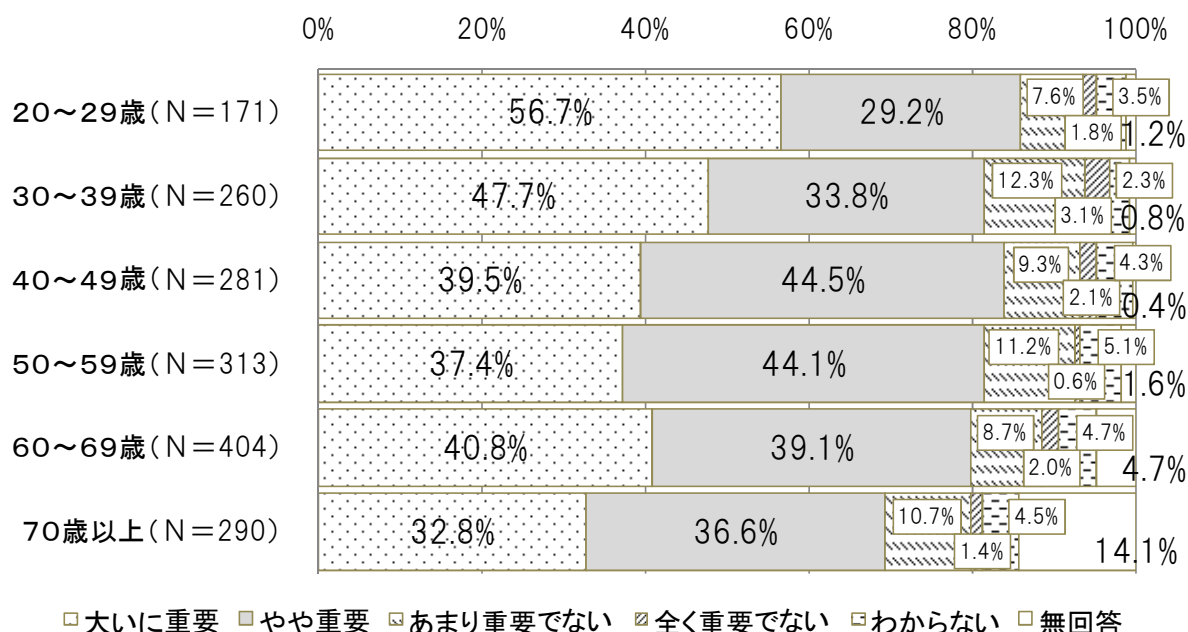
### ■最終報告書への反映、修正検討結果

これらの意見のうち、年をとっても学ぶことができるまちについては、柱②の施策目標②の生涯学習の箇所ですでに扱っていた（P133）。また、社会に適応できる人材の育成については柱②の施策目標①の特色ある質の高い学校教育（P131～133）、あるいは柱③の施策目標①の職業能力の向上（P136～137）と関係が深いテーマであり、「最終報告書案」において関連する記述はあったため、大幅な加筆は行わなかった。

### ③ 「柱③女性と若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合は、「20～29歳」（85.9％）が最も高く、「40～49歳」（84.0％）が続き、「70歳以上」（69.4％）を除くすべての年代で8割を超えていた。特に、「20～29歳」では、「大いに重要」のみで56.7％に上っていた。

■柱③の重要度・年代別（住民アンケート）



#### ■柱③に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 失業している人や働いても保険が適用されない弱者の人たちが普通に生活できる地域社会を希望する。(a)
- 若者だけに目を向けず、健康で仕事に意欲のある人が生涯働けるようなまちづくりをしてほしい。(a)
- 60～70歳になっても働ける社会になれば、少子問題が少しは緩和されるだろう。(b)
- 若い世代がここに住み続け子どもを産んで安心して暮らせるまちを希望する(a)
- 若い人が生活・就職しやすい環境を整えることが一番。(a)
- 職業訓練など社会に出てから役立つ場所をつくってほしい。(a)
- 共働き世代がますます増える中、市民税頼りとなる新市にとって、幼稚園・保育園の整備は必須である。(c)
- 保育所はある程度必要だが、経済優先で働く大人を支援するより、企業・社会全体が子どもと向き合う時間をきちんと作れるようにするべき。(a)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄

せられたご意見の中から、柱③に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

■最終報告書への反映、修正検討結果

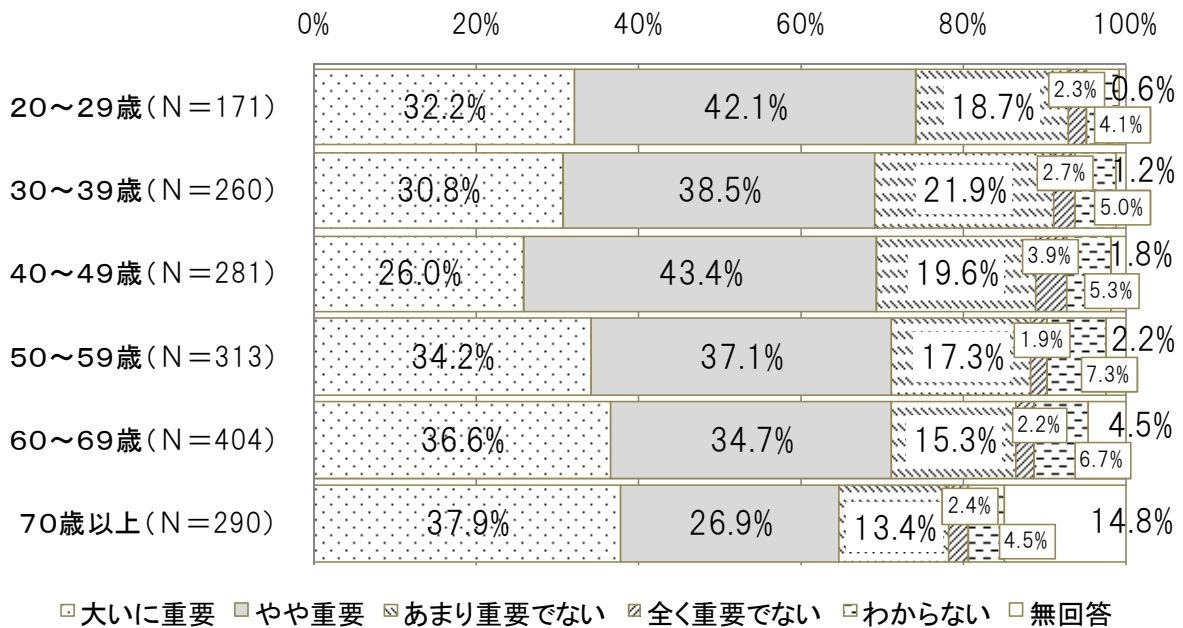
これらの意見のうち、失業・ワーキングプア問題、生涯働くことのできるまちづくりについては、柱③の現況と課題、施策目標②において（P133～138）、ワークシェアリングや働き続けるための支援などの視点から追記した。

また、子どもと向き合う時間の取れる会社・社会、若い人が生活・就職しやすい環境、幼稚園、保育園の整備などについては、柱③の施策目標②の仕事と家庭との両立支援（P137～138）において既に扱っていたが、企業の具体的な事例を加筆し、よりイメージしやすいものへ修正した。

④ 「柱④生活をより良くする産業を創造する都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合は、「20～29歳」で高く（74.3%）、  
「70歳以上」（64.8%）で低いものの、年代による大きな違いは見られなかった。

■柱④の重要度・年代別（住民アンケート）



#### ■柱④に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 教育機関と産業との協力体制を作り、産業の活性化を目指してほしい。(a)
- 大学や国・企業の研究機関を誘致し、産業基盤を作ればメリットを生み出せる。(a)
- 4市を代表する産業がない。新しい産業の創出の可能性についても研究を。(b)
- (個人) 市民税以外に財源を持つためにも、QOL 産業に限定せず、全国に通用するレベルの地場産業を育てるべき。(a)
- 新しいエネルギー産業の開発を行い、活気溢れる街にするべき。(a)
- 漁業・農業を主軸に、物流を含む産業創成を。(a)
- もう少し、産業の集積や文化産業についての検討があってもいいのではないか。(b)
- 生活中心ではなく、働く場と生活の場の活性化を目指すべき。(b)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見の中から、柱④に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

#### ■最終報告書への反映、修正検討結果

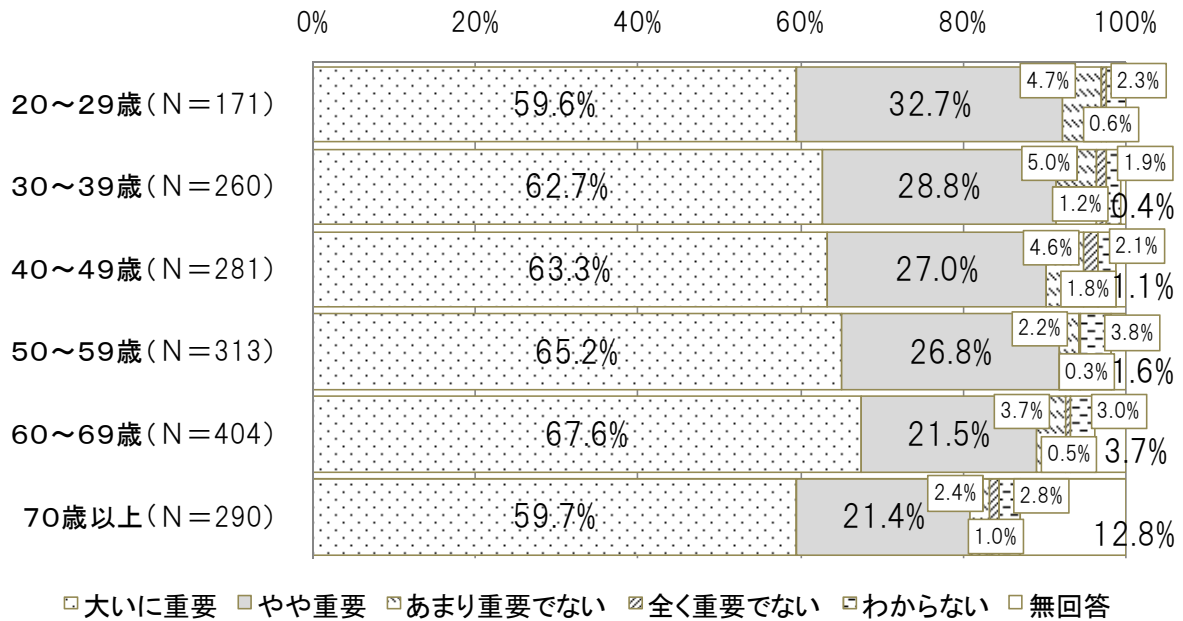
これらの意見のうち、大学等の教育機関との連携による産業の創出・活性化、新しい産業の創出については、既に柱④の施策目標①産学官等のネットワーク化 (P140～142) において扱っていたため、大きな加筆は行わなかった。また、新産業として新エネルギー産業や農業に注目する視点については、柱④の QOL 産業 (生活の質を高める産業) の例 (P140) や施策目標②の農作物等のグローバル展開の箇所 (P142～143) で取り上げた。

#### ⑤ 「柱⑤良好な自然環境・地球環境と共生する都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合では、「70 歳以上」(81.1%) が特に低いほか、年代による大きな違いは見られなかった。

「大いに重要」の割合は、「60～69 歳」までは年代が上がるほど高くなる傾向が見られ、「70 歳以上」(59.7%) で低くなっている。

■柱⑤の重要度・年代別（住民アンケート）



■柱⑤に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 緑豊かな自然環境を守って、「心安らかに生活できる住宅都市づくり」をコンセプトに都市開発を目指してほしい。(a)
- 圏域に残っている自然環境を生かし、緑にあふれた職住一体型のグリーントウンを整備してほしい。(b)
- 住宅（マンション）ばかり建設されて、緑地の保全・農業はどうなるのか。(b)
- 自然環境をこれ以上壊さないでほしい。(a)
- 緑や花の多い公園を設置してほしい。(a)
- きれいに掃除してある街を望む。(a)
- 駅前に高層マンションが建っているが、住宅都市として考えるならば、もっと規制してシンプルで魅力ある市にしたい。(a)
- 東京では実現できない住環境、電柱の地中化、都市のハイデザイン等に取り組んで！(c)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見の中から、柱⑤に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

■最終報告書への反映、修正検討結果

これらの意見のうち、環境を活かしたまち、自然を大切にするまち、身近に緑と花の多いまちといった視点は、現況と課題や柱⑤の施策目標①（P144～146）の緑の回廊の保全等の

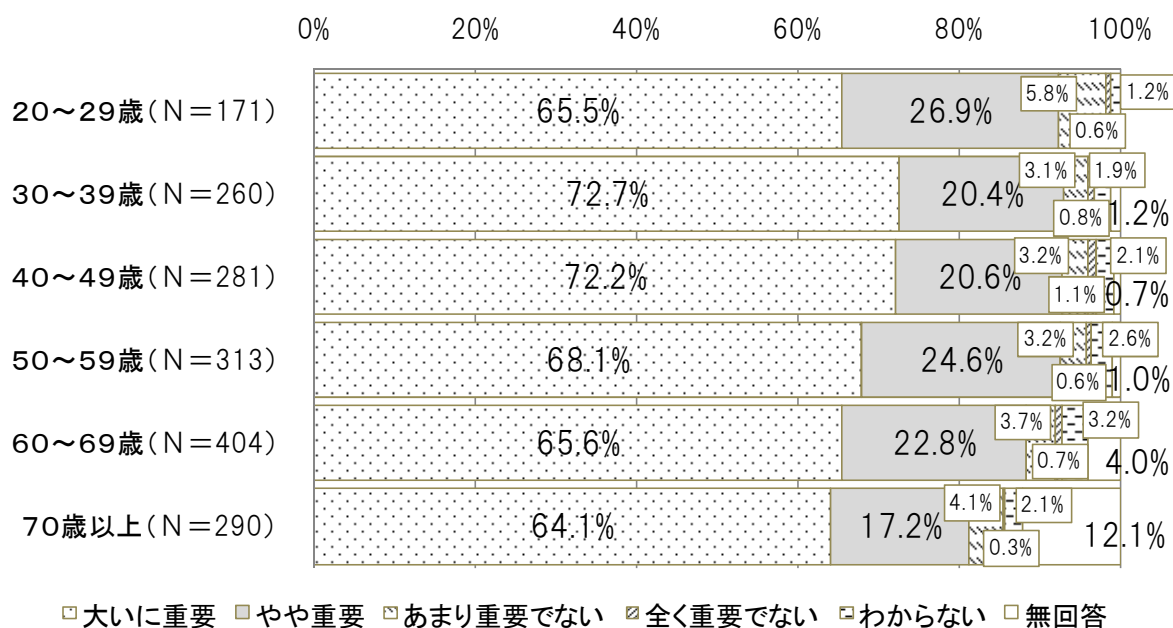
箇所において既に扱っていたが、具体的な事例などを加筆することとした。

景観等の規制強化、電柱の地中化などの都市の景観については、地域の特色を踏まえつつ関係者との合意形成を慎重に進めていく必要があるため、最終報告書では扱わないこととした。

### ⑥ 「柱⑥徹底した安全と高い安心を保障する都市」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合は、「70 歳以上」(81.3%)で若干低くなっているものの、全年代を通じて高く、年代による大きな違いは見られなかった。また、「大いに重要」の割合が、「30～39 歳」(72.7%)と「40～49 歳」(72.2%)で特に高い傾向が見られた。

■柱⑥の重要度・年代別（住民アンケート）



### ■柱⑥に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 道路、歩道が悪すぎ、優しくない街になっている。(a)
- 大型トラックの交通量が多く、道路等の整備、空気汚染が気になる。(a)
- エコなまちづくり、自転車道・歩道の確保によるクリーンで健康的な街を。(a)
- 道が狭いことがあり、広げるのが難しいところは道路にカラーを入れる、朝夕の時間帯は規制をかける、車幅規制をするなど工夫してほしい。(a)
- 南北の道路整備、渋滞解消、歩道整備が必要である。(a)
- 医療施設、保育施設を充実させ、東京通勤の現役世代が安心して住めるようにしてほしい。(a)
- 医療や教育、安全で安心な街ができることを望む。乳幼児から高齢者まで安心して医療が受けられる医療システムの構築を。(c)
- 質の良い医療を確保するには、医科大学の設置又は誘致が必要ではないか。(c)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見の中から、柱⑥に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

### ■最終報告書への反映、修正検討結果

これらの意見から、道路に関するニーズは高いことがうかがえた。道路のうち、市民の日常的な生活にとって必要性の高い道路や交通安全の視点から重要な歩道・自転車道の整備・充実については、安全・安心の柱のなかで重要な要素と考え、施策目標①（P 149～150）に加筆することとした。一方、渋滞の解消を目指した大規模な道路インフラの整備については、交通の利便性の向上や CO2 問題の観点から重要な課題であるものの、この柱では安全・安心に直結する内容に焦点をあてたものであること、また、大規模な道路投資は交通量、他の交通手段の有無等を検討し、費用対効果の視点を含めた慎重な検討を要するものであることから、扱わないこととした。

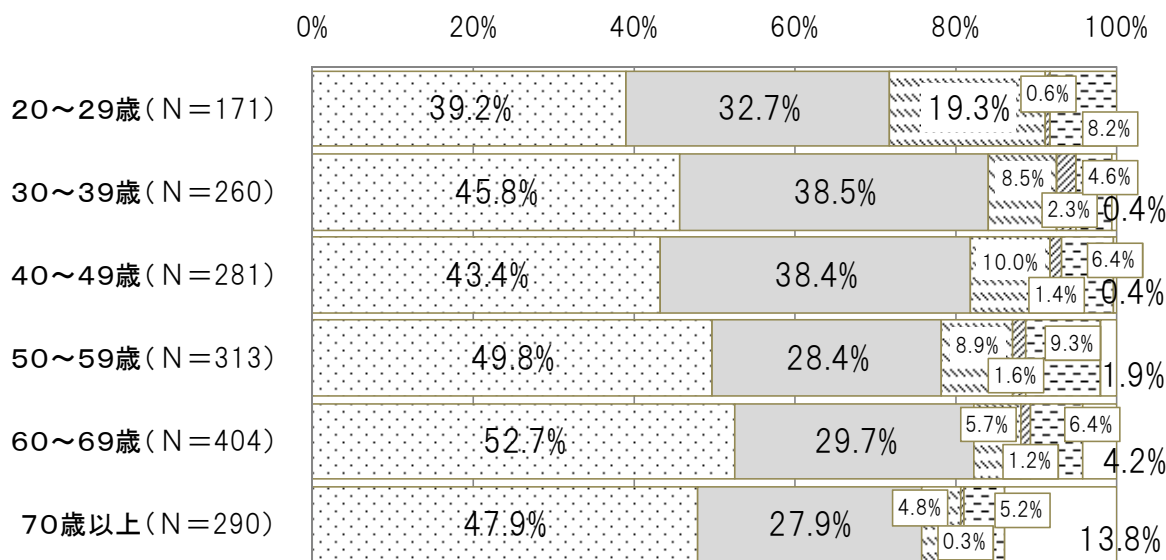
加えて、医療についても関心が高いことがうかがえた。「最終報告書案」においても扱っていたテーマであるが、施策目標③（P 153～154）において、事例等を加筆することとした。

### ⑦ 行政「柱⑦持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」について

「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合では、「20～29 歳」（71.9%）でやや低くなっているほか、年代による大きな違いは見られなかった。



■柱⑦の重要度・年代別（住民アンケート）



□大いに重要 □やや重要 □あまり重要でない □全く重要でない □わからない □無回答

■柱⑦に関連する自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 自治体間競争に勝ち残る政策、つまり自主財源の充実の必要性を考えたい。(b)
- 職員の数、議員の数を削減してほしい。(a)
- 行政改革を推進することで、経費を少なくし、行政サービスを良くしてほしい。(b)
- 行政のスリム化のための合併ではなく、十分な人材を維持しサービスの充実を図ってほしい。(a)
- 行政のスリム化のために、安全性が低下することのないようにしてほしい。(a)
- 区役所は休日窓口を充実させてほしい。(a)
- 単なる行政効率重視ではなく、住民あつての地方自治を念頭において議論を。(a)
- 箱モノを作らない身の丈に合った街づくりを。(b)
- 住民に負担がかからない程度の発展を希望する。(a)
- 合併するには思い切った庁舎の統合・合理化を。(b)
- 現存するものを広く使うようにすべき。人的パワーを利用し、市民の助け合い精神を育てれば良い。(a)
- 開かれた行政を目指すならば、日頃からの情報公開と市民の意見聴取が大事。(a)
- 区制度を活用する手法をもっと研究してほしい。(b)

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケートの自由記述欄、研究会ホームページに寄せられたご意見の中から、柱⑦に関連する内容を抜粋すると、上記のとおりである。

■最終報告書への反映、修正検討結果

これらの意見のうち、自主財源の充実、合理化などの財政に関わる内容や休日窓口の充実

などサービス充実に関わる内容については、既に柱⑦の施策目標②（P156～158）において扱っていたため、特段加筆はしなかった。また、箱モノを作らない、既存施設の有効活用など公共施設に関係するものについては、老朽化への対応など今後重要性をますます高まることから、施策目標②の施策例として、「経営的視点にもとづいた公共施設、社会インフラのあり方の検討」を追加することとした。

さらには開かれた行政については、施策目標①（P155～156）のなかで市民参加・行政の透明化について述べている。また、区制度の活用については、第 10 章において言及しているが、今後更に研究が必要なテーマであり、第 12 章においても述べることとする。

## ⑧ その他のご意見等について

住民アンケートやシンポジウム来場者アンケート、研究会ホームページに寄せられたご意見の中には、新市の将来像に関連しているが、柱①～⑦のいずれにも分類が難しいものも多数あった。

### ■その他の自由記述意見

(a 住民アンケート、b シンポジウムアンケート、c 研究会 HP へのご意見より抜粋・要約)

- 都市基盤、とりわけ道路と鉄道のネットワークの整備は不可欠である。(c)
- 合併した折には、各市の道路整備、電車・バス等交通網の整備を。(c)
- 市川から松戸や浦安につながる南北を走る鉄道を作ってほしい。(a)
- 各地のアクセスのためのシャトルバスを運行してほしい。(a)
- 強みである海を活かしリゾートっぽく開発すれば、市のイメージが変わると思う。(c)
- 各駅周辺の都市開発、および徒歩 15 分以内の市街化を図ってほしい。(a)
- 新鎌ヶ谷駅の再開発やニュータウン開発を 4 市の連携でやるべき。(c)
- 「核のない都市」には疑問。ポテンシャルの高い場所（南船橋、新鎌ヶ谷、船橋市米ヶ崎）に官公庁・商業の集積を図り、民活を取り入れた都市づくりを目指しては。(b)
- 横浜市の MM 地区や埼玉新都心のような人とお金が集まる都市づくりを。市川・船橋の湾岸地区で居住と娯楽を一体化した横浜・埼玉を超える都市設計を。(c)
- 「神戸」のようなブランドのある 160 万都市に住みたい。(b)
- 若い世代には「都市ブランド」が魅力になるだろう。(b)
- いろいろな都市からお客様が出向くような都市を目指してほしい。(a)
- 財政不安解消のための合併ではなく、魅力ある街のために合併してほしい。(a)

### ■最終報告書への反映、修正検討結果

以上のように、いずれの柱にも属しにくいテーマとしては、幹線道路、鉄道などの大規模な交通インフラの整備に関する意見、駅前再開発や海を活かした開発などの再開発に関する意見が寄せられた。これらについては、将来像の箇所（P118）で述べたように、研究会で

は都市の中核機能の充実よりも、住宅都市としての質の向上により重きを置いたため、扱わないこととした。

また、都市ブランドの構築やいろいろなところから人が集まる都市（いわゆる交流人口の増加）というテーマについては、2つの視点から検討すべきであると考えた。

1つ目の視点は、柱①～⑦を推進し、住宅都市としての魅力、中身を高めた結果として、都市ブランドは醸成されるという考え方である。そして2つ目の視点は、都市の魅力を高めるとともに、その魅力を積極的・効果的に市の内外に伝える努力が重要であるという考え方である。後者についての具体的な施策としては、「最終報告書案」において、シティ・セールスの推進や政令市となることによるブランド効果として扱っており、特段の加筆は行わなかった。

#### （４） 合併・政令市移行への意見について

研究会では、「最終報告書案」の内容に対するご意見を収集するとともに、住民アンケート、シンポジウム来場者アンケート、「ご意見うかがい隊」等の各機会において、自分の住む市が近隣市と合併して政令市に移行することをどう思うか、賛否やその理由について、ご意見を聞いている。

ここでは、サンプル数が多く、ほぼ4市均等に回収することのできた住民アンケートに沿って、結果と傾向を紹介する。

##### ① 合併・政令市移行への賛否

住民アンケートでは、下記のような設問を設けて、合併・政令市移行への賛否を聞いた。

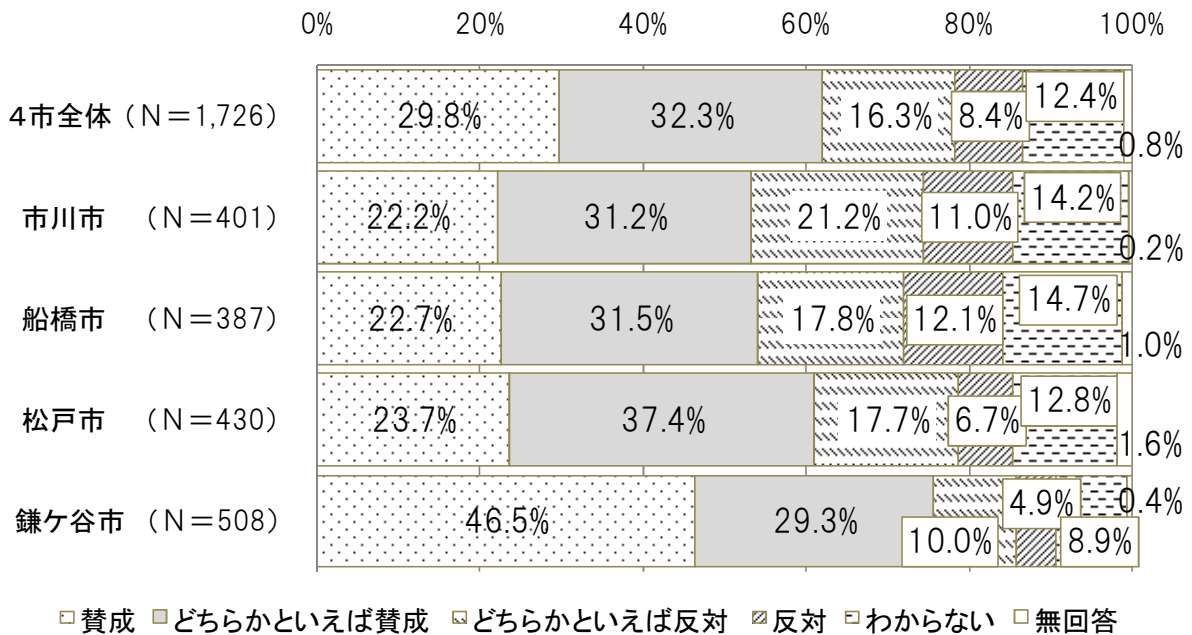
問5 お住まいの市が近隣市と合併して政令市を目指すとしたら、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください（合併する市の組み合わせにとらわれずにお答えください）。

1. 賛成      2. どちらかといえば賛成      3. どちらかといえば反対  
4. 反対      5. わからない

結果は、4市全体では「どちらかといえば賛成」の割合（32.3%）が最も高く、続いて「賛成」（29.8%）、「どちらかといえば反対」（16.3%）、「わからない」（12.4%）、「反対」（8.4%）の順であった。「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合は約6割（62.1%）である。

4市別にみると、「鎌ヶ谷市」で「賛成」が突出して高く（46.5%）、「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』においても、最も高かった（75.8%）。他の3市については、松戸市で「どちらかといえば賛成」が若干高い（37.4%）ほか、大きな差は見られなかった。

■合併・政令市移行への賛否（住民アンケート）



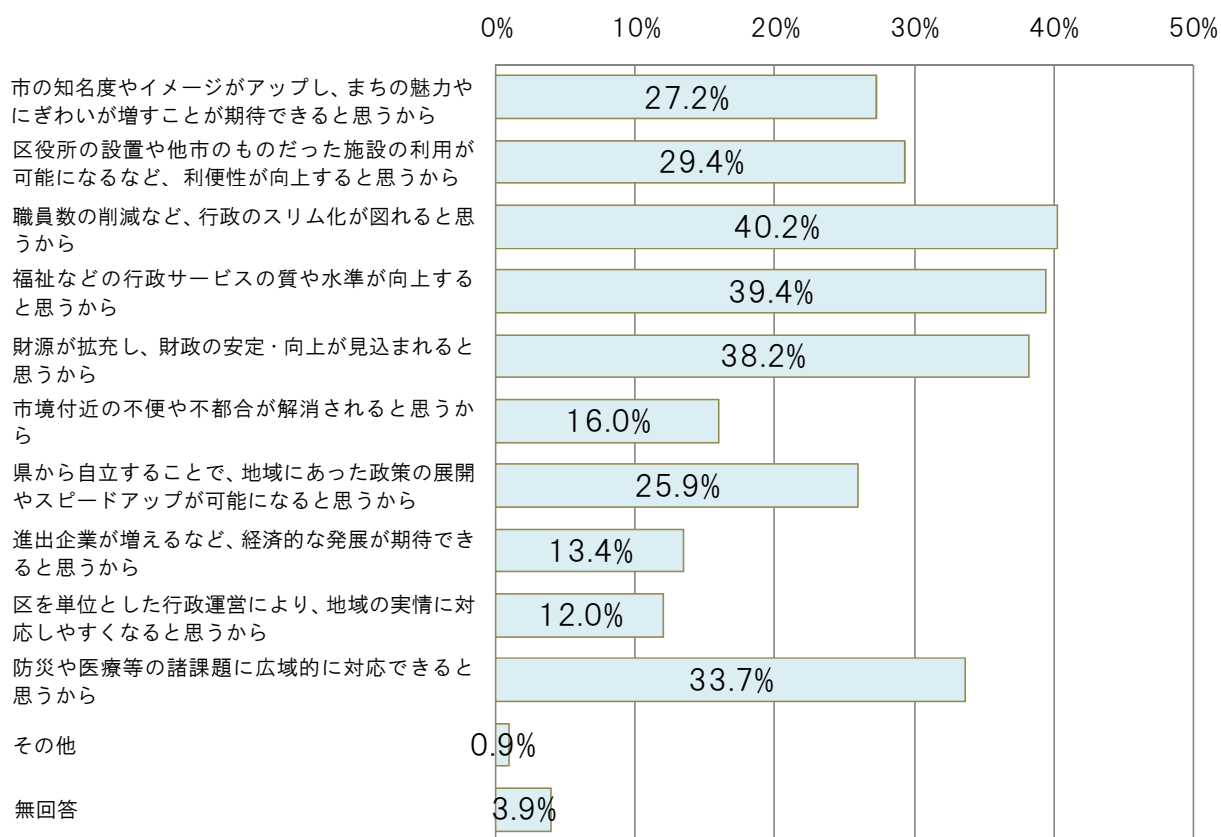
② 合併・政令市移行に賛成する理由

住民アンケートでは、前問で「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人に、下記のように賛成する理由を聞いている。

問5-1 賛成する理由を次の中から3つまで選んでください。

1. 市の知名度やイメージがアップし、まちの魅力やにぎわいが増すことが期待できると思うから
2. 区役所の設置や他市のものだった施設の利用が可能になるなど、利便性が向上すると思うから
3. 職員数の削減など、行政のスリム化が図れると思うから
4. 福祉などの行政サービスの質や水準が向上すると思うから
5. 財源が拡充し、財政の安定・向上が見込まれると思うから
6. 市境付近の不便や不都合が解消されると思うから
7. 県から自立することで、地域にあった政策の展開やスピードアップが可能になると思うから
8. 進出企業が増えるなど、経済的な発展が期待できると思うから
9. 区を単位とした行政運営により、地域の実情に対応しやすくなると思うから
10. 防災や医療等の諸課題に広域的に対応できると思うから
11. その他 ( )

■ 合併・政令市移行に賛成する理由（住民アンケート）



賛成理由としては、「職員数の削減など、行政のスリム化が図れると思うから」（40.2%）が最も多く、これに「福祉などの行政サービスの質や水準が向上すると思うから」（39.4%）、「財源が拡充し、財政の安定・向上が見込まれると思うから」（38.2%）、「防災や医療等の諸課題に広域的に対応できると思うから」（33.7%）が続いている。

なお、住民アンケートの自由記述欄には「賛成する理由」にあたるものとして、以下のようない意見が見られた。

■ 賛成する理由にあたる自由記述意見（住民アンケートより抜粋・要約）

- 市の名前には愛着があるが、市政が向上するなら良いと思う。
- 市の知名度が低いので。
- 今のままでは対応しきれなくなると思うので。
- 市境の不便が解消すると思うので。
- 行政のスリム化により、公務員、議員の削減ができると思うので。
- 東京都に一番近い政令市として人口の大幅増が期待できると思うので。
- 産業のバランスが期待できるから。
- 魅力のない今の市にカンフル剤の意味を含めて推進すべき。
- 福祉厚生面で他市より劣っていると思うから。

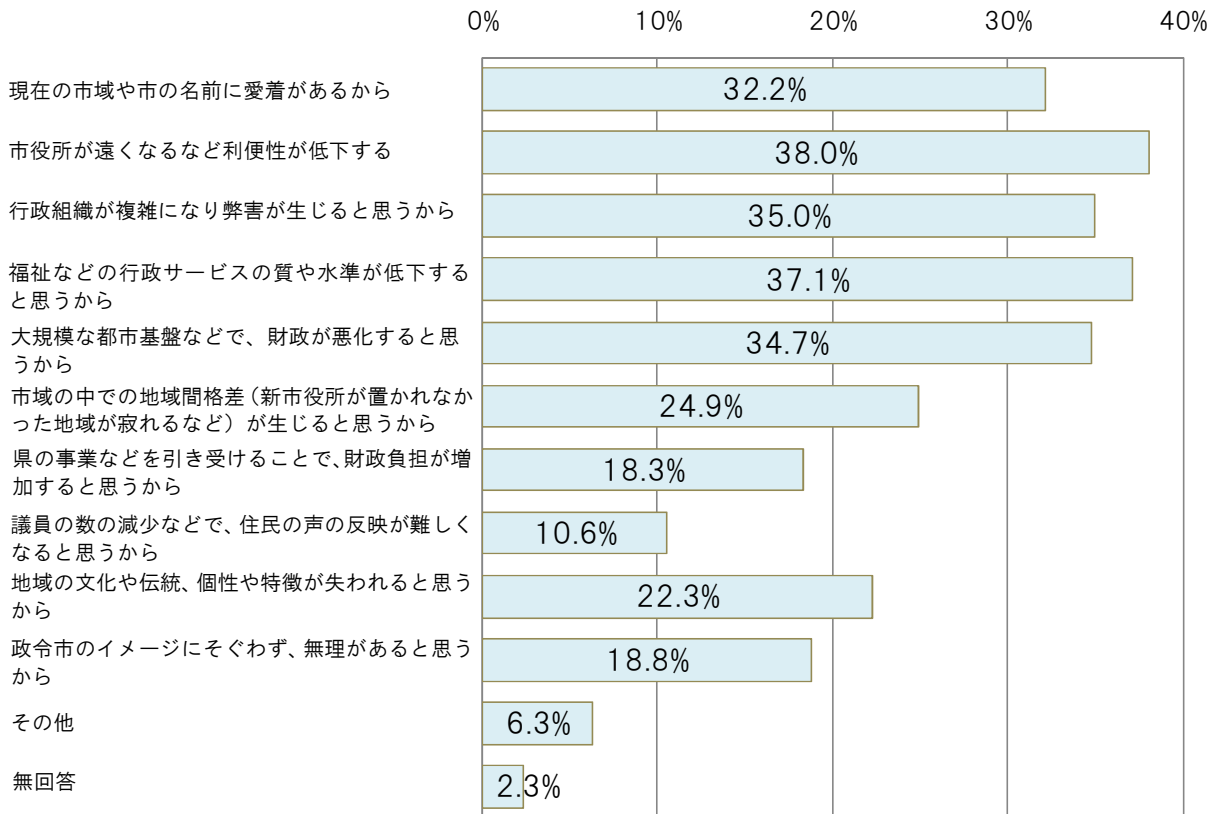
### ③ 合併・政令市移行に反対する理由

また、住民アンケートでは、前問で「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人に、下記のように反対する理由を聞いている。

問5-3 反対する理由を、次の中から3つまで選んでください

1. 現在の市域や市の名前に愛着があるから
2. 市役所が遠くなるなど利便性が低下すると思うから
3. 行政組織が複雑になり弊害が生じると思うから
4. 福祉などの行政サービスの質や水準が低下すると思うから
5. 大規模な都市基盤などで、財政が悪化すると思うから
6. 市域の中での地域間格差（新市役所が置かれなかった地域が寂れるなど）が生じると思うから
7. 県の事業などを引き受けることで、財政負担が増加すると思うから
8. 議員の数の減少などで、住民の声の反映が難しくなると思うから
9. 地域の文化や伝統、個性や特徴が失われると思うから
10. 政令市のイメージにそぐわず、無理があると思うから
11. その他（ ）

#### ■ 合併・政令市移行に反対する理由（住民アンケート）



反対理由としては、「市役所が遠くなるなど利便性が低下すると思うから」（38.0%）が最

も多く、これに「福祉などの行政サービスの質や水準が低下すると思うから」(37.1%)、「行政組織が複雑になり弊害が生じると思うから」(35.0%)、「大規模な都市基盤などで、財政が悪化すると思うから」(34.7%)が続いている。

なお、住民アンケートの自由記述欄には「反対する理由」や懸念事項にあたるものとして、以下のような意見が見られた。

■反対する理由や懸念事項にあたる自由記述意見（住民アンケートより抜粋・要約）

- 平成の大合併に関するマスコミ情報では、成果があがっていないように感じる。
- 他の合併事例では公共料金が上がり、市独自のサービスがなくなっている。
- 合併で、住民負担の増やサービスの低下などデメリットがありそう。
- 行政が大型化することで、サービスの低下、無駄が増えるのでは。
- 予算や職員を減らすために、保育など子どもにしわ寄せが行くと思う。
- 合併し、議員が減ることで地域住民の声が届かなくなるかと心配だ。
- 大規模な基盤整備を行わなければならない、きめ細かい福祉行政に支障をきたす。
  
- 高齢者を活かした街づくりをするならば、小さな都市の方がいい。
- 人間が生活するには 30～40 万人の人口が理想だと思う。
- それぞれが個性ある街づくりをする方が、魅力的な都市になると思う。
  
- 合併対象が未確定では、メリット・デメリットの判断のしようがない。
- 各々の市の負債等、マイナスの部分がどうなるかが心配。
- 市民負担やサービスの低下になるので、組合せは慎重に考えるべき。
- 4市に限らず、各市にとってメリットのある相手だけを選んでほしい。
- 政令市になり、いっそうの地域差が出ては困る。
- 他市に比べて小さい市なので、合併すると吸収されてしまう気がする。
- 同規模の市が合併すると、弊害ばかり発生する恐れがある。
  
- 現段階で各市ができること、改善すべきことに力を入れれば良いのでは。
- 各市の現状の課題が解決しないまま置き去りにされてしまいそうだ。

■最終報告書への反映、修正検討結果

このように、合併への反対理由、懸念事項としては次のような意見が寄せられた。

ア：合併にはメリットが小さい。またはデメリットのほうが大きい。

イ：小さな都市のほうが個性豊かなまちづくりができる

ウ：合併の組み合わせの検討が必要

エ：現在の各市においても努力が必要

このうち、ア、イについては第7章などで一般的によく言われていることを紹介しているが、合併後の他市町村の検証を行うなど、今後更に研究が必要となるテーマと考える。この点は第12章においても言及することとする。ウについては、本研究会の研究は、4市を「仮の組合せ」としてスタートしたものであり、合併の組合せについては今後の検討課題である。この点についても第12章で言及することとする。

エについても重要な視点である。例えば、第3章において述べた合併しない場合の財政推計結果や、第8章において述べた避けるべきシナリオについては、現4市においても更に検討を深めることが重要と考える。もっとも、この点については、本研究会ではなく、各市において取り組むべき課題であるため、詳細については報告書では扱っていない。

## (5) 研究活動について

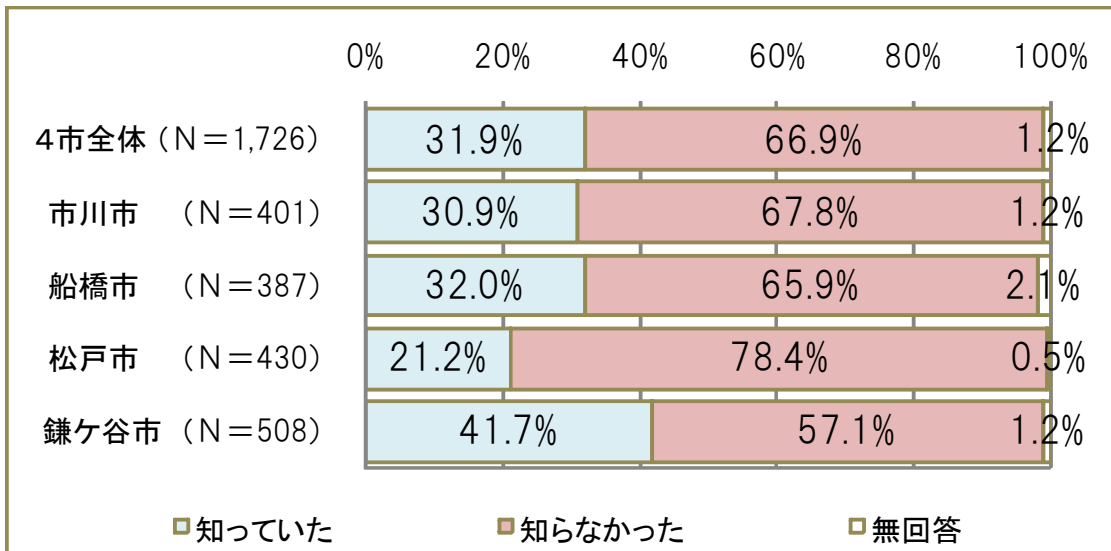
### ① 共同研究の認知度

住民アンケートでは、本研究の実施について、各市の住民がどの程度知っているかを把握するため、下記のような設問を設けた。

問1 市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市の4市が、共同で合併や政令市移行について研究していることを知っていましたか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 知っていた                      2. 知らなかった

#### ■ 共同研究の認知度（住民アンケート）



4市全体では「知っていた」が約3割(31.9%)で、「知らなかった」が約7割(66.9%)という結果であった。4市別にみると、「知っていた」割合は「鎌ヶ谷市」(41.7%)が最も高く、「松戸市」(21.2%)が最も低かった。

市の将来を大きく左右する重要な問題でありながら、市民の半数以上が知らないという結果であり、今後とも各市において様々な機会を通じて、周知に努めていくことが重要である。



## ② 今後の各市での取り組み

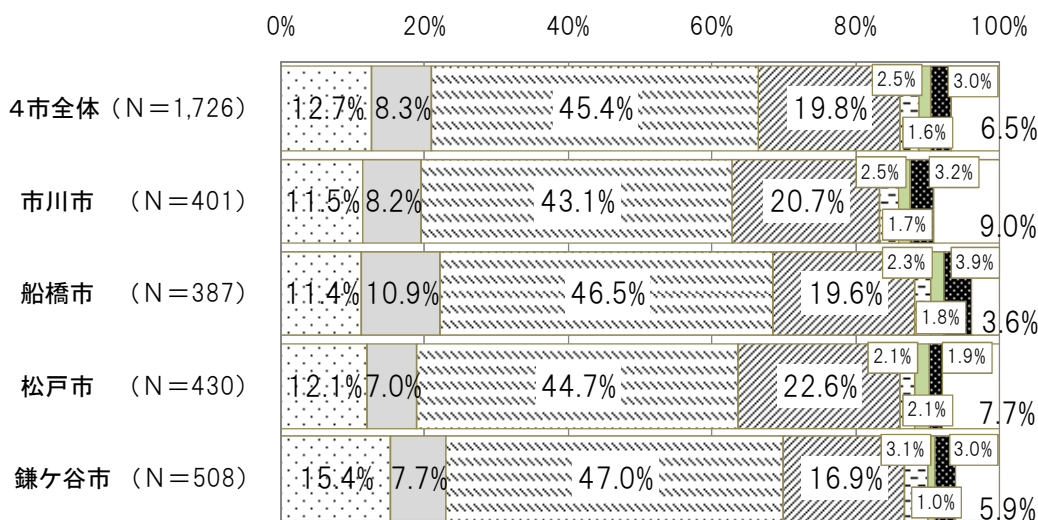
また、研究会では、平成 19～20 年度の 2 年間で当初予定の共同研究を終えたのちに、各市はどのような取り組みを行うべきか？という問題意識のもと、住民アンケートの一環として、下記のように住民の意見を聞いている。

問6 あなたは、今後各市で、どのような取り組みをするべきだと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める
2. 各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う
3. 合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う
4. 市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う
5. その他（ ）
6. 特にない
7. わからない

「合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う」の割合（45.4%）が最も高く、これに「市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う」（19.8%）、「各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める」（12.7%）、「各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う」と続いている。4市全体でも、市ごとに見ても、この傾向にはほとんど違いが見られない。

### ■今後の各市での取り組み（住民アンケート）



- 各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める
- 各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う
- 合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う
- 市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う
- その他
- 特にない
- わからない
- 無回答

なお、住民アンケートの自由記述欄には、この研究やアンケートに対するものとして、以下のような意見があった。

■研究に対するご意見にあたる自由記述意見（住民アンケートより抜粋・要約）

- 内容が大きすぎて良くわからない。一家庭の現状に合わせた細かい情報や、合併にあたりどのように市民が参加して決定できるのかの説明が不十分。
- 政令市移行による市民生活への影響がどうなるかがわからない。
- 具体的なメリット・デメリットを信憑性のあるデータをもとに示してほしい。
- 財政部分を詳しい数字で表す、歳出カットのための努力を可能な限り実行すべき。
- 最終報告書案に良いことしか書かれていなく、アンケートも誘導的。
- 合併のプラス面ばかり強調せず、もっとマイナス面を知らせてほしい。
- すでに合併している市町村のその後の様子を調査してほしい。
- 財政効果が本当にあるのか、他の合併事例も知りたい。
- もっと研究の内容や研究していることを市民に知らせるべき。
- わからない立場の人まで視線を下げ、実際どうなるのか、なぜそうなのかなどをオープンに分かりやすく教えてほしい。
- 政令市とはなんたるかも知らないので政令市制度自体を PR すべき。
- 市民からの意見収集や情報提供の取り組みをもっと図るべき。
- アンケートも一つの方法だが、他にもいろいろと意見を聞くべきでは。
- 市民が意見をしやすいように、駅や公共施設に意見箱を設置する、街頭での聞き取り調査などが必要では。
- もっと若い世代の意見を聞くべき。

■最終報告書への反映、修正検討結果

このように本研究については、次のような意見が寄せられた。

ア：合併・政令市移行のメリット、デメリット、効果と課題の詳細を研究してほしい。

イ：市民との情報共有と、市民からの意見収集を一層行うべきである。

いずれの点も今後の重要な課題である。これらの視点を踏まえて、今後の課題は第 12 章において扱うこととする。

## 第 12 章 本研究のまとめと今後の課題

### (1) これまでの振り返り

本研究の目的は、圏域の課題や方向性等について、広く住民に考えていただくための資料を提供することを主眼としながら、合併や政令市移行について、その効果と影響を政策・財政の両面から調査研究するとともに、仮に 4 市が合併し政令市となった場合の新市の将来像（試算）を提示することにあつた。

### ① 圏域の状況と課題（第 1 章～第 4 章）

本圏域は、成田空港と東京とを結ぶ好立地であることに加え、仮にこの 4 市が合併した場合、160 万人という人口規模が大きな強みであることが分かった。

その一方で、人口急増期に人口が 3 倍以上に膨れ上がった 4 市では、今後は一気に高齢化が進み、老年人口（65 歳以上）が、平成 29 年には平成 19 年の約 1.4 倍になると推計された。人口構成の変化は 4 市の財政に影響を及ぼすため、平成 42 年までには、福祉や医療等の扶助費は約 280 億円増大し、一方、生産年齢人口の減少により個人市民税が約 50 億円減少するものと推計された。さらに、各市とも人口急増期に建設した公共建築物等が老朽化するため、改修等の費用がピーク時には、年間 250 億円程度に達するものと試算された。こうしたことから、各市とも、何らかの対応が必要であることが分かった。

### ② 合併・政令市移行の効果と影響（第 5 章～第 7 章）

合併に伴うメリットは、行財政がスリム化し、広域的な行政展開が可能になることである。仮にこの 4 市が合併した場合、新市はまず中核市になることから、すでに中核市である船橋市を除く 3 市は、保健所の事務をはじめとする権限が拡大し、より自立性が高まることが期待される。財政面への影響としては、人件費の削減など一定の効果はあるものの、事務移譲に伴う負担の増大や交付税等の歳入の減少が同時に見込まれるため、トータルな財政上のメリットはあるとは言えない。

一方、政令市移行に伴うメリットは、国・県道の移管をはじめ権限が県並みに拡大することによって、圏域の将来に向けた新たな政策を実現しやすくなるとともに、行政区の設置により、圏域内の各地域の実情に応じた行政経営が行えるようになることである。財政面への影響としては、道路特定財源や地方交付税、宝くじ収益金など新たな財源により財政規模が拡大するとともに、あくまでも仮の計算ではあるが、歳入増が歳出増を約 35 億円上回る試算となり、この余剰分を住民サービスの向上等に活用できる可能性があることが分った。ただし、この試算に含まれていない県との協議を要する「県単独事務事業」分の経費等や、電算システムの統合や区役所整備等の一時的な経費が必要となる。

また、第 3 章で課題として示した公共建築物の更新需要も、財政シミュレーションに反映していないため、合併や政令市に移行した場合にも課題として残ることに、留意が必要である。

この一方で、合併により懸念される事項や政令市移行に伴い留意すべき事項が存在する。

合併に関していえば、例えば、各市のサービスを一元化する際に、市民負担が増大したり、サービス水準が低下したりするのではないかと、といったものである。現実的には、すべての分野において、4市の中で最も低い負担、最も高いサービス水準に統合されることは難しいものと考えられる。しかしながら、実際の合併協議においては、関係市がお互いの利益ばかりを優先させるのではなく、圏域の将来という観点から、住民の意見を十分に反映させながら協議を行うことにより、住民に納得してもらえらるような結論を得ることが重要である。

また、政令市移行に関しては、道州制についての議論が活発化しつつある中で、指定都市制度が今後どのように転換していくのかということに注視が必要である。更に、県との協議により移譲される事務の経費や、国・県道の移管に伴う財政負担が、新市の健全な財政運営を危うくすることがないように、県協議においては十分に留意が必要である。加えて、「大都市にふさわしい風格」を備えるために、無理な開発や大規模な都市基盤整備等を行えば、将来世代の負担となる点も十分に留意する必要がある。

これらのいわば「課題」については、実際に合併して政令市への移行を目指す場合には、合併協議の中で具体的に検討され、あるいは、新市の都市づくりの中で解決されていくものである。本研究が「4市」という仮の組み合わせを前提としたものであることから、第7章では、こうした課題への対応の方向性に言及するにとどめたところである。

### ③ 新市の将来像（第8章～第10章）

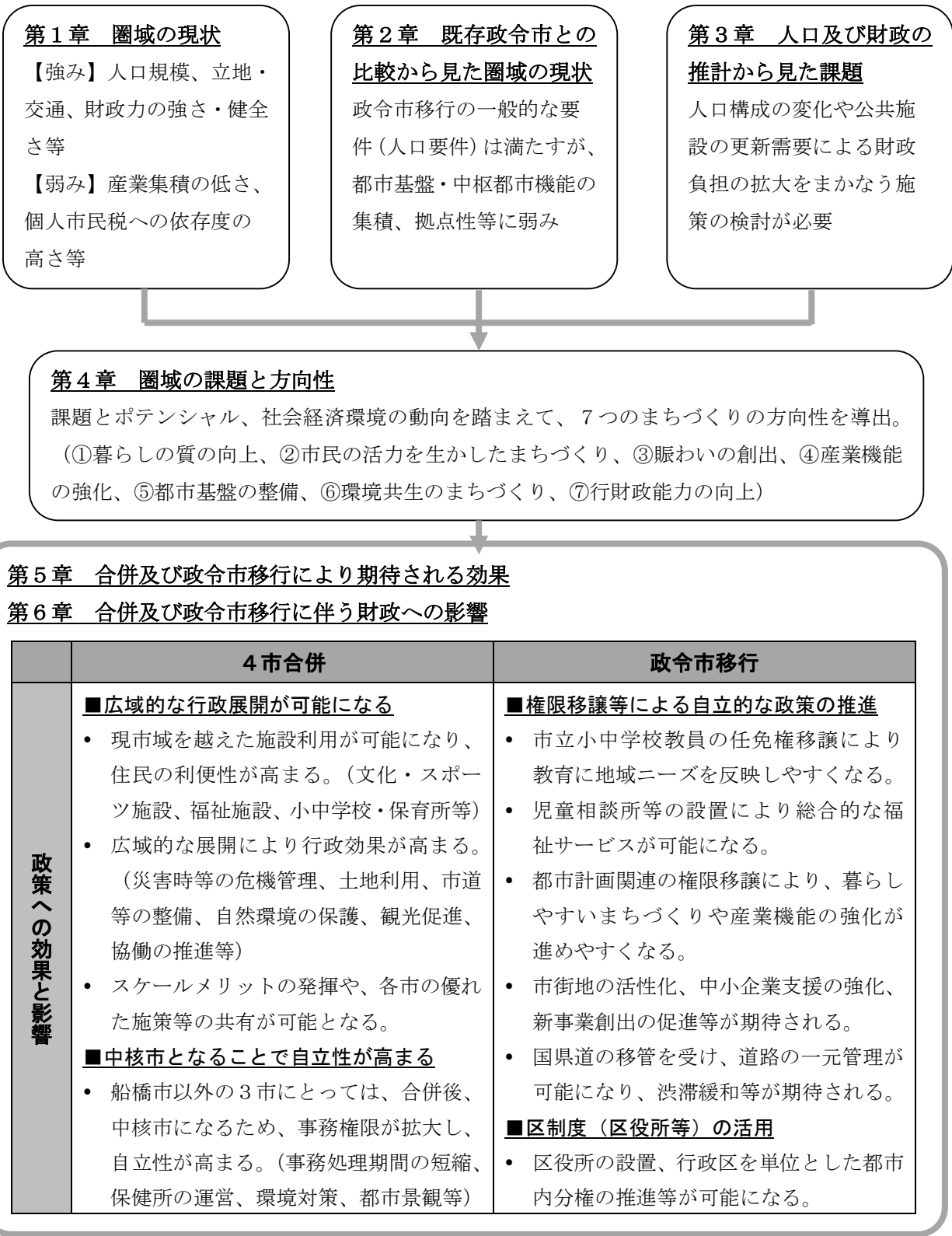
本圏域にとって避けるべきシナリオは、現役世代の減少と急速かつ大規模に進む高齢化により、商業や地域コミュニティの活力が低下するとともに、市の財政が危機的に悪化して、行政サービスの水準が下がり、住宅都市としての魅力が低下することである。

本圏域は個人市民税への依存度が高いことから、持続可能な都市づくりにとっては、住宅都市としての魅力を高め、主たる担税者である生産年齢人口をいかに呼び込むか、また住み続けたいと思われるかが、大変重要であると考ええる。

この際、この圏域の持つポテンシャル、すなわち最大の「強み」は、本圏域に暮らす160万人の住民であることから、160万人のマンパワーと、人材の多様性を生かし、住民相互の結びつきを育てながら、住民ニーズの高い、子育て、教育、環境といった諸問題に重点的に取り組むことによって、全国に、更には世界にほこる住宅都市を実現することが、本圏域が活力のある都市として発展し続けるための有効な方策と考えられる。

こうしたことから、本研究では、新市の将来像を、「160万人力の生活創造都市」と定め、7つの主要な施策を、施策目標や具体的な施策の例とともに提示した。

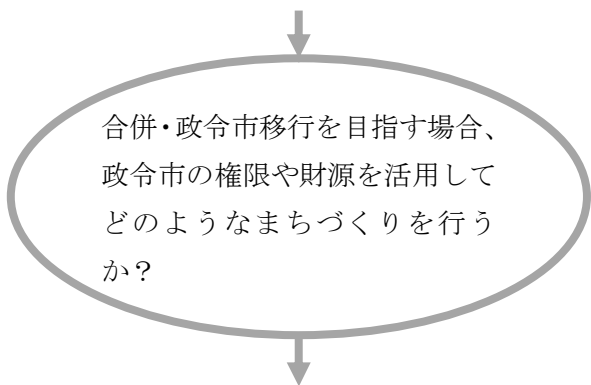
第 1 章～第 10 章のまとめ



財政への効果と影響	<p><b>■行財政がスリム化するが、<u>財政負担の増減はほぼ均衡</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の削減や公共施設の統廃合等、スケールメリットによる効率化が進む。</li> <li>中核市の事務移譲による経費の増大等、地方交付税（鎌ヶ谷市分）が不交付になること等が見込まれる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政規模が小さくなり、財政負担の増減はほぼ均衡する。</li> </ul>	<p><b>■新たな財源が増え、財政に余裕が生じる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路財源、宝くじ収益金、地方交付税等の歳入増加（約200億円）が見込まれる。</li> <li>国県道の移管に伴う事業費等、その他の事務移譲に伴う経費・人件費等の歳出増加（約160億円）が見込まれる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約35億円の余剰が生じ、住民サービスの向上等に活用できる見込み。</li> <li>道路財源（約100億円）の中で余剰が生じれば、新設改良等に活用できる見込み。</li> </ul>
	<p><b>■広域的な行政展開による効果と、<u>中核市による自立性向上が見込めるが、財政面でのメリットは見出しにくい</u></b></p>	<p><b>■権限の拡大による自立的な政策の展開、<u>区制度の活用が可能になる。</u></b> <b>■<u>財政規模が拡大、余剰が生じ、サービスの向上等への活用が可能になる。</u></b></p>

第7章 合併や政令市移行に伴って懸念される事項等

合併により一般的に懸念される事項	政令市移行に伴い留意すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市役所や公共施設が遠くなることによる利便性の低下</li> <li>② 市民負担の増大、サービス水準の低下</li> <li>③ 行政サービスの画一化</li> <li>④ 議会への住民の声の反映の低下</li> <li>⑤ 市民と行政の隔たり、監視力の低下</li> <li>⑥ 地域内格差の拡大</li> <li>⑦ 地域の連帯感や愛着の薄れ</li> <li>⑧ 財政状況の良い市の財政悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定都市制度の課題（事務移譲に伴う財源措置が不十分等）と、分権改革等の今後の動向</li> <li>② 移譲事務協議の重要性（移譲される県単独事業等の必要性や経費等に留意した協議が重要）</li> <li>③ 大都市にふさわしい開発等と健全な財政運営とのバランス</li> </ul>
<p><b>【対応】</b> <b>■<u>仮に合併を行う場合には、住民の意見を反映させながら、合併協議会で十分に協議し、新市のまちづくりの中で対応していくことが必要</u></b></p>	<p><b>【対応】</b> <b>■<u>政令市を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、健全な財政運営とのバランスの中で、新市のまちづくりを検討していくことが必要</u></b></p>



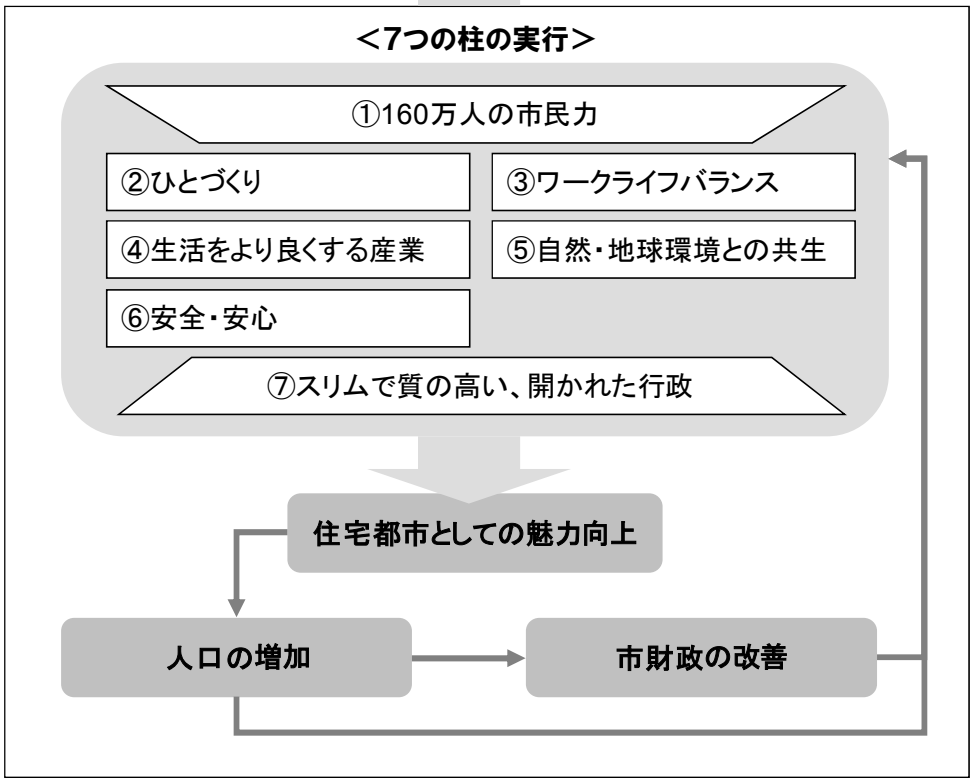
**第 8 章 新市の将来像**

**第 9 章 新市の将来像を実現する施策**

**第 10 章 新市の将来像と政令市制度等**

- 中枢性の高い大都市（従来型の政令市）を目指すには、長い時間と膨大な投資が必要。
- 住宅都市という性格を残しつつ、「7つの柱」を実行することで、「住宅都市としての魅力向上」を図り、人が集まり、市財政が改善し、活力が高まる「良循環」を起こす。
- 4市の最大の強みである「160万人の市民の力」を生かし、生活の質を向上させる新しいライフスタイルを創造する都市＝「160万人力の生活創造都市」を実現する。

**新市の将来像「160万人力の生活創造都市」の実現**



## （2）3つの選択肢についての研究会の考え方

研究会では、地方分権の進展や少子高齢・人口減少等の時代にあって、4市が20年、30年後の将来にも必要なサービスを提供しつづけ、住みよい街、魅力あふれる都市を築いていくためにはどうしたらよいかという観点から、これまで研究を行ってきた。4市にとっての将来に向けた選択肢は、3つ考えられる。

ア) 合併せずに各市が努力する

イ) 合併する

ウ) 合併後、政令市に移行する

それぞれの選択肢についての研究会の考え方は、下記のとおりである。

### ① 「合併せずに各市が努力する」という選択肢について

4市とも厳しい将来が予測され、何らかの対応が必要なことは分かったが、本研究では、「合併せずに各市が努力する」という選択肢については、研究対象としていない。しかしながら、合併しない場合に行財政改革等の努力によって、各市がどこまで対応できるかや、避けるべきシナリオにおいて述べた懸念される事態について、各市がさらに検討を進める必要があると考えられる。

### ② 「合併する」という選択肢について

4市はいずれも人口10万人以上を有し、基礎自治体として一定の総合性・自立性を備えた都市と言える。仮に4市が合併すれば、新市の人口は160万人を超えて、全国5位の規模となる。船橋市が中核市のため、合併後の新市は中核市となる。また、面積は千葉市よりも若干小さい規模となる。

合併の効果としては、広域的な行政展開が可能になる、中核市になることで自治体としての自立性が高まる等が見込まれるが、市の規模が大きくなることに伴う様々な課題や合併後のサービス水準等について懸念する市民の声も多い。

財政面では、歳出・歳入ともに約35億円減少する見込みであり、大きなメリットは見出しにくい。さらに、電算システムの統合経費等が必要になるため、一時的には、試算外の財政負担が見込まれる。

合併によるメリット（広域的な行政展開等）とデメリット（市の規模が大きくなることに伴う課題等）は様々な視点から考察することができる。また、合併した先行自治体の事例などから、一般的に合併のメリット・デメリットとして言われている事態が本当に起こったのかどうか、起こった場合にはどのようなものであったか、合併との因果関係はあったのか等について、検証することも必要になると思われる。今後は、本圏域において実際に起こりうる合併のメリットとデメリットの詳細を検討するとともに、メリット・デメリットのうち「どちらをより重視すべきか」について市民の広範な参加を得ながら、議論を深めていくことが考えられる。

ただし、政令市移行を目指す場合、人口100万人以上（合併支援策としては70万人以上）という要件を満たすためには、4市いずれにとっても合併が必要となる。



### ③ 「合併後、政令市に移行する」という選択肢について

地方自治体は、将来にわたって持続的にサービスを提供し続けるために、「効率性」と「より良いサービスの提供」とを両立させていかなければならない。その一方で、未だ国や県に「留保」されている権限が多数存在し、国や県との役割分担という名の下に、いわゆる「二重行政」あるいは「三重行政」による無駄や弊害が生じている。

政令市に移行した場合、福祉分野をはじめとする多くの事務が移譲されるほか、圏域内の国県道の管理（一部を除く）が移譲され、県並みの権限が与えられる。また財政面では、財源が充実し、約35億円の余剰分が生じるものと期待される（ただし、県との協議に関わるものなど、今回の試算では対象外とした負担等もあるため、引き続き留意が必要である）。この結果、新市は、市としての裁量の幅が広がり、この裁量に基づいて、地域の実情に応じた施策を自主的、かつ戦略的に展開することが可能となるものと考えられる。

本研究では、仮にこの4市が合併して政令市に移行した場合の将来像として、「160万人力の生活創造都市」という将来像を提案した。この地域の立地や特性を踏まえ、中枢都市機能の集積に重きをおいた従来型の政令市を目指すのではなく、住宅都市としての魅力を高めることにより、良循環を引き起こして、より多くの人に住みたい・住み続けたいと思われる都市を目指そうというものである。こうした方向性は、4市の住民アンケートにおいても、概ね肯定的な意見が寄せられたところである。

「160万人力の生活創造都市」という将来像は、合併や政令市移行によって、必然的に実現されるものではない。また、7つの柱を実現する方策として挙げた施策例の中には、必ずしも合併や政令市移行を条件としないものも含まれている。しかしながら、7つの柱を実現する際には、行政区の活用等を含む政令市の制度や都市ブランド等が、有効に働く面は少なからずあるものと考えられる。

こうしたことから、「合併後、政令市に移行する」という選択肢は、限られた財源の中で、4市が将来像を実現するための施策を戦略的に実行していく上で、有効に機能する可能性が高いと考えられる。

### （3） 今後の検討課題等

第11章で扱った圏域住民の意見等を踏まえ、今後の検討課題や必要な取り組み等を下記の通り整理した。

#### ○本研究結果の周知・情報提供、市民による議論の活発化、市民意見の収集等

住民アンケートでは、共同研究を「知っている」割合が約3割と低く、自由記述においても、PRや情報提供、意見収集が必要との意見が多かった。さらなる周知や、市民による議論の活発化、様々な機会を捉えた市民意見の収集等が、今後とも必要と考えられる。

#### ○合併・政令市移行のメリット・デメリットに関するより深い研究

住民アンケートでは、今後の取り組むべき課題としては、「合併・政令市移行のメリット・デメリットについてより深い研究を行う」が最も多く（45.4%）、自由記述でも、メリット・

デメリットをより具体的でわかりやすく示してほしいとの声が多かった。特に、合併のデメリットや合併に伴う課題とその対応策等については、先行事例を調査してほしいとの意見が見られた。

合併・政令市移行により、市民生活が具体的にどう変化するかは、合併の組合せや合併協議会でのサービス水準等の調整方法、新市のまちづくり等による面が大きく、本研究ではなかなか踏み込めなかった点である。

また、合併は「合併したから全てがうまくいく」或いは「全てが悪くなる」と判断するものではなく、これを機に行政がどのような都市経営を行い、住民がどのような形で参画してまちづくりを盛り上げるかによる面が大きい。例えば、仮に、合併後に市民サービスが低下するという事態が起きた場合、それは「合併したこと自体による影響なのか」、「合併の組み合わせが悪かったからなのか」、「合併は関係なく、行政経営にまずい点があったからなのか」、あるいは「地域の力が弱くなっているからなのか」といった点を慎重に考察し、改善に向けた対策を行う必要がある。

しかしながら、平成の大合併から数年がたち、合併自治体の事例検証が年々行いやすくなっていることから、合併の課題や対応策を含むさらなる情報収集や研究、市民への情報提供が必要と考えられる。

#### ○行政区の権能や区役所の組織、都市内分権・住民自治のしくみ等に関する研究

住民アンケートでは、合併・政令市移行に反対する理由や懸念事項として、市の規模が大きくなることに対する不安や懸念が寄せられた。また、「区制度の活用についてさらに研究を」との意見もあった。

前段で、合併の成否はその後のまちづくりによる面が大きいと述べたが、この4市の場合、仮に合併するならば、政令市への移行が想定され、その際、区制度を活用した都市経営やまちづくりのあり方が問われることになる。

区制度の活用方法については第10章に記載したが、本研究が「仮の組合せ」である限界から「区割り」については検討していない。このため区の規模や数と密接に関係する区の権能や区役所の組織等についても、研究会としての案は提示せずに、既存政令市等の事例を参考に方向性のみを整理したところである。

今後は、区制度を活用した都市内分権の仕組みや大都市における住民自治のあり方等について、さらに研究を深めるとともに、合併の組み合わせが特定される段階になった場合には、区割り案や、行政区のあり方についても、具体的な検討を行うことが必要と考えられる。

#### ○合併の組合せに関する検討

合併する場合の「組合せ」に関する意見も、住民アンケートや研究会ホームページの意見募集等を通じて数多く寄せられた。本研究は、共同研究に賛同した4市を「仮の組合せ」として行っており、合併の枠組みに関する議論はあえて行ってこなかった。しかし、住民にとって身近なサービス等について具体的に議論を深めていこうとした場合、合併相手が未確定なままでは、おのずから限界があろう。

この先、合併・政令市移行の方向に向けてさらに議論が進むのであれば、いずれかの段階で枠組みを特定し、任意あるいは法定の合併協議会を立ち上げて、具体的な協議等を進めながら、その枠組みでの合併の是非を判断していく必要がある。

#### ○県との協議に関する情報の収集及び影響額の試算等

本研究では、政令市移行の財政面の試算で、県との協議で決まる部分（例えば、道路関係では県債の償還金等のうち市が負担する金額）については、「算定困難」としており、また、県単独事業の移譲に伴う経費についても、試算の範囲外としている。

これらについても、「仮の組合せ」による本研究の段階では踏み込めなかったが、合併協議会等の段階になれば、県からもより具体的な情報提供が得られるものと見込まれる。

#### ○財政影響額の再試算等

本研究の財政シミュレーションは、平成 18 年度までの決算データと現行制度（地方交付税の算出方法等）、社会経済環境をもとに試算したものである。今後、合併・政令市移行に向けた議論が進み、組合せが特定される場合には、その時点で最新の人口推計や財政データ、制度を用いた再試算が必要と考えられる。

その際は、地方分権改革の推進状況、現行の指定都市制度の見直しや新たな大都市制度の創設を求める既存政令市の動き等に留意し、基礎自治体が担う権限・事務の範囲と量、地方交付税の配分方法や国直轄事業負担金等に大きな制度変更があった場合には、試算の見直しを行うなどの対応が必要と考えられる。

#### ○新市の名称、市役所の位置、市民負担とサービス水準の調整方法等に関する協議、区割り案の検討等

研究会のホームページに寄せられた意見では、合併の組合せと並んで、新市の名称に関するものが比較的多かった。合併の方式（新設か編入か）、合併の期日、新市の名称、市役所の位置は、合併協議会の基本 4 項目と呼ばれ、住民の関心が高いところである。

この圏域で合併を行う場合には、合併協議会の段階において、これらの 4 項目のほかにも、合併に伴う市民負担やサービス水準の調整方法を協議する必要がある。また、区割り案については、一般的に合併後に区割り協議会を設置し、政令市移行手続きと並行して検討することとなるが、政令市移行を前提とした場合には、合併協議と並行して検討しておくことが必要になると考えられる。

### （４） 結びに代えて

現在、世界的な景気後退がわが国の地方経済にも影響を及ぼし、市民生活や地方財政にも大きな打撃を与え始めている。現時点では、景気の先行きを見通すことは極めて困難であり、それに伴い将来の国・地方の財政の健全化、社会保障制度等のゆくえなども不透明なところもある。しかし、そうした先が見えにくい時代であるからこそ、市の将来像・ビジョンは、市が向かうべき方向性の光をともし「灯台」のような役割を担うものである。

4市の共同研究はこの「最終報告書」をもって終了するが、今後とも各市はそれぞれの責任の下において、各市の将来的な方向性を考えていくことが必要である。その一環として、合併及び政令市への移行を含めた研究を進める場合には、本研究での議論を踏まえながら、「(3) 今後の検討課題等」に記載したような諸点についてさらなる検討を行うことが望まれる。

また、住民を交えた活発な議論を喚起し、住民とともに協議・検討していくことが、今後の4市の発展にとって大変重要である。その際に本研究の成果が十分に活用されることを期待し、報告書を締めくくることとする。

## 参考 1 4市の現状と経緯

### (1) 4市の成り立ち（合併の歴史）

明治の大合併（明治 22 年の市制町村制の施行後、全国的に行われた、旧来からの集落を町村に編成する大合併）以降、現在の 4 市が形成されるまでの過程は、下図のとおりである。

4 市のうち最も市制施行の早かった市川市は、昭和 9 年に、市川町・中山町・八幡町・国分村の 3 町 1 村の合併により、千葉市・銚子市に続く県下 3 番目の市として誕生した。その後、昭和 24 年に大柏村、30 年に行徳町、31 年に南行徳町を合併して、現在に至っている。

船橋市は、昭和 12 年に、船橋町・葛飾町・八栄村・塚田村・法典村の 2 町 3 村の合併により、県下 4 番目の市として市制を施行した。その後、昭和 28 年に二宮町を、29 年に豊富村を合併している。

		明治の大合併		市制施行	昭和の大合併	
		合併以前	合併後			
千葉郡	金堀村、楠ヶ山村、古和釜村、坪井村、大穴村、行々林村、車方村、小野田村、小室村、大神保村、八木ヶ谷村、神保新田	豊富村				S29年4月1日 船橋市
	前原新田、滝台新田、薬園台新田、田喜野井村、三山村、上飯山満村、下飯山満村	二宮村		S3年 二宮町		
	船橋五日市村、船橋九日市村、船橋海神村	船橋町			S28年8月1日 船橋市	
	西海神村、山野村、印内村、本郷村、寺内村、古作村、二子村、小栗原村	葛飾村		S6年 葛飾町		
	東夏見村、西夏見村、七熊村、米ヶ崎村、高根村、金杉村、二和村、三咲村	八栄村		S12年4月1日 船橋市		
前貝塚村、後貝塚村、行田新田	塚田村					
藤原新田、上山新田、丸山新田	法典村					
東葛飾郡	佐津間村、栗野村、初富村、鎌ヶ谷村、道野辺村、中沢村、串崎新田飛地	鎌ヶ谷村		S33年 鎌ヶ谷町	S46年9月1日 鎌ヶ谷市	
	軽井沢新田(印旛郡根村)					
	大野村、大町新田村、柏井村、奉免村	大柏村			S24年11月3日 市川市	S30年3月31日 市川市  S31年10月1日 市川市
	中山村、若宮村、北方村、鬼越村、高石神村	中山村		T13年 中山町		
	須和田村、曾谷村、国分村、下貝塚村、稲越村	五常村	M23年 国分村	S9年11月3日 市川市		
	八幡町、菅野村、宮久保村、本行徳飛地、上妙典飛地、下妙典飛地	八幡町				
	市川村、真間村、市川新田村、国府台村、平田村	市川町				
本行徳駅、伊勢宿村、関ヶ島村、下新宿村、大和田村、稲荷木村、上妙典村、下妙典村、河原村、田尻村、高谷村、原木村、二俣村、儀兵衛新田、加藤新田、押切飛地、湊飛地、二子飛地、寺内飛地、本郷飛地、西海神飛地、印内飛地	行徳町					
新井村、欠真間村、湊村、湊新田村、押切村	南行徳村		S12年4月5日 南行徳町			

－参考 1－

松戸市は、昭和 8 年に松戸町と明村が合併、更に 13 年に八柱村と合併している。その松戸町が、昭和 18 年に馬橋村・高木村と合併して、県下 7 番目の市である松戸市となった。その後、昭和 29 年に東葛市（現・柏市）の一部となっていた旧小金町地区を、昭和 31 年には沼南村の一部を編入して、現在に至っている。

鎌ヶ谷市は、明治 22 年に鎌ヶ谷村となって以来、合併を経験せず、ほぼ現在の区域を保っている。昭和 33 年に町村制を施行、昭和 46 年に県下 24 番目の市として市制を施行した。

明治の大合併						市制施行	昭和の大合併		
合併以前	合併後								
東葛飾郡	紙敷村, 串崎新田, 和名ヶ谷村, 高塚新田, 田中新田, 秋山村, 大橋村, 河原塚村	八柱村				S13年 松戸町  S18年4月1日 松戸市  S29年10月15日 松戸市  S31年4月1日 松戸市			
	松戸駅, 下矢切村, 中矢切村, 上矢切村, 小山村, 栗山村	松戸町							
	上本郷村, 根本村, 南花島村, 伝兵衛新田, 竹ヶ花村, 松戸新田, 小根本村, 岩瀬村, 古ヶ崎村(江戸川以東)	明村	M28年 明村	S8年 松戸町					
	中和倉村飛び地(樋之口, 徳島, 小向の内 江戸川以東)								
	小金町飛地 流山村飛地 木村飛地 上本郷村飛地(外河原の内 及び 大膳, 一本木の内 江戸川以東)			M28年 馬橋村					
	馬橋村, 新作村, 中根村, 三ヶ月村(二ツ木村への飛地を除く), 幸谷村(小金町 二ツ木村への飛地を除く), 大谷口新田, 主水新田, 外河原村, 七右衛門新田, 九郎左衛門新田, 三村新田	馬橋村							
	金ヶ作村, ハヶ崎村, 中和倉村(上本郷村への飛び地を除く), 千駄堀村, 日暮村, 栗ヶ沢村, 五香六実村	高木村							
東葛飾郡	小金町(馬橋村 木村への飛地を除く), 二ツ木村, 幸田村, 中金杉村, 横須賀村(鎌ヶ崎村への飛地を除く), 大谷口村, 殿平賀村, 東平賀村, 上総内村, 久保平賀村, 平賀村, 流山村飛地, 向小金新田飛地, 幸谷村飛地, 七右衛門新田飛地, 三ヶ月飛地, 木村飛地	小金町	M28年 小金町	S4年 小金町		S29年9月1日 東葛飾市			
	根本内村	土村の一部							
南相馬郡	高柳村							沼南村の一部 (高柳, 高柳新田の一部)	
	塚崎村, 大井村, 大島田村, 箕輪村, 五条谷村, 藤ヶ谷村, 藤ヶ谷新田, 箕輪村新田, 大井村新田	風早村				S30年3月30日 沼南村	沼南村		
泉, 若白毛, 岩井, 鷺野谷, 金山, 柳戸, 片山, 手賀, 布瀬, 染井入新田, 鷺ヶ谷新田, 岩井村新田, 泉村新田, 布瀬新田, 手賀村新田, 片山村新田	手賀村				沼南町*				
東葛飾郡	(増尾, 藤心, 逆井, 名戸ヶ谷, 今谷新田, 小山上町, 酒井根, 中新宿, 塚崎新田)	土村				S29年9月1日 東葛飾市			
		千代田村	T3年 千代田村	T15年 柏町			S29年11月15日 柏市*		
		豊四季村							
		田中村	T3年 田中村	T3年 田中町					
	十余二村								

\*なお、平成17年3月28日、柏市と沼南町は合併し、柏市になっている。

## (2) 総合計画等に見る基本理念・将来像

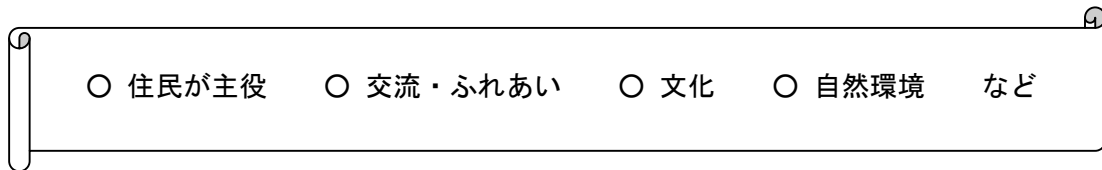
現在4市が目指している、将来的なまちづくりの方向性や、基本理念、「将来像」等を整理すると、以下のようになる。

### 各市の基本構想等に見る「将来像」（一部抜粋）

市川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。 『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』</li> <li>✚ 市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。 [基本目標] 1 真の豊かさを感じるまち 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち 3 安全で快適な魅力あるまち 4 人と自然が共生するまち 5 市民と行政がともに築くまち</li> </ul>
船橋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 「自然」と「都市」と「ひと」との調和を保ち、すべての市民が心と心の交流を図りながら、生き生きとした生活を営み、船橋に住むことを誇りと感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進め、次の世代へ誇りを持って引き継いでいける、温かな心に満ちた「ふるさと・ふなばし」を目指します。</li> <li>✚ このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、本市のまちづくりの目標を「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」と定めます。</li> <li>✚ まちづくりの基本理念を踏まえ、船橋市の将来都市像を次のとおり設定します。 第1節 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち （子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成） 第2節 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち （自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成） 第3節 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち （文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成） 第4節 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち （市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成） 第5節 都市の活力を生み発展し続けるまち （市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成） 第6節 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち （市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成）</li> </ul>
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 基本理念に基づき、西暦2020年（平成32年）の松戸市の将来像を「いきいきした市民の舞台」「こちよい地域の舞台」「風格ある都市の舞台」のあるまち・松戸と設定します。</li> <li>✚ 「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」を合言葉に、市民、事業者、行政が一体となり、真の豊かさを感じることでできる3つの舞台が調和したまち松戸をめざします。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ いきいきした人の顔、子どもの様子は、周りの人々を安心させ明日の生活に夢を与えてくれます。21世紀を歩む松戸市には、このような「いきいきした市民の舞台」があります。</li> <li>➤ また、人と人がかかわり合い、安全で便利な活動の場があり、自然とふれあうことができる「こちよい地域の舞台」があります。</li> <li>➤ さらには、歴史や文化の香りの中で、活発な都市活動が広く展開している「風格ある都市の舞台」があります。</li> <li>➤ これらの3つの舞台が相互に連携し調和することにより、緑が多く、美しい花が咲き、清流がよみがえり、さまざまな動物や植物の成育環境があり、また、歴史にふれあいながら快適に生活することができ、次代を担う子どもたちに魅力的なふるさとが創造されます。</li> </ul>
<b>鎌 ヶ 谷 市</b>	<p>🌈 「人間尊重・市民生活優先」の基本理念のもとに、鎌ヶ谷市がめざすべき都市像を「<b>緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷</b>」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>緑</b>：(中略)「緑」という言葉には、豊かな自然環境が21世紀も大切に保全・育成されること、市街地にも緑の空間が増えて自然に接する機会が充実すること、身近な自然を通して新しい発見や創造が生まれ市民の心の豊かさが深まること、地球環境にやさしい暮らしが行われること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</li> <li>➤ <b>ふれあい</b>：(中略)「ふれあい」という言葉には、高齢者と若者の間、市内に在住する人と市外から訪れる人の間など世代や地域を越えて人びとの会話が行われること、お互いに個人の価値観や立場の違いを越えて理解し合い、助け合える暮らしがあること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</li> <li>➤ <b>ふるさと</b>：「ふるさと」という言葉には、日々の暮らしの場所、家族とともに暮らす場所、心のよりどころになる場所など住み心地が良く、市民であることに誇りと喜びを持てるまちであること、市外から訪れる人が住んでみたいと感じる、魅力あふれるまちであること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。</li> </ul>

各市に共通するキーワードとしては、以下のものが挙げられる。





### (3) 地域の一体性

#### ① 経済活動の一体性

商圏は、船橋市・鎌ヶ谷市が、準商業中心都市である船橋の第1次商圏（中心都市の基準吸引力が30%以上）、市川市・松戸市は単独商圏都市を構成している。

経済団体の管轄では、市川市・船橋市・松戸市は独立、鎌ヶ谷市は独立または松戸市もしくは船橋市の管轄に含まれる傾向がみられる。

鉄道の路線では、市川市と船橋市が、JR総武線・京葉線・武蔵野線、京成本線、東京メトロ東西線、北総線の6路線を共有する強い結びつきを見せている。また、船橋市・鎌ヶ谷市・松戸市は新京成線、東武鉄道野田線、北総線の3路線を共有。市川市と松戸市はJR武蔵野線と北総線を共有している。

商圏、経済団体の管轄、営業管轄、公益サービスの地域区分等

区分	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
商圏(平成18年度消費者購買動向調査)	●準商業中心都市 船橋商圏(第1次)	●単独商圏都市 船橋商圏(第2次)	●単独商圏都市 柏商圏(第3次)	船橋商圏(第1次)
中小企業中央会地域区分	・千葉県中小企業団体中央会			(松戸支所)
法人会地域区分	・船橋法人会	・市川法人会	・松戸法人会	
商工会議所・商工会地域区分	・船橋商工会議所	・市川商工会議所	・松戸商工会議所	・鎌ヶ谷市商工会
医師会区分	・船橋市医師会	・市川市医師会	・松戸市医師会	・鎌ヶ谷市医師会
歯科医師会区分	・船橋歯科医師会	・市川市歯科医師会	・松戸歯科医師会	・船橋歯科医師会
薬剤師会区分	・船橋市薬剤師会	・市川市薬剤師会	・松戸市薬剤師会	・船橋市薬剤師会
信用金庫支店	・東京東信用金庫 ・朝日信用金庫 ・東京ベイ信用金庫 ・千葉信用金庫	・東京東信用金庫 ・朝日信用金庫 ・東京ベイ信用金庫 ・小松川信用金庫	・東京東信用金庫 ・朝日信用金庫 ・東京ベイ信用金庫 ・亀有信用金庫 ・城北信用金庫	・東京東信用金庫
農業協同組合	・JA市川市 ・JA西船橋	・JA市川市	・JAまつど ・千葉小金農業共同組合	・JAまつど

商圈、経済団体の管轄、営業管轄、公益サービスの地域区分等（つづき）

区分	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
鉄道会社 (路線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR総武線・京葉線・武蔵野線</li> <li>・京成本線</li> <li>・新京成線</li> <li>・東武鉄道野田線</li> <li>・東京メトロ東西線</li> <li>・東葉高速線</li> <li>・北総線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR総武線・京葉線・武蔵野線</li> <li>・京成本線</li> <li>・東京メトロ東西線</li> <li>・都営地下鉄新宿線</li> <li>・北総線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR常磐線・武蔵野線</li> <li>・新京成線</li> <li>・東武鉄道野田線</li> <li>・北総線</li> <li>・総武流山電鉄線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新京成線</li> <li>・東武鉄道野田線</li> <li>・北総線</li> </ul>
バス会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋バス</li> <li>・京成バス</li> <li>・習志野新京成バス</li> <li>・船橋新京成バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京成バス</li> <li>・市川交通自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京成バス</li> <li>・ちばレインボーバス</li> <li>・松戸新京成バス</li> <li>・東武バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちばレインボーバス</li> <li>・船橋新京成バス</li> <li>・京成バス</li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電京葉支社</li> <li>・東電東葛支社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電京葉支社</li> <li>・東電東葛支社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電東葛支社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電京葉支社</li> <li>・東電東葛支社</li> </ul>
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京葉瓦斯</li> <li>・習志野市営ガス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京葉瓦斯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京葉瓦斯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京葉瓦斯</li> </ul>
水道供給区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営水道</li> <li>・一部習志野市営水道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営水道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営水道</li> <li>・市営水道</li> <li>・流山市営水道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営水道</li> </ul>
郵便集配圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋郵便局</li> <li>・船橋東郵便局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川郵便局</li> <li>・行徳郵便局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松戸郵便局</li> <li>・松戸北郵便局</li> <li>・松戸南郵便局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌ヶ谷郵便局</li> </ul>
郵便番号	273 274	272	270 271	273
NTT(電話市外局番-α)	047-4 047-3	047-3	047-3	047-4 047-3

## ② 通勤・通学による交流の状況

平成17年度の国勢調査結果から見た通勤・通学状況は下記のとおりである。通勤による流出は、市川市のみ都内へ向かう人の割合が約50%と最も高い。他の3市においては自市内で就業する人と東京都内に通う人の割合がほぼ同程度となっている。圏域内での交流も活発である。

### 通勤による流出人口

従業員→

常住地		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	千葉市	柏市	浦安市	習志野市	白井市	流山市	その他の 県内他市	東京都
市川市	人数	80,710	9,014	3,261	474	5,196	939	8,067	1,283	276	168	2,752	116,769
	%	34.43%	3.85%	1.39%	0.20%	2.22%	0.40%	3.44%	0.55%	0.12%	0.07%	1.17%	49.82%
船橋市	人数	10,897	106,096	3,169	2,986	13,696	2,105	4,762	7,928	1,962	230	10,123	106,382
	%	3.94%	38.32%	1.14%	1.08%	4.95%	0.76%	1.72%	2.86%	0.71%	0.08%	3.66%	38.42%
松戸市	人数	5,374	4,415	97,085	2,053	2,715	9,699	1,987	648	929	2,552	4,089	90,635
	%	2.31%	1.90%	41.78%	0.88%	1.17%	4.17%	0.86%	0.28%	0.40%	1.10%	1.76%	39.00%
鎌ヶ谷市	人数	1,991	6,244	3,153	15,148	1,486	1,576	579	648	1,518	142	1,802	14,364
	%	3.99%	12.51%	6.32%	30.36%	2.98%	3.16%	1.16%	1.30%	3.04%	0.28%	3.61%	28.79%

20%以上
  10%以上
  5%以上
  3%以上

### 通学による流出人口

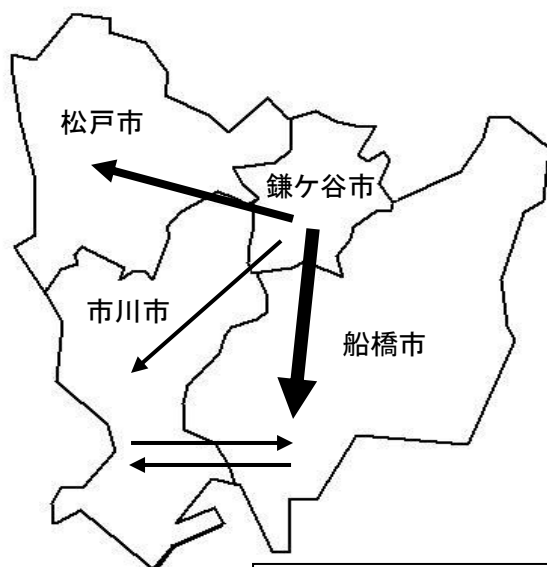
通学生→

常住地		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	千葉市	柏市	浦安市	習志野市	白井市	流山市	その他の 県内他市	東京都
市川市	人数	7,875	1,216	611	22	924	187	751	756	6	67	573	8,676
	%	34.91%	5.39%	2.71%	0.10%	4.10%	0.83%	3.33%	3.35%	0.03%	0.30%	2.54%	38.46%
船橋市	人数	1,751	12,028	701	191	2,064	427	523	2,219	132	104	1,609	7,208
	%	5.84%	40.10%	2.34%	0.64%	6.88%	1.42%	1.74%	7.40%	0.44%	0.35%	5.36%	24.03%
松戸市	人数	1,296	754	9,305	272	534	2,079	266	438	21	498	1,098	6,860
	%	5.16%	3.00%	37.04%	1.08%	2.13%	8.28%	1.06%	1.74%	0.08%	1.98%	4.37%	27.31%
鎌ヶ谷市	人数	248	625	447	1,046	203	416	56	217	167	49	312	1,122
	%	4.83%	12.17%	8.70%	20.36%	3.95%	8.10%	1.09%	4.22%	3.25%	0.95%	6.07%	21.84%

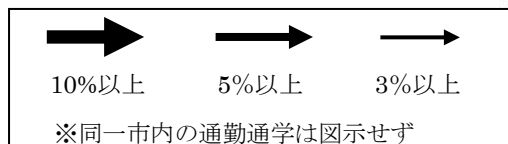
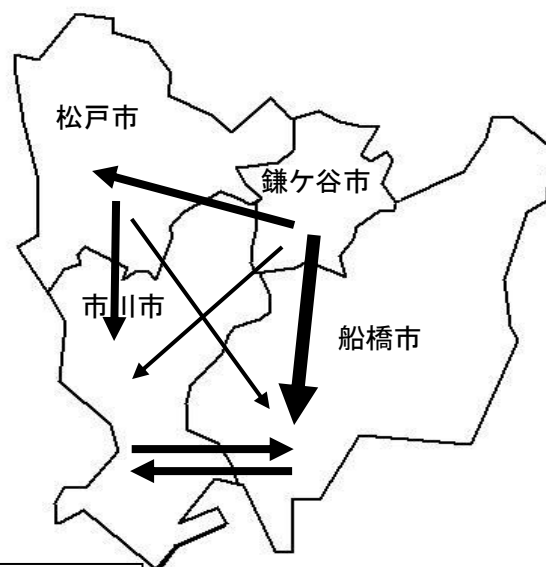
20%以上
  10%以上
  5%以上
  3%以上

出所) 国勢調査

圏域内の通勤（流出）



圏域内の通学（流出）



通勤・通学による流入人口からは、更に、圏域内及び千葉市、柏市等の周辺各市との間で  
の活発な交流状況が読み取れる。

通勤による流入人口

		常住地→												
就業地		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	千葉市	柏市	浦安市	習志野市	八千代市	白井市	流山市	その他の 県内他市	東京都
市川市	人数	80,710	10,897	5,374	1,991	5,989	1,324	2,510	2,134	1,642	518	554	5,233	11,550
	%	60.04%	8.11%	4.00%	1.48%	4.46%	0.98%	1.87%	1.59%	1.22%	0.39%	0.41%	3.89%	8.59%
船橋市	人数	9,014	106,096	4,415	6,244	15,449	2,726	1,078	9,851	6,724	1,989	761	13,376	8,536
	%	4.71%	55.49%	2.31%	3.27%	8.08%	1.43%	0.56%	5.15%	3.52%	1.04%	0.40%	7.00%	4.46%
松戸市	人数	3,261	3,169	97,085	3,153	1,346	10,344	239	457	472	915	4,951	5,549	6,568
	%	2.22%	2.16%	66.15%	2.15%	0.92%	7.05%	0.16%	0.31%	0.32%	0.62%	3.37%	3.78%	4.48%
鎌ヶ谷市	人数	474	2,986	2,053	15,148	446	1,105	31	166	278	1,196	174	1,213	537
	%	1.80%	11.37%	7.82%	57.68%	1.70%	4.21%	0.12%	0.63%	1.06%	4.55%	0.66%	4.62%	2.04%

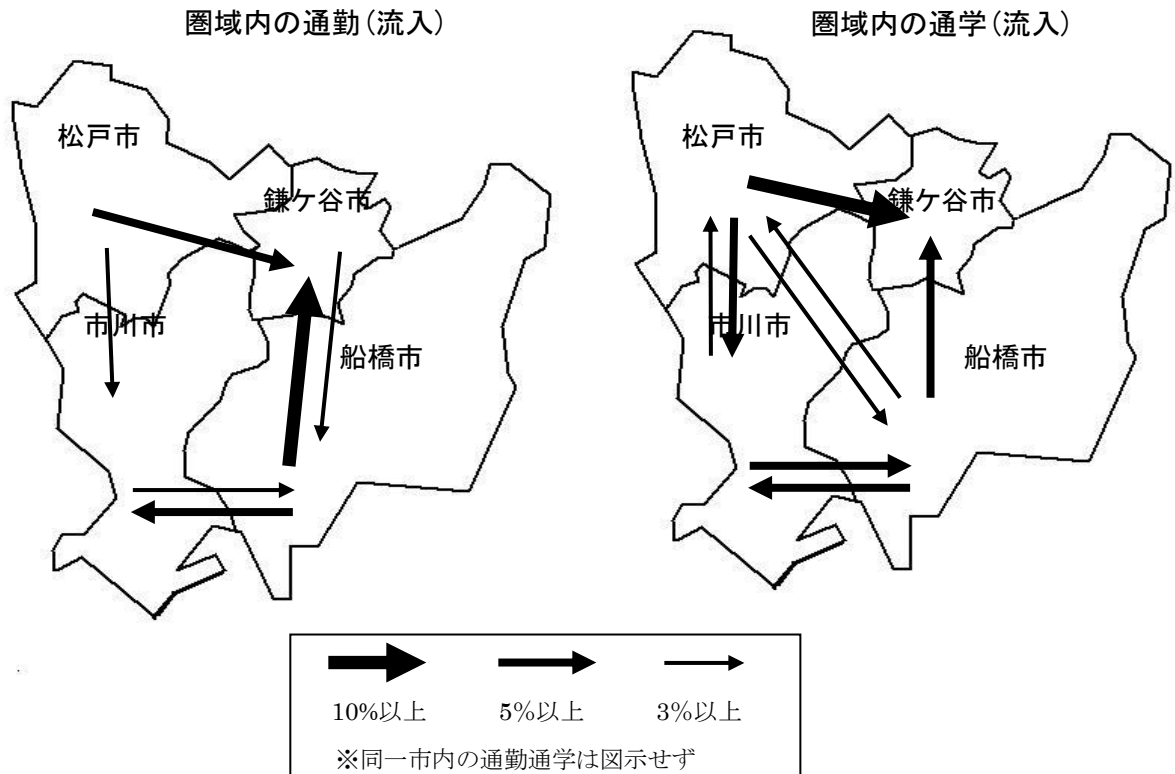
20%以上
  10%以上
  5%以上
  3%以上

通学による流入人口

		常住地→												
通学地		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	千葉市	柏市	浦安市	習志野市	八千代市	白井市	流山市	その他の 県内他市	東京都
市川市	人数	7,875	1,751	1,296	248	1,418	316	630	472	337	177	161	1,991	2,207
	%	39.77%	8.84%	6.54%	1.25%	7.16%	1.60%	3.18%	2.38%	1.70%	0.89%	0.81%	10.05%	11.14%
船橋市	人数	1,216	12,028	754	625	1,382	393	300	944	870	337	135	2,253	1,424
	%	5.03%	49.80%	3.12%	2.59%	5.72%	1.63%	1.24%	3.91%	3.60%	1.40%	0.56%	9.33%	5.90%
松戸市	人数	611	701	9,305	447	256	1,353	128	92	68	206	633	1,543	1,763
	%	30.4%	3.49%	46.27%	2.22%	1.27%	6.73%	0.64%	0.46%	0.34%	1.02%	3.15%	7.67%	8.77%
鎌ヶ谷市	人数	22	191	272	1,046	6	253	1	6	7	93	56	229	4
	%	1.00%	8.70%	12.39%	47.63%	0.27%	11.52%	0.05%	0.27%	0.32%	4.23%	2.55%	10.43%	0.18%

20%以上
  10%以上
  5%以上
  3%以上

出所) 国勢調査



### ③ 行政の一体性

県機関の管轄では、葛南の市川市・船橋市グループと、東葛飾の松戸市・鎌ヶ谷市グループとに分かれる傾向が読み取れる。

国・県の機関の地域区分、一部事務組合の設置状況等

区分	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
県・県民センター	・葛南県民センター		・東葛飾県民センター	
県・教育事務所	・葛南教育事務所		・東葛飾教育事務所	
県・地域整備センター (港湾事務所)	・葛南地域整備センター (葛南港湾事務所)		・東葛飾地域整備センター	
県・警察署	・船橋警察署 ・船橋東警察署	・市川警察署 ・行徳警察署	・松戸警察署 ・松戸東警察署	・鎌ヶ谷警察署
保健所・県健康福祉センター	・船橋市保健所	・市川健康福祉センター	・松戸健康福祉センター	・習志野健康福祉センター
県・児童相談所	・市川児童相談所		・柏児童相談所	・市川児童相談所
県営水道(事業体)	・県営水道		・北千葉広域水道事業団	
海上保安庁	・千葉海上保安部		・千葉海上保安部	
社会保険事務所	・船橋社会保険事務所		・松戸社会保険事務所	・船橋社会保険事務所
ハローワーク	・ハローワーク船橋	・ハローワーク市川	・ハローワーク松戸	・ハローワーク船橋
労基署	・船橋労働基準監督署		・柏労働基準監督署	・船橋労働基準監督署
税務署	・船橋税務署	・市川税務署	・松戸税務署	
県税事務所	・船橋県税事務所		・松戸県税事務所	
裁判所(地裁支部)	・千葉地方裁判所(支部なし)		・松戸支部	
簡易裁判所	・市川簡易裁判所		・松戸簡易裁判所	
運輸局 (自動車検査登録事務所)	・習志野		・野田	・習志野
法務局(登記)	・船橋支局	・市川支局	・松戸支局	・市川支局
関東地方整備局 国道事務所	・千葉国道事務所(14、16、357) ・首都国道事務所(湾岸) ・東京湾岸道路調査事務所(湾岸、第二湾岸) (千葉国道事務所船橋出張所)	・千葉国道事務所(14、357) ・首都国道事務所(外環、湾岸) ・東京湾岸道路調査事務所(湾岸、第二湾岸) (首都国道事務所市川国道出張所)	・千葉国道事務所(6) ・首都国道事務所(外環)	
高等学校(学区)	・2区		・3区	
旅券事務所	・中央旅券事務所(千葉市)または東葛飾旅券事務所(松戸)			
市政施行以前の郡	・東葛飾郡 ・千葉郡			
一部事務組合	・四市複合事務組合(船橋市、鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市) ・千葉県競馬組合(千葉県、船橋市、習志野市)	・浦安市市川市病院組合(市川市、浦安市)	・北千葉広域水道企業団(千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市)	・四市複合事務組合(船橋市、鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市) ・柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合(柏市、白井市、鎌ヶ谷市)
広域連合	・千葉県市町村総合事務組合(県下全市町村)			
地方自治法に基づく協議会 機関等の共同設置 事務委託	・千葉県後期高齢者医療広域連合(県下全市町村)			
	なし			

#### ④ 政策の一体性

千葉県の長期ビジョン等諸計画においては、湾岸・東葛南部の市川市・船橋市グループと、東葛飾（東葛）北部の松戸市・鎌ヶ谷市グループとに分かれる傾向が読み取れる。

総合計画、国・県の計画、選挙区等

区分	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
総合計画 (基本構想の目標年度)	H32年度	H37年度	H32年度	H32年度
総合計画 (基本計画の計画期間)	H12年度 ～23年度	H13年度 ～22年度	H10年度 ～22年度	H13年度 ～22年度
総合計画 (目標・基本理念・都市像)	「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」	「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」	「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」	「緑とふれあいのふるさと 鎌ヶ谷」
広域市町村圏計画	・設定なし			
千葉県長期ビジョン (ゾーニング)	・湾岸ゾーン		・東葛飾北部ゾーン	
千葉県保健医療計画 (二次保健医療圏)	・東葛南部保健医療圏		・東葛北部保健医療圏	・東葛南部保健医療圏
千葉県老人福祉基本計画 (老人健康福祉圏)	・東葛南部老人健康福祉圏		・東葛北部老人健康福祉圏	・東葛南部老人健康福祉圏
ごみ処理広域化計画区分	・湾岸ゾーン		・東葛飾北部ゾーン	
	・Dブロック (船橋市単独)	・Cブロック (市川市単独)	・Hブロック (松戸市単独)	・Kブロック (鎌ヶ谷市・旧沼南町)
国の地域指定等	・首都圏整備法指定区域			
	・テレトピア構想		・テレトピア構想	
衆議院議員選挙	4区	5区・6区	6区・7区	13区
参議院議員選挙	千葉県全県区			
千葉県議会議員選挙(定数)	7	6	7	2

## 参考2 4市の主要事業比較

税金や使用料・手数料などの市民が市に支払う料金等（市民負担）と、市民が市から受けるサービスの水準の中から、代表的で関心が高いと思われるもの9指標を選んで、4市の現状を比較した。

合併する場合、4市の状況が異なるものについては、合併協議会において調整の方針等を定め、事業ごとに対応を協議し、調整を行っていくこととなる。

### ① 市税

各市の市税は下表のとおりである。4市の間で差があるのは、法人市民税の法人税割、事業所税、都市計画税となっている。このうち、事業所税は、人口30万人以上の都市等を対象とする一定税率であるため、合併した場合には、鎌ヶ谷市の事業所等も課税対象となる。

法人市民税と都市計画税については、制限税率以下の率で各市が課税しているため、合併する場合には、統一が必要となる（入湯税の課税免除等の規定も同様）。

ただし、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法。平成22年3月31日失効）により、合併年度及び続く5年度に限り不均一課税が可能である。

市税の状況（平成19年度）

税目		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	税率の種類	
市税の概要	個人市民税	均等割	3,000円/年			標準税率	
		所得割	課税総所得金額の6%			標準税率	
	法人市民税	均等割	5万円～300万円			標準税率 (制限税率1.2倍)	
		法人税割	14.7%…資本金5億円以上 13.5%…資本金1億～5億円 12.3%…資本金1億未満	14.7%…資本金1億円超 12.3%…資本金1億円以下	14.7%…下記条件以外 12.3%…資本金1億円以下 税額500万円以下	14.7%	標準税率 (制限税率14.7%)
			固定資産税	1.4%			標準税率
	軽自動車税	同一内容			標準税率 (制限税率1.5倍)		
	市たばこ税	1,000本につき3,298円			一定税率		
	入湯税	課税免除あり		日帰り100円 課税免除あり	条例に規定なし	標準税率	
		資産割	600円/m <sup>2</sup> (事業所床面積)			なし	一定税率
	事業所税	従業者割	従業者給与総額の0.25%			なし	一定税率
都市計画税		0.3%	0.3%	0.23%	0.3%	(制限税率0.3%)	

※標準税率…地方自治体が課税する場合に、通常よるべき税率(財政上の特別の必要がある場合はこの限りでない)

※一定税率…地方自治体が課税する場合に、これ以外の税率によることは許されない税率

※制限税率…地方自治体が課税する場合に、超えてはならない税率

### ② 国民健康保険料（税）

国民健康保険では、4市のうち市川市のみが「税」の制度を、他の3市は「料」の制度を採用している。合併する場合は統一が必要であるが、「料」に統一する場合も「税」の場合に準じて、合併年度及び続く5年度に限り不均一賦課が可能である。

「医療分」の保険料（税）額は次頁表のとおり、船橋市は所得割と均等割を、他の3市は所得割・均等割・平等割を採用している。このため、単純な比較は困難であるが、次頁表の

モデルケース 2 例（A さん世帯、B さん世帯における世帯当たりの合計額）においては、市川市・船橋市が低めの金額となっている。事業内容では、医療給付等、ほぼ同一である。

被保険者 1 人当たりの医療分のコスト（国民健康保険事業特別会計の歳出総額から、介護納付金を引いた額を、被保険者数で割ったもの）には、大きな差が見られない。

**国民健康保険料（税）【医療分】の状況・国民健康保険事業の概要（平成 19 年度）**

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	
名称	保険税	保険料	保険料	保険料	
所得割	算定基礎額の8.7%	算定基礎額の9.13%	算定基礎額の9.43%	算定基礎額の9.35%	
均等割	18,000円/人	21,950円/人	22,500円/人	21,000円/人	
平等割	20,400円/世帯	—	15,900円/世帯	19,000円/世帯	
世帯限度額	530,000円/世帯	560,000円/世帯	560,000円/世帯	560,000円/世帯	
★モデルケース					
保険料・税	Aさん世帯の場合	所得割 367,140円	385,286円	397,946円	394,570円
	夫・事業所得450万円	均等割 54,000円	65,850円	67,500円	63,000円
	妻・給与収入103万円 (給与所得38万円)	平等割 20,400円	0円	15,900円	19,000円
	子・小学生	計 441,540円	451,130円	481,340円	476,570円
	Bさん世帯の場合	所得割 34,800円	36,520円	37,720円	37,400円
	前年の年金が、	均等割 36,000円	43,900円	45,000円	42,000円
	夫(68歳)・200万円 (雑所得80万円)	平等割 20,400円	0円	15,900円	19,000円
	妻(66歳)・80万円 (所得0円)	計 91,200円	80,420円	98,620円	98,400円

※「算定基礎額」＝前年中の所得金額-33万円  
 ※「計」＝世帯員の保険料合計を10円未満切捨

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	
事業概要	医療給付	全国一律			
	高額療養費	全国一律			
	入院時食事療養費	全国一律			
	出産育児一時金	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円
	葬祭費	50,000円	※ 100,000円	50,000円	50,000円
	人間ドックへの助成	10,000円～240,000円	—	—	—

※平成20年4月より50,000円の予定

コスト	被保険者1人当たりのコスト(年額)	218,410円	225,355円	222,392円	226,172円
	人口1人当たりの一般会計からの繰入金(法定以外の分)	4,704円	5,168円	2,996円	3,387円

※コストは平成 18 年度決算から算出

国民健康保険（医療分）は、原則として 50%を国・県の支出金で、50%を保険料でまかなう制度であるが、医療費の増加等による財源不足や保険料の負担緩和等のために、各市とも一般会計からの繰入れを行っている。

人口 1 人当たりの一般会計からの繰入金（法定以外の分）は、上表のとおり、船橋市が最も高くなっている。仮に合併に際して、保険料（税）を低い水準に統一した場合には、一般会計からの繰入金が増え、新市の財政を圧迫することになると考えられる。



### ③ 介護保険料

介護保険の被保険者は、65歳以上の「第1号被保険者」と、40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」とに分けられる。第2号被保険者の保険料は、社会保険や国民健康保険等の医療保険の「介護分」としては徴収される。

各市の介護保険料（年額）は、下表のとおりである。

#### 介護保険料の状況（平成19年度）

40歳以上65歳未満の方の保険料（国民健康保険加入者の場合）＝国民健康保険料（税）の「介護分」

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
名称	市川市 保険料	船橋市 保険料	松戸市 保険料	鎌ヶ谷市 保険料
所得割	算定基礎額の1.0%	算定基礎額の1.2%	算定基礎額の1.61%	算定基礎額の1.48%
均等割	7,200円/人	9,610円/人	12,900円/人	13,000円/人
世帯限度額	90,000円/世帯	90,000円/世帯	90,000円/世帯	90,000円/世帯
★モデルケース				
Aさん世帯の場合 夫(46歳)&妻(43歳) 夫・事業所得450万円 妻・給与収入103万円 (給与所得38万円)	所得割 42,200円 均等割 14,400円 計 56,600円	52,640円 19,220円 69,860円	67,942円 25,800円 90,000円	62,456円 26,000円 88,450円

65歳以上の方の保険料

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
基準額	44,400円/年	44,400円/年	46,080円/年	43,800円/年
第1段階	基準額の0.5	基準額の0.45	基準額の0.5	基準額の0.5
第2段階	基準額の0.5	基準額の0.45	基準額の0.5	基準額の0.5
第3段階	基準額の0.75	基準額の0.7	基準額の0.75	基準額の0.7
第4段階	基準額	基準額	基準額	基準額
第5段階	基準額の1.25	基準額の1.25	基準額の1.25	基準額の1.25
第6段階	基準額の1.5	基準額の1.5	基準額の1.5	基準額の1.5
第7段階	基準額の1.75	基準額の1.8	基準額の1.75	基準額の1.75
★モデルケース				
Bさんの場合 75歳。一人世帯。前年の 年金が79.2万円、市民 税非課税	22,200円	19,980円	23,040円	21,900円
Cさん世帯の場合 夫・68歳。市民税課税 で、前年の年金が300万 円(所得180万円)。 妻・66歳。市民税非課税	夫 55,500円 妻 44,400円 計 99,900円	夫 55,500円 妻 44,400円 計 99,900円	夫 57,600円 妻 46,080円 計 103,680円	夫 54,750円 妻 43,800円 計 98,550円

介護保険については、国・県・市や各被保険者の費用負担の割合が法によって定められており（下表）、保険料は、各市が介護保険給付に要する費用を割り返して決定される。

このため、仮に合併した場合には、新市の介護保険事業費（見込み）をもとに算出することとなり、市民負担の低い市に合わせるといった調整は行えない制度となっている。

#### 介護保険の財源（平成18年度～20年度）

介護サービス利用者負担金	1割
保険料+公費	9割
介護保険料(65歳以上)	19% +(5%-調整交付金)
介護保険料(40歳以上65歳未満)	31%
市の負担金(一般会計からの繰入)	12.5%
県の負担金	12.5%
国の負担金	20% +調整交付金5%以内

仮に合併した場合、国からの「調整交付金」が一本化されるが、現在の4市の率に大きな差がない（鎌ヶ谷市 0%～市川市 1.54%）ことから、影響は小さいものと考えられる

#### ④ 保育料

保育料は、世帯の税額と通園する子どもの年齢から、各市が独自に定めた保育料表に基づき算定される。市によって保育料表が異なるため、単純な比較は困難であるが、下表のモデルケース（Aさん世帯、Bさん世帯、Cさん世帯の世帯当たりの月額保育料）を見ると、市川市が高めで、鎌ヶ谷市と船橋市が低めの金額となっている。

第2子、第3子以降の軽減率は4市とも同一（第2子は半額、第3子以降は無料）である。

保育事業の内容を比較すると、市立保育園の保育時間や受入最低年齢、病児（病後児）保育等の実施状況、給食の実施方法で、4市の間に大きな差は見られない。一時保育の実施施設の割合は、鎌ヶ谷市と市川市がやや多めとなっている。

保育児童1人当たりの保育関係コストを比べると、市川市が高めで船橋市が低めの傾向にあるが、保育児童1人当たりの保護者負担額には、コスト差ほどの開きは見られない。

仮に合併する場合の保育料の調整としては、いずれかの市の保育料に合わせる、保護者の負担が高くないように統一の保育料を設定する、国の保育料徴収基準額に一定の軽減率を掛けて統一の保育料を定める、統一後の負担額が合併前よりも上がる市については経過措置を設ける等、様々な方法が考えられる。

保育料の状況・保育事業の概要（平成19年度）

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
最高階層の税額	1,125,000円以上	585,000円以上	675,000円以上	1,000,000円以上
★最高階層の保育料(月額)				
3歳未満児	66,000円	60,000円	64,700円	65,400円
3歳児	32,000円	28,800円	30,000円	29,100円
4歳児以上	26,000円	26,900円	25,200円	23,900円
第2子の保育料	半額	半額	半額	半額
第3子以降の保育料	無料	無料	無料	無料
★モデルケース				
Aさん世帯の場合 前年の所得税が3千円、3歳児が通園中	15,000円	10,800円	12,500円	11,700円
Bさん世帯の場合 前年の所得税が50万円、4歳児と1歳児が通園中	58,300円	55,650円	56,600円	53,350円
Cさん世帯の場合 前年の所得税が80万円、2歳児が通園中	66,000円	60,000円	64,700円	62,800円

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
市立保育所数	28園	27園	23園	4園
うち民間委託	0園	0園	3園	0園
私立保育所数	24園	28園	22園	3園
保育時間(市立)	7:15～19:15	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
受入最低月齢	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)
一時保育実施施設数	19施設	10施設	13施設	4施設
病児(病後児)保育実施施設数	2施設	1施設	2施設	5施設
給食の実施方法	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
保育児童1人当たりの保育関係コスト(月額)	125,686円	104,819円	110,594円	112,563円
保育児童1人当たりの保護者負担額(月額)	24,349円	22,608円	22,934円	21,621円
保護者負担率	19.4%	21.6%	20.7%	19.2%

※コストは平成18年度決算から算出

※「保育児童1人当たりの保育関係コスト」には、保育所費の総額から、保育所の整備費・一時保育・団体補助を除いた額を、年間延べ入所児童数で割ったもの

※「保育児童1人当たりの保護者負担額」は、保育料の現年分の総額を年間延べ入所児童数で割ったもの

### ⑤ 下水道使用料

平成 18 年度の下水道処理人口普及率(行政区域内人口のうち処理区域内に住む人の割合)は下表のとおりである。普及率が相対的に低い鎌ヶ谷市と船橋市においては、対前年度伸び率 3 %前後のペースで、下水道整備を進めている。

下水道事業の概要 (平成 18 年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
概要				
処理区域内人口	294,800	327,100	359,409	51,873
下水道処理人口普及率	63.1%	54.5%	76.5%	49.7%
対前年度伸び率	0.3%	3.1%	1.2%	2.8%

下水道使用料は、4 市とも基本使用料と従量使用料(使用水量の多寡に応じて算定される料金)からなる累進制を採用しており、市によって累進度が異なるため、単純な比較は困難である。使用水量ごとの下水道使用料は下表のとおりであり、例えば、10m<sup>3</sup>(立方メートル)使用した場合には松戸市の使用料がもっとも高いが、50m<sup>3</sup>使用した場合には松戸市がもっとも低くなる。

また、1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料は下表(コスト欄)のとおり、松戸市が低めとなっている。

下水道使用料の状況 (平成 19 年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
下水道使用料				
基本使用料	945円	624.75円	1,012.2円	945円
★使用水量ごとの使用料(月額)				
10m <sup>3</sup> 使用の場合	945円	939円	1,012円	945円
20m <sup>3</sup> 使用の場合	2,446円	1,884円	2,356円	2,415円
30m <sup>3</sup> 使用の場合	4,158円	3,617円	4,057円	4,305円
50m <sup>3</sup> 使用の場合	8,106円	8,447円	8,068円	8,715円
100m <sup>3</sup> 使用の場合	20,023円	22,884円	24,007円	21,315円
コスト				
1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理原価	214.2円/m <sup>3</sup>	185.0円/m <sup>3</sup>	230.2円/m <sup>3</sup>	311.1円/m <sup>3</sup>
1m <sup>3</sup> あたりの下水道使用料	152.6円/m <sup>3</sup>	153.3円/m <sup>3</sup>	138.9円/m <sup>3</sup>	150.9円/m <sup>3</sup>
汚水処理費に占める下水道使用料の割合	71.3%	82.9%	60.3%	48.5%
汚水処理費に占める一般会計からの繰入金金の割合	28.7%	17.1%	39.7%	51.5%

※コストは平成 18 年度決算から算出

なお、下水道事業には「雨水は公費、汚水は私費」の原則があり、管理運営費(下水道事業費のうち建設費以外の部分。下水道施設の維持管理経費と市債の償還経費を含む)のうち汚水処理に要する費用は、下水道使用料でまかなうのが原則とされているが、現実には、一部を各市の一般会計からの繰入金で補っている。

汚水処理費に占める下水道使用料の割合は、上表のとおりであり、使用料で 82.9%をまかなっている船橋市から 48.5%の鎌ヶ谷市まで、大きな開きがみられる。これに伴い、一般会計からの繰入金金の割合も、市による差が大きくなっている。

合併市町村の事例を見ると、合併時に統一したケース、当面は統一せず旧市町村の料金体系を使用するケース、数年内に統一するケース等が見受けられる。

## ⑥ 乳幼児医療費助成制度

平成 19 年度の乳幼児医療費助成制度（子どもが医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制度）の 4 市の概要は下表のとおりである。

市川市・船橋市・松戸市は、0 歳から小学校就学前までの子どもの入院と通院・調剤を対象に、自己負担金（入院は 1 日 200 円、通院は 1 回 200 円）以外の医療費（保険診療の自己負担分）を助成している。

鎌ケ谷市は、入院については 3 市と同様であるが、通院については 0 歳から 4 歳未満の子どもを対象としている。

この事業については、県基準（鎌ケ谷市と同一）の範囲内は、費用の半額が県から助成される仕組みとなっており、県基準を超える部分は、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4 市の水準を統一する必要があると考えられる。

乳幼児医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ケ谷市	県基準
概要	入院助成(対象)	0歳～就学前				同左
	入院日数制限	1日以上				同左
	通院・調剤助成(対象)	0歳～就学前 ※19年4月～	0歳～就学前 ※19年4月～	0歳～就学前 ※19年10月～	0歳～4歳未満	0歳～4歳未満 ※H19年10月～
	自己負担金	入院:200円/日、通院:200円/回 (市民税所得割非課税世帯は無料。調剤は自己負担なし)				同左

※市川市:保護者の総所得の合計額が703万円を超える場合、4歳～就学前の通院・調剤は助成対象外

## ⑦ 重度心身障害者医療費助成制度

平成 19 年度の重度心身障害者医療費助成制度（重度心身障害者が医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制度）の 4 市の概要は下表のとおりである。

4 市における助成の内容、助成対象の範囲は、ほぼ同一（県基準並み）となっている。

仮に合併する場合にも、大きな調整は必要ないものと考えられる。

重度心身障害者医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ケ谷市	県基準
概要	助成内容	医療費の自己負担分を助成(保険適用は除く)				同左
	対象	身体障害者手帳1・2級 療育手帳・Aの1 身体障害者手帳3級 で療育手帳Aの2・B	身体障害者手帳1・2級 療育手帳Aの2以上			同左
	所得制限	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が20万円以上は対象外 ※19年8月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年8月～
	入院食事代	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年4月～	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年4月～

## ⑧ ひとり親家庭医療費助成制度

平成 19 年度のひとり親世帯等医療費助成制度（ひとり親家庭・父母ともいない家庭の親または養育者及び子どもが、医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制

度)の、4市の概要は下表のとおりである。

受診者の自己負担額は、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市は同一(県基準並み)であり、船橋市のみが、市独自に限度額を若干引き下げている。

受給資格者の範囲(対象範囲)も、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市が同一(県基準並み)。船橋市のみが独自の所得限度額を設けて、県基準よりも広い範囲を受給対象者としている。

また、松戸市・船橋市は独自に入院時食事代の助成を行っている。

この事業については、県基準(鎌ヶ谷市と同一)の範囲内は、費用の半額が県から助成される仕組みとなっており、県基準を超える部分は、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4市の水準を統一する必要があると考えられる。

### ひとり親家庭等医療費助成制度の概要(平成19年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	県基準
自己負担額(入院)	300円/日	200円/日	300円/日	300円/日	300円/日
自己負担額(通院・調剤)	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	通院・調剤1回につき200円(診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円を限度とする)	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円
対象範囲	児童扶養手当の対象世帯	独自の所得限度額を設定	児童扶養手当の対象世帯	児童扶養手当の対象世帯	児童扶養手当の対象世帯
その他		-入院時食事代を助成 -対象者に受給者証を交付(医療機関の窓口で提示し、自己負担額を超える分を支払う)	-入院時食事代の一部、証明手数料(限度額200円)を助成		

※「診療(調剤)報酬明細書」=医療機関が患者の自己負担額を除いた医療費を保険機関に請求するための明細書。月に1回請求するため、上表の自己負担額(通院・調剤)は、同一医療機関に同じ病気等がかかった場合、各市とも1カ月に1000円が限度となる。

## ⑨ 老人医療費助成制度

平成19年度の老人医療費助成制度の、4市の概要は次頁表のとおりである。

70歳以上の高齢者及び65歳以上の寝たきりの方については、国の制度が存在する。70歳未満の高齢者を対象については、市により、独自の助成制度を設けている。

4市のうち、独自の制度を設けているのは船橋市と松戸市であり、対象者の範囲は船橋市の方が広がっている。

この事業については、県からの助成はなく、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4市の水準を統一する必要があると考えられる。

高齢者医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
概要	75歳以上・一定程度の障害がある65歳以上の人(参考)	国の老人保健法の対象(1割または3割を窓口で負担等) ※平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行			
	70歳～74歳(参考)	国の高齢者医療制度の対象(1割または3割を窓口で負担等)			
	★70歳未満を対象とする市の独自制度				
	制度の有無	※19年6月末で廃止	有	有	無
	内容	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成 * 差額ベッド料 1,500円以内/日 * 入院者おむつ代 12,000円以内/月	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成	
対象者	69歳	①69歳、68歳 ②65～69歳で、常時1人暮らし又は6か月以上寝たきりの人	69歳		
所得制限	住民税非課税世帯のみ対象	住民税非課税世帯のみ対象	生保基準の1.2倍までの世帯のみ対象		

⑩ まとめ

- ・市民負担・市民サービスのうち、代表的な9指標（市税、国民健康保険料(税)、介護保険料、保育料、下水道使用料、乳幼児医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、老人医療費助成制度）について、4市の状況を比較したところ、重度心身障害者医療費助成制度以外の8指標では、4市の状況に差が見られた。
- ・市税のうち、事業所税（一定税率）と介護保険料は調整の余地はないが、それ以外の指標については、仮に合併する場合、合併協議会で調整の方針等を定め、事業ごとに対応（統一するか否か、統一する場合はその方法等）を協議し、調整を行っていくこととなる。

## 参考 3 将来人口推計の詳細

### (1) 基本的な考え方

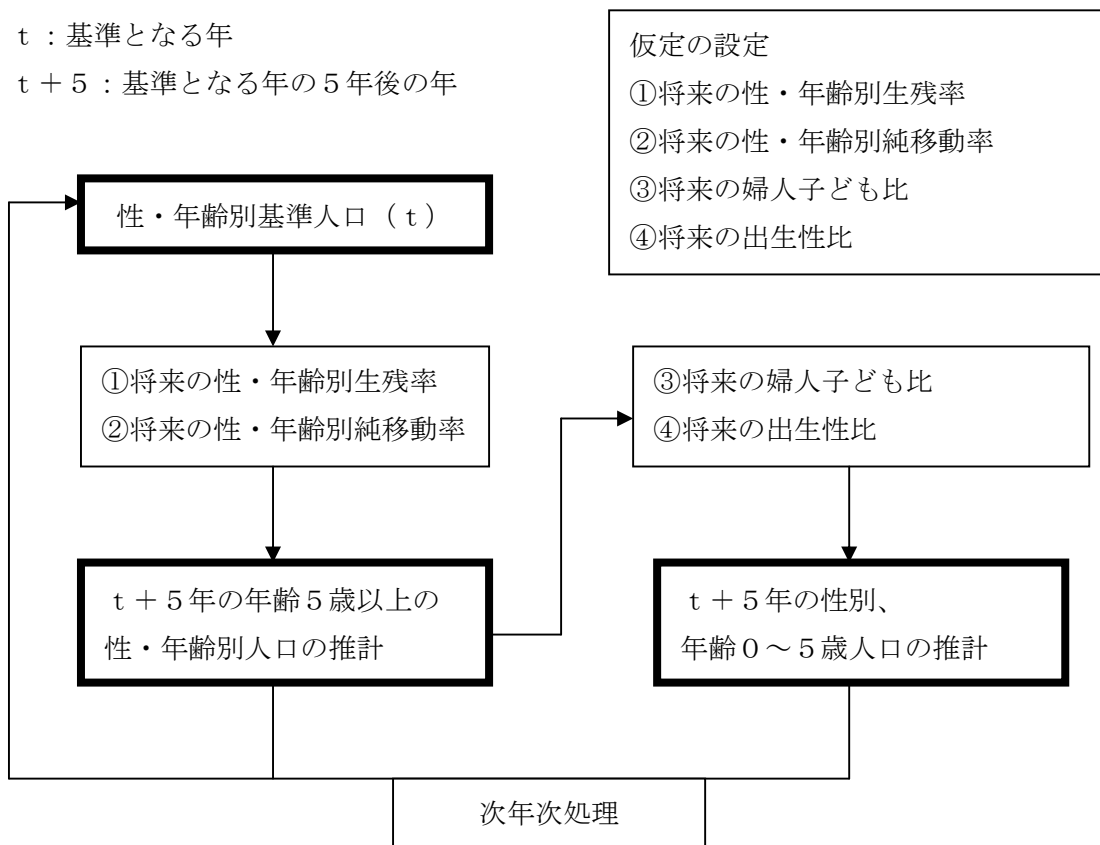
4市の将来推計人口として、国立社会保障・人口問題研究所の直近の公表資料である「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」を利用することを検討したが、推計基準年以降、現在までの実績値が推計値と大きく乖離（最大である船橋市で3.89%）しており、推計としての精度を欠くことから、利用することは困難と判断した。

そこで本研究会としては独自に、国立社会保障・人口問題研究所と同様にコーホート要因法を用いて、住民基本台帳人口のデータにもとづいて、平成19年9月30日（船橋市は10月1日）現在で将来人口推計を行った。

### (2) コーホート要因法の詳細と本推計における仮定の設定について

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言う。コーホート法とは、その集団ごとを年次的に追跡し、その変化率を用いて、人口の変化をとらえる方法である。更に、コーホートの変化率を出生、死亡、移動の人口変動要因別に分けて推計するのが、コーホート要因法である。

コーホート要因法の作業手順を、以下にフローチャートで示す。



コーホート要因法にもとづいて推計を行うためには、

- ①死亡：将来の性・年齢別生残率（生命表による）
- ②移動：将来の性・年齢別純移動率
- ③出生：将来の婦人子ども比
- ④出生性比：将来の出生児の男女性比

以上の4つの変数において、仮定の設定が必要になる。

以下、本推計における、以上4つの仮定の設定について記す。

### ① 将来の性・年齢別生残率の設定について

過去5年間の性・年齢別死亡数のデータがあれば、その平均値を取り、これをもとに過去5年間の性・年齢別生残率を計算して、将来の性・年齢別生残率として用いるのがよく取られる方法である（過去5年間の傾向が続くという仮定）。

現在4市には、5歳階級刻みの死亡数データがある（千葉県衛生統計年報・市町村別死亡数）。

死亡率は、数年で大きな変動があるとは考えにくいので、入手可能な直近5年間（平成13年～17年）の市町村別死亡数（各市）の平均値を取り、これをもとに性・5歳階級別生残率を計算して、将来の性・5歳階級別生残率として仮定する。

### ② 将来の性・年齢別純移動率の設定について

過去5年間の性・年齢別純移動率の計算過程は以下のとおりである。

5年前の性・年齢別人口（ $k$ 歳コーホート）に、①で設定した性・年齢別生残率を掛けて、現在の封鎖人口（人口の流入が過去5年間無かったと仮定した場合の人口）を計算する。この封鎖人口と現在の実際の人口（ $k+5$ 歳コーホート）との差が、 $k$ 歳コーホートが $k+5$ 歳になるまでの過去5年間の移動数である。この移動数を5年前の実際の人口（ $k$ 歳コーホート）で割れば、過去5年間の性・年齢別純移動率が求められる。

近い将来であれば過去5年間の傾向が続く可能性が高いと考えられることから、上記で得られた数字を、将来の性・年齢別純移動率として用いる。

### ③ 将来の婦人子ども比の設定について

0～4歳の子どもを対象として考えた場合、母親の年齢は15～49歳がほぼ大半を占めるものと考えられる。このため、出生数はこの年齢層の女性の数に比例し増減すると仮定できることから、将来の0～4歳の人口については、15～49歳の女性の人口との比率（婦人子ども比）を用いて算出する。

本推計における将来の婦人子ども比は、各市の平成13年～19年のデータをもとに平均を算出して、これが将来も継続するものと仮定する。



#### ④ 将来の出生性比の設定について

出生性比は、地域格差や時系列の変化が比較的生じにくいとされている。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成19年5月に推計した「日本の都道府県別将来推計人口・千葉県」で、平成13年～平成17年の5年間の実績値105.4を平成18（2006）年以降一定の仮定値として用いているので、4市の今回の推計においてもこれを用いる。

#### （3） 将来人口推計の結果について

以下、各市の将来人口推計の結果を示す。

船橋市	基準人口	将来推計人口				
	平成19年10月1日 住民基本台帳人口	平成24年 10月1日	平成29年 10月1日	平成34年 10月1日	平成39年 10月1日	平成44年 10月1日
総人口	580,551	598,880	613,259	623,105	627,342	626,453
0～14歳人口	79,236	81,927	83,073	83,768	83,128	80,685
	13.6%	13.7%	13.5%	13.4%	13.3%	12.9%
15～64歳人口	397,647	391,264	385,528	392,755	398,803	396,780
	68.5%	65.3%	62.9%	63.0%	63.6%	63.3%
65歳以上人口	103,668	125,689	144,658	146,582	145,411	148,988
	17.9%	21.0%	23.6%	23.5%	23.2%	23.8%

市川市	基準人口	将来推計人口				
	平成19年9月30日 住民基本台帳人口	平成24年 9月30日	平成29年 9月30日	平成34年 9月30日	平成39年 9月30日	平成44年 9月30日
総人口	456,762	458,277	456,952	453,098	445,733	435,186
0～14歳人口	60,952	61,432	60,421	59,707	56,994	53,679
	13.3%	13.4%	13.2%	13.2%	12.8%	12.3%
15～64歳人口	325,500	313,005	299,635	294,827	290,210	280,240
	71.3%	68.3%	65.6%	65.1%	65.1%	64.4%
65歳以上人口	70,310	83,840	96,896	98,564	98,529	101,267
	15.4%	18.3%	21.2%	21.8%	22.1%	23.3%

松戸市	基準人口	将来推計人口				
	平成19年9月30日 住民基本台帳人口	平成24年 9月30日	平成29年 9月30日	平成34年 9月30日	平成39年 9月30日	平成44年 9月30日
総人口	471,832	474,351	472,916	466,917	455,284	439,005
0～14歳人口	64,192	63,213	61,427	60,750	57,155	52,763
	13.6%	13.3%	13.0%	13.0%	12.6%	12.0%
15～64歳人口	322,923	307,438	290,805	283,058	275,731	262,263
	68.4%	64.8%	61.5%	60.6%	60.6%	59.7%
65歳以上人口	84,717	103,700	120,684	123,109	122,398	123,979
	18.0%	21.9%	25.5%	26.4%	26.9%	28.2%

鎌ヶ谷市	基準人口	将来推計人口				
	平成19年9月30日 住民基本台帳人口	平成24年 9月30日	平成29年 9月30日	平成34年 9月30日	平成39年 9月30日	平成44年 9月30日
総人口	105,061	106,104	106,213	105,159	102,668	98,993
0～14歳人口	14,123	14,053	13,752	13,682	13,025	12,077
	13.4%	13.2%	12.9%	13.0%	12.7%	12.2%
15～64歳人口	71,420	67,304	63,350	62,050	61,109	58,897
	68.0%	63.4%	59.6%	59.0%	59.5%	59.5%
65歳以上人口	19,518	24,747	29,111	29,427	28,534	28,019
	18.6%	23.3%	27.4%	28.0%	27.8%	28.3%

## 参考４ 財政シミュレーションの詳細

### （１） 基本的な考え方

４市による合併・政令市移行の効果をより具体的に見せるためには、４市が合併・政令市に移行することで財政上の負担がどれだけ軽減するかを定量的に示す必要がある。よって、ここでは一定の仮定を置いた上で、４市が合併しない場合、合併する場合（新市・中核市）、更には政令市に移行する場合での財政シミュレーションを行い、それらの差を見ることで合併・政令市移行の効果を定量的に示すこととする。なお、試算にあたっては合併時期を平成 25 年度、政令市移行時期を平成 27 年度と仮定する。

本研究での財政シミュレーションでは、平成 13 年度～平成 18 年度の４市の地方財政状況調査票の実績値や各市が独自で推計している人口、退職費データなどをもとに、推計シナリオを設定しやすい下表に示した 34 の歳入科目・29 の歳出科目について推計を行う。推計期間は平成 42 年度（2030 年度）までとする。

### 推計科目

歳入科目		歳出科目		
地方税	市町村民税・個人（所得割）	人件費	議員報酬	
	市町村民税・個人（均等割）		委員等報酬	
	市町村民税・法人税割		特別職給	
	市町村民税・法人均等割		職員給	
	固定資産税		共済組合等負担金	
	上記以外の地方税		退職金	
	地方譲与税		所得譲与税	恩給及び退職年金
	所得譲与税以外		災害補償費	職員互助会補助金
	利子割交付金		その他	
	配当割交付金		扶助費	老人福祉費
株式等譲渡所得割交付金	児童福祉費			
地方消費税交付金	生活保護費			
ゴルフ場利用税交付金	その他扶助費			
特別地方消費税交付金	公債費	既発行分（17年度発行以前の地方債）		
自動車取得税交付金		新発債（18年度以降発行の地方債）		
地方特例交付金	物件費			
地方交付税	維持補修費			
地方交付税（普通）	補助費等			
地方交付税（特別）	繰出金	国民健康保険事業会計		
交通安全対策特別交付金		老人保健事業会計		
分担金・負担金		介護保険事業会計		
使用料		上記以外		
手数料		投資・出資金		
国庫支出金	貸付金			
国有提供施設等交付金	普通建設事業費			
県支出金	災害復旧事業費			
財産収入	失業対策費			
寄付金	積立金			
繰入金				
繰越金				
諸収入				
地方債	臨時財政対策債			
	減税補てん債			
	減収補てん債			
	地方債（上記以外）			

## (2) 合併しない場合の財政シミュレーションの詳細

以下に、各科目の推計シナリオの詳細を示す。

歳入科目		推計式	備考
地方税	個人市民税 (所得割)	生産年齢人口1人当り平均額 (定率減税廃止の及び税源移譲 の影響額を含む) ×将来の生産年齢人口 ×経済成長率	・経済成長率は5年間は1.0% ずつの成長、その後は0%の 成長とする。 ・定率減税廃止及び税源移譲 による影響は注1参照。
	個人市民税 (均等割)	生産年齢人口1人当り平均額 ×将来の生産年齢人口	
	法人市民税 (法人税割)	平成18年度実績×経済成長率	・経済成長率は5年間は1.0% ずつの成長、その後は0%の 成長とする。
	法人市民税 (均等割)	平成18年度実績と同額	
	固定資産税	平成18年度実績と同額	
	上記以外の地 方税	平成18年度実績 ×平成13年度～18年度の平均増減 率	
地方譲与税	所得譲与税	平成18年度実績と同額。ただし、税 源移譲後はゼロ。	・平成19年、税源移譲に伴い 廃止。
	所得譲与税 以外	平成18年度実績と同額	
利子割交付金		平成18年度実績と同額	
配当割交付金		平成18年度実績と同額	
株式等譲渡所得割交付		平成18年度実績と同額	
地方消費税交付金		平成18年度実績×経済成長率	・経済成長率は5年間は1.0% ずつの成長、その後は0%の 成長とする。
ゴルフ場利用税交付金		平成18年度実績と同額	
特別地方消費税交付金		平成18年度実績と同額	
自動車取得税交付金		平成18年度実績と同額	
軽油引取税交付金		平成18年度実績と同額	
地方特例交付金		平成19年度の児童手当拡充分及び 恒久減税分を計上。なお、恒久減税 分は平成21年度までとする。	
地方交付税		平成18年度から22年度までの5年 間は諮問会議提出の内閣府試算に基 づき、削減幅を設定。	・交付税総額の平成18年度実 績値及び平成23年度推計値か ら削減幅を設定。
交通安全対策特別交付金		平成18年度実績と同額	

－参考 4－

歳入科目		推計式	備考
分担金・負担金		平成 18 年度実績と同額	
使用料		平成 18 年度実績と同額	
手数料		平成 18 年度実績と同額	
国・県支出金		平成 18 年度実績 －普通建設事業（補助事業）の減少に伴う削減分＋生活保護費増分の 4分の 3	
国有提供施設等交付金		平成 18 年度実績と同額	
財産収入		平成 18 年度実績と同額	
寄付金		平成 18 年度実績と同額	
繰入金		注 2 参照	
繰越金		注 2 参照	
諸収入		平成 18 年度実績と同額	
地方債	臨時財政対策債	地方交付税と同様の考え方で推計	
	減税補てん債	平成 19 年度は 18 年度の 1/2、19 年度以降はゼロとする	
	減収補てん債	平成 18 年度実績と同額	
	地方債（上記以外）	今後の普通建設事業費×普通建設事業費における該当地方債発行の占める割合（過去 6 年間の平均）	

歳出科目		推計式	備考
人件費	議員報酬	平成18年度実績と同額	
	委員等報酬	平成18年度実績と同額	
	特別職給	平成18年度実績と同額	
	職員給	3市の推計より平均削減率を計算し、それを平成29年度まで乗じる	・注3参照
	共済組合等負担金	職員給の推移と連動	・職員給の一定割合を共済組合等負担金として支出するものと考ええる。
	退職手当	各市の推計による	・各市人事課が推計を行っているのでその値を参照する。
	恩給及び退職年金	平成18年度実績と同額	
	災害補償費	平成18年度実績と同額	
	職員互助会補助金	平成18年度実績と同額	
	その他	平成18年度実績と同額	
扶助費	老人福祉費	平成18年度実績 ×老年人口の伸び率(注4参照)	・高齢化の進展に伴い増加するものと考えられる。
	児童福祉費	平成18年度実績と同額	・少子化対策として必要性は高まることが予想されるものの、児童数の減少により大幅な増額は見込まれないものとする。
	生活保護費	平成18年度実績 ×老年人口の伸び率	・注5参照
	その他扶助費	平成18年度実績と同額	
公債費	既発行分	各市の償還表による	・既発行分とは、平成18年度以前に発行した地方債の元利償還金。
	新発債	【普通建設事業債】 今後の普通建設事業費×普通建設事業における該当地方債発行の割合(過去6年間の平均) 【臨時財政対策債】 歳入の臨時財政対策債をもとに算出 【減税補てん債】 歳入の減税補てん債をもとに算出	・(発行条件)利率2.0%、元金均等払い、据え置き3年20年償還。

歳出科目		推計式	備考
物件費		平成 18 年度実績と同額	・集中改革プランの期間中は、アウトソーシングの進展により委託費が増加すると考えられるが、正確な値が把握できないため、平成 18 年度実績と同額とする。
維持補修費		平成 18 年度実績と同額	
補助費等		平成 18 年度実績と同額	
繰出金	国民健康保険事業会計	平成 18 年度実績 × 老年人口の伸び率	・注 6 参照
	老人保健事業会計	平成 18 年度実績 × 老年人口の伸び率	・注 7 参照
	介護保険事業会計	平成 18 年度実績 × 老年人口の伸び率	・注 8 参照
	その他	平成 18 年度実績と同様	
投資・出資金		平成 18 年度実績と同様	
貸付金		平成 18 年度実績と同様	
普通建設事業費		歳出に対する適切な割合を占めることとする	・注 9 参照
災害復旧事業費		平成 13 年度～18 年度の平均額	
失業対策費		平成 13 年度～18 年度の平均額	
積立金		純繰越金の 1/2 を翌年度計上 なお、残りの 1/2 は基金に計上	

(注 1) 個人市民税 (所得割) 増額の考え方

個人市民税 (所得割) は、定率減税廃止及び税源移譲に伴い、増加する見込みである。特に税源移譲は平成 19 年度より実施であるため、本検討では平成 19 年度予算ベースの影響を今後一定とみなして推計を行う。平成 19 年度予算ベースの影響額の詳細は下表のとおりである。よって、下表の値を平成 18 年度実績に上乘せする。

各市の定率減税廃止・税源移譲に伴う市民税の影響額 (平成 19 年度予算ベース、単位：千円)

区分		船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
個人市民税 (所得割) の 増減額	定率減税 廃止分	1,670,000	1,400,000	1,209,065	253,000
	税源移譲分	4,132,000	2,989,000	3,004,555	723,346

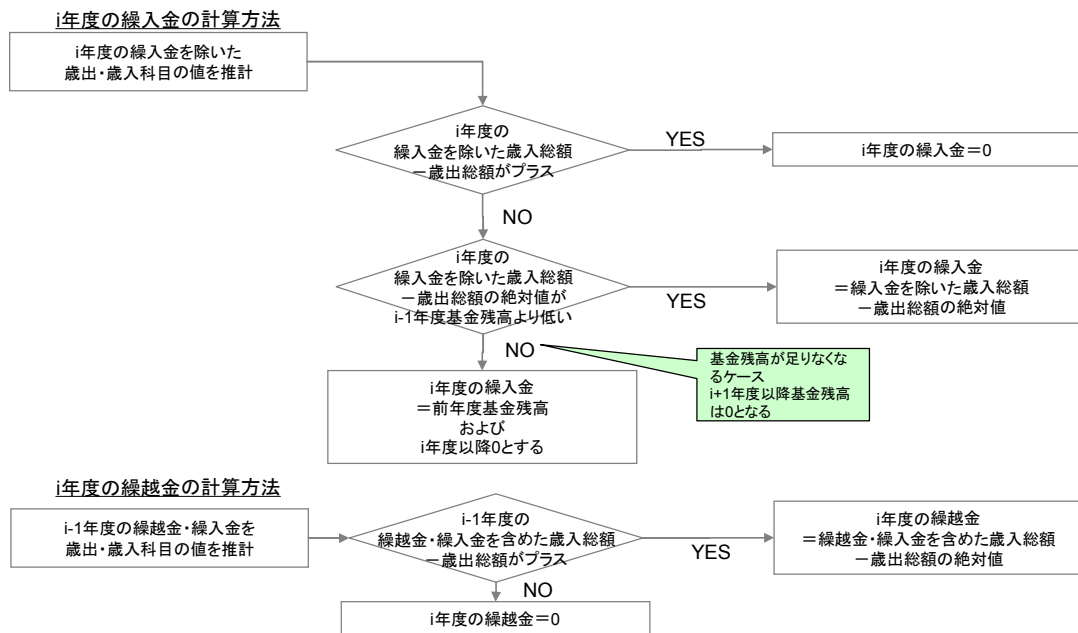
(注 2) 繰入金・繰越金の算出方法

歳入・歳出の科目は、平成 18 年度までのデータをもとに、それぞれに想定されたシナリオに沿って推計を行うが、繰越金・繰入金については平成 18 年度までのデータを使用せず、各歳出科目・歳入科目の推計結果から導出する。

「繰入金」は、繰入金を除いた歳入総額から歳出総額を差し引いたものがプラスであった場合は繰入金を 0 とするが、マイナスであった場合はその分を基金から繰り入れ、その額を繰入金として歳入科目に計上することとする。この調整により歳入より歳出が大きくても歳入と歳出の差をなくすることができる。しかし、基金残高が 0 になってしまった場合はその年度以降、繰入金及び基金残高は 0 となってしまう、歳入と歳出のバランスは崩れてしまう。

「繰越金」は前年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた値を翌年度計上することとする。

繰入金・繰越金の計算方法





(注3) 職員給の算出方法

本推計では職員給を、3市（船橋市・市川市・松戸市）が独自に将来推計した値をもとに算出することとしている。3市ではそれぞれ平成29年度までに平成19年度の85%～91%にまで職員給が低下すると推計している。よって、本推計では、定率で職員給を低下させていった場合の平均値となる98.66%を平成19年度～29年度まで毎年乗じていくこととする。

**3市の職員給推計結果**

	平成29年度／平成19年度
市川市	87%
船橋市	91%
松戸市	85%

(注4) 老人福祉費の算出方法

老人福祉費の算出には、総務省による老人福祉費の回帰分析の推計式（市町村の合併に関する研究会「大都市部における市町村合併の推進について」平成19年3月）を用いることを試みたが、平成13年度～18年度までの実績値とあまりにも乖離しているため、本推計では「老人福祉費」を以下の式で算出することとした。

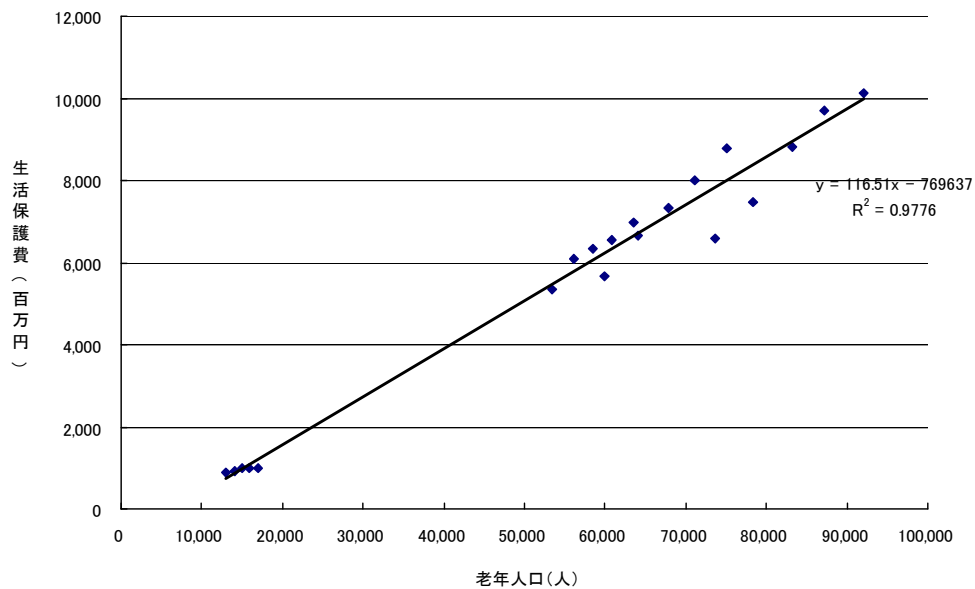
$$\text{老人福祉費} = \text{平成18年度実績} \times \text{老年人口増加分（基準は平成18年度老年人口）}$$

(注 5) 生活保護費の算出方法

各市の平成 13 年度～17 年度からの生活保護費と老年人口の相関をみたところ下図のようになった。相関係数は 0.98 と非常に高く、t 値も絶対値が 1 を超える結果となっているため十分に相関があるといえる。これは生活保護の対象の大半が高齢世帯であることが要因と考えられる。よって「生活保護費」は老年人口が増加した分、増加するものとする。

$$\text{生活保護費(千円)} = \text{平成 18 年度実績} \times \text{老年人口増加分(基準は平成 18 年度老年人口)}$$

生活保護費の回帰分析



概要

回帰統計	
重相関 R	0.988745
重決定 R2	0.977617
補正 R2	0.976373
標準誤差	476885.8
観測数	20

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	-769637	255881.1	-3.00779	0.007556	-1307223	-232050	-1307223	-232050
老年人口(人)	116.5123	4.155416	28.03866	2.64E-16	107.7821	125.2425	107.7821	125.2425

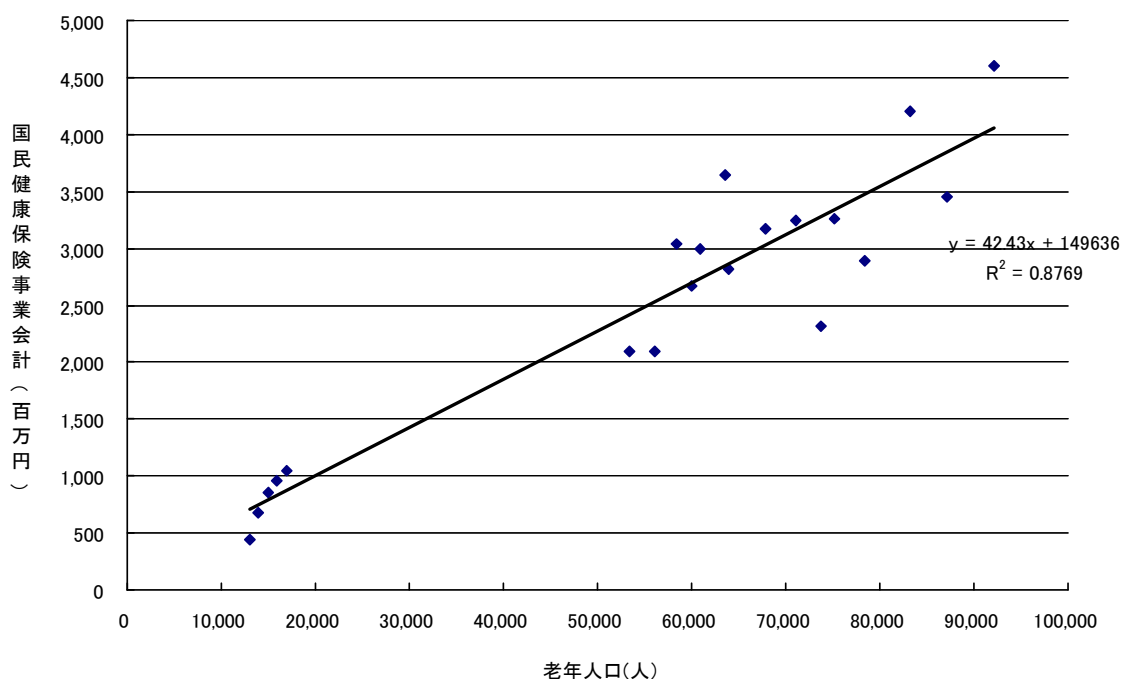
(注6) 国民健康保険事業会計への繰出金の算出方法

各市の平成13年度～17年度からの国民健康保険事業会計への繰出金と老年人口の相関をみたところ下図のようになった。相関係数は0.88と非常に高く、t値も絶対値が1を超える結果となっているため十分に相関があるといえる。これは老年人口が増加するに伴い、保険給付費も増加することが要因と考えられる。よって「国民健康保険事業会計への繰出金」は以下の式で算出することとする。

国民健康保険事業会計への繰出金(千円)

$$= \text{平成18年度実績} \times \text{老年人口増加分 (基準は平成18年度老年人口)}$$

国民健康保険事業会計への繰出金の回帰分析



概要

回帰統計	
重相関 R	0.936437
重決定 R2	0.876915
補正 R2	0.870077
標準誤差	429988
観測数	20

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	149635.9	230717.3	0.648568	0.524806	-335083	634355	-335083	634355
老年人口(人)	42.42963	3.746765	11.32434	1.28E-09	34.55797	50.30129	34.55797	50.30129

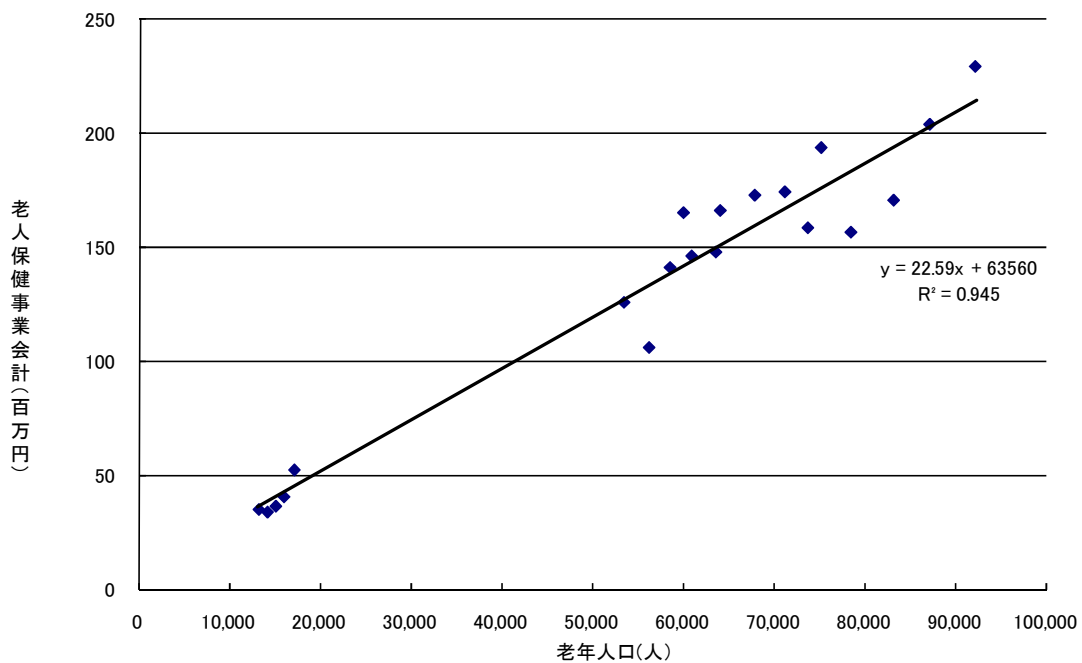
(注7) 老人保健事業会計への繰出金の算出方法

各市の平成13年度～17年度からの老人保健事業会計への繰出金と老年人口の相関をみたところ下図のようになった。相関係数は0.95と非常に高く、t値も絶対値が1を超える結果となっているため十分に相関があるといえる。これは老年人口が増加するに伴い、医療給付費も増加することが要因と考えられる。よって「老人保健事業会計への繰出金」は以下の式で算出することとする。

老人保健事業会計への繰出金(千円)

$$= \text{平成18年度実績} \times \text{老年人口増加分 (基準は平成18年度老年人口)}$$

老人保健事業会計への繰出金の回帰分析



概要

回帰統計	
重相関 R	0.972454
重決定 R2	0.945666
補正 R2	0.942648
標準誤差	146525.7
観測数	20

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	63559.9	78620.83	0.808436	0.429396	-101616	228736.1	-101616	228736.1
老年人口(人)	22.59872	1.276774	17.69986	7.85E-13	19.91632	25.28112	19.91632	25.28112

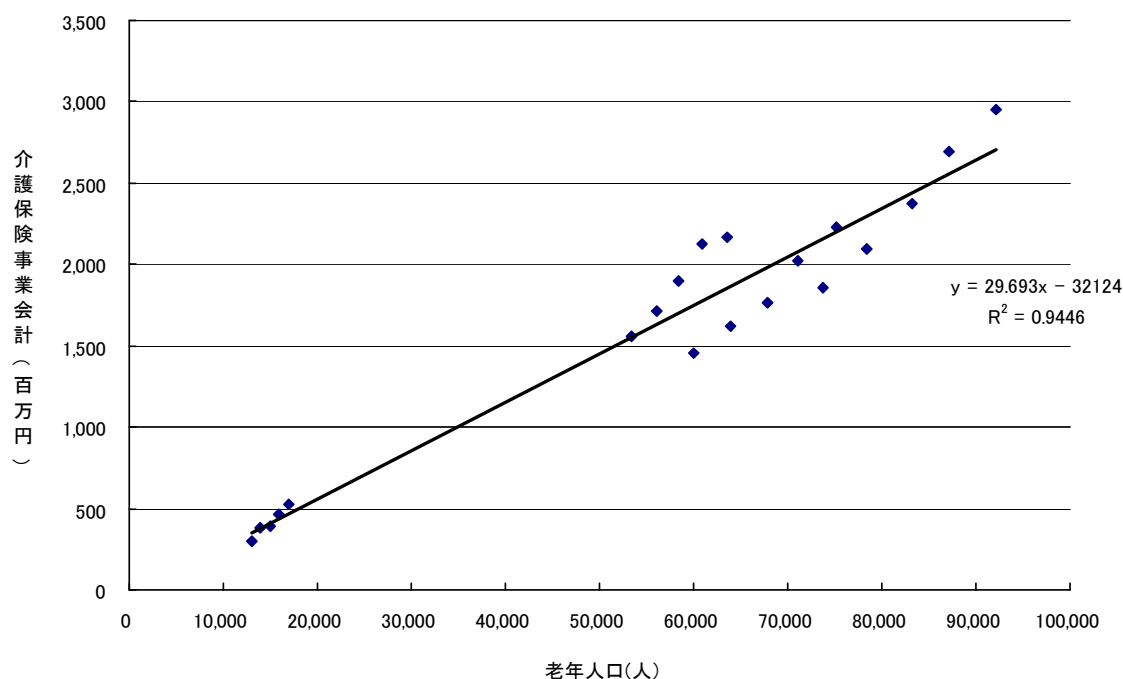
(注8) 介護保険事業会計への繰出金の算出方法

各市の平成13年度～17年度からの介護保険事業会計への繰出金と老年人口の相関をみたところ下図のようになった。相関係数は0.94と非常に高く、t値も絶対値が1を超える結果となっているため十分に相関があるといえる。これは老年人口が増加するに伴い、保険給付費も増加することが要因と考えられる。よって「介護保険事業会計への繰出金」は以下の式で算出することとする。

介護保険事業会計への繰出金(千円)

$$= \text{平成18年度実績} \times \text{老年人口増加分 (基準は平成18年度老年人口)}$$

介護保険事業会計への繰出金の回帰分析



概要

回帰統計	
重相関 R	0.971888
重決定 R2	0.944567
補正 R2	0.941487
標準誤差	194573.9
観測数	20

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	-32124.3	104401.9	-0.3077	0.761844	-251465	187216	-251465	187216
老年人口(人)	29.69286	1.695449	17.51327	9.4E-13	26.13085	33.25487	26.13085	33.25487

(注 9) 普通建設事業費の算出方法

普通建設事業にかかる費用は、社会資本ストックのデータを詳細に集めたとしても限定するのは非常に困難である。よって、本推計では市ごとに歳出総額に対する普通建設事業費の割合を設定し、その割合分の投資を維持することとした。各市に設定した割合は以下のとおりであり、これらは過去の実績データをもとに歳入の減少分を考慮して設定している。

**歳出に対する普通建設事業費の割合**

	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
歳出に対する普通建設事業費の割合	7%	10%	5%	5%

※ただし、船橋市に関しては平成 20 年度 9%、平成 21 年度 8%、平成 22 年度以降 7%とする。

## 推計結果詳細

### 船橋市

単位:千円	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	平成34年度	平成38年度	平成42年度
<b>歳入科目</b>	<b>実績値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>
地方税	86,333,891	93,623,308	93,564,796	93,346,880	93,979,053	94,506,300	94,506,518
地方譲与税	4,988,605	1,212,243	1,212,243	1,212,243	1,212,243	1,212,243	1,212,243
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	6,871,941	7,073,693	7,125,399	7,125,399	7,125,399	7,125,399	7,125,399
地方特例交付金	2,594,616	216,700	216,700	216,700	216,700	216,700	216,700
地方交付税	329,137	309,546	319,341	319,341	319,341	319,341	319,341
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	36,926,237	31,423,126	31,224,667	31,907,502	33,144,387	34,111,177	33,512,081
地方債 計	9,890,600	6,787,439	6,937,845	6,973,907	6,891,100	6,920,304	6,934,368
歳入合計	147,935,027	140,646,055	140,600,990	141,101,972	142,888,224	144,411,464	143,826,649
うち繰入金	7,207,148	2,121,002	618,743	340,000	340,000	340,000	340,000

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。  
交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

### 歳出科目

人件費 計	39,455,890	38,583,219	37,013,275	35,656,185	35,656,185	35,656,185	35,656,185
扶助費 計	23,798,450	25,821,511	27,630,669	28,948,283	29,116,365	29,014,137	29,221,590
公債費 計	11,618,742	11,844,915	10,559,163	11,207,775	6,520,188	8,258,280	8,587,788
物件費～補助費等 計	31,196,731	30,567,402	30,598,813	30,598,813	30,598,813	30,598,813	30,598,813
繰出金 計	18,435,988	20,412,953	22,180,888	23,468,480	23,632,732	23,532,833	23,735,559
投資・出資金～貸付金 計	3,095,821	3,095,821	3,095,821	3,095,821	3,095,821	3,095,821	3,095,821
普通建設事業費	16,045,875	9,845,224	9,901,887	10,044,651	9,716,837	9,832,447	9,888,122
災害復旧事業費～積立金 計	482,635	475,011	475,011	475,011	475,011	475,011	475,011
歳出合計	144,130,132	140,646,055	141,455,528	143,495,020	138,811,953	140,463,526	141,258,890

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。  
投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。  
災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。

### 市川市

単位:千円	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	平成34年度	平成38年度	平成42年度
<b>歳入科目</b>	<b>実績値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>	<b>推計値</b>
地方税	71,334,548	76,866,587	76,440,921	75,320,158	74,837,825	74,377,211	73,510,313
地方譲与税	3,845,362	974,576	974,576	974,576	974,576	974,576	974,576
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	5,401,051	5,552,239	5,590,985	5,590,985	5,590,985	5,590,985	5,590,985
地方特例交付金	2,489,166	174,489	174,489	174,489	174,489	174,489	174,489
地方交付税	199,631	187,748	193,690	193,690	193,690	193,690	193,690
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	30,256,962	30,348,855	30,921,324	31,090,874	29,605,473	28,804,504	29,664,457
地方債 計	4,797,600	4,768,149	4,886,860	4,871,774	4,869,401	4,862,916	4,862,790
歳入合計	118,324,320	118,872,643	119,182,846	118,216,546	116,246,439	114,978,371	114,971,300
うち繰入金	107,910	0	0	0	0	646,290	1,367,531

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。  
交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

### 歳出科目

人件費 計	32,480,850	30,901,695	30,961,217	29,766,364	29,766,364	29,766,364	29,766,364
扶助費 計	17,191,644	18,661,000	20,032,104	21,024,154	21,182,403	21,179,112	21,371,299
公債費 計	9,549,425	8,251,875	6,919,379	5,655,475	6,021,236	6,420,559	6,033,454
物件費～補助費等 計	26,317,055	26,913,500	27,326,027	27,326,027	27,326,027	27,326,027	27,326,027
繰出金 計	12,942,672	14,384,257	15,729,448	16,702,749	16,858,007	16,854,778	17,043,333
投資・出資金～貸付金 計	1,933,694	1,933,694	1,933,694	1,933,694	1,933,694	1,933,694	1,933,694
普通建設事業費	12,326,006	11,450,381	11,632,183	11,547,534	11,534,224	11,497,837	11,497,130
災害復旧事業費～積立金 計	1,357,278	2,007,409	1,787,781	1,519,342	720,287	0	0
歳出合計	114,098,624	114,503,812	116,321,835	115,475,339	115,342,241	114,978,371	114,971,300

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。  
投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。  
災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。

松戸市

単位:千円 歳入科目	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度 実績値	平成22年度 推計値	平成26年度 推計値	平成30年度 推計値	平成34年度 推計値	平成38年度 推計値	平成42年度 推計値
地方税	64,745,563	69,563,187	68,822,740	67,564,614	66,884,552	66,241,572	65,188,189
地方譲与税	4,126,196	1,127,132	1,127,132	1,127,132	1,127,132	1,127,132	1,127,132
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	5,591,844	5,749,558	5,789,977	5,789,977	5,789,977	5,789,977	5,789,977
地方特例交付金	2,150,442	189,323	189,323	189,323	189,323	189,323	189,323
地方交付税	3,234,028	962,105	373,564	373,564	373,564	373,564	373,564
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	28,803,802	25,771,092	26,018,380	27,893,240	27,948,786	27,482,717	27,209,297
地方債 計	5,454,900	4,821,167	4,936,851	4,931,280	4,931,019	4,920,052	4,924,224
歳入合計	114,106,775	108,183,564	107,257,966	107,869,130	107,244,353	106,124,338	104,801,706
うち繰入金	367,769	1,152,087	0	0	756,826	39,926	0

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。  
交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

歳出科目

人件費 計	29,989,365	29,905,020	28,588,541	26,869,193	26,869,193	26,869,193	26,869,193
扶助費 計	20,165,650	22,246,678	24,169,891	25,541,945	25,785,285	25,714,339	25,814,716
公債費 計	13,933,497	11,050,093	8,616,208	6,849,143	6,818,474	5,729,495	6,105,418
物件費～補助費等 計	24,107,045	23,903,398	23,813,726	23,813,726	23,813,726	23,813,726	23,813,726
繰出金 計	12,960,086	14,680,998	16,271,405	17,406,028	17,607,259	17,548,591	17,631,597
投資・出資金～貸付金 計	988,198	988,198	988,198	988,198	988,198	988,198	988,198
普通建設事業費	6,153,157	5,409,178	5,391,998	5,363,550	5,362,218	5,306,217	5,327,518
災害復旧事業費～積立金 計	391,331	0	0	439,220	0	154,580	0
歳出合計	108,688,329	108,183,564	107,839,966	107,271,002	107,244,353	106,124,338	106,550,365

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。  
投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。  
災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。

鎌ヶ谷市

単位:千円 歳入科目	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度 実績値	平成22年度 推計値	平成26年度 推計値	平成30年度 推計値	平成34年度 推計値	平成38年度 推計値	平成42年度 推計値
地方税	12,172,163	13,125,304	12,881,330	12,642,773	12,547,632	12,482,419	12,346,973
地方譲与税	944,667	219,446	219,446	219,446	219,446	219,446	219,446
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	1,172,920	1,205,813	1,214,242	1,214,242	1,214,242	1,214,242	1,214,242
地方特例交付金	304,795	43,678	43,678	43,678	43,678	43,678	43,678
地方交付税	2,535,886	2,384,940	2,460,413	2,460,413	2,460,413	2,460,413	2,460,413
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	6,673,033	3,986,170	4,144,482	4,259,494	4,271,275	4,238,963	4,219,254
地方債 計	1,924,700	1,484,215	1,517,618	1,520,758	1,523,870	1,514,900	1,515,624
歳入合計	25,728,164	22,449,566	22,481,210	22,360,805	22,280,557	22,174,062	22,019,631
うち繰入金	1,549,369	0	0	0	0	0	0

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。  
交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

歳出科目

人件費 計	7,036,098	6,819,402	6,516,677	6,300,084	6,300,084	6,300,084	6,300,084
扶助費 計	2,999,439	3,248,192	3,470,506	3,630,182	3,645,194	3,604,227	3,576,257
公債費 計	2,509,958	2,437,313	2,067,861	2,014,434	2,144,278	1,763,707	1,881,180
物件費～補助費等 計	6,380,282	6,388,763	6,393,106	6,393,106	6,393,106	6,393,106	6,393,106
繰出金 計	2,552,998	2,994,351	3,388,794	3,672,101	3,698,735	3,626,050	3,576,424
投資・出資金～貸付金 計	116,216	116,216	116,216	116,216	116,216	116,216	116,216
普通建設事業費	2,031,297	1,158,118	1,155,429	1,164,533	1,173,559	1,147,547	1,149,646
災害復旧事業費～積立金 計	645,300	0	0	0	0	0	0
歳出合計	24,271,588	23,162,354	23,108,588	23,290,655	23,471,172	22,950,936	22,992,912

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。  
投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。  
災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。



### (3) 合併する場合の財政シミュレーションの詳細

本推計では、以下のシナリオのもとに合併に伴う影響を定量化する。

#### 本推計で用いた合併に伴う影響の算出方法の概要

科目		推計の考え方
人件費	議員報酬	平成25年度に合併が行われると仮定し、合併以降は、新市の議員定数×合併前の市のうち人口規模が最も大きい市の単価とする。 ※議員定数は地方自治法の規定の上限数による。
	委員等報酬	合併後の新市の方針によるが、4市が1つの市に合併するため人口規模の最も大きい市と同等の値とする。
	特別職給	合併後の新市の方針によるが、4市が1つの市に合併するため人口規模の最も大きい市と同等の値とする。
	職員給	議会事務局・農業委員会事務局・秘書課の職員及びポストが重複する管理職を削減可能として、積み上げ式で算出する。また廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の統廃合による削減効果を算出する。
	共済組合等負担金	職員給の削減に伴い、減少させる。
補助費等		総務省資料（※ <sup>33</sup> ）において、合併後10年経過時で総額8%削減とされているが、この計算は合併後、類似団体に近い姿になると仮定した試算であり、政令市以外の類似団体がない本圏域にはあてはめにくいと見込まないこととする。
物件費		総務省資料（※ <sup>33</sup> ）において、合併後10年経過時で総額10.5%削減とされているが、職員の削減を進めるほど、委託や臨時職員が増加し、物件費が増大する可能性があるため、本推計では合併効果を見込まないこととする。
普通建設事業費		廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の統廃合による更新経費削減効果を算出する。
維持補修費		廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の統廃合による維持管理費削減効果を算出する。
地方交付税		平成19年度普通交付税の算定に用いた4市の基礎数値を合算して新市の基礎数値として算出する。

これらに加え、新市が中核市に移行することで発生する事務移譲の影響を算出する。

※<sup>33</sup> 総務省「市町村合併による効果について」（2006年）（※<sup>13</sup>の再掲）  
[http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson\\_kenkyuukai\\_mokuji\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson_kenkyuukai_mokuji_1.pdf)

## ① 人件費の削減効果

### (ア) 議員報酬

議員定員の上限については、地方自治体法第 91 条第 2 項において以下のように定められている。

地方自治法第 91 条第 2 項 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 1. 人口 2,000 未満の町村 12 人 2. 人口 2,000 以上 5,000 未満の町村 14 人 3. 人口 5,000 以上 10,000 未満の町村 18 人 4. 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人 5. 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人 6. 人口 5 万以上 10 万未満の市 30 人 7. 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人 8. 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人 9. 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人 10. 人口 50 万以上 90 万未満の市 56 人 11. 人口 90 万以上の市 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数 (その数が 96 人を超える場合においては、96 人)
--

この規定により、新市（約 160 万人）の議員定数は、72 人以下となる。新市の議員職給は、単価を合併前の市のうち人口規模が最も大きい市の単価にすると仮定すれば、船橋市の単価×72 人となる。

現在の議員数はそれぞれ船橋市 50 名、市川市 42 名、松戸市 46 名、鎌ヶ谷市 27 名となっており、船橋市の単価 1,100 万円に 72 人分を乗ざると、新市の議員報酬は約 7 億 9 千万円となる。現在の 4 市の議員報酬の合計と比較すると、約 8 億 7 千万円の削減が見込める。

(イ) 委員等報酬

委員報酬は、合併する場合、4市分あった委員会が1市分に統合されると仮定して、本推計では合併前の市のうち人口規模が最も大きい船橋市1市分とする。つまり、「委員報酬」は、約4千万円となり、平成25年度（2013年度）の合併以降、約7千万円の削減が見込める。

区分	船橋市		市川市		松戸市		鎌ヶ谷市		
	報酬月額	人数	報酬月額	人数	報酬月額	人数	報酬月額	人数	
教育委員会	委員長	128,000	1	113,100	1	101,000	1	53,500	1
	その他委員	111,000	3	106,600	4	92,000	3	46,000	3
選挙管理委員会	委員長	66,000	1	63,800	1	59,000	1	42,000	1
	委員	48,000	3	38,300	3	47,000	3	30,500	3
	補充委員	9,800				0	4	-	-
公平委員会	委員長	66,000	1	23,700	1	36,000	1	-	-
	委員	55,000	2	22,100	2	33,000	2	-	-
監査委員	識見者選出	128,000	1	113,100	1	119,000	1	66,000	1
	議員選出	63,000	2	61,500	2	70,000	2	43,000	1
農業委員会	会長	100,000	1	72,600	1	68,000	1	55,000	1
	委員	63,000	25	49,300	19	52,000	24	47,000	16
固定資産評価審査委員会	委員	10,800	3	9,100	3	9,600	3	7,400	3
固定資産評価員		250,000	1	238,000	1	0	1	-	-
報酬年額(単位:万円)		3,670		2,756		2,739		1,516	

3市分合計(単位:万円)	7,011
--------------	-------

(ウ) 特別職給

特別職給は、合併後の新市の方針によるが、4市が1つの市に合併するため、合併前の市のうち人口規模が最も大きい船橋市に合わせるものとする。よって、「特別職給」は平成25年度（2013年度）の合併以降、約9千万円となり、現在の4市の特別職給の合計と比較すると、約2億3千万円の削減が見込める。

**(工) 職員給**

合併に伴い、職員の削減が期待できる部門としては、以下のものが挙げられる。

- 秘書課、議会事務局、農業委員会事務局職員：特別職、議員等の削減に伴い、職員の削減が期待できる
- ポストが重複する職員：合併に伴いポストが重複する管理職職員の削減が期待できる

また、中核市移行に伴う事務移譲により、職員を増やさなければならない部門も存在する。よって、ここでは秘書課、議会事務局、農業委員会事務局職員及びポストが重複する職員の削減数と中核市移譲事務の実施に必要な職員の増加数を推計する。

➤ **秘書課、議会事務局、農業委員会事務局職員の削減可能数**

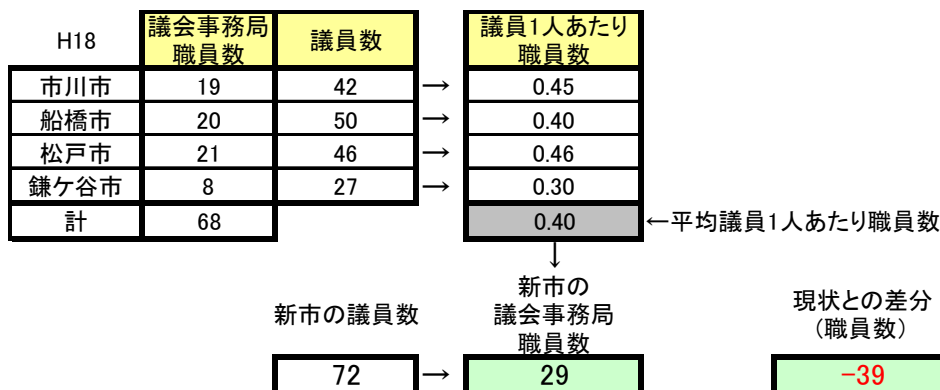
秘書課職員は特別職の秘書業務に従事しており、新市の特別職は人口最大規模の船橋市に合わせるものとするので、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市の秘書課職員計 22 名の削減を見込むこととする。

**秘書課職員の削減可能数**

	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
秘書課職員数（課長除く）	9	9	10	3

議会事務局職員は、議員の数に比例すると考えられる。4市の議員1人あたりの職員数は概ね0.4人である。前述したように、新市の議員数は72名となる予定なので、新市の議会事務局職員数はそれに0.4を乗じた29名となる。現状の4市の議会事務局職員数の合計は68名なので、それとの差分をとり、39名の削減を見込むこととする。

**議会事務局職員数の削減数算出フロー**



農業委員会事務局職員は、農業委員の数に比例すると考えられる。新市の農業委員の数を船橋市の現在の数のまま据え置くと仮定していることから、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市の農業委員会事務局職員計 18 名の削減を見込むこととする。

**農業委員会事務局職員の削減可能数**

	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市
農業委員会事務局職員数	7	8	7	3

（事務局長、次長を除く）

➤ **ポストが重複する職員の削減可能数**

下表は、各市のポスト（部長・課長等）の数を示したものである。合併する場合、ポストの数が人口最大規模の船橋市と同様になると考えると、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市のポスト数分の管理職員削減が期待できる。よって、本推計ではポストが重複する管理職員 420 名分の削減が可能と見込むこととする。

**ポストが重複する職員の削減可能数**

	船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市	
管理職	176	142	187	91	←削減可能なポストの重複する管理職員 現状との差分 <b>-420</b> 名

➤ **中核市移譲事務の実施に必要な人員増**

中核市移譲事務の実施には、人員増が必要となる。平成 15 年度（2003 年度）に船橋市は中核市に移行しており、本推計ではこの事例をもとに新市における人員増分を推計する。船橋市においては、中核市移行年度に 78 名の職員を中核市移譲事務のために配置したが、現在までに更に人員増が必要となっており、平成 19 年度（2007 年度）は 96 名の職員が中核市移譲事務に従事している。このことから、新市の中核市移譲事務の実施に必要な人員増は、船橋市の平成 19 年度現在の事務従事者数をもとに推計することが望ましい。

以上の考え方により、本推計では船橋市の平成 19 年度現在の事務従事者数に、新市の人口（船橋市分除く） / 船橋市の人口 を乗じることで、新市の中核市移譲事務の実施に必要な人員増の推計を行った。なお、動物愛護センターは人口分業務が増加するわけではないので船橋市の従事者数だけで対応が可能と見込んでいる。

下表は推計結果を示しており、168 名の人員増が必要になると推計される。

**中核市移譲事務の実施に必要な人員増**

移譲事務	船橋市の中核市移行に伴う人員増				中核市移譲事務の実施に必要な人員増		
	移行(H15年4月)当時		H19年度現在		算出方法	推計結果	
	組織名	査定人員	組織名	査定人員			
社会福祉法人の監査	地域福祉課	5	健康政策課 指導監査室	6	新市の人口(船橋市分除く)/ 船橋市の 人口を乗じる	11	
母子寡婦福祉資金貸付業務他	児童家庭課	1	同左	1		2	
身体障害者手帳交付他	障害福祉課	1	同左	1		2	
ダイオキシン類対策、 大気汚染、騒音規制他	環境保全課	2	同左	2		4	
屋外広告物に関する業務	まちづくり推進課	1	同左	1		2	
開発審査会他	宅地課	1	同左	1		2	
産業廃棄物に関する業務	産業廃棄物課	10	同左	14		26	
未熟児養育医療、地域指導	保健指導課	5	同左	5		10	
保健所業務	保健所	49	保健所	56		103	
			動物愛護センター	6		0	
浄化槽法に関する業務	環境衛生課	2	同左	2		新市の人口(船橋市分除く)/ 船橋市の 人口を乗じる	4
教職員の研修に関連する業務	総合教育センター	1	同左	1			2
計		78		96		人員増合計	<b>168</b>

➤ 職員給における合併効果・中核市移行効果のまとめ

前述した推計から、秘書課・議会事務局・農業委員会で79名削減、ポストが重複する管理職で420名削減、中核市移行に伴う事務移譲により168名増加し、これらの結果331名の削減が見込まれる。これに船橋市の平均職員給を乗じると、合併及び中核市移行に伴い、25億2千万円の「職員給」削減効果が期待できる。また、これに伴い、共済組合等負担金の減少が見込め、平成19年度の比率を用いて計算すると3億9千万円の「共済組合等負担金」削減効果が期待できる。ただし、財政シミュレーションにおいては、中核市移行後直ちに満額の効果は発揮されず、徐々に効果が発揮される（10年後に効果が満額に達する）ものとする。

## ② 地方交付税への影響

地方交付税については、普通交付税への影響を試算した。平成19年度の普通交付税の算定に用いた4市の基礎数値を合算し、新市の基礎数値として算定すると、50億円程度の財源超過となった。このため、新市は普通交付税の不交付団体になるものと見込まれる。

合併しない場合の財政シミュレーションでは、平成25年度(仮定上の合併年度)時点で、鎌ヶ谷市に約22億6千万円の普通交付税が交付されるものと見込んでいるため、合併した場合には、歳入が約22億6千万円減少するものと見込まれる。

### 条件

平成19年度普通交付税算出資料を用いて、4市の基礎数値を合算した数値を新市の基礎数値として試算。算定に用いる新市の地域区分は以下のとおりに設定した。

種地 4市の基礎数値をもとに算出した区分 中核市Ⅰ－7

評点 4市の基礎数値をもとに算出した評点 849点

※評点算出表(「市町村合併等により種地・評点の再計算を要する市町村に係る種地・評点について」平成18年9月19日付け事務連絡 千葉県総務部市町村課財政室(財政担当)の添付資料)を用いて算出。

なお、19年度普通交付税算出資料等の種地Ⅰ－8に中核市のための係数が設定されていない費目があり、Ⅰ－8としての新市の中核市の試算が不能であるため、Ⅰ－7の最高評点の849点を用いて新市中核市の試算を行った。

### 結果

交付基準額はおよそ50億円のマイナス(財源超過)となり不交付団体となる見込み

区分	単純計	内訳				中核市
		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	
基準財政需要額 (ア)	千円 191,831,444	千円 51,659,376	千円 70,366,935	千円 56,986,564	千円 12,818,569	千円 192,585,592
基準財政収入額 (イ)	197,814,239	58,931,818	73,164,024	54,881,125	10,837,272	197,802,766
交付基準額 (ア)-(イ)	<b>-5,982,795</b>	<b>-7,272,442</b>	<b>-2,797,089</b>	2,105,439	1,981,297	<b>-5,217,174</b>

### ③ 公共施設の統廃合効果

#### (ア) 基本的な考え方

本節では、合併効果の中でも最も効果が顕著に出ると考えられる公共施設の統廃合についてその効果を推計し、財政シミュレーションの普通建設事業費などへ効果を反映させる。一般的に、土木・インフラ系公共施設と建築物系公共施設とでは異なる問題を抱えており、以下に各社会資本別に公共施設の統廃合の可能性及び見込まれる効果を示す。

資本分野		資本分野別の想定される課題
土木系	上水道	一般的にはスケールメリットが見込める事業だが、本圏域では千葉県水道局が供給しているため、財政への直接的な影響はない。ただし、千葉県から業務が移譲される可能性があるため、この点には留意が必要である。
	下水道	処理場の集約化によるスケールメリット・間接部門の統合による人件費削減などが見込めるが、流域下水処理場との兼ね合いを考慮する必要がある。
	廃棄物処理 (ごみ焼却施設)	施設の集約化によるスケールメリット・間接部門の統合による人件費削減などが見込める。なお、鎌ヶ谷市は柏市・白井市と一部事務組合を構成している。
建築物系	社会教育施設	市ごとに整備水準が異なり、市境に重複している可能性があるが、統廃合を行うには個別の検討を行う必要があり、現時点での定量化は困難と考えられる。
	医療	船橋市・松戸市には市単独の、市川市には浦安市と共同の市民病院が存在する。経営統合等による効率化は見込めるが、現時点での定量化は困難と考えられる。
	学校施設・民生施設など	市ごとに整備水準が異なり、市境に重複している可能性があるが、統廃合を行うには個別の検討を行う必要があり、現時点での定量化は困難と考えられる。

本推計では4市の中で特に定量化しやすい、廃棄物処理分野に限定して公共施設統廃合効果を算定することとする。



## (イ) 廃棄物処理

廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）に関しては、合併により以下の効果が見込める。

- 処理施設の集中化による更新コストのスケールメリット⇒普通建設事業費の軽減
- 処理施設の集中化・維持運営方法の統一化による維持管理コストの削減  
⇒人件費・物件費・維持補修費の軽減

「日本の社会資本 2007」では、廃棄物処理施設の耐用年数を「25年」と設定している。この耐用年数を考慮すると、4市のごみ焼却施設（詳細後述）は、平成42年度（2030年度）までの推計期間中に一度は更新しなければならない。4市が合併し、ごみ焼却施設を統廃合すれば、建設費用のスケールメリットが働き、全てのごみ焼却施設を各自で更新するより更新コストが軽減される。また、施設の統廃合や維持運営方法（具体的には委託方法）の統一化などにより毎年かかる維持管理コストの削減も見込める。本推計では、これらのメリットを算出し、財政シミュレーションに反映させる。

なお、ごみ焼却施設の建設費は普通建設事業費として計上されるため、本節で算出する①処理施設の集中化による建設コストのスケールメリットは、「普通建設事業費」に反映することとする。また、年間経常経費の実績値を見ると、下表のようになっており20億円台の維持管理費が人件費・物件費・維持補修費に分配されている。よって、本節で算出する維持管理コストの削減効果は、「人件費」・「物件費」・「維持補修費」に分配するものとする。

**ごみ焼却施設の年間所要経常経費（H17年度実績、単位：千円）**

	人件費	物件費	維持補修費		その他	計
			うち委託料			
船橋市	526,725	1,549,807	1,027,035	148,698	4,972	2,230,202
市川市	636,577	1,632,914	1,469,121	75,164	8,618	2,353,273
松戸市	751,914	1,927,285	1,525,350	33,535	819	2,713,553
鎌ヶ谷市	0	14,989	8,547	0	616,694	631,683

なお、施設を統廃合することにより、収集業務の委託額増加の懸念があるが、環境省が行った分別収集・選別保管費用の試算結果（※<sup>34</sup>）を見ると、収集業務委託額の試算では人口規模（つまり、収集量）・積載区分・ごみ収集車種のみが変数となっており、収集範囲の規模は変数となっていない。これは、ごみ収集量やごみ分別方法は収集費用に大きく影響するが、収集する際の距離は収集費用にあまり影響しないことを示している。夜間収集を行っている船橋市にはこうした傾向が特に顕著にみられるものと考えられる。よって、収集業務委託額の増加は本推計では見込まないものとする。

➤ 建設費のスケールメリット

4市は現在下表の9つの処理場のうち6つの処理場を運営もしくは一部運営しており、特に船橋・市川・松戸の3市で計約48万トンものごみを処理している。なお、鎌ヶ谷市は現在、柏市等との衛生組合にて廃棄物処理を行っているため、本推計では計算対象外とする。

**4市が関わるごみ焼却施設**

地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	資源化量 (t/年度)	使用開始年 度	運転管理の 体制	施設の改廃 等
市川市	市川市クリーンセンター ごみ焼却処理施設	154416	5292	1994	直営	
船橋市	船橋市南部清掃工場	104372	2298	1989	委託	
船橋市	船橋市北部清掃工場	101572	2885	1992	委託	現在更新設計委託中
船橋市	船橋市西浦町事業所	0	0	1972	直営	休止
松戸市	松戸市クリーンセンター	45710	0	1980	一部委託	
松戸市	松戸市和名ヶ谷クリーンセンター	79550	0	1995	委託	
松戸市	松戸市六和クリーンセンター新炉	0	0	1976	直営	休止
松戸市	松戸市六和クリーンセンター旧炉	0	0	1966	直営	休止
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合クリーンセンターしらさぎ	33406	67	1999	一部委託	

※<sup>34</sup> 環境省廃棄物・リサイクル対策部「平成15年度 容器包装廃棄物の使用・排出実態調査及び効果検証に関する事業 報告書」<http://www.env.go.jp/recycle/report/h16-02/>

現在の3市それぞれの処理場の稼働率を計算すると下表のようになり、各市とも稼働率は70%程度である。年間約48万t（日約1300t）のごみを稼働率70%で処理するには、処理場全てで計1900t/日の処理能力を持つ必要がある。処理場の統廃合を行う場合、この稼働率・ごみ処理量を維持したまま統廃合を行わなければならないことに留意する必要がある。

### ごみ処理量と稼働率

	処理量 (t/年度)	平均処理量 (t/日)	処理能力 (t/日)	稼働率
船橋市	205,944	564	810	70%
市川市	154,416	423	600	71%
松戸市	125,260	343	500	69%

処理場を1つ、2つ、3つに統廃合する場合の建設費は下表のようになる。計算に使った関数は築山ら（詳細後述）のものを使用しており、従来廃棄物処理施設の建設費で国から補助される3分の1の経費を除いている。建設費のスケールメリット（効果）はシナリオ1、シナリオ2、シナリオ3において、それぞれ約126億円、約75億円、約42億円となっており、集約後の処理場の数が少なければ少ないほど統廃合効果が高いと推計される。

なお、現在日本にある最大の処理場は、江東区の新江東清掃工場（1800t/日）であり、シナリオ1の1900t/日クラスの処理場は存在していない。よって、本推計では現実性を考慮してシナリオ2を採用し、普通建設事業費に対するごみ焼却施設の統廃合効果を約75億円とする。現状の施設が耐用年数を迎えだす平成26年度（2014年度）に建設することとし、推計期間平成42年度（2030年度）までの16年間で割り返し、延払い費用が年間約4億7千万円削減されるものとして財政シミュレーションに反映させる。

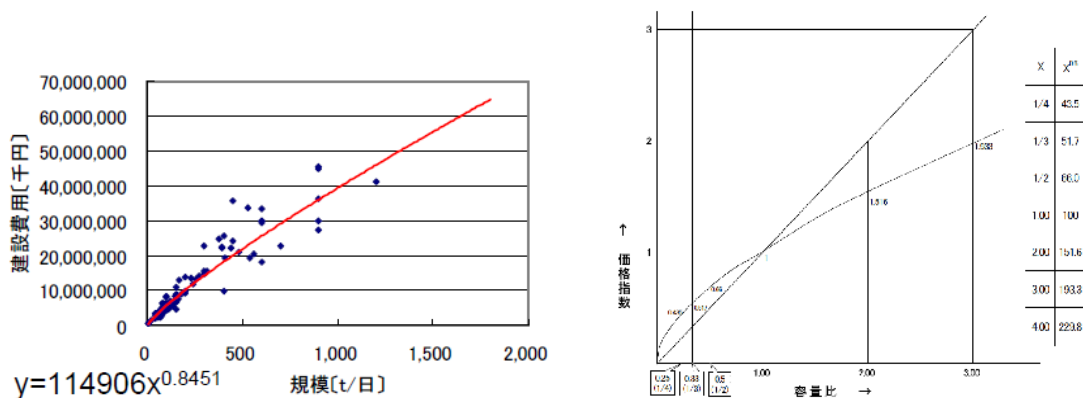
### シナリオごとの建設費（自治体負担分）の違い

	シナリオ	建設費	効果
シナリオ0	現状維持した場合	578億円	0億円
シナリオ1	1900t/日の処理能力を持つ1つの処理場を建設する場合	452億円	126億円
シナリオ2	950t/日の処理能力を持つ2つの処理場を建設する場合	503億円	75億円
シナリオ3	633t/日の処理能力を持つ3つの処理場を建設する場合	536億円	42億円

### 建設コストの計算方法

築山（※<sup>35</sup>）らの研究では、実績値に基づいた建設費の費用関数が算出されている。また、環境省（※<sup>36</sup>）では、0.6 乗に関わる経験則法を公表しており、両者ともに規模が大きくなるとスケールメリットが生じる建設費用関数を紹介している。前者は規模の約 0.8 乗に建設費が比例するとしており、後者は規模の 0.6 乗に建設費が比例するとしている。本推計ではスケールメリットを過度に評価しすぎないよう築山らの関数を使って建設コストを算出することとする。

築山ら・環境省による廃棄物処理施設算出のための費用関数



#### ➤ 維持管理コストの削減

現在の 3 市のごみ処理の運営経費を、単位処理量あたりで見ると下表のようになる。田崎（※<sup>37</sup>）らの論文によると日本全体の単位処理量あたり運営経費は 14,900 円となっており、市川市は全国平均と同様の値、松戸市はそれより少し高めの値となっている。船橋市は 10,800 円となっており、全国平均のわずか 3 分の 2 の値となっている。

単位処理量あたりの維持管理経費（全国平均 14,900 円/t）

	処理量 (t/年度)	経費 (千円/t)
船橋市	205,944	10.8
市川市	154,416	15.2
松戸市	125,260	21.7

出所) 各市

※<sup>35</sup> 築山友美「廃棄物処理システムの最適化に関する研究」（2006 年）

<http://www.cis.fukuoka-u.ac.jp/~higuchis/sos2003/sos2003.htm>

※<sup>36</sup> 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月）

※<sup>37</sup> 田崎智宏「ごみ減量・再資源化に係る廃棄物処理費用の現状と課題」（都市清掃、2007 年 11 月）

兵庫県の北但行政事務組合（※<sup>38</sup>）では、3つのごみ焼却施設を1つに統合する検討が行われており、そこでは将来の単位量当り経費を11,000円で設定している。本検討においても一部事務組合である鎌ヶ谷市分を除く5つの施設を2つに統合することを想定しているため、この単位量当り経費で総運営経費を算出してみたところ、下表のように運営経費が年間約19億6千万円削減される見込みとなった。よって、本推計ではごみ焼却施設の統廃合による人件費・物件費・維持補修費の削減額をそれぞれ約5億1千万円、約13億7千万円、約7千万円とする。財政シミュレーションには新施設を建設すると仮定した平成26年度（2014年度）から反映させる。

### 維持管理経費の削減額の推計

		処理量 (t/年度)	単位量当り経費 (千円/t)	総運営経費 (千円/年)
現状維持	船橋市	205,994	10.8	2,230,202
	市川市	154,416	15.2	2,353,273
	松戸市	125,260	21.7	2,713,553
	計	485,620	15.0	7,297,028
北但行政事務組合に経費を 合わせた場合		485,620	11.0	5,341,820
削減額		0	4.0	1,955,208

(単位：千円)

人件費 削減額	物件費 削減額	維持補修費 削減額
513,174	1,369,205	72,829

※<sup>38</sup> 北但行政事務組合「広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の概要」（北但地域環境フォーラム、2007年10月28日）

#### ④ 中核市事務移譲の影響

中核市に移行すると、中核市事務が県から市に移譲される。4市が合併する場合、新市は中核市となり、船橋市を除く3市分の中核市事務が県から新たに移譲される。事務量は人口などと相関があると考えられるため、3市分の中核市事務移譲の影響は、船橋市の平成18年度の中核市事務量に、それぞれの事務と相関がある指標の（3市の数値／船橋市の数値）を乗じたものとした。

推計結果を、財政シミュレーションの推計科目ごとにまとめると下表のようになる。歳入に関しては県支出金の減少分が国庫支出金の増加分を上回るため、トータルで12億5千万円の減少が見込まれる。一方、歳出は福祉や保健に関する事務事業（扶助費・物件費・補助金等）が増加し、トータルで29億5千万円の増加が見込まれる。よって、中核市に移行することで総計約42億円の負担増加が発生するとみなして財政シミュレーションに反映させる。

#### 中核市事務移譲の影響（単年度ベース）

（単位：千円）

歳入	国庫支出金	1,343,771
	県支出金	-2,591,842
	歳入増加額計	-1,248,071
歳出	扶助費	443,051
	物件費・補助費等	1,126,494
	普通建設事業費 (施設整備費補助金等)	1,378,493
	歳出増加額計	2,948,038

### 推計結果詳細

合併する場合(新市・中核市)

単位:千円	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成30年度	平成34年度	平成38年度	平成42年度
<b>歳入科目</b>	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
地方税	234,586,165	253,178,386	251,709,787	248,874,426	248,249,062	247,607,503	245,551,993
地方譲与税	13,904,830	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	19,037,756	19,581,303	19,720,604	19,720,604	19,720,604	19,720,604	19,720,604
地方特例交付金	7,539,019	624,190	624,190	624,190	624,190	624,190	624,190
地方交付税	6,298,682	3,844,339	1,084,708	1,084,708	1,084,708	1,084,708	1,084,708
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	102,660,034	91,374,874	90,288,730	92,577,820	91,104,628	92,398,283	92,997,934
地方債 計	22,067,800	17,860,970	18,279,174	18,297,718	18,215,391	18,218,172	18,237,005
歳入合計	406,094,286	389,997,459	385,240,590	384,712,862	382,531,980	383,186,857	381,749,830
うち繰入金	9,232,196	3,273,089	3,422,253	2,931,904	0	0	2,775,609

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。

交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

**歳出科目**

人件費 計	108,962,203	106,209,336	100,817,193	95,166,263	94,003,217	94,003,217	94,003,217
扶助費 計	64,155,183	69,977,381	75,746,222	79,587,615	80,172,299	79,954,866	80,426,913
公債費 計	37,611,622	33,584,196	28,162,611	25,726,827	21,504,176	22,172,040	22,607,839
物件費～補助費等 計	88,001,113	87,773,063	87,610,677	87,610,677	87,610,677	87,610,677	87,610,677
繰出金 計	46,891,744	52,472,559	57,570,535	61,249,357	61,796,734	61,562,251	61,986,913
投資・出資金～貸付金 計	6,133,929	6,133,929	6,339,383	6,339,383	6,339,383	6,339,383	6,339,383
普通建設事業費	36,556,335	27,862,901	28,993,969	29,032,739	28,699,307	28,696,518	28,774,887
災害復旧事業費～積立金 計	2,876,544	2,482,421	0	0	537,685	1,262,977	0
歳出合計	391,188,673	386,495,786	385,240,590	384,712,862	380,663,479	381,601,931	381,749,830

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。

投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。

災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。

#### (4) 政令市に移行する場合の財政シミュレーションの詳細

本推計では、以下の効果について先行政令市の事例をもとに、定量的に値を算出する。

- 事務移譲に伴う人件費の増加
 

政令市に移行すると県から市に事務事業が移譲される。それに伴い、移譲事務を担当する職員の増員が必要となり、職員給等の人件費が増加する。
- 事務移譲に伴う事業費・財源の増加
  - ・国県道関係事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
  - ・国県道関係事務以外の事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
  - ・宝くじの発売ができるようになり、その収益金が配分される。
- 地方交付税への影響
 

普通交付税の算定に、政令市に移譲される事務事業に要する費用が算入され、また、政令市の権限に合わせた補正係数が用いられる。
- 各種整備金の発生
 

政令市移行に伴い、区役所などの整備が必要となる。

#### ① 事務移譲に伴う人件費の増加

平成 19 年 4 月に政令市に移行した新潟市における職員の増加数を参考として、新市が政令市に移行し、県から市に事務が移譲される場合に、移譲事務を担当する職員数を計算した。この結果、145 名の人員が必要となるものと見込まれる。また、これに伴い職員給及び共済組合等負担金で約 12 億 7 千万円増加することが見込まれる。

ただし、合併しない場合の職員数の状況と比較すると、4 市の合併により削減が可能となる職員数を 331 名（職員給等の削減額は 29 億 1 千万円）と推計しているため、政令市移行に伴う職員数の増加と合わせても、186 名の職員数の削減（職員給等の削減額は約 16 億 3 千万円）と見込まれる。なお、この推計結果は、合併直後に発生するものではなく、徐々に削減効果が現れるものとして、段階的に財政シミュレーションに反映させていく。

政令市の事務移譲に伴う人員増

	算定方法	新潟市ベース		結論
		新潟市	新市	
民生行政	人口比例	43	87	87
商工・産業・経済行政	人口比例	1	3	3
土木行政	道路延長比例	75	20	26(※)
教育・文教行政	人口比例	14	29	29
		133	139	145

(新潟市の数値は理論値)

※土木行政の人員については、新市と道路面積・道路延長の近い既存政令市の数値を参考にした



## ② 事務移譲に伴う事業費・財源の増加

### (ア) 国県道関係事務の移譲に伴う事業費（歳出）とその財源（歳入）の増加

国県道関係事務の事務移譲の影響は、千葉県などからの情報提供・ヒアリング結果等から算出を行う。

#### ➤ 道路財源

国県道の維持管理業務が県から政令市に移譲されることに伴い、その業務に係る財源として、石油ガス譲与税及び軽油引取税交付金が新たに交付され、地方道路譲与税、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の交付額が増加する。

これらの政令市に対して交付される道路財源を推計するため、道路財源の算定基礎数値である国県道の延長・面積等のデータについて、本圏域分と政令市である千葉市分との比較をし、比率を求めた。その比率を千葉市の道路財源の平成 18 年度決算額に乗じて新市に移譲される道路財源を試算した。

比較したデータ（一部掲載）

区分	千葉市	4 市	比率
国道（指定区間外）と県道の面積比	千㎡ 1,471.96	千㎡ 2,252.29	千葉市を 1 とし 1.530
国道（指定区間外）と県道の延長比	113.50	183.3	1.616

新市が政令市に移行する場合に交付される道路財源の増加額の推計結果は、以下のとおり約 100 億円となる。

道路財源の推計結果（単位：千円）

区分		4 市政令市分の推計
譲与税	地方道路譲与税	810,000
	石油ガス譲与税	60,000
交付金	軽油引取税交付金	7,780,000
	自動車取得税交付金	1,060,000
	交通安全対策特別交付金	310,000
計		10,020,000

#### ➤ 国県道の維持管理に要する費用

国県道の維持管理に要する費用は、本圏域を所管する葛南及び東葛飾地域整備センターの平成 18 年度の事業費が次頁表のとおり約 10 億円となっているので、この額を財政シミュレーションに加算する。

**各地域整備センターにおける維持管理費用（平成 18 年度決算）**

葛南地域整備センター	道路面積(m <sup>2</sup> )	維持管理費(千円)
市川市の道路面積(平成 18 年 3 月 31 日)	4,672,337	273,008
船橋市の道路面積(平成 18 年 3 月 31 日)	6,187,574	361,555

東葛飾地域整備センター	道路面積(m <sup>2</sup> )	維持管理費(千円)
松戸市の道路面積(平成 18 年 3 月 31 日)	6,691,902	309,962
鎌ヶ谷市の道路面積(平成 18 年 3 月 31 日)	1,322,304	61,248

計(千円)	1,005,763
-------	-----------

➤ **県道路整備事業債元利償還金負担金・国直轄事業負担金**

国県道の維持管理業務の移管に伴い、本圏域の国県道の整備のために千葉県が発行した道路整備事業債の未償還元金とその利子を新市が引き継ぎ、県に負担金として支出することが求められる。

また、国が直轄事業として本圏域で行う道路整備事業に要する費用の一部を新市が負担することとなる。

しかしながら、現段階においては、政令市移行年次の未償還元金や国直轄事業費の総額やその負担割合など、未確定の条件が多いため、影響額の算定は行わない。

➤ **新設改良事業に要する費用**

現在は、県に要望して実現している国県道の新設改良事業が、政令市に移行すると、国県道の維持管理業務が移管されるため、直接実施できるようになる。

ただし、現段階においては、前述の県道路整備事業債元利償還金負担金・国直轄事業負担金と同様に未確定の条件が多いため、同事業に要する費用の算定は行わない。

■ **(参考) 国県道関係の政令市負担について**

○道路法の規定

- ・国が直轄管理している国道 6号、16号、298号、357号 計4路線
  - ⇒国が行う維持等に要する費用のうち、4.5/10の割合の額を政令市が負担する。
  - ⇒国が行う新設改良(国直轄事業)に要する費用のうち1/3の割合の額を政令市が負担する。
- ・千葉県が管理している国道 14号、296号、464号 計3路線
  - ⇒管理を政令市が引き継ぎ、維持等に要する経常経費はすべて政令市が負担する。
  - ⇒政令市が行う新設改良の費用は国が1/2を限度に負担する。

○千葉市が政令市に移行した際の県債償還金の負担割合の決定方法

⇒政令市移行に伴い移管した国県道の整備のために、県が発行した地方債(県債)の

元利償還金に係る政令市の負担金については、以下のとおり算出された。  
 $\{(各年度の未償還元金・利子) - (借換債) - (交付税算入額)\} \times 按分率$   
 なお、按分率については、千葉県・千葉市との間の覚書により、県債発行年度における事業費（県全体の道路事業費とそのうち千葉市分の事業費）の割合により按分している。

上記のように国県道の維持管理事業、県道路整備事業債元利償還金負担金、国直轄事業負担金及び新設改良事業は、新市に増額交付される道路財源を活用し実施する。

**(イ) 国県道関係事務以外の事務の移譲に伴う事業費（歳出）とその財源（歳入）の増加**

国県道関係事務を除く事務の移譲に伴う事業費（歳出）とその財源（歳入）の増加を、先行政令市の事例をもとに次頁表のとおり推計した。

新市が政令市に移行する場合、歳入は約 13 億 6 千万円増加し、歳出は約 45 億 7 千万円増加すると推計する。

**政令市移行に伴う事務移譲効果の推計結果  
 (道路関係事務以外) (単年度ベース)**

(単位：千円)

歳入の増加額	
国支出金	1,930,145
県支出金	-574,767
計	1,355,379
歳出の増加額	
扶助費	3,611,240
物件費	347,234
補助費	610,485
計	4,568,959

**(ウ) 宝くじ収益金**

政令市に移行すると宝くじが発行できるようになり、その収益の一部が市に配分される。市への配分割合は、宝くじの販売実績等を参考に県との協議によって決められる。千葉県と千葉市の配分割合は 8：2 となっており、平成 18 年度の千葉市への配当額は約 31 億円となっている。本推計においては、本圏域 4 市分の販売実績が把握できないため、千葉市への配当実績額相当の 30 億円を参考に、千葉市と 4 市の人口（平成 17 年度国勢調査人口）の比率を考慮して、30 億円から 45 億円程度の配当額を見込むものとする。

宝くじ収益金は、住民サービスの向上や事務移譲による歳出増に対応する財源として活用される。

**条件**

平成 18 年度の千葉県と千葉市の配分実績・割合を参考に試算した。

千葉県 12,551,000 千円 (79.99%)

千葉市 3,139,000 千円 (20.01%)

平成17年度国勢調査人口を比較すると

千葉県全体 6,056,462 人

千葉市 924,319 人(構成比 15.262%)

4市 1,611,834 人(構成比 26.613%、千葉市の 1.744 倍)

4市の圏域内における販売額の把握ができない状況にあるため、人口比率を参考に試算することとした。

### ③ 地方交付税への影響

政令市に移行すると、権限・事務移譲に伴い財政需要が増大するので、普通交付税の算定において、国県道の延長及び面積等の測定単位の数値が算入され、また政令市を対象とした補正係数が適用される。以下の条件で試算を行った場合、普通交付税は約 50 億円程度が交付される結果となった。

ただし、普通交付税は、制度上、確実な歳入として見込めるものではないことに留意する必要がある。

#### 条件

平成19年度普通交付税算出資料を用いて、4市の基礎数値を合算した数値を新市の基礎数値として試算する。試算に用いる新市の地域区分は以下のとおりに設定した。

地域手当の級地区分 船橋市の級地区分を用いる

種地 4市の基礎数値をもとに算出した区分 I-8

評点 4市の基礎数値をもとに算出した評点 882点

※評点算出表（「市町村合併等により種地・評点の再計算を要する市町村に係る種地・評点について」平成18年9月19日付け事務連絡 千葉県総務部市町村課財政室（財政担当）の添付資料）を用いて算出。

#### 結果

上記の条件で試算した結果、交付基準額は約 50 億円となる。

区分	単純計	内訳				政令市	
		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市		
基準財政需要額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(ア)	191,831,444	51,659,376	70,366,935	56,986,564	12,818,569	211,010,826	
基準財政収入額	(イ)	58,931,818	73,164,024	54,881,125	10,837,272	205,802,766	
交付基準額	(ア)-(イ)	-5,982,795	-7,272,442	-2,797,089	2,105,439	1,981,297	5,208,060

### ④ 各種整備金の発生

政令市移行にともない、区役所の建設が必要となる。行政区の設置に関する費用については、財政シミュレーションに反映はさせないが、必要経費について簡潔に言及する。

#### ➤ 区役所

区役所はさいたま市の事例によると1施設につき約20億円とされている。ただし、区役所を整備する際、各種の行政需要を考慮し、福祉施設などとの複合建築物となる可能性が非常に高い。また、区の数がいくつになるかも不明であるため、これらの点を考慮すると推計は困難である。近年、BTO方式のPFIによる区役所建設も始められてきており、推計を行うにはこの点についても考慮する必要がある。

事例：京都市伏見区役所 PFI 適用

落札金額：64 億 4,517 万 9,258 円（税込み）

京都市伏見区総合庁舎整備等事業は、分散立地し老朽・狭隘化した区民部（区役所）、福祉部（福祉事務所）、保健部（保健所）の各庁舎を統合するとともに、伏見青少年活動センターを併設した総合庁舎として整備。伏見区における総合的区民サービスの拠点、個性を生かした地域づくりの拠点として区役所の機能強化を図る。

**【計画地】**

京都市伏見区鷹匠町 35 番他の敷地面積約 9,610 m<sup>2</sup>（元宝酒造敷地約 7,150 m<sup>2</sup>及び現伏見区役所敷地約 2,460 m<sup>2</sup>）

**【施設の想定規模】**

延床面積約 14,500 m<sup>2</sup>（約 4,000 m<sup>2</sup>/階×4 階）

**【事業内容】**

PFI 法に基づき、選定事業者が新たに総合庁舎の設計、建設、維持管理等の業務を遂行する BTO 方式。

主な業務は

- ▽施設の設計・建設及び工事監理業務
- ▽施設等の所有権移転業務
- ▽施設の維持管理業務
- ▽現伏見区役所等の除却業務

**【除却業務】**

事業対象用地内に存する現伏見区役所等の建物等の解体撤去を行う。

なお、解体・撤去時の飛散性アスベストの除去工事は同事業の対象外（市事業）

解体撤去工事は新庁舎が完成し移転を終えてから着手

跡地（約 1,960 m<sup>2</sup>）の整地業務を行う。

**【事業期間】**

平成 18 年 12 月から平成 36 年 3 月までの 17 年 3 か月

（設計・建設 2 年間、維持管理 15 年間 3 か月）

## 推計結果詳細

### 政令市に移行する場合

歳入科目	2006年度	2010年度	2014年度	2018年度	2022年度	2026年度	2030年度
	平成18年度 実績値	平成22年度 推計値	平成26年度 推計値	平成30年度 推計値	平成34年度 推計値	平成38年度 推計値	平成42年度 推計値
地方税	234,586,165	253,178,386	251,709,787	248,874,426	248,249,062	247,607,503	245,551,993
地方譲与税	13,904,830	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397	3,533,397
利子割交付金～自動車取得税交付金 計	19,037,756	19,581,303	19,720,604	19,720,604	19,720,604	19,720,604	19,720,604
地方特例交付金	7,539,019	624,190	624,190	624,190	624,190	624,190	624,190
地方交付税	6,298,682	3,844,339	1,084,708	6,084,708	6,084,708	6,084,708	6,084,708
交通安全対策特別交付金～諸収入 計	102,660,034	91,374,874	90,543,476	97,696,961	99,789,819	103,610,572	99,382,754
地方債 計	22,067,800	17,860,970	18,279,174	18,297,718	18,215,391	18,218,172	18,237,005
歳入合計	406,094,286	389,997,459	385,495,336	394,832,003	396,217,171	399,399,145	393,134,651
うち繰入金	9,232,196	3,273,089	3,676,999	0	0	0	0

利子割交付金～自動車取得税交付金 計とは、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金の総計を指す。

交通安全対策特別交付金等～諸収入 計とは、交通安全対策特別交付金・分担金・負担金・使用料・手数料・国庫支出金・国有提供施設等交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の総計を指す。

### 歳出科目

人件費 計	108,962,203	106,209,336	101,071,939	95,930,500	95,276,946	95,276,946	95,276,946
扶助費 計	64,155,183	69,977,381	75,746,222	83,198,855	83,783,539	83,566,106	84,038,153
公債費 計	37,611,622	33,584,196	28,162,611	25,726,827	21,504,176	22,172,040	22,607,839
物件費～補助費等 計	88,001,113	87,773,063	87,610,677	88,568,396	88,568,396	88,568,396	88,568,396
繰出金 計	46,891,744	52,472,559	57,570,535	61,249,357	61,796,734	61,562,251	61,986,913
投資・出資金～貸付金 計	6,133,929	6,133,929	6,339,383	6,339,383	6,339,383	6,339,383	6,339,383
普通建設事業費	36,556,335	27,862,901	28,993,969	29,032,739	28,699,307	28,696,518	28,774,887
災害復旧事業費～積立金 計	2,876,544	2,482,421	0	1,847,834	2,702,591	4,691,432	2,402,526
歳出合計	391,188,673	386,495,786	385,495,336	391,893,891	388,671,072	390,873,073	389,995,043

物件費～補助費等 計とは、物件費・維持補修費・補助費等の総計を指す。

投資・出資金～貸付金 計とは、投資・出資金・貸付金の総計を指す。

災害復旧事業費～積立金 計とは、災害復旧事業費・失業対策費・積立金の総計を指す。

## 参考5 先行政令市の事例研究

政令市に移行すると「人口が増加する、都市基盤整備が進む、企業立地が進む」等の効果があると一般にいわれるが、移行の効果を分析した研究はなく、また、既に政令市に移行した都市もその効果を検証しきれていない。これは、政令市移行の効果が現出するには長時間を要することや、政令市移行以外の要因（経済要因や政策要因等）との判別が難しいことなどが理由である。

このため、本研究では、千葉県内における政令市の先行事例である千葉市（平成4年4月1日移行）を事例とし、首都圏の非政令市との比較により、都市基盤整備、産業、人口の面における変化をみることにする。

財政上の変化については、経済情勢、国の財政状況、制度の違いなどから、千葉市ではなく直近に政令市に移行した堺市、新潟市を例として取りまとめた。

また、政令市といっても、人口規模や首都圏との位置関係等によって、政令市制度の活用方策等は異なるものと考え、研究会では、最終報告書案（平成20年11月）公表後、本圏域と同様に、首都圏近郊に位置する3市（さいたま市、川崎市及び相模原市）を視察し、その結果を取りまとめた。

### （1）千葉市の例

千葉市と、首都圏（東京都を除く）の非政令市（平成17年の国勢調査による人口が40万人以上の非政令市である船橋市、市川市、松戸市、相模原市、横須賀市、川口市の6市が対象）について、千葉市が政令市に移行した平成4年前後から直近までのデータ等を用いて比較する（相模原市は分析の便宜上、一部を除き合併後の枠組みによる値を使うものとする）。

#### 千葉市及び比較対象とする首都圏の都市

～人口40万人以上の非政令市を対象～

都市	人口（人）	東京からの距離〔km〕
千葉市	924,319	39.2
市川市	466,608	15.4
船橋市	569,835	23.2
松戸市	472,579	21.5
横須賀市	426,178	62.4
相模原市	701,630	53.7
川口市	480,079	15.8

出所) 国勢調査（平成17年）、時刻表

### ① 都市基盤整備の変化

#### （ア）交通基盤

政令市移行に際しては、都市基盤整備や産業基盤（特に中枢的な産業基盤。中枢都市機能という）において既存の政令市と遜色のない都市の実態を備えていることが求められる（政令市の主な指定要件については、第2章の「（1）政令市の主な指定要件」（P43）参照）。



このため、千葉市では、政令市移行前より京葉線、千葉都市モノレール等広域鉄道網の整備が進められた。また、首都圏の各都市を相互に結ぶ広域幹線道路網（千葉市は千葉骨格幹線道路網）についても整備が進められ、広域幹線網は他市に比べて大幅に充実された。

これらの基盤整備は千葉市単独ではなく、国や千葉県によるところが大きい。横浜市や川崎市と同様、千葉市は業務核都市（業務機能を核とする諸機能の適正配置の受け皿となる都市）であることから、国と千葉県が積極的な基盤投資を行ってきた。

また、市道についても、既存の政令市と遜色のない水準を目標にして、整備が進められた。

### 首都圏整備計画における業務核都市の配置 ～千葉市は横浜市や川崎市と同様に業務核都市に指定～



### (イ) 区画整理事業

政令市の指定要件のうち最も重要な要件は人口である。千葉市の人口は平成2年度時点で82.9万人（国勢調査）であった。早くから政令市を目指していた千葉市では、人口100万人に達することを目標として、政令市移行前後にかけて多くの区画整理事業を実施した。

交通基盤と同様、国（当時の住宅都市整備公団）と千葉県企業庁により、大規模な区画整理事業が実施されている。また、千葉市や組合による区画整理も活発化した。

#### 政令市移行前後の千葉市における主な住宅開発 ～国と県により大規模な区画整理が進められた～

地区名	施行者	期間	開発面積	計画人口（人）
海浜ニュータウン地区	県企業庁	昭和43～62年	319ha	124,000
海浜ニュータウン地区（幕張A）	県企業庁	昭和47～平成2年	45ha	26,000
千葉東南部土地区画整理事業	住宅都市整備公団	昭和52～平成4年	605ha	80,000
土気南土地区画整理事業	組合	昭和57～平成5年	313ha	30,600
こてはし横戸地区	県住宅供給公社	昭和58～60年	21ha	2,200
検見川稲毛土地区画整理事業	千葉市	昭和60～平成6年	68ha	7,800
御成台研究学園都市	民間	昭和61年～	55ha	4,800
誉田南土地区画整理事業	組合	昭和61～平成3年	9ha	900
原町第3土地区画整理事業	組合	昭和61～平成5年	28ha	2,790
新検見川北土地区画整理事業	組合	昭和62～平成6年	38ha	6,700
千葉寺土地区画整理事業	住宅都市整備公団	昭和62～平成8年	56ha	6,700
南部蘇我土地区画整理事業	組合	平成元～6年	40ha	4,750
浜野東口土地区画整理事業	組合	平成2～6年	13ha	1,300
東幕張土地区画整理事業	千葉市	計画	26ha	（既成市街地）

出所）千葉市資料（当時）

### (ウ) 都市公園

千葉市の一人当たり都市公園面積は、昭和60年時点で6.31㎡であり、他市に比べて高かったが、移行後の平成7年には8.27㎡、また平成17年には8.72㎡と、7市平均の2倍近い水準（市川市、船橋市、松戸市はおおむね3㎡であるため、差は更に大きい）に達している。これは、政令市移行を目的として、各行政区に総合公園等を整備したことや、大規模な区画整理事業が進められたことが大きな理由と考えられる。

### 一人当たり都市公園面積

～千葉市は船橋市、市川市、松戸市の2倍以上の整備水準（平成17年）～

単位：㎡、倍

都市名	S60	H7	H17	H7/S60	H17/H7	H17/S60
千葉市	6.31	8.27	8.72	1.31	1.05	1.38
市川市	2.68	2.72	2.78	0.89	1.02	0.91
船橋市	1.69	1.86	2.64	1.10	1.42	1.56
松戸市	2.36	3.03	3.22	1.28	1.06	1.36
横須賀市	4.16	6.68	9.33	1.61	1.40	2.24
相模原市	1.24	2.22	3.07	1.79	1.39	2.48
川口市	3.24	3.37	3.45	1.04	1.02	1.06
7市平均	3.34	4.21	4.74	1.26	1.13	1.42

出所) 各市都市公園等調査

### (エ) 公共下水道整備

政令市移行に向けて公共下水道を整備してきた千葉市の公共下水道整備率は、政令市移行後に73%（平成8年）であり、相模原市について高い水準となった。その後も下水道整備は進められ、平成17年には92%となり、船橋市、市川市、松戸市を大きく上回っている。ただし、相模原市よりは低い。

### 公共下水道整備率 ～船橋市、市川市、松戸市よりは高い整備水準～

単位：%、倍

都市名	H8	H17	H17/H8
千葉市	73.3	91.6	1.25
市川市	69.2	69.7	1.01
船橋市	32.2	56.8	1.76
松戸市	57.6	76.4	1.33
横須賀市	69.6	90.9	1.31
相模原市	83.9	100.0	1.19
川口市	54.5	69.3	1.27
7市平均	62.9	79.2	1.26

注) 相模原市は旧相模原市  
出所) 都市計画年報

## ② 産業面の変化

### (ア) 従業者数

政令市移行に向けて産業基盤（特に中枢都市機能）の充実を目指していた千葉市は、中枢都市機能を強化するために、幕張新都心や先端産業の受け皿となる緑の森工業団地の整備などを進めた。特に、幕張新都心は就業人口15万人、居住人口2.6万人（いずれも計画ベース）の大規模なものであり、幕張メッセ、幕張テクノガーデン、ワールドビジネスガーデンから構成された。

これらの基盤整備は、テナントや工場等の誘致まで含めて国や県が積極的に関与し、また、

新都心や千葉市のイメージの向上にも大きな役割を担った。

このため、千葉市の従業者数は、政令市移行前の 30.6 万人（昭和 61 年）から、平成 13 年には 39.2 万人に増加した。

この間の 7 市の平均は 1.18 倍であり、また、千葉市の東京からの距離を考慮すれば、これらの産業基盤整備により一定の効果はあったといえよう。

**千葉市の政令市移行に向けた経済的中枢機能強化プロジェクト**  
～幕張新都心など大規模なプロジェクトが推進～

整備事項	主な内容	整備時期等
1. 幕張新都心計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本コンベンションセンター</li> <li>・先端成長産業の中核的業務と研究開発機能</li> <li>・高度な人材を育成する学術・教育機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業人口 15 万人</li> <li>・居住人口 2.6 万人</li> <li>・事業区域：437.7ha</li> </ul>
(1) 日本コンベンションセンター（幕張メッセ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際展示場（延床面積 99,124 m<sup>2</sup>）</li> <li>・幕張イベントホール（延床面積 15,522 m<sup>2</sup>）、</li> <li>・国際会議場（延床面積 16,700 m<sup>2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年 10 月 9 日 オープン</li> <li>・各種イベント計画</li> </ul>
(2) 幕張テクノガーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型複合インテリジェントビル（延床面積 182,000 m<sup>2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 62 年着手</li> <li>・平成 2 年完成予定</li> </ul>
(3) ワールドビジネスガーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流ビジネスゾーン（延床面積 206,163 m<sup>2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年着手</li> <li>・平成 2 年完成予定</li> </ul>
2. 中央地区新都市拠点整備事業	幕張新都心地区を国際情報拠点として整備	・新都市拠点整備事業対象地区指定
3. 緑の森工業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術集約型産業を中心とする研究所、工業等を誘致（160ha）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 62 年着手</li> <li>・平成 2 年度第一期完成</li> <li>・平成 3 年度分譲開始</li> </ul>

出所) 千葉市資料（当時）

**従業者数の推移**

～産業基盤整備における国・県の後押しにより 7 市平均以上の増加～  
(単位：人、倍)

都市	S61	H13	H13/S61
千葉市	306,289	392,307	1.281
市川市	111,946	123,824	1.106
船橋市	147,270	183,203	1.244
松戸市	118,003	131,925	1.118
横須賀市	158,866	152,347	0.959
相模原市	197,199	252,568	1.281
川口市	159,195	176,105	1.106
7 市平均	171,253	201,754	1.178

出所) 事業所・企業統計

**(イ) 事業所数**

事業所数についてみると、千葉市の事業所数（民営のみ）は、昭和 61 年度の 29,442 から、平成 13 年には 29,290 で微減であるが、これは 7 市平均よりやや減少幅が小さい。また、従業員規模が 300 人以上の事業所数についてはこの間に 2.42 倍に増加しており、7 市の平均（1.57 倍）を大きく上回っている。これは、先述のような大規模開発が進められたことが

主な理由と考えられる。

### 事業所数の推移

～政令市移行に伴い、大規模な事業所が増加～

(単位：箇所、倍)

都市名	事業所数	S61	H13	H13/S61
千葉市	事業所数	29,442	29,290	0.995
	うち300人以上	31	75	2.419
市川市	事業所数	14,429	13,536	0.938
	うち300人以上	14	15	1.071
船橋市	事業所数	16,273	16,056	0.987
	うち300人以上	23	38	1.652
松戸市	事業所数	15,217	14,209	0.934
	うち300人以上	14	17	1.214
横須賀市	事業所数	17,137	15,521	0.906
	うち300人以上	24	25	1.042
相模原市	事業所数	19,344	22,020	1.138
	うち300人以上	36	47	1.306
川口市	事業所数	22,503	21,829	0.970
	うち300人以上	11	23	2.091
7市平均	事業所数	19,192	18,923	0.986
	うち300人以上	22	34	1.545

出所) 事業所・企業統計

※従業員規模別事業所数は民営のみ把握可能なため、上記は民営のみ

### ③ 人口の変化

千葉市では大規模な区画整理事業や都市基盤、産業基盤の整備が進められたため、人口は昭和60年の78.9万人から平成17年には92.4万人へと1.17倍に増加した。これは、7市の平均である1.16倍をやや上回る程度であるが、東京からの距離を考慮すれば、これらの基盤整備による一定の効果は認められよう。

### 人口の推移 ～東京からの距離を考慮すれば一定の効果～

(単位：人、倍)

都市名	S60	H7	H17	H7/S60	H17/H7	H17/S60
千葉市	788,930	856,878	924,319	1.09	1.08	1.17
市川市	397,822	440,555	466,608	1.11	1.06	1.17
船橋市	506,966	540,817	569,835	1.07	1.05	1.12
松戸市	427,473	461,503	472,579	1.08	1.02	1.11
横須賀市	427,116	432,193	426,178	1.01	0.99	1.00
相模原市	546,516	646,513	701,630	1.18	1.09	1.28
川口市	403,015	448,854	480,079	1.11	1.07	1.19
7市平均	499,691	546,759	577,318	1.09	1.06	1.16

出所) 国勢調査

#### ④ まとめ

- ・政令市移行を目指していた千葉市は、国と県の後押しを受けながら、政令市と遜色のないレベルを目指して都市基盤、産業基盤の整備と住宅開発を進めてきた。この結果、従業者、事業所数、人口は非政令市に比較してやや高い伸びをみせた。
- ・ただし、近年に政令市に移行した都市は、昭和から平成にかけての経済環境や国・県の財政状況、制度も異なるため、千葉市のように国・県の大きな後押しを受けていない。
- ・4市は、千葉市のような大規模な都市基盤や産業基盤整備、住宅開発は進められてないことから、政令市移行に伴い千葉市と同様な効果（変化）が現出することは期待しにくい。

## （２） 堺市、新潟市、浜松市の例

堺市（平成18年4月1日に政令市移行）、新潟市（同平成19年4月1日）、浜松市（同平成19年4月1日）における財政状況及び都市運営等の変化を明らかにするため、各市へのヒアリングを行うとともに、入手した資料を分析した。

### ① 堺市、新潟市の財政上の変化

#### （ア） 歳入の変化

政令市への移行に際しては、事務配分の特例、行政監督の特例、行政組織上の特例、そして財政上の4つの特例がある。財政上の特例は、政令市移行に伴う移譲事務や行政組織の変更等による新たな財政需要の発生に対応したものであり、国や県からの財源の移譲や交付金の増額等の措置、地方交付税についても政令市の特性が考慮されることとなり、大都市にふさわしい財政内容がもたらされるものである。

取材によれば、政令市移行に伴う財政上の変動は以下のとおりであり、歳入は新潟市が129億円、堺市は150億円の増加となっている（予算ベース）。平成17年度の歳入額（決算ベース）は、新潟市が2,856億円、堺市は2,706億円であるため、概ね5%程度の歳入増加となっている。

過去に政令市に移行した仙台市は19.4%、千葉市は16.7%、さいたま市は12.0%（いずれも決算ベース）の歳入増加があり、これらと比べると少ないが、堺市や新潟市は中核市であり（4市の中では船橋市が中核市になっている）、かなりの事務が既に移譲されていたことや、当時の経済環境や国・県の財政状況が今日とはかなり異なっていたためと考えられる。

政令市移行に伴う歳入の変化

歳入科目	配分方法など
地方交付税	政令市には、大都市としての需要が考慮される
市域内の一般国道・県道の管理が県から移譲されることに伴い移譲される道路財源	
石油ガス譲与税	政令市にのみ譲与される
地方道路譲与税	一般市分に上乗せして、政令市分が譲与される
自動車取得税交付金	一般市分に上乗せして、政令市分が交付される
軽油引取税交付金	政令市にのみ交付される
交通安全対策特別交付金	配分方法が一般市分とは異なる
宝くじ収益金	政令市にのみ配分される

#### （イ） 行政サービス向上に当てられる経費

増加した歳出の中には、新たに移譲された事務処理の経費や政令市としての制度を充実するための経費が含まれている。

### 政令市移行に伴う財政上の変化

～歳入は5%程度の増加、行政サービス向上経費は堺市・新潟市では約 30～40 億円～

単位:億円

歳入・歳出	内容	堺市	新潟市
歳入 (一般財源)	普通交付税等	約 65	約 29
	道路財源等	約 60	約 84
	宝くじ収益金	約 20	約 16
	歳入計	約 150	約 129
歳出	移譲事務経費	約 85	約 94
	制度充実経費	約 25～35	収支差額は妊産婦・乳幼児医療助成制度の充実など行政水準の向上に充当
	行政サービス向上経費	約 30～40	
	歳出計	約 150	

出所) 各市資料より作成 (予算ベース)

なお、行政サービス向上に充てられる経費は、堺市・新潟市の場合は約 30～40 億円程度 (歳入の約 1%強) である。

#### (ウ) まとめ

- ・政令市移行に伴う歳入の増加は新潟市が 129 億円、堺市は 150 億円となっている (予算ベース)。平成 17 年度の歳入額 (決算ベース) は、新潟市が 2,856 億円、堺市は 2,706 億円であるため、概ね 5%程度の歳入増加となっている。
- ・過去に政令市に移行した仙台市は 19.4%、千葉市は 16.7%、さいたま市は 12.0% (いずれも決算ベース) の歳入増加があり、これらと比べると 2 市の歳入増加は少ないが、堺市や新潟市は中核市であり (4 市の中では船橋市が中核市)、相当の事務が既に府県より移譲されていたことや、経済環境や国・県の財政状況が今日とはかなり異なっていたためと考えられる。
- ・行政サービス向上に充てられる経費は、堺市・新潟市の場合は約 30～40 億円程度 (歳入の約 1%強) である。
- ・ただし、普通交付税は、制度上、確実な歳入として見込めるものではないことに留意する必要がある。



## ② 堺市、新潟市、浜松市における都市運営について

### (ア) 政令市移行を前提とした市町村合併

各市が政令市移行前におこなった市町村合併は、政令市移行を前提として合併協議が進められた。

各市の政令市移行時の市勢

区分	移行年月日	移行時の 市域面積	平成 17 年 国調人口	行政 区数	移行前の 市町村合併など
堺市	平成 18 年 4 月 1 日	(k m <sup>2</sup> ) 149.99	(人) 830,966	7	平成 8 年 4 月 中核市へ移行 平成 17 年 2 月 美原町を編入合併
新潟市	平成 19 年 4 月 1 日	726.10	813,847	8	平成 8 年 4 月 中核市へ移行 平成 13 年 1 月 黒崎町を編入合併 平成 17 年 3 月 新津市・白根市・ 豊栄市・小須戸町・ 横越町・亀田町・ 岩室町・西川町・ 潟東村・月潟村・ 中之口村を編入合併
浜松市	平成 19 年 4 月 1 日	1,511.17	804,032	7	平成 8 年 4 月 中核市へ移行 平成 17 年 7 月 天竜市・浜北市・ 春野町・龍山村・ 佐久間町・水窪町・ 舞阪町・雄踏町・ 細江町・引佐町・ 三ヶ日町を編入合併

(イ) 移譲を受けた事務等

各市が政令市移行に伴い、府県より移譲を受けた事務等を以下のとおり整理した。  
事務の単位については、府県により異なるものであり、統一された単位ではない。

区分	内容															
堺市	<p>移譲事務の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法令必須事務</td> <td>671</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令任意事務</td> <td>287</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国通知・要綱事務</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の事務</td> <td>36</td> <td>計 1,050</td> </tr> </table> <p>移譲事務の移譲にかかる確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国府道に関する事項 大阪府が政令市移行の前年度までに発行した堺市域分の道路・街路事業にかかる府債元利償還金について、大阪府への普通交付税の事業費補正及び公債費方式による措置額を除いた額を堺市が負担</li> <li>・宝くじの販売収益金の配分 大阪府：大阪市：堺市＝43：50：7</li> </ul>	法令必須事務	671		法令任意事務	287		国通知・要綱事務	56		その他の事務	36	計 1,050			
法令必須事務	671															
法令任意事務	287															
国通知・要綱事務	56															
その他の事務	36	計 1,050														
新潟市	<p>移譲事務の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>必須移譲事務</td> <td>802</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任意移譲事務</td> <td>279</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独事業</td> <td>32</td> <td>計 1,113</td> </tr> </table> <p>移譲事務の移譲にかかる確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国県道に関する事項 新潟県が政令市移行の前年度までに発行した市域分の臨時地方道整備事業債（一般分）及び一般公共事業債（道路事業）の元利償還金を新潟市が負担</li> <li>・宝くじの販売収益金の配分 新潟県：新潟市＝67：33</li> </ul>	必須移譲事務	802		任意移譲事務	279		県単独事業	32	計 1,113						
必須移譲事務	802															
任意移譲事務	279															
県単独事業	32	計 1,113														
浜松市	<p>移譲事務の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法令必須事務</td> <td>801</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令任意事務</td> <td>34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国の要綱・通知事務</td> <td>88</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務処理特例条例による事務</td> <td>406</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独助成事業</td> <td>65</td> <td>計 1,394</td> </tr> </table> <p>移譲事務の移譲にかかる確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国県道に関する事項 静岡県が平成12年度以降に発行した浜松市域分の臨時地方道整備事業債（一般分）の元利償還金について、静岡県への普通交付税事業費補正措置額を除いた額を浜松市が負担</li> <li>・宝くじの販売収益金の配分 静岡県：静岡市：浜松市＝60：20：20</li> </ul>	法令必須事務	801		法令任意事務	34		国の要綱・通知事務	88		事務処理特例条例による事務	406		県単独助成事業	65	計 1,394
法令必須事務	801															
法令任意事務	34															
国の要綱・通知事務	88															
事務処理特例条例による事務	406															
県単独助成事業	65	計 1,394														

(ウ) 各市が目指した政令市像

各市が政令市に移行し実現を目指した都市像を以下のとおり整理した。

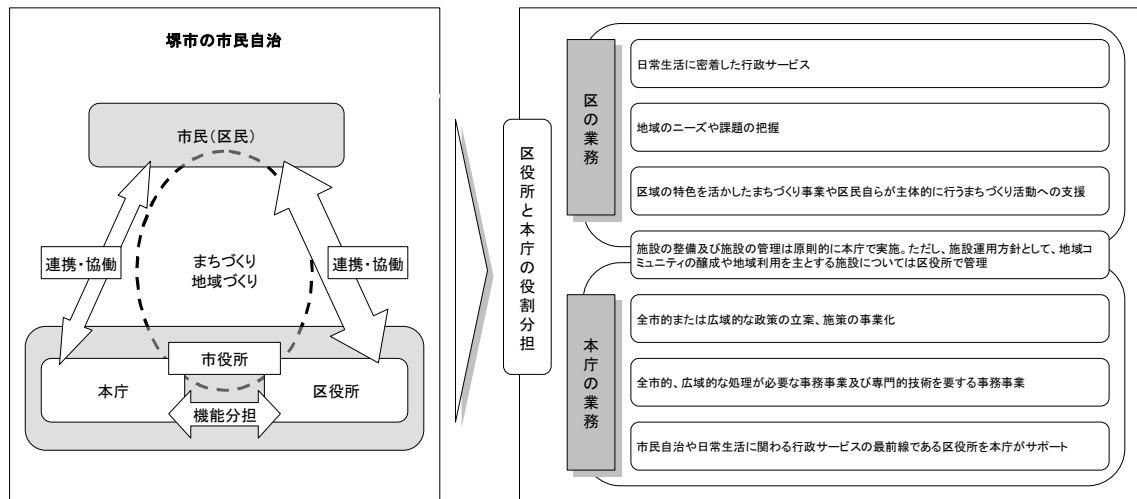
区分	目指した政令市像
堺市	<p><b>新しい自由都市・堺 ルネサンス</b></p> <p>都市の魅力や活力を高め、近畿圏の拠点都市として発展する</p> <p>政令指定都市移行を推進力に都市の魅力を高め、元気で活力あるまちづくりを目指す。</p> <p>経済・文化・芸術、交流などの面で拠点性を発揮する。</p> <p>「自由と自治」の伝統を活かし、公民協働により市民自治を実践する</p> <p>区役所を拠点とし、市民との協働により地域の特色あるまちづくりを進める。</p> <p>時代の変革に対応できる持続的な都市経営基盤を確立する</p> <p>新たな権限や財源を活用し、市民サービスの向上を図る。</p> <p>現在府で行っている市民生活にかかわりの深い事務のほとんどを市が行うことにより事務のスピードアップが図られ、より市民ニーズにあった行政サービスの提供が可能となる。</p>
新潟市	<p><b>共に育つ政令市</b></p> <p>「地域と共に育つ、分権型協働都市」「大地と共に育つ、田園型拠点都市」</p> <p>「世界と共に育つ、日本海交流都市」「安心と共に育つ、くらし快適都市」</p> <p>「市民が共に育つ、教育文化都市」</p> <p>拠点性をいかしたまちづくり 本州日本海側の中枢拠点都市</p> <p>行政区によるまちづくり</p> <p>まちづくりの拠点となる区役所の役割 区役所は市政のメインステージ</p> <p>市役所の役割 都市間競争を勝ち抜く戦略本部機能</p> <p>区役所組織のバックアップ機能</p> <p>全市の統一性を図る調整機能・専門的機能</p> <p>市民との協働による地域の特色あるまちづくり</p> <p>地域コミュニティ協議会・区自治協議会を設置し、市民と行政が協働してまちづくりを進める。地域コミュニティ協議会は身近な地域課題に取り組み、区自治協議会は区全体の課題を議論・検討する。</p> <p>より自主的・自立的なまちづくり</p> <p>移譲される事務・財源により市が責任をもって判断する業務が増え、事務処理期間の短縮、より効率的・一体的な都市整備が可能となるなど、一層充実した市民サービスの提供やまちづくりを進める。</p>
浜松市	<p><b>環境と共生するクラスター型政令指定都市</b></p> <p>クラスター：「ぶどうの房のことで、一つひとつの粒が集まって房を成すように、各地域の良さを活かし、一極集中ではなく地域の均衡ある発展を目指す」ということを表現している。</p> <p>行政の新しい仕組みである地域自治組織の設置</p> <p>(区地域自治協議会と地域協議会)</p> <p>大きな権能・権限をもつ地域完結型の区役所とする組織内分権</p> <p>地域の個性を尊重する一市多制度</p> <p>三遠南信地域・中部圏の拠点都市として、高次の産業技術の集積や情報発信機能の強化、交流機能の整備など、政令指定都市にふさわしい中枢都市機能の強化と行財政運営能力のさらなる向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">} 都市内分権の推進</p>

(エ) 行政区の運営

各市が政令市移行に伴い、設置した行政区の運営にあたっての特徴を以下のとおり整理した。

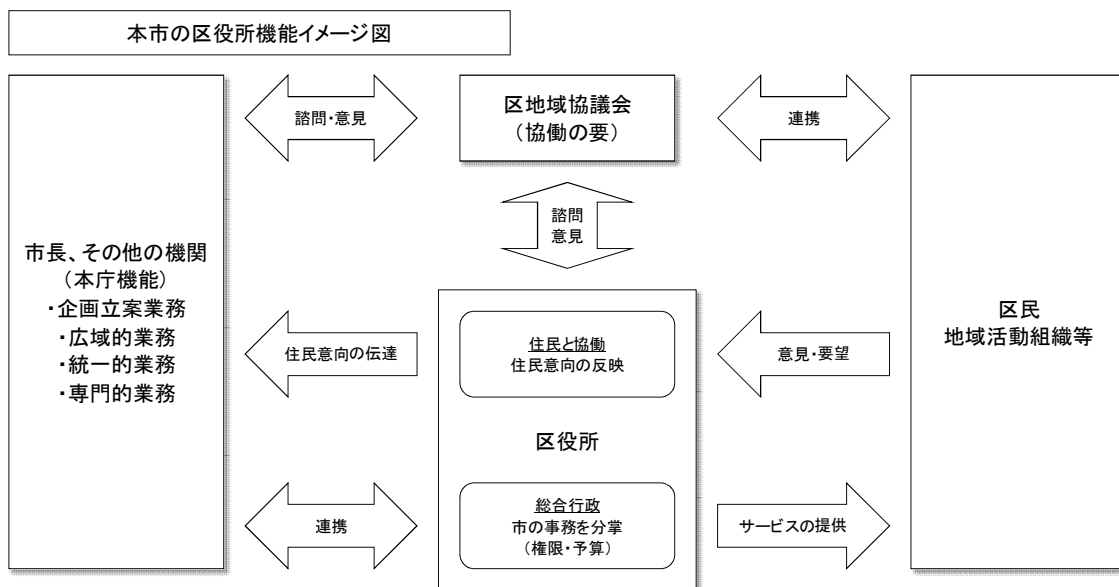
区分	行政区数	特徴
堺市	7	<p>行政区の決定：将来の政令指定都市移行時の区役所設置を念頭に、堺市庁舎問題等審議会において、「支所区域の区分にあたっての詳細基準」を答申した。</p> <p>ア 人口</p> <p>イ 支所への到達時間 地域住民が支所まで20分以内で到達できること。</p> <p>ウ 支所管轄区域の境界 明確な地形地物によること。鉄軌道・河川など。</p> <p>エ 地域社会との整合 歴史的、社会的な一体性を有する地域は同一支所区域となること。</p> <p>オ 学校区との整合 原則として、まず現況中学校区と一致させること。</p> <p>区役所の権限（人事・予算に関すること）</p> <p>区長の人事権 区役所内の所属の課長補佐級までの人事異動に関する権限</p> <p>区政運営のための予算 基金を設置した。3年間で6億円積立。</p> <p>区役所の組織 堺区の例</p> <p>企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課、堺保健福祉総合センター、堺保健センター</p> <p>市民との協働 区長の公募制の実施・区民まちづくり会議の設置</p>

本庁と区役所の機能の役割分担



区分	行政区数	特徴
新潟市	8	<p>区役所機能の考え方</p> <p>ア 区内の総合行政機関としての機能 住民へのサービスや地域に対する施策は、住民に最も身近な区役所ができるだけ完結的に行う。</p> <p>イ 住民との協働による地域づくりの拠点としての機能 区役所は区地域協議会などと連携して、地域の特色を活かしたまちづくりを進める。</p> <p>区役所で行う業務</p> <p>総務部門・地域振興部門・税務部門・生活部門・その他（区会計・区選管）</p> <p>予算に関すること</p> <p>ア 区役所配分予算の充実 市民要望に迅速・柔軟に対応できるよう本庁の所管部署を通さず直接配分する予算を充実（総予算の5.2%相当）</p> <p>イ 特色ある区づくり予算の創設 地域の伝統や文化を育む取り組みや、区独自の課題解決に向けた取り組みを踏まえて創設</p> <p>ウ 区提案予算制度の創設 区役所が日常業務を通じて市民から得た声を市政に反映できるように本庁各課に予算措置を求める区提案予算制度を創設</p> <p>区役所の組織 西蒲区の例</p> <p>政策企画課、区民生活課、健康福祉課、税務課、産業振興課、建設課、総務課</p> <p>市民との協働 区自治協議会・地域コミュニティ協議会の設置</p>

本庁と区役所の機能の役割分担

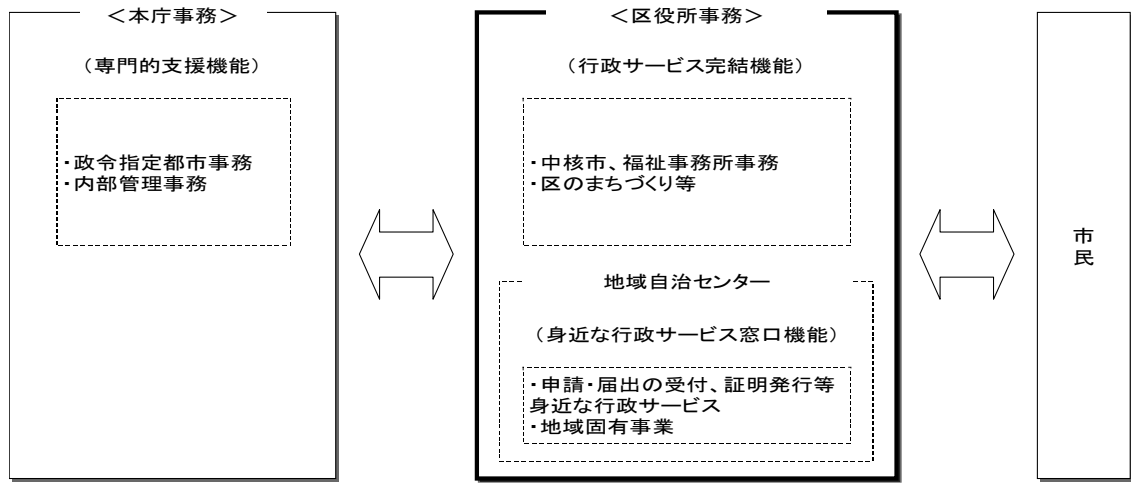


※区における総合行政について  
 区内の行政需要や課題については、区役所で、できるだけ総合的、完結的に対応することを表す概念。

区分	行政区数	特徴
浜松市	7	区役所が大きな権限をもつ大区役所制度を導入 ・区役所の所掌事務の拡充 ・区長等の一体的権限移譲 ・「浜松市区における総合行政の推進に関する規則」を制定 区長の役割等 区政運営方針の公表・総合調整等・区長と部長等との協力 地域情報の収集及び提供 ・自主的予算編成権（区まちづくり事業、地域自治区まちづくり事業の創設） 区役所の組織 浜北区の例 総務企画課（区選挙管理委員会）、区推進課、税務課、区民生活課、社会福祉課、長寿保険課、保健所浜北支所、産業振興課、まちづくり課 市民との協働 区協議会・地域協議会の設置

本庁と区役所の機能の役割分担

<参考:「小さな市役所、大きな区役所」機能と役割分担イメージ図>



(オ) まとめ

- ・政令市移行に伴い、移譲される権限・財源を活用することにより、大都市が有する中枢性・拠点性を更に強化し、都市イメージの向上・まちづくりの活性化を目指している。
- ・政令市移行に伴い設置される行政区を活用し、合併・政令市移行により、地域の特色が失われることがないよう、区役所を行政サービス、住民活動、コミュニティの拠点と位置づけ、市民と協働して行政運営を進める方策を講じている。
- ・区長への予算権限の付与など区役所の機能強化を図っている。
- ・区役所を拠点とし、市民との協働により地域の特色あるまちづくりを推進するため、区長の公募制の実施や区民まちづくり会議（堺市）、区自治協議会・地区コミュニティ協議会（新潟市）、区協議会・地域協議会（浜松市）を組織するなどの取り組みを行っている。

### (3) さいたま市、川崎市、相模原市の例

本圏域は首都圏近郊に位置していることから、首都圏及び隣接市との広域的、あるいは相互補完的な連携など、都市部特有の課題等に対応していくことが求められる。このため、首都圏近郊に位置する政令市の、さいたま市（平成15年4月1日政令市移行）、川崎市（同昭和47年4月1日）及び移行予定の相模原市（平成22年4月移行予定）を視察し、各市へのヒアリングを行った。

各市の主要な視察目的は、以下のとおりである。

さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市同士の合併によるメリット・デメリット、現状の課題</li> <li>・区役所の運営等に関する課題</li> </ul>
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業面での取り組み</li> <li>・都市拠点の整備・ネットワーク化と市民自治</li> <li>・都市の魅力の醸成</li> </ul>
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令市移行の意義・将来像</li> <li>・合併の評価、合併に伴う課題と対応</li> </ul>

#### ①さいたま市

##### (ア) 大都市同士の合併によるメリット・デメリット、現状の課題

大都市同士の合併は、前例がなかったが、結果として、大都市同士だからということでの問題やデメリットはなかったものと認識している。ただし、市としての一体感を醸成することが重要であると考えた。旧市ごとの制度を経過措置として残すことも考えられるが、さいたま市では、市としての制度的な統一性を図ることを重視した。現在でも、市としての一体感の醸成については継続して、また、各市・各地域、それぞれの歴史や特徴があるので、区を単位とした「区民意識」の醸成にも積極的に取り組んでいる。

合併の懸念事項として、周辺部が廃れるということが言われているが、東京近郊の都市の場合、地方とは異なり、狭い圏域に人口が密集している。このため、都市部では合併によって周辺部が廃れるということは、あまり考えられないのではないかと思う。

また、ひとつの市としてどこに投資するのか、という問題がある。当然のことながら、ある旧市域からの税収を、その区域に還元するという考え方はとっておらず、市域全体の中で、優先順位の高いところから段階的に配分している。むしろ、規模が大きくなれば、当然使える予算も増えるため、重点的に投資ができることが魅力である。

合併によって、規模が大きくなるだけでなく、政令市移行により高度な専門性が求められるようになった。このため、政令市移行に伴い局制を採用し、局ごとに高度な判断ができる体制を整備した。これに伴い、人事や予算の権限の一部を局に移譲している。

##### (イ) 区役所の運営等に関する課題

自治会からは、区役所に対して良い評価をいただいている。やはり本庁よりも身近に対応してもらえる点が評価されているようである。区は支所とは異なり、区独自事業を推進することができる点が多い。

ただし、区政運営を強化するためにも区で行う業務を拡大していくことは必要であるが、業務が分散されることにより、必要人員の増などの非効率が生じる一面もある。

土木関係の事務は、道路などの緊急修繕は区で行っているが、基盤整備などは広域的に区を跨ることが多いため、建設事務所（南北2か所）において行っている。

## （ウ） その他

政令市移行効果として、教員の任免権移譲により、有能な人材の確保、あるいは市独自の人事行政制度の制定等が考えられる。さいたま市教育委員会では、平成19年4月から、併設型中高一貫教育校の浦和中学・高等学校を開校した。高等学校進学時の選抜試験がないことにより、ゆとりが生じることや、中学校において一部高等学校の学習を取り入れるなど発展的な指導が行えることに加え、これまで高等学校で行ってきた行事や部活動を中高合同で実施することにより、高い知性と豊かな感性・表現力を備えた国際社会に貢献できる生徒の育成を目標としている。

## ②川崎市

### （ア） 産業面での取組み

川崎市は、日本を代表する工業都市として発展してきたが、生産拠点の海外移転やサービス経済の進展などにより産業構造は大きく変化している。川崎市内の産業分野別構成比を見ると、昭和55年度には製造業などの第2次産業が61.4%、サービス業などの第3次産業が38.6%であったが、平成17年度には第2次産業で31.6%、第3次産業で68.3%となり、第2次産業から第3次産業へと大きくシフトしている。

この一方で、従業員1人当たりの製造品出荷額等は、平成10年以降、一貫して増加を続け、平成18年までの間に約1.8倍となった。このことは、川崎市のものづくり技術と生産性の高さを示すものといえよう。

また、前述した産業構造の変化の過程で、川崎市では研究開発都市としての機能強化が進んでいる。川崎市の全産業に占める「学術・開発研究機関の従業者数」の割合は3.68%となっており、大都市平均0.43%の8倍の水準となっているほか、市内の企業内研究開発が市内生産額に占める割合は4.6%で、国内の6倍となっており、研究開発型企業の集積が川崎市の特徴である。

川崎市では、ものづくり機能や研究開発機能という強みを活かし、競争力のある付加価値の高い産業構造へと転換していくとともに、国際的創造的なイノベーションを起こせるような環境づくり、しくみづくりを一層推進していくための具体的なアクションプランを定めているところである。

【川崎再生フロンティアプラン「アクションプログラム」(抜粋)】



- 国際的視点に基づく産業振興 アジア各国のベンチャー創業拠点となるアジア起業家村構想の推進 等
- 科学技術を活かした新産業分野の創出・振興 産業競争力の強化に向けた知的財産戦略等の推進 等
- 川崎の特徴を活かした産業の活性化 環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端産業の創出と集積 等

### （イ）都市拠点の整備・ネットワーク化と市民自治

川崎市は、首都圏の中心部に位置するとともに、東京と横浜という巨大消費地に隣接しており、交通の利便性や潜在的な集客力などの点で高い優位性を有している。この優位性を生かし、近隣自治体を含めた広域的・総合的な視点から施策を展開することによって、自立性を保ちつつ広域的に調和のとれたまちづくりを進めている。

この一方で、少子高齢化の急速な進行など、社会構造が従来とは大きく変化する中で、地域のさまざまな課題解決に向けた市民活動の活発化など、まちづくりにおける市民自治の重要性が高まっている。こうしたことを踏まえ、今後は市民、地域、企業、そして行政が相互信頼に基づくパートナーシップを確立していくことが重要である。

#### 【川崎再生フロンティアプラン「アクションプログラム」(抜粋)】

- 都市拠点の整備 川崎駅、新川崎・鹿島田駅、小杉駅、溝口駅、宮前平・鷺沼駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅周辺地区の整備
- 広域交通体系の整備と交通ネットワークの形成 道路整備プログラムに基づく幹線道路網、川崎縦貫高速鉄道線の整備 等
- 協働のまちづくりの推進 協働型事業の推進、市民活動支援 等
- 区行政改革の総合的な推進 区役所機能の強化、魅力ある区づくりの推進 等

### （ウ）都市の魅力の醸成

市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進めるためには、地域の力によってその魅力や個性を引き出すとともに、「川崎」の魅力を育てることが大切である。

平成17年3月に策定した「川崎市シティセールス戦略プラン」は、川崎市基本構想に掲げる基本政策の1つである「個性と魅力が輝くまちづくり」の推進に向け、「都市イメージの向上」を図ることを主眼として、「川崎の魅力を育て発信」するシティセールスの戦略の基本方向を明らかにしたものである。また、行政の取り組みのみならず、市民や事業者など地域を構成する様々な主体がそれぞれの立場から参加し、協働しながら個性と魅力が輝くまちづくりを推進していくことも狙いとしている。

#### 【川崎再生フロンティアプラン「アクションプログラム」(抜粋)】

- 音楽のまち・かわさきの推進 ミューザ川崎シンフォニーホールを拠点とする「音楽のまち・かわさき」の推進 等

- ホームタウンスポーツの振興 川崎フロンターレの支援と応援を通じたスポーツ振興・青少年の健全育成、アメリカンフットボールの魅力を活かした活力あるまちづくり 等
- シティセールスの推進と観光振興 産業を核とした地域観光資源の創出・拡充と多様な情報発信、さまざまなメディアの活用や民間事業者との連携によるシティセールスの推進 等

### ③相模原市

#### (ア) 政令市移行の意義・将来像

政令市移行の最大のメリットは、政策決定の一元化、高度・専門的なサービスを提供できることだろう。このほか、八都県市首脳会議等への参加により、広域課題に対処しつつ、情報発信・収集機会が飛躍的に高まること、政令市で構成される諸会議が多数あり、職員のレベルアップが図られること、国の政策決定の過程で、県や政令市は意見を述べる機会が拡大することから、国政に関与できること、市のイメージアップ・認知度の向上などがメリットとして挙げられる。

道路関係では、市道の整備計画との整合性を図り、維持補修等では市民要望に直接対応できることが大きい。

政令市の理念として、圏域をリードする広域交流拠点としての役割を果たすことを掲げている。

収支見通しだが、県等から移譲される事務の財源は、県税交付金等や宝くじ販売収益金、国庫支出金など、政令市移行により増加する財源（歳入）を充てることになる。ただし、財政負担の年度間調整や、世代間の負担の公平性を考慮し、一部、市債で対応することとしている。

移行後 20 年間の財政収支は、歳入と歳出の均衡を保ちつつ、新たな市民負担は生じないと見込んでいる。また、今後、市が実施していく事業の縮小や市民サービスの低下を招くことがないものと考えている。

(参考) 財政への影響見込み（広報さがみはら（平成20年9月28日政令指定特集）より）

## 財政への影響見込み

移行に伴って増加する県税交付金等の歳入と、移譲事務の実施や区役所の設置に必要な経費などの歳出を総合的にとらえ、移行に伴う財政への影響見込みを試算しました。

### ■移行後の中・長期的な財政収支の見通し

#### 基本的な考え方

移譲事務のための財源は、県税交付金等や宝くじ販売収益金、国庫支出金など、移行により増加する歳入によることとし、財政負担の年度間調整や、世代間の負担の公平性を考慮し、一部、市債（※1）で対応します。

#### 22～24年度

さがみ縦貫道路の建設に伴い、国直轄事業負担金等の支出が一時的に増大することから、市債の発行と財政調整基金（※2）の繰り入れにより、財源を補うことを想定しています。

#### 25～41年度

平成25年度以降は、県債償還金の負担などで支出は増加する要因がある一方で、さがみ縦貫道路の整備が終了するため、財政収支のバランスを保つことができます。

#### 全体を通じての財政見通し

移行20年間の財政収支は、歳入と歳出の均衡を保つ中で、諸事業を行うことができるもので、新たな市民負担は生じません。

また、今後、市が総合計画の中で定め、実施していく事業の縮小や市民サービスの低下を招くこともありません。

なお、平成41年度末の時点では、県債償還金（※3）の残高が約108億円、市債の残高が約293億円（元金分約261億円、42年度以降の利子分約32億円）ある見込みですが、引き続き収支バランスを保ち、健全な財政を維持する中で、償還していきます。

- ※1 道路整備や施設の建設などで、市が半年度に多額の支出を必要とする場合に行う長期の借入金のことです。年度ごとの財政負担を平準化したり、世代間の市民負担を公平にしたりする役割もあります。
- ※2 大規模事業の実施で財源が必要になったり、市税などの歳入が減ったりしたときに備えて、積み立てておく貯金のことです。
- ※3 県税交付金等の一部が市へ移譲されることから、平成15～21年度に発行された市内の国庫道整備に伴う県債の元利償還金を基本として、市が約250億円（現段階での試算額）を負担することとなりました。

■移行後20年間の財政収支見通し（政令指定都市にかかわる部分）

（単位：億円／年平均額）

歳入	22～24年度		25～41年度		歳出	22～24年度		25～41年度	
県税交付金等 （県の18年度決算額を踏まえ、県が試算した額） ○県から移譲される国県道の整備や維持管理のための財源 ●自動車取得税交付金 ●軽油引取税交付金 ●地方道路譲与税 ●石油ガス譲与税 ●交通安全対策特別交付金	57				移譲事務経費（国県道関係を除く） ●県から移譲される児童相談所・精神保健福祉事業、県単独事業などの経費	19			
宝くじ販売収益金（販売実績の割合で試算）	11				予備費 ●予測できない出費に充てる経費	1			
諸収入 ●道路占用料、分担金・負担金等	2				物件費 ●区役所維持管理費、広域的な事務連絡会議等への参加費等にかかる経費	1			
国庫支出金 ●児童相談所・精神保健福祉事業、国県道整備事業など、国が目的を指定して交付する負担金や補助金	28	23			国県道維持管理費 ●国道129号・412号・413号や県道を維持管理する経費	24			
市債 ●市の借入金	53	21			国県道整備費 ●国道413号、さがみ縦貫道路のインターチェンジへのアクセス道路となる津久井広域道路など、国県道を整備する経費	45	31		
財政調整基金繰入 ●市の積立金からの繰り入れ	23	—			国直轄事業負担金 ●さがみ縦貫道路や国道16号・20号など、国が直接整備等を行う事業の負担金（24年度までは、さがみ縦貫道路整備計画期間）	74	7		
合計	174	114			移行準備経費 ●区役所設置に伴う施設整備・情報システム改修等経費 ●児童相談所等設置経費	6	—		
					公債費 ●国県道の整備に伴い発行した市債を償還する経費	1	20		
					県債償還金 ●負担総額 約250億円（25～54年度で支払い）	—	8		
					津久井赤十字病院建設借入金償還補助 ●負担総額 42億円（22～38年度の補助）	3	2		
					●病院建設のための借入金の償還に対し、県が実施していた補助を引き継ぐもの	174	113		
					合計				

■移行前年度までにかかる主な準備経費

- 区役所設置に伴う施設改修等経費 約1億円  
A区の仮設区役所（既存施設を活用）とB・C区役所（本庁舎内、市南合同庁舎内）の改修経費。  
※A区役所は、24年度以降に完成予定の（仮称）北地区保健福祉センターとの合築により設置します（約7億円を想定）。合築施設が完成するまでの間は、仮設区役所でサービスを行います。
- 情報システム改修等経費 約25億円（20、21年度）  
区制の施行や移譲事務の実施に伴い、住民記録や税務、保健福祉業務などの情報システムの改修経費。
- 県立青野原・千木良・藤野診療所の移管経費 約1.2億円  
3診療所の建物と物品の取得に必要な経費。

■職員体制・施設関係の準備状況

- 移行に伴う職員体制の考え方  
政令指定都市移行により、県からの移譲事務に従事する職員が約150人必要となります。  
特に、専門的な知識や経験が必要となる保健福祉、土木の分野については、県市間で職員の派遣を行うなど、円滑に事業が実施できるよう、対応していきます。  
また、移行に伴う業務は、効率的な行政運営を進め、全体的な職員数の減員を行う中で対応します。併せて、職員給与制度の見直しを行うことにより、人件費は増加しない見込みです。
- 県の施設関係の協議  
児童相談所については、現在の県相模原児童相談所（淵野辺2丁目）の土地と建物を市が買い受けることを基本に、引き続き協議します。

（イ） 合併の評価、合併に伴う課題と対応

平成の大合併の評価だが、相模原市と合併した旧3町については、サービス水準は間違いなく上がっている。しかし、行政サービスは、住民にとって実感しづらいため、合併によるメリット・デメリットを一概に評価することは難しい。特定のサービス水準が上がったとしても、対象とならない住民にとってはメリットと感ずることはないからだ。

平成の大合併について、批判的な意見もあるが、合併、即サービス水準の低下、ということではなく、合併のパターンによって結果は異なるはずである。

予算配分上の考慮について、合併によって旧町への投資が少なくなって、寂れていくのではないかと、との指摘がある。確かに、予算配分上のバランスを取ることは難しい課題であり、相模原市では「地域創生まちづくり協働事業交付金」を設け、最高500万円を旧町に配分している。

旧町の事務引き継ぎのため、旧町役場に、「総合事務所」という位置づけで、窓口業務や福祉の相談機能などを残している。この総合事務所の機能のうち、住民に身近なサービスについては、政令市移行後も、引き続き残すことになるだろう。

また、合併後5年間については、合併特例法に基づく「地域自治区」を設け、地域住民の意見を市政に反映させる取組みを行っている。この取組みを踏まえ、政令市移行後に、区制度を活用した都市内分権の仕組みをどのように構築するのが今後の課題である。

各種団体の統合については、市としての一体性という点で重要であるが、簡単にはいかない。自治連合協議会は最近になってやっと統合した。農協や商工会議所、商工会も現時点では統合していない。

## 参考6 リレーシンポジウムの概要報告

平成20年11月5日開催の第5回研究会でまとめられた「最終報告書案」の概要を紹介し、住民とともに地域の将来について考えるためにリレーシンポジウムを開催した。

### (1) 開催日時・会場・来場者

第1回	平成20年11月21日(金)	船橋市市民文化創造館	144人
第2回	平成20年12月22日(月)	市川市文化会館 小ホール	80人
第3回	平成21年1月21日(水)	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター	160人

### (2) シンポジウムの内容

#### ① 最終報告書案の概要説明

#### ② 有識者による基調講演

講師・講演タイトルについては以下の通り

会場	講師	講演タイトル
第1回 船橋会場	藻谷 浩介 氏 日本政策投資銀行地域振興部参事役	首都圏の人口成熟と、東葛・葛南4市の勝ち残り戦略
第2回 市川会場	岩崎 恭典 氏 四日市大学総合政策学部教授	合併・政令市移行をめぐる地方自治制度の動向と今後の方向性 ～合併・政令市移行に当たっての課題と対応の方向性～
第3回 鎌ヶ谷会場		

#### ③ パネルディスカッション

タイトル「みんなで考えよう、4市の将来」

パネリスト等については以下の通り

会場	パネリストほか
第1回 船橋会場	パネリスト 藻谷 浩介 氏 日本政策投資銀行地域振興部参事役 清水 光明 氏 船橋市自治会連合協議会 会長 三津田 優 氏 社団法人船橋青年会議所 理事長 (開催当時) 鈴木 俊一 船橋市企画部長 コーディネーター 妹尾 昌俊 氏 (株)野村総合研究所 社会産業コンサルティング部 副主任研究員

会場	パネリストほか
第2回 市川会場	パネリスト 岩崎 恭典 氏 四日市大学総合政策学部教授 田平 和精 氏 市川商工会議所 都市開発委員会委員長 土屋 英幸 氏 社団法人市川青年会議所 理事長（開催当時） 能村 研三 市川市企画部長 コーディネーター 石井 良一 氏 ㈱野村総合研究所 社会産業コンサルティング部 公共革新コンサルティング室長
第3回 鎌ヶ谷会場	パネリスト 岩崎 恭典 氏 四日市大学総合政策学部教授 島岡 貞男 氏 鎌ヶ谷市自治会連合協議会 会長 吉野 良一 氏 鎌ヶ谷市商工会 会長 北村 眞一 鎌ヶ谷市総務企画部長 コーディネーター 石井 良一 氏 ㈱野村総合研究所 社会産業コンサルティング部 公共革新コンサルティング室長

◎講演要旨 船橋会場 講師 藻谷浩介氏

タイトル 「首都圏の人口成熟と、東葛・葛南4市の勝ち残り戦略」

- ・ 研究会構成市の人口の状況は、21世紀に入って若干流入が増えていたが、最近では流入が止まっている。この状況は、子供がたくさん生まれているのであまり目立っていない。しかし、だんだん亡くなる人が多くなって、生まれる子供の数は減っている。
- ・ 今、人が多く流れ込んでいるのは、東京の都心を中心とした地域であり、かつて大量に人が流れ込んだ船橋やさいたま市といったベッドタウンでは人口流入は落ち着いてきている。
- ・ 一方、この地域では、かつて大量に流れ込んだ人たちが年齢を重ね、高齢者が増えていく。退職されてから20年、30年の間、地域で生活することになる。
- ・ 船橋市では、平成12年の国勢調査から17年の国勢調査の間で人口が2万人増えている。年齢別にみると、0歳から14歳までの人口が2,000人増えている。15歳から64歳と年齢不詳者は7,000人減っているため、65歳以上の人口が25,000人増えている。
- ・ 首都圏においては、全人口が106万人増えているが、15歳から64歳の生産年齢人口は22万人減っている。65歳以上の老年人口は118万人増えている。
- ・ 船橋市はこれまで、15歳から64歳の方が大変な勢いで増えていたが、平成7年の国勢調査がピークで既に減り始めている。これからは65歳以上の老年人口が増えていく。
- ・ 少子高齢化の問題は、高齢化率の高い地方よりも、高齢者の絶対数が多い都市部において非常に深刻な問題となる。
- ・ 福祉などの行政サービスは、高齢化率では必要な量が把握できず、絶対数からしか把握することはできない。物事の見方を率から絶対数に改めるべきである。
- ・ 生産年齢人口が減少し、老年人口が増えていく社会情勢において、行政サービスを維持していくための負担をどのように分け合うかを考える。
- ・ このような情勢において、一般論としては、合併して政令市に移行し、なるべくコストを削減する一方、隣近所が自分たちでできることは自分たちで解決するという良いシナリオを描いていくべきである。
- ・ 将来、道州制に移行するという話がある。県を解体・再編し、コスト削減を図るのが道州制の目的の一部であるという議論になっている。
- ・ 道州制の導入の際には、政令市に移譲される権限・財源は現在の制度よりも県に近づくように改正されるべきと考える。
- ・ これまで県が行ってきたことは市自らが行えるようになっていたほうが良いので、政令市である横浜、川崎や千葉市のように自前で企画立案できるようになったほうが良い。
- ・ 市が大きくなっていくことと隣近所といったより小さな地域の取り組みを組合せてまちづくりをしていくことが大切であると思う。
- ・ さまざまな問題を自分たちが解決すべき問題としてとらえて取り組めば、合併しても、合併しなくてもうまくいくと考える。
- ・ 合併することで、もとの地域の文化・歴史が失われるといわれるが、神戸市では、灘、須磨、三宮等それぞれの地区ごとのもつ雰囲気はちがっていても、外向けには団結して

「神戸」というブランドにより統一されたイメージをつくり出している。このように合併して政令市に移行するのであれば、古くからの文化・歴史をなくすのではなく、新しいイメージをつくっていくことが大切である。

- これから増えていく退職者は、江戸時代において隠居夫婦が家事をやっていたように家事を引き受けていく。
- これからのまちづくりとして子供を産んで育てやすい環境づくりが大事である。女性が働きやすい環境にするほど子供が生まれて、出生率が高くなる。女性が正社員で働いている比率が高い県ほど子供が生まれている。
- かつて、ベッドタウンとして人口が大量に流入したこの圏域には、これから退職を迎える団塊の世代が大勢いる。この世代の方が、経験・知識を生かした活動を地域で行い、地域のリーダーとなり、その後続く世代に高齢者の時間の過ごし方の手本を示す。そして、この地域の新しい文化を残していくことができる。
- 個人の活動と行政は車の両輪であり、両方揃ったことで、その地域はうまくいくものである。

◎講演要旨 市川・鎌ヶ谷会場 講師 岩崎恭典氏

タイトル 「合併・政令市移行と都市内分権、住民自治のあり方」  
－自治を大きくすることと小さくすること

- ・ まず、合併・政令市による都市運営や将来像について検討をしなければならない背景について考えてみたい。

戦後一貫して増加し続けた日本の人口が、平成 17 年（2005 年）の国勢調査をピークに減少していく時代に入った。このため、人口を減らさないために様々な少子化対策に取り組んでいるが、実は今から 30 年以上前の昭和 47 年、48 年（1973 年、74 年）には合計特殊出生率が 2.0 を切って、現在の少子高齢化社会を予測させる事態が生じていた。

仮に明日、この出生率が劇的に改善されたとしても、明日生まれた子供たちが社会の担い手として成長するためには 15 年から 20 年の時間がかかってしまう。

一方で、平成 19 年（2007 年）から団塊の世代が大量に現役を引退する状況が始まっている。この世代は今後 15 年から 20 年の間に 75 歳以上の高齢者になる。

平成 19 年の小学 1 年生は全国でおよそ 111 万人であったのに対し、60 歳以上の人口はおよそ 250 万人で 2 倍以上になっている。

このような人口構成から、地方自治体の財政において、歳出は高齢者の生活を支える費用などの扶助費が増えていき、歳入は、地方自治体の収入の中心である個人市民税の納税者が減少していくことで、個人市民税が減少すると予想される。

現在の行政サービスを維持し、増え続ける行政需要（高齢者福祉関係の費用などの扶助費等）に対応していくためには、負担増と収入減を埋めるための手段を考えなければならないというのが、研究会構成市共通の課題となっている。

- ・ 次に、合併・政令市移行という手段について考えるとき、中核市と政令市の違いを意識する必要がある。中核市には福祉に関する県が有する権限の一部、保健所運営に関する権限などが移譲される。しかし、普通交付税の算定において、中核市の行政コストを反映させた補正が行われるなどの制度があるが、県から財源の移譲は行われない。

一方、政令市の場合には、移譲される権限は中核市より多く、ほぼ県と同等の権限を有するようになる。国道に関する権限が移譲されることに合わせて財源の移譲もある。また、宝くじの収益金の一部が配分されるといった中核市にはない財源の移譲が行われる。

これらの点を比較すれば、権限とともに財源が移譲される政令市移行の方が、都市運営の手段としては有効であると考えられる。

さらに、政令市になると、行政の施策の比較対象が県内の近隣市から、既存の政令市へと変化する。住民の目線、市の職員の意識が大きく変わり、都市運営が変化する。また、地方分権を推進する一つの施策として、住民の活動範囲・企業活動の範囲の広域化にあわせて府県の規模を大きくする道州制が検討されている。基礎自治体としてほぼ県と同等の権限を有する政令市には、道州制の下ではなお一層の権限と財源の充実が図られると考えれば、地方分権のメリットを真っ先に受けられる政令市は地域の課題を解決



する有効な手段といえるのではないか。

また、中核市ではなく、政令市にのみ認められる制度として行政区、区役所の設置がある。

今までは、人口が増え続けるという前提で社会が作られてきたが、これからは、初めて人口が減り始める。人口が減っていく時代の社会をどのように作っていくか未知数である。未知数であるからこそ、一番多く権限が移譲される政令市というのが望ましいのではないか。

- ・ 人口増加が前提であった時代の行政サービスは、あれもこれも行政が行う、新規事業の財源は人口増加による税収増で問題なく補えるものであった。

これから、団塊の世代が大量退職し、税金を払ってくれる人が減っていく。このような時代にあれもこれものサービスの維持が可能であるか、大きな不安を感じる。

行政サービスの見直しは、狭い地域でなければ有効でないもの（サービスの狭域化）と広い地域でなければ効率的でないもの（サービスの広域化）とに整理される、狭い地域でなければ有効でないサービスの担い手を行政から地域住民に返していき、サービスの担い手となる地域住民に利益をもたらす形態を構築することが重要である。

行政区、区役所というのは、この狭い地域でなければ有効ではないサービスの拠点となりうるものである。

サービスの広域化には160万人力の都市が有効であろう。

行政サービスの一部を住民に返す代わりに、自治体としてセーフティネットは維持させる。

かつて、我孫子市や四日市市等でおこなったアンケート調査において、60歳定年を迎え、会社での生活から地元での生活に戻られる世代の皆さんは、それまでの経験・知識を生かした活動を地域社会で行いたいという意思を持っている方が多い。

このような市民の意思を生かし、小さな利益を生み出し大きな生きがいを得る仕組みとして、サービスの狭域化と結びつけていくことができると考える。

- ・ 自治を大きくする仕組みと自治を小さくする区役所という制度がある政令市移行の研究をきっかけとして、人口が減っていくという時代を背景に、行政サービス、セーフティネットを維持していく仕組みを考えていかざるを得ない。

## ◎パネルディスカッションの概要 船橋会場

### 市民代表（自治会）

- ・ 人口が60万人に届こうとしている現在、地方分権の流れの中で、より自立した都市を目指すべきであり、将来の政令市移行を視野にいたたまちづくりの研究は必要であると感じる。
- ・ 町会、自治会活動を推進している立場からいえば、どんな都市像を目指しても、行政だけでなく、町会、自治会活動を中心に、住民自らも①安全・安心のまちづくり、②生活環境の維持、改善、③地域が支えあう福祉、④家庭・学校・地域社会が連携した教育。とくに家庭教育の見直し、⑤地域振興等への協働による取り組みに努める必要がある。
- ・ あいさつすることから、地域の連携が生まれる。
- ・ 市民ひとりひとりの力を生かす協働の体制づくりが重要である。
- ・ 合併相手は慎重に検討する必要がある。
- ・ 政令市移行の議論には、さいたま市など、この圏域と条件の近い、先行政令市の検証も必要だ。

### 市民代表（青年会議所）

- ・ 福祉に携わっていて、高齢者が高齢者にサービスをしている現場を見るのが多く、少子高齢化を実感する。
- ・ 団塊ジュニアとして、なんらかの施策を考えていかなければと感じる。
- ・ 人づくり、ワークライフバランスを重視し、女性と若者の社会進出を支援するという施策に共感できる。
- ・ 地域の力を大きくするには、学校が地域の核になるということが一つのキーワードになるのではないかと。
- ・ 合併で規模が大きくなるだけであれば、賛成できない。船橋市は中核市になって、事務がスムーズになったと感じられるので、より自立した政令市を目指してほしい。

### 行政

- ・ この地域は、東京に隣接した地理的優位性を考えれば、高度な文化施設とかコンベンションセンターなどは首都東京の機能を利用すればよく、自前で整備する必要はないのではないかと。
- ・ 本研究会は、従来型の政令市とは異なる価値観の都市づくりを考えた。住む人が誇りに思えるような、また住み続けたいと思う住宅都市としての魅力を高めたい。

### 基調講演講師

- ・ 旧来の住民と最近転入した住民が混在している地域では、旧住民と新住民との間で住民活動の融合が円滑に行われていないと思う。一緒に何かをやりましょうというきっかけがあれば、新たに住民活動を作り出す地域よりもやりやすいのではないかと感じる。
- ・ 定年退職後の住民が、自由に、元気に活動できる仕組みづくりをすることで、みんなで助け合える社会というものをつくれるのではないかと。
- ・ 合併により生まれる新しいイメージもある。
- ・ 政令市には大都市としてのよいイメージもある。

## 市川会場

### 市民代表（商工会議所）

- ・ 人口減少、特に労働人口の減少は税収減につながるので危機感を持っている。このピンチをチャンスに変えていきたい。地域を活性化させるよいプランには積極的に取り組み、悪循環を回避したい。
- ・ 合併は体力のある自治体同士で実施すべき。
- ・ まずは自らが財政を健全化していくべき。
- ・ 産官学の連携が必要である。
- ・ かしこく小さい自治体になるべき。
- ・ 合併、政令市移行をきっかけに、意思決定のスピードアップを図り、合併、政令市移行をきっかけに、選択と集中を行う。

### 市民代表（青年会議所）

- ・ 青年会議所のメンバーからは、合併・政令市について賛否それぞれの意見が聞かれる。
- ・ 政令市にブランド力があることは感じる。
- ・ 都市間競争に負けず、若い世代が増える施策が必要だろう。
- ・ 合併は枠組みが課題であろう。
- ・ 企業誘致施策は、進出企業と地元事業の共存が課題となるのではないか。

### 行政

- ・ 地域のことは地域で解決できるようにしていきたい。
- ・ 第3回健康都市連合国際大会においてもボランティアの活躍が非常に大きな力となった。
- ・ 住宅都市としての魅力を高めたい。

### 基調講演講師

- ・ 政令市移行は市の職員の意識を大きく変化させる。
- ・ 合併、政令市移行をきっかけに、小さな自治と大きな自治を実現すべきだろう。

## 鎌ヶ谷会場

### 市民代表（自治会）

- ・ 鎌ヶ谷市には、市町村合併を経験していない独立独歩の歴史がある。これからも地域で育んできた独自の歴史、文化、伝統を守り、これからのまちづくりを進める必要がある。
- ・ 合併をしても、住民相互の理解と協力を得られるように十分協議していく必要がある。
- ・ 合併する際には、各市で培われた歴史、伝統や文化を埋もれさせることなくしっかりと守り、各市の市民が助け合える新しいコミュニティを醸成することが大事である。
- ・ 地域社会と行政が連携して共同体となり、明るい豊かな社会づくりを目指すことが大事である。
- ・ 合併、政令市移行は、市民の意見を十分に時間をかけて聞き、進めるべき問題である。

### 市民代表（商工会）

- ・ 鎌ヶ谷市が近隣市と合併して、政令市移行を検討する場合には、21 平方キロメートルという狭い地域、10 万 5,000 人の人口という市の規模が、合併後の住民にハンデとなるのではないか。
- ・ かつて隣近所のコミュニケーションの中心であった小売店が、大規模店舗の進出により減少している。そのため、地域のにぎわいをつくり、地域住民の連携を保つための商工会、商店会の取り組みの実施が困難になってきている。
- ・ 鎌ヶ谷市は鉄道 3 線が交差して、非常に便利な地域である。
- ・ かつて農地であったところが区画整理事業により、固定資産税等多くの税収を生み出す地域になった。これは、まちづくりに取り組んだ結果である。今後も計画的なまちづくりをおこなってほしい。

### 行政

- ・ 鎌ヶ谷市は周辺地域に比べて住民の定着意識が高く、シンポジウムの参加者数やアンケート回答率が高い。
- ・ 住宅都市としての魅力を高めたい。
- ・ 鎌ヶ谷市が開催している地域懇談会においても、住民の皆さんから、このまちのために自分たちに何ができるか、自分たちもまちづくりに参加したいという話をたくさんいただいている。行政も変わっていかなければならないと感じている。

### 基調講演講師

- ・ 政令市移行は市の職員の意識を大きく変化させる。
- ・ 合併、政令市移行をきっかけに、小さな自治と大きな自治を実現すべきだろう。

## 参考 7 住民アンケート等の概要報告

### (1) 4市住民アンケート

#### ① 調査の概要

##### (ア) 調査の目的

本住民アンケート調査は、研究会が平成 20 年度末までに最終報告書を作成するうえで、最終報告書案の内容や近隣市と合併して政令市を目指すことの賛否について、4 市に在住する市民の意見を把握するために実施した。

##### (イ) 調査設計

- (1) 調査地域 市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市の全域
- (2) 調査対象 4 市に居住する満 20 歳以上の市民 1,000 人ずつ
- (3) 標本数 4,000 人
- (4) 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法（郵送配布－郵送回収・はがき督促を 1 回）
- (6) 調査期間 平成 20 年 11 月 14 日（金）～11 月 30 日（日）

（※調査期間後に郵送回収した調査票については、できるかぎり調査に反映させた。）

##### (ウ) 調査内容

- 問 1 共同研究の認知度について
- 問 2 「最終報告書案パンフレット版」のうち興味を持った項目について
- 問 3 新市の将来的なあり方について
- 問 4 将来像を実現するための 7 つの柱について
- 問 5 近隣市と合併して政令市を目指すことについて
  - 問 5－1 問 5 に賛成の理由について
  - 問 5－2 合併相手を考える際に重要だと思う要素について
  - 問 5－3 問 5 に反対の理由について
- 問 6 今後の各市での取り組みについて

##### (エ) 回収結果

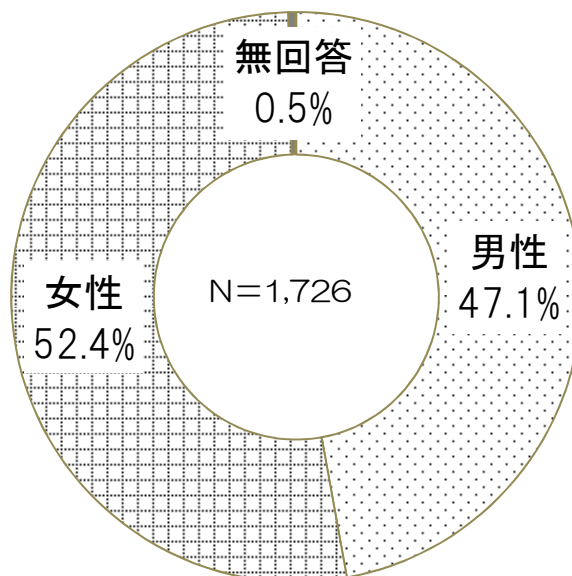
区分	全体	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
配布数	4,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
回収数	1,726 件	401 件	387 件	430 件	508 件
回収率	43.2%	40.1%	38.7%	43.0%	50.8%

**(オ) 報告書の見方**

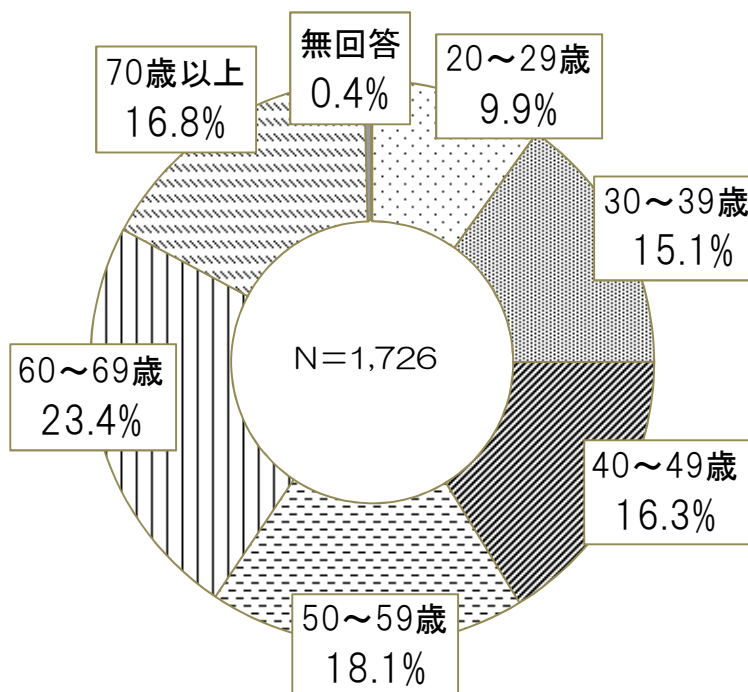
- (1) 図表中のNとは、設問に対する回答者総数のことである。
- (2) 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を分母として算出し、小数点第2位を四捨五入してある。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。  
また、複数回答の設問ではすべての比率を合計すると100.0%を超えることがある。

## ② 調査回答者の属性

### (ア) 性別



### (イ) 年齢



### ③ 調査結果の概要

#### 1 4市共同研究について

##### (1) 共同研究の認知度について

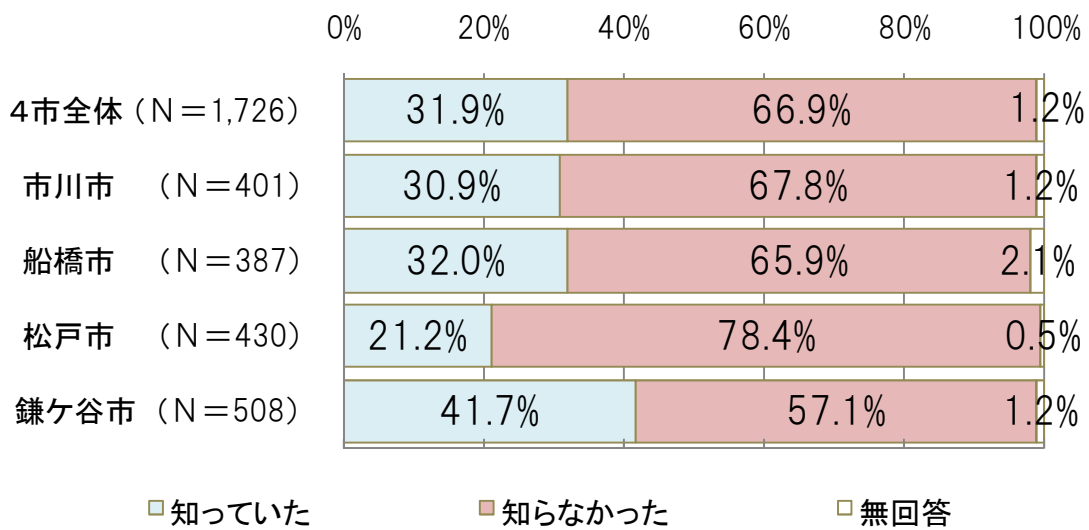
問1 市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市の4市が、共同で合併や政令市移行について研究していることを知っていましたか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 知っていた 2. 知らなかった

共同研究については、4市全体では「知っていた」(31.9%)、「知らなかった」(66.9%)という結果であった。

4市別にみると、「知っていた」という回答は「鎌ヶ谷市」(41.7%)が最も高く、以下高い順に「船橋市」(32.0%)、「市川市」(30.9%)、「松戸市」(21.2%)と続いている。

図1 共同研究の認知度について





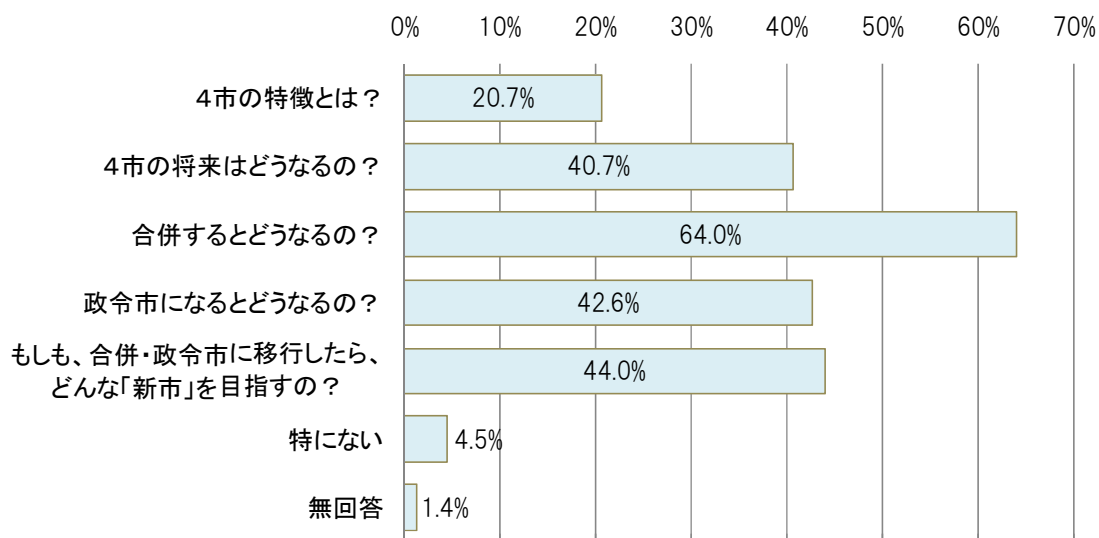
(2) 「最終報告書案パンフレット版」のうち興味を持った項目について

問2 あなたが「最終報告書案パンフレット版」の中で興味をもたれた項目を、次の中からいくつでも選んでください。

1. 4市の特徴とは？
2. 4市の将来はどうなるの？
3. 合併するとどうなるの？
4. 政令市になるとどうなるの？
5. もしも、合併・政令市に移行したら、どんな「新市」を目指すの？
6. 特にない

「最終報告書案パンフレット版」のうち興味をもった項目では、「合併するとどうなるの？」(64.0%)が最も高く、以下高い順に「もしも、合併・政令市に移行したら、どんな「新市」を目指すの？」(44.0%)、「政令市になるとどうなるの？」(42.6%)、「4市の将来はどうなるの？」(40.7%)と続いている。

図2 「最終報告書案パンフレット版」のうち興味を持った項目



### (3) 新市の将来的なあり方について

問3 「最終報告書案」では、この圏域は首都圏の住宅都市としての性格が強く、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積が既存の政令市と比べて少ないと分析しています。

その上で、限られた財源の中では、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を新たに図るよりも、住宅都市としてのさらなる魅力の向上を図り、住む人に選ばれる街であり続けることを目指すことに重点を置くべきだと結論付けています。

あなたはこの結論についてどう思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
2. 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点を置くべきだと思う
3. 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
4. わからない

新市の将来的なあり方について、4市全体では、「住宅都市としての魅力向上を図ることに重点を置くことで良いと思う」(44.4%)が最も高く、以下高い順に「将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市の魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う」(26.5%)、「わからない」(15.1%)、「産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点を置くべきだと思う」(11.2%)と続いている。

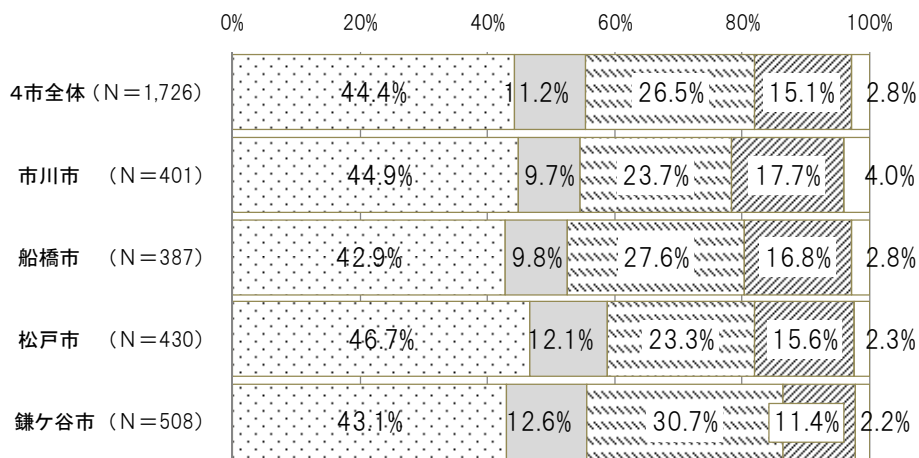
4市別にみても、各市とも各回答はほぼ全体と同じような割合となっている。

#### 【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体で見ると、「住宅都市としての魅力向上を図ることに重点を置くことで良いと思う」において、30～39歳が最も高く(57.3%)、以下高い順に40～49歳(50.5%)、20～29歳(49.1%)と続いている。

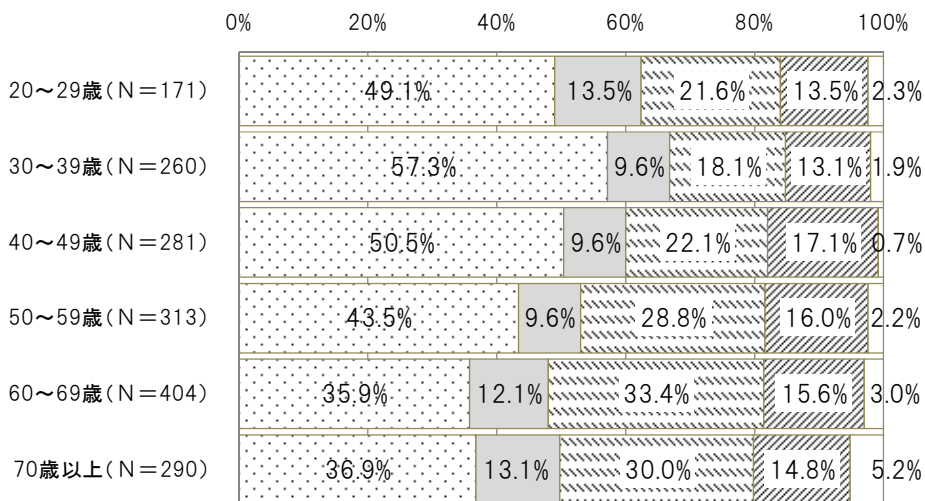
また、「将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市の魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う」においては、60～69歳が最も高く(33.4%)、以下高い順に70歳以上(30.0%)、50～59歳(28.8%)と続いている。

図3 新市の将来的なあり方について



- 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
- 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う
- 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
- わからない
- 無回答

図4 新市の将来的なあり方について（4市全体・年齢別）



- 住宅都市としての魅力の向上を図ることに重点を置くことで良いと思う
- 産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることに重点をおくべきだと思う
- 将来負担が増すとしても財政投資を行って、住宅都市としての魅力向上を図ることと、産業や行政管理などの中枢都市機能の集積を図ることの両方を追求すべきだと思う
- わからない
- 無回答

(4) 将来像を実現するための7つの柱について

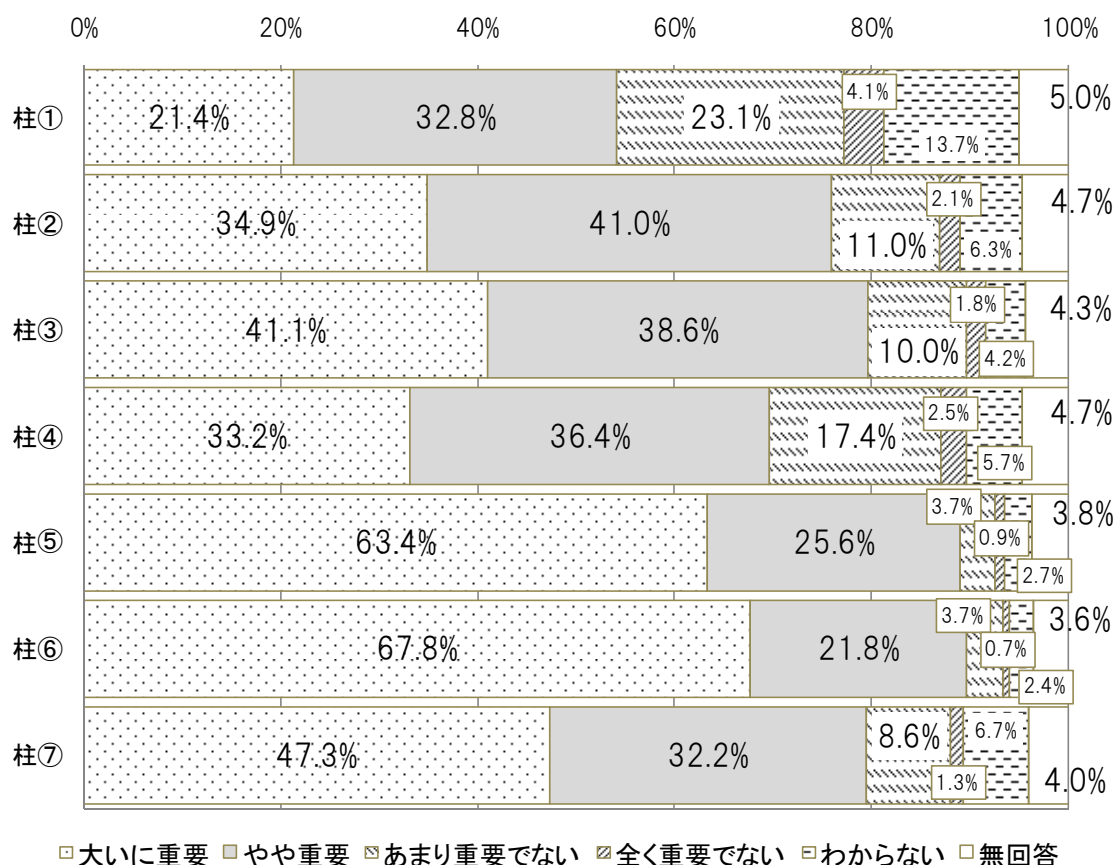
問4 「最終報告書案」では、この圏域が目指す将来の都市像を実現するために、次に掲げる7つを柱（大目標）に据えました。あなたはこれらの柱がこの圏域にとってどの程度重要だと思いますか。それぞれの柱について、あなたの考え方に最も近いものに○をつけてください。

柱（大目標）		大いに重要	やや重要	あまり重要ではない	全く重要ではない	わからない
柱①	「160万人の市民力で創造する都市」	1	2	3	4	5
柱②	「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」	1	2	3	4	5
柱③	「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」	1	2	3	4	5
柱④	「生活をより良くする産業を創造する都市」	1	2	3	4	5
柱⑤	「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」	1	2	3	4	5
柱⑥	「徹底した安全と高い安心を保障する都市」	1	2	3	4	5
柱⑦	「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」	1	2	3	4	5

将来像を実現するための7つの柱について、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合を4市全体でみると、柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」(89.6%)が最も高く、以下高い順に柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」(89.0%)、柱③「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」(79.7%)、柱⑦「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」(79.5%)、柱②「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」(75.9%)と続いている。特に「大いに重要」の割合が柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」(67.8%)、柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」(63.4%)で高くなっている。

また、『重要である』割合が最も低かったのは柱①「160万人の市民力で創造する都市」(54.2%)になり、次いで柱④「生活をより良くする産業を創造する都市」(69.6%)となっている。

図5 将来像を実現するための7つの柱について



【柱① 160万人の市民力で創造する都市】

柱①「160万人の市民力で創造する都市」について、4市全体では「やや重要」(32.8%)が最も高く、以下高い順に「あまり重要ではない」(23.1%)、「大いに重要」(21.4%)と続いている。

4市別にみると、「大いに重要」において鎌ヶ谷市(26.8%)が高く、市川市(16.0%)、船橋市(18.1%)が低くなっているが、その他の回答は各市ともほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は年齢別であまり違いはみられないが、「大いに重要」の割合が年齢が高くなるほど高くなる傾向がある。

図6 柱①「160万人の市民力で創造する都市」について

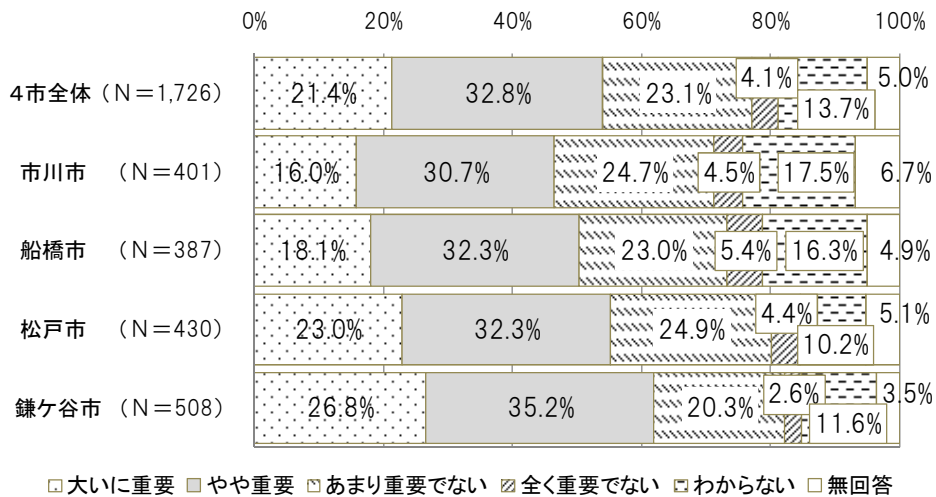
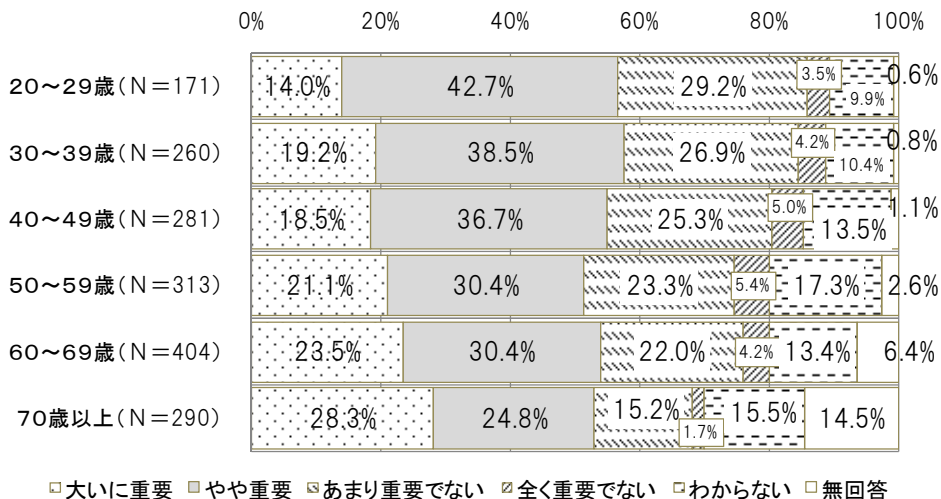


図7 柱①「160万人の市民力で創造する都市」について  
(4市全体・年齢別)



【柱② 一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市】

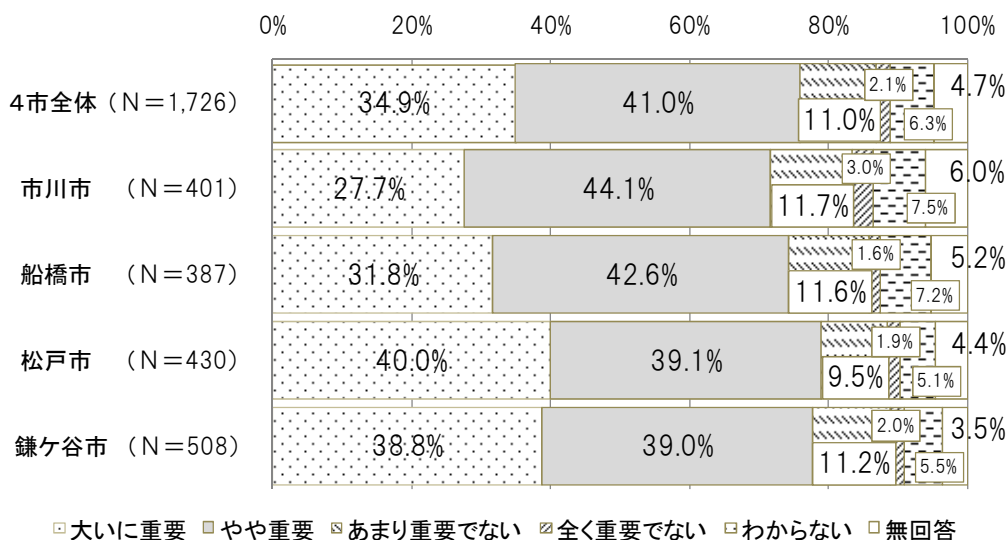
柱②「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」について、4市全体では「やや重要」(41.0%)が最も高く、以下高い順に「大いに重要」(34.9%)、「あまり重要ではない」(11.0%)と続いている。

4市別にみると、「大いに重要」において松戸市(40.0%)が高く、市川市(27.7%)、船橋市(31.8%)が低くなっているが、その他の回答は各市ともほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

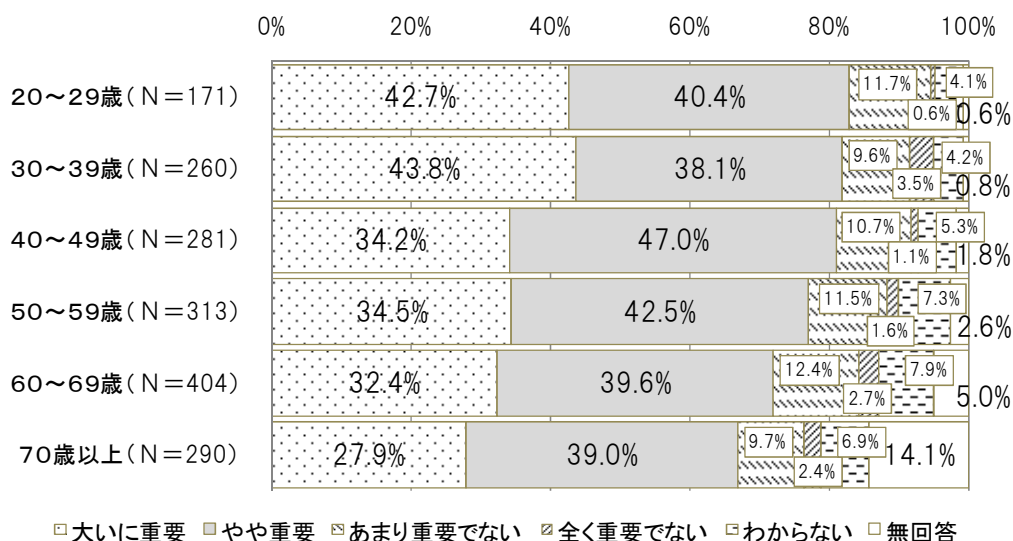
年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、年齢が若いほど高くなる傾向がある。

図8 柱②「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」について



□大いに重要 ■やや重要 ▨あまり重要でない ▩全く重要でない ▨わからない □無回答

図9 柱②「一人ひとりの成長を支援するひとづくり都市」について  
(4市全体・年齢別)



□大いに重要 ■やや重要 ▨あまり重要でない ▩全く重要でない ▨わからない □無回答

【柱③ 女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市】

柱③「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」について、4市全体では「大いに重要」(41.1%)が最も高く、以下高い順に「やや重要」(38.6%)、「あまり重要ではない」(10.0%)と続いている。

4市別にみると、「大いに重要」において鎌ヶ谷市(45.3%)が高く、市川市(35.4%)が低くなっているが、その他の回答は各市ともほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、20～29歳(85.9%)で高く、以下高い順に40～49歳(84.0%)、30～39歳(81.5%)、50～59歳(81.5%)と続いている。また、70歳以上(69.4%)の割合が低くなっている。

図10 柱③「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」について

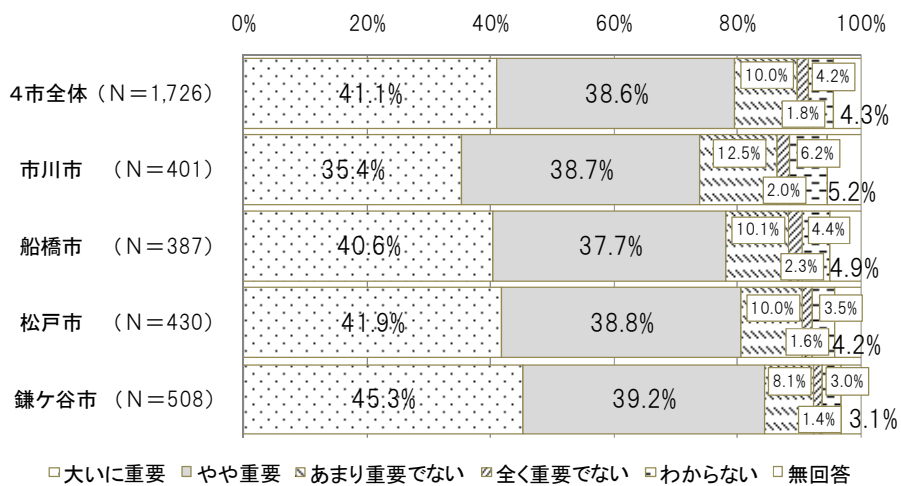
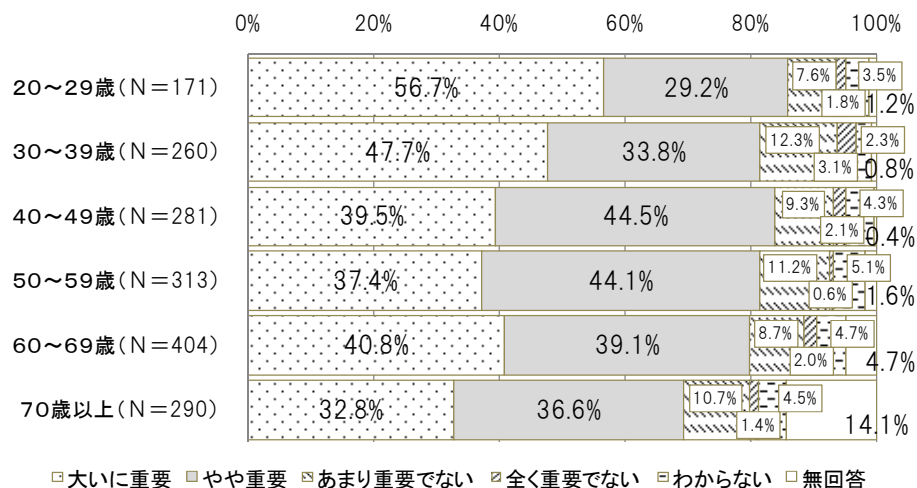


図11 柱③「女性や若者にとっても働きやすいワークライフバランス都市」について(4市全体・年齢別)





【柱④ 生活をより良くする産業を創造する都市】

柱④「生活をより良くする産業を創造する都市」について、4市全体では「やや重要」(36.4%)が最も高く、以下高い順に「大いに重要」(33.2%)、「あまり重要ではない」(17.4%)と続いている。

4市別にみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、鎌ヶ谷市(76.4%)が高く、市川市(62.3%)が低くなっているが、その他の回答は各市ともほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、20～29歳(74.3%)で高く、70歳以上(64.8%)で低くなっている。

図12 柱④「生活をより良くする産業を創造する都市」について

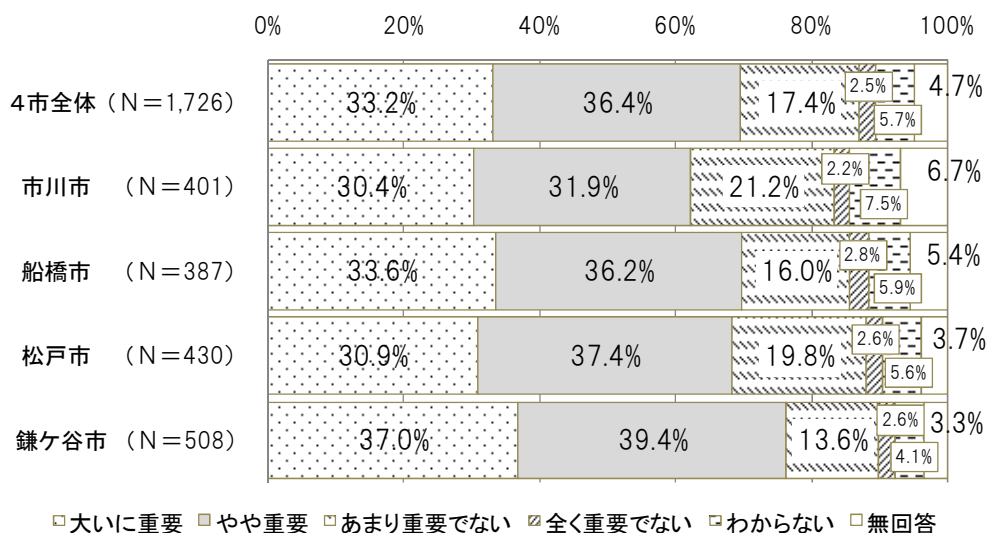
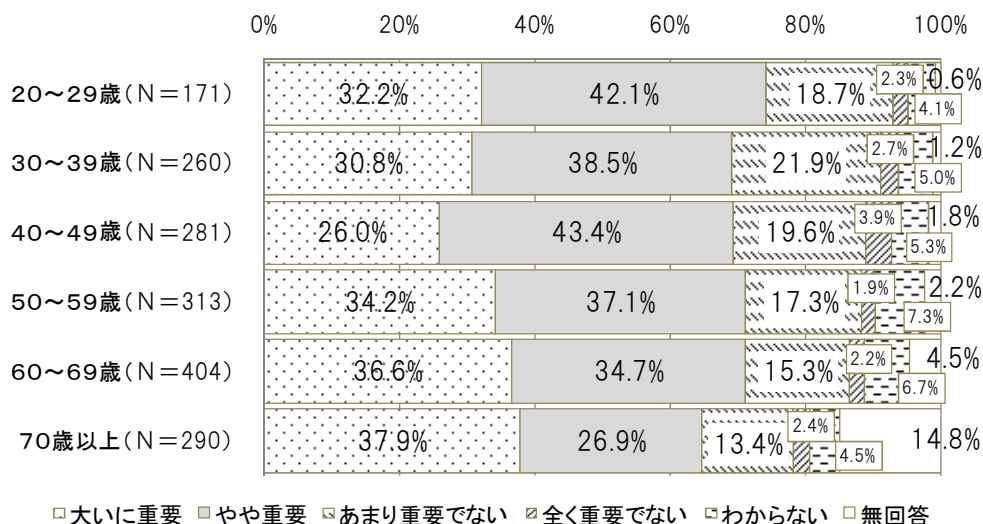


図13 柱④「生活をより良くする産業を創造する都市」について  
(4市全体・年齢別)



【柱⑤ 良好な自然環境・地球環境と共生する都市】

柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」について、4市全体では「大いに重要」(63.4%)が最も高く、以下高い順に「やや重要」(25.6%)、「あまり重要ではない」(3.7%)と続いている。

4市別にみても、各市とも各回答はほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」の割合は、60～69歳までは年齢が高くなるほど高くなる傾向があるが、70歳以上の割合は低くなっている。

図14 柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」について

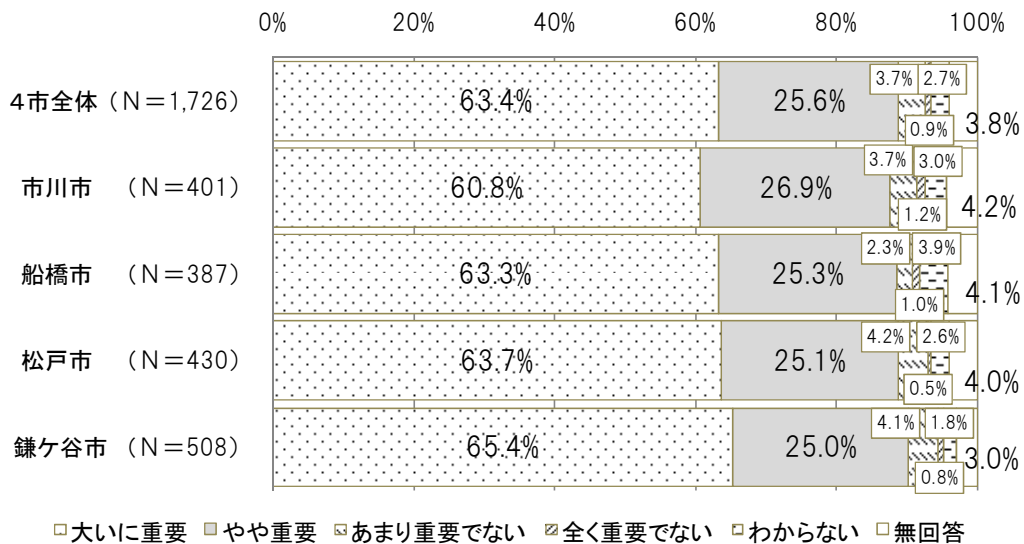
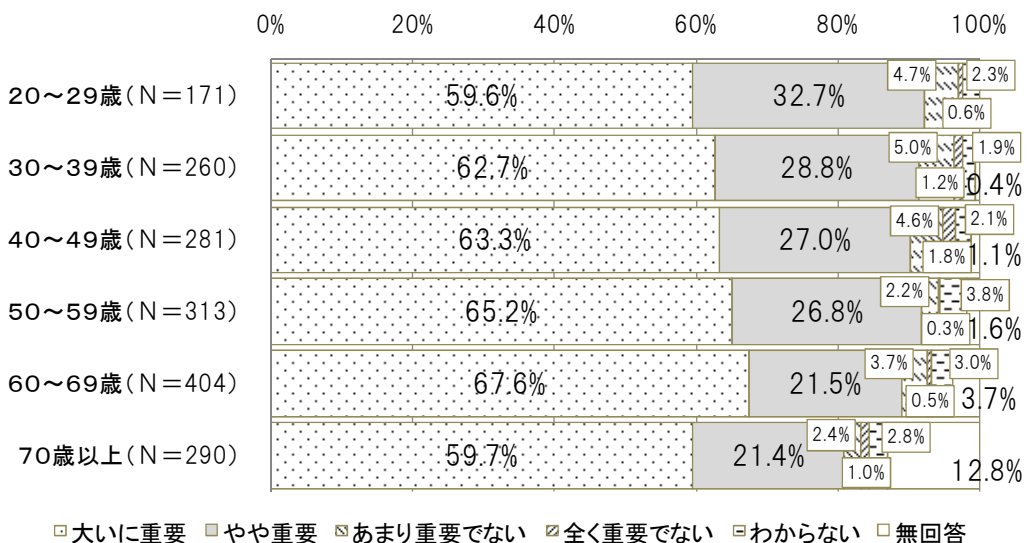


図15 柱⑤「良好な自然環境・地球環境と共生する都市」について  
(4市全体・年齢別)



【柱⑥ 徹底した安全と高い安心を保障する都市】

柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」について、4市全体では「大いに重要」(67.8%)が最も高く、以下高い順に「やや重要」(21.8%)、「あまり重要ではない」(3.7%)と続いている。

4市別にみると、各市とも各回答はほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、70歳以上(81.3%)で低くなっている。

図16 柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」について

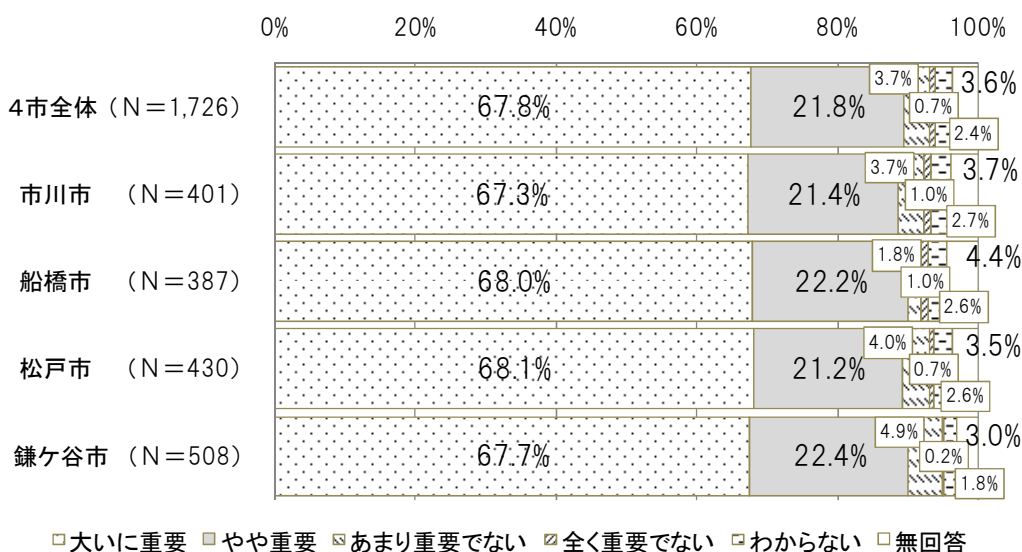
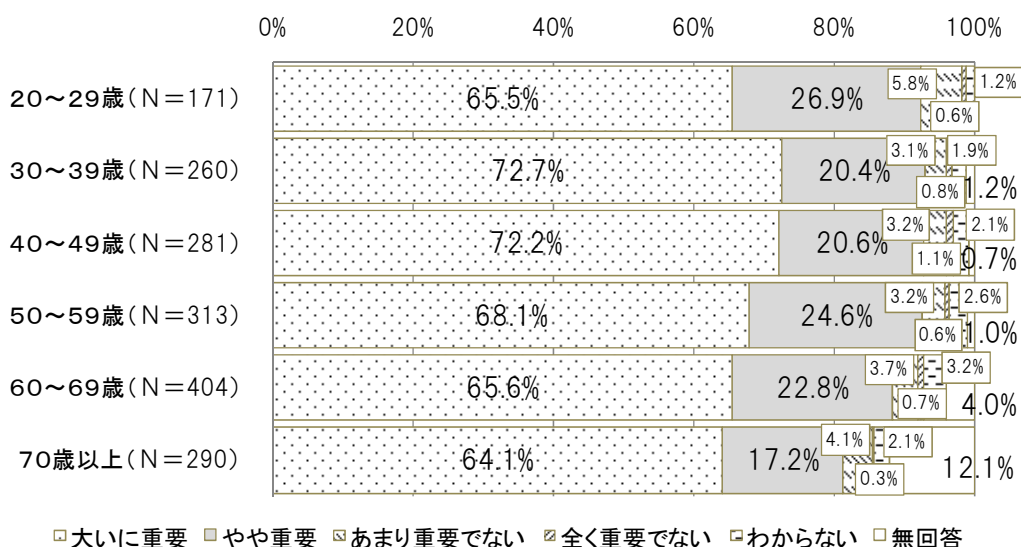


図17 柱⑥「徹底した安全と高い安心を保障する都市」について  
(4市全体・年齢別)



【柱⑦ 持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政】

柱⑦「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」について、4市全体では「大いに重要」(47.3%)が最も高く、以下高い順に「やや重要」(32.2%)、「あまり重要ではない」(8.6%)と続いている。

4市別にみても、各市とも各回答はほぼ全体と同じような割合となっている。

【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体で見ると、「大いに重要」と「やや重要」を合わせた『重要である』割合は、20～29歳(71.9%)の割合が低くなっている。

図18 柱⑦「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」について

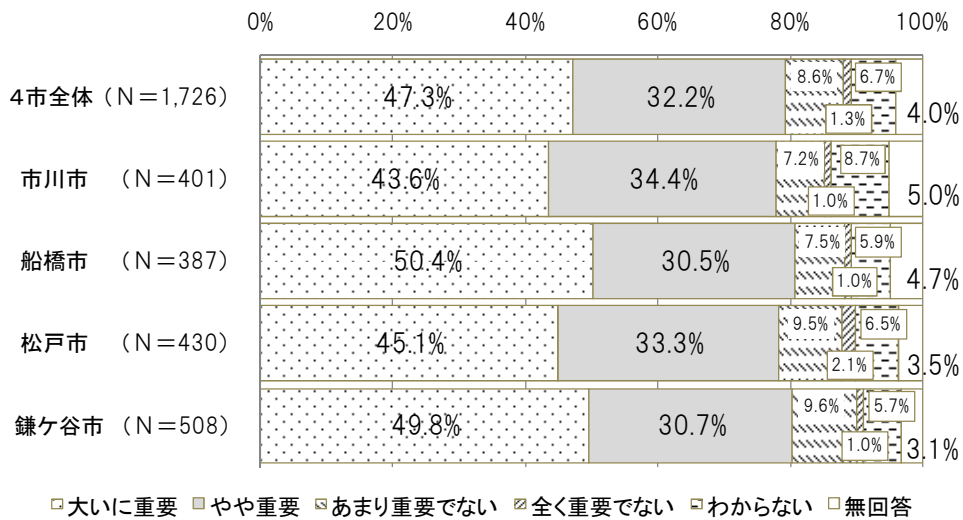
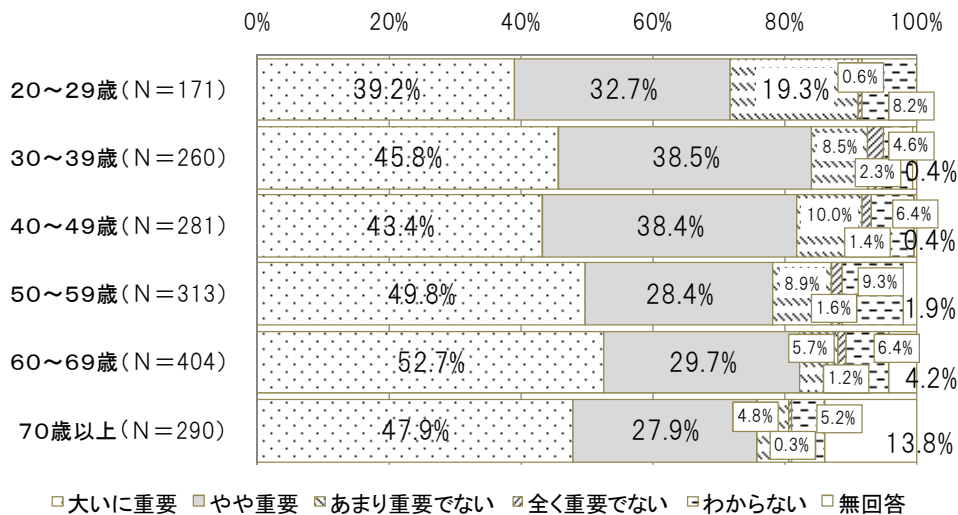


図19 柱⑦「持続的な都市の成長を支える、スリムで質の高い、開かれた行政」について (4市全体・年齢別)



## 2 合併・政令市移行について

### (1) 近隣市と合併して政令市を目指すことについて

問5 お住まいの市が近隣市と合併して政令市を目指すとしたら、あなたはごどう思いますか。次の中から1つだけ選んでください(合併する市の組み合わせにとらわれずにお答えください)。

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

近隣市と合併して政令市を目指すことについては、4市全体では「賛成」(29.8%)、「どちらかといえば賛成」(32.3%)、「どちらかといえば反対」(16.3%)、「反対」(8.4%)「わからない」(12.4%)という結果であった。

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合は62.1%、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた『反対』の割合は24.7%となっている。

4市別にみると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合は、「鎌ヶ谷市」(75.8%)が最も高く、以下高い順に松戸市(61.1%)、船橋市(54.2%)、市川市(53.4%)と続いている。

#### 【年齢別の傾向】

年齢別の傾向を4市全体でみると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合は、年齢が高いほど高くなる傾向がある。

図20 近隣市と合併して政令市を目指すことの賛否

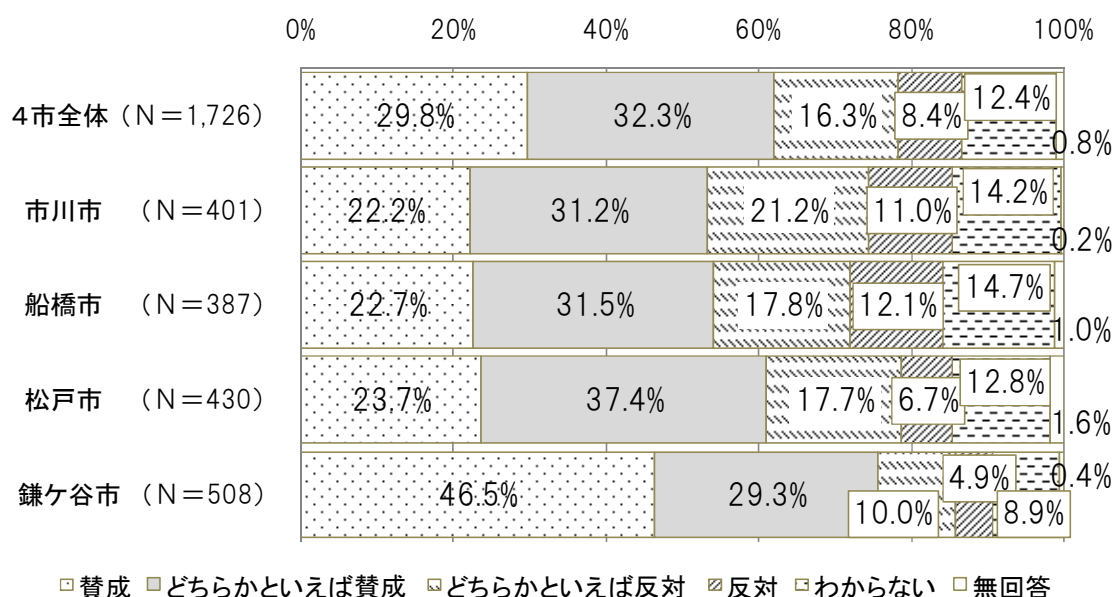
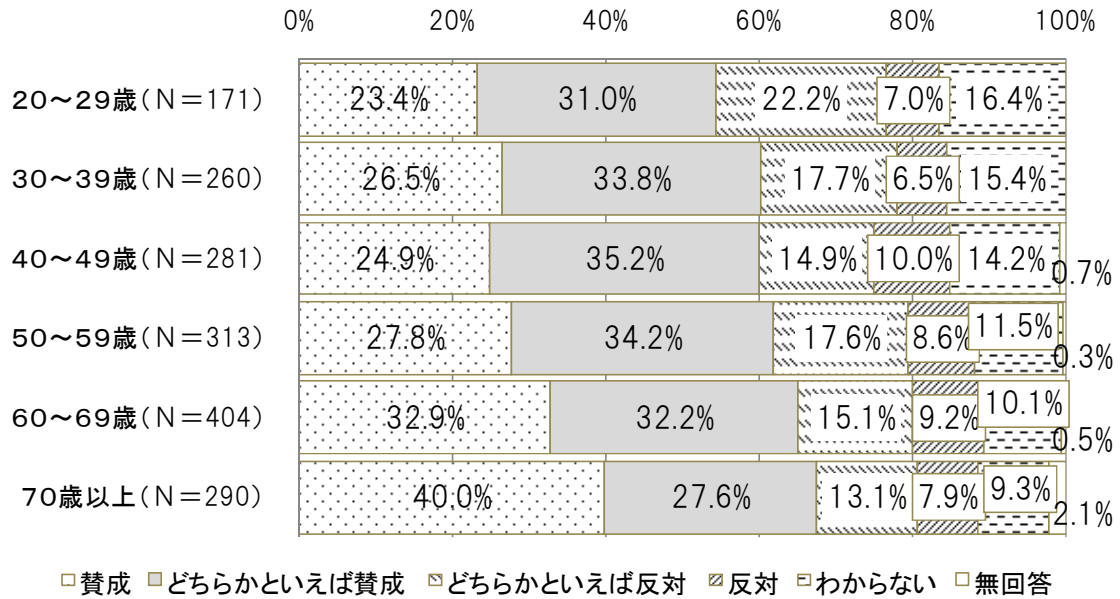


図21 近隣市と合併して政令市を目指すことの賛否  
(4市全体・年齢別)



(2) 近隣市と合併して政令市を目指すことに賛成の理由について

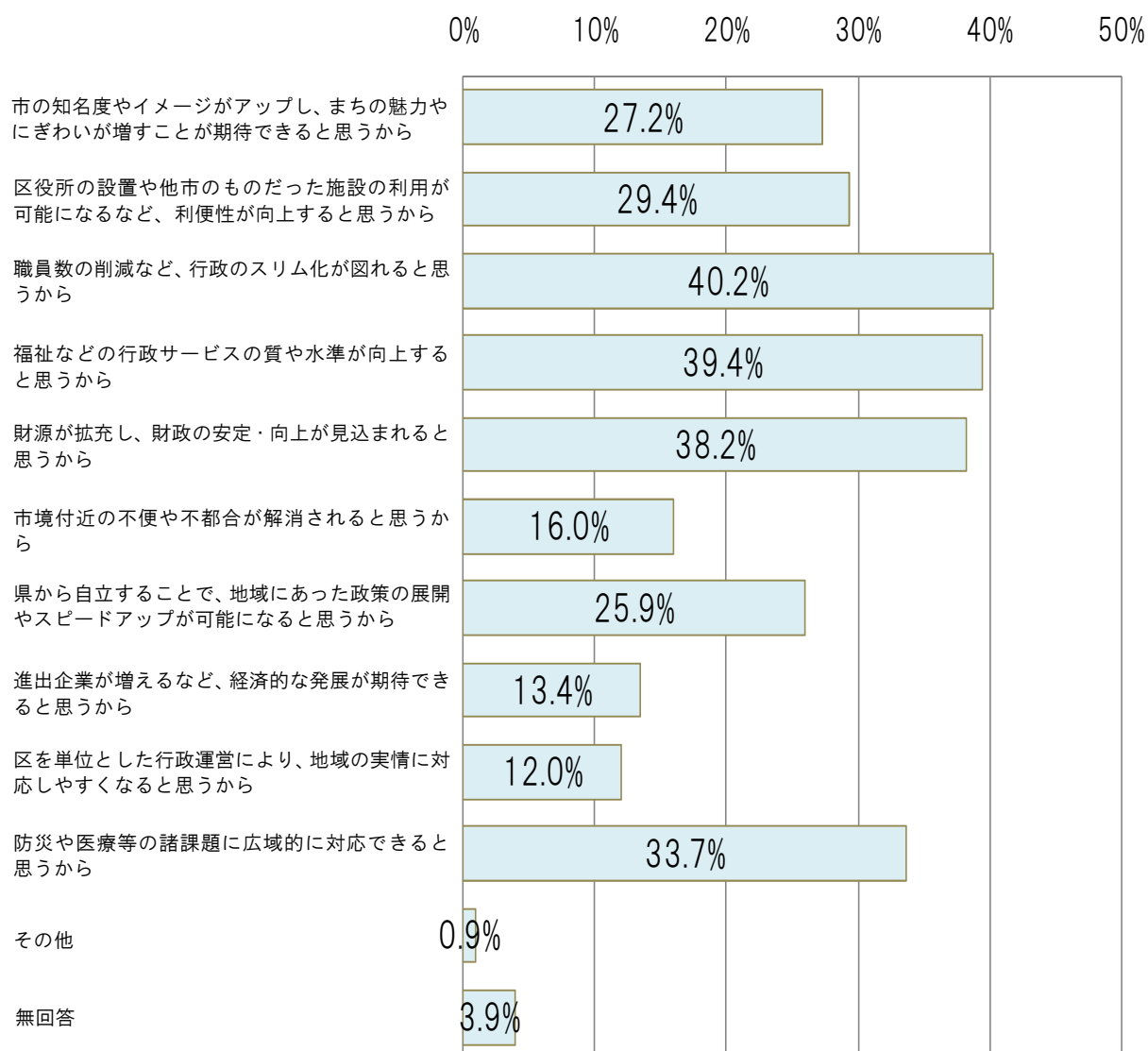
問5-1 賛成する理由を次の中から3つまで選んでください。

(問5で「1. 賛成」「2. どちらかというとな賛成」とお答えのかた)

1. 市の知名度やイメージがアップし、まちの魅力やにぎわいが増すことが期待できると思うから
2. 区役所の設置や他市のものであった施設の利用が可能になるなど、利便性が向上すると思うから
3. 職員数の削減など、行政のスリム化が図れると思うから
4. 福祉などの行政サービスの質や水準が向上すると思うから
5. 財源が拡充し、財政の安定・向上が見込まれると思うから
6. 市境付近の不便や不都合が解消されると思うから
7. 県から自立することで、地域にあった政策の展開やスピードアップが可能になると思うから
8. 進出企業が増えるなど、経済的な発展が期待できると思うから
9. 区を単位とした行政運営により、地域の実情に対応しやすくなると思うから
10. 防災や医療等の諸課題に広域的に対応できると思うから
11. その他

賛成する理由としては、「職員数の削減など、行政のスリム化が図れると思うから」(40.2%)が最も高く、以下高い順に「福祉などの行政サービスの質や水準が向上すると思うから」(39.4%)、「財源が拡充し、財政の安定・向上が見込まれると思うから」(38.2%)、「防災や医療等の諸課題に広域的に対応できると思うから」(33.7%)と続いている。

図 2 2 合併・政令市移行に賛成する理由



(3) 合併相手を考える際に重要だと思う要素について

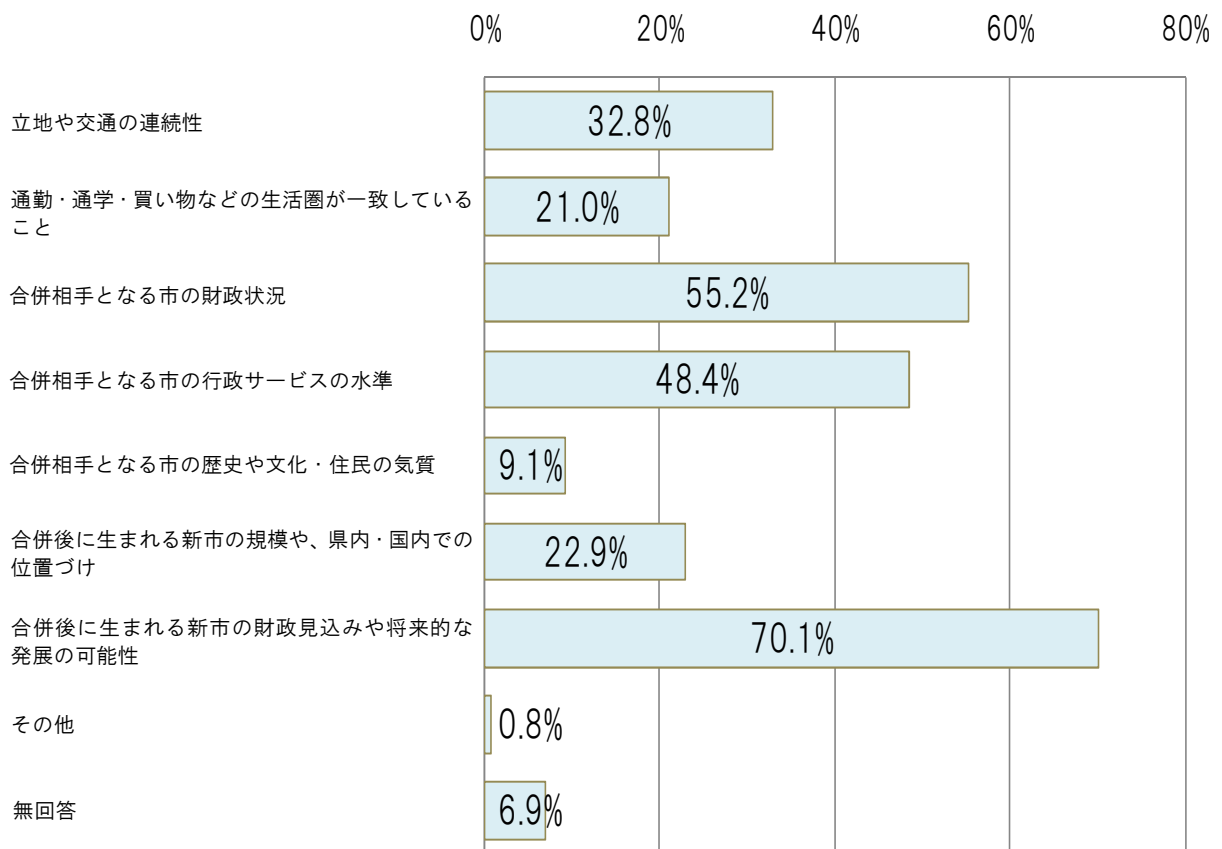
問5-2 合併相手を考える際に重要だと思う要素を、次の中から3つまで選んでください。

(問5で「1. 賛成」「2. どちらかという賛成」とお答えのかた)

1. 立地や交通の連続性
2. 通勤・通学・買い物などの生活圏が一致していること
3. 合併相手となる市の財政状況
4. 合併相手となる市の行政サービスの水準
5. 合併相手となる市の歴史や文化・住民の気質
6. 合併後に生まれる新市の規模や、県内・国内での位置づけ
7. 合併後に生まれる新市の財政見込みや将来的な発展の可能性
8. その他

合併相手を考える際に重要だと思う要素としては、「合併後に生まれる新市の財政見込みや将来的な発展の可能性」(70.1%)が最も高く、以下高い順に「合併相手となる市の財政状況」(55.2%)、「合併相手となる市の行政サービスの水準」(48.4%)と続いている。

図23 合併相手を考える際に重要だと思う要素





(4) 近隣市と合併して政令市を目指すことに反対の理由について

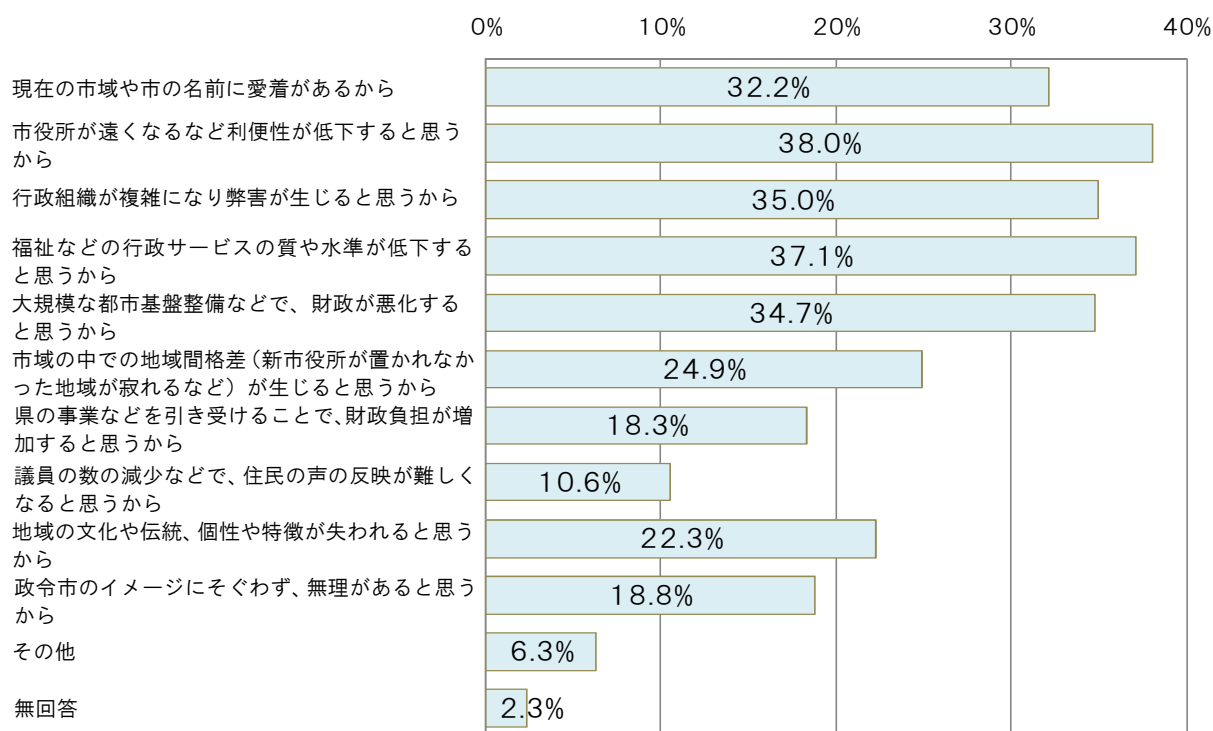
問5-3 反対する理由を、次の中から3つまで選んでください

(問5で「3. どちらか」というと反対」「4. 反対」とお答えのかた)

1. 現在の市域や市の名前に愛着があるから
2. 市役所が遠くなるなど利便性が低下すると思うから
3. 行政組織が複雑になり弊害が生じると思うから
4. 福祉などの行政サービスの質や水準が低下すると思うから
5. 大規模な都市基盤整備などで、財政が悪化すると思うから
6. 市域の中での地域間格差（新市役所が置かれなかった地域が寂れるなど）が生じると思うから
7. 県の事業などを引き受けることで、財政負担が増加すると思うから
8. 議員の数の減少などで、住民の声の反映が難しくなると思うから
9. 地域の文化や伝統、個性や特徴が失われると思うから
10. 政令市のイメージにそぐわず、無理があると思うから
11. その他

反対する理由としては、「市役所が遠くなるなど利便性が低下すると思うから」(38.0%)が最も高く、以下高い順に「福祉などの行政サービスの質や水準が低下すると思うから」(37.1%)、「行政組織が複雑になり弊害が生じると思うから」(35.0%)、「大規模な都市基盤整備などで、財政が悪化すると思うから」(34.7%)と続いている。

図24 合併・政令市移行に反対する理由



### 3 今後各市が取り組むべきことについて

#### (1) 今後の各市での取り組みについて

問6 あなたは、今後各市で、どのような取り組みをするべきだと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める
2. 各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う
3. 合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う
4. 市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う
5. その他
6. 特にない
7. わからない

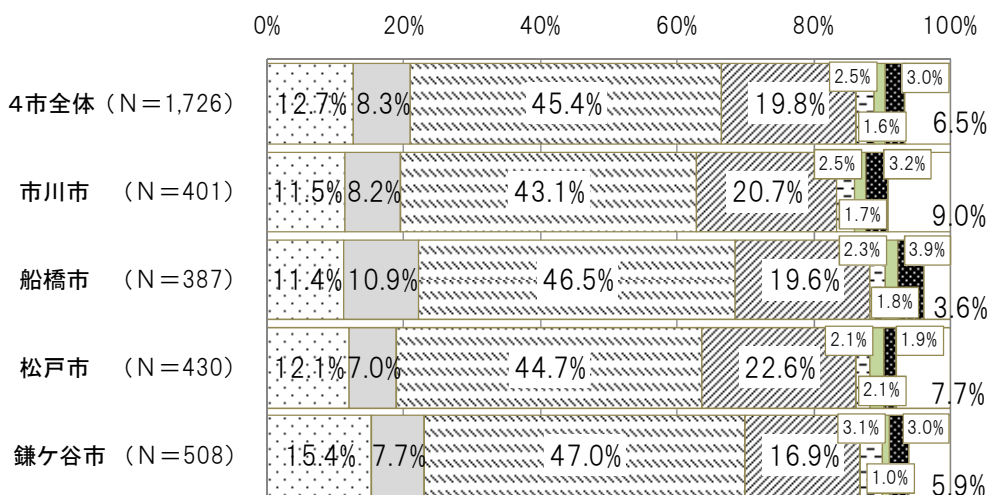
今後の各市での取り組みについては、4市全体では「合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う」(45.4%)が最も高く、以下高い順に「市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う」(19.8%)、「各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める」(12.7%)、「各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う」(8.3%)と続いている。

4市別にみると、各市とも各回答はほぼ全体と同じような割合となっている。

#### 【年齢別の傾向】

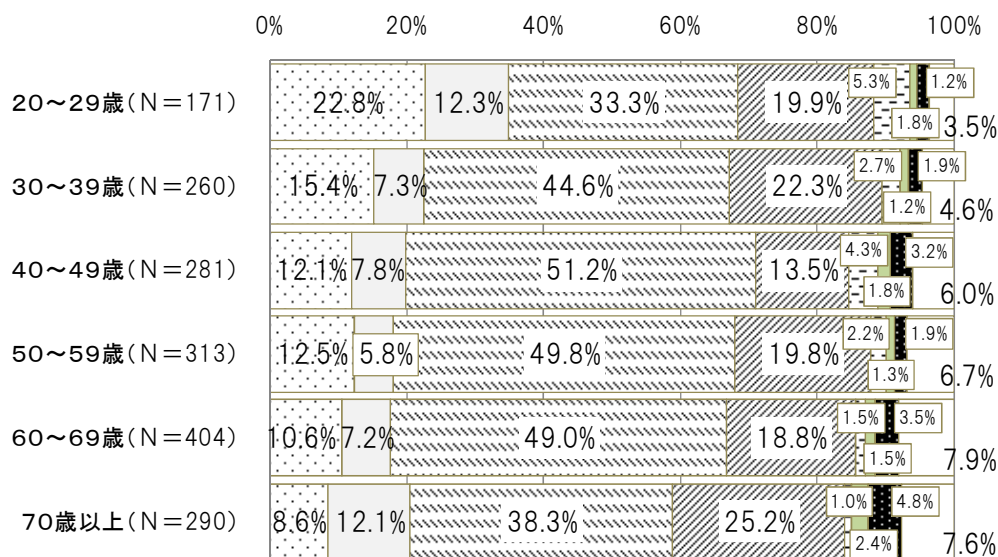
年齢別の傾向を4市全体で見ると、「合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う」の割合は、40～49歳(51.2%)、50～59歳(49.8%)、60～69歳(49.0%)で高く、20～29歳(33.3%)、70歳以上(38.3%)で低くなっている。また、「各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める」の割合は、20～29歳(22.8%)で高く、70歳以上(8.6%)で低くなっている。

図25 今後の各市での取り組みについて



- 各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める
- 各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う
- 合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う
- ▨ 市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う
- その他
- 特にない
- わからない
- 無回答

図26 今後の各市での取り組みについて  
(4市全体・年齢別)



- 各市間の具体的なサービス・負担の比較などの研究を進める
- 各市にとって望ましい合併相手となる市の組み合わせについての研究を行う
- 合併や政令市移行のメリット・デメリットについてのより深い研究を行う
- ▨ 市民からの意見収集・市民への情報提供などの取り組みをより広く行う
- その他
- 特にない
- わからない
- 無回答

## アンケート自由記載欄

※いただいたご意見を抜粋、要約し、内容ごとに分類して掲載しています

### 合併・政令市移行に賛成の理由

- ・市の名前に愛着があるが、市政が向上するなら良いと思う
- ・市の知名度が低いので
- ・今のままではいずれ対応しきれなくなると思うので
- ・市境の不便や不都合が解消すると思うので
- ・行政のスリム化により、公務員、議員の削減ができると思うので
- ・東京都に一番近い政令市として人口の大幅増が期待できると思うので
- ・ごみの分別など他市のほうが楽だから
- ・産業のバランスが期待できるから
- ・魅力のない今の市にカンフル剤の意味を含めて推進すべき
- ・福祉厚生面で他市より劣っていると思うから

### 賛成だが条件や懸念事項あり

- ・合併後の新市の名称はインパクトのある名前を希望する
- ・合併後の新市の名称は恥ずかしくない名前を希望する
- ・住所の名称は今のままにしてほしい
- ・タイムスケジュールを示し合併を推進するべきだ
- ・合併してよかったと市民が思えるようにしてほしい
- ・今よりも暮らしにくい社会になることは困る
- ・大都市にするために無理な開発等をし、財政運営を危うくさせないでほしい
- ・関東圏の住宅地として一番に選ばれるようになってほしい
- ・行政のスリム化のための合併ではなく、十分な人材を維持しサービスの充実を図ってほしい
- ・経費が削減され、市が活性化されるのならば前向きに考える
- ・財政不安解消のために合併するのではなく、魅力ある街のために合併してほしい
- ・政令市に移行することで今まで出来たことが出来なくなるのは困る
- ・これ以上負担がかからない生活が送れるようにしてほしい
- ・行政のスリム化のために安全性が低下することのないようにしてほしい
- ・政令市になり、いつその地域差が出ては困る。合併してから道路整備をするのは支持されないのでは
- ・各々の市の負債等マイナスの部分がどうなるかが心配
- ・美しいものや文化的なものが少なく住環境が良いとは思えないので、他の県からも住んでみたいと思われる市に改善してほしい
- ・他の合併事例では公共料金があがり、市独自のサービスがなくなっている
- ・合併だけが住みよい街を作る方法とは思わないので、よく考えて欲しい

- ・働いていると市に対し税を負担するのみで行政サービスを受けている実感がないので、政令市になることで特別区民税を支払うようになるのは嫌だ
- ・合併することで財政的に明るい将来が実現できる見通しがあるかどうかを考察する必要があるのでは

#### **合併・政令市移行に反対の理由**

- ・メリットがないように感じる。現段階で各市ができること、改善すべきことに力を入れればよいのでは
- ・他市と合併することで住民負担の増やサービスの低下などでデメリットがありそうだから
- ・合併よりも各市での財政の立て直し、借金の早期返済、組織のスリム化と人件費、物件費の削減をすすめるほうが先だと思うから
- ・各市の現状の課題が解決しないまま置き去りにされてしまいそうだから
- ・高齢者を活かした街づくりをするならば、小さな都市のほうがいい
- ・人間が生活するには30～40万人の人口が理想だと思う
- ・他市にくらべて小さい市なので合併すると吸収されてしまう気がするから
- ・合併によって生活圏が変化するのはよくないから
- ・行政が大型化することでサービスの低下、無駄がふえるのでは
- ・公共施設が遠くなることで地域の連携が薄れるのでは
- ・平成の大合併の各種報道機関からの情報では成果があがっていないように感じるから
- ・なぜ政令市を目指さなければいけないのかわからないため
- ・最終報告書は良い事しか書かれていなく、アンケートの内容も賛成方向の内容が多く、反対や疑問の項目がないため
- ・合併し、議員が減ることで地域住民の声が届かなくなるのではないかと心配だ
- ・市に愛着があり、今まで頑張ってきたので、今の市として大きく発展してほしいから
- ・それぞれが個性ある街づくりをするほうが魅力的な都市になると思うから
- ・各々の都市のイメージがあるのに、合併すれば全てがなくなってしまうようなので
- ・今一番大事なのが出生率増加による市の人口増加だと思うから
- ・町名の変更等があり手続きがめんどうだから
- ・財政難ならすぐ合併というのは浅はか。1人ひとりに自覚を促し節約すれば、十分やっていけると思うから
- ・現在の市の救急レベルが今後下がるかもしれないから
- ・予算や職員を減らすために保育など子どもにシワ寄せが行くと思うから
- ・同規模の市が合併すると、弊害ばかり発生する恐れがあるから
- ・道路行政が行き届いていないのに、市が広域となるとますます放置される道路が増えそうだから
- ・合併すると大規模な基盤整備を行わなければならない、少子高齢化に進むきめ細かい福祉行政に支障をきたすから
- ・合併によって財政が豊かになっても市民のために使われるのか疑わしいから

### 合併の組合せに関する意見

- ・魅力ある都市を目指すには浦安市との合併が必要
- ・市川・船橋・浦安・習志野が合併し、松戸・柏及び周辺が合併すべき。数合わせの合併ではなく、居住者、将来居住する者が希望を実感できるようにじっくり検討すべき
- ・行徳地区は地理的に浦安市と合併すべき。
- ・松戸市の北部にとって4市合併にはメリットを感じられない
- ・4市に限らず、各市にとってメリットのある相手だけを選んでほしい
- ・生活圏がことなる市を隣接しているというだけで選ばないでほしい
- ・柏市を中核として合併すべき
- ・色々な市の組み合わせを検討して欲しい
- ・浦安、習志野、八千代などとの合併も視野に入れるべき
- ・市民負担やサービスの低下になるので組合せについては慎重に考えるべき

### 新市への意見

- ・箱モノ目当ての合併はやめてほしい
- ・住民に負担がかからない程度の発展を希望する
- ・若者だけに目を向けず、健康で仕事に意欲のある人が生涯働けるようなまちづくりをしてほしい
- ・いろいろな都市からお客様が出向くような都市を目指してほしい
- ・住宅地として充実向上するのが一番立地条件にあっていると思う
- ・緑豊かな自然環境を守って、「心安らかに生活できる住宅都市づくり」をコンセプトに都市開発を目指して欲しい
- ・老人、子どもに優しいまちづくりをお願いする
- ・各市の負担を少なくし、若い人が住みやすい市を目指して欲しい
- ・東京の近郊に中枢都市はいくつもいらない。住宅そして産業が少しあれば
- ・エコな街づくりをしてほしい。具体的には、自転車道、歩道の確保によるクリーンで健康的な街など
- ・若い人が生活、就職しやすい環境を整えることが一番
- ・医療施設、保育施設を充実させ、東京通勤の現役世代が安心して住めるようにしてほしい
- ・老人福祉を一番に考えるべき
- ・若い層の心の教育に力を入れてほしい
- ・若い世代がここで住み続け子どもを産んで安心して暮らせるまちを希望する
- ・自然環境をこれ以上壊さないようにしてほしい
- ・伝統文化の次世代への継承は大事
- ・共稼ぎ世代に生活しやすい保育園の増設、延長保育、高機能医療病院創設、生涯学習などの充実、商店街の活性化、住民と商店の交流などにより地域に愛着が増すのではないか
- ・市川から松戸や浦安につながる南北を走る鉄道を作ってほしい

- ・京成の高架を進めてほしい
- ・立地や交通の連続性を期待している
- ・道路の整備を希望する
- ・各地のアクセスのためシャトルバスを運行してほしい
- ・南北の道路整備、渋滞解消、歩道整備が必要である
- ・各駅周辺の都市開発、および徒歩 15 分以内の市街化を図ってほしい
- ・駅前開発、道路整備、マンションの高さ規制、私鉄・JRの乗り入れ等、人が自然に集まってくるような都市化を希望する
- ・役所や医療・福祉施設が駅から徒歩 10 分にあるようにしてほしい
- ・行政のスリム化のための合併ではなく、十分な人材を維持しサービスの充実を図ってほしい
- ・合併することで現状よりも生活水準が向上しないと意味がない
- ・緑や花の多い公園を設置してほしい
- ・若者が喜んで住める市街化と老人に対するきめ細かい行政を両立させてほしい
- ・市民税以外に財源を持つためにも、QOL 産業に限定せず、全国に通用するレベルの地場産業を育てるべき
- ・江戸川、葛飾区のように企業や商店が集まり、その中でマンション等の住宅環境を整えていけないといけないのでは
- ・企業も商店も必要。住宅だけでは財政不足になるのでは
- ・新しいエネルギー産業の開発を行い、活気溢れる街にするべき
- ・漁業・農業を主軸に物流を含む産業創成を
- ・産業が活性化しないと個人への負担が増えてしまい大変になるので、偏りのない産業基盤ができることを希望する
- ・教育機関と産業との協力体制を作り、産業の活性化を目指してほしい
- ・職業訓練など社会に出て役に立つ場所を作ってほしい
- ・住まいが集積する地域には積極的に衣食住に関する店舗を誘致してほしい
- ・大学、国、企業の研究機関を誘致し、産業基盤を作ることでメリットを生み出せると思う
- ・他市と比較して税負担を軽くすれば、人、産業が集まり、結果税収が多くなるのでは
- ・道路や下水道等の都市インフラが弱いので、政令市以前に当然力を入れるべき
- ・職員の数、議員の数の削減をしてほしい
- ・市県民税の値下げ、児童手当の引き上げ、児童医療費無料化を望む
- ・区役所は休日窓口を充実させてほしい
- ・自治体の運営は無駄をなくし、スリム化を図ってほしい
- ・合併後の区の名前は旧各市の名前をつけてほしい
- ・教育、宗教など年をとっても学ぶことができるまちづくりをしてほしい
- ・若者には「自己表現の出来る場づくり」が大切に思える
- ・保育所はある程度必要だが、経済優先で働く大人を支援するより、企業・社会全体が子どもと向き合う時間をきちんと作るようにするべき。住みよい満足できる環境づくりが第一。

人が集まる街になれば、自然と産業も発展する。ただし、良質な産業の受け入れを

- ・将来像を実現する7つの柱は多い。これという一つに絞り込み全国にアピールすべき
- ・きれいに掃除してある街を望む
- ・失業している人や働いても保険が適用されない弱者の人たちが普通に生活できる地域社会を希望する
- ・仮に合併しなくても将来像実現の7つの柱を進めてほしい
- ・女性の家庭における家事等の負担が減ることについては疑問を感じる
- ・単なる学力の向上ではなく、社会に適応でき、自分の意見を持ち、有能な人物を創り上げることを目的とした教育を行ってほしい

### 行政への意見

- ・生活保護の水準を見直してほしい
- ・マンション等の高い建物が多く、一戸建ての家日当たり、電波障害が気になる
- ・工場が多く、空気汚染が気になる
- ・大型トラックの交通量が多く、道路等の整備、空気汚染が気になる
- ・出張所が少なく住民票取得が不便。コンビニでは店員がパートであり個人情報上不安を感じる
- ・浮浪者が増加し治安が悪くなってきた
- ・大型ゴミに料金がかかるのはやめてもらいたい
- ・浄化槽の設置が遅れている
- ・川が汚れている
- ・小さい子供への支援をもっとしてほしい
- ・江戸川区、葛飾区、墨田区、足立区、荒川区との接点を考えるべき。区との地域差があるとおもう
- ・タウンミーティングを平日の他に土日にも行い、会社員の意見を聞いてほしい
- ・理想像を掲げることは重要だが、今出来ることを優先してほしい
- ・開かれた行政を目指すならば、日頃からの情報公開と市民の意見聴取が大事
- ・北総線の料金が高い。歩道が狭すぎる。国道464号線の車道が狭い
- ・町づくりはもっと底辺の人の生活を豊かにすることに意味がある
- ・合併、政令市移行するにも時間、金、労力がかかると思うので、すぐにでも改善して欲しい問題に財政力を注いでほしい
- ・小中学校の対応に各市で格差があるので無くしてほしい
- ・高齢者の就職が困難である
- ・4市間の交通の便が良くない
- ・道路、歩道が悪すぎ、優しくない街になっている
- ・子どもの遊べる場を充実させてほしい
- ・現在納税をしている現役世代のことを1番に考えて欲しい
- ・道が狭いことがあり、広げるのも難しいところは道路にカラーを入れる、朝夕の時間帯は



規制をかける、車幅規制をするなど工夫してほしい

- ・ 市政に参加できる制度を作してほしい。住民投票条例など
- ・ 駅前に高層マンションが建っているが、住宅都市として考えるならば、もっと規制をしてシンプルで魅力ある市にしてほしい
- ・ 現存するものを広く使うようにするべき。人的パワーを利用し市民の助け合い精神を育てればよい
- ・ 農薬、化学薬品を使わない農業を希望する。また、農地を自由に売らせないようにし、国内で自給自足し、輸入作物をなくすようにしてほしい

### 研究への意見

- ・ 政令市になるとどんなメリット、デメリットがあるのかがわからない
- ・ 合併についてプラスの面ばかり強調しないでもっとマイナス面も知らせてほしい
- ・ 具体的なメリットデメリットを信憑性のあるデータのもとに示して欲しい
- ・ 本来は各市単位で合併・政令市移行のメリット、デメリットがあるのでは
- ・ メリットばかり強調されデメリットが掲載されていない
- ・ メリット、デメリットを明確にする、財政部分を詳しい数字で表す、歳出カットの為の努力を可能な限り実行するべき
- ・ メリットだけを強調しすぎの感じがし、回答できない
- ・ 合併によってのプラス面よりマイナス面をわかりやすく示してほしい
- ・ 合併対象が未確定ではメリット、デメリットの判断のしようがない
- ・ もっと研究内容、研究していることを市民に知らせるべき
- ・ 周知方法として広報誌以外のポスター、各家庭へのパンフレット配布など必要では
- ・ 市民が意見をしやすいよう、駅や公共施設に意見箱の設置、街頭での聞き取り調査など必要では
- ・ 最終報告書とは別に市民の意見や意識を調査しては
- ・ この様な調査はもっと若い世代の方の意見を聞く方がよいのでは
- ・ 市民からの意見収集や情報提供の取り組みをもっと図るべき
- ・ 定期的にこのような活動の場を提供して欲しい
- ・ 随時住民の意見を聞いて報告書を出すべき
- ・ 「7つの柱」それぞれの具体的な施策を広報なり、冊子にするなりして市民にわかるように提示してほしい
- ・ アンケートもひとつの方法だがこの他にもいろいろと意見を聞くべきでは
- ・ 内容が大きすぎてよくわからない。一家庭の現状に合わせた細かいところが不明で不安が残る。
- ・ 合併するにあたりどのように市民が参加して決定できるかの説明が不十分
- ・ 4市それぞれの人口、財政などの現状がわかりにくい
- ・ 政令市移行による市民生活への影響がどうなるかがよくわからない
- ・ 新市の将来像を実現する7つの柱とその施策目標によりどういう基盤整備がされ、住宅都

市としての魅力向上によりどんな恩恵が受けられるかを示してほしい

- ・パンフレットを、こういういいことがある、こういう危険もある、みなさんはどうですか、と子どもがみてもわかりやすいものにしてほしい
- ・市というものが中心にあって、市民のために必要かがわかりづらい
- ・何故合併・政令市を考えるか、その場合の将来についての説明が不十分
- ・目指す姿、施策目標だけではなく、その目標に向けて具体的にどのように達成していくかを知りたい
- ・財政の効果について、3、5、10年後の概算予測を試算していただきたい
- ・福祉サービスの内容について具体的に記述して欲しい
- ・合併した場合のデータ分析が数字のみでどのような付加価値が生まれるのかわからない
- ・わからない立場の人まで目線を下げ、実際どうなるのか、なぜそうなのかなどをオープンにわかりやすく教えてほしい
- ・宝くじの収入は本当にこれほどの収益があるのか疑問である
- ・すでに合併している市町村のその後の様子を調査してほしい
- ・仮定の話をしているので他の合併事例を入れればわかりやすくなる
- ・すでに合併した都市に住んでいる住民の声が聞いてみたい
- ・財政面の効果がほんとうにあるのか他の合併事例も知りたい
- ・合併、政令市移行の先進事例についてHPなどで見れたら良いのでは
- ・まちづくりに市民がもっと関心をもち、安全で愛情のもてる地域として全国的に誇れる姿を研究してほしい
- ・最終報告書案に対するアンケートだと最終報告の既成化になるので、中間報告書とするべきでは
- ・アンケートは年代別に同じ人数で行ったほうがよい
- ・4市で合併をしないのであれば研究は必要ないのでは
- ・合併に期待している人などいないので、合併に期待せざるを得ないような劇的なメリットを提示すべき
- ・アンケートで市民に知らせる機会、考える機会を提供することは良いことだと思う
- ・合併には反対だが、市民に対してアンケートを取る姿勢は評価できる
- ・政令市とはなんたるかも知らないので政令市制度自体をPRすべき
- ・設問に対して片寄った選択肢しかないのが残念
- ・合併、政令市だけではなく、各市だけでも大丈夫な街づくりも考えるべき
- ・都市には最も経済的な適正規模があると思うのでそこを検討すべき
- ・単なる行政効率重視ではなく、住民あつての地方自治を念頭において議論を進めてほしい
- ・今回の4市だけではなく、近隣市を含めた研究をしてほしい
- ・住民に対して政令指定都市のついて説明する機会を設けてからアンケートをしてほしい
- ・アンケート4,000人は少ないのでは
- ・合併前に基準を設けて、財政等格差を一定範囲内にとどめた上で合併議論を行えば良いのでは

**その他の意見**

- ・ 合併後の新市の名称を公募してみてもうどうだろう
- ・ 根本的に国の財源については解決されていない。政策、財政の効率化は国内全体で最大限のメリットを追求すべき
- ・ 千葉県を2分割するのはどうだろう
- ・ 合併後の新市の名称の候補を示してほしい
- ・ 年金などのニュースのため「公」に対し疑いの気持ちがある
- ・ なにも変わらないのでは
- ・ 新市の名称はひらがなは止めてほしい
- ・ 合併をするなら市民投票をすべき
- ・ 合併して市名がなくなるのはさびしい

## (2) その他のアンケート等

### ① リレーシンポジウム

- ・リレーシンポジウムは、研究会が平成20年11月に公表した「最終報告書案」を圏域住民へ周知するとともに、意見収集等を行うために船橋市、市川市及び鎌ヶ谷市において、計3回行われた。
- ・シンポジウム会場では、来場者を対象としたアンケートを実施し、研究会が「最終報告書案」で提案した、本圏域の「将来像」や「合併に関する賛否」等について尋ねた。
- ・以下では、その概要を整理した。

会場	開催日	開催場所
船橋会場	平成20年11月21日(金)	船橋市市民文化創造館
市川会場	平成20年12月22日(月)	市川市文化会館 小ホール
鎌ヶ谷会場	平成21年1月21日(水)	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター

#### 【来場者数】

- ・来場者数は、船橋会場144人、市川会場80人、鎌ヶ谷会場160人、合計384人であった。会場で実施したアンケートの回答数は、それぞれ71、38、59、合計168、回収率は平均44%であった。

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場	合計
来場者数(人)	144	80	160	384
回答数	71	38	59	168
回収率	49%	48%	37%	44%

#### 【来場者の住所】

- ・来場者のうち回答のあった来場者(以下、同様)を住所別にみると、船橋会場では船橋市民が最も多く(82%)、市川会場では市川市民(50%)、鎌ヶ谷会場では鎌ヶ谷市民(49%)と、各会場とも、開催市の市民が最も多い結果となった。

※網掛けは最も多い住所

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場
市川	1	19	0
船橋	58	10	7
松戸	1	3	2
鎌ヶ谷	3	1	29
その他	8	5	19
無回答	0	0	2
合計	71	38	59

**【性別】**

- ・来場者を性別で見ると、男性が多く、船橋会場では 62 人 (87%)、市川会場では 31 人 (82%)、鎌ヶ谷会場では 50 人 (85%)、全体では、143 人 (85%) であった。

※網掛けは最も多い性別

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場
男性	62	31	50
女性	6	5	6
不明	3	2	3

**【年代】**

- ・来場者を年代別で見ると、船橋会場と市川会場では、60 歳代がそれぞれ、24 人 (34%)、9 人 (24%) と最も多く、鎌ヶ谷会場では、40 歳代が 12 人 (20%) と最も多かった。全体では、60 歳代が 44 人 (26%) と最も多かった。

※網掛けは最も多い年代

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場
20 歳未満			1
20 歳代	1	6	9
30 歳代	10	5	6
40 歳代	10	4	12
50 歳代	11	7	11
60 歳代	24	9	11
70 歳以上	14	7	9
不明	1		0
総計	71	38	59

**【将来像への共感】**

- ・研究会が最終報告書案で提案した将来像（「160万人力の生活創造都市」）に共感できるか、との問いについて、船橋会場では「どちらかといえば共感できる」が25人（35%）で最も多く、市川会場では「大変共感できる」、「どちらかといえば共感できる」がそれぞれ13人（34%）、鎌ヶ谷会場では「どちらかといえば共感できる」が25人（42%）で最も多かった。全体では、「どちらかといえば共感できる」が63人（38%）で最も多かった。

※網掛けは最も多い回答

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場	合計
大変共感できる	20	13	17	50
どちらかといえば共感できる	25	13	25	63
あまり共感できない	10	6	11	27
全く共感できない	3	2	2	7
わからない	10	2	3	15
不明	3	2	1	6
総計	71	38	59	168

**【合併について】**

- ・合併についてどう思うか、との問いについて、船橋会場では、「どちらかといえば賛成」が24人（34%）で最も多く、市川会場、鎌ヶ谷会場では「賛成」がそれぞれ14人（37%）、25人（47%）で最も多かった。全体では、「賛成」が60人（36%）で最も多かった。

※網掛けは最も多い回答

	船橋会場	市川会場	鎌ヶ谷会場	合計
賛成	21	14	25	60
どちらかといえば賛成	24	9	16	49
どちらかといえば反対	3	4	3	10
反対	6	3	5	14
わからない	10	6	6	22
その他			1	1
不明	7	2	3	12
総計	71	38	59	168

## ② ご意見うかがい隊

- ・ご意見うかがい隊は、研究会の構成市の職員により結成されたものである。平成 20 年 7 月から平成 21 年 1 月までの間に各市で開催されたイベント等の機会に計 7 回出動し、研究会の活動等についての周知活動を行った。この際、アンケートを実施し、「合併への賛否及びその理由」、「合併の組合せ」等について尋ねた。
- ・以下は、その結果概要を整理したものである。

イベント	出動日
ふなばし市民まつり	平成 20 年 7 月 26 日（土）
平和のつどい“ふなばし 2008”	平成 20 年 8 月 9 日（土）
ご意見うかがいデスク（船橋駅前総合窓口センター）	平成 20 年 8 月 22 日（金）、23 日（土）
いちかわ産フェスタ	平成 20 年 9 月 7 日（日）
市川市民まつり	平成 20 年 10 月 18 日（土）
ふなばし健康まつり	平成 20 年 11 月 2 日（日）
船橋市成人式	平成 21 年 1 月 12 日（祝）

### 【住まい】

- ・アンケートに答えていただいた方（回答者）の総数 1,442 人で、うち研究会構成 4 市にお住まいの方は合計 1,358 人であった。

船橋市	市川市	松戸市	鎌ヶ谷市	その他	（無回答）	合計
806	514	13	25	63	21	1,442
4 市計＝			1,358			

- ・以下については、4 市にお住まいの方 1,358 人についての概要を整理した。

### 【性別】

- ・回答者の性別は、男性が 564 人（41.5%）、女性が 741 人（54.6%）、無回答が 53 人（3.9%）であり、女性の方が男性よりも多かった。

男性	女性	（無回答）	合計
564	741	53	1,358
41.5%	54.6%	3.9%	100.0%

【年代】

・回答者を年代別で見ると、60歳代が292人(21.5%)で最も多く、以下、30歳代が259人(19.1%)、40歳代が215人(15.8%)であった。

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計
41	155	259	215	194	292	196	6	1,358
3.0%	11.4%	19.1%	15.8%	14.3%	21.5%	14.4%	0.5%	100.0%

【研究の認知度】

問1 市川・船橋・松戸・鎌ヶ谷の4市が、合併や政令指定都市への移行について、共同研究を行っていることをご存じでしたか？(1つに○)

・研究の認知度について尋ねたところ、「知っていた」、「見聞きしたことがある」と回答した人が、合わせて698人(51.4%)であり、「知らなかった」と回答した658人(48.5%)を上回った。

知っていた		見聞きしたことはある		知らなかった		(無回答)		合計	
451	33.2%	247	18.2%	658	48.5%	2	0.1%	1,358	100.0%
若干なりとも知っていた人⇒		698	51.4%						

【合併等の賛否】

問2 自分の住む市が合併して政令指定都市を目指すとしたらどう思いますか？(1つに○)  
※現行制度のもとでは、4市はいずれも、政令指定都市を目指すためには合併が必要です。

・自分が住んでいる市が、合併して政令指定都市を目指すことについて尋ねたところ、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人が、合わせて902人(66.4%)であった。「どちらかといえば反対」、「反対」と回答した人が、合わせて429人(31.6%)であった。

賛成		どちらかといえば賛成		どちらかといえば反対		反対		(無回答)		合計	
361	26.6%	541	39.8%	303	22.3%	126	9.3%	27	2.0%	1,358	100.0%
「賛成」⇒		902	66.4%	「反対」⇒		429	31.6%				



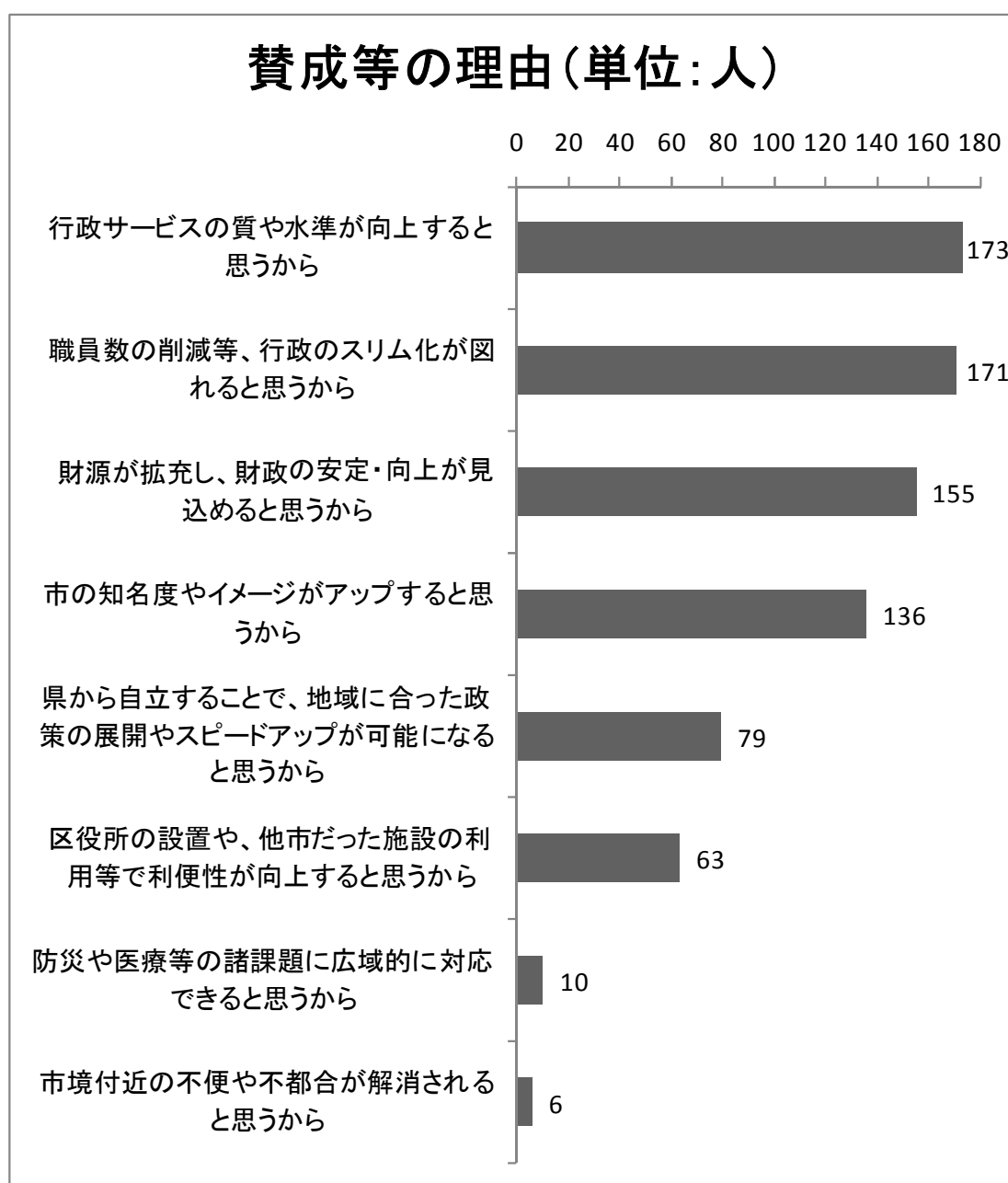
【回答理由】

問3 「問2」の回答理由をお書きください。

- ・合併等の賛否について、その回答理由を尋ねた。

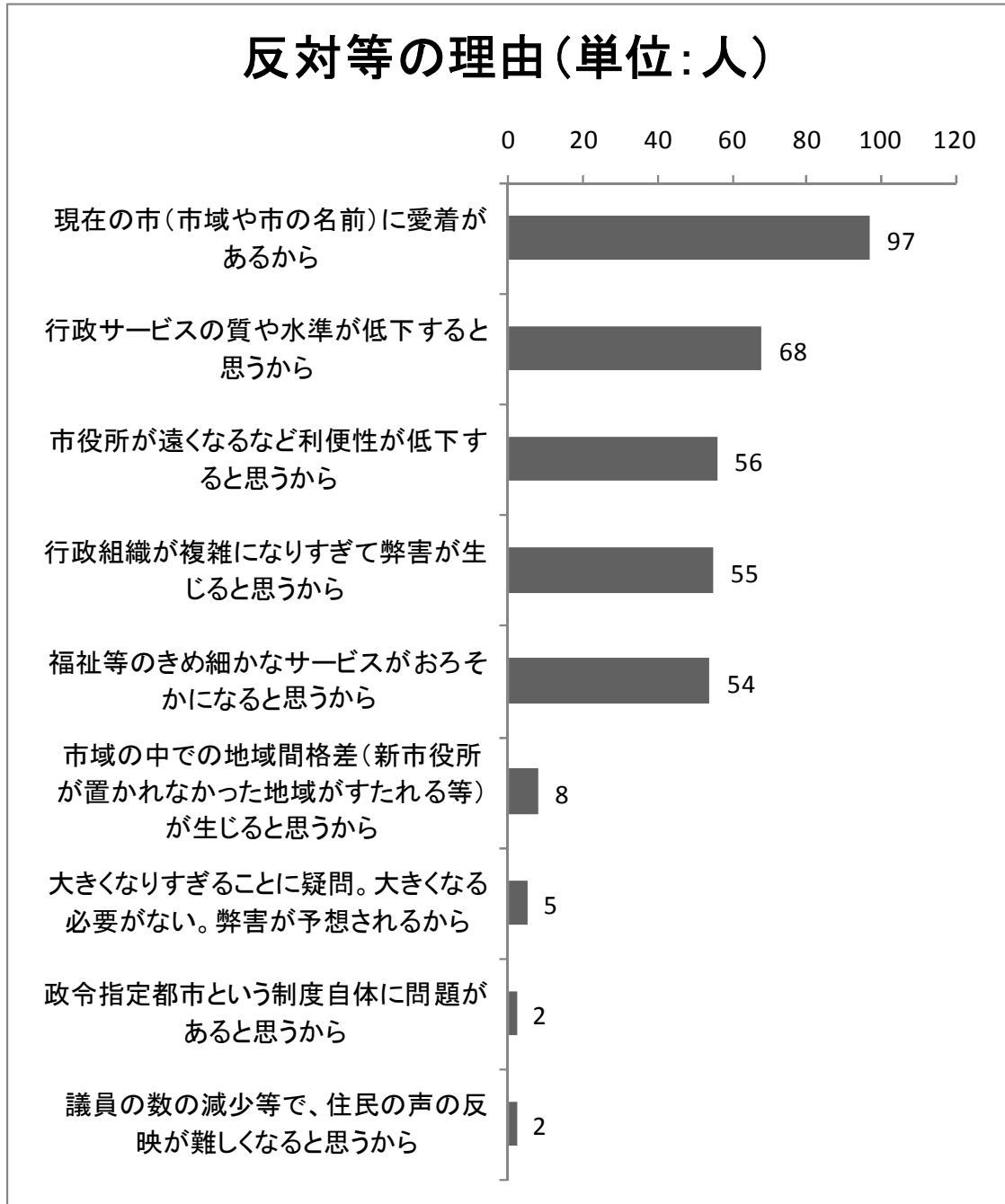
○賛成等の理由

- ・「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の回答理由としては、「行政サービスの質や水準が向上すると思うから」が173人で最も多く、次いで、「職員数の削減等、行政のスリム化が図れると思うから」が171人、「財源が拡充し、財源の安定・向上が見込めると思うから」が155人であった。



○反対等の理由

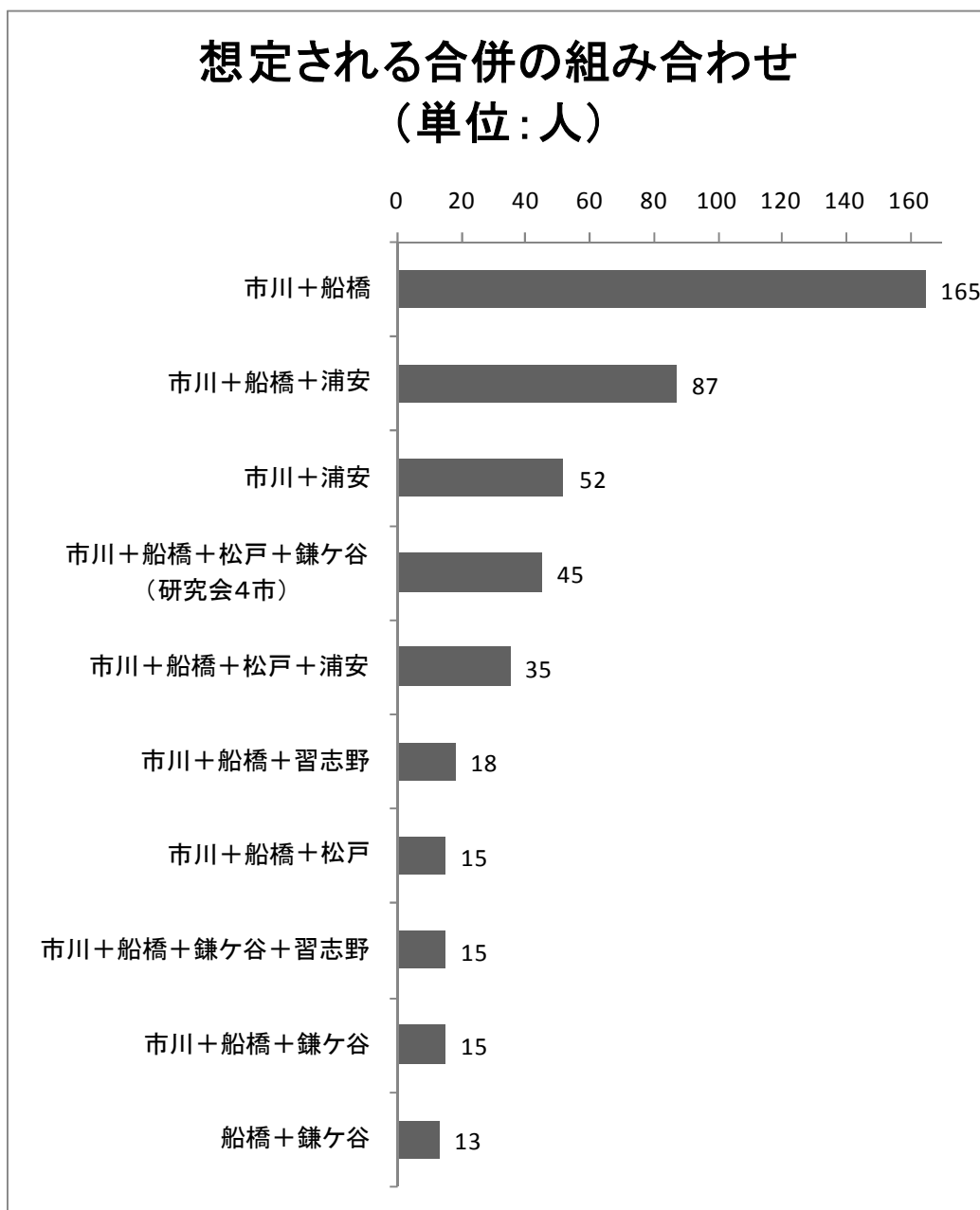
・「どちらかといえば反対」、「反対」と回答した人の反対理由としては、「現在の市域や市の名前に愛着があるから」が97人で最も多く、次いで、「行政サービスの質や水準が低下すると思うから」が68人、「市役所が遠くなるなど利便性が低下すると思うから」が56人、「行政組織が複雑になりすぎて弊害が生じると思うから」が55人、「福祉等のきめ細かなサービスがおろそかになると思うから」が54人であった。



【想定される合併相手としてあげられた主な組合せ】

問4 「問2」で1または2と回答した方に伺います。下記の中から、自分の住む市に「◎」を、合併相手として考えられる市に「○」を付けてください。(○はいくつでも)

- ・合併して政令指定都市を目指すことについて「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人に合併相手として考えられる市を尋ねたところ、「市川市と船橋市」が165人で最も多く、次いで、「市川市、船橋市及び浦安市」が87人であった。



## 参考8 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会規約等

### (1) 研究会規約

#### 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会規約

##### (名称及び所在地)

第1条 本会は、東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会（以下「研究会」という。）と称し、事務所を、第8条の規定により事務局が置かれる団体の所在地におく。

##### (構成団体)

第2条 研究会は、東葛飾・葛南地域に位置する市川市、船橋市、松戸市及び鎌ヶ谷市の4市（以下「4市」という。）で構成する。

2 構成団体は、研究会の決定事項に連帯して責任を負う。

##### (目的)

第3条 研究会は、4市の合併及び政令指定都市に関して、調査・研究することを目的とする。

##### (事業)

第4条 研究会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 合併、政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究
- (2) 4市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究
- (3) その他、必要と認める事項

##### (組織)

第5条 研究会の委員は、構成団体の企画担当部長（相当職）であって、別表に掲げる者とする。

2 研究会の下部組織として、ワーキンググループを設置する。

##### (役員)

第6条 研究会には次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 監 事 2名

- 2 会長、副会長、監事は互選とし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 会長は、会議を総括し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、会長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 会長は、必要に応じて職員等を出席させ、研究会を進行する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、会長の所属する団体内に置く。

(負担金)

第9条 構成団体は、研究会に負担金を納入しなければならない。

(会計)

第10条 研究会の費用は、構成団体からの負担金をもって充てる。

2 研究会の予算及び決算は、研究会の総意により決するものとする。

3 研究会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 研究会の出納その他の会計事務は、会長が行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会に諮って、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年 4月27日から施行する。

2 研究会は、平成20年度において、運営状況および成果について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規約は、平成20年 4月1日から施行する。

別 表

市川市	企画部長
船橋市	企画部長
松戸市	総務企画本部長
鎌ヶ谷市	総務企画部長

## (2) 研究会ワーキンググループ運営要領

### 東葛飾・葛南地域 4 市政令指定都市研究会 ワーキンググループ運営要領

#### (趣旨)

第 1 条 東葛飾・葛南地域 4 市政令指定都市研究会規約第 5 条第 2 項の規定に基づいて設置される、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

第 2 条 グループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究会の事務に係ること
- (2) 合併、政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究に係ること
- (3) 4 市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究に係ること
- (4) 委託業者との連絡調整に係ること
- (5) その他、必要と認める事項

#### (構成)

第 3 条 グループは、研究会委員の指名した職員で構成する。

#### (会議)

第 4 条 グループの会議は、研究会の会長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 グループは、検討や調査・研究のために必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、又は他の方法により、資料等の作成及び説明を受けることができる。

#### (事務局)

第 5 条 グループの事務局は、会長の所属する団体内に置く。

#### (雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、グループの運営に関し、必要な事項は、研究会の会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。







問い合わせ先

**東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会**

市川市 企画部企画・広域行政担当

TEL 047-334-1104

船橋市 企画部企画調整課 広域行政推進班

TEL 047-436-2461

松戸市 総務企画本部 政策調整課

TEL 047-366-7072

鎌ヶ谷市 総務企画部 企画財政課 企画政策室

TEL 047-445-1141 (代) 内線 342